

平成 20 年度

地域における特許流通の取組状況に関する調査研究

報 告 書

平成 21 年 1 月

アビームコンサルティング株式会社

本報告書は、独立行政法人工業所有権情報・研修館の

平成20年度特許流通調査事業として、アビームコンサルティング株式会社が実施した「地域における特許流通の取組状況に関する調査研究」の調査・分析結果をまとめた報告書です。

したがって、本報告書の著作権は独立行政法人工業所有権情報・研修館に帰属しており、本報告書の全部又は一部の無断複製等の行為は、法律で認められたときを除き、著作権の侵害にあたるので、これらの利用行為を行うときは、独立行政法人工業所有権情報・研修館の承認手続が必要です。

平成20年度特許流通調査事業

地域における特許流通の取組状況に関する調査研究
報告書

発行年月：平成21年1月

企画・監修：独立行政法人工業所有権情報・研修館 流通部
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

調査・編集：アビームコンサルティング株式会社
〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目2番9号

本調査研究事業の概要

【調査の背景・目的】

独立行政法人工業所有権情報・研修館では、平成 18 年度に策定された第二期中期計画に基づき、特許流通アドバイザー派遣事業を実施している。本事業は、都道府県等が計画・実施する地域特許流通事業の実施計画に基づく派遣要請を受けて、独立行政法人工業所有権・情報研修館が特許流通アドバイザーを当該都道府県に派遣し、地域において特許流通や技術移転に係わる相談対応、仲介支援及び普及啓発を行うものである。

特許流通アドバイザー派遣事業では、平成 19 年度より、特許流通活動が地域に根付き、都道府県等で自律的に行われる環境を整備するため、都道府県等が確保する技術移転に関わる人材である特許流通アシスタントアドバイザーに対して、特許流通アドバイザーの指導等により、人材育成や特許流通に関するノウハウの継承を行うための支援を行っている。

本調査研究は、平成 21 年度より開始される第 2 期アシスタントアドバイザー育成期間に備え、特許流通アドバイザー派遣事業にとどまらず、都道府県等の独自の知的財産推進計画及び地域特許流通事業の取組状況を調査し、この取組における特許流通アドバイザー及び特許流通アシスタントアドバイザー育成の実施状況、平成 21 年度以降の自治体特許流通コーディネーターの活用計画等について調査・分析を行った。本調査結果より、都道府県等における地域特許流通事業及び特許流通アシスタントアドバイザー育成の参考となり得る成功事例を分析し、その成功要因を踏まえたモデルの構築について検討を行うと共に、特許流通アシスタントアドバイザー及び自治体特許流通コーディネーターの特許流通活動に必要な支援スキームの在り方について検討を実施した。

【調査方法】

(1) 既存文献・統計資料調査

地域知的財産戦略推進計画、各都道府県等による知的財産推進計画及び地域特許流通事業について、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行った過去の調査結果に加え、既存文献、統計資料などの公表物から収集した情報に基づき、地域特許流通事業等に関する現状把握、分析を行った。なお、公表物には、インターネットにより取得できる情報も含まれている。

(2) ヒアリング調査

地域特許流通事業等の成功事例の分析・検討を行うため、本分析の基礎となり得る都道府県等を選定し、ヒアリング調査を実施した。また、特許流通アシスタントアドバイザー育成の成功事例の分析・検討を行うため特許流通アドバイザー及び特許流通アシスタントアドバイザーに対してもヒアリングを実施した。

【調査結果の概要】

第 1 部 地域特許流通促進事業の取組概況と今後の在り方

1. 地方公共団体の特許流通促進事業の取組状況

(1) 地域における知的財産ポテンシャル

各都道府県の特許出願件数（2007年）は、上位5都道府県（東京都、大阪府、愛知県、神奈川県、京都府）で全体の84.7%を占めている。また、特許制度利用上位企業200社の特許出願数を控除した特許出願件数2003年～2006年累計では、上位4都道府県（東京都、神奈川県、大阪府、愛知県）が全体の61.6%を占めている。地域特許流通促進事業の成果は、このような各都道府県の知的財産ポテンシャルにより大きな影響を受けることを考慮することが不可欠である。

また、各都道府県別の弁理士登録数では、東京都と大阪府に大半の弁理士が所在している。しかし、地域団体商標登録件数では、京都府、沖縄県、北海道、岐阜県、石川県、愛知県の順となっており、地方圏における登録件数が多くなっている。専門人材基盤では都市部と地方圏の格差は非常に大きくなっているが、地域団体商標登録のような知的財産権マインドに関しては、地方圏において活用できる地域資源を積極的に活用していこうとする姿勢がうかがわれ、専門人材基盤ほどの格差はない。このため専門人材基盤においてハンディキャップを背負う地方圏での知的財産活動をスムーズに進めていくための仕組みを作り上げていくことが重要である。

(2) 県有特許の活用状況

各地方公共団体のホームページにおける公開状況は、地方公共団体のホームページのサイト内に県有特許情報を掲載しているケースと試験・研究機関のホームページのサイト上に掲載しているケースがあり、その構成は様々であり、当該情報へのアクセス利便性も差が大きくなっている。地方公共団体ホームページ上に県有特許情報を掲載しているのは6県であった。今後、地方公共団体の県有特許の活用を促進するため、即ち、県有特許の中小・ベンチャー企業への技術移転を促進するには、当該県有特許情報へInternet上でアクセス利便性を向上させることが必要である。

(3) 都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取組状況

- ① 計画の策定状況：35都道府県及び3市で「知的財産推進計画等」を策定済（埼玉県）は第2期計画を、愛知県では改訂版を策定。
- ② 知的財産に関する支援機関：都道府県における知的財産支援に関しては「知的所有権センター」が中核機関となっており、大別すると「知的財産専門の総合的な機関」を設置（知的財産専門機関）、知的財産支援は「既存の機関等」を活用（業務の一部として知的財産支援）となる。
- ③ 知財専門スタッフ：都道府県の知的財産専門機関には知財専門スタッフとして、独立行政法人工業所有権情報・研修館が派遣する「特許流通アドバイザー」及び「特許情報アドバイザー」や、都道府県が確保した「特許流通アシスタントアドバイザー」等が配置されている。他にも「特許出願アドバイザー」が存在している。これ以外に、都道府県独自の知財専門スタッフを配置している機関も存在している。
- ④ 出願費用等の助成制度：産業財産権取得に特化した助成措置は10県等（うち、外国出願に限定した助成措置は5都県）が実施している。

- ⑤ 知的財産経費補助事業制度：技術開発等に関する補助金のうち、補助対象項目として産業財産権取得費等が含まれている補助金は、18 県等の 29 事業(平成 19 年度)である。
- ⑥ 知的財産関連融資制度：知的財産権に関する融資制度は、5 道府県で実施(平成 19 年度)している。
- ⑦ 知的財産の実用化補助事業制度：県有特許等を企業が実用化するため、あるいは特許を技術移転により実用化するための助成制度を実施している県は 8 県(平成 19 年度)である。

（４）地域中小企業知的財産戦略支援事業

地域中小企業知的財産戦略支援事業において「知的財産戦略策定支援事業」を実施している都道府県は、平成 16(2004)年度 9 団体から、平成 20(2008)年度は 16 団体と推移している。

（５）地域特許流通促進事業とその成果

〈地域特許流通促進事業の成果〉

特許ライセンス契約等の成約件数では栃木県、岐阜県などの大都市圏近県に加えて秋田県などの地方部での成約件数が拡大している。また、特許流通アドバイザー支援による特許ライセンス契約等の成約案件では、事業化に成功した事例も数多く出現している。

なお、地方部の企業において開放特許を積極的に活用しているとともに、特許流通アドバイザーをはじめとした知的財産支援機関でも大都市部に比較して事業所数が少ないことから、各支援企業に対してよりきめ細かな支援が行うことが可能となっていると考えられる。

〈地域の特許流通専門人材・知的財産活用専門人材の育成状況〉

特許流通アドバイザー及び特許情報アドバイザーは、地方公共団体が開催するセミナー・講演会で知的財産活用に関する講師を務めると共に、県職員や関係機関の職員に対する普及啓発・指導業務も行っている。

〈特許流通アシスタントアドバイザー育成状況〉

演習や実習から実践による OJT を経て特許流通アシスタントアドバイザー自らが主体的な活動を遂行し、幾つかの事例の経験を積むためには、2 年間で 200 日の育成日数(知識習得 100 日、実践 100 日)は、最低限必要である。加えて、可能な限り間隔を空けることなく集中的に連続した OJT を行い、早期にスキルを修得、能力を向上させることが必要である。

2. 地域における先進的な取組

(1) 事業実施体制

「知的財産・技術・経営支援に係わるワンストップサービス体制」の事例として、岩手県及び栃木県を、「知的財産に特化したワンストップサービス体制」の事例として埼玉県を、「他機関との連携による知的財産に特化したワンストップサービス体制」の事例として大阪府の事例を紹介している。

(2) 事業内容における取組

事業内容の取組事例として、情報提供という観点から「シーズ集の作成及び活用」、「地域版特許ビジネス市の開催」、「県有特許活用に向けた取組（特許流通 DB への登録、バーチャルデータベースの活用）」に関する都道府県の取組事例を紹介している。

(3) 専門人材の育成に向けた取組

地域が自立的に特許流通を進めていくために地域で活動する特許流通アシスタントアドバイザーの育成が重要になる。このため、特許流通アシスタントアドバイザーの育成・活用の取組について栃木県や岩手県の事例を紹介している。

3. 今後の特許流通促進事業の在り方

(1) 特許流通促進事業実施体制の構築

特許流通の取組体制について、「知的財産・技術・経営支援 総合窓口型」、「知的財産支援 総合窓口型」、「支援機関分散型(窓口代表機関設置)」、「支援機関分散型(情報流通ネットワーク形成)」の4類型によるワンストップ体制の構築が考えられる。各地方公共団体の特許流通に係る取組環境を鑑みて、いずれかの類型の取組体制を選択し、ワンストップサービス体制の構築を目指す。

(2) 事業モデル構築の在り方

特許流通のプロセスにおいて、特許流通の促進を図るための裾野を広げ、地域の中小企業者に対して特許流通や経営における知的財産戦略の重要性を普及・啓発するにあたって最も重要なプロセスが「ニーズ・シーズの収集、マッチング」である。また、地方公共団体の機関や地域内企業から生みだされた知的財産を活用し地域振興や中小企業支援を進めていく上においても、きめ細かに地域内の中小企業等のニーズ・シーズ情報収集が、マッチング先となる企業情報などを把握していくために重要なプロセスとして位置づけられる。このため、特許流通促進において、「ニーズ・シーズの収集、マッチング」における知識・スキルやノウハウの習得が重要である。

(3) 専門人材育成の在り方

特許流通アシスタントアドバイザーの「採用・配置」、「育成」、「活用」、「定着」の各段階における基本的な考え方を整理している。

また、特許流通アシスタントアドバイザー育成に向けた取組として、「「行動管理」手法の活用」、「個別講習の実施方法」、「開放特許シーズ集作成の活用」を取り纏めている。

(4) 中小企業等支援策としての特許流通促進事業の取組

①中小企業支援施策の総合的なコーディネートの実施

中小企業支援にあたっては、新事業・新商品開発、販路開拓や販売促進、経営診断の実施などによる当該企業の見えない資産の把握・活用方法、当該企業の強みを活かした経営戦略策定など知的資産経営の導入、顧客管理、人事管理など業務面での革新の促進など知的財産権活用を契機とした総合的な支援のコーディネートが要請される。

このため、各地域の知的所有権センターなどと同様に技術、経営に係る官民の多様な支援機関の連携によるタイムリーな支援の実施が重要となる。このように地域中小企業の総合的な支援のコーディネーターとして地方公共団体の産業振興センターや地域の商工会・商工会議所などの地域商工団体とともに総合的な中小企業支援機関の構成機関として機能していく体制を整備し、支援サービス利用者に効果的な支援を実施し地域経済の成長に寄与していくことが期待される。

②開放特許を活用した新事業の事業化支援に向けた取組

地域で特許流通促進を図っていくにあたっては、単にライセンサーとライセンシーのマッチングを行うだけでなく、開放特許シーズの技術移転による事業化に向けて、新商品開発や新事業創出に向けた技術的な支援から販路開拓支援などによる事業を軌道に載せるため支援サービスを展開する必要がある。このため、知的財産権活用支援に係る関係者だけでなく広く中小企業支援に係る関係者との定期的な情報交換会議の場を設定し、相互に情報交換を図っていくことが必要となる。

③経営者の知財マインドの育成支援

特許流通アドバイザーや特許流通アシスタントアドバイザー、特許情報アドバイザーなどには、地域の中小企業経営者の知財マインドの育成支援を進めていくことが期待される。

このため、地域資源活用や農商工連携等による新商品開発・新事業創出などに関して地域で開催される委員会などへ積極的に参画し知的財産活用の効用、活用方法などの情報発信を行うことが肝要である。また、商工会・商工会議所など主催による知的財産に係るセミナーや講演会、また地域の大学や高等専門学校、高校などでの知的財産や特許流通に係る講座の開講や講演の実施などにより、特許流通促進による事業化を行う経営者から次代を担う学生への裾野を広げていくことが重要である。

④開放特許活用を契機とした知的資産経営戦略の展開

開放特許活用による事業化に向けた活動は、改めて自社の現状分析を行うことにより自社の強みや弱みを再評価し、活かすべき知的資産を明確にすることになる。また、融資を求める金融機関などに対して信憑性の高い情報を開示し、企業の将来性を評価される機会を得ることになる。このような活動は自ずと当該企業において知的資産経営を促すことになる。このため、開放特許活用を契機として当該企業における知的資産経営戦略を展開することにより、更なる事業や経営発展を促すことが期待される。

第2部 地方公共団体の特許流通促進事業の取組状況

第2部では、都道府県の地域特許流通促進事業の取組状況について都道府県ごとに整理し

て紹介している。事業への取組状況の紹介にあたり、各都道府県について「基礎データ」、「特許流通事業の位置付け」、「特許流通事業の取組」、「特許流通アドバイザー及び特許情報アドバイザーの活動事例」という観点から整理している。

【目次】

第1部 地域特許流通促進事業の取組概況と今後の在り方	1
1. 地方公共団体の特許流通促進事業の取組状況	3
1. 1. 特許流通が地域経済に及ぼす意義と知的財産推進計画	3
1. 2. 地域特許流通促進事業とINPIT特許流通促進事業	4
1. 3. 地域における知的財産ポテンシャル	6
1. 3. 1. 都道府県別特許出願件数、弁理士登録人数、地域団体商標登録数	6
1. 3. 2. 県有特許の活用状況	8
1. 3. 3. 都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取組状況	9
1. 3. 4. 地域中小企業知的財産戦略支援事業	14
1. 4. 地域特許流通促進事業とその成果	15
1. 4. 1. 地域特許流通促進事業の取組内容・知的財産関連施策予算	15
1. 4. 2. 地域特許流通促進事業の活動実績	21
1. 4. 3. 地域の特許流通専門人材・知的財産活用専門人材の育成状況	23
2. 地域における先進的な取組	27
2. 1. 事業実施体制の構築	27
2. 1. 1. 中小企業等支援統合サービス提供体制の構築	27
2. 1. 2. 知的財産支援統合サービス提供体制の構築	29
2. 1. 3. 地方公共団体との密接な連携体制構築	30
2. 2. 事業内容における取組	32
2. 2. 1. 特許流通促進の普及啓発	32
(1) シーズ集の作成・活用	32
(2) 地域版特許ビジネス市の開催	33
2. 2. 2. 県有特許活用に向けた取組	36
2. 3. 専門人材の育成に向けた取組	38
2. 3. 1. 特許流通AAD育成のための取組	38
2. 3. 2. 特許流通AAD活用のための取組	39
2. 3. 3. 特許流通AAD採用の考え方	39

3. 今後の地域特許流通促進事業の在り方	41
3. 1. 地域特許流通促進事業実施体制の構築	41
3. 1. 1. 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型の実施体制	42
(1) 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型の構成	42
(2) 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型の運用方法	42
(3) 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型により見込まれる効果	42
3. 1. 2. 知的財産支援 総合窓口型の実施体制	43
(1) 知的財産支援 総合窓口型の構成	43
(2) 知的財産支援 総合窓口型の運用方法	43
(3) 知的財産支援 総合窓口型により見込まれる効果	43
3. 1. 3. 支援機関分散型の実施体制	44
(1) 支援機関分散型の構成	44
(2) 支援機関分散型の運用方法	44
(3) 支援機関分散型により見込まれる効果	44
3. 1. 4. 支援期間分散型(情報流通ネットワーク形成)の実施体制	45
(1) 支援機関間における情報流通ネットワークの形成	45
(2) 情報流通ネットワークの運用方法	45
(3) 情報流通ネットワーク形成により見込まれる効果	45
3. 2. 事業モデル構築の在り方	47
3. 2. 1. 特許流通促進普及啓発活動	48
(1) 開放特許シーズ集作成目的	48
(2) 開放特許シーズ集の活用方法	48
3. 2. 2. 県有特許の活用促進	49
(1) 県有特許の流通促進	49
(2) 県外企業への県有特許流通促進	51
3. 2. 3. 提供サービス高度化に向けた取組	52
(1) 情報交換機会提供の目的	52
(2) 情報交換機会の運用方法	52
3. 2. 4. マッチング機会拡大に向けた取組	53

3. 3. 専門人材育成の在り方.....	55
3. 3. 1. 特許流通 AAD の採用から定着までの考え方.....	55
(1) 採用・配置の取組.....	55
(2) 育成.....	55
(3) 活用.....	56
(4) 定着.....	56
3. 3. 2. 特許流通 AAD 育成に向けた取組.....	56
(1) 「行動管理」手法の活用.....	56
(2) 個別講習の実施方法.....	57
(3) 開放特許シーズ集作成の活用.....	58
3. 3. 3. 特許流通 AAD 活用・定着に向けた考え方.....	59
3. 4. 中小企業等支援施策としての地域特許流通促進事業の取組.....	61
3. 4. 1. 中小企業支援施策の総合的なコーディネートの実施.....	61
3. 4. 2. 開放特許を活用した新事業の事業化支援に向けた取組.....	61
3. 4. 3. 経営者の知財マインドの育成支援.....	62
3. 4. 4. 開放特許活用を契機とした知的資産経営戦略の展開.....	62
参考1：国の特許流通促進事業の事業スキームと事業内容.....	63
参考2：地域特許流通促進事業の成果.....	65

第2部 地方公共団体の特許流通促進事業の取組状況・・・・・・・・・・・・・・ 69

この頁は白紙です

第 1 部 地域特許流通促進事業の取組概況と今後の在り方

この頁は白紙です

1. 地方公共団体の特許流通促進事業の取組状況

1. 1. 特許流通が地域経済に及ぼす意義と知的財産推進計画

現在、我が国では「知的財産立国」の実現を目指して、知的財産の創造、保護及び活用を促進するための様々な取組が行われている。

また、企業の経営環境において、商品ライフサイクルの短縮化に伴う技術開発期間の短縮化、知的財産権の活用による企業収益の最大化要求などを背景とした、技術の導入や提供の必要性が高まって久しい。

このような状況の下で、我が国の企業はオープン・イノベーションに即した知財戦略が必要となっており、我が国の取組としても、オープン・イノベーションを支える知財基盤を整備することが重要課題となっている。加えて、昨年夏以降、金融危機を背景に世界規模で企業の事業環境が悪化しており、このような景気急変の状況下においてこそ、知的財産を活用したイノベーション創出が重要である。そうすることによって、我が国の企業、特に中小企業は、グローバルな競争環境下において、知財を活用して外部技術を積極的に活用したり、外部に技術供与すること、即ち『特許流通』に取り組んで、事業革新に取り組むことが期待される。

2008年6月18日に策定された「知的財産推進計画2008」（重点編）においても、中小・ベンチャー企業は、新事業開拓の担い手として、イノベーションの創出、就業機会の増大、地域の活性化に大きな役割を果たしているとし、自社技術の知財化については、自社技術を防衛的に保護することはもちろんのこと、経営に知財戦略を積極的に取り入れることにより、自社の知的財産を共同研究、ライセンス供与、知財信託などに多面的に活用することを通じ、次の技術開発や事業展開につなげることができるため、中小・ベンチャー企業にとっても本来大きなメリットを有するものであるとしている。

しかしながら、我が国産業における企業数のシェアでは99%、従業者数では70%を占める中小企業の知的財産の取得やその活用が進まない要因としては、①特許権取得や権利行使に係る人材・資金の不足、②技術や知的財産権に関する知識・情報の不足、③技術提携先企業・大学等に関する情報や事業化に要する資金の不足等が指摘されている。また、地域には独自技術を有する中小企業のほか、地場産業や特色ある研究領域を有する地方大学が存在するが、これら地域のリソースが有機的に連携してイノベーションの創出につなげる枠組みが十分整備されていない。このため、「知的財産推進計画2008」においては、地域における知的財産の事業化を支援する仕組みの構築、情報提供の充実、負担の軽減等に向けた取組を強化している。

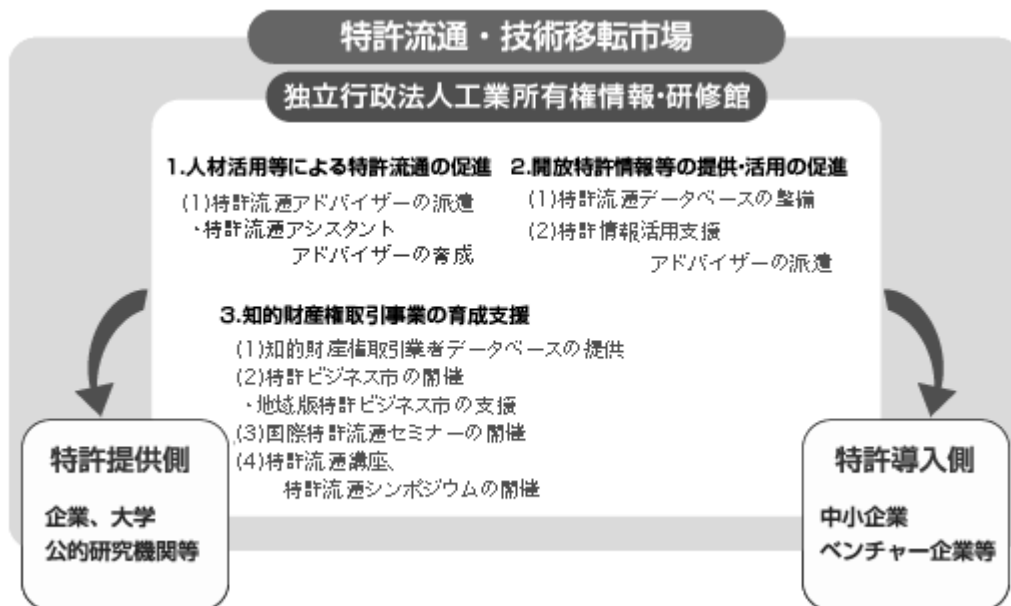
地域において特許流通の促進を図ることは、埋もれている地域の中小企業の技術展開を促し、知的財産戦略による新たな中小企業の発展の契機となるものである。このため、地域産業振興や地域中小企業支援の一方策として地域特許流通促進事業は重要な役割を果たすものである。

1. 2. 地域特許流通促進事業と INPIT 特許流通促進事業

現在、全国 9 ブロックの地域知的財産戦略本部が中核となって、各地域の特性に応じて策定した地域知的財産戦略推進計画が着実に実行され、各地方公共団体が地域知的財産戦略本部と連携して独自の知的財産推進計画を策定して、地域における知的財産活用を推進している(平成 20 年 3 月時点で 32 都道府県 3 政令指定都市が知的財産推進計画を策定している)。

地域特許流通促進事業は、これらの各地域の特性に応じた知的財産推進計画中に位置付けられており、各地方公共団体の予算規模や人員構成等により様々な体制・スキームで実施され、その成果も様々な状況にある。

独立行政法人工業所有権情報・研修館(National Center for Industrial property Information and training(INPIT):以下「INPIT」という)では、第 2 期中期計画に基づき、特許流通促進事業を実施している。本事業は、地方公共団体が計画・実施する地域特許流通事業の実施計画に基づく派遣要請を受けて、INPIT が特許流通アドバイザー(以下「特許流通 AD」という)及び特許情報活用支援アドバイザー(以下「特許情報 AD」という)を当該地方公共団体に派遣し、地域において特許流通や特許情報活用に係る相談対応、技術移転仲介支援及び普及啓発を行うものである。



(資料)『特許流通促進事業について』(<http://www.ryutu.inpit.go.jp/about/>)

図 1-1 特許流通促進事業の意義・ねらい

本事業は、平成 9 年度に特許庁で開始されて以降、特許流通 AD の支援によって企業や大学・研究機関等において締結された実施権許諾契約等の成約累計 11,770 件(平成 20 年 12 月末)、成約から事業化に結びついた案件の経済的インパクト 2,674 億円(平成 19 年 12 月末)という成果を挙げている。

さらに本事業においては、平成 19 年度より、特許流通活動が地域に根付き、地方公共団
体で自立的に行われる環境を整備するため、地方公共団体が確保する技術移転に関わる人
材である特許流通アシスタントアドバイザー(以下、「特許流通 AAD」という)に対して、特
許流通 AD の指導等により、人材育成や特許流通に関するノウハウの継承をするための支援
を行っている。この特許流通 AAD 育成支援は、1 期を 2 年間とし、第 1 期(平成 19~20 年
度)、第 2 期(平成 21~22 年度)の 4 年計画で実施しており、育成完了された特許流通 AAD
は、地方公共団体の地域特許流通事業において中心的な人材として活躍することが期待さ
れる。

1. 3. 地域における知的財産ポテンシャル

1. 3. 1. 都道府県別特許出願件数、弁理士登録人数、地域団体商標登録数

[都道府県別特許出願件数]

各都道府県の特許出願件数(2007年)は、「特許行政年次報告書 2008年版」第2章主要統計(15)都道府県別出願件数表(日本人によるもの)①特許によると、東京都(171,126件、対全国比51.3%)、大阪府(54,685件、同16.4%)、愛知県(30,133件、同9.0%)、神奈川県(16,998件、同5.1%)、京都府(9,466件、同2.8%)の上位5都府県において全体の84.7%を占めている。これは、我が国の特許出願件数は大企業によるものが大部分を占め、また大企業の本社所在地は首都圏、中京圏、阪神圏に集中して状況を反映している。

地域特許流通促進事業の取組状況の把握に資するために、都道府県別特許出願件数から大企業の特許出願件数(同第2章(9)特許制度利用上位企業の出願・審査関連情報に掲載の200社の特許出願件数)を差し引いた件数を算出した(表1-1)。

特許制度利用上位企業200社の特許出願件数を控除した特許出願件数2003年～2006年累計では、東京都(累積出願数107,156件、対全国比18.7%)、神奈川県(同93,962件、同16.4%)、大阪府(同88,283件、同15.4%)、愛知県(同63,900件、同11.1%)となり、上位4都府県の特許出願件数が全体の61.6%を占めている。

上記4都府県以外の道府県の特許出願件数2003年～2006年累計の対全国比は0.1%～4.6%となっており、地域特許流通促進事業の成果はこのような知的財産ポテンシャルにより大きな影響を受けることを考慮することが不可欠である。

[弁理士登録人数、地域団体商標登録数]

また、地域における知的財産ポテンシャルに大きな影響を及ぼす専門人材基盤や知的財産権マインドの状況に関して、弁理士登録人数、地域団体商標登録件数を都道府県別に算出した(表1-1)。

弁理士登録人数では、全国7,546人登録弁理士のうち東京都に4,494人、大阪府に1,229人となっており、東京都と大阪府に大半の弁理士が所在している。

しかし、地域団体商標登録件数では、京都府142件、沖縄県38件、北海道37件、岐阜県37件、石川県33件、愛知県30件となっており、地方圏における登録件数が多くなっている。

専門人材基盤では都市部と地方圏の格差は非常に大きくなっているが、地域団体商標登録のような知的財産権マインドに関しては、地方圏において活用できる地域資源を積極的に活用していこうとする姿勢がうかがわれ、専門人材基盤ほどの格差はない。

このため専門人材基盤においてハンディキャップを背負う地方圏での知的財産活動をスムーズに進めていくための仕組みを作り上げていくことが重要である。

表 1-1 都道府県別特許出願件数、弁理士登録人数、地域団体商標登録数

都道府県	特許出願数				2003年~2006年 累計		弁理士数 2007年 12月末	地域団体商標 2008年 12月末 累計出願数	事業所数
	2003年	2004年	2005年	2006年	出願数	対全国比			
	北海道	1,108	1,164	1,188	1,047	4,507	0.8%	18	
青森県	234	266	213	155	868	0.2%	2	9	2,048
岩手県	280	274	306	303	1,163	0.2%	3	9	2,948
秋田県	196	196	226	188	806	0.1%	3	11	2,622
宮城県	1,412	1,381	1,570	1,220	5,583	1.0%	7	11	4,273
山形県	534	467	441	293	1,735	0.3%	4	17	3,406
福島県	344	328	325	288	1,285	0.2%	6	9	5,243
群馬県	2,738	2,302	2,502	2,740	10,282	1.8%	19	10	6,930
栃木県	671	690	651	617	2,629	0.5%	15	6	5,897
茨城県	1,760	2,018	1,667	1,495	6,940	1.2%	64	5	7,402
埼玉県	4,258	4,266	3,877	3,086	15,487	2.7%	101	7	17,998
千葉県	3,420	3,399	3,125	2,855	12,799	2.2%	115	14	7,792
東京都	27,205	26,812	27,395	25,744	107,156	18.7%	4,494	26	42,640
神奈川県	23,578	24,081	24,965	21,338	93,962	16.4%	480	13	13,857
新潟県	1,312	1,364	1,215	1,130	5,021	0.9%	8	27	7,226
長野県	2,803	2,615	2,516	2,362	10,296	1.8%	32	24	7,012
山梨県	834	916	800	751	3,301	0.6%	5	7	2,650
静岡県	3,490	3,558	3,464	3,201	13,713	2.4%	47	22	13,741
愛知県	15,228	15,509	16,416	16,747	63,900	11.1%	345	30	25,138
富山県	1,134	1,027	930	801	3,892	0.7%	7	9	3,604
石川県	955	862	801	749	3,367	0.6%	9	33	3,869
岐阜県	1,595	1,506	1,338	1,035	5,474	1.0%	46	37	8,011
三重県	758	1,162	1,060	907	3,887	0.7%	10	18	5,117
福井県	842	973	808	835	3,458	0.6%	8	16	3,140
大阪府	26,127	22,276	20,509	19,371	88,283	15.4%	1,229	11	30,667
和歌山県	392	1,196	990	700	3,278	0.6%	5	13	2,315
兵庫県	7,273	6,706	6,322	5,852	26,153	4.6%	151	50	12,442
京都府	4,161	4,663	4,591	4,263	17,678	3.1%	121	142	7,291
滋賀県	1,015	944	854	831	3,644	0.6%	33	18	3,598
奈良県	626	567	505	442	2,140	0.4%	28	13	2,972
鳥取県	143	129	145	133	550	0.1%	3	4	1,233
島根県	420	429	398	352	1,599	0.3%	2	11	1,688
広島県	1,879	2,316	2,695	2,783	9,673	1.7%	19	22	7,263
岡山県	1,419	1,391	1,311	1,073	5,194	0.9%	14	10	4,753
山口県	1,673	1,569	1,609	1,417	6,268	1.1%	6	7	2,748
愛媛県	1,796	1,901	1,700	1,806	7,203	1.3%	5	10	3,352
香川県	572	634	569	435	2,210	0.4%	6	4	2,715
徳島県	555	623	562	574	2,314	0.4%	6	8	1,803
高知県	210	284	225	233	952	0.2%	2	5	1,425
福岡県	2,007	1,884	1,910	1,640	7,441	1.3%	45	21	8,615
佐賀県	241	237	237	225	940	0.2%	3	9	1,819
長崎県	230	230	274	251	985	0.2%	2	11	2,362
大分県	179	218	211	175	783	0.1%	2	9	2,182
熊本県	491	404	359	283	1,537	0.3%	6	10	2,851
宮崎県	246	232	284	319	1,081	0.2%	2	11	1,975
鹿児島県	273	279	277	302	1,131	0.2%	3	18	3,028
沖縄県	188	207	282	175	852	0.1%	5	38	1,703
全国	148,805	146,455	144,618	133,522	573,400	100.0%	7,546	862	321,919

(注 1) 特許出願件数(2007年)は、「特許行政年次報告書 2008年版」第2章主要統計(15) 都道府県別出願件数表(日本人によるもの)①特許から、同第2章(9)特許制度利用上位企業の出願・審査関連情報掲載 200社の特許出願件数)を差し引いた件数としている

(資料)『特許行政年次報告 2008年版(統計・資料編)』(特許庁)及び『地域団体商標の出願状況について(平成21年1月)』(特許庁)

表 1-2 都道府県別知的財産権ポテンシャル活用状況

都道府県	2003年～2006年 特許出願数(※)	2003年4月1日～2008 年3月末日 開放特許 成約件数	特許出願数に 占める 成約件数	都道府県	2003年～2006年 特許出願数(※)	2003年4月1日～2008 年3月末日 開放特許 成約件数	特許出願数に 占める 成約件数
	(A)	(B)	(C)=(B)/(A)×100		(A)	(B)	(C)=(B)/(A)×100
北海道	4,507	118	2.6%	和歌山県	3,278	67	2.0%
青森県	868	74	8.5%	兵庫県	26,153	152	0.6%
岩手県	1,163	106	9.1%	京都府	17,678	50	0.3%
秋田県	806	169	21.0%	滋賀県	3,644	106	2.9%
宮城県	5,583	97	1.7%	奈良県	2,140	36	1.7%
山形県	1,735	178	10.3%	鳥取県	550	45	8.2%
福島県	1,285	106	8.2%	島根県	1,599	66	4.1%
群馬県	10,282	158	1.5%	広島県	9,673	83	0.9%
栃木県	2,629	185	7.0%	岡山県	5,194	46	0.9%
茨城県	6,940	78	1.1%	山口県	6,268	172	2.7%
埼玉県	15,487	215	1.4%	愛媛県	7,203	91	1.3%
千葉県	12,799	167	1.3%	香川県	2,210	73	3.3%
東京都	107,156	140	0.1%	徳島県	2,314	119	5.1%
神奈川県	93,962	90	0.1%	高知県	952	49	5.1%
新潟県	5,021	52	1.0%	福岡県	7,441	166	2.2%
長野県	10,296	149	1.4%	佐賀県	940	141	15.0%
山梨県	3,301	97	2.9%	長崎県	985	64	6.5%
静岡県	13,713	156	1.1%	大分県	783	38	4.9%
愛知県	63,900	149	0.2%	熊本県	1,537	99	6.4%
富山県	3,892	35	0.9%	宮崎県	1,081	88	8.1%
石川県	3,367	63	1.9%	鹿児島県	1,131	75	6.6%
岐阜県	5,474	170	3.1%	沖縄県	852	53	6.2%
三重県	3,887	46	1.2%	全国	573,400	5,210	0.9%
福井県	3,458	102	2.9%				(D)
大阪府	88,283	431	0.5%				

- (注 1) 「特許出願数」は、各都道府県における「都道府県別出願数(日本人によるもの)①特許」から、特許制度利用上位企業 200 社の出願数を控除している。
- (注 2) 特許制度利用上位企業の 2007 年分のデータは未公表のため、特許出願数は 2003 年～2006 年の累計となっている。
- (注 3) 「成約件数」について、各都道府県の特許流通 AD の派遣人数が一律ではないことに留意する。
- (資料) 『特許行政年次報告書 2008 年版(統計・資料編)』、『特許制度利用上位企業(各年版)』(いずれも、特許庁)及び INPIT の情報をもとに作成している。

1. 3. 2. 県有特許の活用状況

[県有特許の Internet 公開状況]

地方公共団体の試験・研究機関(産業技術センター、工業技術センター、農業技術センター等)において創出され、地方公共団体が保有する知的財産権は、数多く存在し、開放特許等とされているものも少なくない。県有開放特許情報が活用され、更に県有特許が中小・ベンチャー企業で活用されるには、活用ニーズを有している中小・ベンチャー企業に簡便且つタイミング良く提供することが重要である。

即ち、県有開放特許情報は各地方公共団体が発行する各種業務報告書等に記載されているが、全国の中小・ベンチャー企業の経営者・担当者が当該特許情報を検索・閲覧するには、Internet 上で公開されていることが不可欠である。

各地方公共団体における県有特許の Internet 上の公開状況について、2008 年 12 月末時点で各地方公共団体及び各地方公共団体の試験・研究機関の有するホームページを閲覧して取り纏めた結果が表 1-3 である。また、表 1-3 には INPIT の特許流通データベースへの掲載状況及び特許流通データベースのバーチャルデータベース機能の利用状況も整理した。

各地方公共団体のホームページにおける公開状況は、地方公共団体のホームページのサイト内に県有特許情報を掲載しているケースと試験・研究機関のホームページのサイト上に掲載しているケースがあり、その構成は様々であり、当該情報へのアクセス利便性も差が大きくなっている。地方公共団体ホームページ上に県有特許情報を掲載しているのは6県であった。

今後、地方公共団体の県有特許の活用を促進するため、即ち、県有特許の中小・ベンチャー企業への技術移転を促進するには、当該県有特許情報へ Internet 上でアクセス利便性を向上させることが必要である。

表 1-3 都道府県別県有特許情報 Internet 公開状況

都道府県	都道府県HPによる情報提供	公設試HPによる情報提供	流通DB登録件数(件)	都道府県	都道府県HPによる情報提供	公設試HPによる情報提供	流通DB登録件数(件)
北海道	○		21	大阪府	○		146
青森県	○	○	20	和歌山県			11
岩手県	○	○	18	兵庫県	○		10
秋田県		○	3	京都府		○	8
宮城県	○		10	滋賀県		○	7
山形県	○		23	奈良県		○	7
福島県			2	鳥取県	○		72
群馬県		○	6	島根県		○	7
栃木県		○	10	広島県	○		19
茨城県	○			岡山県			62(※1)
埼玉県	○		11	山口県		○	97
千葉県				愛媛県		○	6
東京都		○		香川県		○	1
神奈川県			12	徳島県		○	4
新潟県			5	高知県			5
長野県			13	福岡県		○	25
山梨県	○			佐賀県	○		15
静岡県			22	長崎県			1
愛知県	○		66	大分県			42
富山県		○	8	熊本県			140
石川県		○	40	宮崎県	○		
岐阜県			17	鹿児島県	○		9
三重県	○		35	沖縄県	工事中		89
福井県	○		152				

(※1)岡山県の流通DB登録件数は、平成19年度新規登録分のみ

(資料) INPIT より

1. 3. 3. 都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取組状況

平成 20 年 3 月、特許庁が公表した都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取組状況から、地方公共団体の地域特許流通促進事業に関連する取組状況を抜粋すると以下のとおりとなる。

[地域知的財産推進計画の策定状況]

35 都道府県及び 3 市で「知的財産推進計画等」を策定済(埼玉県では第 2 期計画を、愛知県では改訂版を策定。東京では平成 15 年の東京戦略を基に「東京都産業振興指針」を策定)であり、4 府県及び 4 市では「総合的な産業振興策」の一部として知財を位置づけている。

表 1-4 都道府県、政令都市における知財推進計画策定状況一覧

都道府県 政令市	策定 状況	計画(方策)名	都道府県 政令市	策定 状況	計画(方策)名
北海道	○	北海道知的財産戦略推進方策(2004年6月)	島根県	○	島根県知的財産活用戦略(2003年3月)
青森県	○	青森県知的創造サイクル推進方策(2006年3月)	広島県	△	広島県総合計画「元氣挑戦」プラン
岩手県	○	岩手県知的財産戦略(2007年3月)	岡山県	×	
秋田県	○	秋田県知的財産戦略(2004年3月)	山口県	×	
宮城県	○	みやぎ知的財産活用推進方策(2006年3月)	愛媛県	○	愛媛県知的財産戦略(2007年5月)
山形県	○	やまがた科学技術政策大綱(2006年3月)	香川県	×	【科学技術振興ビジョン】の見直しで検討中
福島県	○	うつくしま、ふくしま知的財産戦略(2005年3月)	徳島県	○	徳島県知的財産推進指針(2006年12月)
群馬県	○	ぐんま知的財産戦略(2005年3月)	高知県	○	こうち知的財産戦略指針(2008年3月)
栃木県	○	とちぎ知的財産活性化推進方策(2005年3月)	福岡県	○	福岡県農産物知的財産戦略(2003年3月)
		栃木県農産物知的財産戦略(2006年12月)	佐賀県	×	
茨城県	○	いばらき知的財産戦略(2005年2月)	長崎県	○	長崎県知的財産戦略(2005年3月)
埼玉県	○	埼玉県第2期知的財産戦略(2008年3月)	大分県	○	大分県知的財産活性化指針(2006年2月)
千葉県	○	千葉県知的財産戦略(2006年3月)	熊本県	×	
東京都	○	中小企業の知的財産活用のための東京戦略(2003年8月)	宮崎県	×	
		東京都産業振興指針	鹿児島県	○	鹿児島県知的財産推進戦略(2007年3月)
神奈川県	○	神奈川県知的財産活用促進指針(2006年7月)	沖縄県	○	沖縄地域知的財産推進計画(2006年3月)
新潟県	○	新潟県中小企業知的財産活用プロジェクト	札幌市	×	
長野県	×	県庁内で必要性を検討中	仙台市	×	
山梨県	○	やまなし知的財産戦略(2008年2月)	さいたま市	×	
静岡県	×	県庁内WGの立ち上げ検討中	千葉市	×	
愛知県	○	あいち知的財産創造プラン(2008年2月改訂)	川崎市	○	川崎市知的財産戦略(2008年2月)
富山県	○	富山県知的財産戦略(2007年9月)	横浜市	○	横浜型知的財産戦略推進計画
石川県	○	石川県知的財産活用プログラム(2006年1月)	新潟市	×	
岐阜県	△	岐阜県産業振興ビジョン	静岡市	×	
三重県	○	三重県知的財産戦略ビジョン(2006年3月)	浜松市	△	浜松市創業都市構想
福井県	○	福井県知的財産活用プログラム(2005年3月)	名古屋市	△	名古屋市産業活性化プラン
大阪府	○	大阪府知的財産戦略指針(2004年2月)	京都市	×	
和歌山県	○	和歌山県知的財産計画(2008年9月)	大阪市	○	大阪市知的財産活用推進計画
兵庫県	△	①第3期兵庫県科学技術会議(答申) ②ひょうご経済・雇用活性化プログラム	堺市	×	
京都府	△	京都府中小企業応援条例	神戸市	△	神戸2010ビジョン
滋賀県	○	滋賀県知的財産戦略プラン(2006年3月)	広島市	×	
奈良県	○	奈良県知的財産活用推進プラン	北九州市	△	北九州モノづくり産業振興プラン
鳥取県	○	とっとり知的財産活用プラン(2006年3月)	福岡市	×	

(注) ○＝知財推進計画策定済み、△＝総合的な産業振興計画の一部として知財を位置づけ済み、×＝検討中、未定
 (資料) 平成 19 年度特許庁調査結果をもとに平成 21 年 1 月現在における各地域知的財産戦略本部公開情報を加え作成

[知的財産に関する支援機関]

都道府県における知的財産支援に関しては「知的所有権センター」が中核機関となっており、大別すると①「知的財産専門の総合的な機関」を設置(知的財産専門機関)、②知的財産支援は「既存の機関等」を活用(業務の一部として知的財産支援)となる。政令指定都市では、その業務を都道府県に依存しており独自の支援組織は少ない。

表 1-5 知的財産専門機関一覧

県等	組織名	実施機関	備考
埼玉県	知的財産総合支援センター埼玉	埼玉県中小企業振興公社	17年5月、知財戦略に基づき設置
東京都	東京都知的財産総合センター	東京都中小企業振興公社	15年4月、東京都が独自に設置・運営
京都府	京都府知的財産総合サポートセンター	発明協会京都支部	19年4月、条例に基づく推進拠点として設置
大阪府	大阪府立特許情報センター	大阪府	8年、条例に基づき設置(関係5団体が入居)
島根県	しまね知的財産総合支援センター	しまね産業振興財団、発明協会島根県支部、島根県知的所有権センター	18年4月、知財支援機能の一元化を目的に設置
横浜市	(株)知財マネージメント機構	第三セクター	18年10月、市、金融機関、地元企業等の出資で設立
浜松市	はままつ産業創造センター(浜松市産業情報室)	浜松市	創業都市構想の知財サポート部門として、19年7月、はままつ産業創造センター開設

(資料) 平成 19 年度特許庁調査より

[知財専門スタッフ]

都道府県の知的財産専門機関には知財専門スタッフとして、INPIT が派遣する「特許流通 AD」及び「特許情報 AD」や、都道府県が確保した「特許流通 AAD」等が配置されている。他にも「特許出願 AD」が存在している。

上記以外では、都道府県独自の知財専門スタッフを配置している機関も存在している。

表 1-6 知財専門スタッフ一覧

県等	知財専門スタッフ名	人数	備考
岩手県	知的所有権アドバイザー	1名	弁理士（非常勤） 個別相談を実施
埼玉県	知的財産アドバイザー 知的財産アソシエイト	1名 2名	知財に関する総合相談
千葉県	知財戦略プロデューサー	1名	県内中小企業の知財部として総合的に支援
東京都	知的財産活用推進員 知的財産支援相談員 知的財産アドバイザー	5名 3名 3名	民間企業知財部にて部長級の経験を有するOB 民間企業知財部OB 民間企業知財部OB／相談補助要員 ◆個別相談、セミナー・研修等の実施
新潟県	知財コーディネーター	1名	（週2日）プロジェクト全体のコーディネート
京都府	特許専門相談員	3名	企業OB（週1日）個別相談の実施
奈良県	知的財産アドバイザー	1名	弁理士（週1日）個別相談を実施
島根県	知的財産コーディネーター	1名	弁理士（月4日）個別相談を実施
横浜市	アソシエイト	約20名	（外部専門家）知財コンサルティング等

（資料）平成 19 年度特許庁調査より

[出願費用等の助成制度]

産業財産権取得に特化した助成措置は 10 県等（うち、外国出願に限定した助成措置は 5 都県）が実施している。

表 1-7 出願費用等の助成制度一覧

	事業名	産業財産権	内外別	上限	補助率
千葉県	海外特許出願支援事業	特許	外国出願	1,500千円	1/2
東京都	外国特許出願費用助成事業	特許	外国出願	3,000千円	1/2以内
静岡県	中小企業海外市場開拓支援事業	特許	外国出願	500千円	1/2
富山県	富山県発明実施化奨励金	特許・実用新案	内・外国出願	100千円	1/2
愛知県	海外特許取得事業費補助金	特許	外国出願	1,500千円	1/2以内
福井県	ふくい産力強化国際特許出願経費補助金	特許	外国出願	1,500千円	1/2
和歌山県	特許等出願助成事業	全て	内・外国出願	750千円	1/2
岡山県	特許出願サポート事業	特許	内・外国出願	300千円	1/2
千葉市	特許取得支援事業	規定なし	国内出願	210千円	上限のみ規定
名古屋市	特許権取得費補助事業・外国工業所有権出願費補助事業	特許 (外国出願は、実用新案、意匠も可)	内・外国出願	1企業あたり 国内：100千円 外国：300千円	国内：50% 外国：25%

（資料）平成 19 年度特許庁調査より

[知的財産経費補助事業制度]

技術開発等に関する補助金のうち、補助対象項目として産業財産権取得費等が含まれている補助金は、次のとおり 18 県等の 29 事業(平成 19 年度)である。

表 1-8 知的財産経費補助事業制度一覧

県等	補助金名	出願費用等に関する補助対象項目
山形県	山形ものづくり創造支援事業費補助金	弁理士等への謝金 * 研究開発の中で弁理士等を活用する場合に対象としている
群馬県	R & Dサポート事業	研究開発事業に係る特許出願に要する経費
長野県	産学官共同研究補助金、 成長産業創出支援補助金	研究開発事業に係る知的財産権導入費、産業財産権出願経費
岐阜県	中小企業ものづくり総合支援事業費補助金(技術開発事業、 新商品開発事業、経営革新事業)	弁理士への手続代行費用及び翻訳料等の特許の取得に要する経費。但し、出願審査請求料等の国に納付する費用は対象外。(産業財産権すべてが対象。外国出願経費も含む)
福井県	有望市場進出研究補助金 事業化促進研究補助金 技術開発チャレンジ補助金	当研究開発と密接に関連し、研究開発成果の事業化に当たり必要となる特許権の取得に必要な経費(現存特許の調査に係る費用、弁理士への手続き代行費用等)
滋賀県	滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金 滋賀県経済振興特別区域産学連携新技術創出補助金	産業財産権取得費(商標を除く)
京都府	環境産業等産学公研究開発支援事業	対象の研究開発事業から発生した知的財産権取得に係る出願、審査請求及びそれらにかかる弁理士報酬
大阪府	大阪府基盤技術高度化支援事業補助金	特許出願等にかかる経費等(特許庁に支払う経費、消費税は対象外)
	大阪府実用化開発支援事業補助金	弁理士費用、ライセンス使用料等(特許庁に支払う経費、消費税は対象外)
兵庫県	兵庫県COEプログラム推進事業	特許出願経費(消費税、振込手数料等は対象外)
香川県	香川県先端技術産業創出・集積促進支援事業費補助金	無形財産権のうち、特許法、実用新案法、意匠法により定められた権利で、研究開発等を実施するに当たり、これらの権利を取得するのに必要な経費 * 特許等取得経費以外の経費も対象
	香川県ものづくり挑戦企業応援事業費補助金	
	香川県オーリーブ商品開発費補助金	
愛媛県	愛媛県チャレンジ企業総合支援事業費補助金	知的財産権取得に要する経費
	愛媛のものづくりデザイン戦略モデル事業費補助金	知的財産権取得に要する経費
宮崎県	大学等技術移転促進事業費補助金	大学等における研究成果の国内特許出願に係る弁理士費用、特許事務所手数料、特許庁への出願費用、その他特許出願に必要な経費
札幌市	ものづくり産業活性化支援事業 (新製品開発・既製品改良に関する事業)	事業費(産業財産権の取得費・実施費)
仙台市	マイクロ・ナノ技術事業化助成金	1. 特許、実用新案、意匠等の取得に要する経費 2. 上記の権利等の取得にあたって弁理士に依頼する際の経費(原則、助成対象となる事業に関連する産学共同研究等を通じて得られた知的財産に関するものに限る)
川崎市	川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金	産業財産権の導入に要する経費
	川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金	産業財産権の導入に要する経費
静岡県	静岡県新商品等開発事業補助金	特許、実用新案、意匠、商標(地域団体商標登録に限る)出願を対象に、出願手数料等に係る費用及び出願等に必要となる弁理士費用(製造業者等に限る)
神戸市	神戸挑戦企業等支援補助制度	出願料、相談料等(事業計画に含まれるもの)
北九州市	中小企業技術開発振興助成金	工業所有権の導入経費(特許ライセンスの導入費用のみで申請経費は含まない)
	中小企業産学官連携研究開発事業	工業所有権の導入経費(北九州TLOを活用することが前提で申請経費は含まない)
	環境未来技術開発助成制度	工業所有権の導入経費(申請経費は含まない)

(資料)平成 19 年度特許庁調査より

[知的財産関連融資制度]

知的財産権に関する融資制度は、5道府県で実施(平成19年度)している。ただし、知的財産そのものを担保に融資するものはない。

表 1-9 知的財産関連融資制度一覧

県等	融資条件	限度額
北海道	○道内中小企業向け融資制度「北海道中小企業総合振興資金」において、知財の活用を条件とする融資メニューを設定 【資金名】事業活性化資金のうち「事業革新貸付」 【内容】融資対象の一つとして、以下の事業を設定。 「他企業において利用されていない知的所有権(特許権、実用新案権又は半導体集積回路配置利用権に限る。)に係る技術を利用する事業」を対象とした融資メニュー	1億円以内
栃木県	○創業支援資金 特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者で、それらの権利を活かして中小企業者として創業しようとするもの ○新事業開拓支援資金(ニューフロンティア) 開放特許を活用し、新技術・新製品等の研究開発・試作・企業化を行う中小企業者等	運転資金 2,000万円 設備資金 3,000万円 1億円以内(うち運転資金3,000万円以内)
埼玉県	知的財産権に係る技術を利用して事業を行う中小企業者・中小企業組合	設備：1億円 運転：1億円
千葉県	中小企業者であって、知的財産権を有し、知的財産を活かした事業を実施しようとするもの	1中小企業者：1億円
大阪府	○成長性評価融資 事業に強みを持ち、今後の高い成長が期待できる事業計画を有しており、原則大阪府内に営業拠点等を有し、確定申告又は法人税申告を二期以上行っていること ○チャレンジ資金(「事業活性化等資金」の「特許活用を伴う事業拡張」) 特許権の活用を伴う事業の拡張等によって、売上の増加を図ろうとするもので、当該事業についての具体的な計画を有しており、かつ、計画の内容及び特許権を所有していること又は特許権購入等により適正に使用する権利を有することについて、大阪府商工労働部商工振興室ものづくり支援課の確認を受けた中小企業者	【金融機関受付型】 取扱金融機関所定 【(財)大阪産業振興機構受付型】5億円 2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)

(資料)平成19年度特許庁調査より

[知的財産の実用化補助事業制度]

県有特許等を企業が実用化するため、あるいは特許を技術移転により実用化するための助成制度を実施している県は8県である(平成19年度)。

表 1-10 知的財産の実用化補助事業制度一覧

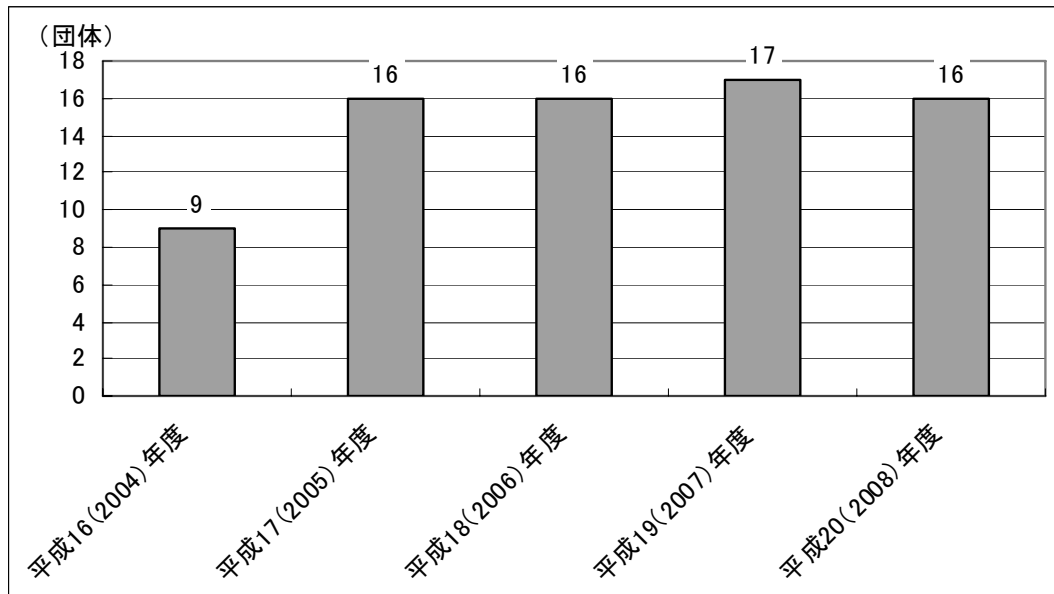
秋田県	公設試知的創造サイクル強化事業(知的財産付加価値向上モデル事業)
栃木県	ものづくり技術強化補助金
石川県	産学・産業間連携新豊かさ創造実用化プロジェクト推進事業
岐阜県	中小企業ものづくり総合支援事業費補助金
愛知県	知的財産活用促進事業費補助金
香川県	香川県ものづくり挑戦企業応援事業費補助金
熊本県	ものづくり・UD新事業創出支援事業
宮崎県	「みやざきブランド」安全・安心総合推進体制整備事業

(資料)平成19年度特許庁調査より

1. 3. 4. 地域中小企業知的財産戦略支援事業

特許庁は、今後の自らの経営戦略の一環として、知的財産戦略に基づいた事業展開を図って行く地域の中小企業に対し「知的財産専門家による、知的財産戦略づくり」支援事業を展開している。事業の主な内容は、知的財産専門家等を中小企業へ派遣する事業を実施する都道府県等中小企業支援センターに対し補助金を交付するものである。

本事業において「知的財産戦略策定支援事業」を実施している都道府県は、図 1-2 のとおりであり、平成 16(2004)年度 9 団体から、平成 17(2005)年度 16 団体、平成 19(2007)年度 17 団体、平成 20(2008)年度は 16 団体と推移している。



平成16(2005)年度	埼玉県、千葉県、新潟県、石川県、愛知県、滋賀県、大阪市、兵庫県、島根県(9団体)
平成17(2006)年度	岩手県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪市、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、徳島県、北九州市(16団体)
平成18(2007)年度	岩手県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪市、兵庫県、和歌山県、徳島県、北九州市(16団体)
平成19(2008)年度	岩手県、福島県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、北九州市(17団体)
平成20(2009)年度	岩手県、福島県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、北九州市(16団体)

(資料) INPIT より

図 1-2 知的財産戦略策定支援事業実施団体(平成 16～20 年度)

1. 4. 地域特許流通促進事業とその成果

1. 4. 1. 地域特許流通促進事業の取組内容・知的財産関連施策予算

[地域特許流通促進事業の取組内容]

地域特許流通促進事業の中核は、地方公共団体の知的所有権センター等の中小企業支援機関に INPIT から派遣された特許流通 AD 及び特許情報 AD による企業訪問を中心とした特許流通・特許情報活用支援活動である。

特許流通 AD は、知的財産権とその流通に関する専門家であり、特許導入を希望する企業に対する特許流通のアドバイスや研究機関・大学が有する特許の地域産業界への移転の支援等を行っている。

特許情報 AD は、特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務を実施できるようにアドバイスする特許情報活用の専門家であり、企業に対して特許情報検索に必要な基礎知識から高度な活用法までの支援を行っている。

都道府県の地域特許流通促進事業の取組概況について、特許流通 AD などの「専門人材」の人員数、事業実施にあたっての「取組体制」、知的財産や開放特許に関する中小企業等への「情報提供」、国や地域の商工会・商工会議所等との「施策連携」及び県や公的機関職員、中小企業者等への知的財産、特許流通の普及啓発を図る「人材育成」の5つの観点から整理した(表 1-11)。

都道府県の地域特許流通促進事業の取組概況の整理結果から、取組状況の特徴として、次の二点があげられる。

地域特許流通促進事業の取組において、各都道府県で相対的に活発な取組は、都道府県や外郭団体の保有する情報の提供やセミナー・イベント・HP 等を通じた中小企業者等への普及啓発による「人材育成」が活発である。

一方、潜在的なニーズ・シーズ等の情報収集や地域の知識レベル向上といった長期的な特許流通促進につながる取組はあまり活発でない。

[特許流通 AD 及び特許情報 AD の地域活動への取組]

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、積極的に直接企業訪問を行って支援活動を行うと共に、地域の中小企業や学生などを対象としたセミナーや講演会を開催して特許流通促進・知的財産活用に向けた普及啓発活動を実施している。また、派遣先都道府県の地域振興に係る委員会委員に就任して各種貢献を果たし、また、商工会・商工会議所などの商工団体と連携した活動なども実施している。

都道府県に派遣されている特許流通 AD、特許情報 AD 及び地域の専門人材である特許流通 AAD を地域知的財産に関する検討やその他地域産業振興に関する検討への委員就任を行っている都道府県数を整理した(表 1-13)。

「地域の知的財産支援機関会議メンバー」、「地域の知的財産に関する委員会」への委員就任が特許流通 AD、特許情報 AD では多くなっているが、加えて、広く「地域産業振興に

関する委員会」への委員の招請なども受けている。

都道府県へ派遣された特許流通 AD や特許情報 AD が、知的財産に係るだけでなく、多様な地域活動に対して都道府県や地域の商工団体に対して協力体制を構築していることがわかれる。

今後、各地域において地域産業振興や中小企業支援を進めていくためのひとつの要素として、特許流通促進を活用していくためには、各都道府県や都道府県内の商工団体などが、積極的に特許流通 AD や特許情報 AD などと連携を図り、地域産業振興に係る特許流通促進、知的財産権活用に関する普及啓発を行い、各地域で開放特許の技術移転を積極的に推し進めていく土壌を形成していくことが重要である。

[都道府県の知的財産活用施策予算]

都道府県は地域特許流通促進事業の実施計画を毎年作成しており、INPIT において、都道府県の実施計画に基づいて作成した各都道府県の知的財産活用施策予算額一覧は表 1-14 となる。

この予算額は一応の目安的に取り纏めたものであり、財団等の中小企業支援機関の予算や発明協会等の知的財産支援機関の予算が含まれているか否かも異なり、更に各都道府県の総予算規模等の相違もあるため単純に比較することはできないことに留意が必要である。

本表における産業振興予算額は、各都道府県における産業振興施策に関する予算を予算書より作成したものである。産業振興施策に関する予算規模を把握するため、農林水産業・衣食住・観光・インフラ整備に係る施策・事業予算額、また、貸付・融資に関する予算額を差し引いて作成した。

表 1-14 によれば、産業振興予算に占める知的財産活用施策関連予算の割合が 3.0%以上となっている都道府県は 13 道県となっており、割合の高い順では、千葉県(12.9%)、埼玉県(9.5%)、岡山県(9.1%)、奈良県(8.6%)、山梨県(5.8%)、熊本県(5.5%)、北海道(3.9%)、香川県(3.7%)、島根県(3.4%)、長崎県(3.1%)、岐阜県(3.1%)、福島県(3.1%)、栃木県(3.0%)である。これらの道県の多くでは、知的財産の活用促進に関して総合的な事業として位置づけ、施策の展開が行われている。

表 1-11 都道府県における地域特許流通促進事業取組状況(平成 20 年度)

都道府県	専門人材 (人員数)				取組体制				情報提供			施策連携			人材育成	
	流通A D	流通A A D	情報A D	その他 独自専門 人材	ワン ストップ 型	合 ワン ストップ 型	分 型	その他	シ ー 等 成	県 有 特 許 開 放 情 報 提 供	特 許 流 通 D B 登 録	知 的 財 産 戦 略 策 定 支 援	地 域 中 小 企 業 外 国 出 願 支 援	地 域 ビ ジ ネ ス 市	県・ 公 的 機 関 職 員	地 域 専 門 人 材
北海道	1	1	1				○			○	○			○	○	○
青森県	1	1	1	1		○			○	○	○			○	○	○
岩手県	1	1	1	1	○				○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	1	1	1			○			○	○	○				○	○
宮城県	1	1	1	1			○		○	○	○			○	○	○
山形県	2	2	1	2			○		○	○	○				○	○
福島県	1	1	1	1	○						○	○			○	○
群馬県	1	1	1				○			○	○				○	○
栃木県	1	1	1		○				○	○	○				○	○
茨城県	1	1	1				○		○	○						○
埼玉県	2	2	1	2	○				○	○	○	○				○
千葉県	2	2	1	1		○			○	○	○	○	○			○
東京都	—	—	2	—			○		○	○					○	
神奈川県	1	1	2	1			○				○	○		○	○	○
新潟県	1	1	1	1			○				○	○		○		○
長野県	1	1	1			○			○		○				○	○
山梨県	1	—	1			○			○	○					○	○
静岡県	3	3	2	1				○	○		○				○	○
愛知県	2	2	2			○			○	○	○	○	○		○	○
富山県	1	1	1			○			○	○	○				○	○
石川県	1	1	1		○				○	○	○	○			○	○
岐阜県	2	2	1			○			○	○	○	○			○	○
三重県	1	1	1		○				○	○	○	○			○	○
福井県	1	1	1	1		○			○	○	○	○	○		○	○
大阪府	3	3	3		○				○	○	○	○		○	○	○
和歌山県	1	1	1	2		○			○		○	○	○	○	○	○
兵庫県	2	2	1	100			○		○	○	○	○			○	○
京都府	1	1	1	3	○					○	○	○			○	○
滋賀県	1	1	1	1			○		○	○	○	○			○	○
奈良県	1	1	1	3	○				○	○	○	○			○	○
鳥取県	1	1	1	4			○		○	○	○				○	○
島根県	1	1	1					○	○	○	○				○	○
広島県	1	1	3				○		○	○	○				○	○
岡山県	1	1	1					○	○		○				○	○
山口県	1	1	1					○	○		○				○	○
愛媛県	1	1	1	1		○				○	○				○	○
香川県	1	1	1				○		○	○	○				○	○
徳島県	1	1	1				○			○	○				○	○
高知県	1	1	1				○			○	○				○	○
福岡県	2	2	2	2				○	○	○	○	○		○	○	○
佐賀県	1	1	1	1		○			○	○	○				○	○
長崎県	1	1	1	1	○					○	○			○		○
大分県	1	1	1			○			○		○				○	○
熊本県	2	1	—	2		○			○		○				○	○
宮崎県	1	1	1	2			○		○	○					○	○
鹿児島県	1	1	—	1		○			○		○				○	○
沖縄県	1	1	1	1		○			○		○				○	○

(資料) INPIT より

表 1-12 地域特許流通促進事業の取組体制と人員配置

都道府県	専門人材								取組体制			
	流通AD		流通AAD		情報AD		その他独自専門人材		アドバイザー	合同スタッフ	分型	その他
	人数	配置先	人数	配置先	人数	配置先	人数	配置先				
北海道	1	北海道知的所有権センター	1	北海道知的所有権センター	1	北海道知的所有権センター	—	—			○	
青森県	1	青森県知的所有権センター	1	青森県知的所有権センター	1	青森県知的所有権センター	1	青森県知的所有権センター		○		
岩手県	1	岩手県知的所有権センター	1	岩手県知的所有権センター	1	岩手県知的所有権センター	1	岩手県知的所有権センター	○			
秋田県	1	秋田県知的所有権センター	1	秋田県知的所有権センター	1	秋田県知的所有権センター	—	—		○		
宮城県	1	宮城県知的所有権センター (宮城県産業技術センター内)	1	宮城県知的所有権センター (宮城県産業技術センター内)	1	宮城県知的所有権センター (宮城県産業技術センター内)	1	宮城県知的所有権センター (宮城県産業技術センター内)				○
山形県	2	山形県知的所有権センター (本部・支部)	2	山形県知的所有権センター (本部・支部)	1	山形県知的所有権センター (本部)	2	山形県知的所有権センター (本部)				○
福島県	1	福島県知的所有権センター	1	福島県知的所有権センター	1	福島県知的所有権センター	1	福島県知的所有権センター	○			
群馬県	1	群馬県知的所有権センター	1	群馬県知的所有権センター	1	群馬県知的所有権センター	—	—				○
栃木県	1	栃木県知的所有権センター	1	栃木県知的所有権センター	1	栃木県知的所有権センター	—	—	○			
茨城県	1	茨城県知的所有権センター	1	茨城県知的所有権センター	1	茨城県知的所有権センター	—	—				○
埼玉県	2	埼玉県知的所有権センター (知的財産総合支援センター埼玉)	2	埼玉県知的所有権センター (知的財産総合支援センター埼玉)	1	埼玉県知的所有権センター	2	埼玉県知的所有権センター (知的財産総合支援センター埼玉)	○			
千葉県	2	千葉県知的所有権センター	2	千葉県知的所有権センター	1	千葉県知的所有権センター	2	千葉県知的所有権センター		○		
東京都	—	—	—	—	1	東京都知的所有権センター	—	—				○
神奈川県	1	神奈川県知的所有権センター支部 (（財）神奈川県科学技術ア ドミニ)	1	神奈川県知的所有権センター支部 (（財）神奈川県科学技術ア ドミニ)	2	神奈川県知的所有権センター本部 (神奈川県産業技術センター) 神奈川県知的所有権センター支 部	1	神奈川県知的所有権センター支部 (（社）発明協会神奈川県支部)				○
新潟県	1	新潟県知的所有権センター(長岡)	1	新潟県知的所有権センター (長岡市)	1	新潟県知的所有権センター (長岡市)	1	新潟県知的所有権センター (新潟市)				○
長野県	1	長野県知的所有権センター	1	長野県知的所有権センター	1	長野県知的所有権センター	—	—				○
山梨県	1	山梨県知的所有権センター	—	—	1	山梨県知的所有権センター	—	—				○
静岡県	3	静岡県知的所有権センター 静岡県浜松地域知的所有権セ ンター	3	静岡県知的所有権センター 静岡県浜松地域知的所有権セ ンター	2	静岡県知的所有権センター 静岡県浜松地域知的所有権セ ンター	1	静岡県知的所有権センター				○
愛知県	2	愛知県知的所有権センター	2	愛知県知的所有権センター	2	愛知県知的所有権センター	—	—				○
富山県	1	富山県知的所有権センター	1	富山県知的所有権センター	1	富山県知的所有権センター	—	—				○
石川県	1	石川県知的所有権センター	1	石川県知的所有権センター	1	石川県知的所有権センター	—	—	○			
岐阜県	2	岐阜県知的所有権センター	2	岐阜県知的所有権センター	1	岐阜県知的所有権センター	—	—				○
三重県	1	三重県知的所有権センター	1	三重県知的所有権センター	1	三重県知的所有権センター	—	—	○			
福井県	1	福井県知的所有権センター	1	福井県知的所有権センター	1	福井県知的所有権センター	1	福井県知的所有権センター		○		
大阪府	3	大阪府知的所有権センター	3	大阪府知的所有権センター	3	大阪府知的所有権センター	—	—	○			
和歌山県	1	和歌山県知的所有権センター (（財）かやま産業振興財団)	1	和歌山県知的所有権センター (（財）かやま産業振興財団)	1	和歌山県知的所有権センター	2	(財) かやま産業振興財団		○		
兵庫県	2	兵庫県知的所有権センター 兵庫県立工業技術センター	2	兵庫県知的所有権センター 兵庫県立工業技術センター	1	兵庫県知的所有権センター (（ ）発明協会兵庫県支部)	100	登録制 職員(技術移転AD)				○
京都府	1	京都府知的所有権センター (京都府知的所有権センター)	1	京都府知的所有権センター (京都府知的所有権センター)	1	京都府知的所有権センター (京都府知的所有権センター)	3	京都府知的所有権センター (京都府知的所有権センター)	○			
滋賀県	1	滋賀県知的所有権センター	1	滋賀県知的所有権センター	1	滋賀県知的所有権センター	1	滋賀県知的所有権センター				○
奈良県	1	奈良県知的所有権センター	1	奈良県知的所有権センター	1	奈良県知的所有権センター	3	奈良県知的所有権センター	○			
鳥取県	1	鳥取県知的所有権センター	1	鳥取県知的所有権センター	1	鳥取県知的所有権センター	4	鳥取県知的所有権センター				○
島根県	1	しま 知的財産総合支援センター (島根県知的所有権センター)	1	(社)発明協会島根県支部	1	しま 知的財産総合支援センター (島根県知的所有権センター)	—	しま 知的財産総合支援センター (島根県知的所有権センター)				○
広島県	1	(財)ひ しま産業振興機構	1	(財)ひ しま産業振興機構	3	広島県知的所有権センター(本 部・広島市) 広島県知的所有権センター(支 部・福山市) 広島県知的所有権センター(支 部)	—	—				○
岡山県	1	岡山県知的所有権センター	1	岡山県知的所有権センター	1	岡山県知的所有権センター	—	—				○
山口県	1	山口県知的所有権センター	1	山口県知的所有権センター	1	山口県知的所有権センター	—	—				○
愛媛県	1	愛媛県知的所有権センター	1	愛媛県知的所有権センター	1	愛媛県知的所有権センター	1	愛媛県知的所有権センター		○		
香川県	1	香川県知的所有権センター	1	香川県知的所有権センター	1	香川県知的所有権センター	—	—				○
徳島県	1	徳島県知的所有権センター	1	徳島県知的所有権センター	1	徳島県知的所有権センター	—	—				○
高知県	1	高知県知的所有権センター (（財）高知産業振興センター)	1	高知県知的所有権センター (（財）高知産業振興センター)	1	高知県知的所有権センター (（ ）発明協会高知県支部)	—	—				○
福岡県	2	福岡県知的所有権センター (（財）福岡県中小企業振興セ ンター、北九州支部、支 部)	2	福岡県知的所有権センター (（財）福岡県中小企業振興セ ンター、北九州支部)	2	福岡県知的所有権センター (（財）福岡県中小企業振興セ ンター、北九州支部)	2	福岡県知的所有権センター (（財）福岡県中小企業振興セ ンター、北九州支部)				○
佐賀県	1	佐賀県知的所有権センター	1	佐賀県知的所有権センター	1	佐賀県知的所有権センター	1	佐賀県知的所有権センター		○		
長崎県	1	長崎県知的所有権センター	1	長崎県知的所有権センター	1	長崎県知的所有権センター	1	長崎県知的所有権センター	○			
大分県	1	大分県知的所有権センター	1	大分県知的所有権センター	1	大分県知的所有権センター	—	—		○		
熊本県	2	熊本県知的所有権センター	1	熊本県知的所有権センター	—	—	2	(財)くまもとテクノ産業財団		○		
宮崎県	1	宮崎県知的所有権センター	1	宮崎県知的所有権センター	1	宮崎県知的所有権センター	2	宮崎県知的所有権センター				○
鹿児島県	1	鹿児島県知的所有権センター	1	鹿児島県知的所有権センター	—	—	1	鹿児島県知的所有権センター		○		
沖縄県	1	沖縄県知的所有権センター	1	沖縄県知的所有権センター	1	沖縄県知的所有権センター	1	沖縄県知的所有権センター		○		

(資料) INPIT より

表 1-13 特許流通 AD・特許情報 AD の地域活動への取組
(平成 19 年度・20 年度)

員会等地域活動	流通AD	情報AD
地域の知的財産支援機関会議メンバー	22県	8県
地域の知的財産に関する 員会 員	18県	14県
事業可能性・技術評価 員	24県	15県
地域団体商標に関する検討 員会 員	1県	3県
地域産業振興に関する 員会 員	4県	5県
その他検討 員会 員	4県	8県

(資料) INPIT より

表 1-14 都道府県別知的財産活用施策予算状況(平成 20 年度)

(単位:千円、)

都道府県	産業振興 予算	知的財産施策関連予算		
		予算	対産業振興 予算比	な知的財産関連事業
北海道	603,869	23,770	3.9%	・新研究開発推進事業
青森県	573,779	6,040	1.1%	・青森県産木材を活用した 品づくり事業
岩手県	500,200	5,180	1.0%	・知的財産活用促進事業
秋田県	2,985,136	6,785	0.2%	・中小企業支援機関活動費補助事業 ・ンバルあきた企業総合支援事業
宮城県	395,400	4,992	1.3%	・知的財産活用推進 ・大学等 一 用化促進
山形県	339,000	6,875	2.0%	・ 密 エ クロロジー開発支援事業
福島県	281,337	8,657	3.1%	・産学連携プロモーション事業 ・地域活性化共 研究開発事業
群馬県	-	4,235		
栃木県	344,000	10,176	3.0%	・知的財産活用推進事業
茨城県	889,000	6,219	0.7%	
埼玉県	352,000	33,281	9.5%	・中小企業の知的財産の創造・ 護・活用支援
千葉県	200,000	25,861	12.9%	・千葉新産業振興戦略推進事業
東京都	-	-		
神奈川県	-	23,167	-	・県有知的財産活用推進 ・地域産学公結 共 研究事業 ・(財)神奈川科学技術ア デミー知財コーデ ネット事業 ・知財コーデ ネット事業 ・知的所有権 ンター 営
新潟県	1,899,584	10,311	0.5%	・中小企業知的財産活用プロジェクト事業推進
長野県	1,342,025	7,099	0.5%	・産学 連携推進事業
山梨県	63,440	3,663	5.8%	
静岡県	4,590,329	13,760	0.3%	
愛知県	6,422,927	32,624	0.5%	・知的財産戦略活用促進事業 ・ 連携推進事業
富山県	219,700	2,518	1.1%	・特許取得 事業 ・特許流通促進事業
石川県	378,013	9,329	2.5%	・大学の研究 一 を活用した新事業の創出支援
岐阜県	399,000	12,564	3.1%	
三重県	1,893,622	4,230	0.2%	・中小企業等知的財産活用支援事業
福井県	2,003,842	7,200	0.4%	・「実 は福井」の技 発見事業 ・ふくい新技術展 商談会開催事業
大阪府	2,561,039	5,187	0.2%	
和歌山県	670,697	10,718	1.6%	
兵庫県	703,521	12,886	1.8%	・県内中小企業等の知的財産活用・技術移転の推進
京都府	1,492,337	13,000	0.9%	・中小企業知的資産活用推進事業
滋賀県	164,307	2,500	1.5%	・産学 連携推進事業
奈良県	90,000	7,779	8.6%	・県有特許等出願・ 理事業 ・知的所有権活用促進事業
鳥取県	-	7,799	-	・戦略的知的財産活用推進事業 ・県有知的財産 ネジメント事業
島根県	609,580	20,471	3.4%	
広島県	594,000	9,876	1.7%	・特許流通の促進支援 ・特許情報の活用支援
岡山県	215,642	19,705	9.1%	
山口県	584,454	-		
愛媛県	-	3,843		
香川県	244,763	8,994	3.7%	・先 技術シー 創出・事業化支援事業 ・知的財産活性化事業
徳島県	-	5,400		
高知県	1,589,966	15,978	1.0%	・知的財産戦略推進事業
福岡県	7,195,742	24,944	0.3%	・知的所有権活用促進事業費 ・産学連携 ーデ ネット事業
佐賀県	-	6,426		
長崎県	764,000	23,622	3.1%	・知的創造サイクル活性化促進事業
大分県	1,863,000	3,511	0.2%	
熊本県	209,000	11,478	5.5%	
宮崎県	545,522	4,173	0.8%	・新産業・新事業創出研究開発推進事業
鹿児島県	155,441	4,076	2.6%	・「知的財産推進戦略」推進事業
沖縄県	980,364	8,250	0.8%	

(注) 予算額は各都道府県の地域特許流通促進事業実施計画に基づいて一応の目安的に取り纏めたものであり、財団等の中小企業支援機関の予算や発明協会等の知的財産支援機関の予算の含有有無や、各都道府県の総予算規模等の相違もあるため単純比較はできない。
(資料) 産業振興予算額は、各都道府県の予算書よりアビームコンサルティング(株)により作成。

1. 4. 2. 地域特許流通促進事業の活動実績

都道府県における 2003(平成 15)年 9 月から 2008(平成 20)年 9 月迄の地域特許流通促進事業の活動実績を整理すると表 1-15 となる。なお、表 1-15 における『経済的インパクト』とは、「特許流通 AD の活動により発生した金銭移動の総額(除く事業費)を示しており、具体的には導入した特許技術に基づき製造した製品売上高(総売上高)、製造のための開発・投資(研究開発費等)、新規雇用者人件費(新規雇用)、ライセンス収入により構成される合計額」である。各都道府県により事業開始年度は異なり、かつ派遣されている特許流通 AD の人数も異なる点に留意が必要となる。

[特許ライセンス契約等の成約件数]

特許ライセンス契約等の成約件数も多くなっている。都道府県別に成約件数をみると、大阪府(431 件)、埼玉県(215 件)、栃木県(185 件)、岐阜県(170 件)、秋田県(169 件)となっている。知的財産ポテンシャルでは、東京都、大阪府、愛知県などの大都市圏に集中しているが、成約件数では栃木県、岐阜県などの大都市圏近県に加えて秋田県などの地方部での成約件数が拡大している。

[特許流通 AD 支援による事業化事例の経済的インパクト]

特許流通 AD 支援による特許ライセンス契約等の成約案件では、事業化に成功した事例も数多く出現している。このような事業化事例の経済的インパクトを都道府県別にみると、東京都(195 億円)、群馬県(193 億円)、北海道(132 億円)、静岡県(101 億円)、福岡県(89 億円)となっている。

[対事業所数成約件数比率]

特許流通の成約件数では、都道府県に事業所を多く抱えている大都市圏が有意である。このため、都道府県の事業所数(製造業及び情報通信業、かつ従業員 5 名以上の事業所)に対して特許ライセンス契約等の成約件数の比率により、地域の開放特許をより積極的に活用している都道府県を整理する。

対事業所数成約件数比率では、秋田県(5.4%)、徳島県(5.4%)、佐賀県(5.2%)、山口県(4.1%)、山形県(3.7%)の順となっており、地方部の企業において開放特許を積極的に活用しているとともに、特許流通 AD をはじめとした知的財産支援機関でも大都市部に比較して事業所数が少ないことから、各支援企業に対してよりきめ細かな支援が行うことが可能となると考えられる。

表 1-15 都道府県別地域特許流通促進事業活動成果

地方公共団体	成約件数	経済的インパクト(千円)			事業所	
		(※2)	内 地域AD成約金	内 -AD成約金		
	直 5年間 (※1)		成約金 (千円)	成約金 (千円)	事業所数 (※3)	対事業所数 成約件数比 (%)
北海道	118	13,388,330	13,151,810	236,520	8,555	0.8%
青森県	74	1,402,760	1,398,850	3,910	2,048	2.9%
岩手県	106	1,454,870	1,193,850	261,020	2,948	2.9%
秋田県	169	3,822,750	3,818,750	4,000	2,622	5.4%
宮城県	97	1,964,130	1,450,040	514,090	4,273	2.1%
山形県	178	2,008,750	1,990,840	17,910	3,406	3.7%
福島県	106	2,120,990	2,100,340	20,650	5,243	1.8%
群馬県	158	19,329,270	19,275,460	53,810	6,930	1.7%
栃木県	185	554,330	324,330	230,000	5,897	3.6%
茨城県	78	3,038,820	1,457,810	1,581,010	7,402	0.9%
埼玉県	215	6,388,010	5,715,200	672,800	17,998	0.8%
千葉県	167	5,232,810	4,441,410	791,400	7,792	1.8%
東京都	140	91,279,270	19,499,950	71,779,320	42,640	0.2%
神奈川県	90	4,250,590	1,345,500	2,905,090	13,857	0.4%
新潟県	52	6,583,230	5,961,970	621,260	7,226	0.4%
長野県	149	1,553,240	1,111,290	441,950	7,012	1.6%
山梨県	97	1,626,810	871,740	755,070	2,650	3.3%
静岡県	156	11,189,800	10,130,280	1,059,520	13,741	0.8%
愛知県	149	5,160,730	4,000,440	1,160,290	25,138	0.4%
富山県	35	1,884,230	1,392,870	491,360	3,604	0.9%
石川県	63	4,178,860	3,873,670	305,190	3,869	1.1%
岐阜県	170	1,975,030	1,948,950	26,080	8,011	1.7%
三重県	46	2,070,910	1,785,460	285,450	5,117	0.6%
福井県	102	1,440,190	1,419,890	20,300	3,140	2.5%
大阪府	431	13,138,190	6,332,450	6,805,740	30,667	1.0%
和歌山県	67	281,430	281,430	0	2,315	1.9%
兵庫県	152	6,259,580	5,113,180	1,146,400	12,442	0.9%
京都府	50	4,889,620	797,350	4,092,270	7,291	0.3%
滋賀県	106	1,977,280	1,844,570	132,710	3,598	2.9%
奈良県	36	564,930	415,200	149,730	2,972	0.9%
鳥取県	45	573,670	564,170	9,500	1,233	3.1%
島根県	66	1,338,270	1,310,070	28,200	1,688	3.0%
広島県	83	3,822,600	3,568,320	254,280	7,263	0.7%
岡山県	46	802,110	626,230	175,880	4,753	0.5%
山口県	172	5,540,090	5,225,240	314,850	2,748	4.1%
愛媛県	91	1,502,720	1,497,120	5,600	3,352	2.0%
香川県	73	630,210	620,210	10,000	2,715	1.7%
徳島県	119	1,244,680	1,174,880	69,800	1,803	5.4%
高知県	49	1,646,240	1,646,240	0	1,425	3.3%
福岡県	166	9,946,750	8,940,220	1,006,530	8,615	1.4%
佐賀県	141	790,050	788,950	1,100	1,819	5.2%
長崎県	64	1,934,440	1,919,740	14,700	2,362	2.2%
大分県	38	847,470	576,640	270,830	2,182	1.1%
熊本県	99	2,511,180	2,292,720	218,460	2,851	2.3%
宮崎県	88	2,491,790	2,274,030	217,760	1,975	3.0%
鹿児島県	75	2,467,950	2,241,670	226,280	3,028	1.5%
沖縄県	53	1,697,400	1,641,960	55,440	1,703	2.5%

(注 1) 2003年10月～2008年9月

(注 2) 『経済的インパクト』とは、「特許流通アドバイザーの活動により発生した金銭移動の総額(除く事業費)を示しており、具体的には導入した特許技術に基づき製造した製品売上高(総売上高)、製造のための開発・投資(研究開発費等)、新規雇用者人件費(新規雇用)、ライセンス収入により構成される合計額」である。

(注 3) 製造業及び情報通信業の従業員5名以上の事業所(総務省統計局「事業所・企業統計調査(H18)」)

(資料) 成約件数、経済的インパクトは、INPITより。地域特許流通事業開始年度及び特許流通ADの派遣人数は都道府県により異なる。

1. 4. 3. 地域の特許流通専門人材・知的財産活用専門人材の育成状況

[特許流通 AD・特許情報 AD による人材育成状況]

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、地方公共団体が開催するセミナー・講演会で知的財産活用に関する講師を務めると共に、県職員や関係機関の職員に対する普及啓発・指導業務も行っている。

例えば、北海道では道内公設試職員に対する知的財産研修において、特許流通 AD や特許情報 AD が講師として知的財産人材育成や特許情報検索実技講習を行い、職員に対する知的財産の普及啓発・指導を実施している。

表 1-16 特許流通 AD・特許情報 AD のセミナー等への協力状況

催者種別	流通AD (都道府県)	情報AD (都道府県)
国・発明協会 催 -	13	12
都道府県及び外 団体 催 -	25	30
市 催 -	5	8
地域の商工団体(商工会・商工会議所等) 催 -	22	25
地域の企業 催 -	14	10
大学・高等専門学校・高 催 -	8	21

(資料) INPIT より

[特許流通 AAD 育成状況]

前述のとおり、平成 19 年度より、地方公共団体が確保する技術移転に関わる人材である特許流通 AAD に対して、特許流通 AD の指導等により、人材育成や特許流通に関するノウハウの継承を行うための支援を行っている。

各地方公共団体の特許流通促進活動の位置付け及び財政事情等により、各地方公共団体が確保した特許流通 AAD の職歴・経歴及びその経験年数、勤務形態と身分、育成日数等、加えて、第 1 期育成後の活用方針については相違がある。大別すると、以下となる。

- ① 地方公共団体の産業振興財団等の職員を確保し、育成終了後も当該団体で活用
- ② 工業技術センター等地方公設試の職員を確保し、育成終了後も当該公設試等で活用
- ③ 地元企業等の外部人材を産業振興財団等の職員として確保し、育成終了後も当該団体で活用
- ④ 地元企業等の外部人材を地方公共団体の職員として確保し、育成終了後も知的所有権センターや公設試等で活用

この特許流通 AAD 育成支援の第 1 期(平成 19～20 年度)における育成状況は以下のとおりとなっている。

表 1-17 特許流通 AAD のタイプ

項目		AAD人数(人)
特許流通AADの出 組織	民間企業	32
	都道府県・外 団体	21
	自 体等 B	3
特許流通AADのス ル	知財	7
	技術	39
	事務	10

(資料) INPIT より

表 1-18 特許流通 AAD 一人当たり年間活動日数(計画)

人当たりAAD 年間計画活動日数	都道府県数
～150日/年	38
150日/年～200日/年	5
200日/年 上～	3

(資料) INPIT より

[特許流通 AAD の育成評価]

INPITでは、各都道府県における特許流通 AAD の育成状況について調査を実施している。調査結果は、表 1-19 の通りである。

表 1-19 における『評価点』は、OJT により特許流通 AAD が修得した特許流通活動の知識及びスキルのレベルを、委託先の統括 AD が総合的に判断している。各評価点の基準は、以下の通りである。

- A：中レベルより上の優れた特許流通活動が期待できる。
- B：平均レベルの特許流通活動が十分期待できる。
- C：独力で特許流通活動ができ、最低限の成約実績が期待できると共に、大きなクレーム等がないと推察される。
- D：独力での特許流通活動は困難と推察される。ただし改善すれば独力での特許流通活動が可能と推察される。
- E：特許流通に対する適性がなく、独力での特許流通活動は困難と推察される。

評価結果では、特許流通 AD による 1 年 9 ヶ月間の OJT、特許流通 AAD 研修、スキルアップ研修及びフォローアップ研修を通じて特許流通 AAD が修得した特許流通活動の知識及びスキルのレベルは、特許流通 AAD56 名中、54 名が C 評価以上の修得レベルを示している。特に、B 評価以上の者が 35 名となっている。

また、統括 AD の意見を総合すると、演習や実習から実践による OJT を経て特許流通 AAD 自らが主体的な活動を遂行し、幾つかの事例の経験を積むためには、2 年間で 200 日の育成日数(知識習得 100 日、実践 100 日)は、最低限必要である。加えて、可能な限り間隔を空けることなく集中的に連続した OJT を行い、早期にスキルを修得、能力を向上させることが必要であり、特許流通 AAD の育成に関して、すぐに成果がでるような性格のものではない。

表 1-19 特許流通 AAD の育成状況と職務系統、活動日数

職務 育成状況	技術	事務	知財	計	平 活動日数 (平成20年度)
A	3名	1名	1名	5名	102日
B	20名	5名	5名	30名	95日
C	14名	4名	1名	19名	93日
D	2名	—	—	2名	130日
	—	—	—	—	—

(資料) INPIT より

この頁は白紙です

2. 地域における先進的な取組

2. 1. 事業実施体制の構築

地域特許流通促進事業を展開するにあたり、利用者である中小企業等への事業実施体制の構築について、先進的な取組事例を紹介する。事業実施体制の構築において、(1)知的財産・技術・経営支援に係る相談内容全てに対応できる組織を1ヵ所に集約させ利用者へのワンストップサービスを可能とした体制を構築している取組として岩手県や栃木県などの取組事例があげられる。(2)知的財産に関する相談に対応する諸組織を1ヵ所に集約させ知的財産に関する利用者へのワンストップサービスを可能とした体制を構築している取組として埼玉県における取組があげられる。(3)知的財産に特化しつつ人事交流などで公的団体との強い連携を図っている取組事例として大阪府における取組があげられる。以下では、上記の各取組事例について紹介を行う。

取組体制	地方公共団体	取組体制 要	取組体制による 果
(1)知的財産・技術・経営支援に係るワンストップサービス体制	岩手県 栃木県	の物あるいはの地内に知的財産・技術・経営に係る支援機関を設置し、各支援機関の相談口を所に約している。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的所有権センター利用者の知的財産・技術・経営に係る相談から支援のまでの利性を上 ✓ 各支援機関の連携による知的財産・技術・経営に係る支援業務の化
(2)知的財産に特化したワンストップサービス体制	埼玉県	の物に知的財産に係る支援機関を設置し、各支援機関の相談口に知的財産ADを配置し、知的財産に係る相談の元化及び知的財産ADによる相談の次付け機能を提供している。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的所有権センター利用者の知的財産に係る相談から支援のまでの利性を上 ✓ 知的財産に係る各支援機関における支援業務の化
(3)他機関との連携による知的財産に特化したワンストップサービス体制	大阪府	の物に知的財産に係る支援機関を設置し、各支援機関相談口に特許情報センター職員(外団体職員)を配置し、知的財産に係る相談の元化及び相談の次付け機能を提供している。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的所有権センター利用者の知的財産に係る相談から支援のまでの利性を上 ✓ 知的財産に係る各支援機関における支援業務の化 ✓ 知的財産の取組に対する他機関との連携の強化

2. 1. 1. 中小企業等支援統合サービス提供体制の構築

[岩手県]

岩手県では、岩手県知的所有権センター及びその運営組織である(社)発明協会岩手県支部、(地独)岩手県工業技術センター、(財)いわて産業振興センターが同一建物内(一部通路を利用して移動)に設置されており、知的財産・技術・経営に係る支援組織が集約している。知的所有権センターの受付に県が補助員を配置し、利用者の相談の一次受付を行い、各支援組織に相談内容を展開している(図2-1を参照)。

ワンストップサービス構築の経緯として、県主催知的財産活用推進会議をはじめ、県が主体となり体制構築を推進している。

知的所有権センターの管理者(運営組織の中心)である(地独)岩手県工業技術センターにおいて、週1回の情報交換のための会議が行われており、特許流通ADが参加することで、知的所有権センターとの連携を図っている。さらに、(財)いわて産業振興センター職員である特許流通AADを通じて同産業振興センターとの連携を図っている。

今後の方向性として、特許流通AD及び特許情報ADが配置されなくなった状況を鑑みた

取組体制の整備を検討している(案:(財)いわて産業振興センターにおける育成終了後の特許流通 AAD 活用による知的財産支援強化)。

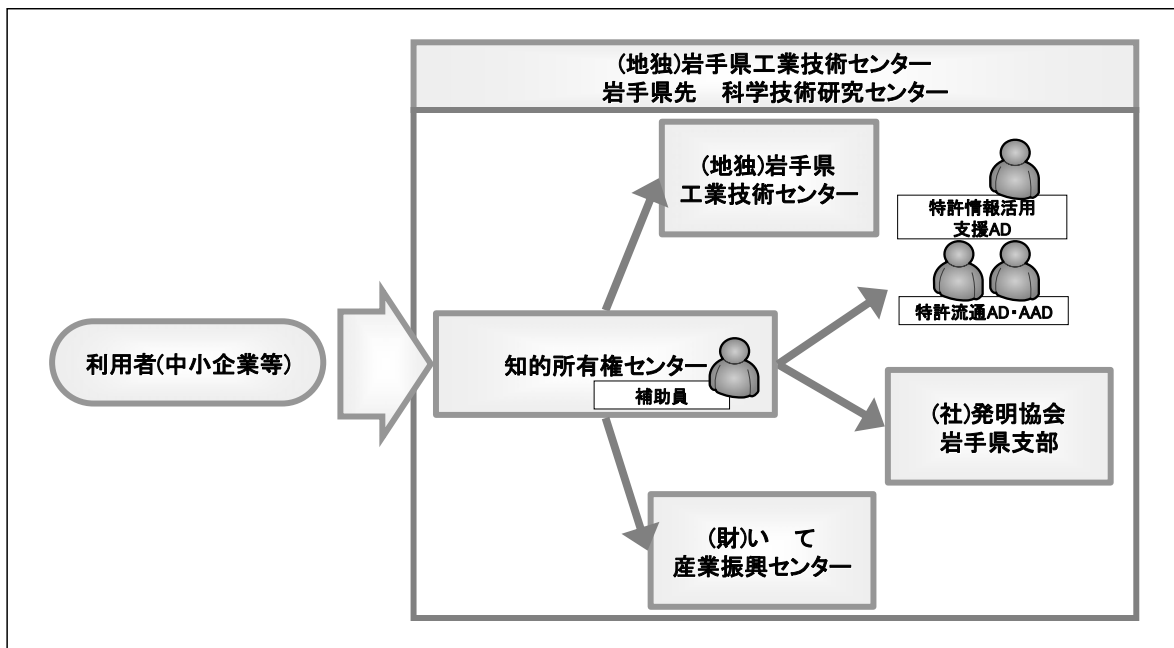


図 2-1 (地独)岩手県工業技術センター及び岩手県先端科学技術センターにおける知的財産・技術・経営に関する中小企業支援の取組体制

[栃木県]

栃木県では、栃木産業プラザ内に栃木県産業技術センターが設置され、その中に(社)発明協会栃木県支部が運営する栃木県知的所有権センターが所在している。また、同時に栃木産業プラザ内には、(株)とちぎ産業交流センター及び(財)栃木県産業振興センターが設置されている。以上により、知的財産・技術・経営に係る支援組織が同一建物内に集約している。

知的所有権センターの利用者への相談受付は知的所有権センターの設置されている発明協会の受付窓口にて行っており、受付窓口を一次受付とし、同建物内の各支援組織に相談内容を展開している(図 2-2 を参照)。

ワンストップサービス体制構築の契機は、宇都宮テクノポリス計画において、宇都宮テクノポリスセンター地域内に産業支援拠点として栃木県産業技術センター、(株)とちぎ産業交流センターが設置されたこととなっている。

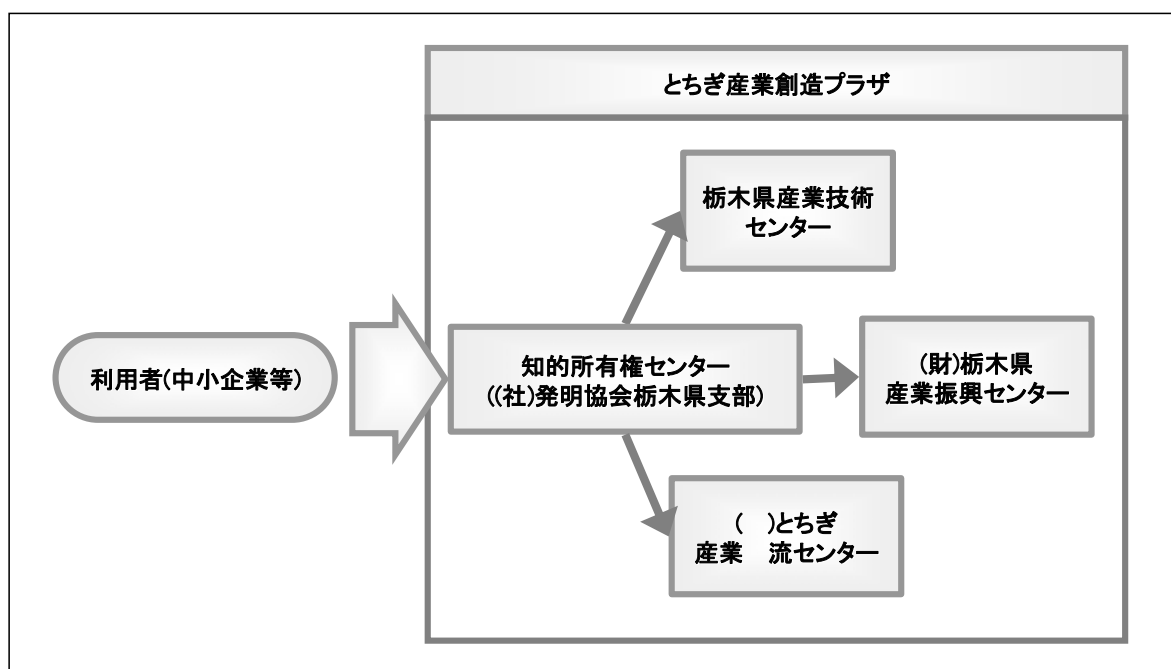


図 2-2 とちぎ産業創造プラザにおける知的財産・技術・経営に関する中小企業支援の取組体制

2. 1. 2. 知的財産支援統合サービス提供体制の構築

[埼玉県]

埼玉県では、知的財産総合支援センター埼玉により知的財産に係る支援をワンストップサービスで提供できる体制を構築している。同センターには、(財)埼玉県中小企業振興公社と(社)発明協会埼玉県支部が設置されている。(財)埼玉県中小企業振興公社には、利用者の知的財産に係る相談の一次受付として知的財産 AD・AAD 及び同アソシエイトを配置し、相談内容に応じて専門人材を紹介している(特許流通 AD・AAD、特許情報 AD、特許出願 AD、弁理士、弁護士)。また、知的財産 AD で対応可能な相談については、対応することで専門人材による支援の効率化を図っている(図 2-3 を参照)。

各支援機関との連携を図るために、月 1 回の運営会議と流通会議を実施している。運営会議では、知的財産全般の取組や実績の報告や検討が行われている。流通会議では、特許流通に係る取組や実績の報告や検討が行われている。

ワンストップサービス体制構築の経緯は、知的財産総合支援センター埼玉の設置以前(平成 16 年度まで)、知的所有権センターが大宮市と川口市に設置されており、相談体制の充実を図るために相談窓口のワンストップ化を目指し、大宮市に知的財産総合支援センターとして知的財産に係る支援組織を集約させている。

なお、知的財産総合支援センター埼玉における相談内容のうち、特許流通に関する問い合わせは約 10~20%の割合となっている(ヒアリングより)。

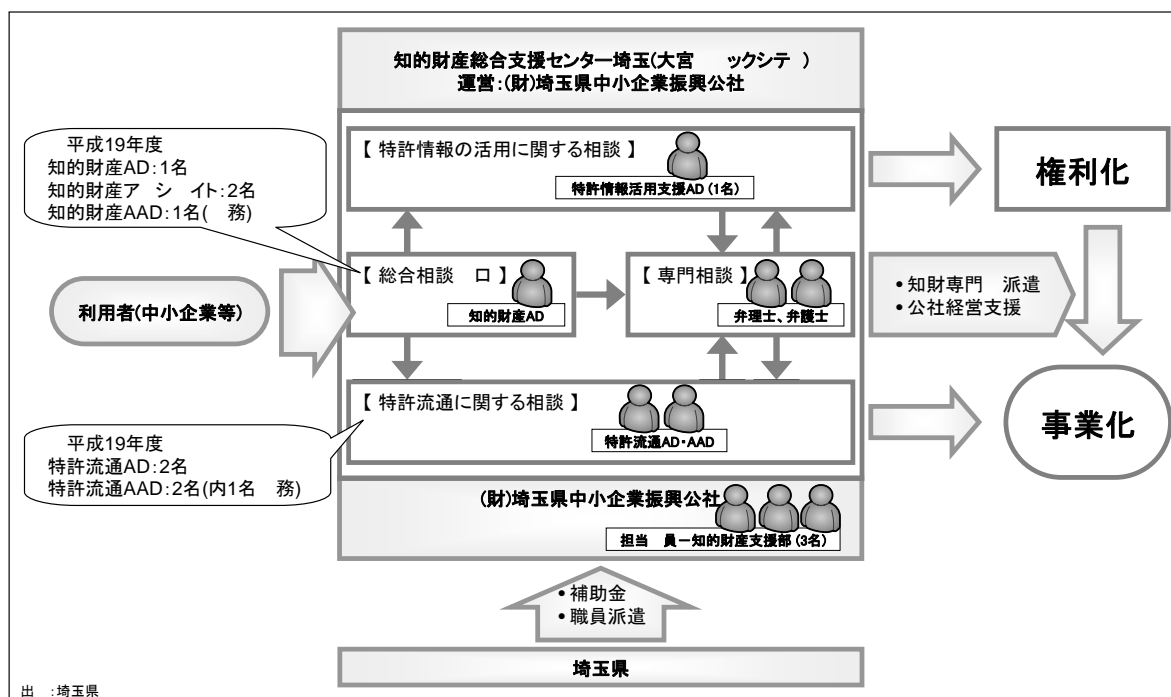


図 2-3 知的財産総合支援センター埼玉における知的財産に関する中小企業支援の取組体制

2. 1. 3. 地方公共団体との密接な連携体制構築

[大阪府]

大阪府では、大阪府立特許情報センター(大阪知的所有権センター)内に、INPIT 大阪閲覧室、(社)発明協会大阪支部、近畿経済産業局特許室、関西特許情報センター振興会、日本弁理士会近畿支部が設置されており、知的財産に係る支援機関のワンストップサービス体制を構築している。利用者の総合窓口は、大阪府立特許情報センター職員が一次受付を担っており、各支援組織の担当者に相談を展開している(図 2-4 を参照)。

知的財産に係る支援組織の連携を図るために、月 1 回大阪府立特許情報センター内の各支援組織の担当者による連携会議を実施している。

ワンストップサービス体制構築の経緯は、関西経済連合会及び大阪工業会(現 大阪商工会議所)が主体となって、知的財産の取組に係る支援組織設置の要請が契機となっている。要請を受けた府が検討し、国との折衝を経て、大阪府立特許情報センター設置に至っている。

今後の方向性として、大阪府立特許情報センター内に弁護士会の支部を設置することで、特許紛争まで対応可能な支援体制の構築を目指している。

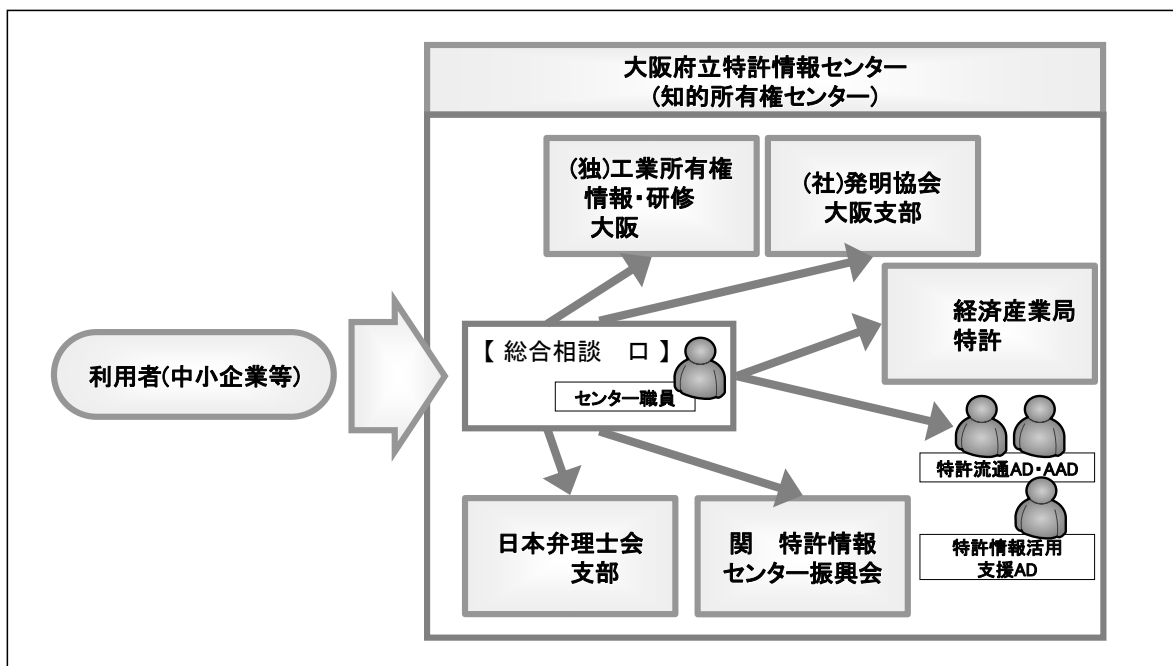


図 2-4 大阪府立特許情報センターにおける知的財産に関する中小企業支援の取組体制

2. 2. 事業内容における取組

地域の中小企業をはじめとした関係者に対して特許流通促進、知的財産権活用を促していくためには知的財産に係る活動促進に向けた情報提供による普及啓発活動がある。

この情報提供の先進的な取組として「シーズ集の作成及び活用」による普及啓発とともに知的財産権活用、開放特許に関する認知度向上やそれら取組を支援する知的所有権センターなどの認知度向上に向けた取組事例として埼玉県、栃木県、大阪府などでの取組があげられる。

また、広く県外企業や県外の特許流通 AD などとのネットワーク形成を図ることが可能な「地域版特許ビジネス市の開催」に向けた取組などがあげられる。既に地域版特許ビジネス市を開催している事例として岩手県、宮城県、和歌山県、福岡県などでの開催事例を紹介する。

加えて、一般に利用頻度が低いと思われる都道府県有特許の活用機会増大に向けて、都道府県有特許の特許流通 DB 登録推進活動の取組事例として、栃木県における取組内容について紹介する。

分	事業内	地方公共団体	取組体制 要	取組体制による 果
(1)情報提供	(1)シーズ集の作成及び活用	埼玉県 栃木県 大阪府	地方公共団体内の公設試、企業、人等が保有する特許の特許流通AD・AAD等が情報・整理・シーズを成している。 シーズは、特許流通AD・AAD等の企業やイベント・セミナー等で知的財産の取組や知的所有権センターの普及・啓発のためにしている。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特許流通事業や知的所有権センターに係る認知度の上 ✓ 特許流通AADがシーズ成を担当することによる知的財産に係る知の得
	(2)地方公共団体催の地域特許ビジネス市の開催	岩手県 宮城県 和歌山県 福岡県	地域内の特許を地域内及び地域外の企業や特許流通AD等の専門人材等に情報発信する機会を提供し、事業化支援や協や資金支援等の提携の申し出をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県内企業経営者及び知的財産担当者に対する特許流通に係る認知度の上 ✓ 県内特許の県外企業及び県外特許流通ADに対する認知度の上
	(3)特許流通AADによる県有特許の特許流通DB登録推進の活動	栃木県	地方公共団体内の情報提供にまつている公設試等の出願した特許について、他の地方公共団体の企業や特許流通AD等の専門人材がにアクセスできるよう、県内特許の特許流通DB登録を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用度の低い県有特許の活用機会の大

2. 2. 1. 特許流通促進の普及啓発

(1) シーズ集の作成・活用

特許流通 AD 派遣事業の取組の中で、平成 19 年度もしくは 20 年度に「開放特許シーズ集」の作成を行った都道府県とその取組概要は、『表 2-1 開放特許シーズ集作成団体(平成 19・20 年度)』の通りである。

これら、『開放特許シーズ集』作成のねらいとしては、企業訪問などを実施する際に、シーズ集の内容を紹介しながら話を進めると資料が何もない状態に比較して、企業の理解が早まるとともに、地域特許流通促進事業そのものや知的所有権センターそのものの認知度向上にも資するものとなっている。

また、特許流通 AAD にとって、開放特許シーズ集の作成を担当することは、知的財産権

に関する制度面での理解を深めるとともに、シーズ情報の編集を行うことで技術に関する知識等の習得という効果が発揮される。

地方公共団体	取組要
埼玉県	県内の企業・公設試・人等が保有するシーを取りめた「埼玉の開放特許100」を成している。
栃木県	県内のシーを取りめた「栃木発明展の特許を取りめた」、「大学や研究機関のシーを取りめたシー」を成し、製本化している。また、知的所有権センターのHPにおいて、様の情報をするよう備を進めている。(栃木県特許流通ADからのヒアリングによる)
大阪府	開放特許情報リストを成し(CD-ROM)、配している。リストの情報は大阪府立特許情報センターホームページにもしており、定期新している。また、新規案件には、企業に対してメール信によって情報提供している。
静岡県	特許流通ADが県内開放特許を取りめてを成している。
奈良県	(財)奈良県中小企業支援センターが所有する企業情報や保有特許等に関する情報をDBとして成し、特許流通ADの企業定等に活用している。て、特許流通ADの企業によりした情報もDBにさ、情報共有している。
山口県	県内の開放特許をしている「ってみたい特許の本」を成し、配している。て、本の情報をDB化し、(財)やまぐち産業振興財団のHPにおいて公開している。
福岡県	知的所有権センターにおいて、県内の大学・公設試・企業・人が流通をする特許を特許流通ADがし、「福岡開放特許イドック」を成し、の内をCD-ROMとして成し、さらにセンターHP上にしている。

表 2-1 開放特許シーズ集作成団体(平成 19・20 年度)

(2) 地域版特許ビジネス市の開催

地方公共団体が主催する地域版特許ビジネス市は、平成 18～19 年度開催実績及び平成 20 年度開催予定において、岩手県・宮城県・和歌山県・福岡県・新潟県において実施(予定)されている。

[岩手県]

いて特許ビジネスマッチングフェア			
目的	県内の開放特許について、保有者がシーやビジネスプランの発・明を行い、県内外企業に対して特許流通による共研究や協をする。		
開催日	平成20年11月7日(金) 13:00～17:30	定員	50名
場所	いて県民情報流センター(アイーナ)7 岩手県立大学アイーナキャンパス学 1(ブ ンテーション)、学 4、5(別相談、パネル展)		
料	料	共催	(独)工業所有権情報・研修 いて産学連携推進協議会(リ ン) 岩手県知的所有権センター
催	岩手県		
プログラム			
上コンロ用成型木「こたん」	地 調査 置及び地 調査方法 びに地 改良方法		
製造の上をさる ショベル用バ ット 置の提供	造 用台		
法 用木製 ロック(ッド ード ロック)	高品 イクラの製造方法		
発 コンクリート及びその製造方法	トム を 料とする ースト状 品の製造方法		
	別相談、パネル展		
出	岩手県HP		

[宮城県]

第3 みやぎ特許ビジネス市			
目的	特許技術等保有者から、特許技術の内・果、商品開発のポイントとなるビジネスプラン、ライセンス条件等について 明いた き、 者から、当 技術のライセンス、商品開発のための共 研究、商品の 協 、事業資金の支援等、各種アライアンスを申し出を する。		
開催日	平成21年2月4日() 13:30~17:00	定員	80名
場所	仙台商工会議所 大会議		
料	料	共催	(財)みやぎ産業振興機構 (独)工業所有権情報・研修
催	宮城県		
テーマ	気・ 機 ・ 工関連技術		
プログラム			
外 データ通信の利用方法	出形成における ス き 置		
高品 な ーデ 信 理(生 度・)	可 光応答型光 化 イバー		
から やアルコールを造る方法 機能を つ た 材	が大きく小型化可能な 型 置		
出 : 宮城県HP			

[和歌山県]

特許ビジネス エア かやま			
目的	特許等を保有する企業により、地域の につながる特許・技術シー を地域の企業に対して し、新たなビジネス展開を支援する。		
開催日	平成20年12月9日() 10:00~12:10 (※ かやまテクノビジネス エアと 開催)	定員	80名
場所	和歌山ビッグ愛(和歌山市手平) 5 503会議		
料	料	共催	(社)発明協会和歌山県支部
催	和歌山県 (財) かやま産業振興財団	援(協)	(独)工業所有権情報・研修
テーマ	「産業部材」「材」「品 工」「らし」		
プログラム			
和歌山県における特許流通事業について	パイ マスプラスチック(コスターチ)		
技術をパイ に応用した ロテノイド の製造方法	果 の 方法		
マルジョン 料製造 置	小 パイプ内 バリなしプ ス エ		
新型定在 ー の 理とその応用	が大きく小型化可能な 型 置		
出 : 和歌山県HP			

[福岡県]

目的	特許技術等のシーを保有する方が、企業やベンチャー等に対して、特許技術の内果やビジネスプランを発売し、当技術のライセンス、共同研究や協同な各種のアライアンスの申し出をる場をとして開催		
開催日	平成20年2月12日(木)11:00~17:30	定員	100名
場所	福岡県中小企業センタービル2 大ホール		
料	料	共催	(独)工業所有権情報・研修福岡ものづくり産業振興会議
催	福岡県(財)福岡県中小企業振興センター	援(協)	九州経済産業局、九州知的財産戦略協議会、日本弁理士会九州支部
テーマ	「ものづくり技術」		
プログラム			
光によりが る有機材料	環境 化用光 クロス		
サージ保護 置	多 プリント配 の軽 化		
プラスチックの 化 置	の駆動方 により 動 ポンプ		
可 光機能 明チタ ア、チタ ア・シリ の製造と光製品の応用	ロボット 置		
光 応 生成 置の開発	小 の 定方法及び 定 置		
出 :福岡県	パネル展 ・ 別相談会		

[新潟県]

目的	特許シーを保有する企業等により、特許シーの内や果とあて特許シーを活用するのポイントとなる市場性、性なビジネスプランを、関を有した企業とのマッチングを行うことを目的として実施。		
開催日	平成19年10月8日()13:30~17:00	定員	50名
場所	県 地場産センター 別 三条・ 地域リサーチコア 6 研修		
料	料	共催	(独)工業所有権情報・研修
催	(財)新潟県 地域地場産業振興センター	援(協)	(財)にいがた産業創造機構 広域関東 知的財産戦略本部
テーマ	「環境・リサイクル」、地域技術・商品		
プログラム			
木自在シート テナージ	製のプラスチック様成形体およびその製造方法		
環境 化用光 クロス	平 化研 置		
PET含有 プラスチックの 分 生成物を 料 として する方法	別商談・パネル展		
出 : (財)新潟県 地域地場産業振興センター			

2. 2. 2. 県有特許活用に向けた取組

[栃木県による特許流通 DB への登録]

栃木県では、特許流通 AAD が開放可能な県有特許について、特許流通 DB への登録を県内公設試に促している。平成 20 年度時点、農業に係る県有特許については登録が完了、林業に係る県有特許については登録依頼中、教育(農業関連学校教員による特許)についても登録依頼中の状態である。

[広島県や高知県によるバーチャルデータベースの活用]

広島県や高知県では、特許流通データベースにライセンス情報登録されている情報を登録機関のホームページから表示ができるバーチャルデータベースの活用を行っている。

バーチャルデータベースは、特許流通データベースに登録されている地方公共団体の開放特許のライセンス情報を当該地方公共団体のホームページから表示させるものである。バーチャルデータベースを活用することで地方公共団体におけるライセンス情報のコンテンツ管理の負荷軽減が図られる。

図 2-5 バーチャルデータベースの使用例(高知県)

The diagram illustrates the usage of a virtual database in Kochi Prefecture. It shows the following components and flow:

- 高知県庁 バーチャルデータ使用例 (Kochi Prefecture Virtual Data Usage Example):** A screenshot of the Kochi Prefecture website's '知的財産課' (Intellectual Property Section) page. A search for '特許流通データベース' (Special Patent Database) is shown, leading to a table of patents. A specific patent, '筋力測定装置' (Muscle Measurement Device), is highlighted with a circled '1' and a magnifying glass icon (circled '2').
- 特許流通データベース (Special Patent Database):** A screenshot of the database search results page. The search results for '筋力測定装置' are displayed, with a circled '3' indicating the search results.
- 特許電子図書館 (Special Patent Electronic Library):** A screenshot of the patent's detailed information page, showing the title '筋力測定装置' and other details.
- 公開公報 (Public Notice):** A screenshot of the public notice page, showing the patent's registration details, including the title '筋力測定装置', the applicant '高知県' (Kochi Prefecture), and the inventor '住藤 厚、坂上 昇' (Tsukamoto Atsushi, Sakagami Noboru).
- 経過情報 (Progress Information):** A table showing the patent's registration details, including the registration number '特許 2006-046788 (平18-2-23)' and the registration date '2007-2-22'.

The flow is indicated by dashed arrows: from the public notice on the website to the search on the database, and then to the detailed license information page and the public notice page.

《①～③の説明》

- ① 高知県 HP の「高知県庁が保有する特許のライセンス情報」リンクボタンを押下すると、特許流通データベースのライセンス情報(登録者「高知県庁」)を表示。
- ② 高知県 HP の保有特許一覧の「詳細」ボタンを押下すると、特許流通データベースの該当するライセンス情報を直接表示。
- ③ 「ライセンス情報」の「出願番号」、「特許番号」、「経過情報」を押下すると、特許電子図書館(IPDL)から、該当する「公開公報」、「登録公報」、「経過情報」を表示。

《バーチャルデータベースの導入メリット》

1. 地方公共団体 HP での特許情報コンテンツ管理は不要！

地方公共団体 HP に特許流通データベースへのリンクを設定すれば(高知県 HP の例①)、特許流通データベースに登録したライセンス情報が反映されるので、地方公共団体 HP でのコンテンツ管理は不要である(HP メンテナンス不要)。研究機関毎のリンクボタンや技術分野毎のリンクボタンを設けることも可能である。

2. 特許流通データベースへ登録後の管理は不要！

特許流通データベースに登録済みのライセンス情報は、特許庁が公表する経過情報(出願公開、特許登録、権利抹消／拒絶／権利期間終了等)を基に、自動的に更新して管理されるので、地方公共団体の担当者がこれらを管理することは不要である。

未公開段階でも特許流通データベースに登録可能である。また、未公開案件は公開公報が発行されればライセンス情報の詳細データが付与される。権利が消滅した案件は、特許流通データベースから削除される(登録後の管理不要)。

3. 地方公共団体の HP の付加価値向上！

ライセンス情報の番号部には、特許電子図書館(IPDL)へのリンク機能(経過情報にもリンク)が有り、1 クリックで公開公報・登録公報を閲覧できる(ユーザーの番号入力不要)。

ライセンス情報には関連資料(PDF ファイル等)を貼付することも可能である。既存の開放特許事例集の説明ページや技術説明資料を貼付して、まとめて閲覧に供することが可能である(既存資料も技術文献も一度に提供)。

(資料) INPIT より

2. 3. 専門人材の育成に向けた取組

地域特許流通促進を進めていくためには、地域が独自に特許の流通を促すためのコーディネーターを準備することで、地域の中小企業などにより密着した活動を展開していくことが求められる。

このため、地域で活動する人材として特許流通の専門人材である特許流通 AAD の育成が重要となるとともに、育成後の活用のあり方などについても明確な方針を有する必要がある。

このため、今後、地域が自立的に特許流通を進めていくための人材育成・活用の先進的な取組事例として、育成の観点から、栃木県や岩手県で特許流通 AD により行われている、特許流通 AAD 向けの個別講習、また活用のあり方として岩手県における特許流通 AAD 派遣元組織との相乗効果をねらった提携や人材採用方針の考え方について紹介を行う。

人材育成・活用	地方公共団体	取組体制 要	取組体制による 果
(1)特許流通ADによる 別の実施	栃木県 岩手県	特許流通AADに に1 度の 度で別に を実施している。特許流通AD自 の経 を 材とし、実 的知 の を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特許流通ADの取組事例や取組内 を 内 とすることで、実 的知 を 得 ✓ 特許流通ADの経 によるノ 等の 得 ✓ で 得した実 的知 を にて活用することで、実 的ス ルを 上
(2)派遣元業務との提携	岩手県	外 団体出 の特許流通AADは、育成期間 は派遣元の外 団体にて雇用され、派遣 業務に特許流通の取組を して業務を 行する。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域における 統的な特許流通の取組を 行 ✓ 特許流通AADの育成期間 の雇用を 保
(3)人材 用の方針	—	<p>人材 用は出 組織によって、地方公共団体及び外 団体職員と民間企業出 者とに大別される。</p> <p>出 組織によって、育成や育成期間の活用及び定 における いがなる。</p>	<p><u>地方公共団体及び外 団体職員 用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特許流通AADの育成期間 の雇用 保 ✓ 特許流通AAD業務と派遣元業務(技術支援機関、経営支援機関等)との相 果による 方業務の充実 <p><u>民間企業出 者 用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間企業において、特許流通AADとして 得した知 ・ス ルを活用し、特許流通業務を充実化

2. 3. 1. 特許流通 AAD 育成のための取組

[栃木県]

特許流通 AAD 及び特許流通アソシエイトに対して、毎週月曜日の 8:30~10:00 に講習会を行っている。内容については、特許流通 AD の前週の特許流通に係る取組から具体的な事例を取上げて、特許流通のノウハウ等を学習することのできる内容となっている。

[岩手県]

特許流通 AAD が就任直後の 3 ヶ月間、週 1 回終日をかけて特許流通の基本から成約に至る知識・ノウハウの個別講習(マンツーマン、10 回程度)を行っている。特許流通 AD が、自身の経験を基に講習用資料を作成しており、主な内容としては、アポイントメントの取り方、ニーズ・シーズ情報の収集方法、ニーズ・シーズのマッチング方法等である。さらに、特許流通 AAD が個別講習にて習得した知識を、企業訪問の同行時に実践的スキルとして習得することを目指す。

2. 3. 2. 特許流通 AAD 活用のための取組

[岩手県]

岩手県の特許流通 AAD は、岩手県産業振興センター職員が採用されている。特許流通 AAD は、特許流通 AD と岩手県産業振興センターとの連携を充実するためのパイプとしての役割を担っており、岩手県の知的財産・技術・経営に係る支援機関のワンストップサービス体制における要の一つとなっている。さらに、特許流通 AAD の勤務日以外の派遣元業務において、特許流通 AAD として習得した知的財産に係る知識・スキルを活用することで、充実した中小企業支援を実施することができる。

育成期間終了後は、派遣元である同センターにおける中小企業支援に加え、知的財産に係る支援を実施していくため、育成期間に習得した知識・スキルを県内で継続的に発揮していくことが可能である。また、育成期間終了後の派遣元での雇用があらかじめ決定しているため、育成方針についても派遣元業務での知的財産支援を前提に考えることができ、的確な教育を行うことが可能である。

2. 3. 3. 特許流通 AAD 採用の考え方

特許流通 AAD の採用方針において重要な条件となるのが、出身組織である。出身組織が地方公共団体及び外郭団体職員か民間企業かで育成内容や育成期間終了後の活用・定着に違いが出る場合が多い。

地方公共団体及び外郭団体職員については、育成期間終了後の雇用が確保されている場合がほとんどで、活用方法についても派遣元の組織における業務に加えて知的財産に係る支援を行うことが多い。そのため、地域内で継続的に知的財産に係る支援を行っていくことが可能となる。

育成期間中においても、派遣元業務での支援業務の経験と特許流通 AAD としての支援業務の経験との相乗効果により、支援業務の充実化を図ることができる。

一方、民間企業出身者については、育成期間終了後の雇用が十分に確保されていない場合がある。そのため、育成方針が明確でなく、地域内で継続的に知的財産支援を行っていくことが困難となる可能性がある。

ただ、民間企業出身者には企業での知的財産や技術に係る実務経験を豊富に有する人材が多く、即戦力として活躍する特許流通 AAD も多い。そのため、地域内の特許流通の取組活性化に寄与することが可能であると考えられる。

この頁は白紙です

3. 今後の地域特許流通促進事業の在り方

3. 1. 地域特許流通促進事業実施体制の構築

特許流通の取組体制について、「知的財産・技術・経営支援 総合窓口型」、「知的財産支援 総合窓口型」、「支援機関分散型(窓口代表機関設置)」、「支援機関分散型(情報流通ネットワーク形成)」の4類型によるワンストップ体制の構築が考えられる。各地方公共団体の特許流通に係る取組環境を鑑みて、いずれかの類型の取組体制を選択し、ワンストップサービス体制の構築を目指す。

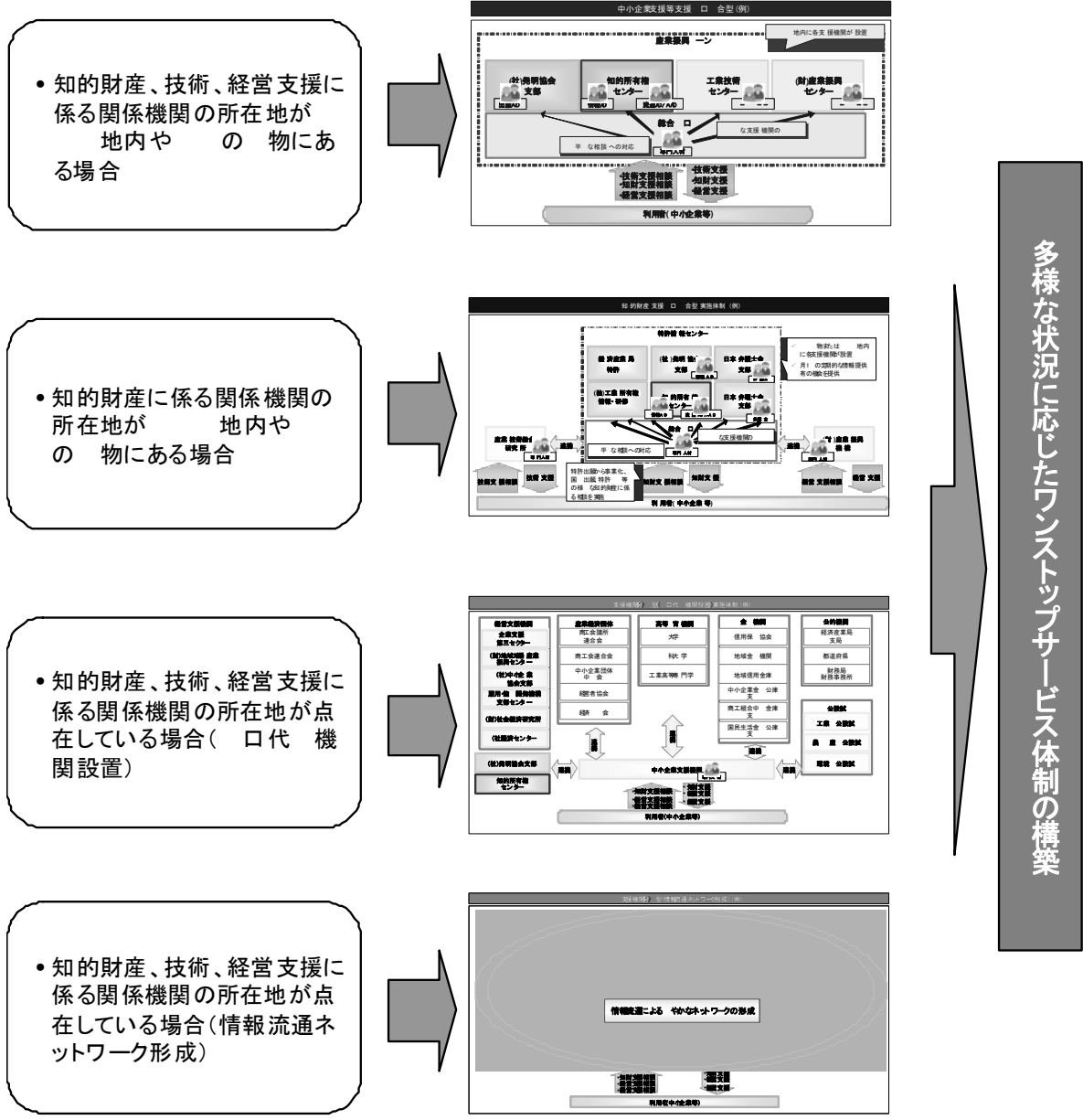


図 3-1 ワンストップサービス体制の構築

3. 1. 1. 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型の実施体制

(1) 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型の構成

同一建物または同一敷地内に知的財産・技術・経営に係る支援機関を設置する。それぞれの支援機関の相談窓口を一箇所に集約させて総合窓口として位置付け、利用者からの知的財産・技術・経営に係る相談にワンストップで対応できる体制を構築する。なお、相談受付から支援業務の効率化を図るために、各支援機関のアドバイザーやコーディネーター等を同一フロアに配置することが望ましい。

(2) 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型の運用方法

総合窓口にて、知的財産・技術・経営の相談を一次受付できる専門人材を配置し、利用者からの各支援機関への相談を仲介する。平易な相談であれば、窓口で対応を完了できる人材を配置することが望ましい。

知的財産・技術・経営に係る支援機関の連携を強化するため、組織横断的な定例会議の開催をはじめ、情報共有の機会を定期的(月1回を目安)に提供する(会議の詳細については、「3.2.3. 情報交換機会提供のための取組」を参照)。

(3) 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型により見込まれる効果

知的財産・技術・経営に係る支援組織が同一箇所に集約することで、中小企業等の利用者の相談受付から支援までの業務を効率的に行うことができる。利用者にとっては、一箇所の窓口で相談でき、利用負担を軽減できる。各支援機関にとっては、総合窓口から自機関の領域の相談のみを紹介されるため、相談の受付から支援までを効率的に行うことができる。

また、総合窓口にて専門人材を配置することで、当該人材の知識及びスキル向上により、地方公共団体内に知的財産・技術・経営支援に係る専門人材の育成を図ることができる。

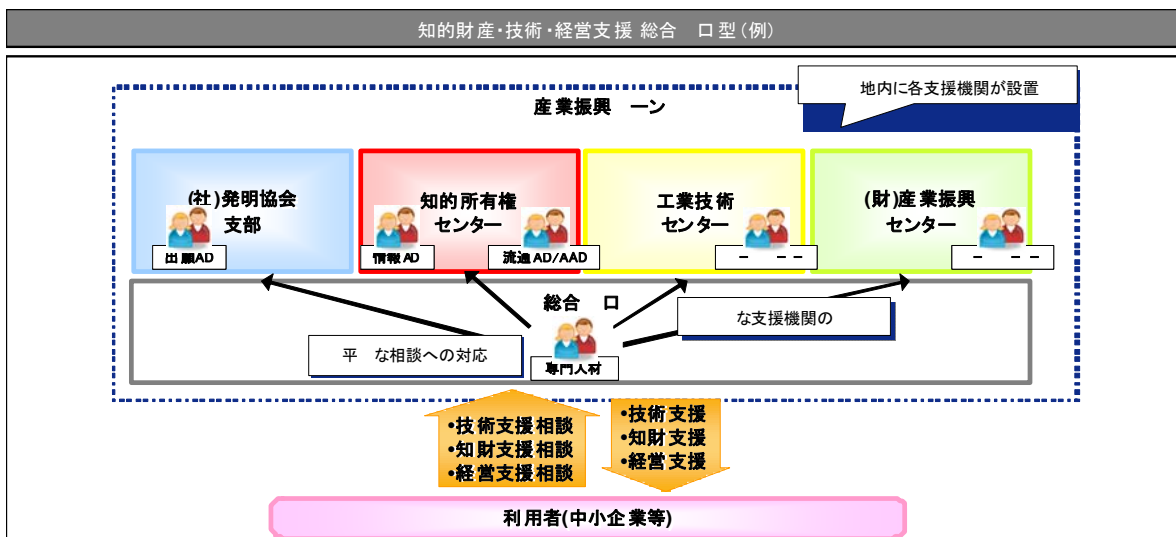


図 3-2 知的財産・技術・経営支援 総合窓口型組織の実施体制のイメージ

3. 1. 2. 知的財産支援 総合窓口型の実施体制

(1) 知的財産支援 総合窓口型の構成

同一建物または同一敷地内に知的財産の出願から事業化及び特許の国際出願や特許紛争等に係る支援機関を設置する。各支援機関の窓口を一箇所に集約させて総合窓口として位置付け、利用者からの知的財産に係る相談にワンストップで対応できる体制を構築する。なお、相談受付から支援業務の効率化を図るために、各支援機関のアドバイザーやコーディネーター等を同一フロアに配置することが望ましい。

また、技術・経営に係る支援機関とは、各支援機関の専門人材で連携体制を構築する。

(2) 知的財産支援 総合窓口型の運用方法

総合窓口に、知的財産の相談を一次受付できる専門人材を配置し、利用者からの各支援機関への相談を仲介する。平易な相談であれば、窓口で対応を完了できる人材を配置することが望ましい。

知的財産・技術・経営に係る支援機関の連携を強化するため、組織横断的な定例会議の開催をはじめ、情報共有の機会を定期的(月1回を目安)に提供する(会議の詳細については、「3.2.3. 情報交換機会提供のための取組」を参照)。

(3) 知的財産支援 総合窓口型により見込まれる効果

グローバルが進む業界においては、特許の国際出願を念頭に技術開発及び特許出願を行う必要性の認識が高まっており、特許の国際出願や特許に係る特許紛争等の多様な課題に対応していく必要がある。

国際出願や特許紛争等の多様な課題に対して、知的財産に係る支援組織を同一箇所に集約することで、原則としてすべて解決できる体制を実現することができる。

地域ブロックや国の取組との緊密な連携、紛争等の解決における弁護士との連携、特許に係る課題解決における弁理士との連携、加えて特許流通 AD・特許情報 AD・特許出願 AD等の専門人材との連携を図ることで、利用者の知財に係る相談における利便性が向上する。

各支援機関による定期的な会議での情報共有を進めることで、技術・経営に係る支援機関との連携を強化し、案件情報交換等を行うことができる。

総合窓口には、利用者の相談を各支援機関に紹介する人材を配置することで、当該人材の知識及びスキル向上により、地方公共団体内に知的財産支援に係る専門人材の育成を図ることができる。

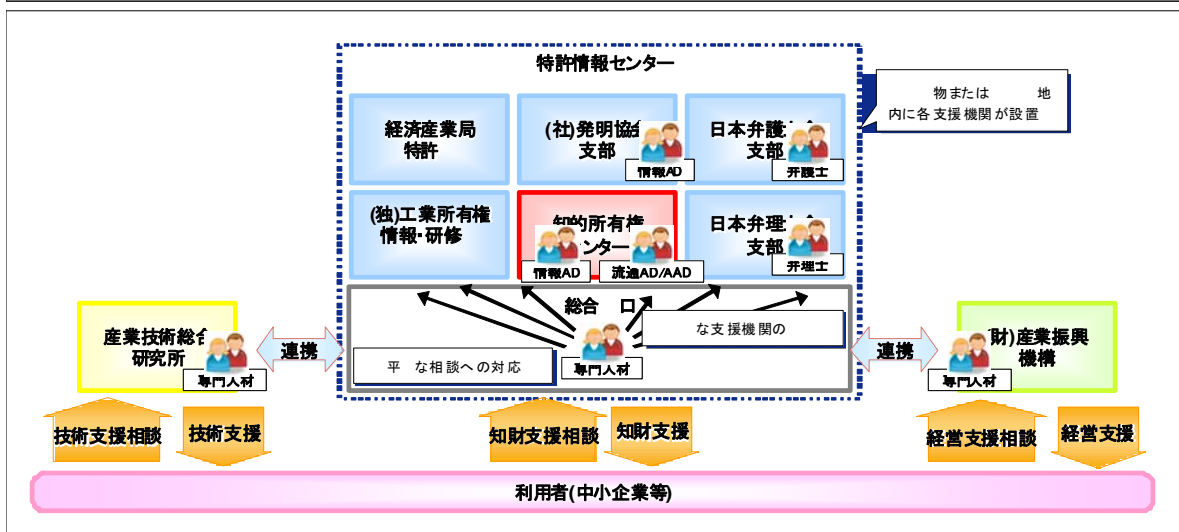


図 3-3 知的財産支援 総合窓口型組織の実施体制のイメージ

3. 1. 3. 支援機関分散型の実施体制

(1) 支援機関分散型の構成

同一建物または同一敷地内に知的財産・技術・経営に係る支援機関を設置できない場合に、いずれかの支援機関が総合窓口の役割を担うことで、擬似的なワンストップサービス体制を構築する。

(2) 支援機関分散型の運用方法

まず、各支援機関への相談を仲介する総合窓口の役割を担う支援機関を決定する。当該機関には、企業課題に係る相談の一次受付を行うことのできる人材を配置する。なお、特許流通事業が中小企業を中心に考えていることから、中小企業支援に係る機関が担うことが望ましい。

各支援機関が同一箇所に所在しないため、組織横断的な定例会議の開催をはじめ、情報共有の機会を定期的(月1回を目安)に提供し、連携体制を強化する(会議の詳細については、「3.2.3. 情報交換機会提供のための取組」を参照)。

(3) 支援機関分散型により見込まれる効果

同一箇所に知的財産・技術・経営に係る支援機関を集約させることは、現在の地方公共団体の現状を鑑みて、実現可能性が低いと考えられる。そのため、地方公共団体内の分散した支援機関を連携させ、いかにしてワンストップサービスを実現できるかを検討する必要がある。

総合窓口となる支援機関には、利用者の相談を各支援機関に紹介する人材を配置することで、当該人材の知識及びスキル向上により、地方公共団体内に知的財産支援に係る専門人材の育成を図ることができる。

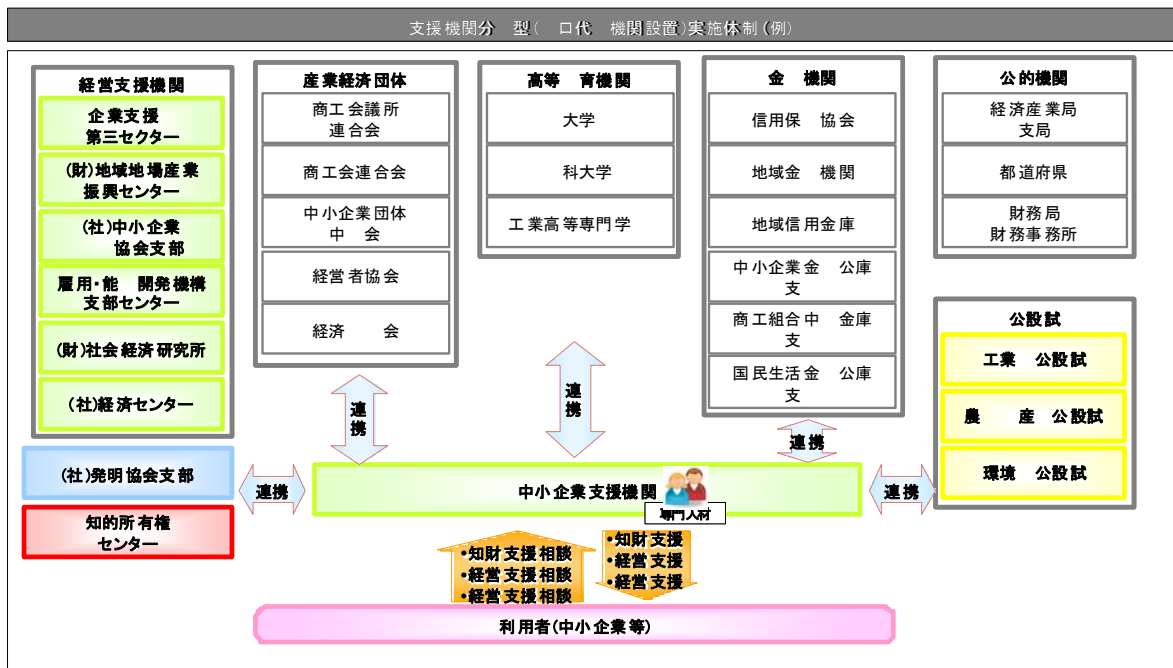


図 3-4 支援機関分散型実施体制のイメージ

3. 1. 4. 支援期間分散型(情報流通ネットワーク形成)の実施体制

(1) 支援機関間における情報流通ネットワークの形成

同一建物または同一敷地内に各種中小企業等支援機関を設置できず、かついずれかの支援機関が総合窓口の役割を担うことも困難な環境にある場合において、それぞれの支援機関で相談に訪れた中小企業等利用者の内容に関して、各支援機関間で形成する情報流通ネットワークを通じて、擬似的なワンストップサービス体制の構築を図る。

(2) 情報流通ネットワークの運用方法

各支援機関における相談窓口で中小企業等利用者からの相談を受け付ける。この際、支援機関の専門性に特化することなく、知的財産、技術、経営のいかなる内容に関しても一次受付を行う。この上で、定期的に各支援機関間で取り交わされている情報交換から一次受付を行った支援機関の担当者が相談内容に適した支援機関の専門家と連絡を取り合い、適当な支援機関、専門家の紹介を相談者に対して行うものとする。

この場合、企業情報などの秘密情報に属する相談内容である場合も考えられることから、情報流通ネットワーク形成は、ある程度、クローズされた組織間で形成される必要がある。

また、各支援機関が同一箇所に所在しないため、組織横断的な定例会議の開催をはじめ、情報共有の機会を定期的(月1回を目安)に設けることで、連携体制の強化を図るとともにネットワークの円滑な運用を図ることが重要である(会議の詳細については、「3. 2. 3. 情報交換機会提供のための取組」を参照)。

(3) 情報流通ネットワーク形成により見込まれる効果

多くの地方公共団体において既存の計画などによって整備が進められていない限り、同一建物や同一敷地内に各種支援機関を集約させることは難しい。また、既に設置されてい

る各種支援機関の移転などを伴うことなく、運用によりスムーズな移行が可能であると考えられる。

新たな整備や特別能力を有する人材を確保することなく中小企業支援のワンストップサービス体制の構築を目指すにあたり、担当する専門人材一人ひとりの人的ネットワーク形成を協力を推し進め、その際に情報流通を促す体制を構築することにより運用が可能となり、比較的実行に移しやすい運用形態であると考えられる。

また、これにより形成される人的ネットワークにより、専門人材間でのより密な情報交換が行われ、特許流通を促す効果が期待される。

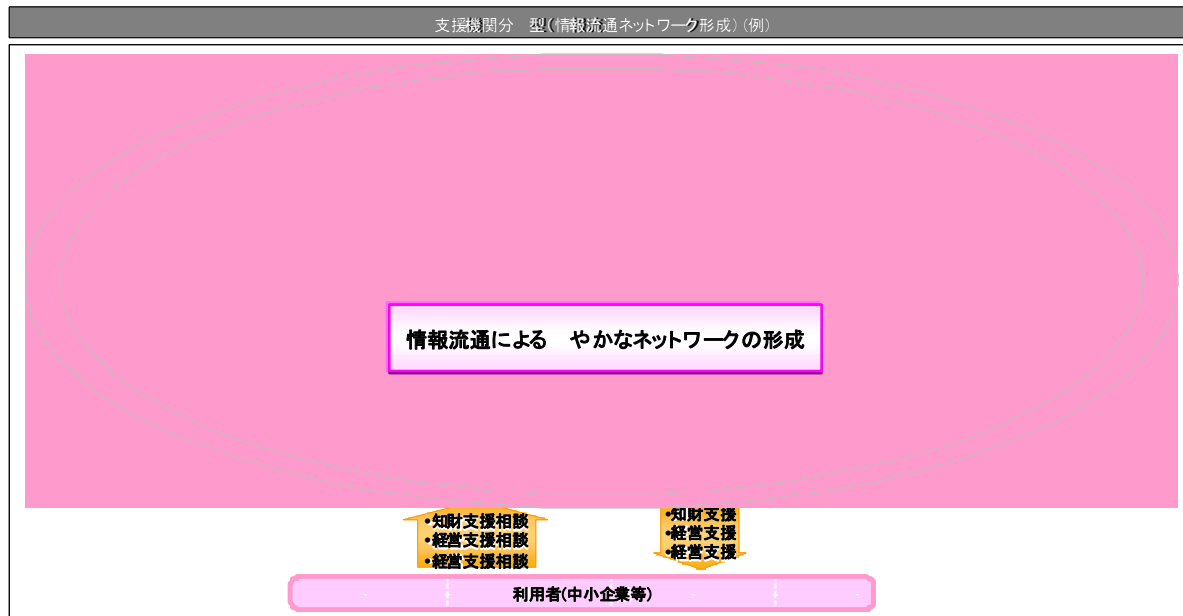


図 3-5 中小企業支援機関情報連携型実施体制のイメージ

3. 2. 事業モデル構築の在り方

特許流通のプロセスは、「ニーズ・シーズの収集、マッチング」、「契約交渉、成約」、「移転実施」、「モニタリング管理」となっている。

「ニーズ・シーズの収集、マッチング」では、企業の有するニーズと地方公共団体及び外郭団体・民間企業・個人の保有するシーズを収集し、マッチングを行う。「契約交渉、成約」では、ニーズ企業とシーズ保有者とのライセンス契約締結を支援する。「移転実施」では、成約後にシーズを導入するにあたって必要となる支援をシーズ提供企業と協力し実施する(場合によっては、ノウハウ提供や技術指導を受ける)。「モニタリング管理」では、ライセンス契約締結後にライセンシーに対して定期的に状況確認等を行う。

これらのプロセスにおいて、特許流通の促進を図るための裾野を広げ、地域の中小企業者に対して特許流通や経営における知的財産戦略の重要性を普及・啓発するにあたって最も重要なプロセスが「ニーズ・シーズの収集、マッチング」である。

また、地方公共団体の機関や地域内企業から生みだされた知的財産を活用し地域振興や中小企業支援を進めていく上においても、きめ細かに地域内の中小企業等のニーズ・シーズ情報収集が、マッチング先となる企業情報などを把握していくために重要なプロセスとして位置づけられる。

このため、特許流通促進において、「ニーズ・シーズの収集、マッチング」における知識・スキルやノウハウの習得が重要であると考えられる。

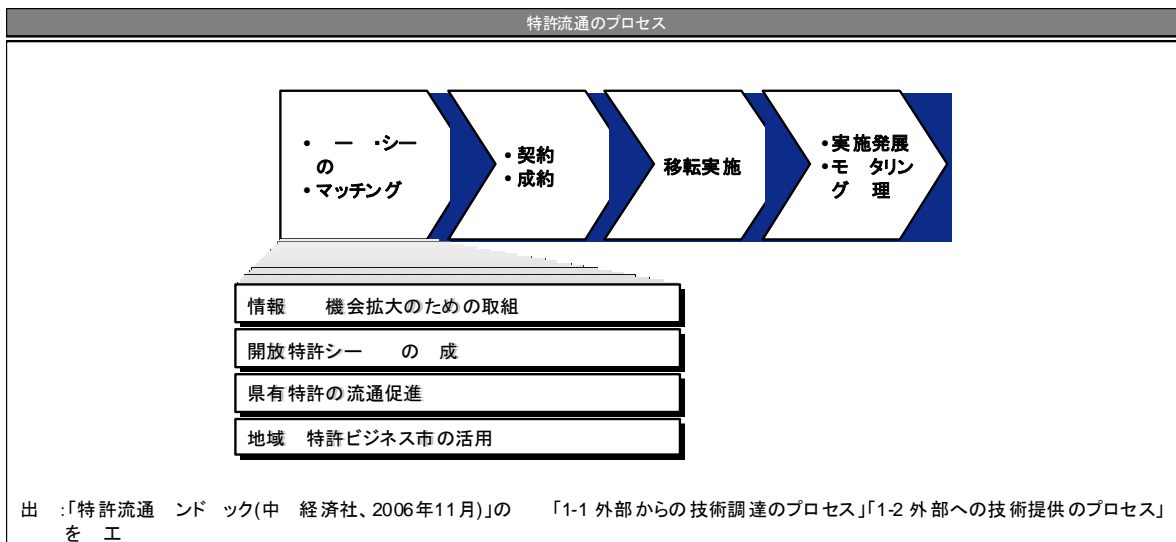


図 3-6 特許流通のプロセス

3. 2. 1. 特許流通促進普及啓発活動

(1) 開放特許シーズ集作成目的

地域の中小企業などに知的財産権活用や経営における知的財産戦略の策定、開放特許の利用促進などを普及啓発していくことで、地域特許流通の促進を図り地域産業振興や知的財産面からの中小企業支援を展開していくことが肝要である。

地域の中小企業などに対して知的財産や特許流通促進に関する普及啓発を進めていく際の説明用のツールとして開放特許シーズ集は有用である。

県内の開放特許を取り纏めたシーズ集は、県内の開放特許を県内及び県外の企業や特許流通 AD 等の専門家等に特許流通事業の「普及啓発」することが重要な目的の一つである。

さらに、シーズ集を知的財産支援に係る人材、特に特許流通 AAD が作成することにより、県内の特許情報の把握や知的財産全般に係る知識の習得や技術知識の習得等を行うことができ、「人材育成」に効果を発揮することが考えられる。シーズ集作成においては、企業、公設試、大学等を訪問してシーズ収集を行うため、それらの組織の知的財産に係る人材との「人的ネットワーク構築」を行うことが可能になることもひとつの効果として指摘されるものである。

(2) 開放特許シーズ集の活用方法

シーズ集の主な活用方法として、直接的なシーズ集活用と間接的なシーズ集活用とが考えられる。

直接的なシーズ集活用としては、冊子等に取り纏めたシーズ集を特許流通 AD・AAD 等の専門人材が企業訪問時に持参、紹介し、企業の特許流通に係る意識の向上等を図る。また、県外の特許流通 AD にシーズ集を提供することで、県外企業や特許流通 AD 等の専門人材への意識の向上等も図る。

さらに、開放特許シーズ集を冊子や CD-ROM に取り纏めて知的所有権センターへの配置やイベント・セミナーでの配布等を行う。また、県及び外郭団体の HP にシーズ集の情報を掲載することで、インターネットを介して幅広い対象へのシーズ提供機会を創出する。

間接的なシーズ集活用としては、シーズ集作成を人材育成の一環と捉え、特許流通 AD の特許流通 AAD に対する OJT メニューとして追加することで、知的財産に係る知識の習得を図る。



図 3-7 開放特許シーズ集作成の効用

3. 2. 2. 県有特許の活用促進

(1) 県有特許の流通促進

[県有特許の特許流通 DB 登録促進活動の目的]

地方公共団体の機関などが保有する県有特許などについても制度上の制約などから今までは技術移転が行われる頻度が多くはなかった。

しかし、地域産業の振興を進めていくにあたり、地方公共団体の公的機関が保有する特許に関しても積極的な流通を促していくことが求められる。これら県有特許において、事業化・製品化の可能性の高いものが多数ある場合でも、事業化・製品化を担うニーズ企業や特許流通を進めている特許流通 AD 等の専門人材が特許の情報にアクセスしない限り、それらの特許は埋没してしまう可能性が高い。

また、今後、地方公共団体の機関において地域の中小企業などのニーズに応じた研究開発を行っていく上で当該ニーズの的確な把握が必要である。このニーズを把握するためにも特許流通を促し情報収集、分析を進めていくことが重要であり、その際に地域の中小企業などに県有特許などの紹介を進めていく上でのツールとして特許流通 DB は有用である。

このため、インターネットを経由する特許流通 DB の特徴を活用し、県有特許を全国のニーズ企業や特許流通 AD 等の専門人材に広く情報提供を行い流通機会の拡大を図ることが重要である。

さらに、特許流通 DB に登録にあたり定められたフォーマットに基づき登録が行われるこ

とから、それら登録用フォーマットと特許流通 DB への登録情報を活用することで、各地方公共団体において開放特許シーズ集を冊子、CD-ROM、ホームページなどの各種媒体において作成する際にも特許流通 DB 登録の際のフォーマットを流用することで容易に作成することが可能となると考えられる。

[県有特許の特許流通 DB 登録促進活動の運用方法]

地域内の公設試等が保有する開放特許を収集・整理し、特許流通 DB 登録用フォーマットに記載し、登録を行う。

この登録をすますことにより、地域の開放特許シーズ集を作成する際に特許流通 DB 登録フォーマットを流用することにより開放特許シーズ集として様々な媒体(冊子、CD-ROM、ホームページ、データベース等)に編集することが可能である。

なお、利用者の利便性向上及び情報の鮮度を維持するために、地方公共団体及び外郭団体のホームページ上に開放特許シーズ集を掲載する場合は、リンク機能を活用して特許流通 DB との連携を図ることが重要である(埼玉県事例を参照)。

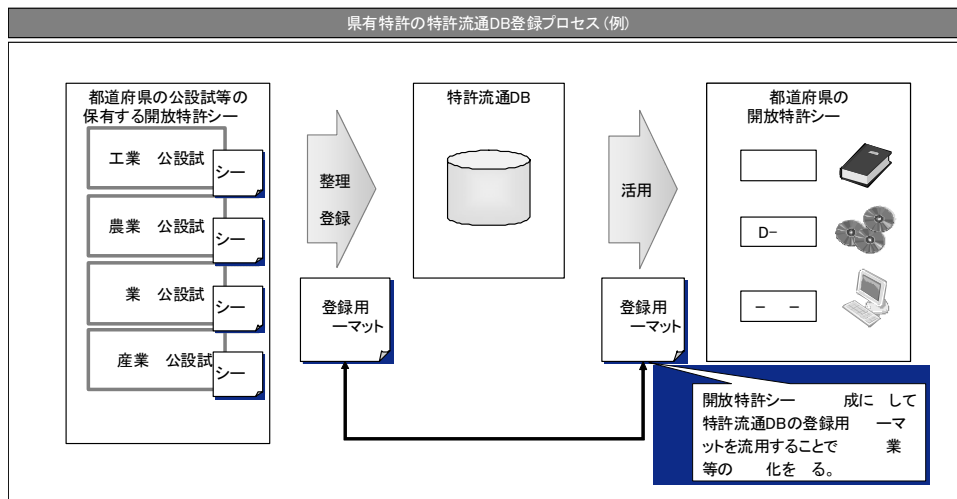


図 3-8 県有特許の特許流通 DB 登録プロセスのイメージ

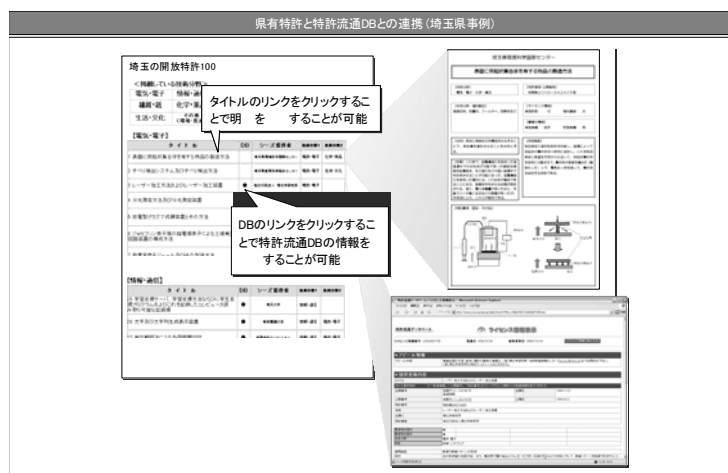


図 3-9 県有特許と特許流通 DB との連携イメージ

(2) 県外企業への県有特許流通促進

[県有特許の県外移転]

技術移転の相手先についても地方公共団体内の企業に限るのではなく、地方公共団体外の企業にも門戸を開いていくことも重要である。現状、都道府県有の特許に関する使用許諾や譲渡に際しては、多くの都道府県で都道府県内の企業に限定しているケースもあるが、新潟県における「米粉に関する県有特許技術の計外企業への許諾」を行うなど、県外の企業などへの技術移転を進めるケースもある。

加えて、技術移転の方法についても多くが「実施許諾」の形態を採用しているが、産業振興・企業支援という目的から「実施許諾」より民間企業に移転する「譲渡」の方がより適切なケースも考えられる。「実施許諾」による技術移転は、多くの地方公共団体で進められており民間企業においても浸透し始めているなかで、移転を受ける企業の中で「実施許諾」よりも「譲渡」を希望するケースも考えられる。このため、県有特許の活用促進を図るため「実施許諾」とともに「譲渡」も選択が出来るような制度設計を進めていくことも重要となると考えられる。

以上より、県有特許の活用促進に向けて、都道府県有の特許情報の整備とともに、技術移転対象の拡大と技術移転方法の拡大という制度面での検討を進めることにより、都道府県有特許の技術移転による産業振興・企業支援を進めていくことが考えられる。

[県外企業への県有特許流通促進の目的]

地方公共団体の産業構造等を鑑みて、全地方公共団体が地域内企業のみで県有特許を流通させるには十分な環境であるとはいえない。そのため、県外企業へのさらなる県有特許の流通促進を目的として、取組を行う必要がある。

この際の課題のひとつとして特許流通ADや特許流通AADの行政界を超える特許流通活動に制限が設けられており県外企業等とのマッチング作業に制約が発生している。これは、県外企業への県有特許流通促進だけではなく、開放特許の技術移転を促進していくための通常の活動においても制約となっていることから、特許流通ADの県外出張許可回数の増加や特許流通AADの県外出張制度の整備なども図っていくことが必要である。

[県外企業への県有特許流通促進の運用方法]

県有特許の流通において、実施許諾だけでなく、譲渡を行う可能性についても考慮し、次の①～③の運用に取り組む。

- ① 情報提供機会の増大のために、地方公共団体及び外郭団体のホームページにおいて、県有特許を掲載する。ホームページに掲載することで、県外の企業及び特許流通AD等の専門人材が情報にアクセスできるようにする。
- ② 県有特許を県外企業が利用し易いように、県有特許の県外企業利用における規制を緩和する。例えば、県有特許の県外企業利用不可の制限や県外企業のライセンス料負担増等の規制が挙げられる。
- ③ 特許流通AD等の専門人材の県外活動の規制を緩和する。例えば、特許流通ADの県外出張回数等の規制が挙げられる。

なお、前述①～③の運用を通じて、加えて、県外企業との情報交流を通じて、県外特許の県内企業に対する流通の促進についても図る。

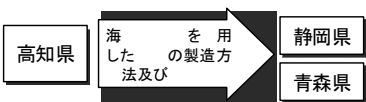
県有特許の県外企業への流通（事例）	県有特許の県外企業への実施許（事例）																																				
<div style="text-align: center;">  <p>高知県 海を用いた製造方法及び 静岡県 青森県</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">特許流通成功事例</p> <p style="text-align: center;">海洋深層水を使用した豆腐</p> <p>【経緯】 高知県の豆腐製造業者が「海洋深層水を使用した豆腐」を開発し、静岡県と青森県に流通させた。静岡県では、県産大豆を使用した豆腐の流通促進を図るため、高知県の豆腐製造業者と連携し、静岡県産大豆を使用した豆腐の流通促進を図る。青森県では、県産大豆を使用した豆腐の流通促進を図るため、高知県の豆腐製造業者と連携し、青森県産大豆を使用した豆腐の流通促進を図る。</p> <p>【効果】 高知県の豆腐製造業者は、静岡県と青森県に豆腐を流通させたことで、県産大豆の活用を促進し、地域経済の活性化に貢献した。また、静岡県と青森県でも、県産大豆の活用が促進され、地域経済の活性化に貢献した。</p> <p>【課題】 高知県の豆腐製造業者は、静岡県と青森県に豆腐を流通させるために、静岡県と青森県との連携を強化する必要がある。また、静岡県と青森県でも、県産大豆の活用を促進するために、高知県の豆腐製造業者と連携する必要がある。</p> </div> <p style="font-size: small;">出：(独)工業所有権・情報研修 HP</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">新潟県</p> <p style="text-align: center;">県有特許の県外企業への実施許</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ の製造方法及びその利用 ✓ 小の代品となるの製造方法及び当を ✓ 用した工品及び ✓ パン製造用の及びを用いたパンの製造方法 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">新潟県</p> <p style="text-align: center;">県有特許の県外企業への実施許</p> <p style="text-align: center;">米麹に関する県有特許技術の県外企業への許諾について</p> <p>○ 新潟県が開発した米麹の熟成技術などを特許取得している。これまで県内企業での許諾にとどまっていたが、県外企業への許諾を促進するため、「100%米麹の100%熟成技術」を開発し、米及び米穀の新たな事業の発展を図るため、県外企業への許諾することとした。お知らせします。</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th>特許番号</th> <th>特許名称</th> <th>特許権者</th> <th>特許内容</th> <th>特許権の範囲</th> <th>特許権の利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許第123456号</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>新潟県</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> </tr> <tr> <td>特許第123457号</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>新潟県</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> </tr> <tr> <td>特許第123458号</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>新潟県</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> </tr> <tr> <td>特許第123459号</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>新潟県</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> </tr> <tr> <td>特許第123460号</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>新潟県</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> <td>米麹の熟成技術</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">本県についてのお問い合わせ先 新潟県 産業振興課 特許推進課 課長 電話：025-220-1000（直通）</p> </div> <p style="font-size: small;">出：新潟県HP</p>	特許番号	特許名称	特許権者	特許内容	特許権の範囲	特許権の利用	特許第123456号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	特許第123457号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	特許第123458号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	特許第123459号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	特許第123460号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術
特許番号	特許名称	特許権者	特許内容	特許権の範囲	特許権の利用																																
特許第123456号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術																																
特許第123457号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術																																
特許第123458号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術																																
特許第123459号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術																																
特許第123460号	米麹の熟成技術	新潟県	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術	米麹の熟成技術																																

図 3-10 県有特許の県外企業への流通イメージ

3. 2. 3. 提供サービス高度化に向けた取組

(1) 情報交換機会提供の目的

特許流通の取組は知的財産に係る支援機関だけでなく、技術及び経営に係る支援機関とも連携を図り推進していく必要がある。各支援機関の職員及び専門人材の交流促進による各支援機関の連携強化を目的とする。

加えて特許流通 AAD のスキル向上や県外の企業ニーズやシーズ情報収集機会の拡大を図り、地域ブロックや全国規模での特許流通 AAD 間の人的交流拡大による情報交流拡大、情報交換機会の拡大を図ることにより、より活発な特許流通を地域から進めていくことが重要である。

このため、特許流通 AD や特許流通 AAD と中小企業の知的財産・技術・経営に係る専門人材との的確な情報交流、情報交換機会の提供を推し進めていく必要がある。また、地域ブロックや全国単位での特許流通 AAD 交流機会の拡大を図っていくために特許流通 AAD の育成期間から定期的な交流機会の場を設定していくことが必要である。

(2) 情報交換機会の運用方法

情報交換機会は、各支援機関と連携して月 1 回の定例会議を行うことによって提供する。定例会議は参加者及び会議内容によって 2 種類に大別する。

① 知的財産全般の取組に係る会議

各支援機関のマネージメント層やアドバイザー・コーディネーター等の専門人材、県の知的財産担当者が参加する。会議内容としては、知的財産全般に係る取組の方向性の検討や取組実績の報告、各支援機関のアドバイザーやコーディネーター等の専門人

材の代表的な取組事例の報告、各取組に対する質疑応答や改善提案の検討等を主に行う。なお、特許流通 AD や特許情報 AD も参加し、自身の活動実績について代表的事例を取上げて報告する。

② 特許流通の取組に係る会議

各支援機関のアドバイザーやコーディネーターに加えてアソシエイトやアシスタント等の専門人材も参加する。会議の内容としては、特許流通に係る取組実績の報告や各支援機関のアドバイザー・コーディネーター等の専門人材の全活動実績の報告、特許流通の取組に係る質疑応答や改善提案検討等を主に行う。なお、特許流通 AD・AAD、特許情報 AD も参加し、自身の活動実績について報告する。

会議種	者	開催度	会議内
知的財産全 取組に係る会議	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的財産に係る支援機関のマネージメント ✓ 県の知的財産担当者 ✓ 各支援機関のアドバイザー、コーディネーター等 	月1	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的財産全 に係る取組の方 性の検討 ✓ 知的財産全 に係る取組実績の報 ✓ 各支援機関のアドバイザーやコーデ ネーター等の取組事例(代 事例)の報 ✓ 各取組に対する 応答や改 提案の検討
特許流通の取組 に係る会議	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各支援機関のアドバイザ ー、コーディネーター等 ✓ 各支援機関のア シ イ ト、アシスタント等 	月1	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特許流通に係る取組実績の報 ✓ 各支援機関のアドバイザーやコーデ ネーター等の全取組事例 に 、ア シ イ トやアシスタント等の取組事例の報 ✓ 各取組に対する 応答や改 提案の検討

3. 2. 4. マッチング機会拡大に向けた取組

[特許ビジネス市の事業スキーム]

特許ビジネス市は、特許技術等のシーズ保有者が、技術の内容・効果に加え、商品開発のポイントとなるビジネスプラン、ライセンス条件等を説明し、会場の参加者から、これらシーズ技術のライセンス、商品開発のための共同研究、商品の販売協力、事業資金の支援等、各種アライアンスの申し出を募る場である¹。

[地方版特許ビジネス市開催の目的]

地域の特性に応じて独自の特許ビジネス市を実施することで、地域内の特許を地域内だけではなく地域外の企業、金融機関、証券会社、ベンチャーキャピタル、商社、知財業者特許流通 AD 等の専門人材等に説明し、商品開発のための共同研究、商品の販売協力、事業資金の支援等の各種提携の申し出を募集することが目的である。

[地方版特許ビジネス市開催による効果]

地域内の特許について、地域内及び地域外の企業や特許流通 AD 等の専門人材に対する認知度が向上する。また、特許ビジネス市において、人材の交流機会を提供することで、県内及び県外の企業や特許流通 AD 等の専門人材との人的ネットワークを形成することができる。

¹出典：(独)工業所有権情報・研修館 HP

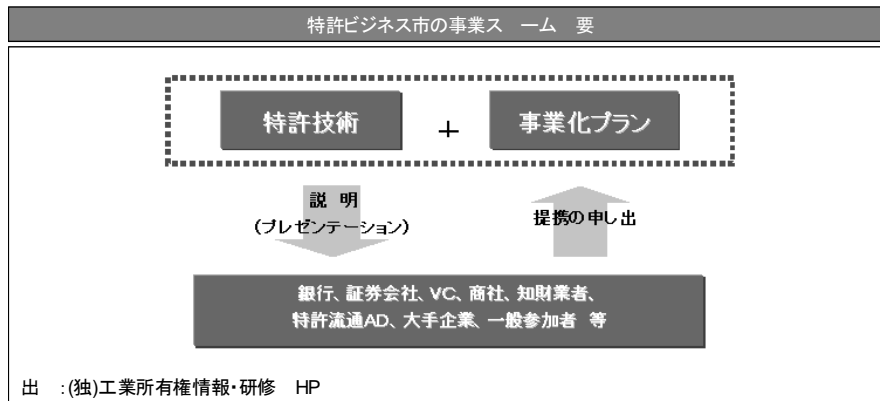


図 3-11 特許ビジネス市の事業スキーム

表 3-1 地域版ビジネス特許市の開催状況(平成 19・20 年度)

平成20年度開催予定(出 典：(独)工業所有権情報・研修 HP)				
イベント名	開催日	催	共催	援(協)
特許市場	平成20年9月16日()	大阪産業創造	(独)工業所有権情報・研修	
特許ビジネス市 広島	平成20年10月2日(木)	中国経済産業局 中国地域知的財産戦略本部 (独)工業所有権情報・研修		広島 行
第3 特許ビジネス市 三条	平成20年10月8日()	(財)新潟県 地域地場産業振興センター	新潟県 (独)工業所有権情報・研修	(財)にいがた産業創造機構
い て特許ビジネスマッチング エア	平成20年11月7日(金)	岩手県	岩手県知的所有権センター (独)工業所有権情報・研修 い て産学連携推進協議会 (リ ンナー)	
特許ビジネス市 九州アグリ	平成20年11月13日(木)	(独)工業所有権情報・研修		
特許ビジネス市 北海道	平成20年11月13日(木) ～14日(金)	北海道知的財産戦略本部	(独)工業所有権情報・研修	
特許ビジネス エア かやま	平成20年12月9日()	和歌山県 (財) かやま産業振興財団	(社)発明協会和歌山県支部	(独)工業所有権情報・研修
第3 みやぎ特許ビジネス市	平成21年2月4日()	宮城県	(財)みやぎ産業振興機構 (独)工業所有権情報・研修	
特許ビジネス市 ふくおか	平成21年2月12日(木)	福岡県 (財)福岡県中小企業振興センター	(独)工業所有権情報・研修 福岡ものづくり産業振興会議	九州経済産業局 九州知的財産戦略協議会

平成19年度開催結果(出 典：(独)工業所有権情報・研修 HP)				
イベント名	開催日	催	共催・援等	
特許市場	平成19年9月5日()	大阪産業創造	(独)工業所有権情報・研修	
特許ビジネス市 三条	平成19年11月15日(木)	(財)新潟県 地域地場産業振興センター	新潟県 (独)工業所有権情報・研修 (財)にいがた産業創造機構	
特許ビジネス エア かやま	平成19年12月6日(木)	和歌山県 (財) かやま産業振興財団	(社)発明協会和歌山県支部 (独)工業所有権情報・研修	
セラミックス・エア ながさき	平成20年1月25日(金)	九州北部三県知的財産連絡会議 (福岡県、佐賀県及び長崎県)	(独)工業所有権情報・研修 (社)発明協会長崎県支部	
みやぎ特許ビジネス市	平成20年2月6日()	宮城県	(財)みやぎ産業振興機構 (独)工業所有権情報・研修	
特許ビジネス市 ふくおか	平成20年2月7日(木)	福岡県 (財)福岡県中小企業振興センター	(独)工業所有権情報・研修 九州経済産業局 日本弁理士会九州支部	

3. 3. 専門人材育成の在り方

3. 3. 1. 特許流通 AAD の採用から定着までの考え方

特許流通 AAD の育成において、特許流通 AAD が単独で特許流通の取組を実施できる人材となることが最も重要な事項である。2 年間の育成期間終了後に、特許流通 AAD が単独活動可能となるよう「採用・配置」、「育成」、「活用」、「定着」の段階に分類して、各段階において最適な取組を行うことで単独で特許流通の取組を実施できる特許流通 AAD を育成するために計画的な人材育成・活用方針をもつことが重要である。

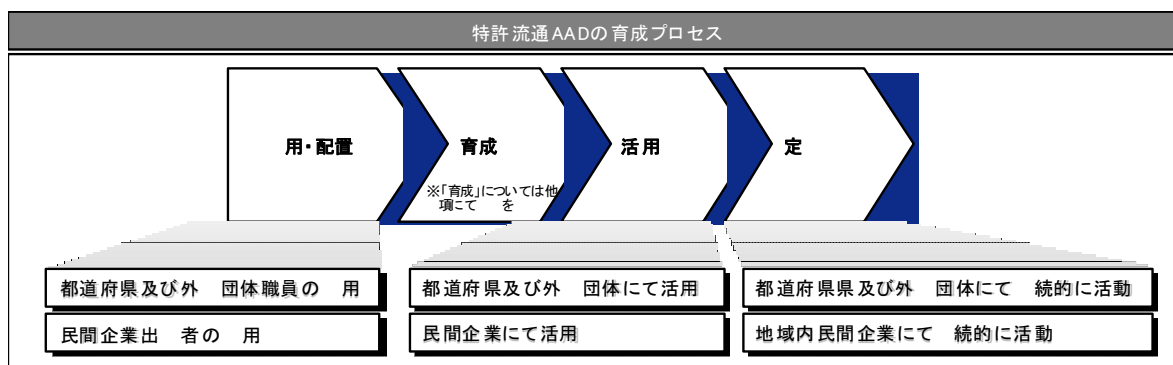


図 3-12 特許流通 AAD の育成プロセス

(1) 採用・配置の取組

採用においては、地方公共団体及び外郭団体職員の採用か民間企業出身者の採用かで大別される。地方公共団体及び外郭団体の職員出身者は、特許流通 AAD としての勤務日以外の業務として、派遣元機関で知的財産に係る業務に従事することができる。また、各支援機関の担当者との連携が容易であり、育成期間終了後も派遣元機関での活用が容易である。ただし、知的財産や技術に関する実務経験が不足している人材が多く、育成において実務経験を積めるメニューを提供しておく必要がある。

民間企業出身者には、知的財産技術に係る実務経験が豊富な人材が多く即戦力として特許流通の取組に即時対応できる可能性が高い。しかし、地方公共団体によっては、地域内の人材不足で、募集条件を満たす人材を集められない現状がある。さらに、育成期間終了後の活用方法についても、予算や制度等との関連において即座に確定することが容易でない可能性が高い。地域内の人材が豊富で活用を検討する場合は、予算や制度等の調整を事前に完了しておくことが重要である。

(2) 育成

特許流通 AAD の育成に際しては、育成を期待される特許流通 AD の手腕に依っている側面が強い。特許流通促進に必要となるスキルが OJT などの実務をこなすことにより身につく性質のものであることから、特許流通 AAD 育成における特許流通 AD の負担は大きくなる傾向にある。

このため、特許流通 AD の報酬要因に特許流通 AAD 育成に際して有意かつ独自の取組を行

った場合などに育成に係る評価方法を整備していくことも重要である。

なお、育成手法については、後述「3.3.2.『行動管理』手法導入」、「3.3.3. 特許流通 AAD 向け個別講習の実施」、「3.3.4. 開放特許シーズ集作成の効用」、「3.3.5. 特許流通 AAD と知的財産関連業務との兼務」において詳述している。

(3) 活用

特許流通 AAD の育成期間終了後の活用方法については、地方公共団体及び外郭団体職員については、派遣元機関に戻り派遣元業務に特許流通業務を加味して相乗効果を発揮して業務を遂行していきける。

一方、民間企業出身者については、育成期間終了後の立場が未定の場合がある。そのため、地域内で特許流通に係る専門人材として活用する場合に、育成期間に習得した知識やスキルを發揮できない可能性がある。このような背景から、特許流通 AAD 採用段階で、育成期間終了後の活用方針を明確にしておくことが必要となる。

(4) 定着

育成期間終了後の特許流通 AAD について、地方公共団体及び外郭団体の職員については、引き続き派遣元機関にいる限り、特許流通に係る取組にも関与していくことが可能であるため、人材の定着が容易であると考えられる。

一方、民間企業出身者については、企業からの出向の際に地方公共団体と出向元企業との間で出向者が出向元企業に戻る際には、知的財産に係る部署や業務に一定期間係わり続けるような人事を行うなどの取り決めを行うなど、出向者のキャリアにとって有益となるような仕組みを検討しておく必要がある。

加えて特許流通 AAD は 2 年間の育成期間終了後は自治体コーディネーターとして地域特許流通活動に携わることが期待されているが、現状、多くの地方公共団体では、フルタイムで特許流通 AAD もしくは自治体コーディネーターの採用は難しい状況にある。特許流通に係る業務では、例えば週 2 日勤務などの細切れで対応が可能となるような性質のものではなく、可能な限りフルタイムで知的財産に係る業務に携わるのが望ましい。また、関連する業務と兼務することにより、知的財産に関する業務知識の深化が図られ、スキル向上の側面からも有効であると埼玉県の特許流通 AD や AAD へのヒアリングなどからも指摘されている。

このような背景を踏まえ、現行、認められていない自治体コーディネーターと特許流通アソシエイトとの兼務が可能となるようなスキームのあり方についても検討を行うことが必要である。

3. 3. 2. 特許流通 AAD 育成に向けた取組

(1) 「行動管理」手法の活用

〔「行動管理」手法導入の目的〕

特許流通業務の要は「技術営業力＋コンサルティング能力」²であり、特許流通 AAD は 2

² ヒアリングによる。

年間の育成期間において当該能力を習得する必要がある。しかし、特許流通 AAD の習得状況を効果的に把握するためには、特許流通 AAD の活動実績の週報や月報だけでは十分に把握しきれない。例えば、活動実績の記載だけでは、「どの活動をどのくらい行ったか」といった程度を判断することはできない。また、実施しなかった取組についても週報や月報では把握することができない。特許流通 AAD の活動実績の把握を徹底し、的確なアドバイスを行うことにより、育成期間中に単独で活動可能な特許流通 AAD を育成することを目的とする。

【「行動管理」手法導入の運用方法】

- ① 特許流通 AD が特許流通の取組に係る目標の指標(例：成約件数、経済的インパクト)を設定する。
- ② 目標達成のために必要となる特許流通 AAD の活動を洗い出し、前述①の指標と組み合わせて、特許流通 AAD の活動実績を評価できる指標「プロセス指標」を作成する(例：企業訪問数あたり成約件数の比率、勤務日数あたり訪問回数の比率)。
- ③ 前述②のプロセス指標を達成可能な活動計画を特許流通 AD・AAD とで策定し(Plan)、実行及び監視(Do)、活動計画の評価(Check)、活動計画の見直し(Action)の PDCA サイクルを活用して行動管理を実施する。

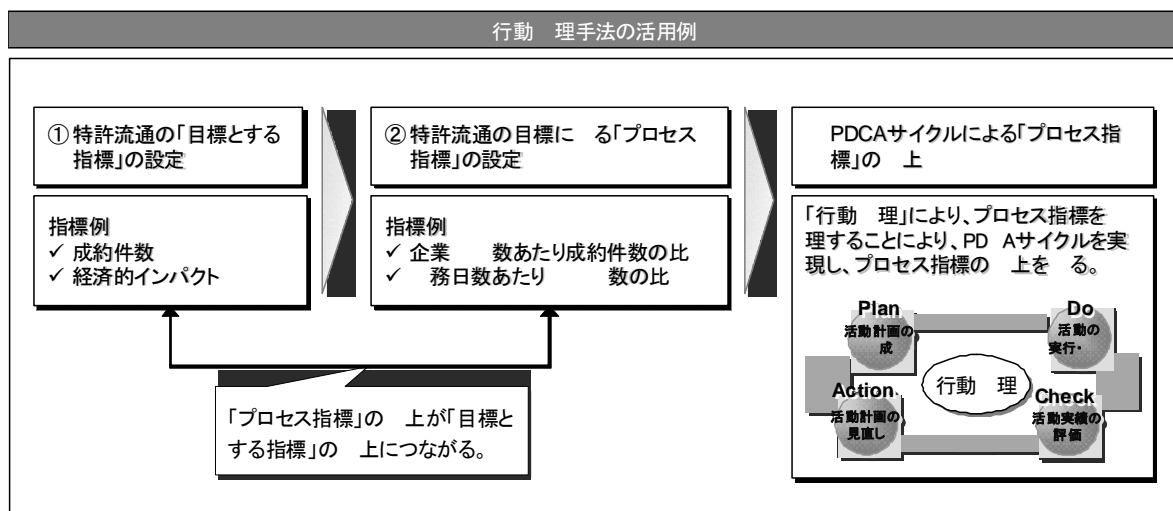


図 3-13 行動管理と指標との関連性

(2) 個別講習の実施方法

【特許流通 AAD 向け個別講習の目的】

特許流通 AAD の勤務日数は、INPIT 提示の最低日数しか確保していない地方公共団体がほとんどである。そのため、前述「3.3.2. 『行動管理』手法の導入」に記載の「技術営業力+コンサルティング能力」を2年間の育成期間中に習得するには十分な日数が確保されていないと考えられる。

そのため、特許流通 AAD に対して個別講習を実施することで効果的に当該能力を向上させ、育成期間中に当該能力を習得させることを目的とする。

[特許流通 AAD 向け個別講習の運用方法]

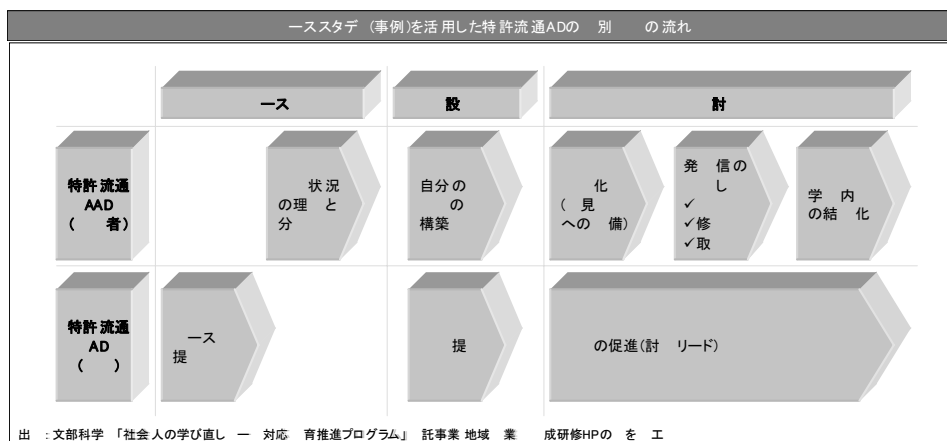
「技術営業力+コンサルティング能力」は、経験に基づく実践的スキルが基礎となるため、特許流通 AD の活動事例を用いたケーススタディの検討による講習が効果的である。特許流通 AD から自身の活動事例からケースを提示する。

特許流通 AAD は、ケースを元に問題状況の理解と分析を行う。ケースの整理・分析をするにあたり、「ケース分析シート」を活用すると効率的に整理・分析を行うことができる。

特許流通 AAD は自身の考えを整理し、特許流通 AD はケースに基づく問題提起を行う。特許流通 AAD は特許流通 AD の問題提起への回答を踏まえ、自身の考えを構築する。

特許流通 AAD は自身のケースに対する意見を発信し、特許流通 AD と討論を行う。特許流通 AD は討論をリードし、特許流通 AAD の意見の深化を促す。

特許流通 AAD は討論を通じて得た学習内容を取り纏める。



ケース分析シート(例)

分	内	の根
分	内	中 の特定
策提案	案内	想定 予 策・発生 対策
実行計画策定	実行計画内	実施上の 対応

図 3-14 ケーススタディ(事例)を活用した特許流通 AD の個別講習の流れ

(3) 開放特許シーズ集作成の活用

[特許流通 AAD による開放特許シーズ集作成の目的]

知的財産に係る知識は幅広く、就任直後の特許流通 AAD にとっては、何から学習を行えばよいか困惑する場合がある。開放特許シーズ集の作成のプロセス「企業訪問、情報収集」、「情報整理」、「シーズ集編集」、「公開」を通じて、知的財産に係る全般的な知識や企業の技術に係る全般的な知識を蓄積できる。特に就任直後の特許流通 AAD の効果的な育成メニューといえる。

[特許流通 AAD による開放特許シーズ集作成の効果]

「企業訪問、情報収集」のプロセスにおいては、地域内の企業訪問を通じて企業情報の収集やニーズ・シーズ情報の収集を行うことができる。

「情報整理」から「シーズ集編集」のプロセスにおいては、知的財産や技術に係る全般的な知識の習得を行うことができる。知的財産に係る知識については、シーズの整理・分析・編集を通じた知識習得に加え、シーズ集編集に係る質問等を専門家に問い合わせることで知識の深化を図ることができる。技術に係る知識についても同様に習得・深化を図ることができる。

「公開」以降、特許流通 AAD が企業訪問等にシーズ集を活用することで、習得した知識を実践で活用することができ、効果的な特許流通の取組を行うことができる。

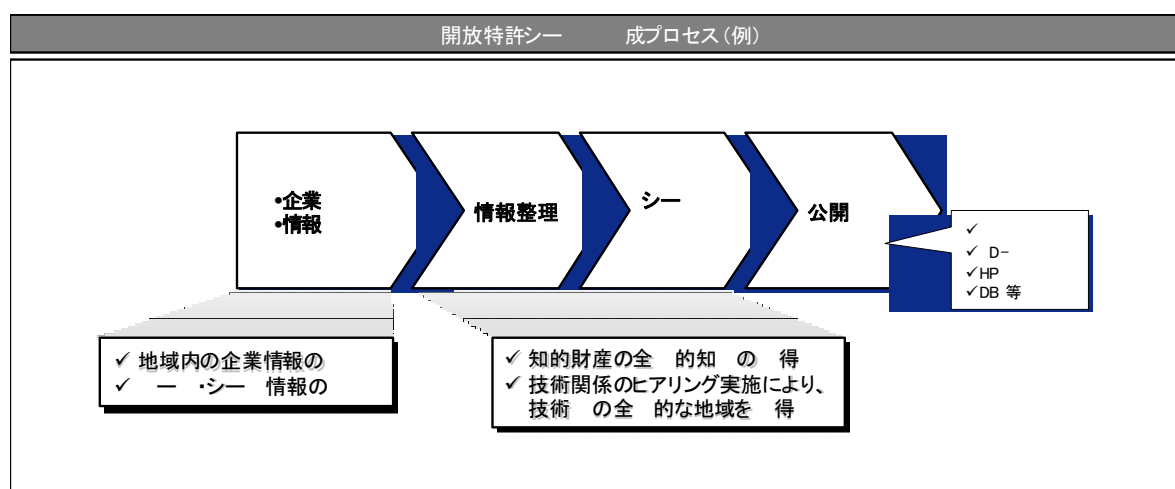


図 3-15 開放特許シーズ集作成プロセスのイメージ

3. 3. 3. 特許流通 AAD 活用・定着に向けた考え方

[特許流通 AAD と知的財産関連業務との兼務の目的]

特許流通 AAD の勤務日数は、INPIT 提示の最低日数しか確保していない地方公共団体がほとんどである。そのため、前述「3.3.2. 『行動管理』手法の導入」に記載の「技術営業力+コンサルティング能力」を2年間の育成期間中に習得するには十分な日数が確保されていないと考えられる。

そのため、特許流通 AAD としての勤務日以外でも知的財産に係る業務に携わることで、育成期間中に当該能力を習得させることを目的とする。

[特許流通 AAD と知的財産関連業務との兼務の効果]

① 知的財産に係る支援機関職員(非常勤)の業務との兼務

特許流通のみではなく、知的財産に係る幅広い知識を習得することができる。また、兼務先の人材との交流を通じて、知識・スキルの習得や情報交換、人的ネットワーク構築を行うことができる。

② 技術に係る支援機関職員(非常勤)の業務との兼務

主な技術に係る支援機関である公設試において、研究成果の特許出願や技術移転等を行っており、当該業務に携わることで、知的財産に係る実務経験を蓄積できる。加えて、研究の業務に携わることで、技術に係る実務経験を蓄積できる。また、兼務先の人材との交流を通じて、知識・スキルの習得や情報交換、人的ネットワークの構築を行うことができる。

③経営に係る支援機関職員(非常勤)の業務との兼務

特許流通事業の主な支援対象として中小企業に焦点を当てている。経営に係る支援機関において、特に中小企業支援に携わることで、中小企業支援における知的財産支援という広い視野をもって特許流通の取組を行うことができる。加えて、経営課題を抱える企業の情報が集約しているため、特許流通の企業訪問においても情報を活用することができる。また、兼務先の人材との交流を通じて、知識・スキルの習得や情報交換、人的ネットワークの構築を行うことができる。

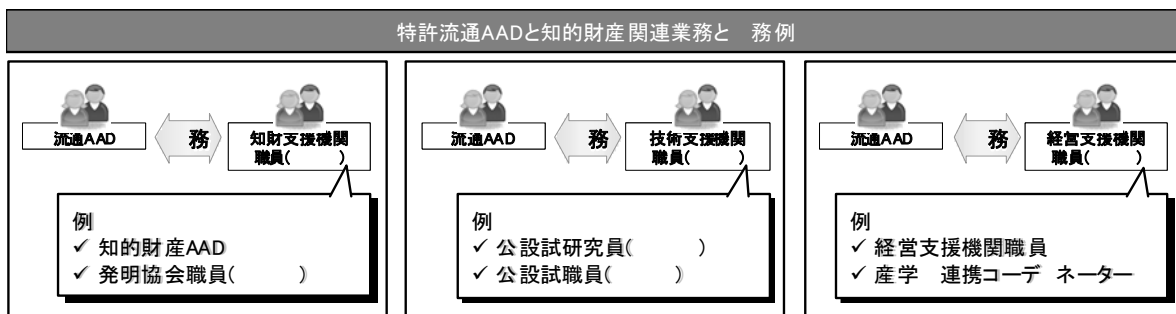


図 3-16 特許流通 AAD と知的財産関連業務との兼務のイメージ

3. 4. 中小企業等支援施策としての地域特許流通促進事業の取組

3. 4. 1. 中小企業支援施策の総合的なコーディネートの実施

地域における特許流通促進事業の主要な支援先は中小企業となる。中小企業は、その活動や発展などにより、地域経済の自立的成長への寄与が期待される。地域経済の自立的成長への寄与を地域の中小企業の発展とともに展開していくためには、中小企業が抱える多様な課題に対して支援を行いながら新事業などの育成を図っていくことが重要である。

この中小企業による新事業展開などの一助として特許流通促進による技術移転を行い新たな事業の育成を図っていくことになる。

この際、単に技術面に係る専門家による支援や知的財産権活用に係るマッチングや権利化、権利活用、譲渡などの専門家による支援だけではなく、事業化に向けた総合的な支援が肝要である。

中小企業支援にあたっては、新事業・新商品開発、販路開拓や販売促進、経営診断の実施などによる当該企業の見えない資産の把握・活用方法、当該企業の強みを活かした経営戦略策定など知的資産経営の導入、顧客管理、人事管理など業務面での革新の促進など知的財産権活用を契機とした総合的な支援のコーディネートが要請される。

このため、各地域の知的所有権センターなどと同様に技術、経営に係る官民の多様な支援機関の連携によるタイムリーな支援の実施が重要となる。

このように地域中小企業の総合的な支援のコーディネーターとして地方公共団体の産業振興センターや地域の商工会・商工会議所などの地域商工団体とともに総合的な中小企業支援機関の構成機関として機能していく体制を整備し、支援サービス利用者に効果的な支援を実施し地域経済の成長に寄与していくことが期待される。

3. 4. 2. 開放特許を活用した新事業の事業化支援に向けた取組

地域特許流通促進事業は、未利用でありながら他社への技術移転により事業化が可能な開放特許の積極的な流通促進を図り新規事業の創出に繋げ、地域経済の発展に寄与することを目的として開始されている。

このため、地域で特許流通促進を図っていくにあたっては、単にライセンサーとライセンシーのマッチングを行うだけでなく、開放特許シーズの技術移転による事業化に向けて、新商品開発や新事業創出に向けた技術的な支援から販路開拓支援などによる事業を軌道に載せるため支援サービスを展開する必要がある。

このためには、特許流通 AD や特許流通 AAD などによる中小企業の潜在的な知的財産権に係るシーズ情報やニーズ情報の収集、把握による掘り起こしを行うとともに、具体的な新商品開発に向けた中小企業支援を行えるようなスキルを身につける必要がある。また、シーズ情報やニーズ情報の収集にあたっては商工会・商工会議所などの地域の商工団体とも連携することにより情報収集の間口を広く持つ必要がある。

加えて、事業化に際しての販路開拓支援などを行う支援機関などとの連携によりスムーズな事業化を図れるような体制、中小企業支援機関との密な連携体制を構築することが必

要である。

このため、知的財産権活用支援に係る関係者だけでなく広く中小企業支援に係る関係者との定期的な情報交換会議の場を設定し、相互に情報交換を図っていくことが必要となる。

3. 4. 3. 経営者の知財マインドの育成支援

知的財産権活用・特許流通促進から事業化に向けた中小企業の総合的な支援を展開していくと同時に、特許流通 AD や特許流通 AAD、特許情報 AD などには、地域の中小企業経営者の知財マインドの育成支援を進めていくことが期待される。

このため、地域資源活用や農商工連携等による新商品開発・新事業創出などのための地域で開催される委員会などへ積極的に参画し知的財産活用の効用、活用方法などの情報発信を行うことも肝要である。

また、商工会・商工会議所など主催による知的財産に係るセミナーや講演会、また地域の大学や高等専門学校、高校などでの知的財産や特許流通に係る講座の開講や講演の実施などにより、特許流通促進による事業化を行う経営者から次代を担う学生への裾野を広げていくことが重要である。

3. 4. 4. 開放特許活用を契機とした知的資産経営戦略の展開

開放特許活用による新事業の創出や新商品開発、販路開拓などの事業化に向けた活動は、当該企業の自社の現状分析を行い、自社の「強み」を洗い出すことになる。また、事業化にあたっての資金確保のために地域金融機関などの融資を得る必要がある。この際、具体的な事業計画の策定を行うとともに融資先などの外部ステイクホルダーに対して自社に対する理解を促す必要がある。

これら開放特許活用による事業化に向けた活動は、改めて自社の現状分析を行うことにより自社の強みや弱みを再評価し、活かすべき知的資産を明確にすることになる。また、融資を求める金融機関などに対して信憑性の高い情報を開示し、企業の将来性を評価される機会を得ることになる。

このような活動は自ずと当該企業において知的資産経営を促すことになる。このため、開放特許活用を契機として当該企業における知的資産経営戦略を展開することにより、更なる事業や経営発展を促すことが期待される。

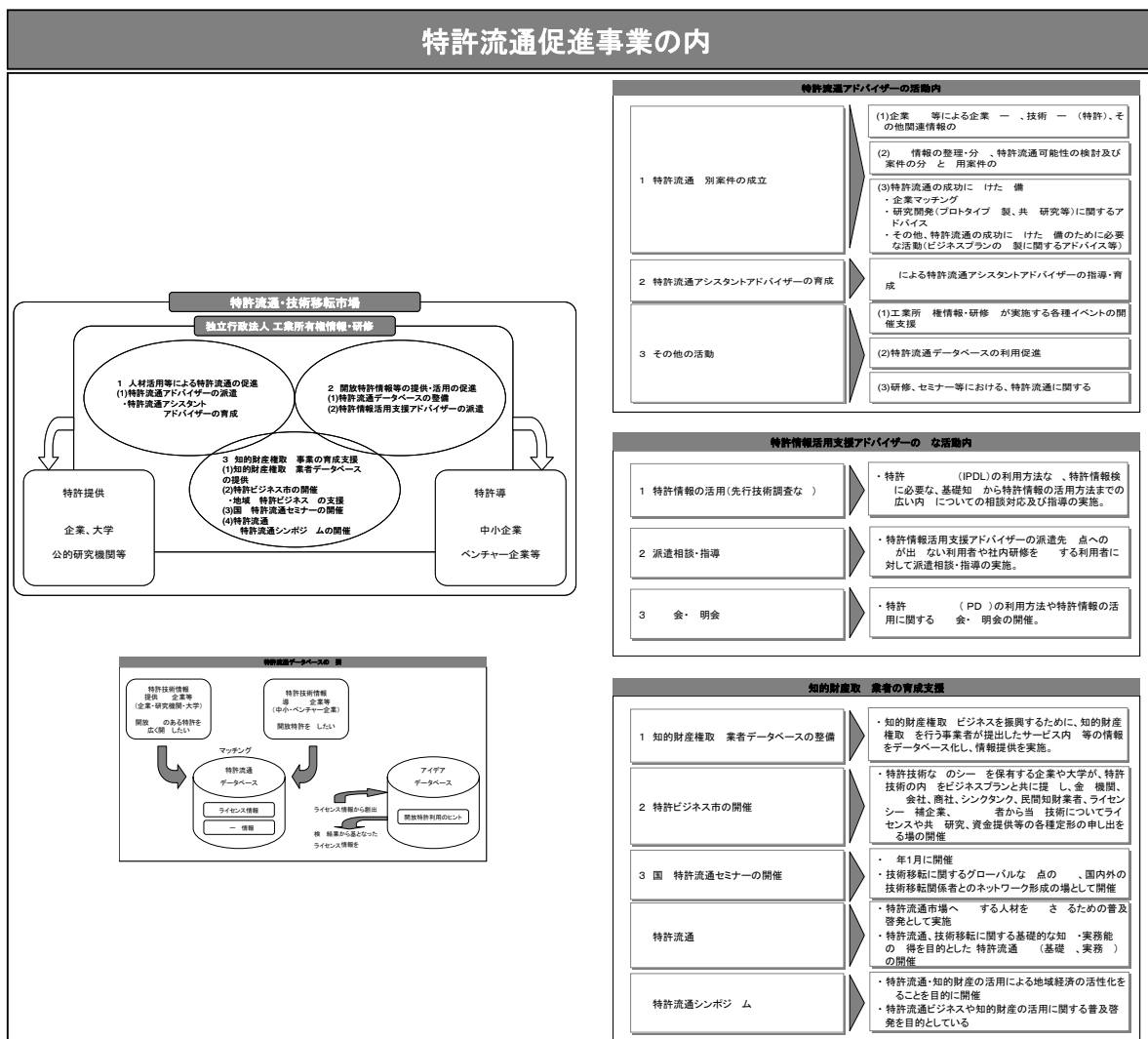
参考 1：国の特許流通促進事業の事業スキームと事業内容

INPIT の第二期中期計画（計画期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）では、特許流通促進事業の目標として、次の 3 点が掲げられている。

- (1) 中小・ベンチャー企業等において開放特許が有効に活用されるための円滑な情報提供の実施
- (2) 特許流通に係る専門人材の育成促進
- (3) 開放特許の流通等が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われる、特許流通市場形成環境の整備

以上の目標を踏まえ、特許流通促進事業の事業スキームとして、次の 3 つを柱とした総合的な事業展開が行われている。

- ① 人材活用等による特許流通の促進
- ② 開放特許情報等の提供・活用の促進
- ③ 知的財産権取引事業の育成支援



この頁は白紙です

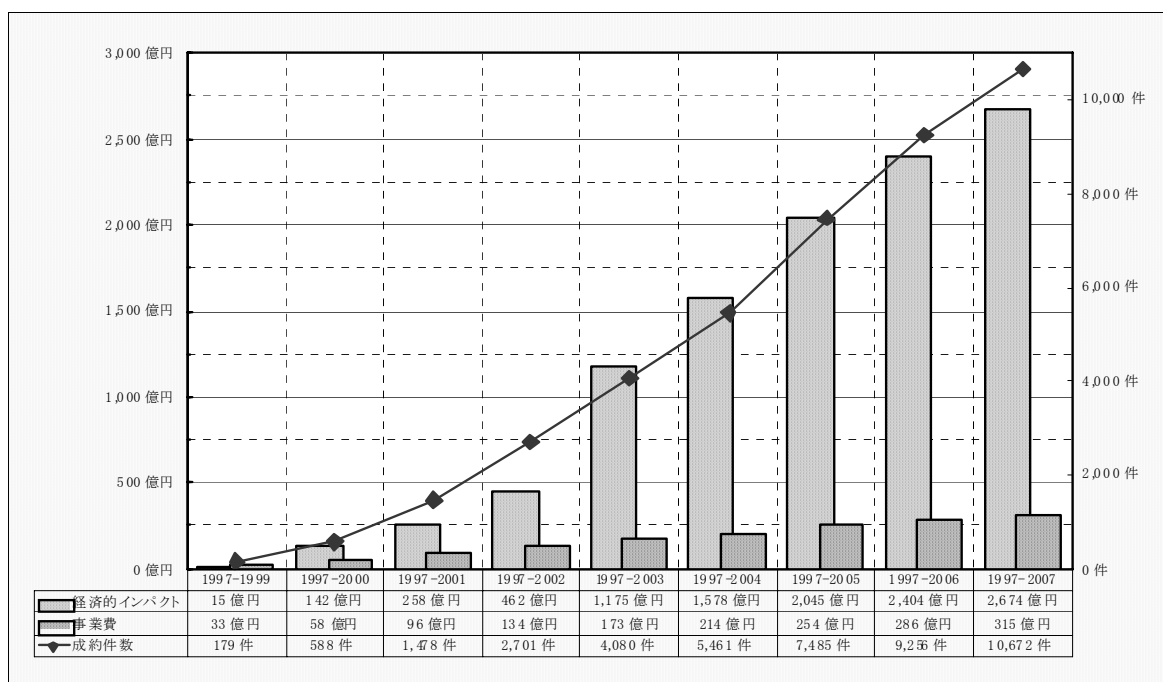
参考 2：地域特許流通促進事業の成果

(1)対投入事業費比較

INPIT では、地域特許流通促進事業の経済的インパクトの算定が行われている。なお、経済的インパクトとは、「特許流通アドバイザーの活動により発生した金銭移動の総額(除く事業費)を示しており、具体的には導入した特許技術に基づき製造した製品売上高(総売上高)、製造のための開発・投資(研究開発費等)、新規雇用者人件費(新規雇用)、ライセンス収入により構成される合計額」である。

事業開始当初の平成 9(1997)年～平成 11(1999)年末までは、累積投入事業費が 33 億円に対して、累積経済的インパクトは 15 億円と事業実施による経済的効果が投入事業費を下回っていたが、翌平成 12(2000)年末時点で累積経済的インパクトが 142 億円に対して累積投入事業費が 58 億円と経済的効果が投入事業費を上回る結果となっている。

その後、順調に事業進められたことにより、平成 9(1997)年～平成 19(2007)年末までの累積経済的インパクトは 2,674 億円に対して累積投入事業費は 315 億円であり、投入事業費に対して、約 8.5 倍(2,674 億円÷315 億円=約 8.5)の経済的効果をあげている。



(資料) INPIT より (以下同)

参考図 1-1 投入事業費に対する経済的インパクトの推移

(2)経済的インパクトの内訳の推移

「成約件数」の累積が、平成 9(1997)年～平成 12(1999)年末の 179 件から平成 9(1997)年～平成 19(2007)年末の期間で 10,672 件であり約 60 倍に拡大しているのに対して、同期間での「総売上高」、「研究開発費等」、「新規雇用」、「ライセンス収入」の推移は、それぞれ以下の通りである。

「総売上高」は、平成 9(1997)年～平成 12(1999)年末の累積 4 億円から平成 9(1997)年～

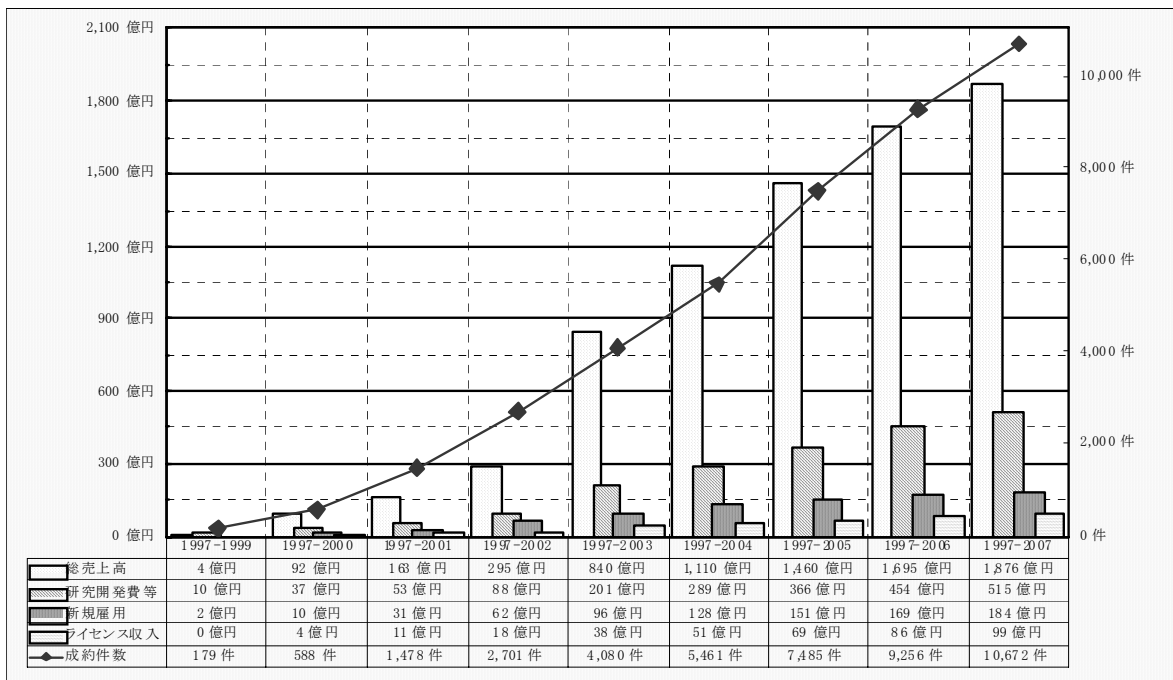
平成 19(2007)年末の累積が 1,876 億円と 469 倍に拡大している。

「研究開発費等」は、平成 9(1997)年～平成 12(2007)年末の累積 10 億円から平成 9(1997)年～平成 19(2007)年末の累積が 515 億円と 51.5 倍に拡大している。

「新規雇用」は、平成 9(1997)年～平成 12(2007)年末の累積 2 億円から平成 9(1997)年～平成 19(2007)年末の累積が 184 億円と 92 倍に拡大している。

「ライセンス収入」は、平成 9(1997)年～平成 12(2007)年末時点では実績が無かったものが平成 9(1997)年～平成 19(2007)年末の累積で 99 億円となっている。

経済的インパクトの内訳項目において「総売上高」の拡大効果が大きくなっている。



参考図 1-2 成約件数の累積と経済的インパクトの内訳の推移

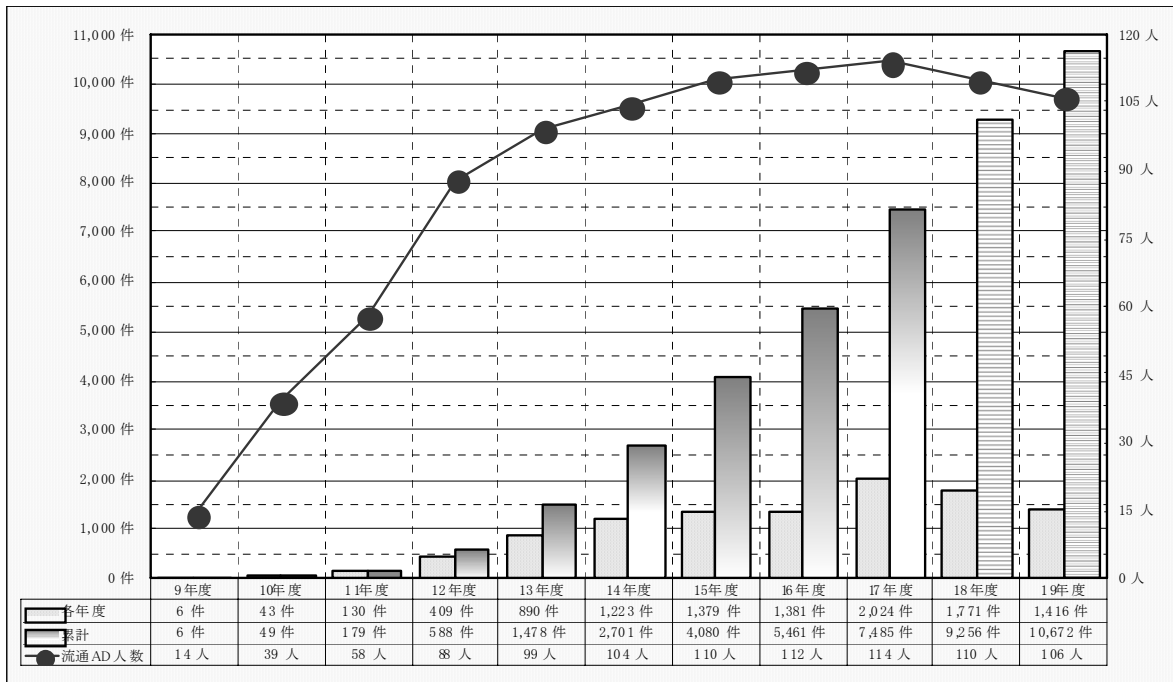
(3) 特許流通 AD による成約件数の推移

地域特許流通促進事業における成約件数の拡大に果たしている特許流通 AD の役割は、大きいと考えられる。

特許流通 AD は、平成 9(1997)年度の 14 人からスタートし、その後増加を続け、平成 15(2003)年度から平成 18(2006)年度の 4 年間は 110 人台となっていたが、平成 19(2007)年度には、106 人となっている。

各年度の成約件数をみると、平成 17(2005)年度には、年間 2,024 件の成約件数をピークに、平成 18(2006)年度に 1,771 件、平成 19(2007)年度に 1,416 件と 2 年続けて減少している。この間、特許流通 AD の人数も平成 17(2005)年度の 114 人から、平成 19(2007)年度の 106 人と減少している。

今後は、各地方公共団体において確保している特許流通 AD による成約の推進が期待される。



参考図 1-3 特許流通 AD の年度別人員数と成約件数

この頁は白紙です

第 2 部 地方公共団体の地域特許流通促進事業の取組状況

この頁は白紙です

第2部では、都道府県の地域特許流通促進事業の取組状況について都道府県ごとに整理して紹介している。事業への取組状況の紹介にあたり、各都道府県について「基礎データ」、「特許流通事業の位置付け」、「特許流通事業の取組」、「特許流通 AD 及び特許情報 AD の活動事例」という観点から整理している。

[基礎データ]

各都道府県について、人口、事業所数、産業構造、知的財産ポテンシャル、取組成果ポジション、特許流通 AD・特許情報 AD 取組ポジション、特許流通 AD・特許情報 AD の地域活動貢献に関して、基礎データとして掲載している。各基礎データの出典等は以下のとおりである。

- ・ 人口は「平成 17 年国勢調査報告(総務省統計局)」、事業所数は「平成 18 年度事業所・企業統計調査(総務省統計局)」の数値を用いている。
- ・ 産業構造については、都道府県内活動総生産を「平成 17 年度県民経済計算 実質(内閣府)」から、また、就業構造を「平成 17 年国勢調査報告(総務省統計局)」から整理している。
- ・ 知的財産ポテンシャルについては、縦軸を「1 事業所あたり特許出願数」、横軸を「1 事業所あたり成約件数」に設定し、整理している。事業所数は、特許流通に関連が深い製造業及び情報通信業の従業員 5 名以上の事業所数として「平成 18 年度事業所・企業統計調査(総務省統計局)」の数値を用いている。特許出願数は「特許行政年次報告書 2008 年版(統計・資料編)(特許庁)」から特許出願上位 200 企業の出願数を削除したものを都道府県ごとの特許出願数としている。
- ・ 成約件数は「自治体成約件数(INPIT)」から整理している。
- ・ 取組成果ポジションについては、縦軸に「累計経済的インパクト(INPIT、平成 20 年 9 月まで)」、横軸に「特許出願数に占める成約件数の割合」を設定し、整理している。
- ・ 特許流通 AD・特許情報 AD 取組ポジションについて、縦軸に「特許流通 AD 及び特許情報 AD の企業訪問及び来訪指導回数の合計件数(INPIT)」、横軸に「平成 20 年度知的財産活用関連予算(INPIT)」を設定し、整理している。なお、地域特許流通事業開始年度及び特許流通 AD の派遣人数は都道府県によって異なる。
- ・ 特許流通 AD・特許情報 AD の地域活動貢献について、縦軸に「特許流通 AD 及び特許情報 AD のセミナー等講演回数(INPIT)」、横軸に「平成 20 年度知的財産活用関連予算(INPIT)」を設定し、整理している。

なお、平成 20 年度知的財産活用関連予算額は、各道府県の地域特許流通促進事業実施計画に基づいて一応の目安的に取りまとめたものであり、財団等の中小企業支援機関の予算や発明協会等の知的財産支援機関の予算含有の有無等、一律ではない。また、経済的インパクトは、特許流通 AD の活動により発生した金銭移動の総額(事

業費を含まない)を示している。具体的には導入した特許技術に基づき製造した製品の売上高、製造のための開発・投資、ライセンス収入、新規雇用者人件費の合計額である。なお、事業開始年度及び特許流通 AD の派遣人数は都道府県によって異なる。

[特許流通事業の位置付け]

各地方公共団体の総合計画や基本計画、産業振興計画における特許流通事業の位置付けについて整理するとともに、各団体の知的財産推進計画における特許流通事業の位置付けについて整理する。知的財産推進計画を策定している団体については、施策体系を示すとともに、特許流通事業に係る施策等を網掛けで表している(「図 特許流通事業に係る施策等の表示イメージ」を参照)。

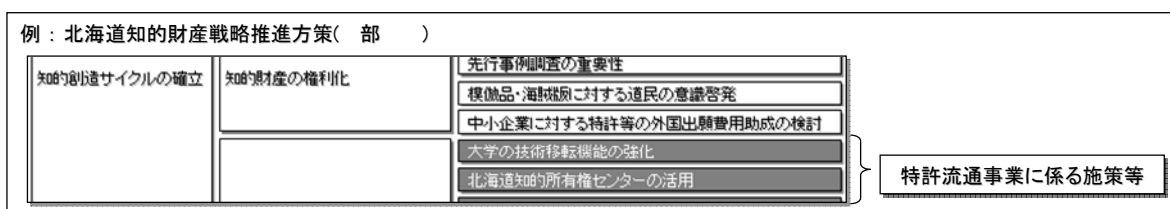
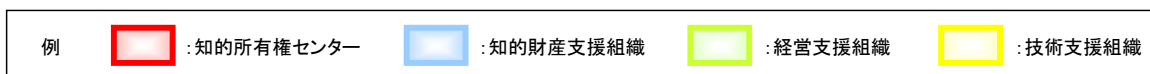


図 特許流通事業に係る施策等の表示イメージ

[特許流通事業の取組]

特許流通事業の取組においては、取組体制、知的財産に関する普及・啓発、県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組、特許庁・INPIT との連携、特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等、知的財産人材育成の観点から整理を行っている。

特に、取組体制においては、知的財産・技術・経営に係る支援機関の配置や関係が容易に把握できるよう、各支援機関による関係図を作成している。各支援機関について、知的所有権センター、知的財産に係る支援機関、技術に係る支援機関、経営に係る支援機関を次の凡例の通り色分けを行っている。



[特許流通 AD 及び特許情報 AD の活動事例]

特許流通 AD 及び特許情報 AD の日々の取組実績の報告書から、地域の特許流通促進に有用である取組や特徴的な取組を抽出し記載している。

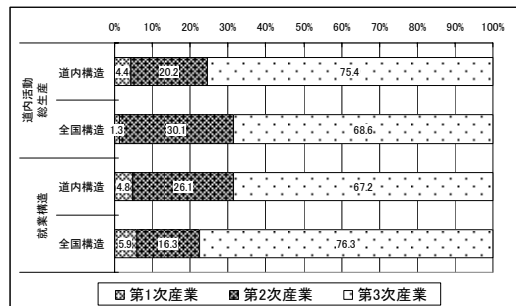
北海道

北海道の産業振興施策の考え方は、①「地域中小企業の元気づくり」を一つの柱として、地域資源・特性を活かした中小企業の育成、良質な雇用機会の創出に取り組むとともに、②「ものづくり産業立地・地場企業参入」を二つめの柱として、経済・雇用波及効果の高いものづくり産業の集積促進に取り組むほか、③「食と観光の一体的展開」を三つめの柱として、発掘、磨き上げ、販路拡大まで一体的に取り組むとともに、両分野が様々な取組で連携を図りながら、ブランド化の加速や道外海外への販路拡大などが進められている。

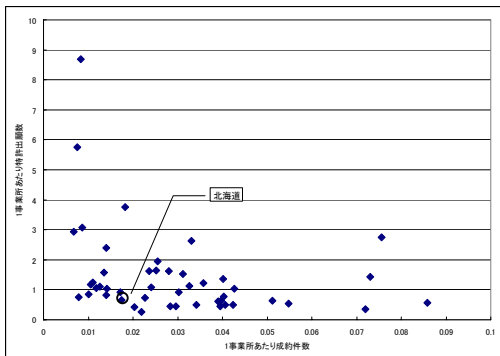
＜基礎データ＞

人口	5,627,737人
事業所数	8,555事業所

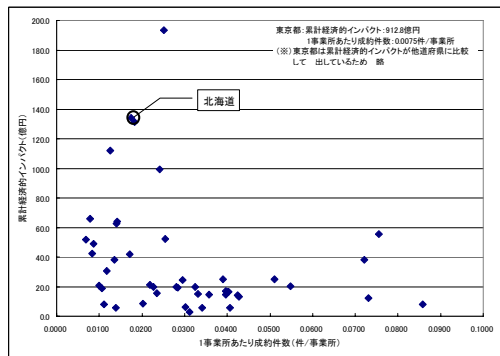
〔産業構造〕



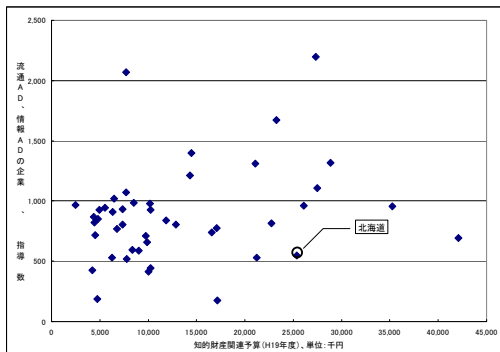
〔知的財産マインドポジション〕



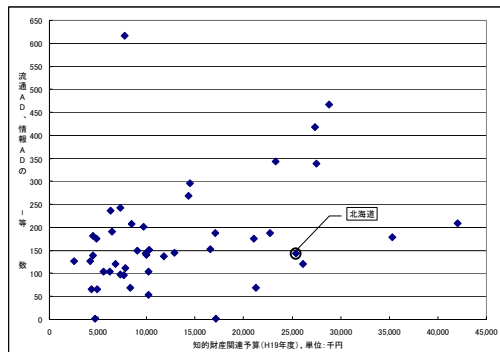
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕

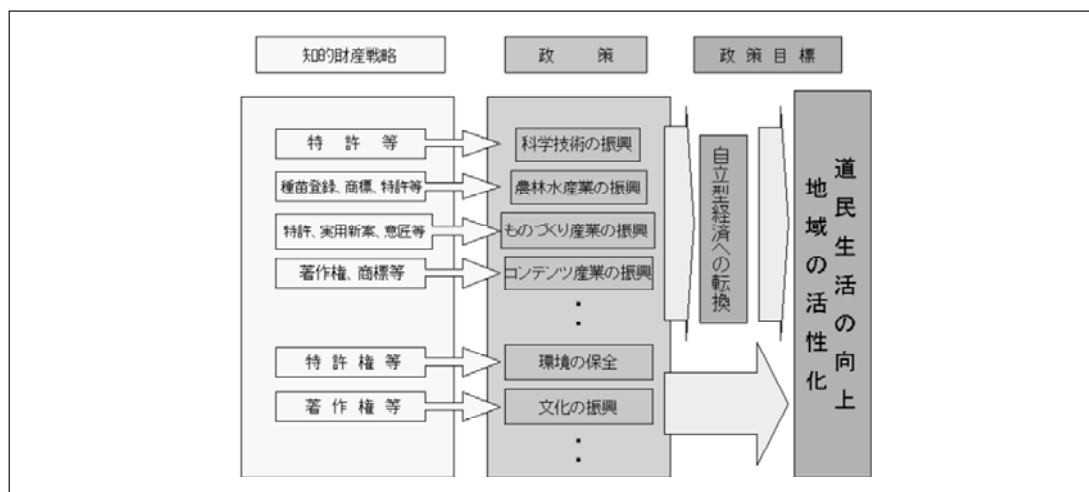


〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「北海道知的財産戦略推進方策」における特許流通事業の位置付け

道内経済活性化のため、知的創造サイクルの確立による新技術・新産業の創出を目指す「北海道知的財産戦略推進方策(平成16年6月)」を策定している。この方策は、「第三次北海道長期総合計画」や「経済構造改革の展開方策」、「経済構造改革の加速に向けた推進方針」、「北海道科学技術振興指針」、「北海道新生プラン」等の道の各種計画等における知的財産に関する政策の展開方向を示すものとして位置付けられている。各種計画等の対象とする知的財産の種類に応じて、計画の実現をサポートしている(図Ⅱ-1-1参照)。



(資料)北海道知的財産戦略推進方策

図Ⅱ-1-1 「北海道知的財産戦略推進方策」と道の各種計画等との関係

「北海道知的財産戦略推進方策」における取組は、大別して「知的創造サイクルの確立」と「知的財産に関わる人材の確保・育成」とに分けられる。

「知的創造サイクルの確立」においては、知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルの確立と大学の研究成果の社会還元による貢献が挙げられている。

「知的財産に関わる人材の確保・育成」においては、弁理士や知的財産に関する専門家の確保及び育成について挙げられている(図Ⅱ-1-2参照)。

北海道知的財産戦略推進方策		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的創造サイクルの立	知的創造の推進	産学 的な 分担	
		目的を った産学 連携の推進	
		事 調査の重要性	
		研究者・開発担当者へのインセンテ の 保	
		研究(開発)ノートの重要性	
	知的財産の権利化	民間企業の知的創造を促す発 方 等の 用	
		務・ 密保 (契約)の重要性	
		先行事例調査の重要性	
		品・海 に対する道民の 啓発	
		中小企業に対する特許等の外国出願費用助成の検討	
	知的財産の活用	大学の技術移転機能の強化	
		北海道知的所有権センターの活用	2.北海道の特許流通事業の取組
		大学発ベンチャーの 業促進	
		知的財産情報の 的公開	2.北海道の特許流通事業の取組
		マテリアル・トランス ー(有体物の移転) への対応	
知的財産に関 する人材 の 保・育成	弁理士の 保	道内における弁理士の現状	
		弁理士の 保の必要性	
	等技術移転機関の目利き、 コーデ ネータ等の育成	目利き、コーデ ネータ等の育成	
		地域の相談 口となる人材の 保	
	ライセンスや契約業務をマネ ジメントする人材の育成・ 保	マネジメント人材の育成・ 保	
		知財関係専門職の 成	
	知的財産に関する知 等の普及・啓発、 育の必要性	2.北海道の特許流通事業の取組	

図 II-1-2 「北海道知的財産戦略推進方策」における特許流通事業に係る施策体系

2. 北海道の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

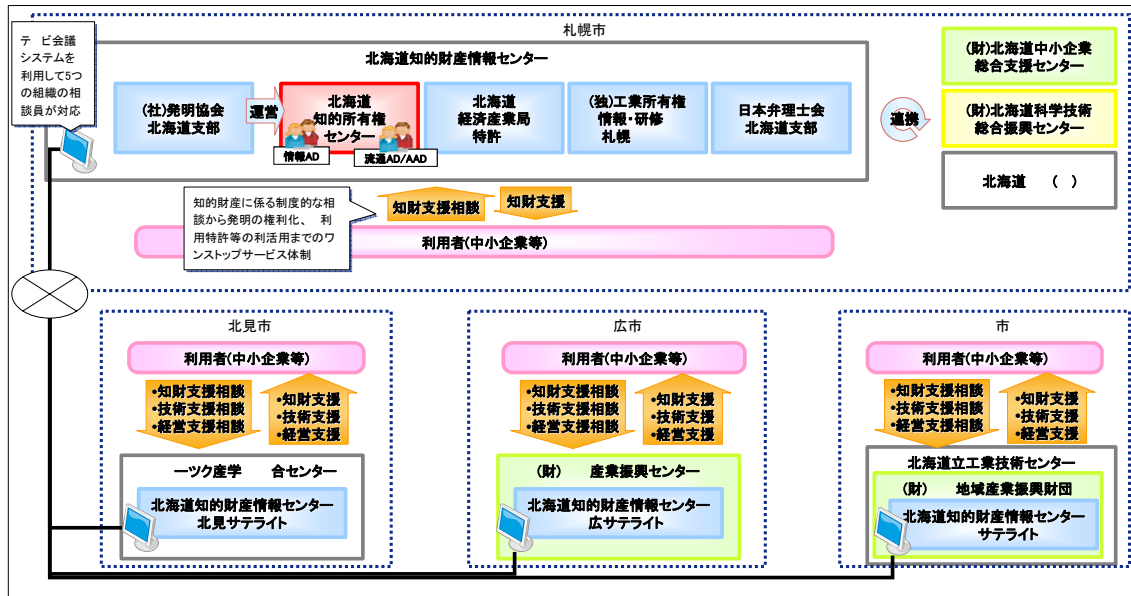
北海道知的財産情報センター内に北海道知的所有権センター、(社)発明協会北海道支部、北海道経済産業局特許室、INPIT 札幌閲覧室及び日本弁理士会北海道支部を配置し、企業への知的財産に係る総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、北海道知的所有権センター((社)発明協会北海道支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

道内中小企業等への知的財産支援に係る相談を北海道知的所有権センター、(社)発明協会北海道支部、北海道経済産業局特許室、INPIT 札幌閲覧室、日本弁理士会北海道支部が相談内容によって対応している。上述の各支援機関は北海道知的財産情報センター内に設置されており、同センターを総合窓口とする知的財産に係る総合的な支援体制が構築されている。

道内の経営に係る支援機関である(財)北海道中小企業総合支援センターや技術に係る支援機関である(財)北海道科学技術総合振興センターとの連携をはじめ、道内公設試、北海道 TL0(株)とも連携し、中小企業支援を充実させている。

また、道内の知的財産支援の地域展開を充実させるために、札幌市から遠隔地にある3箇所(北見、帯広、函館)をモデル地域として選定し、北海道知的財産情報センターサテライトを設置している。各サテライトは、札幌市の知的財産情報センターとテレビ会議システムを介して連携体制を構築している。



組織	所在地	配置人員
北海道知的財産情報センター	札幌市 北ビル 北海道知的財産情報センター	特許流通AD: 1名 特許流通AAD: 1名 特許情報AD: 1名 職員(道費・): 1名 発明協会支部職員()
北海道知的所有権センター		
(社)発明協会北海道支部		
北海道経済産業局特許		
(独)工業所有権情報・研修 札幌		
日本弁理士会北海道支部		
(財)北海道科学技術総合振興センター	札幌市	
(財)北海道中小企業総合支援センター		
北海道 ()		
一ツク産学 合センター	北見市	
北海道知的財産情報センター 北見サテライト		
(財) 産業振興センター	広市	
北海道知的財産情報センター 広サテライト		
(財) 地域産業振興財団	市	
北海道知的財産情報センター サテライト		

図Ⅱ-1-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

北海道では、開放特許活用セミナー、特許流通データベースの登録・活用セミナー及び特許情報検索実技講習会などが開催されている。また、(財)北海道中小企業総合支援センターと連携し、毎週火曜日に特許流通相談窓口の開設が行われている。

表Ⅱ-1-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
開放特許活用セミナー	北海道知的所有権センター	2回	特許流通AD
特許流通データベースの登録・活用セミナー			実施なし
特許情報検索実技講習会	北海道知的所有権センター	20回	特許情報AD
特許情報検索実技講習会	帯広市、帯広発明協会	1回	特許情報AD
特許情報検索実技講習会	大学関係	4回	特許情報AD

表Ⅱ-1-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
特許流通相談窓口の開設((財)北海道中小企業総合支援センター)	毎週火曜	特許流通AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-1-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
県有特許開放情報(HP)		特許276件 実用新案6件
特許流通データベース	INPIT	21件

2.4. 特許庁・INPIT施策との連携

表Ⅱ-1-4 特許庁・INPIT施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	20FY実施

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	<ul style="list-style-type: none"> 北海道における特許移転事例講演 特許ビジネス市(コメンテーターとして参加、2回) 特許流通促進方策に関する研究会 委員として参画
特許情報AD	<ul style="list-style-type: none"> 特許情報検索実技講習会 講師

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

道内公設試験職員に対する知的財産研修(計2回)に、特許流通ADを講師として派遣し、知的財産人材育成を実施している。

平成19年度研究職員の知的財産研修の第2回において、特許情報検索実技講習会を実施している(1回、特許情報AD)。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通AADの採用については、道内の技術系の企業・大学の経験者を採用している。所属は、(社)発明協会北海道支部である。

特許流通AADには、特許流通ADのOJT、単独での企業訪問・相談からマッチングまでの業務を実施し、成約達成までを経験させる。特許流通AADの勤務日以外発明協会の業務・事業への参加により、双方の業務への相乗効果を図っている。

育成期間終了後は、習得した知識・ノウハウや企業とのネットワークを活用し、知的財産に係る専門人材として活用していく。

3. 3. 特許流通AD、特許情報ADの活動事例

3.1. 特許流通ADの活動事例

取組分類	取組内容
中小企業支援に係る取組	中小企業支援の一環として、(財)北海道中小企業総合支援センターにおいて、特許流通に関する相談窓口を週1回設置している。
特許流通事業の普及・啓発に係る取組	北海道知的財産情報センターを中心に、同センター内5機関が連携し、特許等に関する窓口機能についての宣伝広告や(財)北海道中小企業総合支援センターにおいて毎週実施されている特許流通に関する相談窓口での知的所有権センター活用促進PR等を行っている。

3.2. 特許情報ADの活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「廃棄処理企業に対する、再利用困難な廃カーボン紙を油吸着材として製品開発するための先行技術調査、製品開発要素の提案、自社出願の特許出願書類作成及び知的財産管理に係る知的財産面から支援」 当該企業は当該案件の製品開発のために、北海道立工業試験場の支援を得て開発を進めていた。特許情報ADの企業訪問を契機に、特許先行技術調査、自社出願の支援依頼があり、企業戦略サポートで対応することとした。IPDLによる特許先行技術調査では関連特許が多数あり、当該案件には特徴ある技術開発が必要であった。

	<p>その後、当該企業における補助事業計画等により製品化研究を継続し、自社出願に向けた活動を開始した。廃カーボン紙の特徴を調査する撥水性試験を実施する等、撥水性、油吸着性データを整理して当該案件技術の特徴を明確化した。</p> <p>前述のデータを基に、請求項の範囲、記載方法の検討を開始し、出願書類全般について書類作成を支援した。特許出願後、特許先行技術調査支援事業の申請を支援し、調査結果では類似文献がなかったため、出願審査請求書、早期審査に関する事情説明書の作成を支援した。</p> <p>現在、目標としてきた製品開発が完成し、カタログ作成、販売開始に至っており、商品名については商標登録を出願した。</p>
--	---

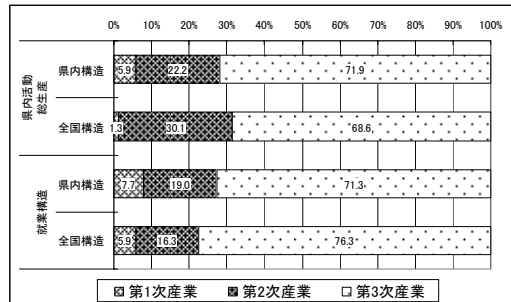
青森県

青森県では、県内の起業や創業を促していくため、プレインキュベーション施設の運営等による支援、創業に向けたマーケティングを強化しスムーズな創業をサポートするための創業支援拠点(「アントレプレナー情報ステーション(八戸市)」)の設置・運営に対する支援及びエリアマーケティングの実施や県内コミュニティビジネスの創業及び経営を支援するためのコーディネーター派遣事業などを展開している。

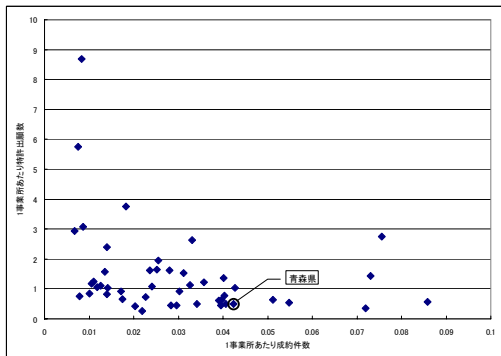
<基礎データ>

人口	1,436,657人
事業所数	2,048事業所

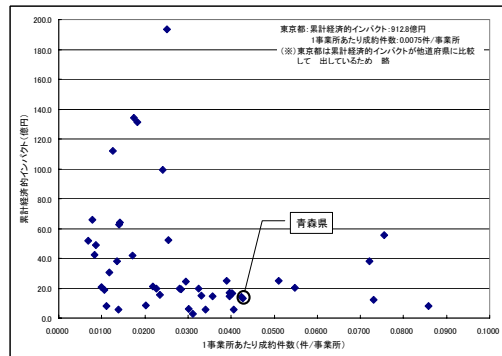
[産業構造]



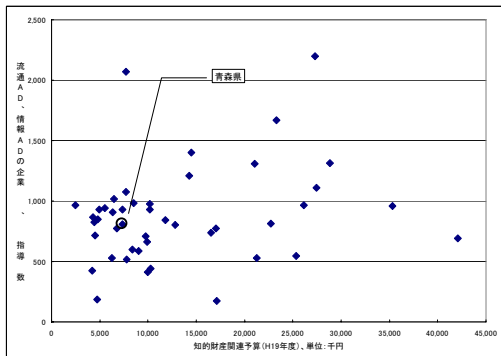
[知的財産マインドポジション]



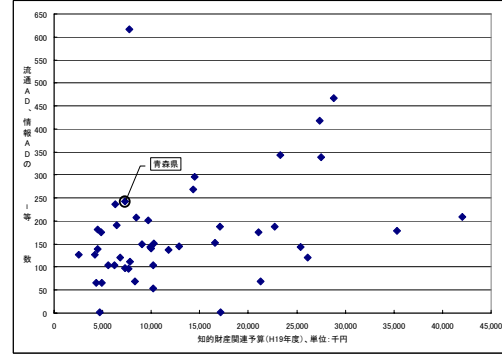
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「未来への挑戦(案)」、「青森県総合販売戦略(平成 16 年度)」における特許流通事業の位置付け

県の基本計画「未来への挑戦(案)(平成 21~30 年度、平成 20 年 11 月に庁議決定)」における「産業・雇用分野」の「青森の特性を踏まえた地域産業の形成・活性化」の主要取組として、産学官連携の促進と知的財産の活用等による新産業の創出・育成を図ることとしている(図 II-2-1 を参照)。

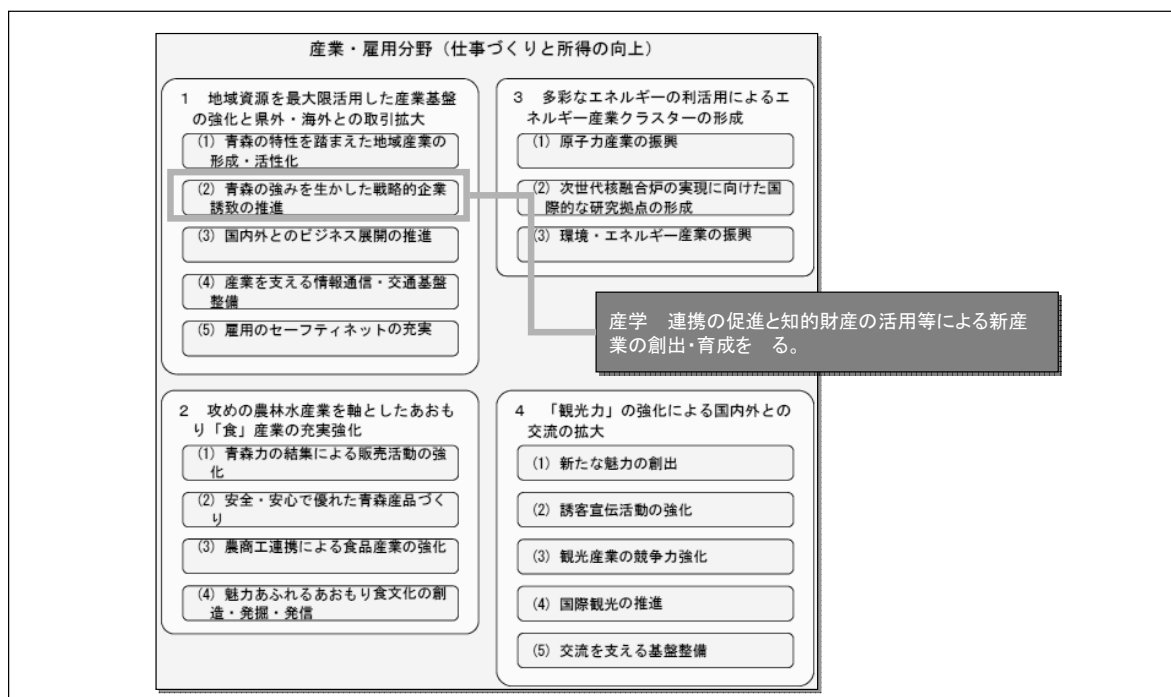


図 II-2-1 青森県基本計画「未来への挑戦(案)」(抜粋)と知的財産に係る施策との関連性

県の知的財産に特化する取組としては、平成 18 年 3 月に「青森県知的創造サイクル推進方策」を策定している。同戦略の対象とする知的財産は、商標を除く発明、考案、意匠の産業財産権を対象とし、特許流通の取組を実施することとしているほか、関係機関との連携を含め県が行うべき今後の取組方策を明らかにしている。

また、平成 16 年度に策定している「青森県総合販売戦略」では、農林水産業を中心にあおりブランドづくりをはじめ、県産品販売に関する基本的な考え方や姿勢、目指すべき方向等を明確化するための戦略を策定している(図 II-2-2 を参照)。

青森県知的創造サイクル推進方策			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的創造サイクルの推進	知的財産の創造推進	県公設試等における研究 開発での取組強化	企業一 的 な	
			実用化重 の技術開発に けた補 金の見直し	
			新の先行技術調査の徹底	
		予算化 の な事業化可能性調査の実施		
		産学 連携の推進	産学 連携に けた推進 口の設置	2.青森県の特許流通事業の取組
			産学 連携に けた 流推進	2.青森県の特許流通事業の取組
	県公設試における共 研究の推進		2.青森県の特許流通事業の取組	
	大型プロジェクトを含む産学等の共 研究に対する支援			
	知的財産の権利化による 保護	県有特許等の出願目的な 取 きの明 化	出願目的の明 化	
			外国・国 出願の取 きの明 化	
			産学 共 出願への な対応	
		目的に応 た知財の な 理	審査体制の強化	
			活用を重 した 理運用の徹底	
			単独での実施が な特許等の取 きの明 化	
	特許流通の促進	県有特許等の技術移転活 動の 的展開	研究者自らによる 事等の 的な提供	
			可能な での 公開特許情報の提供	
			県内の企業 や企業 の 的な展開	
		知財情報提供体制の充実	2.青森県の特許流通事業の取組	
技術 ー シー のマッチング活動の促進		2.青森県の特許流通事業の取組		
製品化・事業化までのコーデ ネット機能の充実		2.青森県の特許流通事業の取組		
知的財産に関する知 を 有する人材の育成	県民 の 上に けた普及啓発活動の推進			
	県民の創造 育成と の 上			
	青 年の「科学する 」の 育成	必要な 青 年の「科学する 」関係事業の 続的な取組み		
		市 における取組みの促進		

図Ⅱ-2-2 「青森県知的創造サイクル推進方策」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 青森県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

青森県工業総合研究センター内に青森県知的所有権センター及び(社)発明協会青森県支部を配置し、企業への知的財産及び技術に係る支援体制を構築

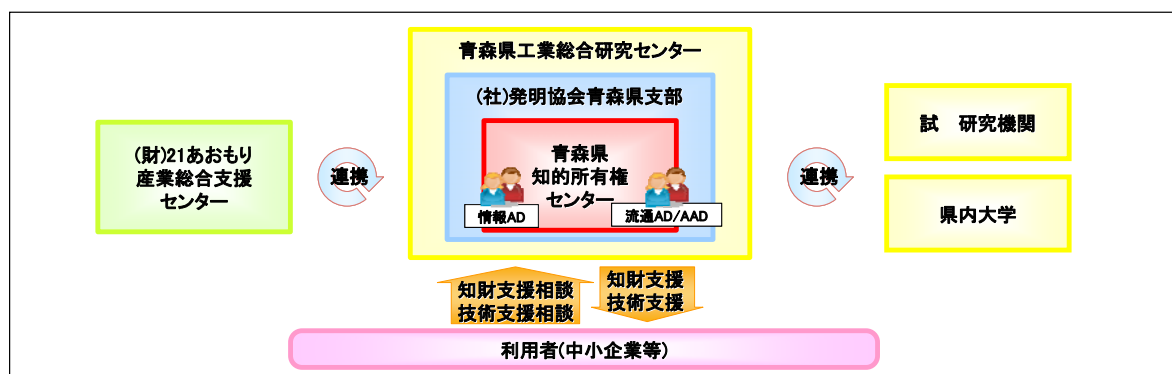
特許流通 AD 及び特許情報 AD は、青森県知的所有権センター((社)発明協会青森県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は青森県工業総合研究センター、知的財産支援に係る相談は青森県知的所有権センター及び(社)発明協会青森県支部で実施している。上述の支援機関が連携することで、知的財産・技術に係る支援体制の構築を図っている。

経営支援に係る相談は(財)21 あおもり産業総合支援センターにて対応しており、同センターのコーディネーター等と連携を図ることで、特許流通 AD の事業化・製品化に係る相談を総合的な企業支援の実施を図っている。

さらに県内の各支援機関の連携強化を図るために、同財団の月例会議への参加や、TLO シーズ集の同財産コーディネーターへ情報提供を行っている。公設試が共同研究者を選定する際にも特許流通 AD の意見が取り入れられる等の連携を図っている。

また、弘前大学地域共同研究センター産学官連携協力員に就任することで、同大学が保有する知的財産等の研究成果の指導・助言を実施し、特許流通と連携している。



組織	所在地	配置人員
青森県知的所有権センター	青森市 青森県工業総合研究センター	・特許流通AD(専):1名
(社)発明協会青森県支部		・特許流通AAD(、21財団):1名
青森県工業総合研究センター		・特許情報AD:1名 ・知的財産マネージャー(専):1名 ・特許流通AD補助員(専):1名
(財)21あおもり産業総合支援センター	青森市 青森県共 ビル	・(社)発明協会青森県支部 (専):1名 ・(社)発明協会青森県支部 (、2日 度):2名

図 II-2-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

青森県では、県内信用金庫を実施主体として、「しんきん地域力連携拠点コラボ産学官」連携が展開されており、知的財産に関するセミナーなどを開催している、また、県内商工会、大学、高専などに協力して、知的財産に関する専門的な内容のセミナーや各種講習会が開催されている。

表Ⅱ-2-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
しんきん地域力連携拠点コラボ産学官	県内信用金庫	1回	特許流通 AD
核融合関連技術利用促進セミナー	21 あおもり産業 総合支援センター	2回	特許流通 AD
「新産業創出研究会」「技術開発研究会」会員向け研究会	原子力産業と地域・産業振興を考 える会	1回	特許流通 AD
中級者向け講習会	八戸高専	2回	特許情報 AD
知的財産権制度及び特許情報講習会	県立保健大学	2回	特許情報 AD
平成20年度決め手塾	県農林水産部総 合販売連略課	1回	特許情報 AD
専門高校ミリオンプロジェクト推進事業	県教育委員会	1回	特許情報 AD
商標権に関する勉強会	深浦町特産品振 興会	1回	特許情報 AD

表Ⅱ-2-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
中小企業・創業者のための知的財産権制度講習会(弘前商工会議所)	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
初心者向け講習会(八戸商工会議所、八戸大学)		特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-2-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許活用例集、特許流通 News Letter	INPIT	6 件
大学や研究機関および県内企業のシーズを取り纏めたシーズ集	青森県、知的所有センター	21 年度発行予定
県有特許開放情報 (HP)	青森県工業総合研究センター	特許 56 件 (出願中 39 件)
特許流通データベース	INPIT	20 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-2-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許流通ニューズレター取材 ・ 平成 20 年度青森県職務発明審査委員会 委員 ・ あおもりサポートエンジン目利き委員会 委員 ・ 「地域力連携拠点」連絡会議 参加 (県内 7 ヲ所) ・ 弘前大学地域共同研究センター産学官連携協力員 ・ 青森県知的財産支援アドバイザー ・ 青森県知的創造サイクル推進検討委員会 オブザーバー出席
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域力連携拠点」連絡会議 参加 (県内 7 ヲ所) ・ 「しんきん」でのセミナー、講演の実施 (県内 3 ヲ所) ・ 弘前市「ものづくり産業育成補助金」委員会 委員 ・ あおもりサポートエンジン目利き委員会 委員 ・ 青森県立保健大学知的財産委員会 委員 ・ 平成 20 年度青森県職務発明審査委員会 委員 ・ 青森県知的創造サイクル推進検討委員会 オブザーバー出席 ・ 青森知的財産総合相談体制ワーキンググループ会議 オブザーバー出席

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

県が知的財産制度に係る適切な対応・手続き等を進める必要があるため、知的財産支援ADをおき、庁内における知的財産にかかる体制整備を行い、知的財産の諸問題の相談解決を行っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通AADの採用については、中小企業支援や産業支援に係る外郭団体出身者で、技術及び知的財産の経験を特に有していない人材を採用している。所属は、(社)発明協会青森県支部である。

特許流通AADの育成については、特許流通ADの企業訪問によるOJTを基本とする。特許流通ADから継承するノウハウとしては①訪問企業発掘ノウハウ②企業の信頼獲得ノウハウ③企業の事業内容、企業保有の技術評価ノウハウ④マッチングノウハウがある。

育成期間終了後は、(財)21 あおもり産業総合支援センターが行う中小企業者の研究開発から事業化、販路開拓までの支援の中で、特許流通ノウハウを活用していく。また、知的所有権センターとのパイプラインとなり、ニーズ・シーズに係る情報交換、技術移転支援体制強化を図る人材として活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援機関) 青森県、弘前大学	<p>県の平成 19 年度産学官連携共同研究開発重点化事業で「ナガイモのインフルエンザ予防機能成分の特定と加工食品化に関する研究」をテーマとして弘前大学と共同研究を実施した。</p> <p>県と弘前大学の共同出願特許を受け、ライセンシーが県産ナガイモの消費拡大と新産業の創出に繋がるとして共同開発企業側への参加を申請した。その後、ライセンシー担当者が来訪し、実施許諾申し出があった。</p> <p>特許が未公開であることから、平成 20 年 6 月に秘密保持契約締結のうえ出願願書をライセンシーに提示する仲介を特許流通 AD が行った。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 県新産業創造課、	<p>「知的財産支援センター(仮称)の創設」</p> <p>県内の知的財産に係るワンストップサービス実施機関が明確でなかった。平成 20 年 4 月の県の人事異動による新産業創造課の全人材交代を契機に、県主導での知的財産に係る相談窓口の一本化を要請した。</p> <p>県に当該事例の公報を要請し、県の公報テレビ番組「活彩あおもり(RAB 放送毎週土 AM7:45~8:00)」において放送された。その後、県・発明協会・知的所有権センターの機能を一本化とする新規体制を構築する「知的財産支援センター(仮称)」の創設計画に対して意見交換を行った。</p> <p>新体制構築による効果としては、次の①~④が挙げられる。</p> <p>①分散していた知的財産に関する相談対応、啓蒙普及等を集中させることによる機能強化</p> <p>②県内の技術、アイデア、ノウハウ等を県庁内各課が発掘し、センターの支援により知的財産化、及び、知的財産を企業・農林水産関係者、県試験研究機関、大学等と連携・活用するシステムの提供</p> <p>③農林水産業を資源とした農工連携による新たな産業の創出を見据えた、知的財産活用による支援体制の整備</p> <p>④知的財産侵害に対する相談から訴訟手続き等の相談体制の整備</p> <p>今後の展開として、県有特許の流通支援事業として特許集発行や Web 掲載を予算化できるよう働きかけ、県内大学・高専の保有特許について、連携可能なよう協力していく。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
人的ネットワークの形成	<p>中小企業庁の「地域力連携拠点」である県内 7 ヶ所(青森県商工会連合会、青森・むつ商工会議所、弘前商工会議所、八戸商工会議所、青森県中小企業団体中央会、しんきん、(財)21 あおもり産業総合支援センター)について、連絡会議に参加し、特許情報活用支援事業の説明と連携の確認を行っている。また、青森県中小企業団体中央会の応援 CD からの企業紹介や同行訪問、「しんきん」については県内 3 ヶ所(青森市、弘前市、八戸市)での各セミナーでの講演や個別指導をしている。</p>
企業戦略サポート	<p>「装置及び方法の特許についてサポート」</p> <p>主な進捗状況は次の①～④の通りである。</p> <p>① 相談を受けサポートを開始したところ、新規性の喪失の問題があり弁理士より出願</p> <p>② 先行技術調査支援事業で類似文献があることが判明</p> <p>③ 八戸工業大学対し共同研究を提案</p> <p>④ 八戸工業大学との共同研究を開始</p> <p>今後の展開として、八戸工業大学との共同研究の成果の共同出願を行っている。</p>

岩手県

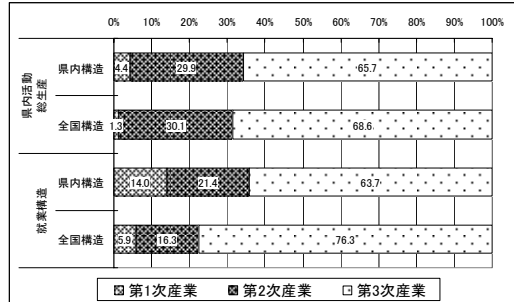
岩手県の産業振興施策は、ものづくり産業の集積促進及び新たな産業群の育成に重点がおかれている。ものづくり産業の集積促進では、自動車・半導体関連産業の集積に向けた取組強化が図られており、連峰型の産業集積が進められている。加えて、産学官連携によるものづくり人材育成の仕組みづくりが展開されている。

新たな産業群の育成では、これまでの研究開発成果やシーズを生かした研究開発活動の展開により、新たな産業群の発掘・育成の促進に重点が置かれている。特に沿岸地域において、海を生かした創薬プロジェクト研究事業が展開されるのを契機として、バイオ関連分野に対する研究開発支援や海洋資源開発に係る研究会活動を重点的に推進している。

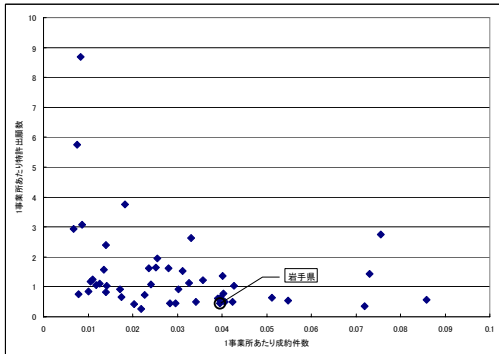
＜基礎データ＞

人口	1,385,041人
事業所数	2,948事業所

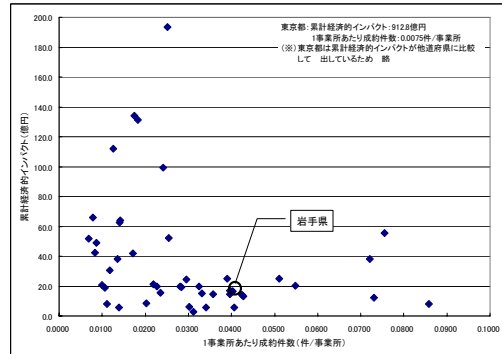
〔産業構造〕



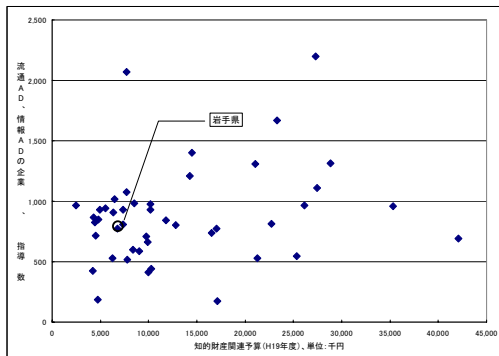
〔知的財産マインドポジション〕



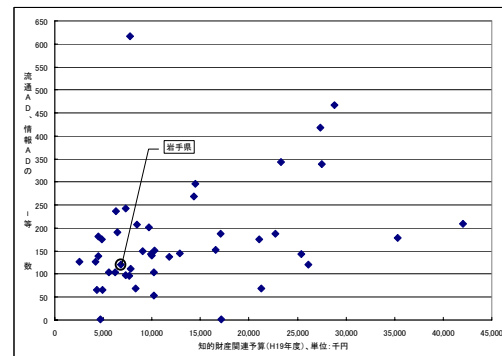
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「産業成長戦略」、「岩手県知的財産戦略(平成 19 年度)」における特許流通事業の位置付け

県の資源・潜在力を活かした地域産業の競争力強化を図るため、平成 18 年 11 月に「産業成長戦略」を策定している。そして、この産業成長戦略の実現に寄与することを目的に平成 19 年 3 月に「岩手県知的財産戦略」が策定されている。この「岩手県知的財産戦略」において、県内の知的財産に関する現状認識及び課題抽出結果を基に、平成 22 年度までにおける知的財産の創造・保護・活用の各分野で推進すべき施策を取り纏めた。知的財産の創造・保護・活用による知的創造サイクルの確立し、サイクルを支える体制整備をすることで、持続的な知的財産への取組の実現を目指している(図Ⅱ-3-1 参照)。

岩手県知的財産戦略体		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
産業成長に けた知的創造 サイクルの立	知的財産の創造	産学 金連携による新技術等の創出	
		重点研究分野の支援	
		分野間連携・ 合による研究開発の推進	
		中小企業における研究開発の推進	
		大学における知的財産の創出	
		県の試 研究機関における研究開発の推進	
		外部資金の活用	
		研究者に対するインセンテ の 保	
	知的財産の保護	国等による支援制度の活用	
		知的財産関連相談会の活用	
		先行技術調査の強化	
		相談支援体制の充実・強化	
		知的財産に関する 密の保	
	知的財産の活用	知的財産に関する契約 能 の 上	
		開放特許の流通促進	
知的所有権センターの活用		2.岩手県の特許流通事業の取組	
本県技術についての 的な情報発信			
関係機関の連携強化		2.岩手県の特許流通事業の取組	
資金調達の円 化			
地域 ランドの 立と産業 振興の推進	県の試 研究機関による技術移転の推進		
	「地域 ランド」に関する普及啓発		
	デザイン・ の 立と保護		
	岩手県 ランド新品種開発の推進		
	制度を活用した農 産 ランドの育成・保護		
	観光・ 産業との連携		
知的創造サイクルを支 る 体制整備	知的創造サイクルを す環境・基	産業支援機関の活用	
		知的所有権センターの機能強化	2.岩手県の特許流通事業の取組
		産業支援機関相 の連携体制の構築	2.岩手県の特許流通事業の取組
		知的創造サイクルを す産学 ネットワークの構築	2.岩手県の特許流通事業の取組
		県有特許等に関する取 基 の 明 化	
		知的財産 理事務の 化	
		知的財産に関する各種支援情報の提供	2.岩手県の特許流通事業の取組
		知的財産専門人材の派遣	2.岩手県の特許流通事業の取組
	知的財産に関する の 上と人材育成	各分野における知的財産マインドの 上	2.岩手県の特許流通事業の取組
		次 代の知的創造サイクルを担う人材の育成	2.岩手県の特許流通事業の取組
		行政、商工団体職員等のス ルアップ	
		実務経 者等の 保	
		各種 制度の 的活用	
		県民に対する普及啓発	2.岩手県の特許流通事業の取組

図Ⅱ-3-1 岩手県知的財産戦略における特許流通事業に係る施策体系

2. 岩手県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

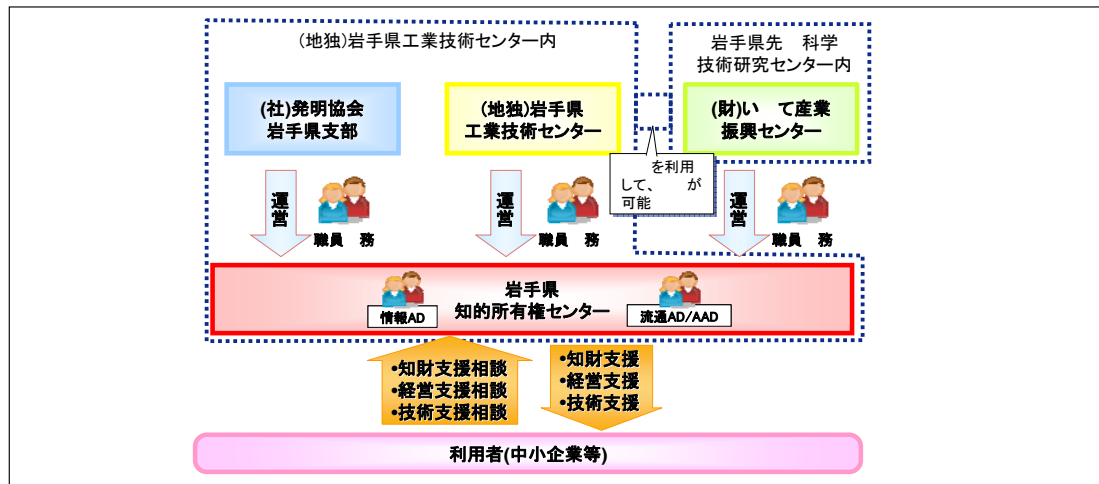
(地独)岩手県工業技術センター及び隣接する建物である岩手県先端科学技術研究センターにおいて、知的所有権センター、(社)発明協会岩手県支部、(財)いわて産業振興センターを配置し、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、岩手県知的所有権センター((社)発明協会岩手県支部、(地独)岩手県工業技術センター、(財)いわて産業振興センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

岩手県知的所有権センターは、平成 18 年度まで(社)発明協会岩手県支部と(地独)岩手県工業技術センターとの共同で運営されており、平成 19 年度から経営支援の強化を目指して、(財)いわて産業振興センターを加えた 3 機関により運営されている。また、同センターには、窓口業務を強化するために、常勤の補助職員を 1 名配置している。

(社)発明協会岩手県支部では特許出願に係る相談、(地独)岩手県工業技術センターでは技術に係る相談(財)いわて産業振興センターでは経営に係る相談が実施されており、3 機関の職員が知的所有権センターの業務を兼務することで、知的所有権センターにおける知的財産・技術・経営に係る様々な課題をワンストップで対応できる体制が構築されている(図Ⅱ-3-2 参照)。

(地独)岩手県工業技術センター主催の管理者会議(週 1 回、理事長・理事・各部長出席)に特許流通 AD、特許情報 AD が出席し、企業訪問予定や成約状況等の報告・意見交換を実施している。また、特許流通 AAD が(財)いわて産業振興センター職員であることから、人材を介して連携体制を充実させている。



組織	所在地	配置人員
岩手県知的所有権センター	岡市 (地独)岩手県工業技術センター2	理者(工業技術センター理事長) 特許流通AD:1名 特許流通AAD((財)いわて産業振興センター職員 務):1名 特許情報活用支援AD:1名 知的所有権AD(弁理士・):1名 補助職員:1名
(地独)岩手県工業技術センター		
(社)発明協会岩手県支部		
(財)いわて産業振興センター	岡市 岩手県先 科学技術研究センター2	

図 II-3-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

岩手県では、県、工業技術センター、(社)発明協会岩手県支部、知的所有権センターなどと協力し知的財産に関する各種セミナーの開催が行われているとともに、工業高等専門学校や個別企業からの講演依頼に対して積極的にセミナー、講演の実施を行っている。

表 II-3-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
「いわて知的財産権セミナー2007」講師 (経営者向けセミナー)	岩手県、日本弁理士会(地独)岩手県工業技術センター、岩手県知的所有権センター、(財)いわて産業振興センター	1回	特許流通AD
「いわて知的財産権セミナー2007」講師 (初心者コース)	岩手県知的所有権センター	4回	特許流通AD 特許情報AD
いわて知的財産権セミナー	岩手県知的所有	17回	特許情報AD

商標・特許情報活用コース	権センター	(商標 7回、 特許 2回)	
「知的財産権制度教育支援事業」講師	(社)発明協会岩 手県支部	3回	特許流通 AD
県内中小企業での講演	県内中小企業	1回	特許流通 AD
県内中小企業内研修会での講演	県内中小企業	1回	特許流通 AD
岩手県工業技術センター海外出張報告会	(地独)岩手県工 業技術センター	1回	特許流通 AD
(社)建築業協会遠野支部講演会	遠野市	1回	特許流通 AD
産学官イブニング交流会	県南技術研究セ ンター	1回	特許流通 AD
食産業支援セミナー	宮古市		特許情報 AD
MIUCAFE 初心者向け、商標と特許のやさしい解 説	岩手大学地域連 携センター、盛岡 市	1回	特許情報 AD
岩手県立産業技術短期大学産業デザイン科での 講義	岩手県立産業技 術短期大学	7回	特許情報 AD
知的財産教育支援セミナー事業(岩手県立農業 大学校、盛岡市立黒石野中学校、盛岡市少年少 女発明クラブ)	(社)発明協会岩 手県支部	6回	特許情報 AD
岩手県立紫波総合高等学校での授業	岩手県立紫波総 合高等学校	1回	特許情報 AD
県内中小企業内知的財産研修会での講演(2社)	県内中小企業	5回	特許情報 AD
県内漁業協同組合での商標権取得・活用に関す る講演	県内漁協	1回	特許情報 AD
盛岡市産学官連携研究センター入居企業及び一 般向け知的財産初心者向け講演会	岩手大学地域連 携センター	1回	特許情報 AD

表Ⅱ-3-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
「いわて知的財産権セミナー2007」講師 (特許情報活用コース)(再掲)		特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-3-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許活用例集(地方独立行政法人岩手県工業技術センター分)	INPIT	2件
県有特許開放情報(HP)	岩手県	特許9件 (出願中3件)
地方独立行政法人岩手県工業技術センター所有特許開放情報(HP)	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	特許18件 (内出願中6件)
特許流通データベース	INPIT	18件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-3-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	20FY 実施
地域版ビジネス市	20FY 実施

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> 「地域中小企業知的財産戦略支援事業」推進委員 「知的財産活用推進会議」 出席 「地域中小企業知的財産戦略支援事業((財)いわて産業振興センター)」推進員 「いわて希望ファンド」 審査委員 「いわて研究開発評価委員会」 評価委員 「岩手県産官学連携連絡会議(岩手大学)」 出席 「いわて特許ビジネスマッチングフェア(岩手県)」 発表案件選考委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> 「知的財産活用推進会議」 出席 「いわて特許ビジネスマッチングフェア(岩手県)」 発表案件選考委員 「岩手県経営革新計画等評価委員会」 委員 「地域中小企業知的財産戦略支援事業推進委員会」 委員 「地域中小企業外国支援事業推進委員会」 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特許情報 AD が(地独)岩手工業技術センター及び(財)いわて産業振興センターの知財担当者と連携し、両センターの職員を対象とした「職員向け知的財産権セミナー」(特許・商標コース各1回)を開催している。また、県の農林水産部水産担当と連携し、漁協10組合、水産加工業者3社に事業の普及啓発、ブランド化の取組状況の調査を行い、県内漁協の生産者、漁協職員、県職員を対象として、勉強会「地域ブランド化の取組に向けて」を開催している。

さらに、特許流通 AD が財団法人岩手生物工学研究センターの出願に係る職務発明審査会に出席し、特許出願の可否及び技術移転可能性についてコメントするとともに、技術移転に関する情報提供を行っている。加えて、職員、研究員を対象とした「知的財産の活用」に関して講演を行っている。

また、県南広域振興局と連携し、西和賀町の職員、県職員を対象とした商標に関する勉強会を開催している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD については、県内出身者かつ県内工学系学部出身者で県の産業振興センター職員を岩手県知的所有権センターとの兼務として配置している。

特許流通 AAD の育成において、特許流通 AD の OJT、単独での企業訪問・相談からマッチングまでの業務を実施し、成約達成までを経験させる。また、特許流通 AAD の勤務日以外の発明協会の業務・事業への参加により、双方の業務への相乗効果を図る。

(財)いわて産業振興センターにおいて、特許流通促進業務の知識・スキルと、企業訪問や案件仲介や関係機関との連携により構築した人的ネットワークを活用し、県の知的財産活用の中核人材として、知的財産・経営の両面から県内中小企業に対する支援において活用していく。

特許流通 AAD に県内出身者の採用し、かつ、(財)いわて産業振興センターにおける事業の柱の一つとして知的財産支援事業を位置付けている。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
中小企業支援に係る取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ (財)いわて産業振興センターにおける「地域中小企業知的財産戦略支援事業(H19、H20)」の推進委員として支援対象企業の選考・支援方針決定・支援対象企業への支援を行っている。 ・ 「第2回いわて希望ファンド(H20)」審査委員としての事業化審査や、「いわて研究開発評価委員会(H20)」の評価委員として「いわて戦略的研究開発支援事業」の新規応募案件等評価を行っている。
特許流通事業の普及・啓発に係る取組		岩手大学主催「岩手県産学官連携連絡会議」に出席し、岩手県知的所有権センターの活動 PR、連携希望企業・案件の紹介を行っている(年5回程度)。
事業化連携事例 (平成18年度)	(支援企業) 個人、県内企業	<p>「おからこんにやくに係る特許流通支援」</p> <p>ライセンサーを訪問し、「おからこんにやく」の特許案件を紹介した。その後、ライセンサーとともにライセンサーを同行訪問した。青森県特許流通 AD が立会いのもと、契約が成立した。</p> <p>ライセンサーは「おからこんにやく」を使った商品の提供、「おからこんにやく」を利用した食材・惣菜の製造・販売を通じ、自社の商品群を新たに開発する構想を持っている。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「醤油製造業等企業に対する食物アレルギー者が安全に摂取可能な醤油代替調味料の事業化(商品化)支援」</p> <p>支援先企業が特許情報活用セミナーを受講したことを契機に支援を開始した。知的財産権の各制度の特徴や知的財産の事業への活用等の説明、共同開発時の留意点のアドバイス、先行技術調査及び出願書類の作成支援を実施し、特許及び商標の出願手続を完了した(自社出願)。</p> <p>支援開始直後に、県の経営革新計画の承認を得ることで審査請求料等の減免になることを説明し、経営革新計画の策定・申請の結果、承認後直ちに特許出願を行った。</p> <p>今後も、支援先企業に対して継続的に権利化を含めた支援を行っていく。また、農商工連携事業や地域資源活用プログラムなどの活用についてもアドバイスを行っていく。</p>

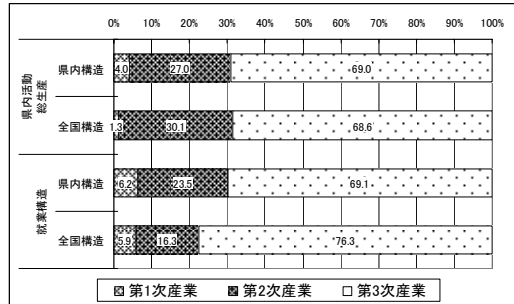
秋田県

秋田県では、特に「電子部品・デバイス産業や医療機器・医薬品関連産業の振興」、「輸送機械関連産業の集積促進」、「食品関連産業の振興」の重点分野を中心に、産業技術総合研究センターや(財)あきた企業活性化センターを核に、産学官連携による新技術・新製品開発や地域中核企業育成のための集中支援を実施し、ものづくり産業の裾野拡大を目指している。

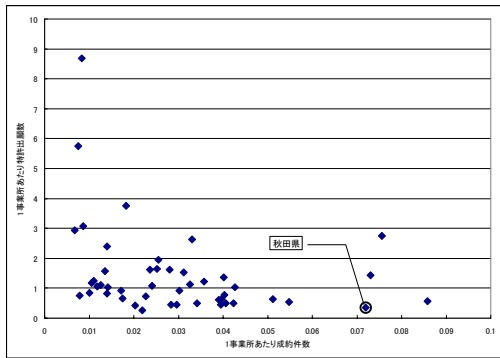
<基礎データ>

人口	1,145,501人
事業所数	2,622事業所

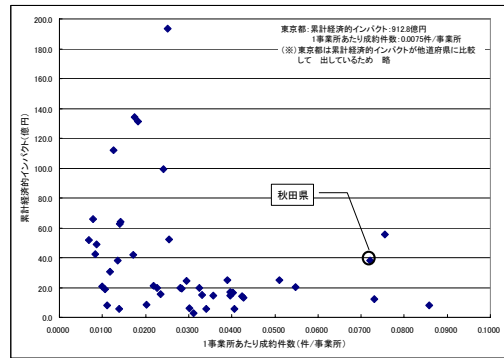
[産業構造]



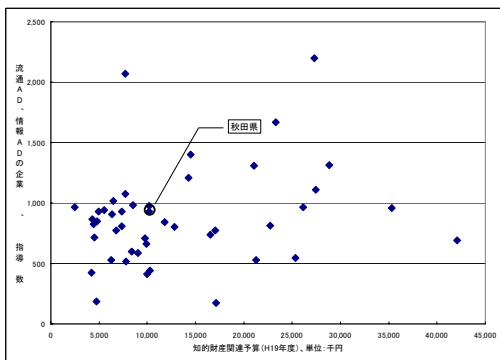
[知的財産マインドポジション]



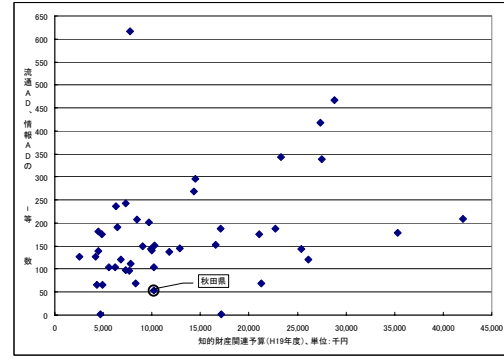
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「あきた21総合計画」、「秋田県知的財産戦略」における特許流通事業の位置付け
 県総合計画「あきた21総合計画(平成12年度～平成22年度)」において、施策「産学官連携による創造的な共同研究の推進」に取り組むことで、企業ニーズと研究機関等の技術シーズのマッチングを行うコーディネート機能の強化、地域の研究開発ポテンシャルを結集した共同研究等の事業化に直結した創造的な共同研究の推進、産学官の交流・連携による研究者・技術者の育成促進を目指している。

一方、県の試験研究機関等が保有する特許等知的財産のあり方を示すとともに、知的財産に関して県内企業に期待したいことを示した戦略として「秋田県知的財産戦略－第1期戦略－(平成16年3月)」を策定している。そして、公設試験研究機関の特許戦略が中心だった第1期戦略を、知的財産に関する産学官全体の総合的な戦略として発展させた「秋田県知的財産戦略－第2期戦略－(平成18年3月)」を策定している(図II-4-1、図II-4-2参照)。

秋田県知的財産戦略－第1期戦略－		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
研究ステージ (戦略実行基 の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 的な情報 による企業 一等の とそれに対応した研究開発等の推進 ✓ 有 な特許を 富に産み出す 組みづくり ✓ 共 研究の 的推進 ✓ 対等な立場での共 研究 	2.秋田県の特許流通事業の取組
出願ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出願目的の徹底 及・明 化とそれに基づく 理方針の策定 ✓ 的な特許出願 ✓ 対等な立場での共 出願 	
出願～登録ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <企業経営者にとって かりやすい形での情報提供・営業活動 ✓ 的で 果的な技術移転 ✓ 審査請求対象のない取 ✓ 対等な立場での技術移転 ✓ 共 研究企業の 度工場とり ータづくり 	
登録 ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <企業経営者にとって かりやすい形での情報提供・営業活動 ✓ 的で 果的な技術移転 ✓ 必要な特許と 要な特許を 別できる体制整備 ✓ 必要な特許を 突に できる体制及び 要な特許を てることができる体制整備 ✓ 対等な立場での技術移転 ✓ 共 研究企業の 度工場とり ータづくり 	

図II-4-1 「秋田県知的財産戦略－第1期戦略－」の体系及び特許流通事業の位置付け

秋田県知的財産戦略－第2期戦略－		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
研究ステージ (戦略実行基 の整備)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 的な情報 による企業 一等の とそれに対応した研究開発等の推進 ✓ 共 研究の推進 ✓ 経営支援機関等との連携強化 ✓ 特許人材の育成強化 ✓ 特許専門 の有 活用 ✓ 特許 理機能の強化 ✓ 特許関連予算の充実 	2.秋田県の特許流通事業の取組
出願ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県有特許ロードマップに基づく出願と目的別 理の徹底 ✓ 発明審査体制の強化 ✓ 特許出願の推進 ✓ 共 出願の 化 	
出願～登録ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報提供活動の強化 ✓ 県有特許技術移転方針に基づく 的かつ 果的な技術移転 ✓ 共 出願特許の な技術移転 ✓ 共 研究企業、技術移転先企業等の 度 上 ✓ 審査請求対象の な取 	2.秋田県の特許流通事業の取組
登録 ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 要特許権の計画的な 分 	

図II-4-2 「秋田県知的財産戦略－第2期戦略－」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 秋田県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

県庁庁舎内に知的所有権センター、(財)あきた企業活性化センター、(社)発明協会秋田県支部を配置し、(財)あきた企業活性化センターの知的財産・技術・経営に係る専門化等との連携を図ることにより、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、秋田県知的所有権センター((財)あきた企業活性化センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

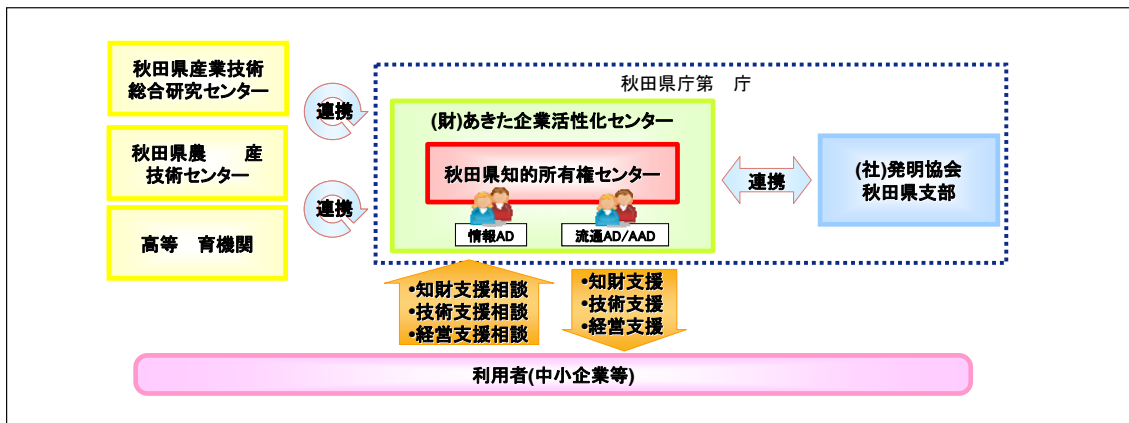
県内中小企業等への経営支援に係る相談は、(財)あきた企業活性化センターにて実施されている。同センターには、知的財産・技術・経営に係る専門家等を配置し、上述の支援機関と連携体制を構築し、総合相談機能(ワンストップサービス)の実現を図っている。

技術支援に係る相談は、秋田県産業技術総合研究センター、秋田県農林水産技術センターを中心に対応されている。また、県の知的財産に係る取組は、県の科学技術課、秋田県産業技術総合研究センター、秋田県農林水産技術センターを戦略的・実務的な中心機関として位置付け推進している。

県内企業・秋田大学・公設試の共同研究(アケビ油)において、(財)あきた企業活性化センターの技術移転コーディネーターと連携し、特許流通に係る支援を行っている。

さらに、(社)発明協会秋田県支部、公設試験研究機関、高等教育機関等との連携を図り、県内の知的財産創造及び活用を促進している。

県及び県内の各支援機関との情報交換のため、産学振興連絡会議を月1回開催している。同会議は秋田県産業経済労働部、同学術国際部、秋田県産業技術総合研究センター、秋田県農林水産技術センター、特許流通 AD、特許情報 AD、(財)あきた企業活性化センター職員、秋田県立大学・秋田大学・秋田高専の産学官連携担当教職員、県内金融機関、商工団体等の連絡会議で、個別企業の具体的内容等の意見交換、連絡会議では一般的な企業情報、各種イベント等の情報交換を行っている。



組織	所在地	配置人員
秋田県知的所有権センター	秋田市山 秋田県庁第1庁	特許流通AD(専):1名
(財)あきた企業活性化センター		特許流通AAD():1名
(社)発明協会秋田県支部		特許情報AD(専):1名
秋田県農産技術センター	秋田市	県地域産業(、1~2日度):2名
秋田県産業技術総合研究センター	秋田市	(財)あきた企業活性化センター職員(、2日度):3名 (財)あきた企業活性化センター補助職員(専):1名

図 II-4-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

秋田県では、県及び日本弁理士会による知財セミナーに加えて、県内金融機関主催によるシンポジウムや商談会などの機会に知的財産に関するセミナーや講演会が特許流通 AD により行われている。

表 II-4-1 知的財産に関するセミナー・講演(20FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
知財セミナー	秋田県 日本弁理士会	1回	特許流通 AD
あきぎん Biscom 特別懇談会 講師	秋田銀行	1回	特許流通 AD
北都ビジネスフォーラム 2008 第10回ビジネス商談会 講演	北都銀行	1回	特許流通 AD
農林水産知的財産ネットワークシンポジウム 2008 講演		1回	特許流通 AD
あきた産学官連携フォーラム 2008	秋田県他	1回	特許流通 AD

表 II-4-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
あきた新事業創出プラットフォーム連携推進会議	2回	特許流通 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-4-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シリーズ集【産業技術総合研究センター版】	産業技術総合研究センター	22件
県有特許開放情報(HP)【農林水産技術センター版】	農林水産技術センター	32件
特許流通データベース	INPIT	3件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-4-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学新興連絡会議 コーディネーターとして参加 ・ 知財目利き委員会 委員 ・ 職務発明審査会 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋田県特産品開発コンクール審査会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

発明協会秋田県支部が開催する公設試験研究機関向けの知的財産セミナーを活用している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、(財)あきた企業活性化センターに所属している公設試出身の県職員で、技術経験を有している人材を採用している。

特許流通 AAD には、(財)あきた企業活性化センター職員として知的財産権に係る基礎知識を習得し、特許流通 AD の OJT による実務経験を積めるよう育成し、かつ、技術支援と併せて知的財産権の流通支援も行える県職員として、知的財産権の発生から活用までを含むプロジェクト管理者を目指すよう育成する。

育成期間終了後は、習得した特許流通スキルを活用し、派遣元機関の業務に加えて、産学官連携コーディネーター、企業における知的財産権全般に関する支援・相談等を実施する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
県内支援機関・団体との連携		県の電子工業振興協議会や機械金属工業会等の業界団体、産業技術総合研究センター等の実施する各種研究会等に出席している。
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 個人	セパレータ構造に係る案件で、外断熱工法に使用する断熱材固定用金具に関するもので、量産技術を確立し製造販売する。 当該案件の支援機関として(財)あきた企業活性化センターの紹介や試作のための補助金申請の支援、共同研究先として秋田高専の紹介を行った。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 目利き委員会(弁理士、県外企業経営者等)	「あきた知財倶楽部」 県内の大学、公設試の知財活用の仕組や機会がなく、知的財産に対する評価ができていない。仮に機会があっても評価方法が不明瞭のため、評価することができない。 そのため、技術移転を前提とした外部評価を実施する仕組「目利き委員会」の設置を提案し、実際に副委員長として協力を行った。他の委員は県内の弁理士と首都圏から招いた企業経営者等で組織されている。 「目利き委員会」は年 2 回開催されているが、経営的な視点での議論が中心となるため、研究者も技術移転を意識する傾向が出ている。 今後の展開として、取上げるテーマによっては、緊急度の高いものもあるので、予算面に留意し開催頻度を上げていく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
人的ネットワークに対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 県産業経済労働部食彩あきた推進チームから県内農協の特産物のいもをブランド化のための商標申請支援の要請を受け、農協担当者に商標活用事例や調査や申請の方法を説明した。 県主催の特産品コンクールにて、出展品の商標で問題ないかを検討する目的で県産業経済労働部流通貿易課から要請され審査委員を 3 年間務めている。
企業戦略サポート	<p>「地盤改良工事で独自工法を開発中の企業」</p> <p>特許出願による差別化営業の提案、特許出願に向けた先行調査の支援、自社出願のための各種支援(発明の捉え方表現の仕方、明細書の書き方)を実施した。</p> <p>現在、考案の効果を検証しており、改良点、実施例ふくめて国内優先権主張出願に向けて支援していく。</p>

宮城県

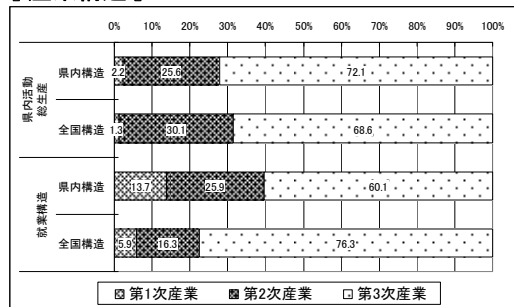
宮城県では、県内に高度な技術シーズがある分野や今後成長が見込まれる分野において産業集積を推進するとともに、新たな事業の創出を図るためベンチャー企業等への支援強化が図られている。同時に、地域産業の競争力強化の基礎的な条件整備として産業技術力の強化及び産業人材の育成・確保が進められている。このため、県内中小企業等が行う、産業技術等の研究開発の支援、地域産業の技術力向上や課題解決に活用するため、産学官の連携組織運営や交流事業の支援、個別分野における連携促進を促している。

加えて、知的財産権の保護と積極的な活用を推進するため、県内の事業者に対し知的財産権の重要性について普及・啓発を図るとともに、知的財産権の取得・流通を支援するほか、知的財産権を活用した事業や関連する事業の起業を推進している。

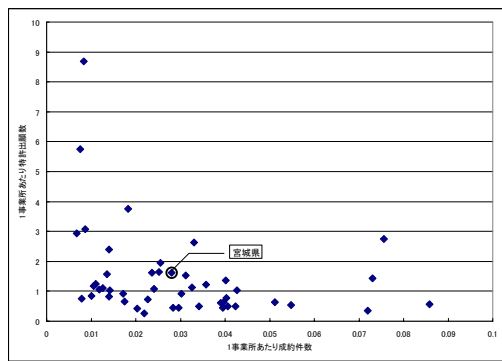
<基礎データ>

人口	2,360,218人
事業所数	4,273事業所

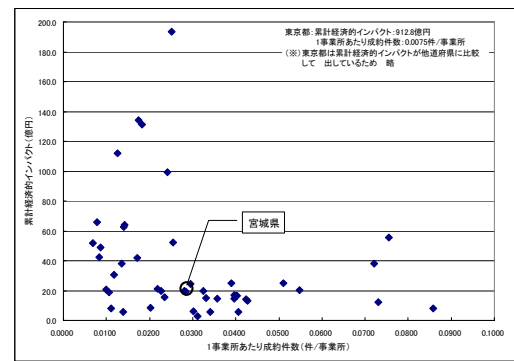
[産業構造]



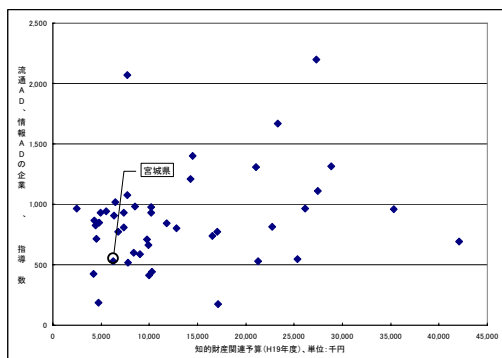
[知的財産マインドポジション]



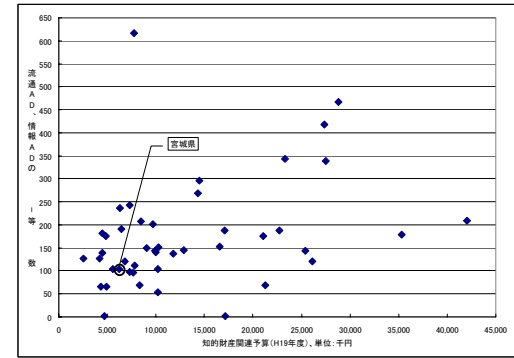
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



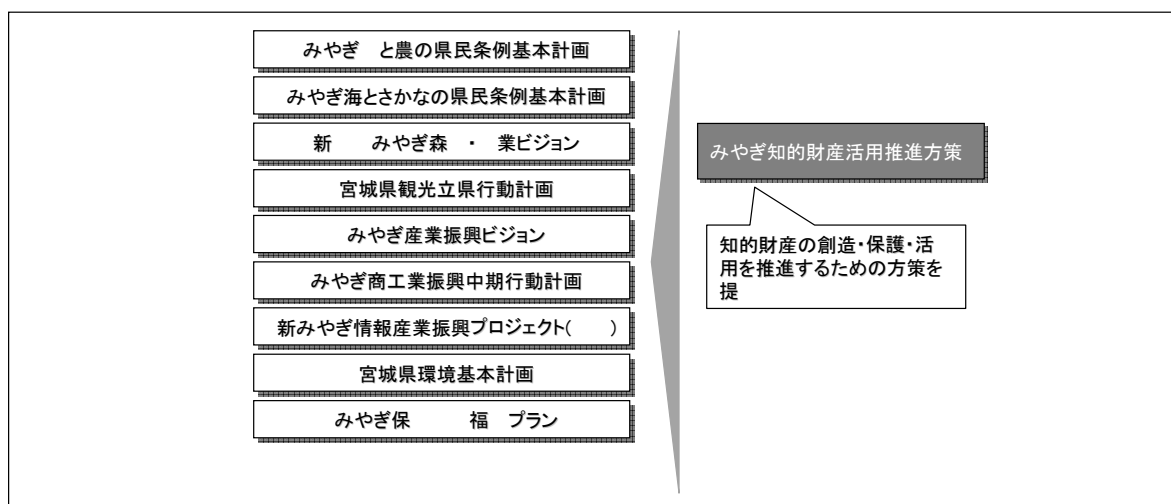
[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「宮城の将来ビジョン」、「みやぎ知的財産活用方策(平成 18 年)」における特許流通事業の位置付け

県では、総合計画「宮城の将来ビジョン(平成 19～29 年)」を策定し、産学官の連携による高度技術産業の集積促進の取組において、「県内企業及び県内学術研究機関が持つ知的財産・未利用特許等の技術シーズと市場ニーズのマッチング等による活用促進と、その技術を利用した新製品等の開発支援」を実施することとしている。

一方、国の知的財産への取組を受けて、宮城県知的財産推進本部において「みやぎ知的財産活用推進方策(平成 18 年 3 月)」を策定している。県の産業振興に関連する「みやぎ食と農の県民条例基本計画」、「みやぎ海とさかなの県民条例基本計画」、「新世紀みやぎ森林・林業ビジョン」、「宮城県観光立県行動計画」、「みやぎ産業振興ビジョン」、「みやぎ商工業振興中期行動計画」の推進、並びに「新みやぎ情報産業振興プロジェクト(仮称)」、「宮城県環境基本計画」、「みやぎ保健医療福祉プラン」等の関連する産業施策を実施する上での、知的財産の創造・保護・活用を推進するための方策を示している(図Ⅱ-5-1、図Ⅱ-5-2 参照)。



図Ⅱ-5-1 県の各種計画・ビジョン・プロジェクトにおける「みやぎ知的財産活用方策」の位置付け

みやぎ知的財産活用方策		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績		
知的財産の向上		中小企業 自 体等における人材育成	2.宮城県の特許流通事業の取組	
		相談体制の強化	2.宮城県の特許流通事業の取組	
		知的財産に関する専門 派遣	2.宮城県の特許流通事業の取組	
知的財産の創造	地域における知的財産の創造の支援	中小企業による商品企画や研究開発に当たっての技術調査の支援	2.宮城県の特許流通事業の取組	
		研究開発・商品開発のための資金の支援		
		技術的な支援の充実	2.宮城県の特許流通事業の取組	
		デザインに優れたものづくりの支援		
		企業や生産者の 一 の り こしとそれに 応 た支援		
		発明・創造の 振興		
		産学 連携による共 研究開発の促進	2.宮城県の特許流通事業の取組	
	地域 ランドの 立と 知的財産の活用	知的財産の創造に けた産学 連携推進	学術研究機関の知 の活用	
			商標な の知的財産権を活用した ランド化の推進	
			「 材 国みやぎ」の推進と連携した「 」の地域 ランドの創出	
			本県産農 産物の ランド化促進	
			「スマイルあったか宮城」の観光イメージづくり	
			会社 合研究所による地域 ランド開発支援	
			アンテナショップによる情報発信と	
			農 産物の リジナル品種の育成と技術開発の推進	
			地域特産品の	
			優良県産品の推	
知的財産の保護		宮城県 的工 品の指定		
		知的財産の権利化の支援		
		知的財産に関連した権利等の保護の支援		
		商標を活用した商品やサービスの保護		
		特許庁の特許に関する料金の優 制度等の活用		
		県有品種 定技術の 立		
		産地 別技術の 立		
		品種保護Gメンとの連携		
		農産物知的財産権保護ネットワークへの 画		
		様 な方法で自社の商品やサービスを保護する		
		海外出願費用の支援		
		海外における 調査の支援		
		知的財産の活用		事業化への支援
開 等支援				
観光 ヤッチ ー とシンボルマーク商標の活用				
利用特許の活用の促進				
マッチング支援				
イン ベート施設による事業展開の支援				
事業化に必要な資金の支援				
る知的財産の創造・保護・活用	県有知的財産の状況			
	県有知的財産の活用の促進	総合調整の強化		
		行政施策に連動した研究開発の推進		
		企業や生産者の 一 に対応した研究開発の推進		
		知的財産の活用を見 た研究開発		
		共 研究 託研究における成果の取 いの明 化		
		職務発明に関する各種手続 特許出願の 化		
		特許法30条の新規性の例外 用を けることのできる学術団体 指定の取得		
		知財専門 によるサポート体制の 立		
	研究職員の知的財産研修の充実			
	県有知的財産の活用の促進	県有知的財産の 果的な活用		
		特許流通アドバイザーとの連携	2.宮城県の特許流通事業の取組	
		ーム ージによる情報発信		
特許流通データベースの活用				
果的な試 研究活動と成 果普及の総合的な推進	行政施策・事業担当における取組み			
	試 研究機関・研究担当等における取組み			
知的財産に関する支援体制の整備充実		2.宮城県の特許流通事業の取組		

図 II-5-2 「みやぎ知的財産活用方策」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 宮城県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

宮城県産業技術総合センターの各部門と、知的所有権センター、大学等からなるKCみやぎ推進ネットワークなどを通じた、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

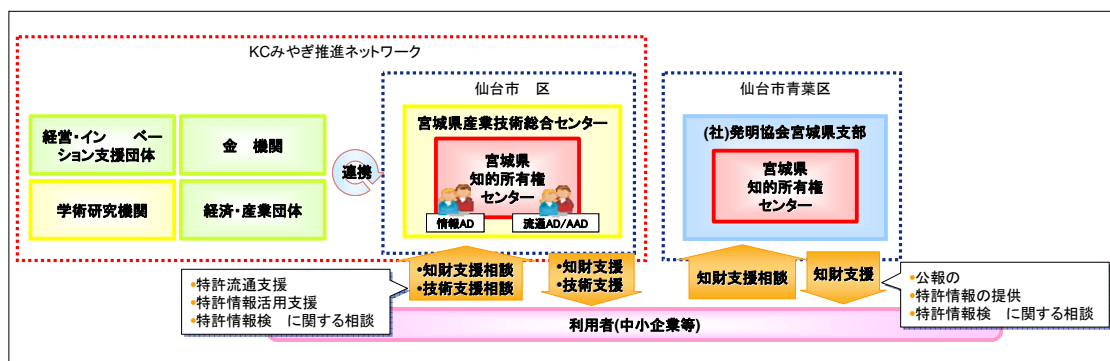
特許流通 AD 及び特許情報 AD は、宮城県知的所有権センター(宮城県産業技術総合センター、(社)発明協会宮城県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

宮城県知的所有権センターの運営機関である宮城県産業技術総合センターに本部、(社)発明協会宮城県支部に支部が設置・運営されている。主に、本部では特許流通支援、特許情報活用支援、特許情報検索に関する相談を中心に実施しており、支部では公報の閲覧、特許情報の提供、特許情報検索に関する相談を中心に実施している。

宮城県産業技術総合センターには、公設試験研究機関という役割の中、主として企画担当部門を通じた知財支援と、技術担当部門を通じた技術支援に係る総合的な支援体制を構築している。

県内高等教育機関(大学)等から組織される「KCみやぎ推進ネットワーク」のメールやHP を利用した情報交換や年 1 回の全体会議を通じて地域の高専・大学等の教育機関、産業団体、金融機関、経営・インキュベーション支援団体(全 19 機関)と連携することにより、技術支援の充実を図っている。

各支援機関の連携を図るため、県新産業振興課、宮城県産業技術総合センター、産業支援機関、東北大学等で月 1 回「情報交換会」を開催し、特許流通 AD も参加することで、企業の動向やニーズ・シーズに係る情報交換を行っている。



組織	所在地	配置人員
宮城県知的所有権センター	仙台市 区 宮城県産業技術総合センター	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD:1名 特許流通AAD:1名 特許流通アシスト:1名 特許情報AD:1名 宮城県産業技術総合センター担当者(1日 度):3名 補助職員:1名
宮城県産業技術総合センター		
宮城県知的所有権センター	仙台市青葉区 (社)発明協会宮城県支部	
(社)発明協会宮城県支部		

図 II-5-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

宮城県では、通常行われる県などを中心としたセミナーや講演に加えて、申込のあった企業に対して直接、知的財産に関する講師を派遣する取組が行われている。なお、本取組は、平成20年度から「企業オンサイトセミナー」として事業化が行われている。

表Ⅱ-5-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
みやぎ特許ビジネス市	宮城県		
みやぎ知財セミナー	宮城県		特許情報 AD
土木施工に関する新技術研修会		1回	特許流通 AD
石巻地域産学官グループ交流会講師		1回	特許流通 AD

表Ⅱ-5-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-5-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		72件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP)		特許 56件 (出願中 33件) 実用新案 0件
特許流通データベース	INPIT	10件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-5-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	19FY 実施、20FY 実施

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> 情報交換会(宮城県、産業技術センター、産業支援機関、東北大学等)への出席 月1回 日本金属学会東北支部理事会、評議会 委員
---------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高周波マイクロ磁気応用技術調査専門委員会 委員 ・ みやぎ特許ビジネス市開催準備委員会 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「宮城県農業関係試験研究機関知的財産権管理委員会」 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

知的所有権センターの特許情報 AD による知財セミナーの開催のほか、東北経済産業局特許室が主催する公設試験研究機関向け知財セミナーに積極的に参加するなど、人材育成に努めている。

(2) 県内中小企業の人材育成

県内の中小企業経営者等の知的財産の創造・保護・活用を支援するため、日本弁理士会から講師の派遣を受けて、中小企業経営者等を対象とする知的財産活用等に係るセミナーや演習を開催している。

(3) 特許流通の地域専門人材育成

流通 AAD の採用については、県及び公設試における知的財産経験と豊富な技術経験を有する人材を採用している。所属は宮城県知的所有権センターとなっている。

流通 AAD には、特許流通 AD の OJT により、特許流通 AD の知識・スキル・ノウハウ等を継承し、将来的に特許流通 AAD を中心として地域に根ざした特許流通促進活動を継続して実施できるよう育成を実施する。

育成期間終了後、宮城県産業総合センターにて、次の①～③の業務を実施していく。

- ① 県内中小企業や学術研究機関に対する知的財産活用に係る各種アドバイス
- ② 県内中小企業に対する特許シーズ活用アドバイス、ビジネスプラン作成の技術支援・アドバイス
- ③ 県内の企業等を対象とする知財セミナー運営

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例(平成 19 年度)	(支援企業) 個人 (県内企業に分割譲渡)	縦型ティッシュペーパーボックスの製造・販売における事業化の案件である。通常実施権許諾契約にて契約を締結した。 ライセンサー企業経営者が新会社を立ち上げて、事業化する。ライセンサー(個人)の権利を新会社に分割譲渡した。専用実施権を許諾予定であり、通常実施権のサブライセンスで、事業運営していく。
地域連携事例(平成 20 年度)	(連携機関) 埼玉県特許流通 AD	「ティッシュペーパーボックス」 当該案件について、支援先企業が手作りでサンプルを作成していた。当該案件について、全国特許流通 AD 会議での紹介と県内会議で

	<p>の紹介、テレビ番組への取材、新聞記者への取材紹介、ニューズレターへの紹介、各企業への案件紹介を実施した。</p> <p>埼玉県の特許流通 AD の協力を得て、オプション専用実施権の許諾ができ、支援先企業の新事業として製造が開始されている。</p> <p>今後の展開として、ライセンサーの利益を守るための課金システムを準備していく。</p>
--	--

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>現在も特許出願に関する支援依頼を受けている企業が数社あるため、先行技術調査、明細書作成の指導、料金の減免措置等の支援事項の利用方法の説明等を実施している案件を企業戦略サポートにつなげていく</p>

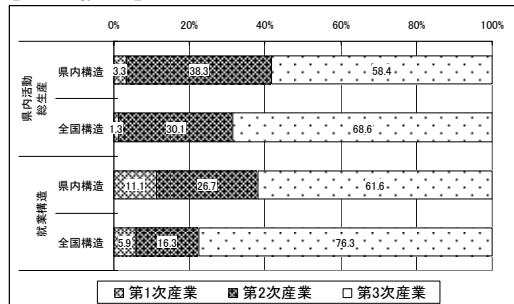
山形県

山形県では、産業の集積促進に向けて、やまがた産業夢未来基金による技術・新商品等の開発支援の実施、自動車産業での生産管理技術改善支援を展開するとともに、組み込み技術者のレベルアップを図るための研修会の実施及び教育機関と連携した人材育成ネットワークの構築や県内企業への超精密加工技術の移転促進、有機エレクトロニクス研究所の運営支援等を行っている。

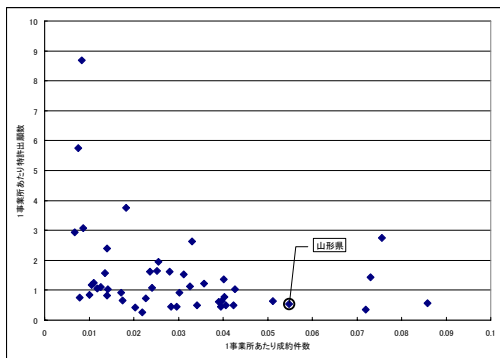
＜基礎データ＞

人口	1,216,181人
事業所数	3,406事業所

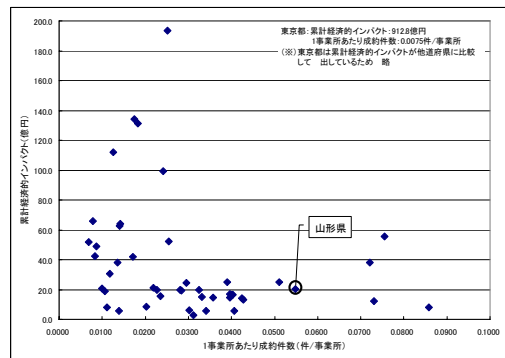
【産業構造】



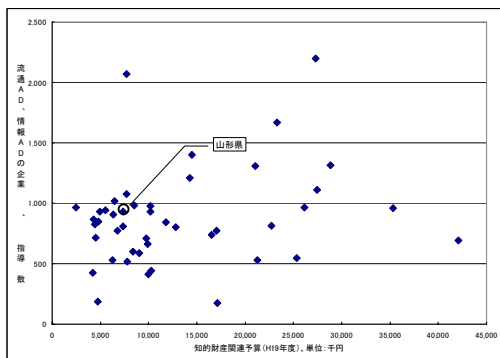
【知的財産マインドポジション】



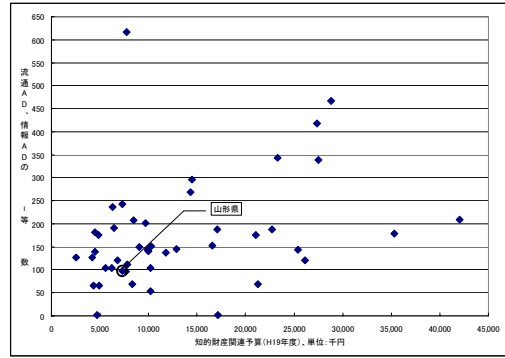
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「やまがた総合発展計画」、「やまがた科学技術政策大綱」における特許流通事業の位置付け

県計画長期構想「やまがた総合発展計画(平成 18 年 3 月策定)」の施策「新たな価値を創造する知恵・知識の基盤づくり」において、知的資源の利用促進に取り組むこととされている。この取組により、県内の企業や研究者に対して、発明や技術等の知的財産の重要性について普及・啓発するとともに、知的財産の創造や活用等を支援する取組の強化等、知的財産に関する取組の戦略的推進を目指している。「やまがた総合発展計画」の実現に向け、県が今後取組むべき政策の基本方針とその推進方策を示すため、「やまがた科学技術政策大綱(平成 18 年 3 月策定)」が策定されている。

「やまがた科学技術政策大綱」において知的財産推進計画が位置づけられており、三つの基本目標「イノベーションを生み出し続ける基盤づくり」、「多様な知恵・知識及び資源の融合」、「知恵や知識を生み出す人づくり」をもとに、科学技術振興の推進方策として特許流通事業に取り組むこととされている。(図Ⅱ-6-1 参照)。

やまがた科学技術政策大綱		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
価値を創造する科学技術の基づくり	先導的・戦略的な研究開発の推進と技術	「ものづくり中小企業群」等の地域産業資源との連携	
		自然環境な地域の優位性の活用	
		本県の社会的特徴への対応と活用	
	研究開発の発展に応じた施策の重点化と体制整備	研究シーズの出しとデジタル・スタアの展開	
		研究開発プロジェクトの創出と研究体制の整備	2.山形県の特許流通事業の取組
	シーズのマッチングと新事業、新産業創出の促進	2.山形県の特許流通事業の取組	
知的財産の戦略的な創出・活用の促進	県試 研究機関の機能強化の推進	県試 研究機関のマネジメント機能の充実	
	知的財産の創出の促進	知的財産の創出	
	知的財産の保護	知的財産の保護	
		知的財産の国産化	
	知的財産の活用	知的財産の活用	2.山形県の特許流通事業の取組
		知財リスクへの対応	
人材の育成及び人的ネットワークの形成	発達に応じた科学教育の推進	科学技術を担う人材の地づくり	
		専門的な科学教育・産業教育等の推進	
	研究開発を担い、推進する人材の育成	優れた研究者・技術者等の育成・保護	
		研究リーダーの育成・保護	
	技術移転・事業化を支援する人材の育成	社会に対応できる人材の育成	
	コーディネート機能の強化		
人的ネットワークの構築	多様な人的ネットワークの充実・強化	2.山形県の特許流通事業の取組	

図Ⅱ-6-1 「やまがた科学技術政策大綱」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 山形県の特許流通事業の取組

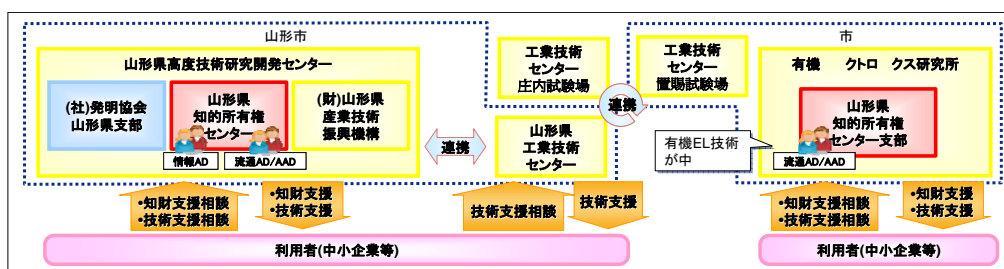
2.1. 取組体制

山形県高度技術研究開発センター内に山形県知的所有権センター、(社)発明協会山形県支部、(財)山形県産業技術振興機構を配置し、知的財産・技術に係る支援体制の構築及び有機エレクトロニクス研究所に知的所有権センター支部を配置することで、県の有力産業の支援体制を構築

特許流通 AD は山形県知的所有権センター(本部、山形県高度技術研究開発センター内)と山形県知的所有権センター支部(有機エレクトロニクス研究所内)、特許情報 AD は山形県知的所有権センター(本部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

産学官連携支援施設である山形県高度技術研究開発センター内に、知的財産に係る支援機関である山形県知的所有権センター及び(社)発明協会山形県支部、産学官連携に係る支援機関である(財)山形県産業技術振興機構を配置し、また、同敷地内に、県内企業等への技術支援機関である山形県工業技術センターがあり、企業への知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。さらに、特許流通 AAD が(財)山形県産業技術振興機構の産学官連携コーディネーターを兼任し、人材を介して同機構との連携も図られている。知的所有権センター支部においては、同センターの運営機関である有機エレクトロニクス研究所を中心とする技術支援体制と連携し、知的財産・技術に係る支援体制が整備されている。

県内の各支援機関の連携を図るため、県、県内の大学や団体等のコーディネーター、アドバイザー等の研究開発・技術開発支援に係る専門家ネットワーク構築及び情報交換機会の提供を行うため、産学官連携促進会議が開催されている。



組織	所在地	配置人員
山形県知的所有権センター(本部)	山形市 山形県高度技術研究開発センター	<ul style="list-style-type: none"> （ ）:1名 特許流通AD(専):1名 特許流通AAD():1名 特許情報AD:1名 職員(専):1名 産学連携コーディネーター(専):1名 (、特許流通AAD):1名
山形県高度技術研究開発センター		
(社)発明協会宮城県支部		
(財)山形県産業技術振興機構		
山形県工業技術センター	山形市 山形県高度技術研究開発センター	
山形県知的所有権センター支部	市 有機エレクトロニクス研究所	<ul style="list-style-type: none"> 専(専):1名 職員():2名 特許流通AD(専):1名 特許流通AAD():1名
有機エレクトロニクス研究所		
工業技術センター 置 試 場	市	
工業技術センター 内 試 場	東田川	

図Ⅱ-6-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

山形県では、県内の市町村単位で主催される知的財産に関するセミナーや講演会が多くなっている。

表Ⅱ-6-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
東北地域知財戦略本部との連携によるセミナー 講師	東北地域知財戦略本部 他	2回	特許流通 AD
産業財産権講座(鶴岡市)	山形県庄内地域 活性化協議会他		特許流通 AD 特許情報 AD
寒河江市技術交流協会 講師	寒河江市		特許情報 AD
庄内地域産業振興センター 講師	庄内地域産業振興センター		特許情報 AD
遊佐町産業創業センター	遊佐町		特許情報 AD

表Ⅱ-6-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
山形・天童商工会議所 経営指導員等研修会	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
山形・新庄商工会議所 経営指導員等研修会	1回	特許流通 AD 特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-6-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集	INPIT	3件
県、大学、研究機関、民間企業、個人のシーズを取り纏めたシーズ集	知的所有センター 工業技術センター	83件
県有特許開放情報(HP)	山形県	特許 10件 出願中 16件 実用新案 1件 商標 1件
特許流通データベース	INPIT	23件(累積)

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-6-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	山形県産学連携研究萌芽育成事業：選考審査委員(主幹：(財)山形大学産業研究所)
---------	---

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特許情報 AD による大学教員・学生向けに知財活動実施例等のセミナー、県農林水産関係職員向けに種苗法指導、商標制度及び検索指導を実施している。

(2) 県内中小企業の人材育成

県内企業の知的財産に係る意識啓発・PR のために、東北地域知的財産戦略本部との連携によるセミナーにおいて、特許流通 AD の取組に関する講演を実施している(年2回)。

(3) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD を、2名採用しており、両名とも県の産業振興機関の勤務経験者である。1名は民間企業での技術経験、1名は外郭団体での産業振興、技術支援の経験を有している。所属は、山形市内の知的所有権センター本部に1名、米沢市内の同センター支部に1名となっている。

特許流通 AAD には、両名とも1年目は(財)山形県産業技術振興機構による研究プロジェクトや技術移転の推進にあたり、知的財産に関する支援機能の獲得を目指す。2年目以降は、育成期間終了後に自立的な支援活動ができる程度のスキルを習得することとしている。

育成期間終了後は、特許流通 AAD の派遣元である(財)山形県産業技術振興機構において、育成期間において習得したスキルをもとに、自己研鑽と特許流通 AD からのサポートを受けながら、県内企業への知的財産支援において活用していく。知的所有権センター本部の特許流通 AAD については、産学官連携コーディネート活動の一環として、特許流通 AAD として習得した知識、スキルを活用し、支援活動を展開する。同センター支部の特許流通 AAD については、同センター支部の運営に関与しながら、習得したスキルを活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 個人	<p>「地元『月山』に自生する筍『月山筍(学名：チシマサザサ)』の平地(休耕田含む)での栽培を可能とした地域産業振興モデル」</p> <p>ライセンサーは高専在任中から月山筍の平地での栽培を研究しており、特許として権利化を行った。そこで、休耕田等の活用(請求項有)、また地域産業振興を目的に本特許技術の実施許諾を希望しており、地元金融機関に相談した。さらに地元金融機関が自社関連企業のベンチャーキャピタルに相談したところ、同ベンチャーキャピタルの経営者と担当特許流通 AD が、特許流通の PR 活動を通じコネクションがあったため、支援依頼があった。</p> <p>当該特許は収穫時の品質の均一化と収量の安定化を狙っている。また、本筍の春化处理により収穫時期を旬の前後にずらす技術も含まれていることから、出荷時期の長期化により収益の増大をも目指している。</p> <p>現在は平地栽培での品質の均一化と収量の安定化のための技術の確認を行っている。</p>
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業	<p>「健康履物及び健康履物器具に係る研究開発、事業化支援」</p> <p>ライセンサーの保有する発明案件のデザイン面の課題に関する共同研究開発等を実施するため、東北芸術工科大学教授へ紹介を行った。その後、連携先として東北芸術工科大学教授よりライセンサー企業の紹介を受けた。ライセンサーが「下駄」・ライセンサーは「スリッパ」への応用品となることから応用製品の性能実験を実施しながらの事業化を提案している。現在、事業化には至っておらず、ライセンサー側の応用製品の課題解決等支援を実施中である。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 山形大学	<p>「山形大学工学部研究シーズ情報交換会」</p> <p>県内大学や研究所の特許について、特許出願番号等が管理されていない状況である。さらに、シーズの PR 媒体は紙が主体となっており、検索を効率的に行うことができない。</p> <p>また、大学の方針から、特許を管理する組織がなく、個々人に特許・シーズ展開の運営が任されている。研究開発を取り纏める役割は存在するが、特許の管理ができていない。</p> <p>意見交換会への参加、地域特許流通促進事業に沿った支援策の説明を行った。加えて、特許流通 DB の登録と活用を提案した。現在、山形大学工学部にて検討中の状況である。</p>

		今後の展開として、産学官連携推進員において、知的財産本部に類似する仕組みを検討中であるため、会議において改革を提案していく。
--	--	--

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「男性用トイレ補助台に係る特許出願及び製品化支援」</p> <p>ライセンサーが試作品を持参して、特許性の有無等の相談に来訪した。発明の技術的ポイントの明確化、先行技術調査方法についての指導を行った。また、公報テキスト検索から始め、FI・F ターム検索にて類似技術を抽出し、その技術との相違点と特有の効果を確認して明細書の作成指導を行った(弁理士にも協力依頼)。</p> <p>特許出願終了後、製品化に向けた試作・改良品を元に、クレーム設計を指導した。各請求項の関係図の作成法を指導し、漏れのない権利保護を支援した。加えて、商標及び意匠保護の必要性を説明し、商標調査及び出願手続指導し商標出願を行った。</p> <p>今後の展開として、東北芸術工科大と共同で意匠出願を検討している。特許流通 AD と連携してライセンス等に向けた支援を行っていく。</p>

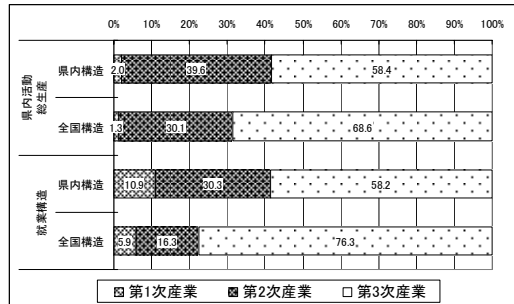
福島県

福島県では、産業振興の重点施策として、首都圏及び東アジア市場における県産品の販路開拓・拡大を図るため、流通事業者等への個別商談や海外での商談会開催等の支援、県内中小企業の経営力強化を図るために経営革新や技術力強化に向けた支援、及び県内立地企業や地場企業の問題解決や意見交換・情報交換を図るため、県内各地域の実情に応じた地域産業高度化会議を組織化し、産産連携や産学官連携の推進による立地企業と地場企業の取引拡大や技術の高度化等の推進を図っている。

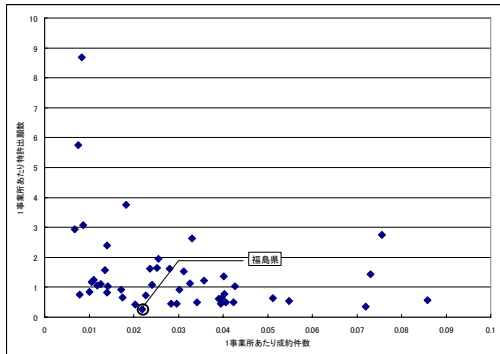
〈基礎データ〉

人口	2,091,319人
事業所数	5,243事業所

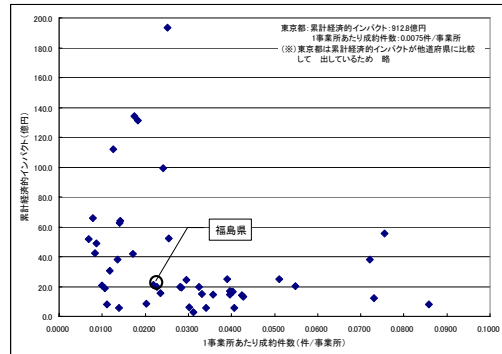
〔産業構造〕



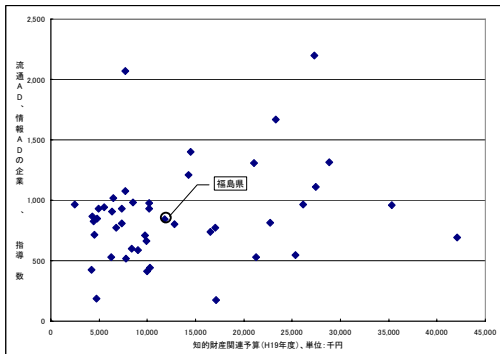
〔知的財産マインドポジション〕



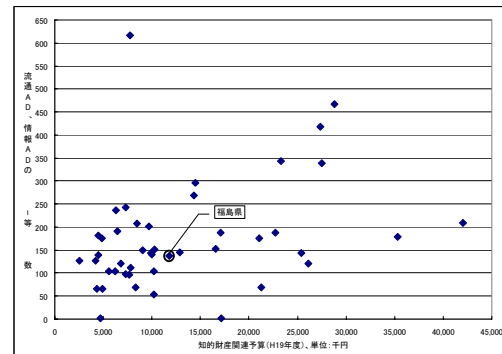
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「うつくしま21」、「うつくしま、ふくしま知的財産戦略(平成16年度)」における特許流通事業の位置付け

福島県では、福島県新長期総合計画「うつくしま21(平成13年度～平成22年度)」の施策「研究開発機能の強化」において、大学等研究機関の有する研究シーズと県内企業の開発ニーズのコーディネート機能強化や特許流通促進及び特許情報活用による県内中小企業の研究開発支援を実施することとしている。

また、「うつくしま産業プラン21(平成13年3月)」、「ふくしま産業創出基本構想(事業環境整備構想)(平成17年8月策定)」、「福島県科学技術政策大綱(平成14年3月策定)」等の各種計画における知的財産に関する政策の展開方向を示す戦略として「うつくしま、ふくしま知的財産戦略(平成17年2月策定)」を策定している。これにより、県における知的財産の創造・保護・活用のサイクル確立に向けて3ヵ年において重点的に取り組むこととし、特許流通事業についてもこの取組において実現していく(図II-7-1を参照)。

うつくしま、ふくしま知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績		
知的財産を尊重する づくり	知的財産の普及啓発			
	本県にある技術・発明のオール			
	相談支援の基づくり	2.福島県の特許流通事業の取組		
ふくしま発知的財産の 創造と活用の促進	知的財産に関する人材づくり			
	新たな技術の創造と新事業の創出			
	知的財産を経営戦略のとした中小企業の創出	2.福島県の特許流通事業の取組		
中小企業・大学の知的 財産活動への	知的財産を活用した地域の振興			
	企業の	知的財産マインドの醸成		
		新たな独自技術の開発		
		大学をめとする高等 育機関や公設試 研究機関との共 研究の推進		
		企業内における職務発明、 理規 の整備		
		知的財産 理な の専門性の高い社員の 育		
		利用開放特許の 的な公開による活用		
	大学の	他社が有する技術の導 活用		
		大学における知的財産の創造 を重 した研究開発の推進	大学における知的財産ポリシーの 立と研究開発成果の取 ルールへの 保	
		大学内における知的財産 理体制の整備		
		産学 連携の推進	技術移転のための環境整備	
			リ ン活動の強化	
		共 研究契約、利 相 への対応の必要性		
		大学発ベンチャーの創出		
		学生や研究者への知的財産 育の充実		

図II-7-1 「うつくしま、ふくしま知的財産戦略」の体系及び
特許流通事業の位置付け(1/2)

うつくしま、ふくしま知的財産戦略			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
県における知的財産戦略の推進方策について	知的財産を尊重する づくり	知的財産制度の普及啓発	知的財産に関するセミナーの開催(日本弁理士会との連携) (社)発明協会福島県支部及び商工団体連携によるセミナー等の開催(商工団体との連携) 普及啓発方法(チーム・マジの充実、知的財産コーナー設置の推進)	
		本県にある発明・技術のアピール	ふくしま発の発明・技術の提供(特許等情報提供の充実、成功例の発信、展示会の促進)	
		相談支援の基づくり	中 的支援機関の整備(知的所有権センターの設置方法検討、市 他機関との連携強化) 知的財産に係る情報のネットワーク化(情報のネットワーク化、知的財産サポートバンク()の創設検討)	2.福島県の特許流通事業の取組
		人材の育成	創造性を育む理科 育の推進・科学技術の振興(理科 育の推進、科学技術の振興) 知的財産の創造・活用を行う人材の育成(産学 ネットワークの形成、ベンチャー・マインドの醸成、知的財産に関するセミナーの開催、各種知的財産制度研修会への 、中・高、高専学生への普及啓発、知的財産サポートバンク()の創設検討)	
	ふくしま発知的財産の 創造と活用の促進	新たな技術の創造と新事業の創出	研究開発支援機能の整備(試 研究機関の機能充実、特許情報活用支援の充実、資金調達の円 化促進) 産学 連携の強化(共 研究の促進、産学 ネットワークの形成、重点推進分野の設定)	
		知的財産を経営戦略の とした中小企業の創出	知的財産を創造・保護・活用するための相談機能の充実(公的産業支援機関との連携強化、特許 情報の利用支援、開放特許を利用したビジネス支援、知的財産専門)との連携強化)	
			中小企業に対する知的財産専門 の派遣 (中小企業知的財産戦略策定の支援)	
			新製品等の事業化に けた支援 新製品等の 間 に けた支援	
			知的財産の権利化(保護)支援(特許情報活用支援の充実、権利化支援の検討) 品、海 に係る情報ネットワーク	
		知的財産 理のための新たな手法の検討		
		知的財産を活用した地域の 振興	ふくしま ランドの育成 工 品等の新たな ランド化づくり 農業の発展を支 える技術の開発・普及(新品種育成の推進)(研究開発の推進) 商標権を活用した地域の振興(商標取得の必要性、商標を利用した地域 ランド化の支援)	
	県有知的財産の戦略的 な取得・ 理の構築	知的財産の 元的な 理の必要性について(元的な 理体制の検討、知的財産に係る取 基 策定)		
		福島県職員の職務発明等に関する規		
		研究員へのインセンテ		
		出願手続の 化		
知的財産専門 の活用				
試 研究機関における知的財産取 い方針の策定				
試 研究 評価における知的財産に関する評価の導				
県 イテクプラザ職員の技術経営()人材の 成				

図Ⅱ-7-1 「うつくしま、ふくしま知的財産戦略」の体系及び
特許流通事業の位置付け(2/2)

2. 福島県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

福島県ハイテクプラザ内に知的所有権センター、(社)発明協会福島県支部、(財)福島県産業振興センター技術支援部(テクノ・コム)を配置し、企業への総合的な支援体制を構築

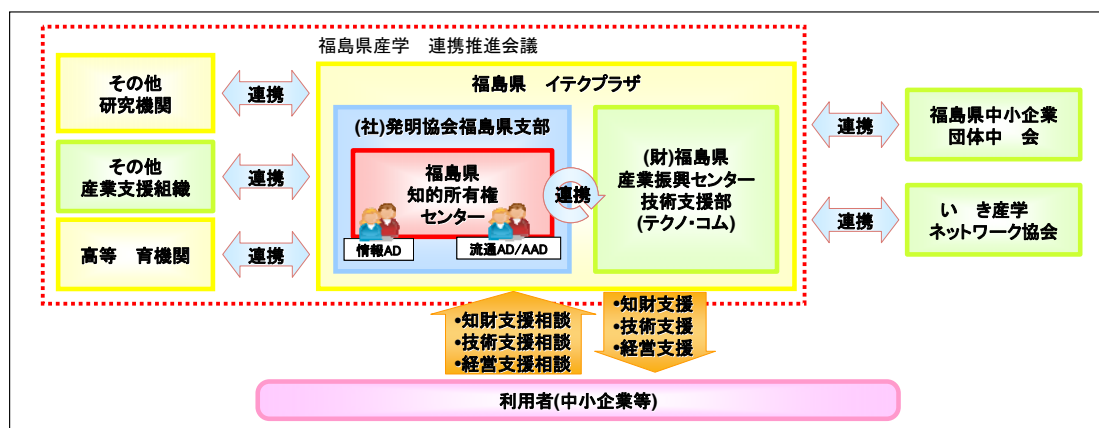
特許流通 AD 及び特許情報 AD は、福島県知的所有権センター((社)発明協会福島県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は福島県ハイテクプラザにて対応しており、経営支援に係る相談は(財)福島県産業振興センター技術支援部(テクノ・コム)にて実施している。

上述の支援機関が、福島県ハイテクプラザ内に設置されており、同一建物内の各支援機関が連携することで、企業に対する総合的な支援体制が構築されている(図Ⅱ-7-2を参照)。

また、県内のその他の研究機関、産業支援機関((財)福島県産業振興センター等)、高等教育機関等が連携を図るために、福島県産学官連携推進会議が開催されている。さらに、県内の中小企業を支援している福島県中小企業団体中央会や・いわき産学官ネットワーク協会とも連携により、特許流通事業促進の充実化を図っている。

特許流通 AD は、県や各種支援機関、大学等に配置されているコーディネーター等の特許流通に係る相談やその実務上の支援等の相互連携を図っている。この連携を基盤に、コーディネーター等との人的ネットワークを構築し、県の特許流通に係る支援窓口としての機能を果たしている。また、県内の特許流通に係る連携を図るために、特許流通 AD と県担当者が月 1 回程度の情報交換を行っている。



組織	所在地	配置人員
福島県知的所有権センター	山市 福島県 イテクプラザ	特許流通AD(専)
(社)発明協会福島県支部		特許流通AAD()
福島県 イテクプラザ		特許情報AD(専)
(財)福島県産業振興センター		特許出願AD(専) 事務補助職員(金職員、 5日)

図Ⅱ-7-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

福島県では、大学や高等学校に対する講演などが積極的に行われているとともに、県内企業からの個別要請に応える形で知的財産に関する講演を特許流通 AD や特許情報 AD が積極的に行っている。

表Ⅱ-7-1 知的財産に関するセミナー・講演(19(20)FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
経営に生かす開放特許の活用	県内中小企業	1回	特許流通 AD
郡山テクノポリス地域戦略的アライアンス形成 会議での講演	郡山テクノポリ ス地域戦略的ア ライアンス会議	1回	特許流通 AD 特許流通 AAD
大阪産業創造館「特許市場」プレゼン	大阪産業創造館	1回	特許流通 AD
特許ビジネス市 in 北海道	北海道	1回	特許流通 AD
福島県ハイテクプラザ「集まれっ！ハイテクプ ラザ」 「特許のおはなし」講師	福島県	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
特許公報の読み方講習会 講師	会津大学	1回	特許情報 AD
発明把握に基づく特許検索講習会 講師	会津大学	1回	特許情報 AD
産業財産権の概要、起業と特許 講師	福島県高等学校 教育研究会	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
知的財産の活用戦略と調査実習 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
特許戦略検討会 講師	県内中小企業	2回	特許情報 AD
特許公報の読み方講習会 講師	(社)発明協会福 島県支部・福島県 知的所有権セン ター	4回	特許情報 AD
平成 20 年度教育支援事業 講師	東北経済産業局 特許室	2回	特許情報 AD
発明把握に基づく特許検索講習会 講師	(社)発明協会福 島県支部・福島県 知的所有権セン ター	4回	特許情報 AD
発明定義検討講習会 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
特許請求の範囲の解釈と明細書の役割に係る講 習会 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
産業財産権の概論 講師	会津漆器協同組 合訓練校	1回	特許情報 AD

知的財産の活用戦略と調査実習 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
発明検討会講習 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
戦略的中間手続に対する講習会 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
特許検索講習会 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
公設試験研究機関向け知財セミナー 講師	東北地域知財戦略本部	1回	特許情報 AD
未利用特許活用セミナー 講師	福島県ハイテクプラザ	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
特許電子図書館を利用した特許等の検索講習会 講師	東北地域知財戦略本部	2回	特許情報 AD
特許戦略講習会 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD
特許情報活用講習会 講師	県内中小企業	1回	特許情報 AD

表Ⅱ-7-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19(20)FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
「みやぎ特許ビジネス市」プレゼン(仙台商工会議所)	1回	特許流通 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-7-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	知的所有センター	実施なし
県有特許開放情報(HP)		実施なし
特許流通データベース	INPIT	2件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-7-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・ 知的財産プラットフォーム委員会 部会 委員
---------	-------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明審査委員会 委員 ・ 「中小企業特許戦略支援事業」ワーキンググループ 委員 ・ 福島大学発明審査委員会 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島大学発明審査委員会 委員 ・ 地域資源活用新事業展開支援事業委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

知的財産人材育成については、公的機関職員として県の産業振興機関の勤務経験者を第Ⅰ期特許流通 AAD として養成している。また、県の公設試験研究機関の職員を第Ⅱ期特許流通 AAD として養成する予定としている。併せて、県職員、公設試験研究機関の知的財産担当職員を随時知的財産に関する研修、セミナーへ参加させることで、知的財産人材の意識の普及・啓発を図っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、県の産業振興機関の勤務経験者を採用している。技術に関する経験を多少有している人材である。所属は、(財)福島県産業振興センターである。

特許流通 AAD は、県内の中小企業の活性化を目的とする特許流通事業の意義を理解の上、企業・大学・研究機関のニーズ・シーズの把握や関係機関との連携をもって、特許流通活動を遂行できる知識とスキルを習得することとしている。

育成期間終了後は、県の新事業支援体制の中核的支援機関である(財)福島県産業振興センターにおいて、技術移転人材として活用していくこととしている。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
特許流通事業の支援に係る取組		福島県中小企業団体中央会の実施主体である(財)福島県産業振興センターの「福島県中小企業知的財産戦略支援事業(特許情報利用促進事業、平成 17 年度から実施)」採択企業(平成 19 年度：3 件)に対する助言・調整等の支援や知的財産専門家等派遣による事業化支援(県一部補助)を実施している。
事業化連携事例(平成 19 年度)	(支援先) 県内企業	「乾燥方法及び乾燥装置の製品化に係る支援」 山形県の特許流通 AD から当該技術の紹介があり、ライセンサーに紹介し、マッチングを実施した。ライセンサーで生産しているとままとイチジクについて当該技術を利用し新商品販売を目指している。

		サンプル品にて市場調査を行っている段階で、この結果で実施許諾を受けるか否かを判断する。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 福島県	「今後の福島県知的財産施策についての連携」 県の商工労働部長を交えて、現状の県内企業の知財に関する意識や実感している点(支援内容・形態等)などについて意見交換を実施した。 その後、県では「知的財産プラットフォーム委員会」を立ち上げたところであり、今後具体的な施策を展開して行く中でその構成員として連携していく。
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業	「体荷重式自動ドアの開発及び製品化の支援」 当該案件について、福島県産業振興センター新規創業支援補助金を獲得する等の活動及び、ビジネスモデル・ビジネスプラン策定に係る支援を行った。今後も必要な支援を継続していく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート (平成 19 年度)	「光学式マウス対応マウスパッドの商品化支援」 当該案件の特許出願及び優先権主張出願について、支援を行った。 出願内容の補強および開発の効率化のため、先行技術と自社技術との比較や要素技術の吸収に対する支援を行った。 また、早期審査制度および料金減免制度の活用、権利化後のライセンスを見据えた中間手続きに対する支援を行った。
企業戦略サポート (平成 20 年度)	「体荷重式自動ドアの開発及び製品化の支援」 当該案件の特許出願及び優先権主張出願について、支援を行った。 また、海外における事業化引合いがあることから、国際出願についても検討を行い、国際出願については、出願することとなったため、支援を行った。加えて、製品化に向けた製品名の商標出願についても支援を行った。 今後も必要な支援を継続していく。

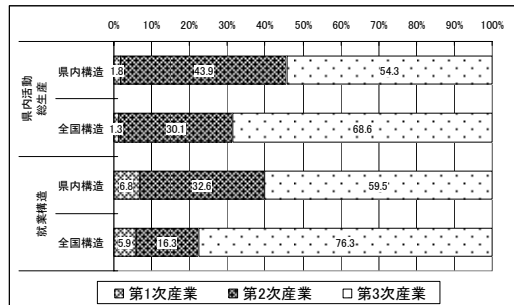
群馬県

群馬県では、企業誘致及び県産農産物のブランド化の推進が大きな柱として産業振興施策が展開されている。企業誘致では、新規工業団地の整備、知事のトップセールスの展開、企業誘致推進室の新設などが実施されており、県産農産物のブランド化の推進では、知事によるトップセールス、商談会開催、ぐんまブランド推進室の新設などが行われている。

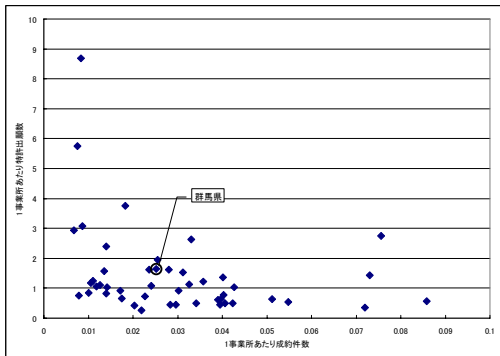
＜基礎データ＞

人口	2,024,135人
事業所数	6,930事業所

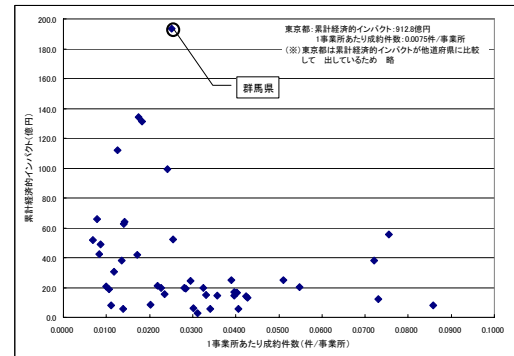
【産業構造】



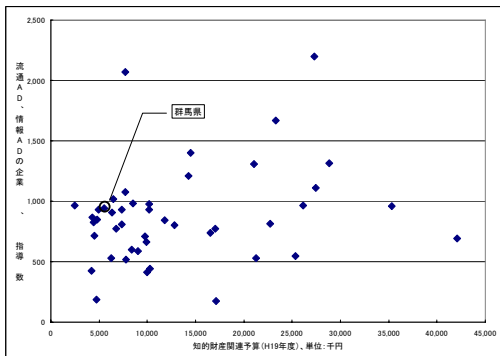
【知的財産マインドポジション】



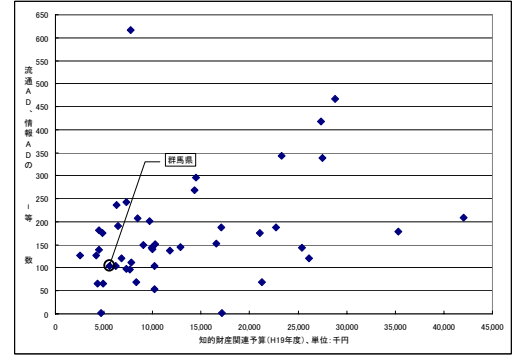
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



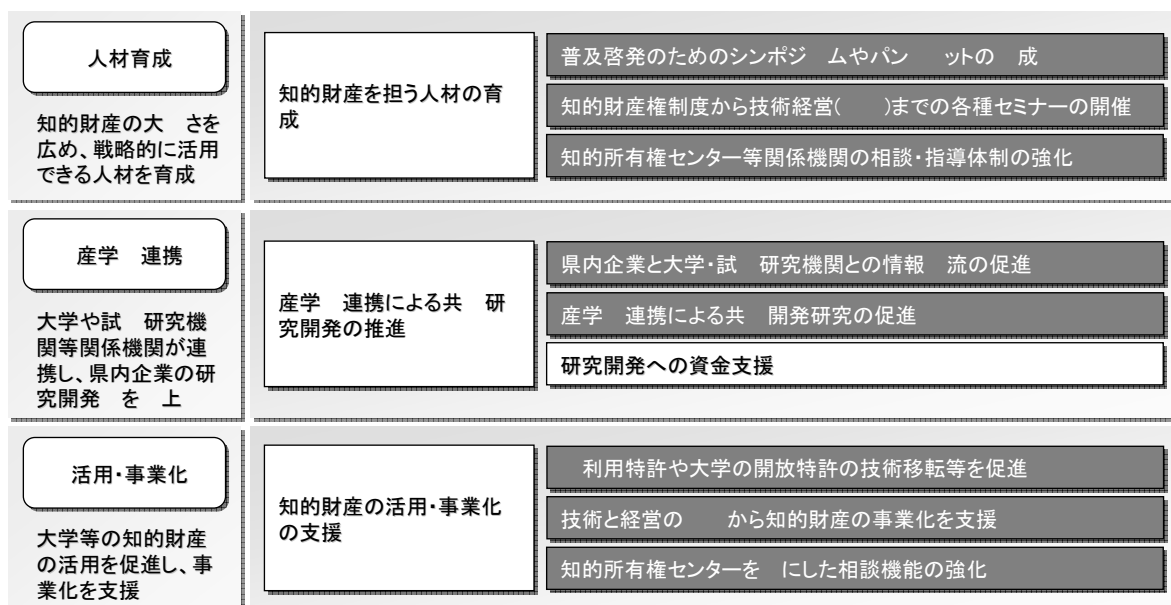
【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「ぐんま新時代の県政方針」、「ぐんま知的財産戦略(平成 16 年度)」における特許流通事業の位置付け

県総合計画「ぐんま新時代の県政方針」の重点戦略「産業を元気にする」において産業振興に関する施策・取組を掲げている。その中で、産学官連携による研究開発の推進によって、大学のシーズ活用による新産業創出支援を強化するとともに中小企業の基盤技術の競争力を強化することを目指している。

一方、「知的財産の戦略的活用」及び「たくましい中小企業の育成」を目標として、「ぐんま知的財産戦略(平成 17 年 3 月)」を策定している。この戦略は、基本方策として「人材育成」、「産学官連携」、「活用・事業化」の三点を基本方策として、中小企業が総合的かつ戦略的に知的財産の創造・保護・活用を推進するための支援施策を取り纏めている(図Ⅱ-8-1 参照)。



図Ⅱ-8-1 群馬県における特許流通事業の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 群馬県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

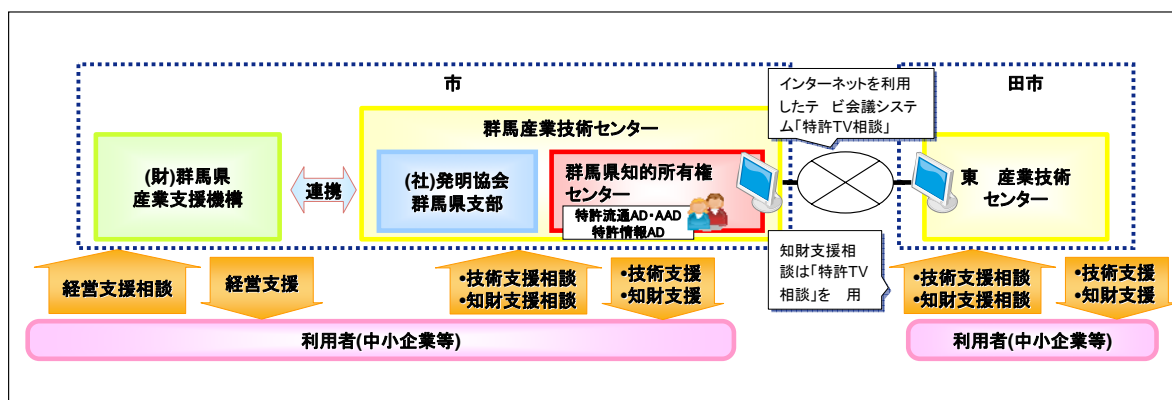
群馬県産業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会群馬県支部を配置し、また、東毛産業技術センターとテレビ会議システムで連携することで、前橋市・太田市における企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、群馬県知的所有権センター(群馬県立群馬産業技術センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は群馬産業技術センター及び東毛産業技術センター、経営支援に係る相談は(財)群馬県産業支援機構が実施している。群馬産業技術センターには、群馬県知的所有権センター及び(社)発明協会群馬県支部が配置されており、知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。また、(財)群馬県産業支援機構とは、情報交換等の連携が図られている。

東毛産業技術センター(太田市)は、群馬産業技術センター(前橋市)とインターネットを介した会議システム「特許 TV 相談」を使用することで、群馬産業技術センターと同程度のサービスを展開できるよう支援体制が構築されている。

県内の各支援機関の連携を図るために、県主催の「知的財産権担当者会議」による知的財産に係る専門人材等の情報共有の場や群馬産業技術センター主催の「産学官交流出合いの場」による大学・企業・群馬産業技術センターの産学官関係者の定期交流の場が提供されている。また、各種知的財産セミナーの機会を活用し、群馬大学 TLO の知的財産担当者等と連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
群馬県知的所有権センター	市 群馬県立群馬産業技術センター	特許流通AD:1名 特許流通AAD(知的所有権センター職員を 務):1名 特許情報AD:1名
(社)発明協会群馬県支部		
群馬県立産業技術センター		
群馬産業技術センター	田市 リサーチパーク	
東 産業技術センター		
(財)群馬県産業支援機構	市 群馬県公社総合ビル 2	

図 II-8-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

群馬県では、知的財産セミナーや講演などの知的財産に関する普及啓発活動では、県との連携による展開が中心的な進め方となっている。

表Ⅱ-8-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知的財産セミナー	群馬県	1回	特許流通AD 特許情報AD

表Ⅱ-8-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-8-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許情報(HP) (群馬産業技術センターのみ)	群馬県	特許15件 (出願中0件) 実用新案0件
特許流通データベース	INPIT	6件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-8-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	実施なし
特許情報AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

技術職・研究職の職員を対象に、「産業財産権の基礎」や「特許明細書の書き方」等をテーマとした知的財産セミナーを計4回にわたって開催し、技術者の知的財産に

対する知識の向上を図ったほか、県工業振興課主催の中国商標対策セミナーには関係各課の職員に参加してもらい、問題に対する理解を深めた。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、県庁出身で群馬産業技術センター勤務の人材を採用している。所属は、群馬県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、県内中小企業の技術移転の相談や情報収集の窓口となり、県の公設試験研究機関等の保有する未利用特許等をマッチングできる人材に育成する。

育成期間終了後は、県内中小企業者の特許流通を促進するために、県公設試験研究機関等において、県内の中小企業の未利用特許の技術移転に係る相談や、県内外のシーズ・ニーズ等の情報収集の窓口として活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業	「ガードレール用カバー」 現状木材の防腐処理を行っているが、新規事業としてガードレール木製カバーを実施許諾により商品化し業容拡大を目指す。 県は富岡製糸工場跡を中心とした世界遺産候補として観光に力を入れており、その古い町並み、歴史的建造物周辺、景勝地等の周辺景観と自然との融和を訴求し受注確保していく。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 群馬県工業振興課	「知的財産権担当者連絡会議」 県内には、知的所有権に関与する人材はいるが、人的ネットワークが構築されていない。 そのため、県工業振興課主催「知的財産権担当者連絡会議」に出席し、県内での特許流通振興策への意見を発信した。平成 20 年度秋季に講師を招聘し、特許活用事例等を紹介するセミナー(講演会)を行う。また、県工業振興課主催のもと、定期的に「知的財産権担当者連絡会議」を実施する。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「新概念に基づく水洗柱に係る知的財産保護支援」 支援先企業(工業用パイプの加工メーカー)において、自社ブランドの水周り関連商品(水栓、水洗柱等)を開発している。新概念に基づく水洗柱について、知的財産によって保護したいと支援要請があった。そのため、支援スケジュールを作成し、先行技術調査と調査に基づく特許出願検討会を行った(合計 3 回)。

	<p>今後の展開として、平成 20 年中に開発仕様の決定、特許出願検討、特許出願を実施し、平成 21 年に意匠・商標の出願検討、意匠・商標出願、展示会出展・発売を実施していく。</p>
<p>効率的・効果的な活動</p>	<p>知的所有権センター利用者が、相談目的を短時間で達成可能な指導を実施するため、産業財産権紹介冊子「特許 Q&A(全 34 頁)」を作成・配布した。</p>

栃木県

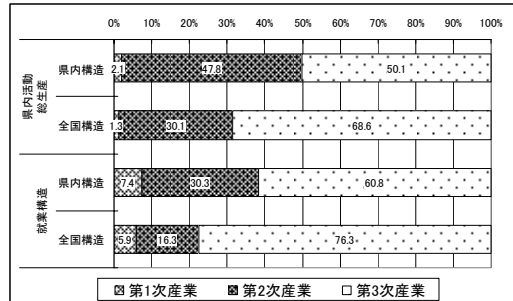
栃木県の県内総生産における製造業の割合は 36.6% を占め(平成 18 年度県民経済計算)、また、平成 19 年工業統計調査結果速報による製造品出荷額等は 9 兆 2,453 億円で全国順位は 12 位に位置する等、本県は全国的に見ても製造業のウエイトが高い“ものづくり県”としての特徴を有している。

経済環境が大きく変化する中、本県経済が持続的に発展していくためには、従来の総合的な取組に加え、産業集積等の強みを生かした産業振興策が必要であることから、重点的に振興を図るべき産業分野を選定し、産学官のネットワーク構築、人材育成、研究開発支援などに取り組んでいる。

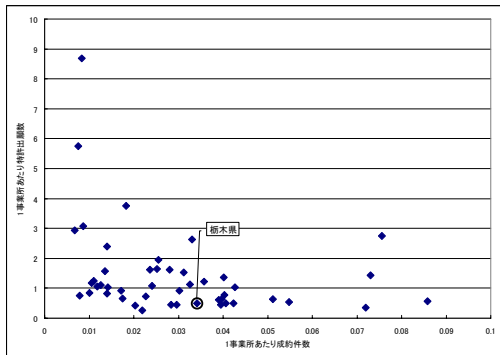
〈基礎データ〉

人口	2,016,631人
事業所数	5,897事業所

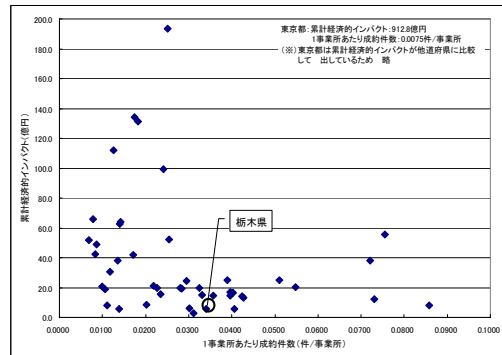
〔産業構造〕



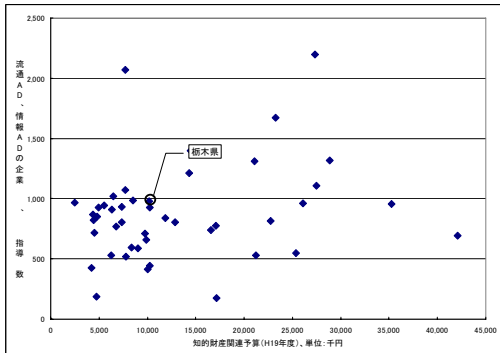
〔知的財産マインドポジション〕



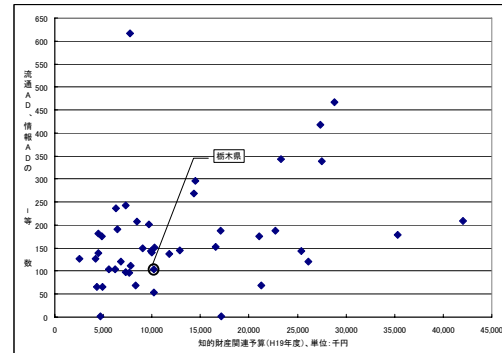
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「とちぎ元気プラン」、 「とちぎ知的財産活性化推進方策(平成 16 年度)」における
特許流通事業の位置付け

総合計画「とちぎ元気プラン(平成 18 年度～平成 22 年度)」において、特許流通に係る取組は、基本目標「3. 確かな技術と創造性に富む産業づくり」の「地域経済を牽引する産業の振興」に位置付けられている(図Ⅱ-9-1 を参照)。

<p>基本目標3 かな技術と創造性に富む産業づくり</p> <p>地域経済を する産業の振興</p> <p>創業の促進 に ち創造性あふれる創業 者が、創業しやすい環境をつくるとともに、 存企業の新分野展開を支援 ○とちぎベンチャーサポートプラネット21による総合的な支援体制の強化 ○創業や新分野展開のための相談機能の充実や資金調達環境の改</p> <p>技術や経営に優れた企業の創出 本県産業をリードする の高い中小企業の創出に け、新技術・新製品の開発や経営 新の取組等を支援 ○マー テンゲや 開 な 企業の や ー に対応した重点的な支援 ○企業間連携による新技術・新製品開発に けた取組への支援 ○とちぎ産業創造プラザを 点とした支援体制の強化</p> <p>産学 連携の推進 とちぎ産業創造プラザや大学、地元企業な が連携し、それ れの つ知的財産を結 して研究開発を推進するとともに、 科学技術の振興を る ○とちぎ発の先駆的研究開発プロジェクトの創出</p>
--

図Ⅱ-9-1 「とちぎ元気プラン」と特許流通に係る施策との関連性

また、国の知的財産に係る取組を背景に、県において知的創造サイクルの確立や、知的財産をもとにした製品やサービスの高付加価値化促進のために、平成 17 年 3 月に「とちぎ知的財産活性化推進方策」を策定し、県の知的財産に係る取組の基本的な方向を示している。

この方策は、県のものづくり産業における知的財産、特に産業財産権に関する産業界・大学・県の取組の構成を示しており、特許流通事業も取組の一つとして位置づけられている(図Ⅱ-9-2 を参照)。

とちぎ知的財産活性化方針策			H19-20特許流通AD 派遣事業取組
知的財産の創造	企業の取り組みべき方	企業トップの 改	3.流通AD・情報ADの活動事例
		知的財産の知 を有する人材の育成	
		研究環境の整備	
		特許情報や先行技術調査制度の活用	
		大学や産業技術センターとの共 研究の推進	
	大学の取り組みべき方	員等の 改 ・技術移転の の高	2.栃木県の特許流通事業の取組
		知的財産についての実務的 育の実施・セミナーの開催	
		知的財産 理部門等の設置推進	2.栃木県の特許流通事業の取組
	県の取り組みべき方	知的財産の 啓発	2.栃木県の特許流通事業の取組
人材育成の支援		2.栃木県の特許流通事業の取組	
共 研究の推進			
知的財産の保護	企業の取り組みべき方	知的所有権センターや弁理士な の相談 口の活用	
		知的財産を 理する人材の育成	
		特許取得への支援策の 的活用	
	大学の取り組みべき方	知的財産 理部門等の設置推進	
	県の取り組みべき方	相談支援の充実	2.栃木県の特許流通事業の取組
		人材育成の支援	2.栃木県の特許流通事業の取組
公的支援策の活用促進・制度の普及		2.栃木県の特許流通事業の取組	
知的財産の活用	企業の取り組みべき方	開放特許の活用	2.栃木県の特許流通事業の取組
		利用特許の開放や移転の 的推進	2.栃木県の特許流通事業の取組
	大学の取り組みべき方	大学発ベンチャーの促進	
		技術移転システムの検討	
	県の取り組みべき方	リ ン機能による産学連携の推進	
		新技術・新製品の具体化支援及び開放特許流通促進	
知的財産活性化 のための支援策	知的財産に関する普及啓発の強化	知的財産に関する研究会やセミナー等の開催	2.栃木県の特許流通事業の取組
		児 ・生 に対する普及啓発	
		知的財産の普及啓発のためのイベント	2.栃木県の特許流通事業の取組
	発明の	発明 等	
		児 ・生 に対する発明	
	知的所有権センターの活用促進と機能の充実	特許情報活用支援アドバイザーによる支援	3.流通AD・情報ADの活動事例
		特許流通アドバイザーによる支援	3.流通AD・情報ADの活動事例
	知的財産の創出支援		
	特許等の取得に対する支援		
	産業技術センターにおける支援	共 研究と技術移転の推進	
		「応用研究」の推進	
		産学 連携のコーデ ネット	2.栃木県の特許流通事業の取組
	企業の研究開発や技術高度化の支援		
	知的財産を活用した事業化への支援		
デザインに対する支援			
企業 による支援			
国等の支援策の 的活用の促進			

図 II-9-2 「とちぎ知的財産活性化推進方策」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 栃木県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

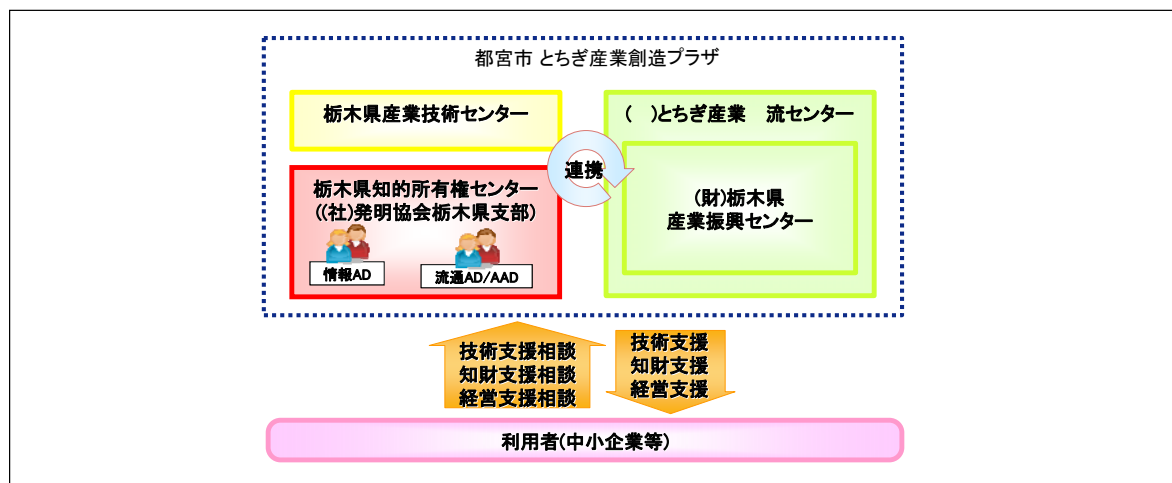
とちぎ産業創造プラザ内に栃木県知的所有権センター、栃木県産業技術センター、(財)栃木県産業振興センター及び(株)とちぎ産業交流センターを設置し、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、栃木県知的所有権センター((社)発明協会栃木県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は栃木県産業技術センター、経営支援に係る相談は(財)栃木県産業振興センターにおいて実施している。上述の各支援機関は、とちぎ産業創造プラザ(宇都宮市)内に設置されており、同一施設内の各機関が連携し、企業活動における様々な課題をワンストップで対応できる体制が構築されている(図Ⅱ-9-3 参照)。

栃木県産業技術センターは、地域産業に密着した技術支援を行う繊維技術支援センター、県南技術支援センター、紬織物技術支援センター、窯業技術支援センターを有し、県内企業の多様なニーズに対応できる技術支援体制を整備している。

また、県内 19 の高等教育機関の連携組織である「大学コンソーシアムとちぎ」内に組織されている「産学官連携サテライトオフィス事業委員会」のコーディネーターとの定期的な情報交換等により、大学及び研究機関等との連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
栃木県知的所有権センター	都宮市 とちぎ産業創造プラザ	<ul style="list-style-type: none"> • 特許流通AD:1名 • 特許流通AAD:1名 • 特許情報AD:1名 • 職員:1名
(社)発明協会栃木県支部		
栃木県産業技術センター		
(財)栃木県産業振興センター		
(株)とちぎ産業交流センター		

図Ⅱ-9-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

栃木県は、県内の大学、商工団体と連携し、特許流通セミナー等を開催している。また、県内の商工会議所や商工会と連携して、企業のニーズ・技術シーズの収集のための相談会(県内各所での移動相談会)を実施している。

表Ⅱ-9-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知的財産実務セミナー(初級)	栃木県	1回	
知的財産実務セミナー(中級)	栃木県	1回	

表Ⅱ-9-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
移動相談会(県内商工会・商工会議所)		特許流通AD
特許流通セミナー(栃木県、大学、商工団体)		特許流通AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

栃木県は、知的財産ビルドアップ事業において、「特許技術のスクリーニング調査」及び「市場性・ビジネス化可能性調査」を行い、「特許評価翻訳書」として取りまとめ、公開し、特許流通の促進を図っている(平成18年度)。

特許流通の取組において、特許流通AD・AADが中心となって、栃木発明展の特許を取り纏めた冊子、大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集を作成している。同シーズ集をHPにて掲載するため準備が進められている。

表Ⅱ-9-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
特許評価翻訳書	栃木県	38件
栃木発明展の特許を取り纏めた冊子	栃木県知的所有センター	47件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	栃木県知的所有センター	
県有特許開放情報(HP)	栃木県産業技術センター	特許7件 (出願中7件) 実用新案1件
特許流通データベース	INPIT	10件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-9-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業創造プラザコーディネーター連絡会議出席メンバー ※ 構成員 産業技術センター、産業振興センター、サテライトオフィス、知的所有権センター等 ・ サポートユアビジネス補助金審査委員 ・ 事業可能性評価委員会委員 ・ 技術評価委員会委員 ・ 事業可能性審査委員会委員(4案件審査)
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業創造プラザコーディネーター連絡会議出席メンバー ※ 構成員 産業技術センター、産業振興センター、サテライトオフィス、知的所有権センター等 ・ 県農政部「食育シンボルマーク」公募の選考支援 ・ 産学官連携開発業務に対する支援(特許) ・ 栃木県農産物知的財産功績者表彰の選考支援 ・ 地域団体商標(農産物)取得に対して支援中 ・ 栃木県産業振興センター機関紙(産業情報とちぎ、発行部数3,000部)の執筆者

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

栃木県は、知的財産実務者を育成するため、レベルに応じたセミナー等を開催している。また、県内の商工会議所や商工会と連携して、企業のニーズ・技術シーズの収集のための相談会(県内各所での移動相談会)を実施している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD として、民間企業における技術経験を有する人材を採用している。特許流通 AAD は、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業で共同研究に従事した経験も有している。所属は、栃木県知的所有権センターである。

特許流通 AAD には、地域特許流通促進事業に従事する中で特許流通に係る広範な実務的知識・スキルを習得させ、県における中小企業の特許流通・技術移転を担う人材

として育成する。

育成期間終了後は、企業に対する特許流通活動支援を行うアドバイザーとして活用していく予定である。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
中小企業訪問に係る取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ (財) 栃木県産業振興センター主催「事業可能性評価委員会」やとちぎ産業創造プラザ内イベント等の参加企業、県認証の「フロンティア企業」、技術開発補助事業者等に企業訪問等を行っている。 ・ (財) 栃木県産業振興センターを中心とする「とちぎベンチャーサポートプラネット 21」に参加する各組織との連携による支援体制の充実を図っている。
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 県内企業	<p>「グラスロック工法に係る特許流通支援」</p> <p>事業化プランを作成し、県支援機関及び宇都宮大学を巻き込んで特許流通活動(グラスロック工法普及活動)を開始している。</p> <p>まず、県の土木事務所に当該工法を PR し、土木事務所から地域の建設企業を紹介、施工現場を事務所職員及び紹介企業の双方に見学を要請し、企業とライセンス契約後、研究会への入会も勧め会員を増やしていく事業運営の方法をとっている。現在、新たに新連携事業の認定を受け、全国的に本格的な活動を開始している。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) (財) 栃木県産業振興センター、 小山市商工会議所、 宇都宮大学	<p>「干瓢による農商工連携」</p> <p>産業振興センターから小山市の商工会議所を紹介され、干瓢を乾燥して粉体化する技術をもっている企業紹介の相談を受ける。そこで温風乾燥技術を持ち、特許出願で支援した県内企業を紹介し、粉体干瓢の共同開発に着手させた。</p> <p>試作した乾燥機により得られた粉体の特性はよく、製麺会社で採用され、京都の地域食品フェアに出品した(H20/8/19、朝日新聞)。試作機を食材用に仕様を変え、同機械の特許を流通したいライセンス製造企業を探し事業化を図る。粉体化のできる干瓢ジュースの応用研究に関して、宇都宮大学へ依頼するための引継支援をしていく。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p data-bbox="608 369 1166 398">「ベンチャー企業に対するスポーツ用品の開発支援」</p> <p data-bbox="608 421 1337 495">IPDL での先行調査を支援し、支援先企業の技術に類似する先行技術との相違点や特有の効果を確認し、特許出願を行っている。</p> <p data-bbox="608 517 1337 636">韓国展開のため、韓国特許庁 HP の特許検索、商品化に向けた試作及びパンフレット案作成を支援している。今後は、商標検索サポート、米国展開に向けた米国特許検索支援を予定している。</p>

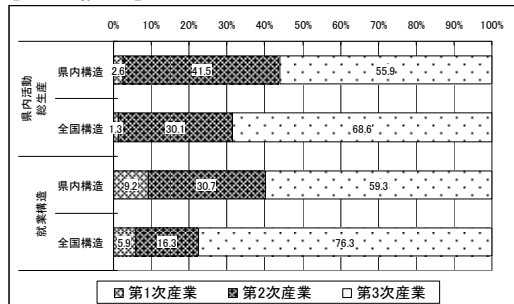
茨城県

茨城県では、県内産業の活性化に向けて、大強度陽子加速器内に、県独自で中性子ビームラインを整備するとともに、その利用促進による新事業、新産業の創出を図っている。また、つくばや東海などの科学技術を活かした産業振興、中小企業の技術開発・販路拡大などへの支援などを通し、競争力のある産業大県を目指し「活力あるいばらき」づくりを進めている。

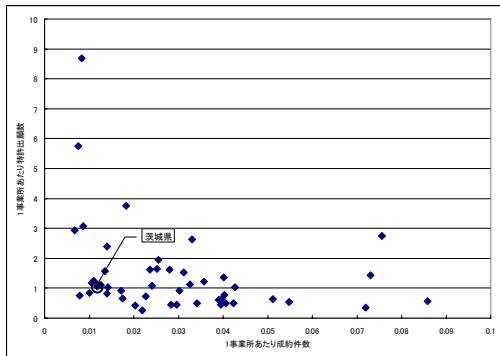
＜基礎データ＞

人口	2,975,167人
事業所数	7,402事業所

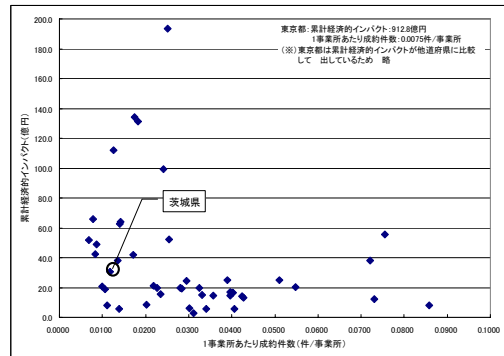
【産業構造】



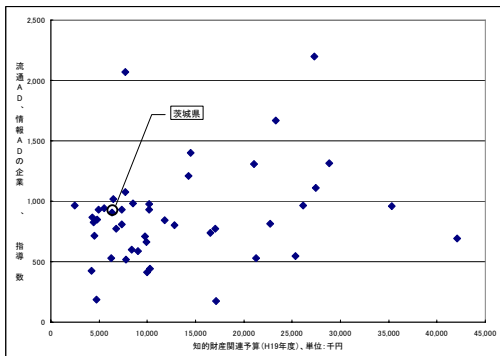
【知的財産マインドポジション】



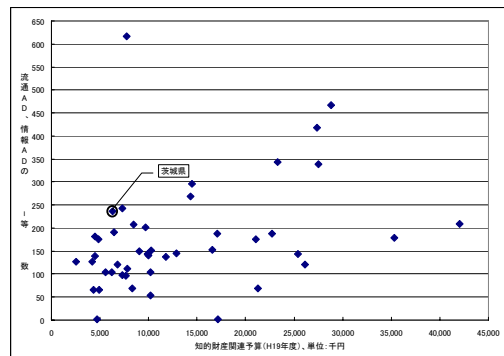
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「元気いばらき戦略プラン」、「いばらき知的財産戦略(平成 16 年度)」における特許流通事業の位置付け

茨城県では、新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン(平成 18 年度～平成 22 年度)」の基本計画における「研究開発と産業利用の促進」のための施策において、知的所有権センターによる特許情報の提供や出願手続のアドバイス、大学・研究機関の保有する研究成果や特許の斡旋等により、中小企業における知的財産の利活用の促進を図ることとしている。

また、県内企業が、知的財産の創造・保護・活用を通じて競争力を高めるための支援策を検討するため、学識経験者や中小企業の代表、支援機関の役員等からなる「いばらき知的財産戦略会議」を開催し、平成 17 年 2 月に「いばらき知的財産戦略」を策定している。特許流通事業についても同戦略において実現していく(図 II-10-1 を参照)。

いばらき知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
企業における知的財産活動全 の支援	知的財産の 理活用のためのセミナー開催	2.茨城県の特許流通事業の取組	
	専門 による企業の知的財産の し	2.茨城県の特許流通事業の取組	
知的財産を活かした企業の自立・ 上の促進を支援	知的財産の 理活用のためのセミナー開催	2.茨城県の特許流通事業の取組	
市場 ー にした事業展開・挑 戦への支援	な ー のヒントや 想を得るための 流会の開催	2.茨城県の特許流通事業の取組	
	県内の大学・研究機関のシー 「知的財産のみの市」の開催		
企業の 発見と のための 支援	アイデアの市場性、技術的 等を、専門 のアドバイスを得ながら検討する研究会の開催	2.茨城県の特許流通事業の取組	
	県内の大学・研究機関のシー 利用検討会の運営	2.茨城県の特許流通事業の取組	
	知的所有権センターによる発明相談・技術移転支援	2.茨城県の特許流通事業の取組	
	テーマ型研究会の運営		
	りない経営資 を外部から調達するための機会の提供		
県、支援機関の連携を強化し、総 合的な企業支援	事業化のリスクを軽減するための開発費や 開 への補助		
	総合的支援体制の実現		
実現化方策 強い企業をつくるた めの具体的な支援施策	自社の知的財産の重要性に気づき 、目標を つための支援	サロン型コミ テ の運営・支援	
		県内の大学・研究機関の技術シー の	2.茨城県の特許流通事業の取組
		テーマ型コミ テ の運営・支援	
		大学・研究機関の技術シー の利用検討	2.茨城県の特許流通事業の取組
	自社の知的財産を中 としての事業 化の支援	研究開発への補助	
		中小企業が自社の知的財産を評価し、事業に活かす 知的財産に関する専門知 を 得するための 会	2.茨城県の特許流通事業の取組
		のための情報提供や技術移転	
		技術 を するための専門 派遣	2.茨城県の特許流通事業の取組
		外部資 の活用	
	自社の知的財産を活かした事業化 に挑む企業の支援体制	拡大への補助	
		アイデアから み込むためのコーデ ネットと した企業支援	
	支援機関の人材育成プログラム		

図 II-10-1 「いばらき知的財産戦略」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 茨城県の特許流通事業の取組

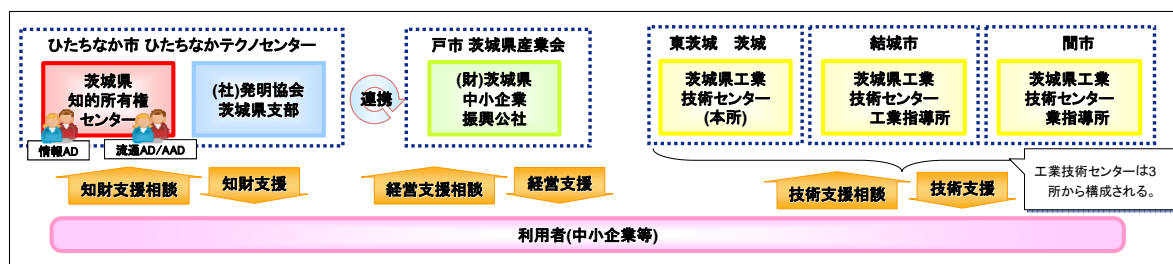
2.1. 取組体制

(財)茨城県中小企業振興公社の知的所有権センター(茨城県知的所有権センター)を、同じく産業支援機関として位置づけしている(株)ひたちなかテクノセンター内に設置するとともに、(社)発明協会茨城県支部を併置して、企業への知的財産支援に係るワンストップサービス体制を構築している。

県内中小企業等に対する経営支援に係る相談は、(財)茨城県中小企業振興公社、技術支援に係る相談は茨城県工業技術センターにおいて実施している。

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、茨城県知的所有権センター((財)茨城県中小企業振興公社 知的所有権センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

茨城県知的所有権センターは都道府県等中小企業支援センターに指定されている(財)茨城県中小企業振興公社の組織の一部であることから、当該支援センターにおける総合相談窓口(ベンチャープラザ)の専門家等と効果的に連携を行うことができるとともに、(財)茨城県中小企業振興公社内に事務局が置かれている(社)発明協会茨城県支部と一体化された支援体制が構築されている。



組織	所在地	配置人員
茨城県知的所有権センター	ひたちなか市 ひたちなかテクノセンター	特許流通AD(専) : 1名 特許流通AAD(託職員を 務): 1名 特許情報AD(専) : 1名 託職員(専 、特許流通AD補助) : 1名
(社)発明協会茨城県支部		
(財)茨城県中小企業振興公社	戸市 茨城県産業会	
茨城県工業技術センター(本所)	東茨城 茨城	
茨城県工業技術センター 工業指導所	結城市	
茨城県工業技術センター 業指導所	間市	

図 II-10-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

茨城県では、県内の商工会・商工会議所と連携した知的財産に関するセミナーの開講や講演が行われている。

表Ⅱ-10-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知財・特許流通ゼミ		5回	特許流通AD
特許情報講演会		34回	特許情報AD

表Ⅱ-10-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
特許流通ゼミ(ひたちなか商工会議所)	2回	特許流通AD
特許流通セミナー(常陸大宮市商工会)	1回	特許流通AD
特許情報講演会(茨城県商工会議所連合会)	2回	特許情報AD
特許情報講演会(茨城県商工会連合会)	1回	特許情報AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-10-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集	知的所有センター	1,827件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP) ※茨城県中小企業振興公社HPに掲載	中小企業振興公社	特許17件
特許流通データベース		実施なし

2.4. 特許庁・INPIT施策との連携

表Ⅱ-10-4 特許庁・INPIT施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	・ 茨城県の知的財産戦略推進にあたっての協力 (茨城県より委嘱)
特許情報AD	・ 茨城県の知的財産戦略推進にあたっての協力 (茨城県より委嘱)

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験が豊富で、知的財産に係る経験を有する人材を茨城県中小企業振興公社が採用している。所属は、茨城県知的所有権センターである。

特許流通 AAD には、特許流通 AD の指導のもと、知的財産の基礎的知識を習得させるとともに、特許情報の情報収集や分析、マッチング手法、契約等に至る一連の特許流通プロセスについて実務を通して理解させ、特許流通に係るノウハウを習得する。

育成期間終了後は、企業訪問等による特許情報の発掘から成約に向けた取組に至る一連の特許流通活動を地域に根ざして独自に行える人材として活用していく。また、県内企業の支援機関において、特許流通業務に従事した経験を活用しながら、県内中小企業への技術移転をはじめとした各種支援業務を行えるようにする。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 個人	「伸縮杖の事業化」 高さをワンタッチで簡単に調節できる伸縮杖の事業化を支援した。 日立ものづくり協議会に参加している茨城大学准教授の本案件を市内所在の企業情報により発掘し、同企業および他県企業との実施許諾契約をそれぞれ締結するなど、実施化の移行を支援した。 なお、その実施に当たっては、製品の強度の測定や規格登録等について、県の産業支援機関に位置づけられている財団法人日立地区産業支援センターの支援を受けることとした。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 原子力研究所	「レタスの鮮度測定と鮮度維持、新品種レタスの開発」 県内企業が行う事業を地域連携事業に発展させるため、農商工連携事業に参画し、レタスの鮮度保持技術に関する支援を行った。 レタスの鮮度を測定するために通常のカクロマトグラフに代えて、瞬時かつ高精度に測定できる原子力研究所のプレスマス測定装置の活用を指向したほか、企業の特許取得支援を行った。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
<p>企業戦略サポート事例 (平成 20 年度)</p>	<p>「新製品開発に伴う特許活用戦略支援」</p> <p>オリジナル製品の開発に産学官連携で取り組んでいる企業から、茨城県知的所有権センターに知財活用に関する支援要請があり、企業訪問を開始した。</p> <p>同社は、特許を核とした新事業戦略を確立し、特許網で他社の参入障壁を築くことを目指していた。知財活用戦略の立案、特許電子図書館 (IPDL) を用いた先行技術調査、特許マップ作成に基づく特許ポートフォリオ構築、明細書作成に関してサポートし、5 件の特許出願を行っている。</p> <p>新製品は展示会で大きな反響があり、テレビ・新聞等でも取り上げられている。現在は知財経営を導入し、販売も順調に拡大している。</p>

埼玉県

700万人を超える人口を擁する埼玉県には、製造業を中心に多種多様な産業が集積している。県の活力をさらに高めていくためには、これらの産業競争力をさらに高めるとともに、新たな企業の育成・導入が必要である。

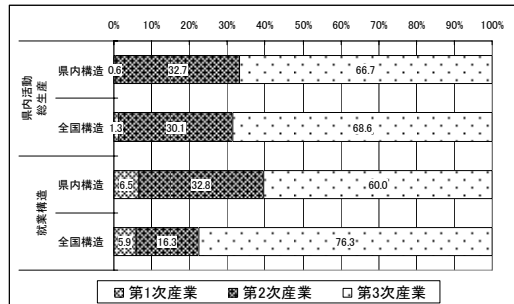
産業競争力の強化に向けては、企業、大学・研究機関等の連携の促進、バイオ、情報通信、映像コンテンツ産業をはじめとした今後成長が見込まれる産業の創出・育成、科学技術振興による技術革新支援や、中小企業の知的財産の創造・保護・活用を進め、知的財産を活用した新製品や新サービスの開発、高付加価値化支援などに取り組んでいる。

同時に、中小企業の事業革新の支援や、創業・ベンチャーの支援にも力を入れている。

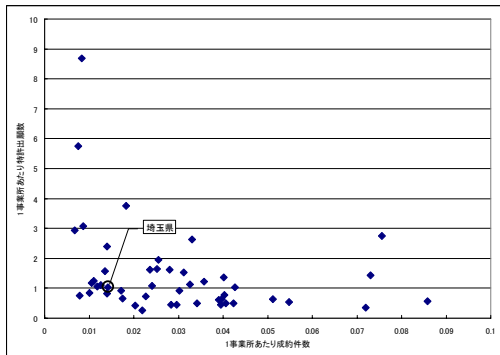
〈基礎データ〉

人口	7,054,243人
事業所数	17,998事業所

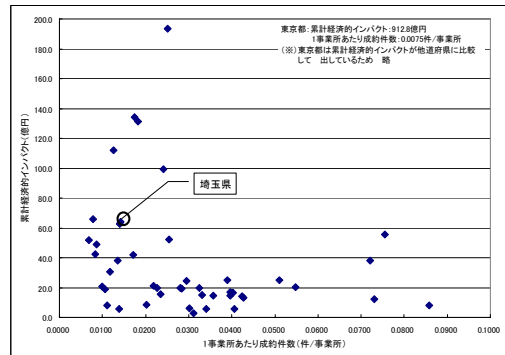
〔産業構造〕



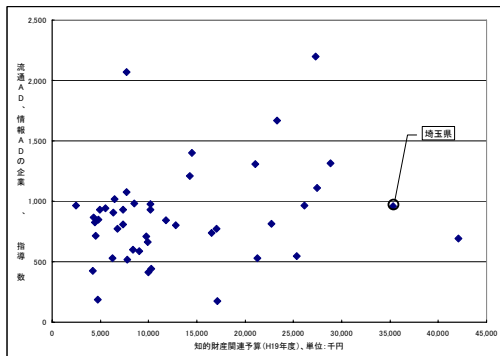
〔知的財産マインドポジション〕



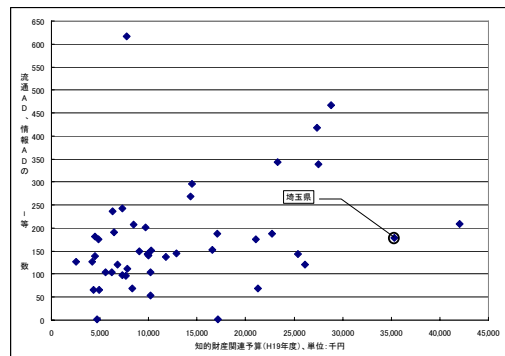
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



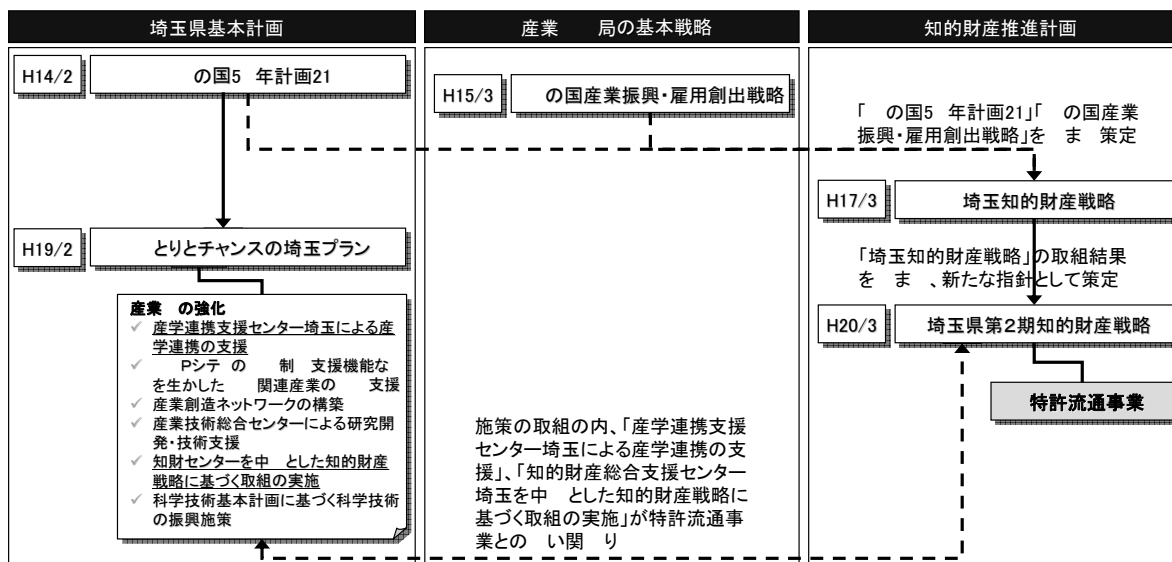
1. 「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」、 「埼玉県第2期知的財産戦略(平成19年度)」
 における特許流通事業の位置付け

埼玉県では、県の基本計画「彩の国5ヵ年計画21(平成14年2月策定)」及び産業労働部の基本戦略「彩の国産業振興・雇用創出戦略(平成15年3月策定)」により産業振興に取り組んできた。特に、中小企業の振興と、創業・ベンチャーの活性化に向けて積極的な取組を進めてきたが、さらなる振興を図るためには、「知的財産立県」に向けた取組を進める必要性が高まっていた。

そこで新たに策定された「埼玉県知的財産戦略(平成17年3月策定)」に基づき、「知的財産総合支援センター埼玉(以下、「知財センター」)」の開設をはじめとして、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進に取り組んできた。

これらの取組結果を踏まえ、新たな知的財産政策の指針として「埼玉県第2期知的財産戦略(平成20年3月)」が策定された。「埼玉県第2期知的財産戦略」に基づく取組は、「彩の国5ヵ年計画21」の次期5ヵ年計画である「ゆとりとチャンスの埼玉プラン(平成19年2月策定)」の分野別施策「産業・まちづくり分野」での基本目標「商工サービス業を振興する」に対する施策「産業競争力の強化」の、主な取組のひとつに掲げられている(図Ⅱ-11-1 参照)。この中で、「知財センターを中心とした知的財産戦略に基づく取組の実施」として、特許流通事業が位置付けられている。

「埼玉県第2期知的財産戦略」では、基本方向として、「中小企業における知的財産の創造・保護・活用の一層の促進」が定められ、その中に、具体的な特許情報活用・特許流通に関する施策の展開が定められている(図Ⅱ-11-2 参照)。



図Ⅱ-11-1 埼玉県の基本計画及び産業振興施策から特許流通事業に至るまでの流れ

埼玉県第2期知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
基本方針 : 中小企業における知的財産の創造・保護・活用の促進			
知的財産の創造	科学技術の振興	科学技術の振興 地域イノベーションシステムの構築	
	中小企業の研究開発への支援	知財センターによる特許情報活用支援	2.埼玉県の特許流通事業の取組
		研究開発への資金支援	
		技術指導の充実	
		機 開放・ 試 による支援	
		業種 流・産産連携の促進	
		イノベーション施設を活用した新技術・新産業の創出の促進	
		職務発明の環境整備の促進	
	産学連携の促進	県試 研究機関による各種 ー に対応した研究開発の推進	
		産学連携センターを中 とした つなぎ 機能の強化	
		大学シー 事業化への支援	
		理化学研究所な の研究機関と県内企業との連携促進	
		広域産学連携の促進	
産学 共 による研究開発の推進	共 研究開発等の契約 成の支援		
	先導的な重点戦略プロジェクトの推進 戦略的テーマ設定による産学 共 研究開発の推進		
知的財産の保護	知的財産の保護に関する総合相談	総合的、専門的な相談対応	
	権利化に けた支援	権利化への支援 企業における先行技術調査能 の 上 国等の各種支援制度の情報提供	
	権利保護のための支援	知的財産に関する契約締結支援 権利 への対応	
知的財産の活用	事業化への支援	企業 ー に対応した事業展開支援 開 ・マッチング支援	
		県制度 資による資金支援	
		企業 ー を ま た特許流通支援 大学から県内企業への特許流通 県有特許の流通促進	2.埼玉県の特許流通事業の取組
	県内企業の技術 ー を ま た特許流通の促進	産学 共 研究開発に う成果の特許流通	
		特許流通のための 啓発	2.埼玉県の特許流通事業の取組
		特許流通支援活動のための環境整備	2.埼玉県の特許流通事業の取組
		知的財産を重 した企業経営の促進	
		知的財産を重 した企業経営の促進	知的財産重 の企業経営に けた専門 の派遣 知的財産を重 する企業の事例
人材育成と の 上	経営者の 上と知的財産を担う人材の育成	中小企業経営者の知的財産 の 上	2.埼玉県の特許流通事業の取組
		技術経営()人材の育成	
		知的財産 理を担う人材の育成	
		知的財産を創造する技術者の育成	
	中小企業を支援する人材の育成	知的財産支援を担う専門人材の育成	2.埼玉県の特許流通事業の取組
		中小企業支援に携 る専門人材の知財ス ルの 上	2.埼玉県の特許流通事業の取組
		金 機関職員への情報提供・ 啓発	2.埼玉県の特許流通事業の取組
	の知的創造サイクルを支 える人材の育成	大学生等に対する知的財産 育	
		児 ・生 に対する理数 育・科学技術 育の充実 ものづくり人材の育成	

(注)基本方針Ⅱは、ブランド化及び映像コンテンツの取組であるため、省略

図Ⅱ-11-2 埼玉県第2期知的財産戦略における特許流通事業に係る施策体系

2. 埼玉県の特許流通事業の取組

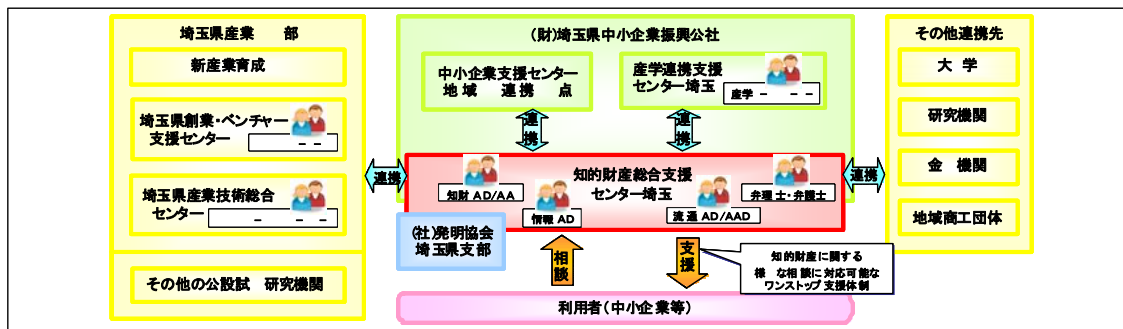
2.1. 取組体制

知的財産総合支援センター埼玉内の知的財産に係る専門人材(特許流通 AD・AAD、特許情報 AD、特許出願 AD、弁理士、弁護士、知的財産 AD 及びアソシエイト)による知的財産に係る総合的な支援体制の構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、埼玉県知的所有権センターである知的財産総合支援センター埼玉(略称:「知財センター」、運営:(財)埼玉県中小企業振興公社)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援を実施している。知財センターには、知的財産に係る専門人材(知的財産 AD 及びアソシエイト、特許流通 AD・AAD、特許情報 AD、弁理士、弁護士)が配置され、知的財産に関する様々な課題にワンストップで対応可能な支援体制が構築されている。相談窓口では知的財産 AD 及びアソシエイトが、相談の一次対応に当たり、相談内容によって他の専門人材への相談展開を行っている。

また、(財)埼玉県中小企業振興公社は、産学連携による新製品・新技術の開発を支援する産学連携支援センター埼玉も運営しており、知財センターの各 AD・AAD が産学連携支援センター埼玉の産学コーディネーターや埼玉県産業技術総合センター内のインキュベーション・マネージャーとも連携することで、知的財産・技術・経営支援に係る連携体制構築が図られている。

知財センターでは、月 2 回の「特許流通促進ミーティング」、月 1 回の「知財センター事業運営会議」を通じて、各 AD 間の情報交換と、関係支援機関との連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
知的財産総合支援センター埼玉(※1) (埼玉県知的所有権センター)	さいたま市 大宮区 ックシテ ビル10	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産AD:1名(4日) 知的財産アシスト:2名(3日1名、2日1名) 特許流通AD:2名 特許流通AAD:2名(2日) 特許情報AD:1名 公社職員:3名(うち1名は 理職) 職員:2名(3日)
(社)発明協会埼玉県支部 (埼玉県知的所有権センター)		
(財)埼玉県中小企業振興公社 (埼玉県中小企業支援センター)	さいたま市 中区 新都 ビジネス 流プラザ3	
産学連携支援センター埼玉(※2)		
埼玉県創業・ベンチャー支援センター		
埼玉県産業技術総合センター	川口市 Pシテ 内	

(※1) 埼玉県が設置し、(財)埼玉県中小企業振興公社が運営

(※2) 埼玉県及びさいたま市が設置し、(財)埼玉県中小企業振興公社と(財)さいたま市産業創造財団が運営

図 II-11-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

埼玉県では、知的財産に関する普及啓発に向けた活動において、県との連携によるセミナーや講演会の実施に加えて、県内金融機関が実施主体となったセミナーなども開催されている。また、県内の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」との共催による「知的財産セミナー」の開催や県内商工会議所との連携による「地域連携セミナー」の開催など、県内商工団体との連携による取組も積極的に行われている。

表 II-11-1 知的財産に関するセミナー・講演(20FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知的財産セミナー	知財センター ※特許庁との共催を含む	3回	—
IPDL活用セミナー	知財センター	4回	特許情報AD
特許出願明細書作成講習会	知財センター	8回	特許情報AD
知財実務スキルアップ講座	知財センター	1講座	特許情報AD(4)

		(5回)	回)
工業団地内知財セミナー	知財センター 各工業団地組合	2回	特許情報 AD

※ その他、支援機関・金融機関・企業等からの依頼により、研修・講習会の講師として、知財センターの知的財産 AD、流通 AD・AAD、情報 AD を派遣。

表Ⅱ-11-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(20FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
地域連携セミナー(春日部市商工会議所、行田市商工会議所)	8回	特許流通 AD(2回) 特許情報 AD(8回)

2.2. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-11-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
「特許技術活用ガイドブック」(冊子) (平成 13 年、15 年 [増補版])	埼玉県工業技術センター (当時の知的所有権センター)	計 184 件
「埼玉の開放特許 100」(冊子及び HP) (平成 19 年度)	知財センター	特許 38 件 (うち出願中 25 件) 実用新案 2 件
県有特許の特許流通データベースへの掲載	INPIT	11 件

2.3. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-11-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	平成 16～18 年度、累計 12 社
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.4. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	—
特許情報 AD	・ 埼玉県産業技術総合センター特許審査会 審査委員

2.5. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD を 2 名採用している。1 名は地域金融機関からの派遣(出向)であり、1 名は民間企業での技術及び経営に関する経験が豊富な人材(中小企業診断士・技術士)であり、両名とも知財センターに配置されている。

特許流通 AAD は、研修、OJT を通じて、知的財産の全般的な知識を習得するとともに、特許流通案件紹介シート作成や特許明細書読解のスキル等、特許流通活動の一連の業務習得を図っている。特許流通 AAD としての勤務日以外には、1 名は知的財産 AAD(知的財産 AD の補助等)として知財支援業務に従事、他の 1 名は「知的財産戦略支援人材育成事業」(平成 19 年度)の研修に参加するなど、知財スキル向上を図っている。

育成期間終了後は、特許流通コーディネーターとして、地域における特許流通支援活動に従事することとされている。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
県内中小企業への訪問に係る取組		<p>特許流通支援に当たっては、特許を活用する側(ライセンサー)が地域経済により大きなインパクトをもたらすと考えられることから、成約案件中、県内ライセンサー企業の割合を高めるよう、企業訪問活動を展開している。</p> <p>訪問時には、県内の大学・公設試・企業・個人が保有する特許シーズをまとめた「埼玉の開放特許100」を紹介・配布している。当該シーズ集は、掲載シーズの活用に直ちに結びつかなくとも、県内中小企業に対する特許流通の普及・啓発に効果がある。</p>
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) ライセンサー：個人 ライセンサー：県内企業	<p>「食器類加熱殺菌装置に係る特許流通支援」</p> <p>ライセンサーは給食センターの厨房機器設備の製造・施工を行っている中小企業であり、ライセンスを受けた特許を利用して県内の事業拡大を図るため、県に経営革新計画を提出し、平成 20 年 6 月に承認を受けている。</p> <p>特許流通 AD は、厨房設備関連技術に関して、ライセンサー、ライセンサーのいずれとも関与した経験があったため、両者を引き合わせ、実施許諾契約の締結を支援した。</p>
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) ライセンサー・ライセンサーとも県内企業	<p>「非常用開放機構付き開き戸に係る特許流通支援」</p> <p>ライセンサーは埼玉県創業・ベンチャー支援センターから紹介を受け、知財センターに相談した。相談に対応した特許流通 AD は、地域の展示会である「コアリッション 2008」(平成 20 年 2 月)の出展企業に当該案件を紹介。企業訪問のうえ、マッチング・契約締結の支</p>

		<p>援を行った。</p> <p>ライセンサーは、ライセンサーの協力を得て商品の完成度を高め、パテントソリューションフェア等を通じて拡販を図っている。</p>
--	--	---

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「特許リエゾンマンのスキルアップ支援」</p> <p>企業戦略サポートでは、支援先企業が配置した特許リエゾンマン(6名)に対して、「発明届出書」の作成と「IPDL 検索」ができるようにスキルアップのための研修を実施した(計5回)。</p> <p>「発明届出書」については、リエゾンマンが作成した内容について1テーマずつ評価を行った。また、「IPDL 検索」については、各自のテーマで検索をしてもらい、検索手順と検索式の立て方を指導した。</p> <p>このほか、技術者を対象に、特許知識として「特許概論」と「ノウハウと先使用权の証明」について研修を実施した。</p> <p>今後の展開として、リエゾンマンに対してはさらに「IPDL 検索技術習得演習」を実施するとともに、技術者及びリエゾンマンを対象に「特許の判例」についての研修を行う予定である。</p>

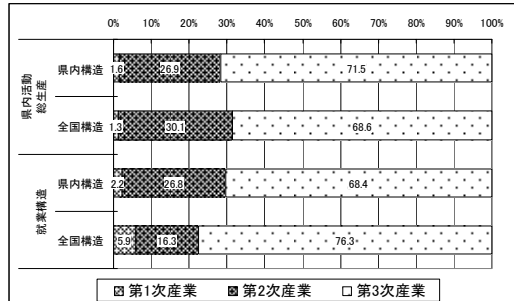
千葉県

千葉県では、「千葉新産業振興戦略」に基づき産業振興に関する施策が展開されている。「千葉新産業振興戦略」では、「新製造技術」、「情報通信・エレクトロニクス」、「バイオ・医療・福祉・健康サービス」、「素材・環境・新エネルギー」、「物流」、「食品」、「観光・レジャー」の7つの分野を重点分野として選定し、県内企業の新事業への挑戦が可能となる環境づくりと支援の充実が図られている。この際、県内各地域の企業、大学・研究機関、市町村、商工会議所等との連携を強化し、県内地域資源とネットワークを活かすことにより、独自の産業クラスターの形成と発展を促すことを目的としている。

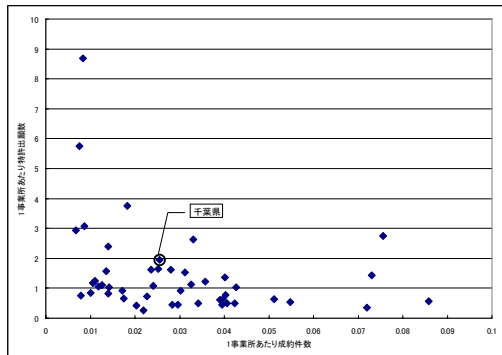
＜基礎データ＞

人口	6,056,462人
事業所数	7,792事業所

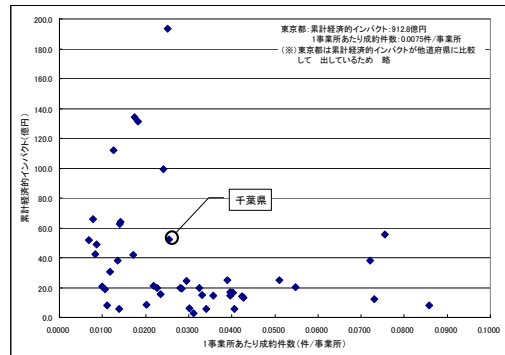
〔産業構造〕



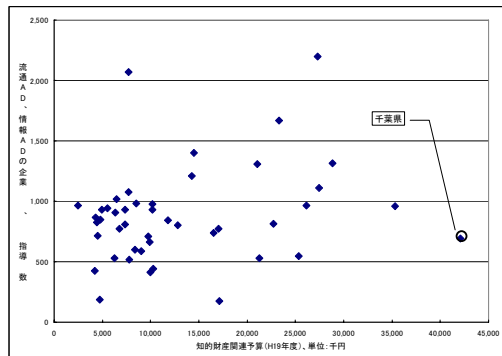
〔知的財産マインドポジション〕



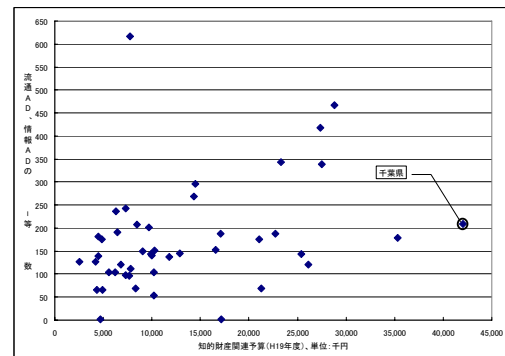
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕

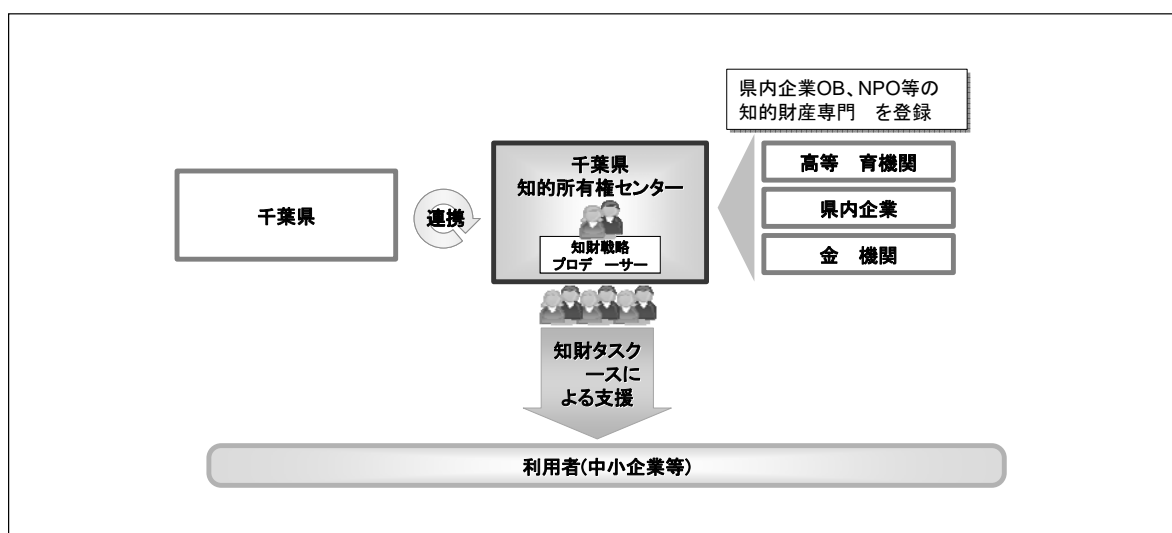


1. 「千葉からの『変革と創造』」、「千葉県知的財産戦略(平成17年度)」における特許流通事業の位置付け

千葉県では、県政の基本理念「千葉からの『変革と創造』(平成14年6月策定)」に掲げた「千葉主権の確立」の実現に向け、平成16年3月に中長期的な県政の基本方針「あすのちばを拓く10のちから」を策定している。この基本方針の中で、「発展する経済のちから(ヒト、モノ、カネの循環)」として、産学官連携を進めることによってバイオやIT等のベンチャー企業の創出・育成や、中小企業の研究開発型企業への転換を進める等、活性化を目指す取組を進めている。

一方、「知的財産立県千葉」の実現を目指して、科学技術の振興、知的財産経営への転換、人材教育等の中長期的な取組に加えて、国の動きと連動しながら5年程度を目標として平成18年3月に「千葉県知的財産戦略」を策定している。

この戦略の具体的な展開として、「あすのちばを拓く10のちから」に基づく実施計画「ちば2007年アクションプラン(平成19年3月)」において、「知的財産戦略総合支援事業」の推進に取組むこととしている。この取組では、千葉県知的所有権センターに知財戦略プロデューサーを設置し、中小企業からの相談業務にあたらせるとともに、県内企業OB、NPO等の知的財産専門家を知財サポートバンクに登録し、登録メンバーを、知財戦略タスクフォースや知財エキスパートとして中小企業に派遣し、知財支援を実施している(図II-12-1 参照)。特許流通事業は同戦略に位置づけられており、「知的財産戦略総合支援事業」の一環として実施されている(図II-12-2 参照)。



図II-12-1 「ちば2007年アクションプラン」の「知的財産戦略総合支援事業」概要

千葉県知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
産学 連携を推進する環境基 の整備	理工 大学との連携強化	大学との 連携等、相 流に けた連携の強化	2.千葉県の特許流通事業の取組
		産業クラスターの形成に けたコーデ ネット機能の強化	
	・工連携、農・工連携等の新 域分野との連携の推進	農・工連携、 ・工連携等による新産業の創出支援	
		農・工連携推進協議会()の創設	
	産学 連携重点 点の整備	東 テクノプラザの整備	
		・流山地域における国 学術研究都市 りの推進	
	イン ベーション施設の整備・充 実	か さバイ プラット ームの整備	
		イン ベーション施設の整備	
	国 化の推進	イン ベーション施設 企業への総合支援	
		外国特許出願に要する費用助成制度の創設	
国 ネットワークの推進			
か さを めとする ノム科学の国 点形成の促進			
千葉県産農産物の国 化支援			
中小企業の国 展開の支援			
知的財産戦略の推進に けた連 絡調整体制の構築	「知的財産戦略推進協議会()」の創設による知的財産戦略の推進支援	2.千葉県の特許流通事業の取組	
	生産者団体な が中 となった「各地域別の知的財産戦略の推進体制」の検討		
地域の知的資 ネットワークの促 進	県内市 と連携した知的財産戦略の推進		
	千葉新産業振興戦略会議()の設置		
	重点分野別推進協議会・重点分野別研究会の開催		
	重点分野への知財 スパートの支援	2.千葉県の特許流通事業の取組	
	弁護士知財ネット、日本弁理士会等とのネットワークの形成		
技術の移転・活用に関する人的ネ ットワークの構築	千葉新産業振興戦略会議()の設置()		
	重点分野別推進協議会・重点分野別研究会の開催()		
	重点分野への知財 スパートの支援()	2.千葉県の特許流通事業の取組	
P ・専門 団な の育成・組 織化と活用	「知財サポートバンク」の機能強化	2.千葉県の特許流通事業の取組	
	中小企業の研究開発促進	先行技術の活用や調査に けた支援	
研究開発のための資金支援			
理工 大学 員 B、ポストドクター等による研究開発支援の検討			
中小企業の知的財産経営構築に けた専門 の派遣		2.千葉県の特許流通事業の取組	
技術支援の拡充			
分野間の連携・ 合による研究 開発の推進	分野 合型重点研究開発テーマの設定と重点的推進体制の構築		
	共 研究開発プロジェクトの促進		
	共 研究開発の促進に けた契約等の 化支援		
知的財産の創造の促進	産業クラスター形成促進によるイ ノベーションの推進	プロジェクト・コーデ ネーター、 ーマー ット・コーデ ネーターの設 置	
	ンリーワン企業の 定・情報発 信	ンリーワン技術 定(千葉県モノ リ 定製品())制度の創設	
		ーマー ット開 支援事業	
		ビジネスプロモーションちばによる 拡大の推進	
	商標・デザイン・ ランド開発の推 進	商標、デザイン開発産学連携事業の導	
	産・学・ ・地域による地域 ランドの研究に けた取り組みの検討		
	・コンテンツに関する知的財産 の創造促進	トイン ベーションの支援	
		・コンテンツ関連分野に関する県内大学等との連携の推進	
次 代 による産業活性化に けた支援			
県の試 研究機関による研究開 発支援機能の強化	分野研究機関、大学との連携の強化		
	地域・企業 一 に対応した研究開発の推進		
	外部資金の 的活用		
	企業・県民への知的財産制度の啓発の促進	2.千葉県の特許流通事業の取組	
	「千葉県産業情報 ッドライン」(メールマ ジン)等を活用した施策の普 及・促進	2.千葉県の特許流通事業の取組	

図Ⅱ-12-2 「千葉県知的財産戦略」の体系(成17年度策定時)及び
特許流通事業の位置付け(1/2)

千葉県知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産の保護の強化	知的財産の権利化・保護に関する総合支援体制の構築	知的財産の権利化・保護強化に向けた総合支援体制の拡充	
		知財サポートバンク登録のP、知財専門等による知財タスクの派遣	1.特許流通事業の位置付け
		県内の特許事務所に関するデータベースの構築	
		知的所有権センターにおける情報検索支援サービスの拡充	2.千葉県の特許流通事業の取組
	知的財産の価値評価・定機能の整備・拡充	知的財産の価値評価・定機能の上支援	
		地域発明相談事業の拡充	
	知的財産権の出願等に係る支援体制の強化	弁理士、弁理士情報等の提供事業の実施	
		海外特許出願・登録費用助成制度の創設	
	外国特許等の権利化による海外展開への支援	プロジェクト・コネクター、フリーマーケット・コネクターの設置()	
		品対策弁理士相談の開催	
権利・製造品対策等への強化	権利データベースの作成		
	権利等に対する知財タスクの派遣		
知的財産の活用の促進	技術移転機関()との連携強化	や大学等との連携強化による研究成果の流通移転の促進	
		開放特許に関する情報提供サービスの拡充	2.千葉県の特許流通事業の取組
	利用特許の情報提供の強化	知的所有権センターによる特許流通移転の促進	2.千葉県の特許流通事業の取組
		技術マッチングの推進	技術シーソーのマッチングによる技術移転の促進
	技術の移転・活用に関する関連機関の連携強化	技術の移転・活用を支援する関係機関の連携強化	2.千葉県の特許流通事業の取組
		インベション施設の機能強化	既存インベション施設の機能強化 既存インベション施設の拡充
	研究開発成果の事業化の推進	新規成長分野の研究・流会の活動強化	
		千葉県発の知的財産活用目的の優先調達に向けた検討	
フリーマーケット開支援事業()			
資金調達制度の創設		知的財産権活用資金制度の創設	
地域経済の活性化に向けた「ランド」構築	「ランド」を活用した産業・地域経済の振興	シリコン技術認定「千葉県モノリ定製品()」制度の創設()	
		産物ランド定制度の創設	
		商標、等のランドを推進する会の開催	
		「ランド」情報の提供による地域経済の振興	
		商標等の専門等で構成する知財タスクの派遣	
	「地域ランド」創設への啓蒙普及	地域ランドの活用に向けた知的財産権の知のための会の開催	
		各地域の「地域ランド」の戦略的活用に向けた活動の支援	
	「地域団体商標」の活用による地域ランドの立と保護	「地域団体商標」取得団体等に対する知財タスクの派遣	
		品上にけた技術支援	
	別ランドの立・普及	「地域団体商標」の普及に向けた広報活動の展開	
商標取得を促す企業、生産者への支援			
地域ランドに関する知的財産的なデザイン等の開発や権利取得の支援			
権取得の推進	リジナルランドの立に関連する権取得への支援		
	地域ランド政策をり込ん観光振興施策の展開		
観光・産業との連携			
知的財産人材の育成と県民理の促進	知的財産経営に関する啓蒙と実育の推進	知的財産の理の促進をるための会の開催	2.千葉県の特許流通事業の取組
		企業技術者Bの活用	
	「目利き」人材の育成・活用	技術パイア成事業による技術者の育成	
		優れた知的財産創出者に対する制度等の検討	
	研究者へのインセンテの付	「知財サポートバンク」への登録の促進	1.特許流通事業の位置付け
		専門派遣事業等への登録びに活用の促進	
	知財サポートバンクへの登録・活用	発明協会千葉県支部における県民の出願・登録実務に対する支援	
		県民への発明・発見等に関する活動の支援	県民の知的財産への理の促進 発明協会なを活用した発明展や制度な拡充
次代の知的財産人材の育成	小中高等学け知財育の促進支援		
	年発明クラの拡充・強化		

図Ⅱ-12-2 「千葉県知的財産戦略」の体系(平成17年度策定時)及び特許流通事業の位置付け(2/2)

2. 千葉県の特許流通事業の取組

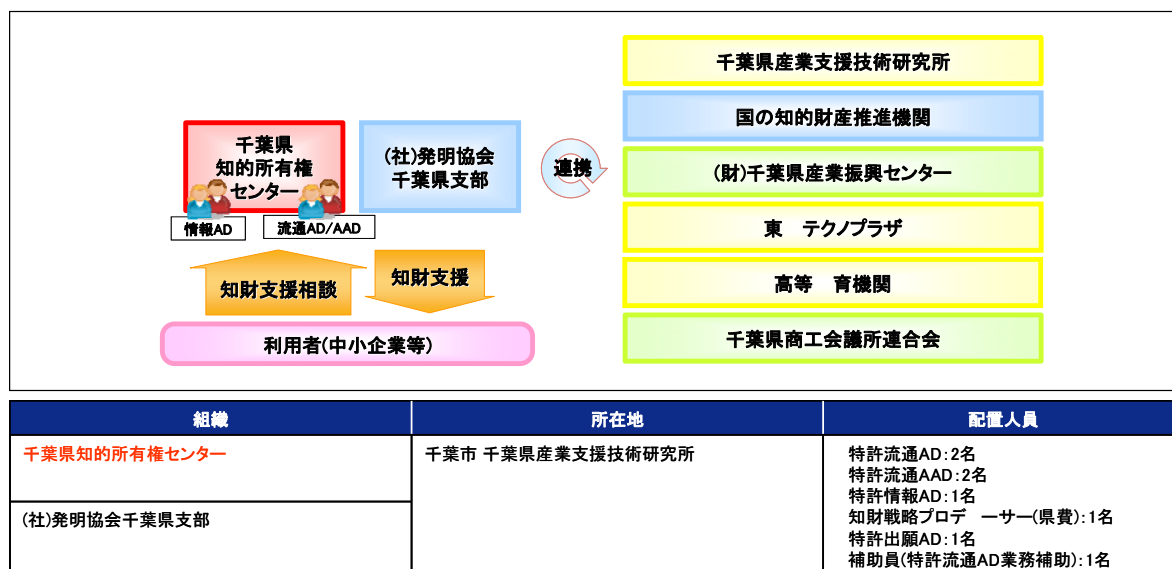
2.1. 取組体制

千葉県産業支援技術研究所内に知的所有権センター、(社)発明協会千葉県支部を配置し、企業への知的財産・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、千葉県知的所有権センター((社)発明協会千葉県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は千葉県産業支援技術研究所を中心に実施されており、経営支援に係る相談は(財)千葉県産業振興センターを中心に実施されている。千葉県産業支援技術研究所内に、千葉県知的所有権センター及び(社)発明協会千葉県支部が所在しており、両機関が連携した知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。千葉県知的所有権センターに派遣されている特許流通 AD は事務局を務める「特許流通移転委員会」等を通じて、産業支援機関、技術支援機関、大学 TLO 等の各支援組織と連携して、特許流通事業を推進している。

また、千葉県産業支援技術研究所等の技術支援機関や(財)千葉県産業振興センター、東葛テクノプラザ等の中小企業支援機関と県は、日常的に情報共有等を行い、連携を図っている。加えて、国立大学法人千葉大学と県による包括協定や(株)千葉銀行と(社)発明協会千葉県支部との包括連携をはじめ、千葉信用金庫によるコラボ産学官千葉支部が「第1回コラボ千葉フォーラム(平成19年度)」を開催し、産学官金連携の枠組が構築されている。



図Ⅱ-12-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

千葉県は、地域力連携拠点、異業種交流会などの機会を捉えて、知的財産の普及啓発に向けたセミナーや講演を開催している。

表Ⅱ-12-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
戦略的特許活用セミナー	千葉県	10回	
研究所・支部・センター調整連絡会議 講演	千葉県	5回	特許流通AD

※千葉県が主催又は共催のセミナー・講演に限る。後援、その他でADが講師参加したものは多数あるため記載を省略する。

※知的財産に関する商工会議所・商工会等主催によるセミナー・講演会への流通AD、情報ADが講師として参加したものは多数あるため記載を省略する。

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-12-2 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		264件
県有特許開放情報(HP)		実施なし

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-12-3 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし(県事業で実施)
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県知的財産戦略推進協議会 外部委員 ・ 「産業支援機関連絡調整会議」への参加 ・ 千葉県中小企業知的財産戦略支援委員会 委員 ・ 千葉県特許移転委員会 事務局
特許情報AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「産業支援機関連絡調整会議」への参加 ・ 特許流通移転委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特許庁等が開催する知的財産権に関するセミナーに職員が積極的に参加している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD を平成 19～20 年度には 2 名配置しており、1 名は(財)千葉県産業振興センターの職員、1 名は、千葉県産業支援技術研究所の職員である。当該特許流通 AAD は、特許流通に関する産学官の連携促進を担って活動できる人材として育成している。

育成期間終了後、(財)千葉県産業振興センターの職員は、同センターにおいて、知財関連の中小企業支援業務を行う。千葉県産業支援技術研究所の職員は、同研究所において、技術関連の中小企業支援業務を行う。その際、特許流通業務研修で身につけた知識及び経験を最大限活用するものとする。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
県内中小企業のニーズ・シーズ把握のための取組		主として企業訪問を通してニーズ・シーズを把握している。さらに「特許移転委員会」、「千葉県知的財産戦略推進協議会」等の委員就任等を通じて、県内中小企業のニーズ・シーズを把握している。
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 県内企業	「試薬・検査方法の事業化連携に係る支援」 可視光型病原菌対応光触媒液と虚血性脳・心臓疾患向け試薬・検査方法の事業化連携を行う。特許流通 AD が(財)千葉県産業振興センターを紹介し、実用化研究開発事業採択、実用化への支援を行った。特許流通 AD が千葉大学と連携しながら優れた材料を開発し、製造販売中である。また、知恵の輪ニッポンに採録されている。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 千葉県中小企業団体中央会	「中小企業団体中央会傘下企業と大学等との特許流通枠組の構築」 千葉県中小企業団体中央会に働きかけ、企業－大学の間のシーズ連携のパネルのコーディネーターとして、県内主要大学等と企業間の連携を図った。関東経産局の千葉県知財戦略事業が例年、知財活用の観点から効果的な施策として実施されており、その活動母体企業として、千葉県中小企業団体中央会傘下企業の参加を促した。加えて、千葉工業大学、木更津高専等が実施する知財活用を含むセミナー、イベントに講師として独自に参画している。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
県内の大学・企業・個人等に対する知財支援	知的所有権センターでの来訪指導(196件)、企業等への訪問指導(112件)、講演活動(14件)及び普及啓発活動(190件)を通じて県内の大学・企業・個人等の知財に関する種々の問題を支援している。
企業戦略サポート	「開発業務における先行調査等の支援」 支援先企業の開発業務に係る支援について、先行特許調査を支援し、類似する技術が抽出されたので回避技術を先方で検討している。今後は、「特許権侵害」の面から調査を支援していく予定である。

東京都

東京の産業は、企業・大学・研究機関の集積を背景に、高い技術力と独自の発想を活かした製品開発を行う中小企業の存在など、多くの研究開発、技術開発のポテンシャルを持つ。しかし、近年、製造業をはじめ事業所数が減少し、産業活力の低下が懸念されている。また、国際競争が激化する中で、他の追随を許さない独創的な製品・サービスの創出や更なる高付加価値化を可能にする技術革新が不可欠となっている。

一方、東京には、高感度な消費者の存在を背景に、アニメやコンテンツ、デザイン、ファッションといったクリエイティブ産業(情報発信型産業)が集積しており、最近ではこれらが海外で注目を浴びるなど、東京の産業の大きな特徴となっている。

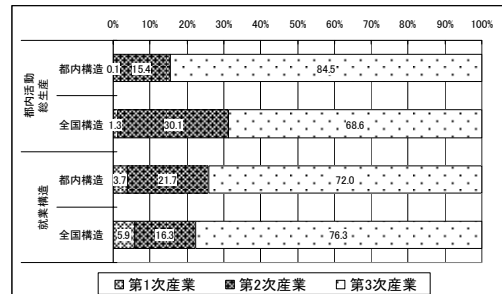
東京都では、10年後の東京が目指すべき姿を示す「都市戦略」として、平成18年12月「10年後の東京～東京が変わる～」を策定した。また、この実現を産業面から推進するため「東京都産業振興基本戦略」(平成19年3月)を策定し、科学技術の面から推進するため「東京都産業科学技術振興指針(第2期)」(平成20年3月)を策定した。

これらの戦略等においては、情報発信型産業など東京の産業の強みを活かした産業振興や産学公・産産連携による研究開発・技術革新の促進を促すとともに、企業の経営戦略として知的財産活用は不可欠なものとして、知的財産の戦略的活用を推進する方向性を打出している。

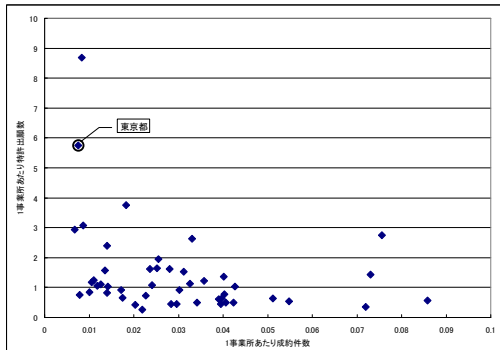
〈基礎データ〉

人口	12,576,601人
事業所数	42,640事業所

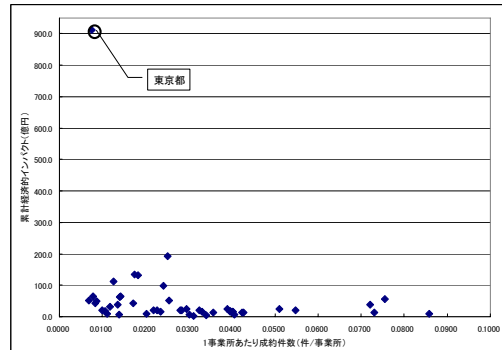
[産業構造]



[知的財産マインドポジション]



[流通成果ポジション]



1. 「中小企業の知的財産活用のための東京戦略(平成 15 年度)」における特許流通事業の位置付け

東京都における中小企業への知的財産活用支援は、平成 15 年 8 月に策定した「中小企業の知的財産活用のための東京戦略(以下、東京戦略)」に基づき実施している。

「東京戦略」は、「中小企業における知的財産戦略のあり方の基本を示すとともに都の支援施策の体系と方向性を明らかにするもの」として、東京都が「東京都知的財産活用本部」を設置し(平成 15 年 4 月)、策定したものである。なお、戦略策定に先立ち、中小企業の知的財産相談窓口として、「東京都知的財産総合センター(以下、知的財産総合センター)」を同年 4 月より開設し、専門家による相談などの中小企業への支援を開始した。

この「東京戦略」の中では、知的財産活用の普及啓発を行うとともに、事業化に向けた支援として、知的財産情報の利用支援や特許流通などの技術移転の相談や支援を取組むこととしている(表 2-X を参照)。

これらの事業推進においては、知的財産総合センターに派遣されている特許情報 AD が、IPDL 指導など情報活用支援の一翼を担い、また、地域特許流通促進事業については、平成 19 年度から知的財産総合センターと社団法人発明協会との連携体制の下で、促進に向けた取組みを行なっている。

さらに、東京都では、平成 20 年度から新たな展開として、「知財戦略導入支援(ニッチトップ育成支援)」として、独自の技術力や製品を保有するものの、知財の活用や知的財産戦略が十分でない中小企業に対し、企業が個々に知的財産戦略を策定し、実行できるよう高度な専門支援を開始した。

これは、「知的財産の戦略的活用を推進する」ための具体的な施策として、「優れた技術を有する中小企業の高度な知的財産戦略導入を支援」として展開するもので、知的財産総合センターが対象企業に対し、社内の体制づくりや戦略策定など 3 年間の集中的な支援を行なう。この中で、特許情報 AD は、企業が知的財産に係る情報を戦略的に活用して、事業化に役立てるよう高度な支援を実施している。

一方、中小企業の経営面での支援は財団法人東京都中小企業振興公社、技術面での支援については地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターが中心となって実施しているが、知的財産総合センターではこれらの機関と密接に連携し、技術開発から製品開発、事業化までの一連の流れの中で、知的財産の創造、保護・活用が効果的に行なわれるよう支援している。さらに、最近では東京都が実施するベンチャー企業支援策との連携や区市町村向けのセミナーなど、幅広く活動の場を広げている。

中小企業の知的財産活用のための東京戦略				
知的財産戦略の重要性を知る	普及啓発	中小企業 け普及啓発	シンポジ ム、セミナーの開催 発 特許()の実施	
		サポートスタッ 研修		
		都立の大学の 職員や公設試 研究機関の職員の知的財産 の上		
	人材育成	技術経営()人材育成セミナーの開催		
		技術経営()人材育成機関の設置		
		創業支援施設における スタリング(育成)機能の強化		
知的財産情報の提供	事例を ま た中小企業 けマ アルの 成			
	知的財産経営情報の発信			
自社にしかない知的財産を創る～知的財産を創り、権利化する～	相談機能の強化	知的財産総合センターにおける相談機能の強化		
	知的財産情報の利用支援	特許 支援 (PD)の活用	特許 (PD)を活用した調査への支援 特許 (PD)活用研修の実施	
		他社・大学等の保有する知的財産の活用支援	・大学等からの技術移転の促進 都の知的財産権の移転促進	全国 流会の開催 産学公連携成長企業発 支援事業 都の保有する知的財産の 理に関する基本方針の策定 都有特許権等の 理条例の と新たな知的財産 理規 の制定
	産学公連携、共 開発の推進	産学公連携コーデ ネット機能の強化		
		都立の大学における産学連携の強化		
		学会を活用した産学連携支援		
		共 研究開発の促進		
	研究開発の支援	産業技術研究所等による技術支援の強化	公設技術支援機関の広域連携による技術開発支援の充実 技術審査機能の強化 技術支援に係る人材 保 大学の保有する計 機 の開放	
			技術開発な に対する助成金の 数年度化	
		東京都産業科学技術振興指針の策定		
		デザイン等に関する総合的支援の実施		
	デザイン、コンテンツ開発への支援	コンテンツ開発への支援		ア メ産業振興の 組みづくり
		権利取得の支援	弁理士、弁護士の活用支援「となりの先生 事業()」	
	外国特許出願費用助成			
特許 (PD)の活用支援				
中小企業に対する審査請求手数料等減 制度の拡充				
優位を 立する～知的財産を事業化し、権利活用する～	相談機能の強化	知的財産総合センターにおける相談機能の強化		
	事業化支援、 開 支援	市場調査の支援		
		一マー ット開 支援事業		
		ア メ産業への国 市場開 促進支援		
	資金調達手 の多様化	中小企業の資金調達先への情報開 の促進40		
		社 、 等による資金調達の支援	C 、CB 等の活用 中小企業 資事業有 組合等の活用による資金支援 知的財産の 化・信託方 に関する支援	
			資による資金調達の支援	
		制度 資・信用保 制度の利用促進 東商テクノネット技術評価事業等への協		
	ライセンシングの支援	特許流通アドバイザーによる支援		
	対策	外国 調査助成		
外国での権利 に係る相談体制の強化				
支援の 組みの検討				
都民・学生・生 け普及啓発 に対する の強化				

図Ⅱ-13-1 「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 東京都の特許流通事業の取組

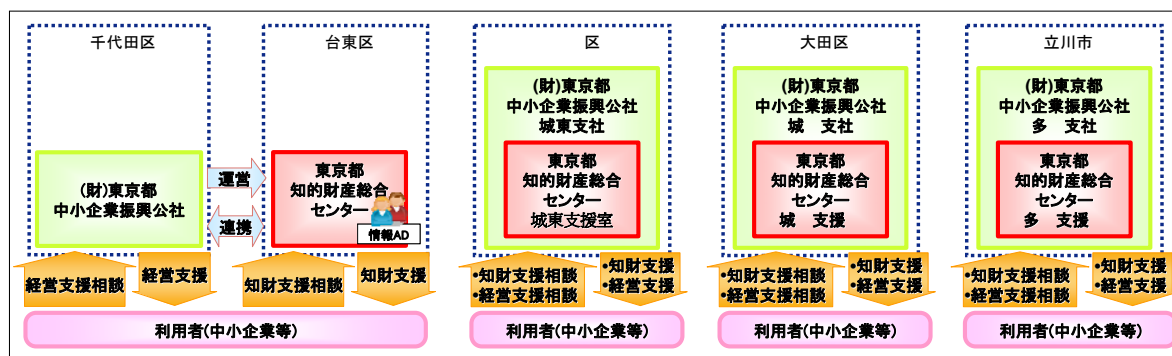
2.1. 取組体制

都内 4 箇所に設置された知的財産センターにより、都内中小企業のための知的財産支援体制を構築

特許情報 AD は、(財)東京都中小企業振興公社に設置された知的財産総合センターに派遣され、特許情報活用の普及啓発支援と高度な情報活用支援が実施されている。

東京都知的財産センターは、本部である知的財産総合センター(台東区)の他、城東支援室(葛飾区)、城南支援室(大田区)、多摩支援室(立川市の3箇所に設置されており、都内広域にわたる支援体制が設けられている。

これら知的財産センターは、(財)東京都中小企業振興公社の本社及び各支社との連携を図ることで、知的財産支援の他、経営支援等を含めた総合的な支援を可能としている。



組織	所在地
東京都知的財産総合センター	台東区 商事ビル
(財)東京都中小企業振興公社	千代田区 東京都産業 局秋葉 庁
東京都知的財産総合センター城東支援	区 城東地域中小企業振興センター
(財)東京都中小企業振興公社城東支社	
東京都知的財産総合センター城支援	大田区 城 地域中小企業振興センター
(財)東京都中小企業振興公社城支社	
東京都知的財産総合センター多支援	立川市 多 中小企業振興センター
(財)東京都中小企業振興公社多支社	

図 II-13-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

表 II-13-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
IPDL 検索活用セミナー	東京都知的財産総合センター	90回	特許情報AD
中小企業向けセミナー	東京都知的財産総合センター	46回	

都・区市町村等職員向け研修	東京都知的財産 総合センター	8回	一部セミナーで特許 情報ADが講師参加
知的財産シンポジウム	東京都知的財産 総合センター	1回	

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-13-2 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集 「2008 特許技術活用ガイドブック」(平成 19年度作成)	東京都(東京都知的財産総合センター)	64件
保存特許のWeb公開(利用促進活動)	東京都立産業技術研究センター 東京都立食品技術センター 等	25件 3件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-13-3 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	実施なし
特許情報AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

東京都知的財産総合センターでは、東京都及び区市町村職員、公的機関職員向け研修を実施している。平成19度は8回実施している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特徴的な取組はなし。

3. 特許流通AD、特許情報ADの活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容
—	実施なし

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「知的財産管理体制及び知的財産戦略構築に係る支援」</p> <p>支援先企業における知的財産の専門知識習得・知的財産管理体制の構築・知的財産戦略の構築(ケーススタディ)を行うため3年計画を作成し、支援している。支援に係る取組として、3年計画を作成し、当初特許制度の説明、特許調査に関する指導、特許出願の支援(明細書作成方法)と推進、加えて社内意識の改革、体制作りを推進している。</p> <p>今後の展開として、企業の希望に従って、特許出願支援を行いながら、社内体制構築を支援企画に従って推進していく。</p>
都内の知的財産に係る普及・啓発	<p>知的財産に係る普及啓発活動においては、東京都、東京都中小企業振興公社、東京都知的財産総合センター、(地独)産業技術研究センター、首都大学東京など、各機関との事業間連携を図るとともに、「東京都ベンチャー技術大賞」、「新製品・新技術開発助成事業」等の選考過程において、応募企業の知的財産の確認やその分野の背景技術の調査などを行っている。加えて、連携している各機関内の職員向けに IPDL 講習を行っている。</p>

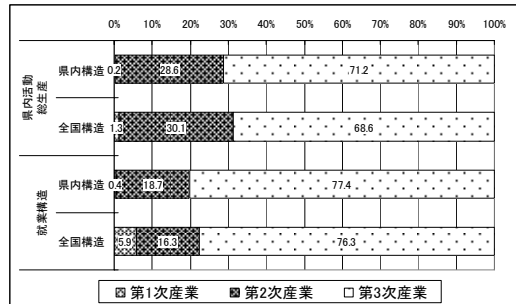
神奈川県

神奈川県では、「かながわ中小企業総合支援委員会」において、経営と技術のワンストップサービスに向けた基本戦略を策定し、経営と技術に係る相談窓口として、(財)神奈川県産業振興センターと県産業技術センターに相互連携窓口を、横須賀三浦地域と県西地域に地域相談窓口を設置するなど、中小企業に対する総合支援の充実・強化に取り組んでいる。加えて、「インベスト神奈川」による世界トップレベルの研究所等の立地・集積の効果を生かし、県内中小企業の独自技術や大学、研究機関等の研究情報を集めた産学公技術連携データベースによる情報提供や、オンリーワン中小企業を紹介する技術展示会、共同研究等により、新設・増設研究所をはじめとして、既存研究所、県内中小企業、大企業、大学等の技術連携を促進し、高付加価値型産業の創出を目指す「神奈川R&Dネットワーク構想」を進めている。

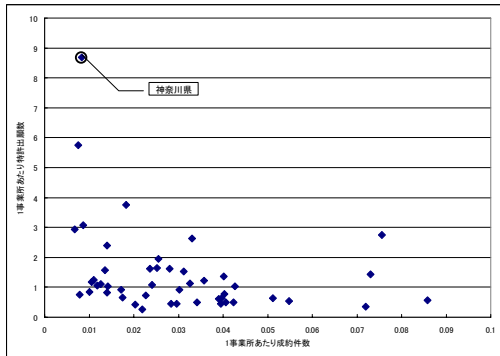
〈基礎データ〉

人口	8,791,597人
事業所数	13,857事業所

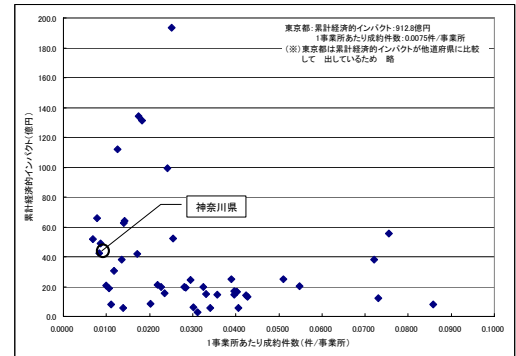
〔産業構造〕



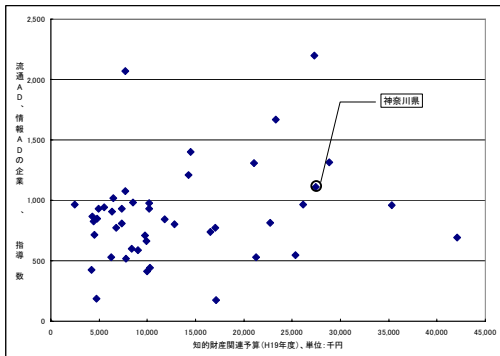
〔知的財産マインドポジション〕



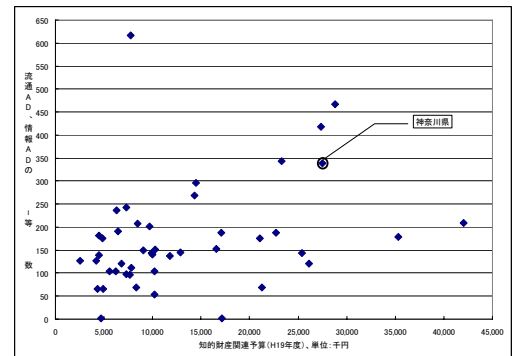
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



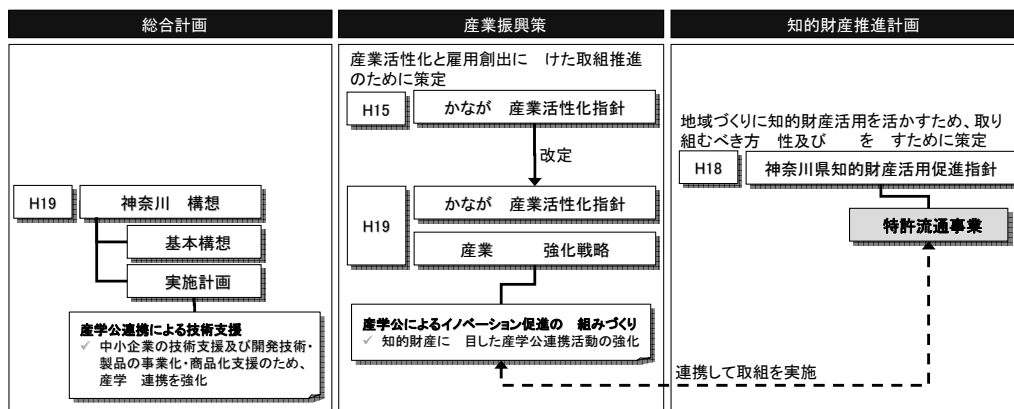
〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 神奈川県における特許流通事業の位置付け

神奈川県では、県の総合計画「神奈川力構想(平成19年7月)」の「実施計画2007-2010」において、「産学公連携による技術支援」により、中小企業の技術支援及び開発技術・製品の事業化・商品化支援のため、産学公連携の強化を図っている。

また、県の産業の活性化と雇用の創出に向けた取組推進のために策定している「かながわ産業活性化指針(平成16年3月)」の改正と併せて策定した「産業競争力強化戦略(平成19年8月)」において、「産学公によるイノベーション促進の仕組みづくり」の「知的財産に着目した産学公連携活動の強化」として、県の知的財産推進計画「神奈川県知的財産活用促進指針(平成18年7月)」と連携して取組むこととしている(図Ⅱ-14-1参照)。「神奈川県知的財産活用促進指針」は、地域づくりに知的財産を活かすため、取り組むべき方向性及び県の果たす役割を示しており、特許流通事業についても、同指針のもと取組を実施していくこととしている(図Ⅱ-14-2を参照)。



図Ⅱ-14-1 神奈川県総合計画・産業振興策・知的財産推進計画の関連性

神奈川県知的財産活用促進指針		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
取組の方	産学公連携の 的な推進	製造技術等の分野における技術移転の支援システムの構築	
		大学等・大企業・中小企業間の技術連携・特許移転の活発化	2.神奈川県の特許流通事業の取組
		「環境との調和」や「全の上」なでの地域への対応	
		産学公連携のための環境整備	
取組方法	知的財産に係る 活動への支援	地域の産業の基である中小企業等への支援	2.神奈川県の特許流通事業の取組
		技術や製品の強化するための支援	
	産学公連携のための環境整備	「公共試 開発ラボ機能」の構築	
		中小企業等への支援の充実	2.神奈川県の特許流通事業の取組
		県試 研究機関を としての産学公共 研究の推進	
		的かつ 果的な産学公連携を推進するための環境整備	
	人材の育成	共 事業推進体制の検討	
		コーデ ネット人材やマネジメント人材の育成	
	技術や製品の 強化への 支援	地域社会から要請が強い分野の人材の育成	
		社会的な に対応する技術の市場化促進に けた支援	
地域名の活用や商標登録等への支援			
	新たな知 による技術な の国 標 化に けた取組の推進		

図Ⅱ-14-2 「神奈川県知的財産活用促進指針」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 神奈川県の特許流通事業の取組

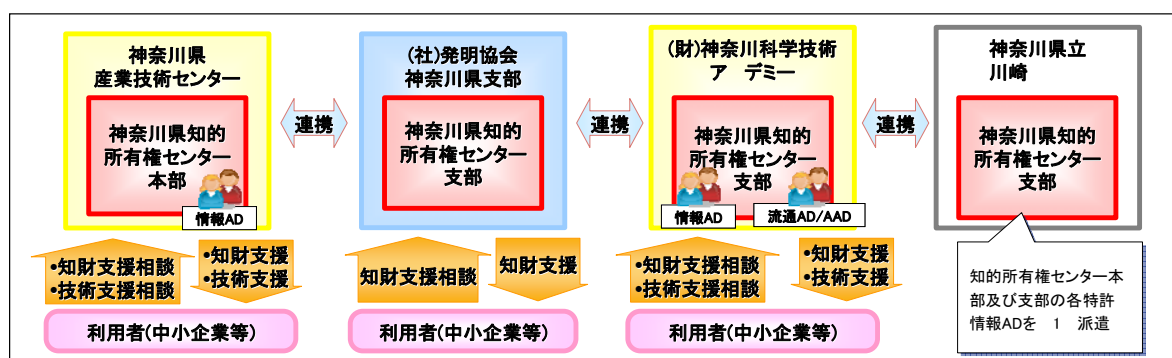
2.1. 取組体制

神奈川県では、神奈川県知的所有権センター本部を神奈川県産業技術センター(海老名市)に、支部を神奈川県立川崎図書館(川崎市)、(財)神奈川科学技術アカデミー(川崎市)及び(社)発明協会神奈川県支部(横浜市)に設置、IPDL 専用端末を配置し、知的財産に係る支援体制を構築している。

特許流通 AD は(財)神奈川科学技術アカデミーに 1 名、特許情報 AD は神奈川県産業技術センター及び(財)神奈川科学技術アカデミーに各 1 名派遣され(両機関の情報 AD を神奈川県立川崎図書館に週 1 回ずつ派遣)、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

特許流通 AD が、所属先の(財)神奈川科学技術アカデミー及び同財団の実施する事業への協力、また各知的所有権センターを巡回及び特許流通に係る相談等を実施することで、県内の各支援機関との連携を図っている。また、国、県、市、特許流通に係る支援機関、特許流通 AD との情報共有のため、「知的財産関係機関連絡調整会議」を開催している。

また、神奈川県内の中小企業向け経営支援のワンストップサービス機関である(財)神奈川産業振興センターでは、経営支援の一環として「地域中小企業知的財産戦略支援事業(平成 21 年度から「地域中小企業知財戦略コンサルティング事業」)」を実施、知的財産専門家を地域の中小企業に派遣し、経営面での知的財産の戦略的な活用について、知的所有権センター及び特許流通 AD 等と連携し、集中的な支援を実施している。



組織	所在地	配置人員
神奈川県産業技術センター (神奈川県知的所有権センター本部)	海 名市	特許情報AD: 1名
神奈川県立川崎 (神奈川県知的所有権センター支部)	川崎市	・ 県産業技術センター及び(財)神奈川科学技術アカデミーに配置されている特許情報ADを 1 つ派遣
(財)神奈川科学技術アカデミー (神奈川県知的所有権センター支部)	川崎市	特許流通AD: 1名 特許流通AAD: 1名 特許情報AD: 1名
(社)発明協会神奈川県支部 (神奈川県知的所有権センター支部)	横浜市	特許出願AD: 1名

図 II-14-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

神奈川県では、県産業技術センターや県立川崎図書館が実施主体として特許情報活用セミナーや特許情報活用講座を開催し、知的財産に関する普及啓発活動を展開している。また、県内の市町村が開催する知財セミナーや異業種交流会などに特許情報 AD を講師として派遣することにより、知的財産権に関する裾野の拡大を図っている。

表Ⅱ-14-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
KSP-Think 交流会講演	川崎市	1 回	特許情報 AD
先行技術調査と特許出願方法	県農業技術センター	8 回	特許情報 AD
知財セミナー 講師	藤沢市	2 回	特許情報 AD
知財セミナー 講師	横浜市	1 回	特許情報 AD
特許情報活用セミナー	県産業技術センター	8 回	特許情報 AD
特許情報活用セミナー	大和市	2 回	特許情報 AD
特許情報活用講座	県立川崎図書館	42 回	特許情報 AD
特許情報活用講座	真鶴町商工会	1 回	特許情報 AD

表Ⅱ-14-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
特許情報活用相談(横須賀商工会議所)	8 回	特許情報 AD
特許情報活用講座(主催：真鶴町商工会)(再掲)	1 回	特許情報 AD

2.3. 県有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-14-3 県有特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
特許流通データベース	INPIT	12 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-14-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	20FY 実施(7社に対し支援を実施)
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市「実効型パテントソリューション YOKOHAMA」 (主催：横浜市)	20FY 実施(平成 21 年 2 月 5 日)

無料特許相談会(先使用权・職務発明無料相談)(主催:財団法人神奈川県科学技術アカデミー、特許庁、関東経済産業局、広域関東圏知的財産戦略本部、神奈川県)	20FY 実施(平成 20 年 7 月 9 日)
平成 20 年度大学研究者等対象セミナー(主催:広域関東圏知的財産戦略本部・関東圏経済産業局・特許庁、共催:神奈川県・財団法人神奈川県科学技術アカデミー)	20FY 実施 (平成 20 年 11 月 20 日「産学連携を円滑に行うために」 平成 20 年 11 月 27 日「ラボノートの意義と記載・保管・活用」)

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・神奈川県知的財産戦略策定支援委員会 委員
特許情報 AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

広域関東圏知的財産戦略本部等が主催する研究者を対象としたセミナーに、神奈川県と財団法人神奈川県科学技術アカデミーが共催として参加し、公設試験研究機関の研究員等にも参加を呼びかけた。

セミナーのテーマは、知的財産権の取得とその戦略的活用に向けた「ラボノートの活用」や、研究成果を知的財産権として保護・活用し更なる研究開発に繋げていくための「産学連携」であり、県内大学や企業の研究者に混じって県職員・公的機関職員が知的財産に対する意識と知識の向上を図った。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD については、技術移転の経験を有する人材を育成している。所属は、特許流通 AAD の派遣元の技術支援組織である。

特許流通 AAD は、特許流通 AD の OJT により、現在保有する実務能力がより実践的に向上するよう育成する。特に、技術移転にあたっては、他機関との連携により、技術的支援に加え、経営的支援を考慮して業務に取り組むこととする。

育成期間終了後は、(財)神奈川県科学技術アカデミーにおいて、県内企業の技術移転はもとより、都道府県をまたがる流通案件についても、特許流通 AD と連携し、県内技術シーズの県外への展開や、他県のシーズを導入することによる県内企業のビジネスの活発化を促進する役割を果たすことを期待している。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
県の事業への協力支援		「神奈川 R & D ネットワーク構想」に参画し、大企業から中小企業への技術移転の実現に向けた取組(技術移転フォーラムの開催等)、県内中小企業のオンリーワン技術の大企業での活用に向けた取組(技術展示会の開催等)における支援を行っている。
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県外企業	「墓石製造に係る事業化支援」 ライセンサーとライセンシーは 10 年以上の関係を有している。事業化プランは、ライセンシーが製造する墓石で実施している。現在の事業化に向けての実施状況は準備中である。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 神奈川県 横浜市 川崎市	「横浜市や川崎市との連携」 政令指定都市である横浜市や川崎市が積極的な特許流通活動を開始したことから、両市から連携依頼があり、県との調整を心がけながら、両市と特許流通活動の全面的な連携を図った。 具体的には、川崎市主催「知財交流会」や横浜市主催「パテントソリューションフェア」等に企画段階から参加した。今後の展開として、両市との連携により神奈川県全体の特許流通活動充実化を図っていく。また、他の市との連携も継続的に強化していく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「新製品事業化及び特許取得、商標取得の支援」 支援先企業の新製品のための商標出願の支援を行い、商標出願完了した。また、新製品の委託製造先、委託販売先と取り交わす契約書についても支援を行った。今後の展開として、商標登録完了までの支援及び新製品事業化完了までの支援を行っていく。
	「新製品製造における特許出願支援及び特許庁制度の活用支援」 支援先企業に対して、新製品「組織片処理装置」についての先行技術調査と特許出願明細書の作成方法を指導した。また、特許庁の『先行技術調査』と『早期審査制度』を活用して特許出願を実施した。 加えて、国内特許を基礎とした PCT 国際出願の方法と、東京都知的財産総合センターからの資金助成を受ける方法を指導した。 今後は、知的財産の保護を図るために、国内出願については関連発明の特許出願の方法を指導し、海外出願については、PCT 国際出願の国内移行手続について指導を行っていく。

新潟県

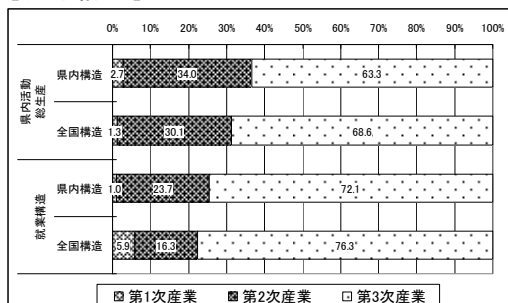
新潟県では「県内産業の高付加価値化」を目指すため、県内の中小企業に知的財産の活用を促し、権利侵害などのリスク管理能力に優れた高付加価値型企業を多く輩出するため、平成18年度から以下について取り組んでいる。

- 中小企業の経営者や技術者等に対する積極的な啓発活動の推進
- 中小企業における知的財産活用を円滑に推進するため、知的財産に関する担当者の設置を誘導
- 競争優位を確立するために企業の主体的な知的財産の創造を促進するとともに知的財産を活用した事業化を支援

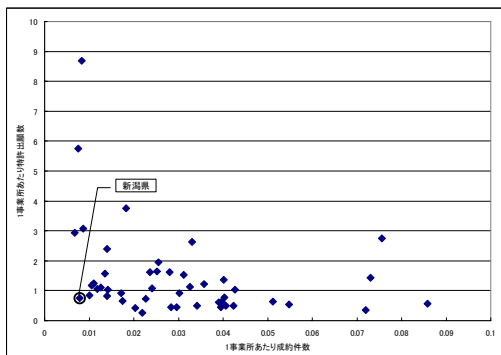
＜基礎データ＞

人口	2,431,459人
事業所数	7,226事業所

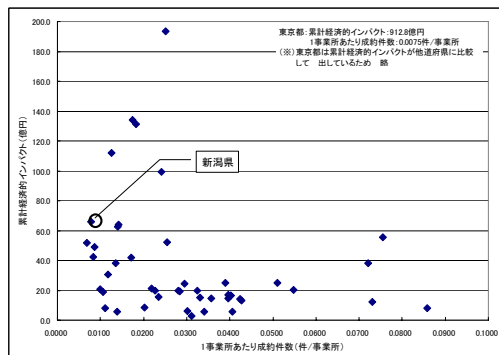
【産業構造】



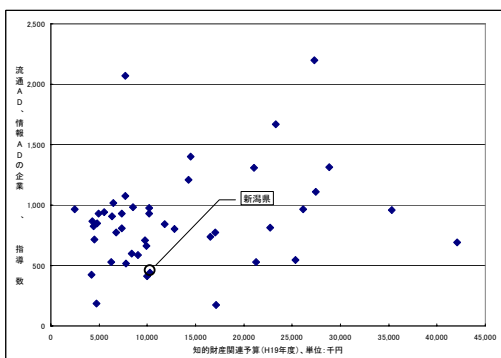
【知的財産マインドポジション】



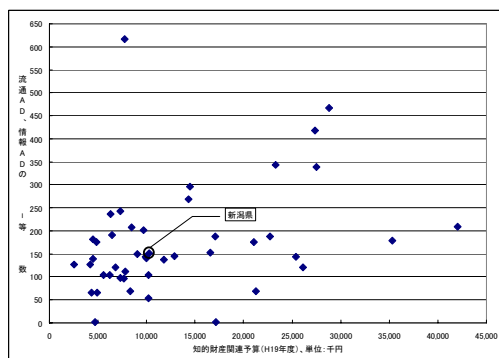
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「新潟県夢おこし政策プラン」、「中小企業知的財産活用プロジェクト(平成 17 年度)」における特許流通事業の位置付け

県基本計画「新潟県夢おこし政策プラン(平成 18 年 7 月策定)」において企業育成を推進している。その中で、県内産業の強みである機械や金属製品、生活関連産業等において、更なる強化を行い、企業の事業活動を促進する制度的枠組みを構築することを目指している。この枠組み構築のための一例として、知的財産戦略の展開が挙げられている。

一方、県では知的財産の活用による中小企業支援及び支援体制整備のために、「中小企業知的財産活用プロジェクト」を策定した。この計画は実施期間(平成 18 年度から平成 22 年度)の内の前半 3 年間で「知的財産カルチャー啓発」、後半 2 年間で「知的財産を活用した事業化」に重点的に取り組むこととしている。

新潟県中小企業知的財産活用プロジェクト		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
H18~20	知的財産 ルチャ-啓発	
	知的財産マインドの高 と知的財産担当者の設置の 導を目的とした 会を開催	
	知的財産 ルチャ-育成のためのセミナーや 強会を開催	2新潟県の特許流通事業の取組
	知的財産情報のリアルタイムな配信を実行	
	企業へ職員が出 き、出 で知的財産 のヒアリングを行うとともに、各機関が連携して を	
	知的財産の に必要な専門スタツ を企業に派遣	
	知的財産マインドのトップランナー企業を育成するための 強会を開催	
H21~22	知的財産を活用した事業化	
	新技術・新製品開発の権利保護と新技術・新製品の権利 に対する支援	
	産産、産学連携コーデ ネットの推進と産学 連携技術開発、共 研究、 託研究、 試 等を活用した企業の技術開発、製品開発を支援	
	新製品の 開 を支援するとともに、新技術・新製品開発への資金補助	

図 II-15-1 新潟県中小企業知的財産活用プロジェクトにおける
特許情報活用及び特許流通事業促進のアクションプラン

2. 新潟県の特許流通事業の取組

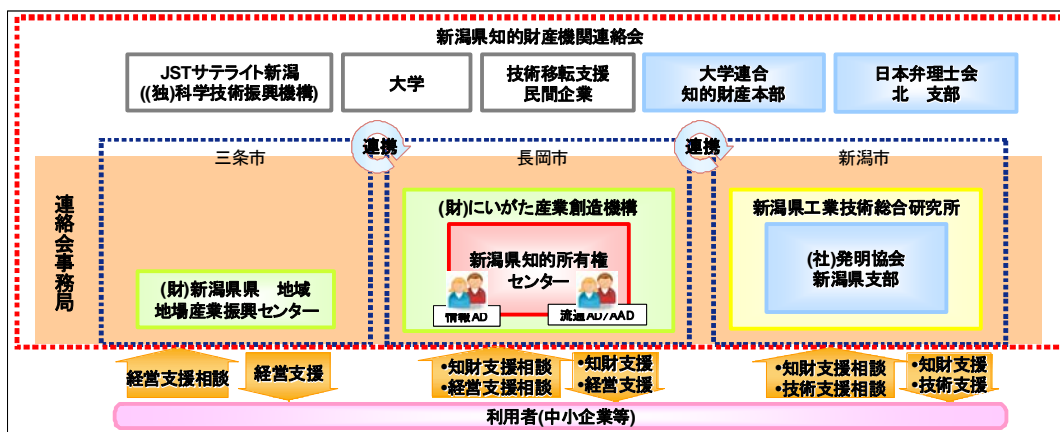
2.1. 取組体制

①(財)にいがた産業創造機構と②発明協会新潟県支部に新潟県知的所有権センターを設置している。①では知的財産や経営に係る支援を行い、②では新潟県工業技術総合研究所と連携しながら知的財産や技術に係る支援を行っている。

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、新潟県知的所有権センターに派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。新潟県知的所有権センターは、(財)にいがた産業創造機構サテライトオフィスの NICO テクノプラザ(長岡市)に配置され、特許情報及び特許流通を主に支援し、(社)発明協会新潟県支部(新潟市)は特許情報閲覧及び相談受付を主に支援している。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は新潟県工業技術総合研究所、経営支援に係る相談は(財)にいがた産業創造機構及び(財)新潟県県央地域地場産業振興センターで実施されている。上述の技術・経営に係る支援機関と知的所有権センターとが連携し、知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

県内の支援機関の連携を図るため、県が「新潟県知的財産機関連絡会」を組織している。特に、連絡会事務局の支援機関(知的所有権センター、新潟県産業労働観光部産業振興課、新潟県工業技術総合研究所、(財)にいがた産業創造機構、(社)発明協会新潟県支部)は、3ヶ月に1回程度打合せを行っており、情報共有等の連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
新潟県知的所有権センター(長岡市)	長岡市(財)にいがた産業創造機構 (テクノプラザ)	特許流通AD:1名 特許流通AAD:1名 特許情報AD:1名 職員(、2日):1名 (財)にいがた産業創造機構特許流通担当者(、1日):1名
(財)にいがた産業創造機構(知的財産関連)		
新潟県知的所有権センター(新潟市)	新潟市 新潟県工業技術総合研究所 (社)発明協会新潟県支部	新潟県工業技術総合研究所企画 理 知的財産担当者(、1日):1名
新潟県工業技術総合研究所		
(社)発明協会新潟県支部		
(財)にいがた産業創造機構(知的財産関連 外)	新潟市 代島ビル	
(財)新潟県 地域地場産業振興センター	三條市	

図 II-15-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

新潟県は、(財)新潟県県央地域地場産業振興センターとの連携による特許シーズ活用セミナーを開催するとともに、県内企業の独自技術に関する研究会へ参加し地域特許流通促進事業に関する講演を実施することで、特許流通の普及啓発を図っている。

表Ⅱ-15-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許シーズ活用セミナー	(財)新潟県県央地域地場産業振興センター	1回	特許流通AD
特許流通ADについて	ネプラス工法研究会	1回	特許流通AD

表Ⅱ-15-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
・特許電子図書館(IPDL)活用講座(新潟商工会議所主催)	1回	特許情報AD、参加者13名

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-15-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP)		実施なし
特許流通データベース	INPIT	5件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-15-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	19FY 実施、20FY 実施

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	・新潟県知的財産連絡会 委員
特許情報AD	・新潟県知的財産連絡会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業での技術者の経験及び知的財産業務の経験を保有し、かつ、県内の大学連合知的財産本部の発明コーディネーターを務めながら特許事務所に勤務していた人材を採用している。所属は、(財)にいがた産業創造機構 NICO テクノプラザである。

特許流通 AAD の育成については、「企業間や大学との間での技術移転を支援できるとともに、他機関との連携を進めることにより企業のスムーズな事業化を支援できる人材の育成」を挙げている。

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例	(支援先) 県内企業	「側溝の改修工法の発明に係る権利化支援」 側溝の改修工法を発明した案件で、当該発明に必要なカッティングマシンは、県の補助金で作成し、平成 18 年 12 月に権利化した。特許流通 AD が(財)にいがた産業創造機構を紹介し、販売等に係る支援を受けた。発明にあたって、コンクリート強度の計算において新潟大学の協力を得た。 県内に研究会を設立し(平成 18 年 6 月)、現在県外での研究会の設立を準備している。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「製造企業の知的財産に係る知識の組織的・継続的向上の支援」 支援先企業は、工業用ミシンのボビンケース等を製造する企業である。特許出願等の知的財産に係る取組が活発でなかった。県主催の知財セミナーへの参加を契機に知的財産の重要性を認識し、特許情報 AD に支援の要請があった。 主な支援に係る取組として、知的財産制度の概要説明、特許電子図書館(IPDL)の活用支援、検索時の注意点、特許・実用新案 DB、文献番号索引照会並びにテキスト検索に係る支援、IPC・FI・F タームの概要とこれら分類を使用した検索に係る支援、権利化経過情報及び審査書類情報の照会に係る支援、意匠のテキスト検索、意匠分類検索、商標の出願・登録情報検索、称呼検索及び図形商標検索に係る支援、特許請求の範囲の解釈についての説明、特許請求の範囲の解釈を具体的な事例(失敗事例を中心)を基に説明を実施した。 今後は、支援先企業から要請があれば都度支援していく。

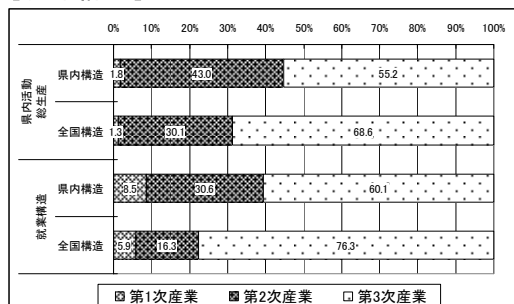
長野県

長野県では、ものづくり産業の振興に向けて、「地域資源製品開発支援センター」を設置し、中小企業が行う地域資源を活用した商品開発を企画の段階から一貫して支援する事業、「ナノテク・材料活用支援センター」を設置し、ナノテク・材料技術に係る先端的研究成果の提供・事業化を支援する事業、販路開拓や取引促進等を専門に行う「マーケティング支援センター」を設置し、県内中小企業のマーケティング力強化を総合的に支援する事業、「長野県産業人材育成支援センター」を設置し、中小企業等の人材育成・確保及びキャリア形成を支援する事業などが取り組まれている。

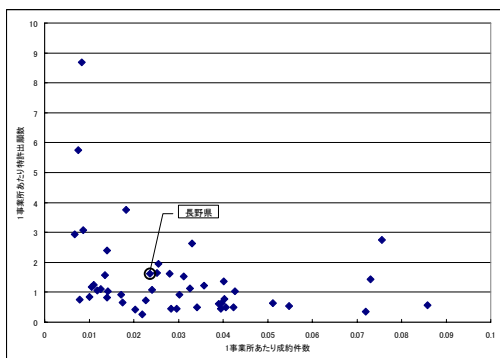
＜基礎データ＞

人口	2,196,114人
事業所数	7,012事業所

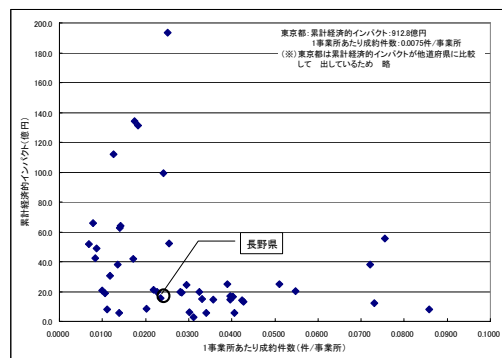
【産業構造】



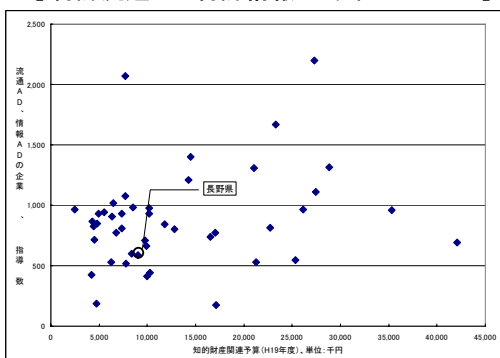
【知的財産マインドポジション】



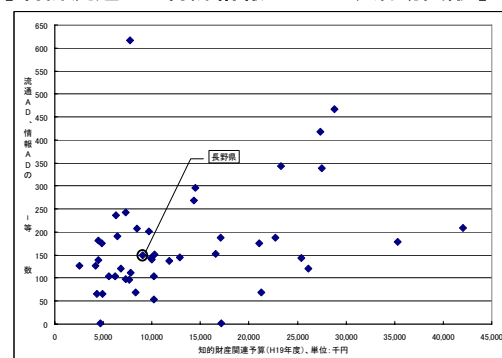
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「長野県産業振興戦略プラン」における特許流通事業の位置付け

県の産業振興指針「長野県産業振興戦略プラン(平成 19 年 3 月)」において、「産学官が一体となった有機的な施策の展開」の「知的クラスター創成事業」を通じて特許出願、商品化・事業化等の取組を行っている。

県の知的財産推進計画は、平成 20 年度中に策定する。³

³ 「都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取組状況に関する調査結果(平成 20 年 3 月、特許料総務部普及支援課)」

2. 長野県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

長野県工業技術総合センター、長野県創業支援センター、(社)発明協会長野県支部(長野県知的所有権センター)、(財)長野県テクノ財団を同一施設内に配置し、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、長野県知的所有権センター((社)発明協会長野県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援は長野県工業技術総合センター、長野県創業支援センター、(財)長野県テクノ財団において、経営支援は(財)長野県中小企業振興センターにおいて実施されている。

長野県工業技術総合センターと同一施設内に、長野県創業支援センター、(社)発明協会長野県支部(長野県知的所有権センター)、(財)長野県テクノ財団が配置され、各支援機関が連携することで企業への知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

また、県内の高等教育機関や研究機関との連携を図るため、特許流通 AD が信州大学の産学官連携コーディネーター、信州 TLO のアドバイザーと共に、シーズ提供から技術移転における連携体制の構築を推進している。加えて、高専や大学(諏訪東京理科大、山梨大、電通大、東京電気大等)のアドバイザーとも連携を図っている。

さらに、県が日本弁理士会と「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定(平成 19 年 11 月)」を締結し、特許流通事業の取組体制と弁理士との連携体制の構築を図っている。



組織	所在地	配置人員
長野県知的所有権センター	長野県工業技術総合センター	特許流通AD:1名 特許流通AAD:1名 特許情報AD:1名 (社)発明協会支部職員(務、2日):1名 職員(専):1名
(社)発明協会長野県支部		
長野県工業技術総合センター		
長野県長野創業支援センター		
(財)長野県テクノ財団		
(財)長野県中小企業振興センター	平成21年4月～ 長野県工業技術総合センター	

図 II-16-1 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

長野県では、一般向けに特許セミナーが開催されているとともに、県有特許取得推進に向けて県担当職員向けセミナーの実施や高等学校、高等専門学校に対して積極的に知的財産に関する講演会を実施している。

表Ⅱ-16-1 知的財産に関するセミナー・講演(20FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
県職員向けセミナー実施(県有特許取得推進)	長野県		
ベンチャー企業向け知的財産セミナー	関東経済産業局、長野県 (社)発明協会長野県支部	3回	
知的財産教育支援セミナー	関東経済産業局、長野県 (社)発明協会長野県支部	1回	
IPDL 検索講習会	知的所有権センター	11回	特許情報 AD
中国・韓国・米国・欧州特許検索講習会	知的所有権センター	5回	特許情報 AD
生物・化学講座での特許検索	長野県看護大学	1回	特許情報 AD
インターネットで特許を検索しよう	岡谷市	2回	特許情報 AD
特許検索講習会	AREC プラザ 医療・介護機器研究会	2回	特許情報 AD
特許情報活用・検索講習会	ミヤリサン製菓 KK 他 2 社	3回	特許情報 AD
情報検索技術スキルアップ勉強会	NPO 上田図書館クラブ	1回	特許情報 AD
特許検索勉強会	上田アイディア研究会	1回	特許情報 AD
特許セミナー	信越富士通 長野日本無線	5回	特許流通 AD
長野知的財産研究会 講演	(社)発明協会長野県支部	1回	特許流通 AD
くらしを支える知的財産	長野県上田千曲高等学校	1回	特許流通 AD
知的財産活用講演会 他	長野工業高等専門学校	2回	特許流通 AD
ものづくりに活かす知的財産	東海大学附属第三高等学校	1回	特許流通 AD
経営における知的財産の活用(知財駆け込み寺事業)	長野県商工会議所連合会	2回	特許流通 AD
知的財産の活用と支援策	長野県創業支援センター	2回	特許流通 AD

表Ⅱ-16-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
地域力連携拠点事業(知的資産経営)	1回	特許流通 AD
特許情報の活用・検索講習会(佐久・飯田商工会議所)	2回	特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-16-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		42件
県有特許開放情報(HP)		実施なし
特許流通データベース	INPIT	13件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-16-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	実施なし
特許情報 AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

県有特許権の取得推進と事務手続き周知のために、県職員を対象に特許権の基礎と契約に係る事務手続きをテーマに、協力協定を締結した日本弁理士会から弁理士を講師として招聘し、セミナーを開催している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、県の産業振興機関にて経営支援の経験を有している人材を採用している。配置場所は、長野県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、1年目に知的財産の基礎知識を習得し、特許流通 AD との企業訪問を通じて業務を把握する。2年目に成約実現のための課題を明確にして必要に応じて簡単なアドバイスができる程度のスキルを習得する。特許流通 AD の助言を受けながら、成約実現を目指す。

育成期間終了後は、中小企業振興センターにおいて、企業訪問、企業相談を行い、知的所有権センターや特許流通 AD と連携し、県内企業が知的財産権を活用するための知的財産権の専門家として活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
商品販売に係る取組		特許流通の成約後、商品開発した企業の販売活動において、特許流通 AD と県商工担当、中小企業振興センター(マーケティング)と連携し、総合的な相談・支援を実施している。
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業 県外企業	「アルコール飲料に生花又は生葉を添加する方法の特許流通に係る支援」 県外企業のシーズを県内酒造メーカー(7 社)に紹介し、当該案件のライセンシーとのマッチングの結果、成約に至った。 ライセンシーが製造するアルコール飲料(特にブランドー)に、ライセンサーの特許技術による生花(桜)を添加した新しいリキュールを製造販売する(平成 20 年 9 月 4 日、県内にて発売)。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 応援コーディネーター	「地域力連携拠点事業における知的資産経営支援」 中小企業支援において、支援体制が不明確である。また、経済産業省が採択した地域力連携拠点には、「知的資産経営」を推進するためのコーディネーターが配置されていない。県内中小企業は、技術導入に消極的であり、事業拡大の課題となっている。そのため、応援コーディネーターと連携し、「知的資産経営」として、特許流通による特許技術の導入、保有特許技術の開放等の支援策を推進した。結果として、知的資産経営を認識する中小企業が増加し、不足技術に関する他社特許技術を導入する中小企業が増加した。 今後の展開として、知財資産経営に活かす特許流通の活用に関する PR と理解度の向上、中小企業が保有する知財資産と不足技術等の把握及び支援を行っていく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「表示タグの製造販売に係る特許出願及び商品化の支援」 製造業企業が自社製品として表示タグに係る製造販売を企画しており、当該企業担当者から特許調査と特許出願について指導の依頼があった。登録実用新案があったが失効しており、当該企業において開発を進めて先行技術にはない工夫が追加されたため、特許出願した。当該企業担当者が明細書を作成し、5 回の修正を経て特許出願を完了した。現在、型を製作中で、県発明工夫展等への出展を考えている。今後は、無料先行技術調査の利用を支援していく。

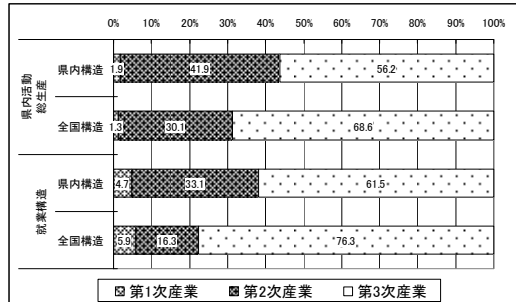
山梨県

山梨県では、地域経済の活性化を図るため、中小企業の新たな事業展開や新技術・新製品の開発等を支援するとともに、企業が必要とする技術系人材の確保・育成を図っている。このため、山梨県工業技術センター、山梨富士工業技術センター等において講習会・研修会等を行っている。

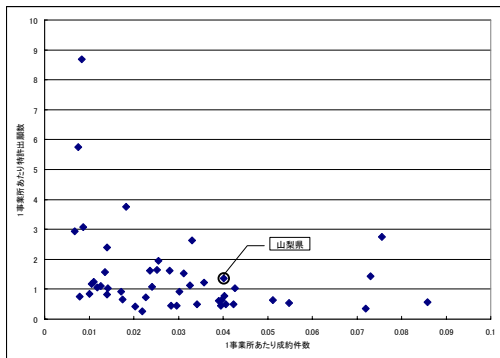
<基礎データ>

人口	884,515人
事業所数	2,650事業所

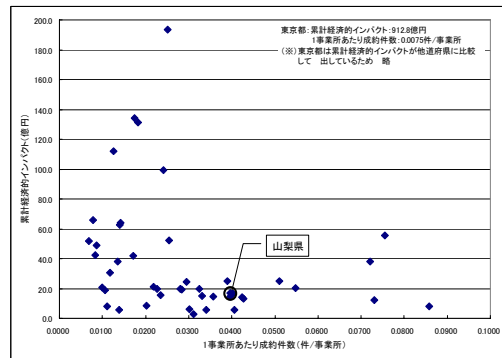
[産業構造]



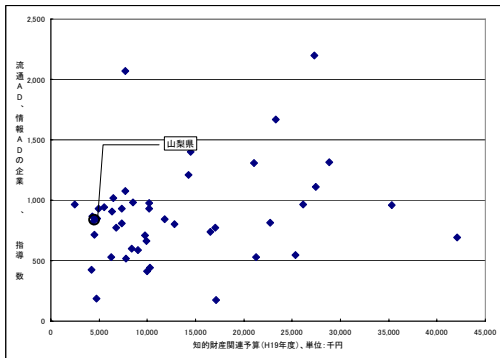
[知的財産マインドポジション]



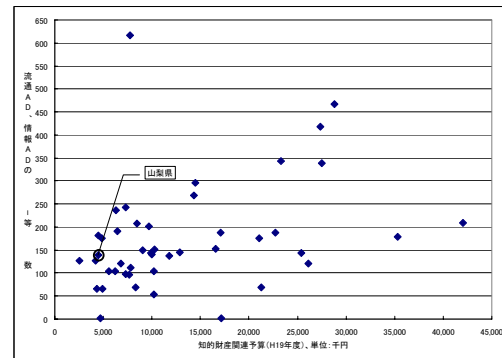
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「やまなし知的財産戦略(平成17年度)」における特許流通事業の位置付け
 国の知的財産に係る取組を背景に、県では、知的創造サイクル確立による産業振興を基本目標として、平成18年2月に「やまなし知的財産戦略」を策定している。同戦略において、特許流通事業に取り組むこととしている(図Ⅱ-17-1を参照)。

やまなし知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産の創造	知的財産に関する情報提供・相談機能の充実強化	知的所有権センター機能の充実強化	2.山梨県の特許流通事業の取組
		県立試 研究機関の情報提供機能の強化	2.山梨県の特許流通事業の取組
		先行技術調査実施への支援	
		産学 連携による知的財産情報 流の促進	
		知的財産に係る人材のネットワーク化	
	中小企業の技術開発への支援	知的財産活用事例の	2.山梨県の特許流通事業の取組
		中小企業の知的財産経営の促進	
		専門知 を有する人材の派遣	
		中小企業の技術評価制度の創設	
		県立試 研究機関による技術支援の推進	
		共 研究の推進	
		研究開発費の助成	
	産業横 的な研究開発の推進	イン ーションの充実	
	県有知的財産創造活動の活性化	産業横 的な研究の推進	
		各試 研究機関の連携強化	
山梨 ランドの 立	特許等出願手続きの見直し		
	研究員のインセンテ の上		
	地場産業製品の山梨 ランド化の推進		
知的財産の保護	中小企業が保有する知的財産の権利化への支援	農 産物の山梨 ランド化の推進	
		地域団体商標登録の支援	
	試 研究機関の研究成果の権利化推進	料相談の実施	
		出願等に対する支援	
	県有知的財産 理体制の整備	特許登録の 化	
		知的財産専門 の有 活用	
知的財産の活用	知的財産を活用した事業化を目指す中小企業への支援	研究員の知的財産研修の推進	
		研究 理要綱の標 化	
		知的財産権 理の 化	
		知的財産の 元的 理	
		開放特許活用の促進	2.山梨県の特許流通事業の取組
	県有知的財産の活用の推進	県内 利用特許等のデータベース化	2.山梨県の特許流通事業の取組
		ベンチャー企業への支援	
		知的財産権を担保にした 付制度等の利用促進	
		開 への支援	
		コンテンツ流通ビジネスへの支援	
人材の育成	知的財産に関する普及啓発の推進	研究成果の活用の推進	
		知的財産権の実施許 の推進	2.山梨県の特許流通事業の取組
		県内企業への優先的実施許	2.山梨県の特許流通事業の取組
		研究成果合 発 会の開催	2.山梨県の特許流通事業の取組
		シンポジ ムの開催	
		知的財産 ャアの開催	
		知的財産経営戦略 の実施	
知的財産 育の推進			
の実施			
広報活動の推進			

図Ⅱ-17-1 「やまなし知的財産戦略」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 山梨県の特許流通事業の取組

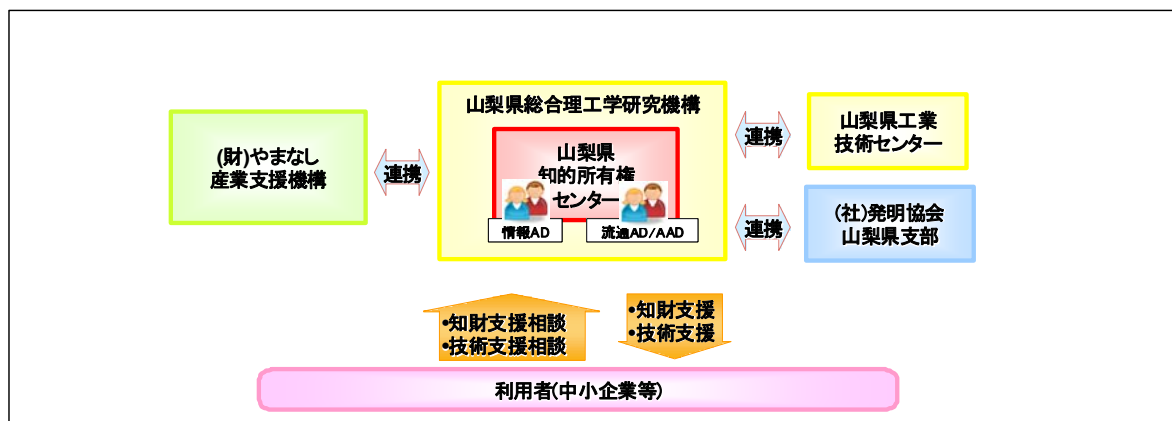
2.1. 取組体制

山梨県知的所有権センター(山梨県総合理工学研究機構)、山梨県工業技術センター、(社)発明協会山梨県支部及び(財)やまなし産業支援機構の連携により、企業への知的財産・技術にかかる支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、山梨県知的所有権センター(山梨県総合理工学研究機構)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は山梨県工業技術センター、経営支援に係る相談は(財)やまなし産業支援機構にて実施している。山梨県知的所有権センター(山梨県総合理工学研究機構)、山梨県工業技術センター、(社)発明協会山梨県支部及び(財)やまなし産業支援機構の連携により、企業への知的財産・技術にかかる支援体制の構築を図っている。

県内の知的財産に係る専門人材の連携を図るために、特許流通 AD と特許情報 AD との業務の分担・補完、(社)発明協会山梨県支部との情報交換、(社)発明協会山梨県支部及び山梨県総合理工学研究機関の職員による特許流通 AD 業務サポート(電話取次、物品購入等の庶務)、山梨県工業技術センターからの技術支援(企業訪問時に同センター研究員が同行 等)等の協力体制を構築している。



組織	所在地	配置人員
山梨県知的所有権センター	府市 山梨県工業技術センター	特許流通AD:1名 特許情報AD:1名 総合理工学研究機構職員(、1):2名 発明協会山梨県支部職員(、1):3名
山梨県工業技術センター		
(社)発明協会山梨県支部		
山梨県総合理工学研究機構		
(財)やまなし産業支援機構	府市	

図 II-17-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

山梨県では、特許流通 AD・特許情報 AD による講演等を行うほか、(財)やまなし産業支援機構で「知的財産経営戦略塾」を開催し、知的財産に関する普及・啓発を図っている。

表 II-17-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
平成 18 年改正法説明会	山梨県知的所有権センター	1 回	特許情報 AD
拒絶理由通知書を受けた場合の対応策	山梨県知的所有権センター	4 回	特許情報 AD
特許明細書の書き方	山梨県知的所有権センター	4 回	特許情報 AD
知的財産権制度の概要	山梨県知的所有権センター	2 回	特許情報 AD
先行技術調査の仕方	山梨県知的所有権センター	3 回	特許情報 AD
意匠・商標の検索の仕方	山梨県知的所有権センター	1 回	特許情報 AD
山梨テクノフェア & マルチメディアエキスポ	(財)やまなし産業支援機構	1 回	特許流通 AD 特許情報 AD
知的財産経営戦略塾	(財)やまなし産業支援機構	3 回	特許情報 AD

表 II-17-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
山梨中銀知財セミナー	1 回	特許流通 AD 特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表 II-17-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		5 件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	知的所有センター	2 件
やまなし未利用特許データベースサイト	山梨県	92 件
地域科学技術シーズ一覧	山梨県	105 件
NewsLetter	PADIC	特許 2 件
特許流通データベース	INPIT	実施なし

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表 II-17-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	地域技術事業化推進会議メンバー(平成 19 年度)
特許情報 AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特許流通 AAD 以外の知的財産活用人材の育成は行っていないが、各部局の担当者が県有特許の実施許諾等に従事している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD については、(財)やまなし産業支援機構の職員 1 名が特許流通 AAD を兼務するとともに、同財団において民間経験者 1 名を採用する予定であり、やまなし知的財産戦略の基本目標である「知的創造サイクル確立による産業振興」に結び付く人材の育成を図る。

育成期間終了後は、(財)やまなし産業支援機構において特許流通促進活動に携わる人材として活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 山梨大学	<p>「音信号の加工装置及び加工方法の特許流通に係る支援」</p> <p>難聴者を対象とした、可聴音の聞き取り改善装置の開発、及び小型化を含む商品化の案件である。やまなし産業支援機構、山梨県工業技術センターと連携し、本案件を推進した。</p> <p>特許流通 AD として、開発に係る技術的、資金的助成制度の紹介並びに、課題解決のアドバイス及び課題解決に係る技術的課題解決のプログラム作成に関するアドバイスを行った。</p> <p>ライセンシーの開発担当者と同行し、やまなし産業支援機構の新産業創造部新事業支援課課長を訪問し、助成策についてヒアリングし、「事業可能性評価」を受けることとした。ライセンシーと開発スケジュール及び検討課題につき協議をして、今後必要となる知的所有権、特に製品デザインについての対応をアドバイスした。</p> <p>また、山梨県工業技術センターの助成金申請及び助成金採択後の対応に係るアドバイスを行った(助成金申請書提出に係る研究要領作成のアドバイス、研究担当者の紹介、ものづくり産業支援事業(成長分野研究開発事業費補助金)の交付申請採択後の研究実施要領作成のアドバイス、研究担当者と利用可能設備の紹介)。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 山梨県、 山梨県工業技術センター、 INPIT、 山梨県総合理工学研究機構	<p>「山梨県知的所有権センターの担当を県の企画部企画課から商工労働部への移動」</p> <p>特許流通 AD・AAD が県の企画課所属では訪問企業の技術移転ニーズ把握が間接的となるため、アドバイザーとしての役割を十分に活用できない。そのため、山梨県総合理工学研究機構事務局長、県の企画課、山梨県工業技術センター所長、県の企画課経由で INPIT に現状を報告した。</p> <p>各機関及び担当者への報告の実施により、山梨県総合理工学研究機構事務局長、山梨県工業技術センター所長の了承を得た。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「保冷具の商品化・事業化支援」</p> <p>身体を冷却するための保冷具は、大手企業の競合製品が存在しており、地方の中小企業がどのように対応を行っていくかが重要である。</p> <p>まず、先行技術調査を十分に行い、弁理士等の専門家の意見を交えて先行技術に抵触しない技術を開発し、特許出願した。請求範囲の立て方等について事業戦略の立場から現在及び将来の展望を考慮してアドバイスを行い、出願手続については弁理士を通じて行った。</p> <p>出願後、製品が完成し山梨県新製品発表会にて発表・展示した。大手企業の競合製品とは、素材・対象とする利用者・利用性・デザインの面で差別化を図っている。また、販売にあたって、商標登録出願を行い、デザインについては意匠登録出願の手続支援を行った。</p> <p>今後の展開として、「やまなしデザインコンペティション」への出展、新聞記事掲載依頼、出願審査請求及び早期審査に関する事情説明書の提出を行っていく。</p>

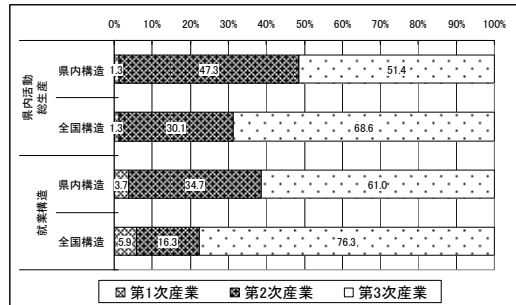
静岡県

静岡県では、中小企業等が行う新商品・新技術等の開発や販路開拓に助成を行うことで、中小企業の「経営革新計画」への取組を促している。加えて、小規模事業者の経営基盤強化を図ることを目的として、商工会・商工会議所等が実施する経営改善普及事業や合併環境整備事業等への支援を展開している。

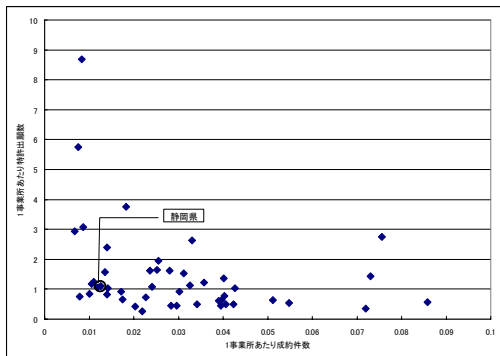
〈基礎データ〉

人口	3,792,377人
事業所数	13,741事業所

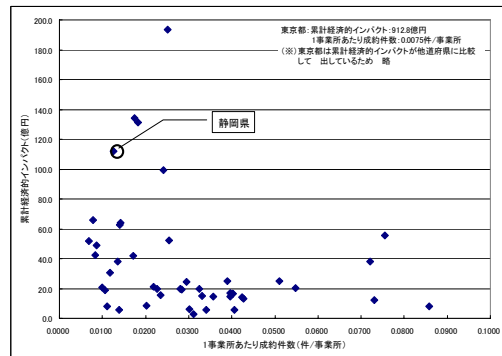
〔産業構造〕



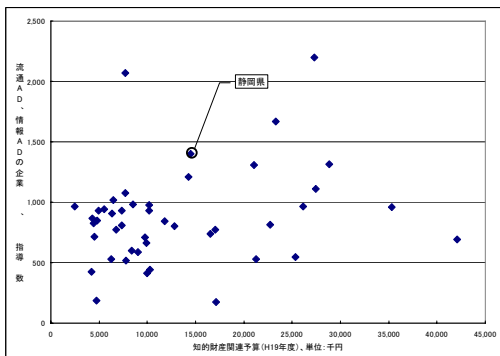
〔知的財産マインドポジション〕



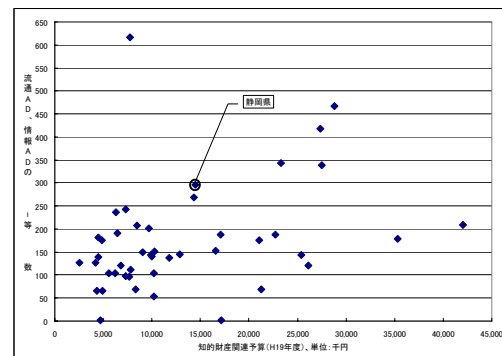
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン」における特許流通事業の位置付け

県の総合計画「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン 後期5年計画—富国有徳 創知協働—(平成18年度から平成22年度)」の基本計画において、さらなる産業振興を目指した施策の方向性を定めている。

特許流通についての施策としては、製造業の支援を中心に施策が進められている。研究開発及び経営革新の支援の観点から、大学及び工業技術センター等の試験研究機関の研究成果や企業の開放特許の技術移転を促進するとともに、質の高い知的財産の創造及び権利化を支援し、県内企業の競争力強化、県内知的所有権センターへの特許流通 AD の配置等による開放特許等実用化の支援や、新製品開発や新規事業の創出等の支援等に取り組むこととしている。

また、研究開発の活動基盤整備という観点から、知的財産権取得活用の促進、研究情報・成果の発信、連携大学院の活用、研究機器 DB の管理等の実施により、試験研究機関の研究環境を整備し、研究機能の強化に取り組むこととしている。

県における知的財産推進計画については未策定で、検討が行われている状況である。県の知的財産に係る取組としては、知的財産創造サイクルに基づき各支援事業が策定されている(図Ⅱ-18-1 参照)。

知財サイクル	事業名
創造	産学 連携研究開発助成事業
	創業者等研究開発助成事業
	中小企業等研究開発助成事業
	農 産業研究開発助成事業
	静岡トライアングルリサーチクラスター研究開発助成事業
保護 (権利化)	知的財産権取得活用促進事業
	種 法による品種登録及び許 実施料の
	中小企業海外市場開 支援事業
活用	静岡トライアングルリサーチクラスター 開 助成事業
	特許流通支援事業
	特許情報活用支援事業
	技術移転機関()事業

図Ⅱ-18-1 静岡県の特許流通事業に係る取組

2. 静岡県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

静岡県産業経済会館内に静岡県知的所有権センター、(社)発明協会静岡県支部、浜松商工会議所会館内に静岡県浜松地域知的所有権センター、はままつ産業創造センター浜松市産業情報室を配置し、県西部・中部・東部における企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

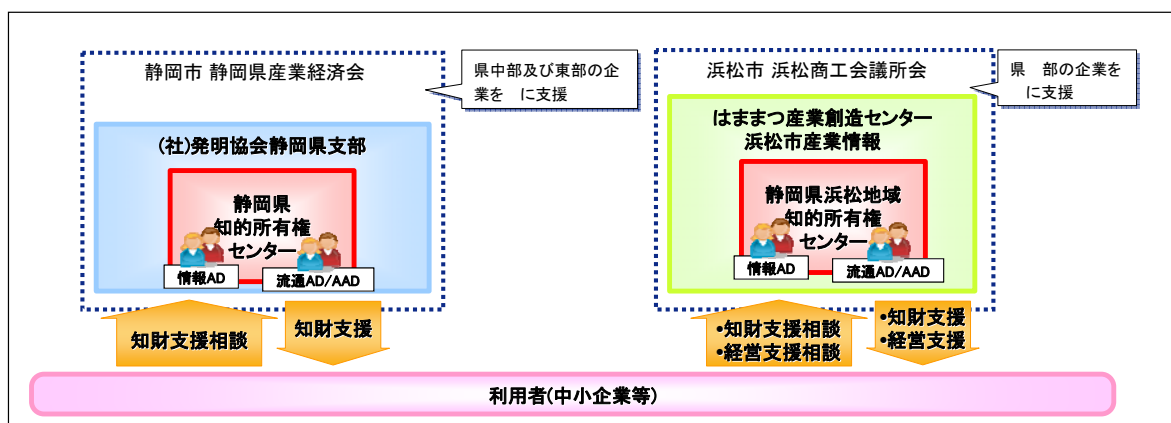
特許流通 AD 及び特許情報 AD は、静岡県知的所有権センター(静岡市内、(社)発明協会静岡県支部)及び静岡県浜松地域知的所有権センター(浜松市内、はままつ産業創造センター浜松市産業情報室)に派遣され(静岡市内：流通 AD2 名、情報 AD1 名、浜松市内：流通 AD1 名、情報 AD1 名)、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。知的所有権センターは、所在地に応じて主たる担当地域を分担しており、静岡県知的所有権センターの流通 AD・情報 AD は、県中部及び東部の企業、静岡県浜松地域知的所有権センターの流通 AD・情報 AD は、県西部の企業を主に支援している。

県内中小企業等の経営支援に係る相談は(財)しずおか産業創造機構、特に浜松市周辺においてははままつ産業創造センターで実施されている。上述の各経営支援機関は知的所有権センターと同一建物に配置されているため、各支援機関が連携し、企業への知的財産・経営に係る支援体制が構築されている。

県内の支援機関の連携を図るため、(財)しずおか産業創造機構が事務局となり、県内産学官関係機関のコーディネーター及び特許流通 AD・AAD が参画する「静岡県コーディネーターネットワーク」が組織されている。加えて、特許流通 AD が情報交換や人的ネットワーク構築のために、浜松地域の支援機関⁴や「浜松地域産業支援ネットワーク会議⁵」と連携を図っている。また、静岡県知的所有権センターの特許流通 AD が静岡大学知的財産本部のコーディネーターであったことから、静岡大学をはじめ、県内大学等研究機関の知的財産担当部署との連携を進めている。

⁴浜松商工会議所、静岡県浜松工業技術支援センター、(株)浜名湖国際頭脳センター、静岡大イノベーション共同研究センター、(独)中小企業基盤整備機構関東支部(Hi-Cube)

⁵ 人的ネットワーク形成のための取組で、浜松市、浜松商工会議所、(財)浜松地域テクノポリス推進機構、静岡大学イノベーション共同研究センター、静岡県浜松工業技術支援センター、(株)浜名湖国際頭脳センター、静岡県中小企業団体中央会が参加している。



組織	所在地	配置人員
静岡県知的所有権センター	静岡市 静岡県産業経済会	特許流通AD(専):2名 特許流通AAD(専):2名 特許情報AD(専):1名 特許出願AD:1名
(社)発明協会静岡県支部		(社)発明協会静岡県支部職員(、5日):1名 (社)発明協会静岡県支部職員(、3日):2名
静岡県浜松地域知的所有権センター	浜松市 浜松商工会議所会	特許流通AD(専):1名 特許流通AAD(専):1名 特許情報AD(専):1名
はままつ産業創造センター浜松市産業情報		産業情報職員(専):3名

図Ⅱ-18-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

静岡県は、県内商工会議所や金融機関、協同組合、大学等と連携し特許流通促進セミナーを開催するとともに各種団体関係者に向けた講演会を開催することで知的財産に関する普及啓発活動を進めている。

表Ⅱ-18-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知財活動、金融機関との連携の重要性	浜松信用金庫	1回	特許流通AD 特許情報AD
特許流通促進事業セミナー	中部交通共済協同組合 浜松支部	1回	特許流通AD
静岡大学学生向け講演	静岡大学知財本部	3回	特許流通AD
特許流通ADの活動内容	(財)しずおか産業創造 機構	1回	特許流通AD
静岡大学学生向け講演	静岡大学知的財産 本部	2回	特許情報AD
静岡大学職員向け講演	静岡大学知的財産 本部	1回	特許情報AD
経営指導員向けセミナー	県西部地域商工会	1回	特許情報AD
特許情報検索講習会	浜松市城北図書館	6回	特許情報AD

表Ⅱ-18-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
しずおか新事業創出研究会(清水商工会議所)	2回	特許流通AD
知財駆け込み寺関連事業 袋井商工会議所発明相談会	4回	特許情報AD
知財駆け込み寺関連事業 浜北商工会発明相談会	2回	特許情報AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-18-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シリーズ集(2007/10以降) 2009-I(2009/1/13) 2008-II(2008/9/8) 2008-I(2008/1/11) 2007-II(2007/9/7) ニューズレターNo.21(2009/1/1) ニューズレターNo.20(2008/10/1) ニューズレターNo.19(2008/7/15) ニューズレターNo.18(2008/3/15) ニューズレターNo.17(2008/1/1) ニューズレターNo.16(2007/10/1)		2件(うち成功事例1件) 1件 0件 2件(うち成功事例1件) 1件 2件 0件 0件 1件 1件(成功事例)
静岡県開放特許情報2007(冊子)	静岡県知的所有センター	静岡県 16件 大学 9件 企業 48件 個人 42件
特許流通データベース	INPIT	22件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-18-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・ 知的クラスターとの情報会議 委員
特許情報 AD	・ 試験研究機関発明評価委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特許庁と連携して県の公設試験研究機関職員を主たる対象とする知的財産セミナーを開催するなど、職員の知的財産に関する意識の向上を目指した取組を進めている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、平成 21 年度から、県の東部・中部・西部で 1 名ずつ採用しており、いずれも民間企業の技術及び知的財産の経験が豊富な人材である。所属は、東部の特許流通 AAD はぬまづ産業振興プラザ、中部の特許流通 AAD は(社)発明協会静岡県支部、西部の特許流通 AAD は浜松市産業情報室である。

特許流通 AAD は、知的財産や技術移転に関する知識・経験の少ない中小企業に各種相談および情報の提供及び担当案件のマッチングから成約までを単独で実施できるよう育成することを目指す。特に浜松市の特許流通 AAD は業務以外に、所属先で知財コーディネーターとして活動し、特許流通 AAD 業務との相乗効果を図る。

育成期間終了後は、静岡市の特許流通 AAD は、各種産業振興プロジェクトにおいて、(財)しずおか産業創造機構等と連携し、知的所有権センターにおける知財支援体制の一環として活用する。浜松市の特許流通 AAD は、はままつ産業創造センターの知財トータルコーディネーターとして活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容	
企業のニーズ・シーズ把握のための環境整備	特許流通 AD が県内開放特許を取り纏めた「静岡県開放特許情報」を作成するとともに、特許流通 AD の発案を元に、特許情報を体系的に収集し分析・解説した「特許流通支援チャート」を作成している。	
事業化連携事例(平成19、20年度)	(支援先) (財)北九州産業学術推進機構	「マイクロ波を用いた減圧乾燥方法及びその装置の特許流通支援」 従来の膨化技術で、加熱処理が必要なもので、鮮度が必要な茶葉の膨化には向かなかつたが、常温下でも、マイクロ波と減圧を組み合わせることで、鮮度を保ちながら水分を一気に蒸発させる技術を開発し、当該商品を販売する。当該案件の開発は、地域産業資源活用事業計画に基づいて行っている。開発する技術は、ライセンサーの関連企業が保有している特許「生乾燥もずくとその製造方法及び製造装置」と(財)北九州産業学術推進機構保有の「マイクロ波を用いた減圧乾燥方法およびその装置」を基本技術とし、さらに茶葉を膨化するための条件の検討および装置の改良を行う。現在は、その装置の開発・試作品作成の準備段階である。
	(支援先) 静岡大学 サブライセンサー:個人	「木質構造材に係る特許流通支援」 ライセンサーについては、弁理士からの相談の問い合わせ及び紹介があった。静岡大学知的財産本部・産学官連携コーディネーター・農学部教授とは、静岡大学知的財産本部に勤務していたことから人的ネットワークを有していた。ライセンサーは、椅子等の脚部家具を、自己ブランドで製造販売するとともに、サブライセンサーとして再実施許諾先のサブライセンサーに、椅子等の脚部家具を製造販売させ、実施料徴収を予定している。
	(支援先) 県内企業	「樹脂製ボーリングピンの製造方法に係る特許流通支援」 樹脂製ボーリングピンを量産製造し、日本国内及び海外に販売する案件で、特許流通 AD がライセンサーから相談を受け、ライセンサーとの特許譲渡契約の作成及び締結及びライセンサーによる周辺特許の整備に関して支援した。主な支援として、特許譲渡契約の作成及び締結支援、県内弁理士と連携し、周辺特許出願の支援、県内弁理士と連携し、周辺特許出願の出願費用補助金活用の支援を行った。 はままつ産業創造センターの経営コーディネーターと協働して、取引金融機関と連携を図り、製造設備増設等追加資金が必要となったライセンサーに対して、金融機関が JBC 認定及び特許譲渡を含む知財環境整備等を評価し、追加資金の調達を行った。

<p>地域連携事例 (平成 20 年度)</p>	<p>(連携機関) 静岡県</p>	<p>「地方公共団体等から企業のシーズ・ニーズを把握するシステム(アンケート及びメールマガジン)の確立」</p> <p>特許流通 AD が散発的に行っていたアンケートを県の商工部と共同で行うことにより、県内の企業を把握することを目的とした。</p> <p>アンケートの結果、県内企業は、技術を自社開発するので、特許流通には興味がないという回答が多かった。しかし、企業を訪問し、事業趣旨及び支援内容を説明すると、この事業の意味やメリットを理解し、利用を講じる企業が多い。そのため、特許流通事業に関する啓蒙活動及び新たな研究開発方法の提案として効果的であると考えられる。また、産学官の共同研究計画の作成、企業間のコラボの可能性など、これまで企業が単独で開発業務を行っていた企業に対して、他の企業との共同開発を促している。</p> <p>アンケートに関する予算を事前に確保していなかったため、県内の企業すべてにアンケートを送付できていない。また、アンケートの回収率が低いので、アンケートだけでは県内企業の情報を収集することは困難である。そのため、今後は様々なチャンネルを使つてのシーズ・ニーズの発掘を行っていく。</p>
	<p>(連携機関) 浜松市</p>	<p>「浜松市創業都市構想策定委員会の知的財産活用戦略検討分科会への委員参加」</p> <p>浜松市は、政令都市移行を踏まえ、創業都市構想策定にあたり、その構想を支える三つの柱の一つである、知的財産戦略を立案する必要がある。そのため、特許流通 AD が知的財産活用戦略検討分科会に委員として出席し、浜松地域の中小企業に対して、必要となる支援策等を意見した。</p> <p>分科会の意見が報告書として取り纏められ、パブリックコメントを経て、市議会にて承認後、「浜松市創業都市構想」における『知財創業戦略』が作成された。併せて、「はままつ産業創造センター」を拠点として、知財トータルコーディネーター、特許流通 AD が配置され、企業の知的財産に係る相談をワンストップで対応可能な体制が整備された。また、交流サロンの一つとして、浜松地域の中小企業等の特許担当者の勉強会(知財問題研究部会)が定例開催されている。</p>

<p>(連携機関)</p> <p>はままつ産業創造センター</p> <p>浜松地域知的クラスター本部</p>	<p>「浜松地域知的クラスター本部との連携」</p> <p>はままつ産業創造センターと浜松地域知的クラスター本部との連携活動は平成 19 年度まではなかった。そのため、平成 20 年度は、はままつ産業創造センターと浜松地域知的クラスター本部との連携が必要と考え、浜松地域知的クラスター本部マネージャ(事業統括、研究統括)に対して連携活動開始の旨を申し出た。</p> <p>はままつ産業創造センターと浜松地域知的クラスター本部のマネージャクラスが検討した結果、平成 20 年 6 月から両機関の定例会議が月 1 回持たれることとなった(第 1 回目：6 月 10 日、第 2 回目：7 月 8 日)。</p> <p>今後は、浜松地域知的クラスター本部が保有する複数のプロジェクトの中で、連携が必要となるプロジェクトを選定し、具体的な活動を実施していく。</p>
--	---

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
<p>企業戦略サポート</p>	<p>「企業における知的財産のスキルアップサポート」</p> <p>(社)発明協会の会員企業から、社内研修会の講師依頼を受けたことを契機に、知的財産のスキルアップサポートの依頼があった。当該企業担当者において、単独で明細書が書けるレベルまで支援することとした(4 ヶ月間、12 回程度)。平成 20 年 9 月時点で、3 回のスキルアップサポートを実施している(先行技術の調査方法の支援、権利範囲の把握(請求項の構成要件毎に、新規性、進歩性の判断)。今後は、スキルアップサポートを月 3 回程度の頻度で実施していく(先行技術と本件アイディアの構成要件の対比表作成、自社・競合他社出願のマップ化及び出願戦略の作成、特許請求の範囲及び明細書の記載支援)</p> <p>「菓子製品の開発及び事業化に係る支援」</p> <p>製品は完成しているが、当該製品の知的財産による保護について相談を受けた。特許出願に関して先行技術調査、出願の要否検討、更に特許出願までの支援を行い、特許出願を完了し、特許流通 AD の紹介を行った。特許出願方法についての説明を行い、弁理士に依頼して特許出願を行うこととし、明細書案の修正についても支援を行った。また、当該案件の菓子を製造販売したい企業に実施許諾契約を行う希望があったため、特許流通 AD を紹介し、実施許諾契約書、秘密保持契約書の作成を特許流通 AD が支援している。今後は、特許出願後の無料先行技術調査、及び早期審査等について、支援していく。</p>

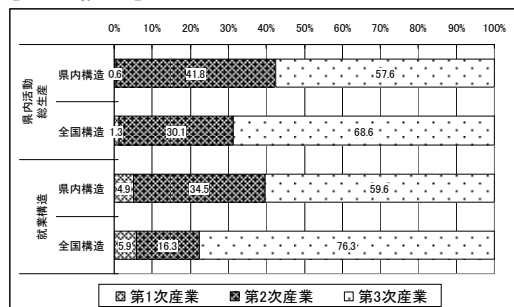
愛知県

愛知県では、モノづくりで日本をリードしている産業集積や技術集積、研究機関が有している研究開発力といったポテンシャルを最大限に活かし、将来の成長が期待できる新しい産業分野〔「健康長寿産業」、「環境・エネルギー産業」、「ライフ・クオリティ産業(デジタルコンテンツ、デザイン、パートナーロボット)」、「航空宇宙産業」〕と、それを支える基盤技術分野〔バイオ、ナノテク、IT〕を重点的に振興し、次世代産業クラスターの形成を目指すとともに、そのために必要な施策を集中展開することを進めている。

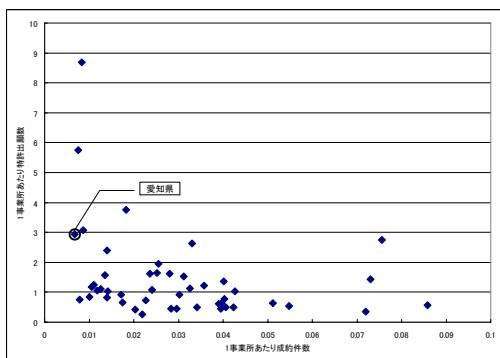
〈基礎データ〉

人口	7,254,704人
事業所数	25,138事業所

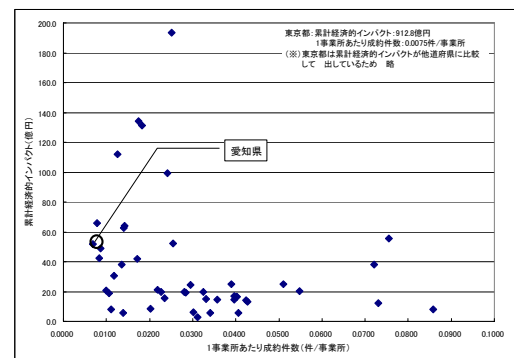
〔産業構造〕



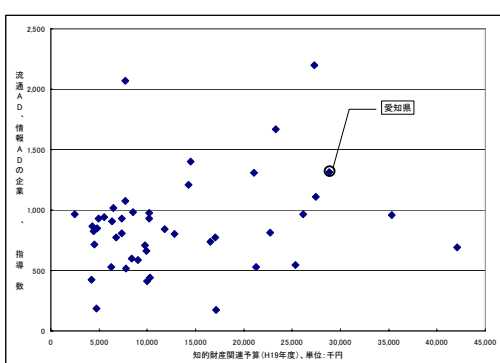
〔知的財産マインドポジション〕



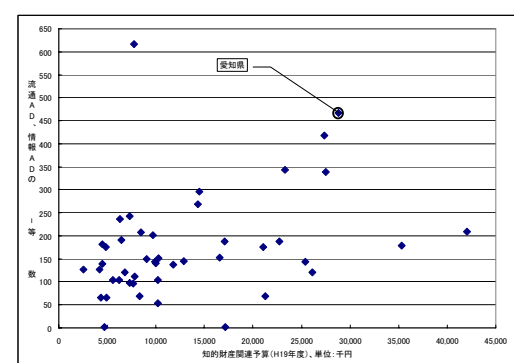
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕

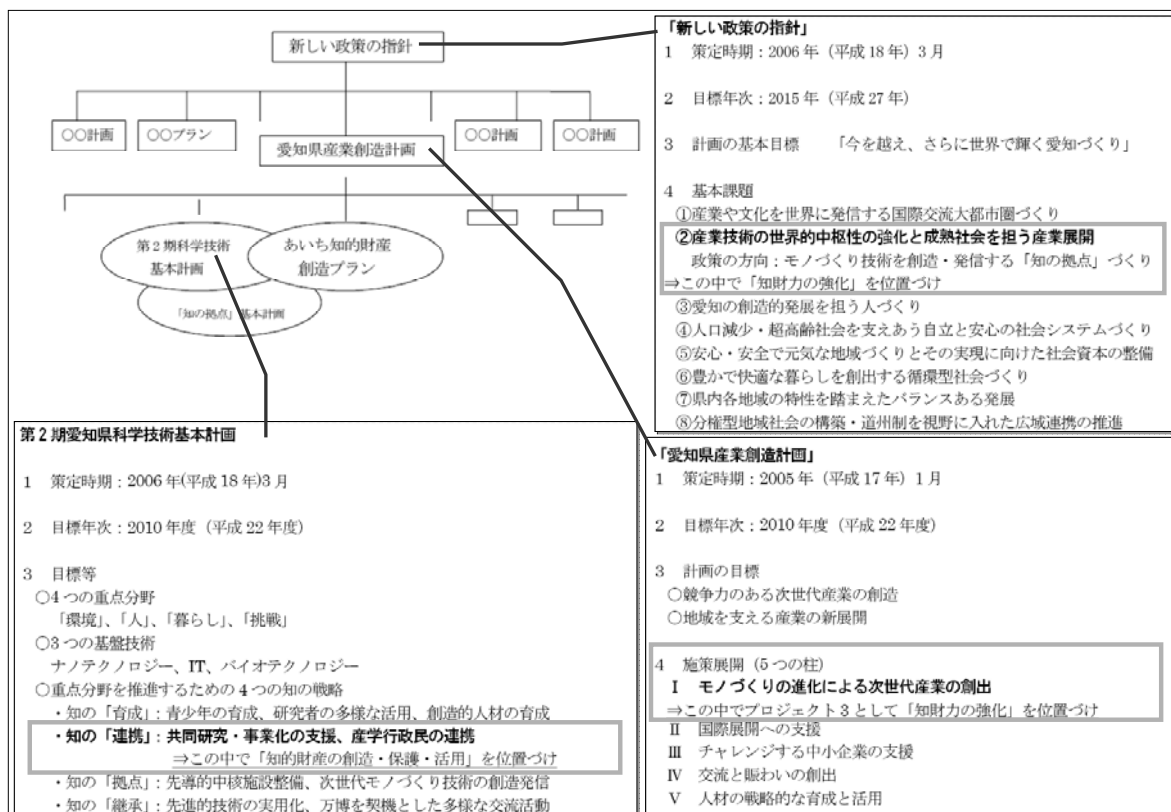


〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 県の総合プラン「新しい政策の指針」、産業活性化プラン「愛知県産業創造計画」及び知財プラン「あいち知的財産創造プラン」における地域特許流通促進事業の位置付け

県の総合プラン「新しい政策の指針」（平成 18 年 3 月策定）に「知財力の強化」が位置付けられている。さらに、産業活性化の総合プラン「愛知県産業創造計画」（平成 17 年 1 月策定）において、プロジェクト 3 として「知財力の強化」が位置付けられている。また、県の科学技術政策プラン「第 2 期愛知県科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月策定）においても、知的財産に係る取組が位置付けられている。（図 II-19-1 参照）。



（資料）愛知県 HP の図を加工

図 II-19-1 県の上位計画と知的財産創造プランの関係図

このうち、「愛知県産業創造計画」の第 6 章-2. -【プロジェクト 3】「知財力の強化」において、「あいち知的財産創造プラン」に基づく取組推進を目指すとされている。

同プランについては、平成 16 年 3 月に策定した後に、一定の成果があがりつつある一方において模倣品被害や技術流出被害対策等の新たな課題が出てきたため中間見直しを行い、平成 20 年 2 月に「あいち知的財産創造プラン（改訂版）」を策定している。

この同プラン（改訂版）の中では、知的所有権センターにおいて、特許流通 AD による、大企業や研究機関が保有する特許から活用可能なものの調査、特許取引に関する相談指導、特許流通の説明会・講演会の実施を推し進めるとされている。また、特許情報 AD による指導・相談の強化も重要事項として掲げられている。

このように、中小企業の知的財産活用能力の強化の中心的な担い手のひとつとして、特許流通 AD・特許情報 AD が位置付けられ、地域特許流通促進事業は愛知県の知的財産施策の推進に大きく貢献していると考えられている(図 II-19-2 参照)。

あいち知的財産創造プラン		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
企業を 体とした取組方策	技術経営・知的財産経営による の経営強化		
	知的財産を活用した企業発ベンチャーの促進		
	利用(在的利用価 のある)特許の 的な公開による活用	2 愛知県の特許流通事業の取組	
	知的財産 理・契約知 等の 育(専門性の高い 育、社員全 対象の 育)	2 愛知県の特許流通事業の取組	
	独自の強みを つ技術開発の推進とその知的財産化による の強化		
	大学、公的研究機関及び企業間における共 研究の推進による知的財産創造の強化	2 愛知県の特許流通事業の取組	
	知的財産を保護する契約、技術流出 等の 理体制強化		
	職務発明等人材へのインセンテ 制度の見直し		
行政等の実施する知的財産に関する支援施策の 的な活用	2 愛知県の特許流通事業の取組		
大学等を 体とした取組方策	知的財産本部な の知的財産 理機能強化		
	研究者への社会貢献 の啓発と業績評価における知的財産の重		
	大学発ベンチャーの促進		
	学生や研究者への知的財産 育の充実		
	研究者や知的財産関連人材の産業 との 流促進		
社会人 けの高度な知的財産 育の充実			
産・学・行政を 体とした取組方策	「愛知の発明の日」の推進		
	地域の知財 を高める社会基 の整備	「あいち知的財産人材サポーター」の活用促進	2 愛知県の特許流通事業の取組
		知的財産関連人材のネットワークづくりの推進	2 愛知県の特許流通事業の取組
		先行技術調査機関の機能充実による地域知財 の強化	
		地域金 機関における知的財産関連金 事業の取り組み強化	
		特許等知的財産の流通・移転の促進	2 愛知県の特許流通事業の取組
	支援施策の 知の強化	2 愛知県の特許流通事業の取組	
	他機関との連携強化	知的財産関連機関との連携強化	2 愛知県の特許流通事業の取組
		中小企業 のな相談相手(金 機関、 理士、中小企業 士)との連携	2 愛知県の特許流通事業の取組
	知的財産立県を担う人材づくり の推進	知的財産立県を担う 広い知的財産研修の推進	2 愛知県の特許流通事業の取組
		年 発明クラ 地域における 年者 け啓発活動の推進	
		育における知的財産 育の取り込み	2 愛知県の特許流通事業の取組
	先 分野における共 研究・事業化の推進	2 愛知県の特許流通事業の取組	
	「知の 点」づくりによる研究機能の充実		
	知的財産としての地域資 の 創造・活用の促進	地域資 の ランド化の推進	2 愛知県の特許流通事業の取組
コンテンツ制 の人材の まるビジネス環境づくり			
行政(県)を 体とした取組方策	中小企業の知的財産活用能 の強化	開発、製品化、 の各 で中小企業を総合的・ 続 的に支援する体制整備	2 愛知県の特許流通事業の取組
		知的財産に関する相談機能の強化・充実	2 愛知県の特許流通事業の取組
	中小企業の海外での権利保護 に対する支援	特許、 、商標の海外出願に対する経済的支援 アジア等経済連携等を通 た 品対策の実施	2 愛知県の特許流通事業の取組
	営業 密等 理体制構築への支援		
	知的財産の創造・活用の促進	知的財産に関する県職員 の 改 の推進	2 愛知県の特許流通事業の取組
	県機関の知的財産の創造・活用の促進	2 愛知県の特許流通事業の取組	

図 II-19-2 「あいち知的財産創造プラン(改訂版)」の体系
及び特許流通事業の位置付け

2. 愛知県の特許流通事業の取組

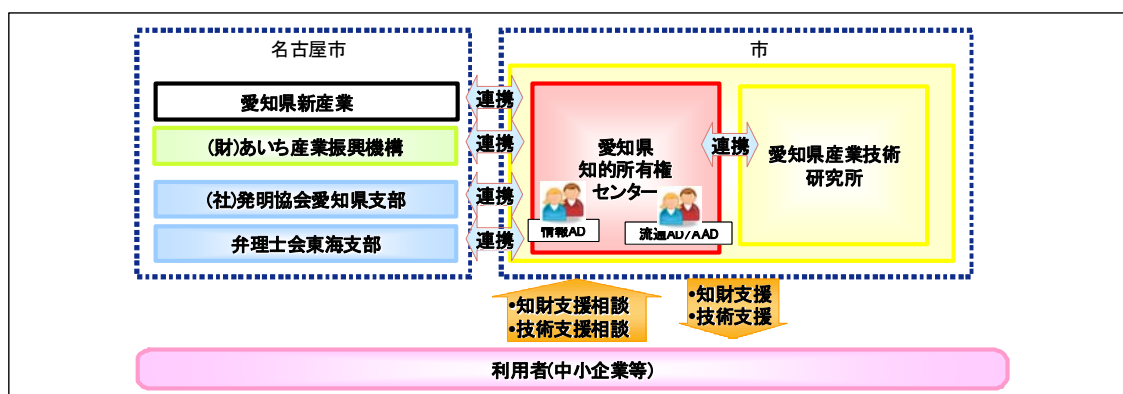
2.1. 取組体制

愛知県産業技術研究所内に愛知県知的所有権センターを設置し、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

愛知県では、知的財産活用の統一的な窓口として、産業労働部新産業課知的財産グループが、県の知財政策の立案、知的財産に関する企業・県民からの相談、各種セミナーの開催や県有特許の利用などの相談に対応している。この相談の中で、特許流通や特許情報検索などの内容に関しては、愛知県知的所有権センターを案内している。

愛知県知的所有権センターは、産業労働部所管の試験研究機関である愛知県産業技術研究所内に設置され、同研究所の行う技術開発支援機能と同センターの知的財産支援機能が相互に連携し、中小企業に対する支援を促進させている。

また、特許流通 AD・特許情報 AD は、(財)あいち産業振興機構が実施している「中小企業知的財産戦略支援事業」や県が実施している「特許等活用製品事業化総合支援事業」の委員会委員への就任を通して、他の機関との連携を図りながら県内中小企業への総合的な支援に協力を行う体制となっている。



組織	所在地	配置人員
愛知県知的所有権センター	市 愛知県産業技術研究所	特許流通AD:2名 特許流通AAD:2名 特許情報AD:2名
愛知県産業技術研究所		
愛知県新産業	名古屋市	
(社)発明協会愛知県支部	名古屋市	
(財)あいち産業振興機構	名古屋市	
弁理士会東海支部	名古屋市	

図 II-19-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

愛知県は、県内中小企業などを対象としてセミナーや講演会・講習会を開催し、知的財産に関する普及・啓発を行っている。

また、知的所有権センターにおいては、県内中小企業、県外郭団体、県職員を対象にした IPDL 操作説明会を開催するとともに、要請のあった県内の中小企業、業界団体や県試験研究機関に対して個別に講演会などを開催し知的財産に関する普及啓発活動を進めている。

表Ⅱ-19-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
IPDL 操作説明会	愛知県産業技術研究所	3 回	特許情報 AD 6 月、9 月、12 月(5 日間/回)
産業財産権の説明	県内中小企業	61 回	特許情報 AD
「あいちの発明の日」記念シンポジウム	愛知県、(社)発明協会愛知県支部	1 回	—
休日パテントセミナー	愛知県	3 回	—
知的財産ノウハウ研修(県職員向け)	愛知県	3 回	特許情報 AD

表Ⅱ-19-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
特許、商標出願等(愛知県衛生研究所、健康福祉部等との連携)	5 回	訪問指導
特許出願等(豊橋商工会議所との連携)	9 回	訪問指導
実案、商標出願、著作権対応等(津島商工会議所との連携)	17 回	訪問指導
特許、意匠、商標出願等(春日井商工会議所との連携)	20 回	訪問指導
特許出願等(豊川商工会議所との連携)	1 回	訪問指導
特許出願等(県産業技術研究所との連携)	1 回	来訪指導

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-19-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集(民間)	知的所有権センター	581件
大学や研究機関等シーズ集(公設試)	知的所有権センター	71件
県有特許開放情報(HP)		特許60件 (出願中38件) 実用新案1件
特許流通データベース	INPIT	66件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-19-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
地域中小企業知的財産戦略支援事業	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援事業	20FY 実施
特許等活用製品事業化総合支援事業	20FY 実施
知的財産分野における国との連携事業	20FY 実施
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許活用製品事業化総合支援事業支援委員会 委員 ・ 中小企業知的財産戦略支援事業委員会 委員 ・ 中小企業ハンズオン支援事業委員会 委員 ・ カクメロ協議会(主催：JA 愛知みなみ、JA 豊橋) 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許活用製品事業化総合支援事業支援委員会 委員 ・ 中小企業知的財産戦略支援事業委員会 委員 ・ 知的財産活用促進事業費補助金審査会 委員 ・ 中小企業ものづくり基盤技術開発推進補助金審査会 委員 ・ 中小企業ハンズオン支援事業委員会 委員 ・ 愛知県海外意匠・商標出願事業審査会 委員 ・ カクメロ協議会(主催：JA 愛知みなみ、JA 豊橋) 委員 ・ 外国出願支援事業費補助金審査会

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

愛知県の公的試験研究機関(環境調査センター、衛生研究所、心身障害者コロニー発達障害研究所、産業技術研究所、農業総合試験場、森林・林業技術センター、水産試験場、がんセンター)の職員に対して、特許情報 AD が知的財産セミナーや個別相談を実施しており、多方面の分野における職員の知的財産に対する資質の向上を目指している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD については、民間企業における技術経験及び知的財産経験またはいずれかの経験を有する者 2 名を県の嘱託員として採用して愛知県知的所有権センターに配置し、特許流通 AD による初任者研修の育成メニューに従い、特許流通 AD から教育を受けて特許流通業務を実施することにより特許流通のノウハウを習得している。

育成期間終了後の特許流通 AAD については、「あいち知的財産人材サポーター」事業におけるサポーターとして登録し、企業から派遣依頼があった場合にはサポーターとして有料でアドバイス等を行うとともに、県の依頼により新規特許流通案件の発掘のため、企業のニーズ・シーズ調査を行う。さらに、(財)あいち産業振興機構の知的財産戦略事業の中で、知財のコーディネーターとして支援の総合的な進捗状況を調査しつつ企業に対して知財面でのアドバイスを行う。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 18 年度)	(支援先) 愛知県立渥美農業高等学校	<p>「四角いメロン(カクメロ)の栽培方法に係る特許流通支援」</p> <p>愛知県立渥美農業高等学校から実施許諾を受けた「四角いメロンの栽培方法」に関する技術を使って「四角いメロン」を栽培する農家を募集し、栽培、出荷を農協が行う。平成 20 年には国内だけでなく、商標出願後、香港へも輸出を開始する。</p> <p>今後は栽培数の拡大と地域ブランドとして育成を図る。</p> <p>実施許諾の条件である共同出願に必要な費用に係る補助金取得のための資料作成(特許出願～維持)を特許流通 AD が支援した。また、(株)サイエンスクリエイト(公的な産学官連携支援組織)から、四角いメロンの品質保証のための非破壊糖度計を県の豊橋技術科学大学の技術移転により商品化している企業との連携の支援を受けた。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) (独)中小企業基盤整備機構	<p>「回転掘削工具及び路面掘削装置」</p> <p>外国特許出願を計画している。県からは出願後に補助金が支給されるが、支給日までのつなぎ資金の調達が必要となった。特許流通 AD が当該企業を訪問し当該案件の概要説明した後、企業を伴い(独)中小企業基盤整備機構を訪問、有利な補助金、融資制度について相談した。当該案件により、(独)中小企業基盤整備機構の中小企業支援策を含め、企業に対する支援策が多数あることを企業が認識することができた。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「2JA との『四角いメロン(登録商標「カクメロ」)』特許権取得に向けた支援」(JA 愛知みなみ、JA 豊橋)</p> <p>渥美農業高校と連携し、産地形成として、発明等先行技術調査の指導、特許権取得に向けた発明の特定、特許出願支援、早期権利化を支援し、約半年後に権利化できた。</p> <p>カクメロ協議会にて三者間の特許共同出願契約締結等にあたり、特許流通 AD と連携して支援した。</p>
	<p>「スリップ防止用の路面回転掘削工具及び路面掘削装置」(登録商標「K-ZL/ケーズル」)</p> <p>特許出願に伴う検索方法、発明提案書作成等の出願支援、発明特定事項等の確認・見直し、特許出願、意匠出願に伴う検索方法、意匠出願、商標出願の自社出願支援等を行った。早期権利化を支援し、約半年後に全て権利化できた。</p> <p>需要の高い韓国等での優位性を主張できる PCT 出願支援も合わせて行なった。</p>
	<p>「介護・透析用の自立支援型介護寝具に係る特許出願等の支援」</p> <p>電動車椅子等の特許出願に伴う検索方法、発明提案書作成等の出願支援、発明特定事項等の確認・見直し、特許出願、意匠出願に伴う検索方法、意匠出願の自社出願支援等を行った。早期権利化を支援し、意匠については約半年後に権利化できた。現在販売ルートを通してカタログ配布を行なっている。</p> <p>入浴介護設備等についても同様に要望があり、今後も特許出願等の支援を行っていく。</p>
	<p>「電動三輪車に係る意匠出願等の支援」(登録商標「i-FLAT」)</p> <p>環境に優しい車として斬新なデザインの三輪車について部分意匠出願、商標出願等を支援し、約半年後に権利化できた。</p> <p>今後、2010 年 9 月開催の上海万博に出展予定であり、中国他外国販売の計画もあり、マドリッドプロトコルを利用した外国商標出願の検討を進めていく予定。</p>

	<p>「家庭用器具の商品化に係る支援」</p> <p>主な支援として、テキスト検索、FI、F ターム検索の指導、明細書の記載順で発明の内容を整理、先行調査で抽出された先願との比較による回避策や進歩性についての検討を行った。今後は、当該案件について、進歩性見出せるよう構成の変更や改善等を検討し、特許出願を行っていく。</p>
<p>海外輸出に係る取組</p>	<p>「J A 愛知みなみとの『四角いメロン(カクメロ)』香港商標権取得に向けた支援」(香港登録商標「KAKUMELO」)</p> <p>渥美農業高校と連携し、香港輸出ではブランド化戦略にも出願費用捻出等の問題があり、商標共同出願契約案作成、締結、香港商標出願支援等を行ない、約半年後に権利化できた。</p>

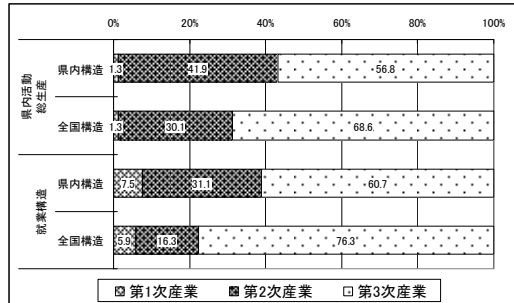
富山県

富山県では、新産業の創出、起業支援等について「ほくりく健康創造クラスター」の研究成果の展開や県内製薬企業等における経営基盤強化を支援する融資制度の創設などが進められている。また、ロボット技術に関するネットワークの形成に向けた研究者による交流ワークショップ開催支援、とやま起業未来塾における人材育成とベンチャー企業が開発した新商品等のトライアル発注の推進やマッチングアドバイザーなどによる販路開拓支援が行われている。さらに、地域資源を活かした商品開発等を促進するため、専門家等を活用し企業の事業化に向けた取組支援や県内中小企業の技術力向上を図るため、県工業技術センターにもものづくりアドバイザーの配置を行っている。

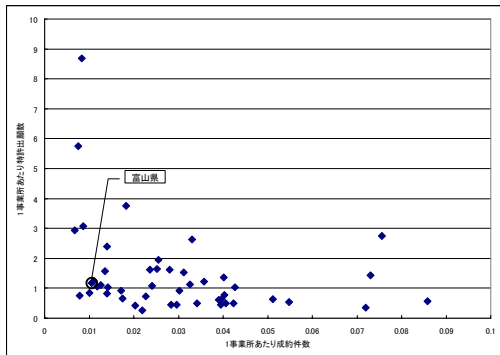
〈基礎データ〉

人口	1,111,729人
事業所数	3,604事業所

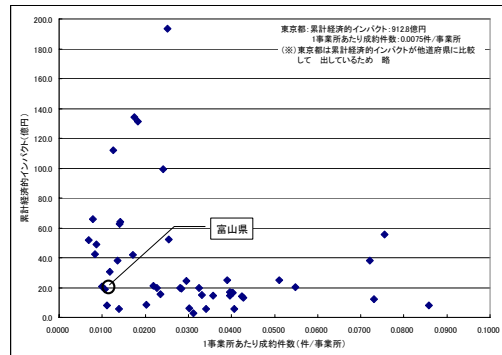
〔産業構造〕



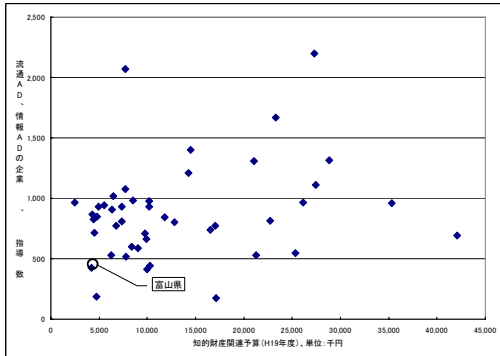
〔知的財産マインドポジション〕



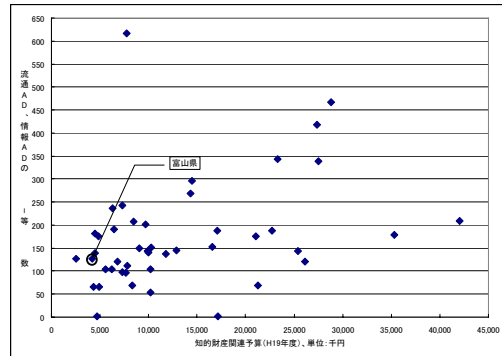
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「元気とやま創造計画」、「富山県知的財産戦略(平成 19 年度)」における特許流通事業の位置付け

総合計画「元気とやま創造計画(平成 17 年～平成 27 年)」において、特許流通に係る取組は、政策「1. 新産業の創出」と関連する政策「3. 産学官連携の推進による新技術・新商品の開発」において位置付けられている(図 II-20-1 参照)。

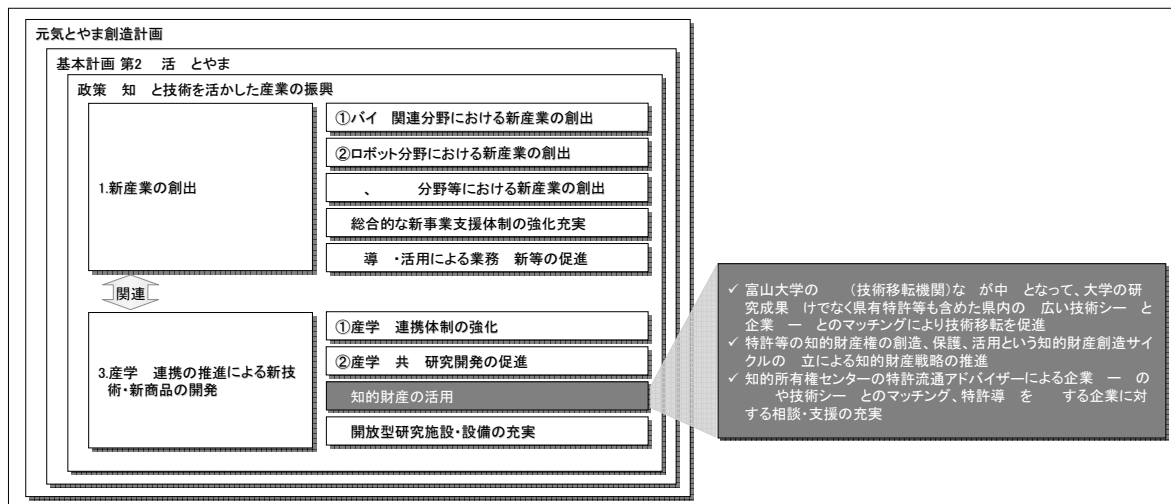


図 II-20-1 総合計画と特許流通に係る施策との関連性

一方、発明や創意工夫を尊重する風土の創成及び知的財産創造サイクルを確立し「元気とやま」の創造を目指し、平成 19 年 9 月「富山県知的財産戦略」を策定している。同戦略において、特許流通の取組及び中長期目標を設定している(図 II-20-2、表 II-20-2 参照)。

富山県知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産を尊重する・基づくり	知的財産に関する普及・啓発	知的財産に関する研修・セミナー等を充実させ、企業経営者、研究者等の知的財産マインドを醸成	
		企業内における職務発明、理規の整備を進め、知的財産の企業経営における戦略的な活用を促進	
		デザインの重要性をしてもらうための研修・セミナー等を充実し、企業経営にデザイン活用促進	
		各産業支援機関のホームページやパンフレット等を活用し、知的財産に関する支援制度等の情報提供	2. 富山県の特許流通事業の取組
	知的財産戦略を担う人材の育成	市と連携して、なごりでの知的財産コーナー等の整備	
		知的財産を活用した企業経営、商品開発が行われるよう、特許流通AD等の知的財産に係る人材を育成	
	本県にある知的財産や技術の発信	小・中・高 生 けの知的財産に関する 啓発	
		大学の高等 育機関における知的財産に関する 育を充実し、 啓発	
	相談支援体制の整備	県内の優れた特許や技術等の知的財産のP(特許流通 エア等)	
		県内の優れた知的財産の情報発信(HP)	
		県新 産業機構中小企業支援センター、県知的所有権センター、発明協会富山県支部等の産業支援機関による知的財産に関する相談機能(国 特許、権利 等の専門 充実等)を強化	2. 富山県の特許流通事業の取組
		企業内で特許等を担当していた企業 目を発 登録する知的財産人材バンク()の整備の検討	
	産業支援機関の知的財産担当者等の連携を めるため、連絡会議等の設置	2. 富山県の特許流通事業の取組	
	産業支援機関が 的に機能するような体制整備	2. 富山県の特許流通事業の取組	

図 II-20-2 「富山県知的財産戦略」の体系及び特許流通事業の位置付け(1/2)

富山県知的財産戦略		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産の創造と活用	産学 連携や技術開発 支援による知的財産の 創造	産業支援機関の相談・指導体制を整備充実し、県内における知的財産の権利化を促進 産学 共 研究を推進し、新たな知的財産を創出 とやま産業クラスターネットワーク構築事業や産学 交流会の開催等により、産学 連携ネットワークを強化し、産学 共 研究等の 推進を り、新たな知的財産の創出を促進	
	知的財産を活用した新事業の創出	企業の研究開発部門の を 的に り、県内での知的財産の創出、活用の活性化 知的財産活用モデル事例 等の 成や職務発明についてのインセンテ 制度の導 促進、企業内の知的財産の創出、活用の活性化 元氣とやま中小企業総合支援 ンドや中小企業 資制度(新産業・ベンチャー創出資金等)等の活用により、大学発ベンチャー企業等の創出を促進	
	知的財産を活用した地域の振興	等の技術移転機能の整備により、開放特許な の技術移転を推進	2.富山県の特許流通事業の取組
		県内産品の地域 ランド化を支援し、富山の リジナル ランドの創出	
		産業支援機関による相談・指導体制を強化するとともに、きめ かな相談ができるよう市 や工業会、経済団体等との連携	2.富山県の特許流通事業の取組
知的財産を重 する中 小企業への支援	知的財産に関する相談・指導体制の整備	産業支援機関における専門 派遣事業の拡充により、専門 による指導の充実 等の技術移転機関による企業と開放特許等のマッチングを行い、技術移転推進 等の技術移転機関と連携したセミナー等の実施により、知的財産マインドの醸成	2.富山県の特許流通事業の取組
	権利化等への支援	発明実施化 事業のPRIにより特許取得 国 特許の出願を促進することにより海外での知的財産権の保護 新商品・新事業公 事業等の推進により新しい技術開発の支援	

図Ⅱ-20-2 「富山県知的財産戦略」の体系及び特許流通事業の位置付け(2/2)

表Ⅱ-20-1 「富山県知的財産戦略」における中長期目標

富山県知的財産戦略「具体的方策の推進に係る 指標」			
指標名	現 況	中期目標 (H23)	長期目標 (H27)
年間特許出願件数	1,021件 (H15~17の平均)	1,100件	1,200件
年間国際特許出願件数	35件 (H15~17の平均)	40件	45件
産学官共同研究の成果による年間特許出願数	41件 (H15~17の平均)	80件	100件
特許流通アドバイザーによる特許流通の年間契約件数	11件 (H17)	15件	20件

2. 富山県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

富山県工業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会富山県支部を配置し、(財)富山県新世紀産業機構との連携により、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、富山県知的所有権センター(富山県工業技術センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は富山県工業技術センター、経営支援に係る相談は(財)富山県新世紀産業機構にて実施している。富山県工業技術センター(高岡市)内に富山県知的所有権センター及び(社)発明協会富山県支部を配置し、各支援機関が連携することで知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

富山県知的所有権センターが(財)富山県新世紀産業機構と情報交換等を行い、中小企業支援の充実化を図っている。また、技術移転機関の富山大学 TL0 が、県からの委託により、県有特許のマッチング斡旋やニーズ・シーズの把握、セミナー開催等を実施し、特許流通を促進している。

県内の各支援機関及び専門人材の連携を図るために、特許流通 AD、特許情報 AD、工業技術センター、発明協会の担当が月 2 回程度の打合せを実施し、情報交換を行っている。加えて、週報により各 AD の活動を県商工企画課担当者が確認し、県が県内の特許流通の取組を把握できる体制となっている。

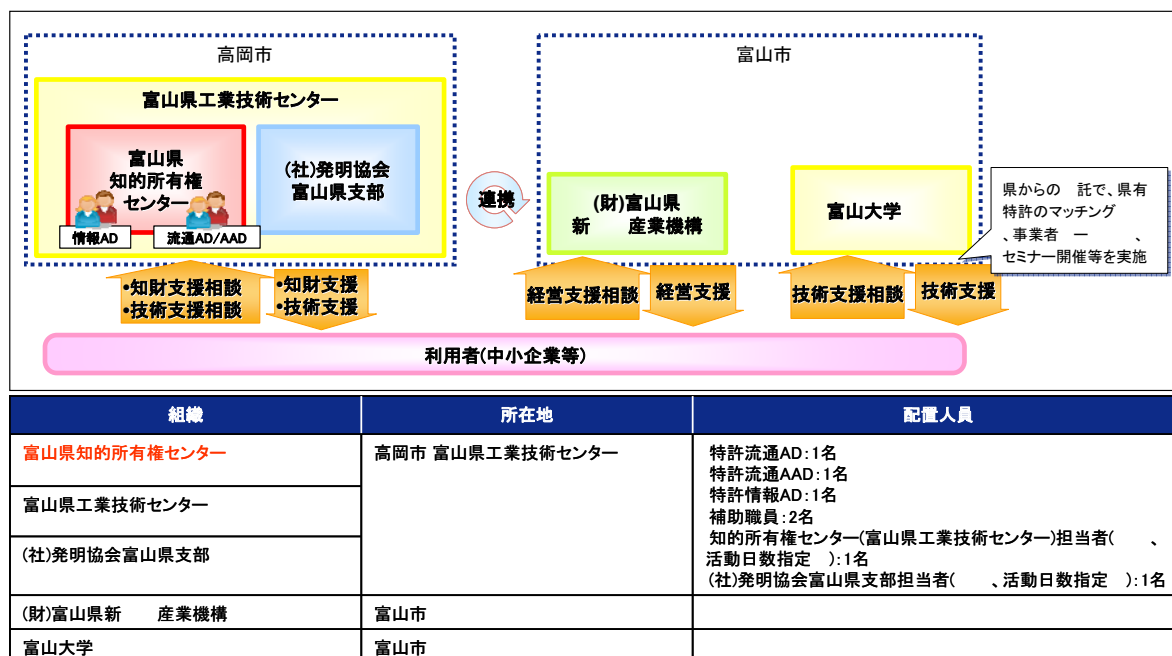


図 II-20-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

富山県は、県内の大学と連携し、大学内で知的財産をテーマとした研修会を開催することで知的財産、特許流通に向けた普及促進を図っている。

表Ⅱ-20-2 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知的財産研修会 講師	富山県立大学	3回	特許情報AD

表Ⅱ-20-3 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
知財講習会(経営者が知っておきたい知的財産の基礎知識)	1回	特許流通AD
商工会議所相談会	20回	特許流通AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-20-4 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(工業技術センターHP)		特許25件 (出願中62件)
特許流通データベース	INPIT	8件

2.4. 特許庁・INPIT施策との連携

表Ⅱ-20-5 特許庁・INPIT施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター連絡会議 県内で活動する各種コーディネーター及びアドバイザーによる連絡会議 ・ 富山大学発明審査会 委員
特許情報AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山大学発明審査会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

県有特許の発明者が、特許流通 AD に同行しマッチング業務を習得させるほか、職員を発明協会等が実施する知財講習会に参加させ、知識やスキルの向上を図っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、県の技術支援機関において技術支援・指導の経験を有し、かつ、知的財産の経験は多少有している人材を採用している。所属は、富山県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、特許流通 AD の OJT 等により、県の特許流通人材を育成する。特許情報 AD、県内弁理士、富山大学 TLO、産業支援機関のアドバイザー等と情報交換し、県の知的財産支援機関との連携を図る。特許流通に係る活動は年間を通じて行い、研修についても必要に応じて受講できるよう対応する。

特許流通 AAD の育成期間終了後の活用方針については、知的所有権センター、(財)富山県新世紀産業機構等に配置し、県内の産業支援機関における知的財産に関する AD として、特許活用に取り組む県内企業へのアドバイスや、県有特許の移転支援等の特許流通支援活動にて活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容
—	特徴的な取組については、実施なし。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「企業戦略サポート計画書策定支援」</p> <p>支援先企業における知的財産に係るスキルアップを目的に企業戦略サポート計画書を策定し、実施した。支援先企業は製薬会社であり、その研究開発部のメンバーは、特許、商標への知識及び関心が高いため、応用知識と IPDL の中級、上級検索の研修依頼を受けた。</p> <p>第 1 回は「特許情報の種類、PCT 国際出願、特許分類」等、第 2 回は「特殊な出願制度、ライセンス関連、医薬関連の先行技術調査」等、第 3 回は「商標、意匠の概要」等を実施した(各回 2 時間程度)。</p> <p>今後は、担当者と定期的に連絡を取って情報交換していく(2 ヶ月に 1 回程度)。</p>

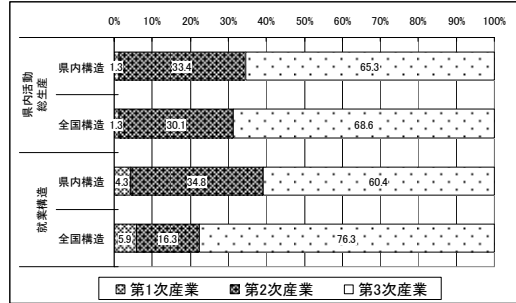
石川県

石川県では、地域資源を活用した新商品開発や新たなビジネス創出支援、特産品のブランド化に向けた販路開拓支援などが行われている。また、地元の農産物の特徴を活かした菓子等の開発など農商工連携による新産業創出支援や医商工連携による新産業創出支援などが取り組まれている。

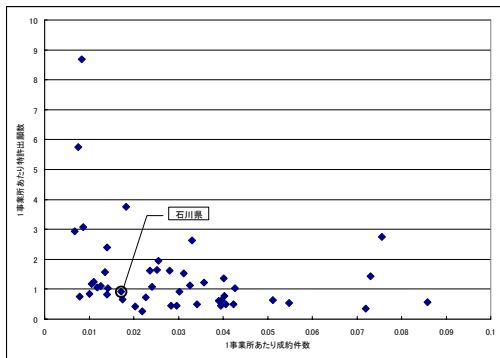
＜基礎データ＞

人口	1,174,026人
事業所数	3,869事業所

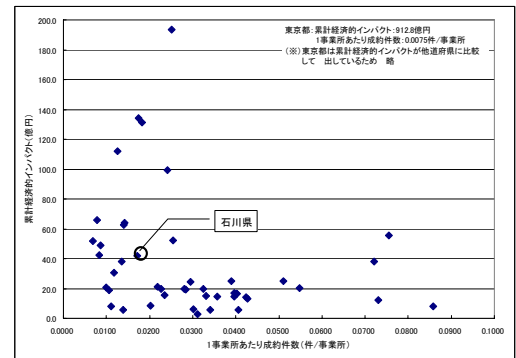
【産業構造】



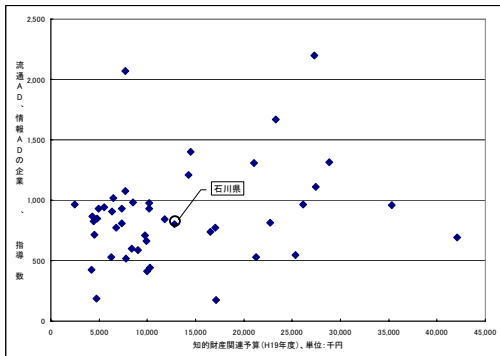
【知的財産マインドポジション】



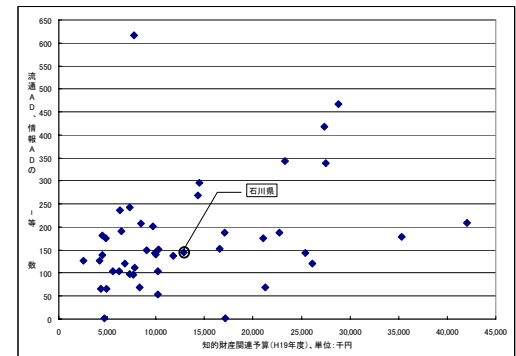
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「石川県新長期構想」、「石川県知的財産活用プログラム(平成 17 年度)」における特許流通事業の位置付け

「石川県新長期構想(改訂版)(平成 18 年～平成 27 年)」において、特許流通に係る取組は、重点戦略「4. 競争力のある元気な産業づくり」において位置付けられている(図 II-21-1 参照)。

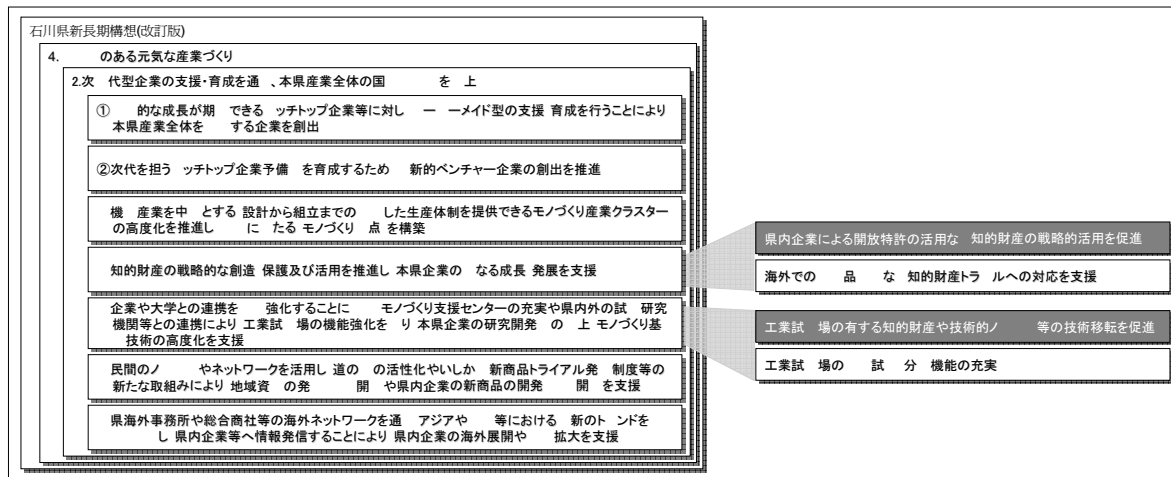


図 II-21-1 石川県の長期構想と特許流通に係る施策との関連性

平成 17 年 3 月に「石川県産業革新戦略(平成 18 年度～平成 27 年度)」を策定し、「対外協力力の強化を図るための施策」として「知的財産の戦略的活用」を位置付けている。さらに、同施策の取組により、平成 18 年 1 月に「石川県知的財産活用プログラム」を策定している。同プロジェクトにおいて、特許流通事業に取り組むこととしている(図 II-21-2 参照)。

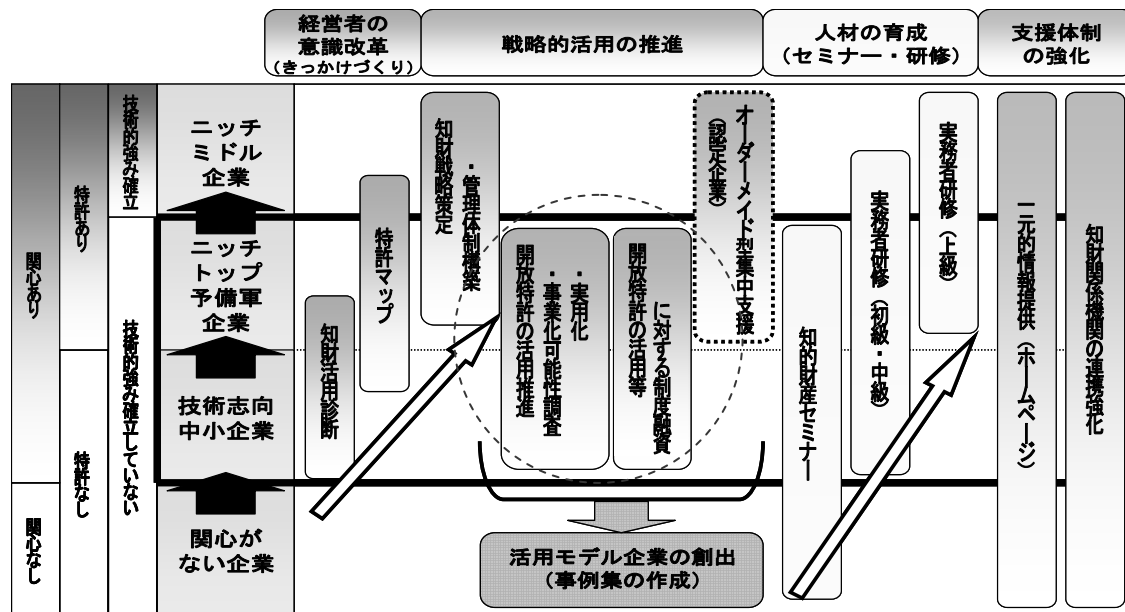


図 II-21-2 「石川県知的財産活用プログラム」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 石川県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

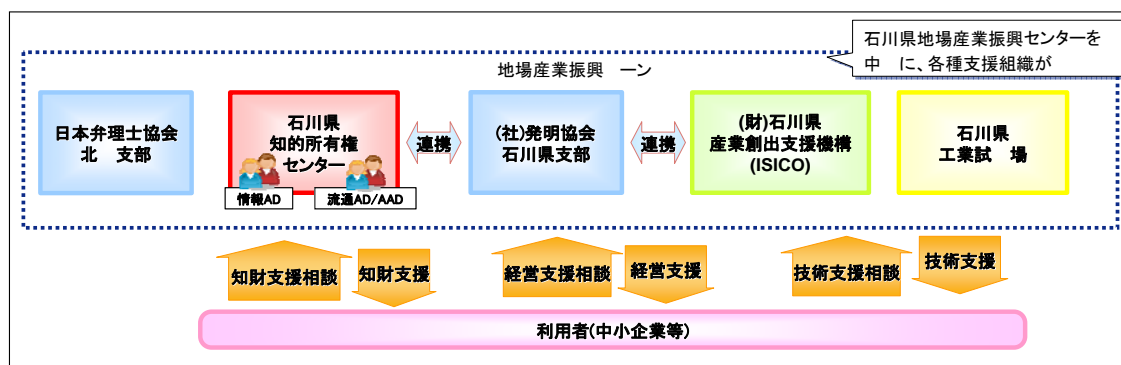
地場産業振興ゾーン内に知的所有権センター、(社)発明協会石川県支部、(財)石川県産業創出支援機構、石川県工業試験場、日本弁理士会北陸支部等を配置し、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、石川県知的所有権センター(石川県産業創出支援機構、(社)発明協会石川県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への経営支援に係る相談は石川県地場産業振興センター、技術支援に係る相談は石川県工業試験場にて実施されている。

産業振興を図るために石川県地場産業振興センターを中心に地場産業振興ゾーンを形成しており、同ゾーン内に 石川県知的所有権センター、(財)石川県産業創出支援機構、(社)発明協会石川県支部、石川県工業試験場、日本弁理士会北陸支部等の知的財産・技術・経営に係る支援機関が配置され、各支援機関の連携による支援体制が構築されている。特に、(財)石川県産業創出支援機構には、経営支援 AD、情報通信 AD、受注開拓 AD、販路開拓 AD、産学官共同研究 AD 等 30 名以上の専門人材が配置され、企業への総合的支援に寄与している。

県内の各支援機関の連携を図るために、定例的に大学、TLO、各支援機関のコーディネーターで構成する「産学連携コーディネート協議会」やテーマ別に開催する「マッチング研究会」にて情報交換等を行っている。また、日本弁理士会北陸支部設立(平成 18 年度)を契機に、県と弁理士会との間で知的財産活用による産業振興を目的とする協力協定を締結し、弁理士との連携体制を構築している。



組織	所在地		配置人員
石川県知的所有権センター	金 市 石川県地場産業振興センター	地場産業振興ゾーン	特許流通AD:1名 特許流通AAD:1名 特許情報AD:1名 補助職員(専):1名
(財)石川県産業創出支援機構()			
(社)発明協会石川県支部			
日本弁理士会北 支部			
石川県工業試 場	金 市 石川県工業試 場		

図 II-21-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

石川県は、産学官連携推進会議ワークショップや県縫製協会など、県内の個別の団体や機会を捉えて知的財産に関する講演を行うことで、県内企業に向けて知的財産に関する普及啓発活動を進めている。

表Ⅱ-21-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
産学官連携推進会議ワークショップ 講演		1回	特許流通 AD
知的財産と特許流通	石川県縫製協会	1回	特許流通 AD
特許流通について	石川県プレス工業(協)	1回	特許流通 AD
特許のライセンスで新製品開発	鶴来商工会	1回	特許流通 AD
中小企業のための特許流通	商工会連合会	1回	特許流通 AD
石川県漬物商工業(協)総会(商標制度について)	石川県漬物商工業(協)	1回	特許情報 AD
研修会(商標制度について)	石川県漁業(協)	3回	特許情報 AD
知的財産権活用に関する普及活動研修会(商標制度・商標検索について)	石川県農業総合研究センター	3回	特許情報 AD
MOT「地域ビジネス論」(特許調査分析実習)	金沢大学	6回	特許情報 AD
七尾・珠洲地区珪藻土関連企業技術交流会(地域団体商標について)	石川県工業試験場	1回	特許情報 AD

表Ⅱ-21-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-21-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集	(財)石川県産業創出支援機構	123件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		なし
県有特許開放情報(HP)	石川県工業試験場	特許 21件
特許流通データベース	INPIT	40件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-21-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none">・ 知的財産 FS、マップ事業採択検討会 委員・ 知的財産戦略支援事業検討会 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none">・ 知的財産 FS、マップ事業採択検討会 委員・ 知的財産戦略支援事業検討会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、技術知識の豊富な石川県工業試験場の技術研究員を採用している。所属は、石川県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、特許流通 AD と共に企業の特許状況調査、企業訪問、講演活動等を行い、必要な知識・ノウハウを習得する。特許流通活動以外は、(財)石川県産業創出支援機構の技術コーディネーターとして、産学官連携支援や企業の技術相談等を実施し、特許流通 AAD としてのノウハウの活用を期待している。

育成期間終了後は、特許流通 AD と同等の活動スキルを取得し、特許流通 AD 候補として活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 17 年度)	(支援先) 県内企業 県外企業	「抗菌メッキ技術の実施許諾に係る支援」 抗菌メッキ技術の実施許諾後、(財)石川県産業創出支援機構や石川県工業試験場において、各種支援を積極的に行い、売上が向上しつつある。特許流通 AD が(財)石川県産業創出支援機構の知的財産および事業化に関する補助事業を紹介し、その獲得を支援した。補助事業は、知的財産戦略策定事業、販路開拓 AD を派遣し抗菌メッキ製品の販路開拓、抗菌メッキ設備増設のための資金貸与である。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 石川県	「石川県知的財産活用プログラムに関わる各種支援事業」 県内中小企業は独創的な技術を持ちながら、知的財産として有効活用できていない。そのため、県では平成 17 年度に「石川県知的財産活用プログラム」を策定し、独自の技術基盤を持つ中小企業を対象に、知的財産への関心を高めるための施策や知的財産の戦略的な活用を推進し、人材育成や支援体制の強化を図っている。 支援事業の内容としては 3 つあり、1 つは、競合他社の技術内容、開発動向を把握し、自社の開発の方向性を見極めるために利用する特許マップを作成する「特許マップ作成支援事業」である。1 つは知的財産の移転を想定した、新製品等の開発において必要となる F/S 調査(実用化可能性調査、技術評価調査、市場調査等)に対する支援「知的財産活用可能性調査事業」である。1 つは、知的財産を核とした戦略策定のための支援「中小企業知的財産戦略支援事業」である。 これらの各種支援事業において、特許流通 AD の役割は申請企業に対するヒアリング、審査会での審査員として活動している。 上記支援事業で支援した企業(平成 17～19 年度、17 企業)において、平成 20 年度産業財産権制度活用優良企業に選定された企業、新規の開発を推進する企業、特許をライセンスした企業等があり、事業としての成果が挙がっている。今後も上述の支援制度を継続し、県内中小企業の技術力向上と活性化を図っていく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容	
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 石川県	「石川県知的財産活用プログラムに関わる各種支援事業」 上記プログラムには、県内の中小企業に対し、上記 3.1 に記載の三つの支援事業への応募を促し、あるいは知財に対する関心を呼び起こすための支援策(当該企業の事業に関連した簡易特許マップを提供)も用意されている。特許情報 AD は、企業訪問を通じてマップ提供先を発掘し、知財ニーズを把握し、また支援事業を紹介するなど、プログラムの入口から出口まで、各工程の一翼を担って活動している。

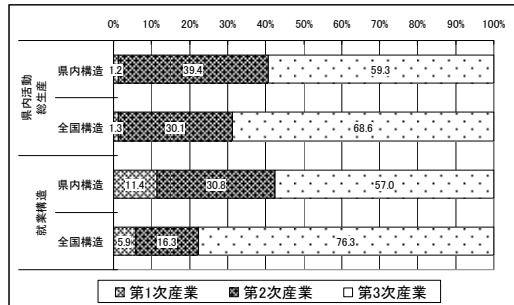
岐阜県

岐阜県では、ものづくり産業に対して、重点的に支援を行うため、ものづくり企業の多様な課題に対してワンストップで一貫した支援を行う「モノづくりセンター」が創設されている。この上で、(財)岐阜県産業デザインセンターを統合し、国内外のデザイナーを活用した工業デザイン力などの向上や販路開拓、効果的な海外ビジネス取引支援など、企業の諸課題に対して一貫した支援を行う体制構築を進めている。

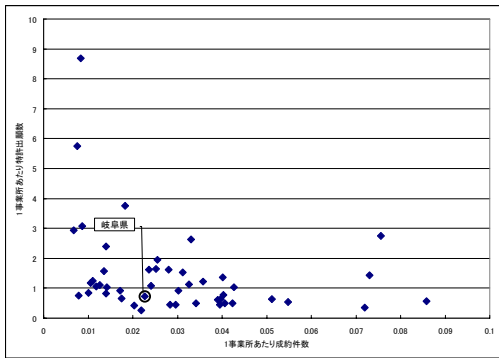
＜基礎データ＞

人口	2,107,226人
事業所数	8,011事業所

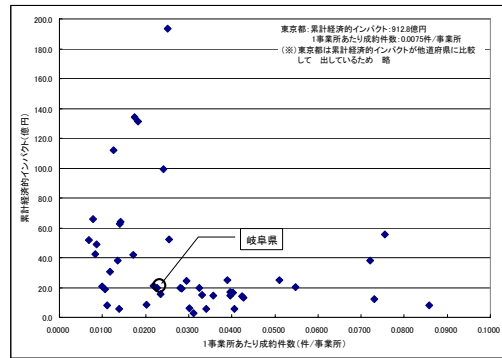
【産業構造】



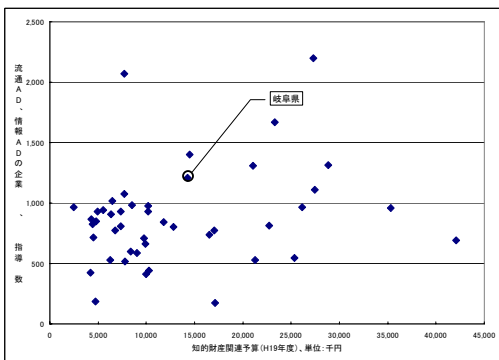
【知的財産マインドポジション】



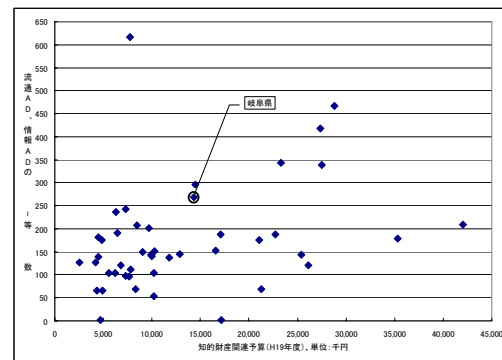
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



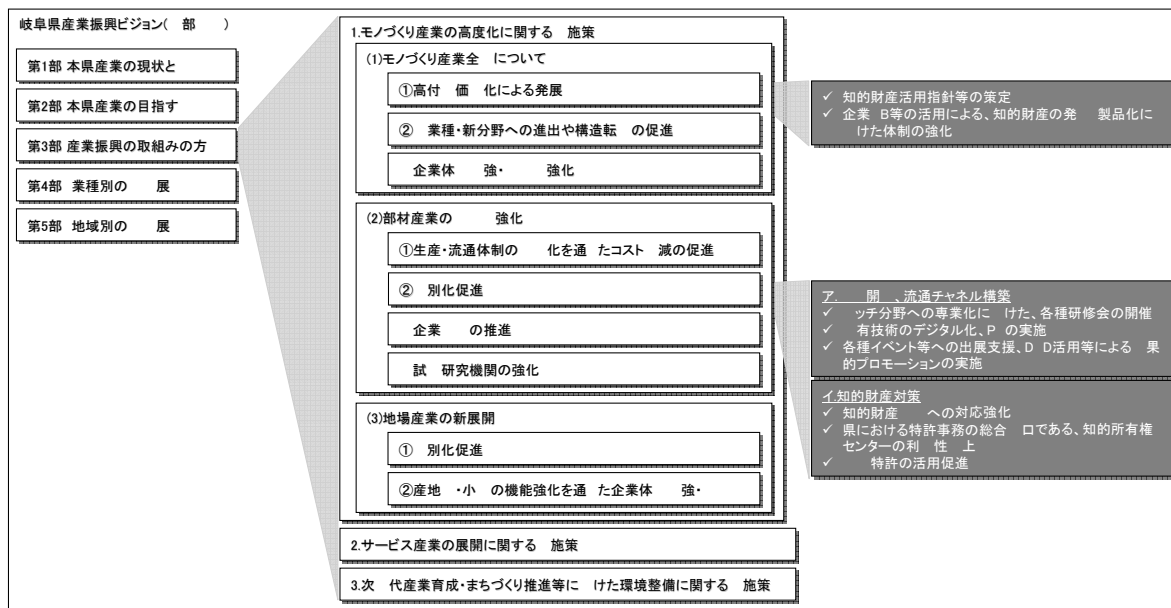
【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「岐阜産業振興ビジョン」における特許流通事業の位置付け

県産業の発展のために、県民、特に企業・産業界・県等の行政機関が県産業の目指す姿や、その実現に向けた取組方向を共有し、行動を示す指針「岐阜産業振興ビジョン(平成19～23年度)」を策定している。

県では、総合的な産業振興計画の一部として知的財産に係る取組を位置付けており、特許流通事業についても同ビジョンに基づいて取組むこととしている(図Ⅱ-22-1 参照)。



図Ⅱ-22-1 「岐阜産業振興ビジョン」と特許流通に係る施策との関連性

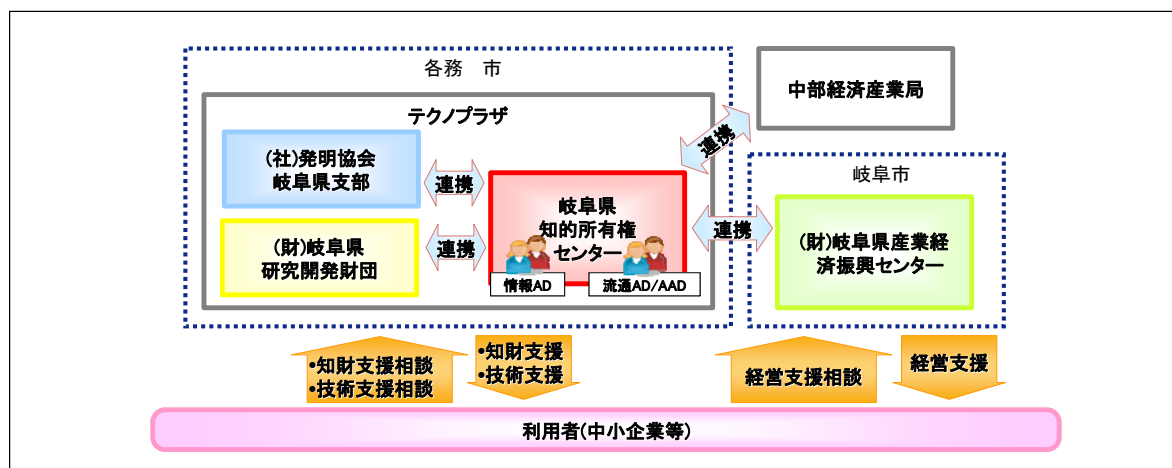
2. 岐阜県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

テクノプラザ内に知的所有権センター、(社)発明協会岐阜県支部、(財)岐阜県研究開発財団を配置し、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、岐阜県知的所有権センター((財)岐阜県研究開発財団)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。同センター内には、(社)発明協会本部から中部地区に派遣されている知的財産コーディネーターが配置されており、随時情報交換可能な体制が構築されている。

県内中小企業等への技術支援・経営支援に係る相談は(財)岐阜県産業経済振興センターが、産学官連携研究開発など研究開発要素が強い支援は(財)岐阜県研究開発財団と公設試験研究機関が連携して実施している。県内研究開発拠点であるテクノプラザ(各務原市)に岐阜県知的所有権センター、(社)発明協会岐阜県支部及び(財)岐阜県研究開発財団が配置され、各支援機関が連携することで、企業への知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。また、(財)岐阜県産業経済振興センター(岐阜市)が実施している地域中小企業知的財産戦略支援事業や中小企業専門家派遣事業において、県内中小企業等へのシーズ・ニーズ調査や企業間のマッチングに係る情報交換及び県内中小企業等の保有する新工法・新技術について、岐阜県知的所有権センターへの紹介等の連携が図られている。



組織	所在地	配置人員
岐阜県知的所有権センター	各務市 テクノプラザ 5	特許流通AD:2名 特許流通AAD:2名 特許情報AD:1名
(財)岐阜研究開発財団		県産業 観光部モノづくり振興 新産業担当(、1):2名
(社)発明協会岐阜県支部		(財)岐阜県研究開発財団(、1日):2名 (社)発明協会岐阜県支部(、5日):2名 (財)岐阜県産業経済振興センター(、)
(財)岐阜県産業経済振興センター	岐阜市 県民ふれあい会	

図 II-22-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

岐阜県では、県内の商工団体や地域産業組合等と連携し、知的財産に関する講演等を開催している。

表Ⅱ-22-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許市場	大阪産業創造館	1回	特許流通AD
特許の活用について	岐阜県量組連 合会	1回	特許流通AD
ぎふ発「先端科学を学ぼう」	中央ライフデザ インセンター	1回	特許流通AD
特許流通について	発明協会岐阜県 支部各務原支会	1回	特許流通AD
特許・著作権の基礎とベンチャー概論	岐阜大学	1回	特許情報AD

表Ⅱ-22-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
経営に活かそう特許情報(坂祝経済クラブ・坂祝町商工会)	1回	特許情報AD
知的財産の活用支援について(岐阜県商工会連合会)	1回	特許情報AD
特許電子図書館活用術(笠原町商工会・恵那市恵南商工会・恵那商工会議所・中津川商工会議所)	1回	特許情報AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-22-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
岐阜県 県有特許一覧	岐阜県研究開発課	26件
特許流通データベース	INPIT	17件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-22-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業ものづくり補助金審査会 委員 ・ 知財戦略推進会議 委員 ・ 岐阜県知的財産活用指針策定委員会 アドバイザー ・ 中小企業知的財産戦略支援事業推進会議委員 ・ プロジェクト創出研究会認定審査会審査委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県知的財産活用指針策定委員会 アドバイザー

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

行政職員、試験研究機関職員とも、必要に応じて特許庁等が実施するセミナー、講演会等に参加し、知的財産に関する知識を深めている。また、平成 20 年度には県の知的財産戦略の策定を進めており、策定した戦略を関係職員に周知することで知的財産への意識向上を図る。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、2 名採用しており両名とも自営業である。1 名は、特許ライセンス業務経験を多少有する人材で、1 人は民間企業での技術経験が豊富で知的財産経験を多少有する人材である。両名とも配置場所は、岐阜県知的所有権センターである。

特許流通 AAD には、特許流通 AD の OJT により育成を行うとともに、特許流通 AD のノウハウ継承を行う。さらに地域に根ざした特許流通促進活動を継続するとともに、民間における知的財産部門の強化及び特許流通ネットワークを構築し拡大していく。

育成期間終了後は、(財)岐阜県産業経済振興センターの登録アドバイザーとして地域中小企業の知的財産に関する支援を実施。また、「(社)発明協会岐阜県支部や商工会・商工会議所の実施する知的財産無料相談会への派遣等で活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 岐阜県森林研究所	「ホオノキ葉の加工品およびその製造方法に係る特許流通支援」 特許流通 AAD が当該案件を、AD に報告した。ライセンサーの要望によりライセンシーと話し合いを行い、ビジネスプランを提示することにより、実施許諾に至った。ビジネスプランについては、岐阜県産業経済振興センターの産業支援部エンタープライズ岐阜グループの新事業育成強化事業を紹介した。現在は、苦味などが抑制されたホオノキ加工品「朴葉茶」等の製造を開始している。
	(支援先) 名古屋工業大学 イノベーションセンター	「模様を焼き付けた陶磁器及びその製造方法に係る特許流通支援」 特許流通 AD がライセンサー、ライセンシーともに人的ネットワークを有しており、特に、ライセンサーにはセラミックス分野で各種の指導を受けていた。電極材を扱っているライセンシーに対して、ライセンサーの発明を確認し紹介を行った。 ライセンシーは、硝酸銀を用いた無電解メッキ事業を展開予定であったため(現在は事業化済み)、事業化の一環として当該案件を採択した。現在、見本作成の準備を行っている。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 岐阜県 県内研究機関	「岐阜県が権利者となっている知財の公開について」 岐阜県が権利者となっている知的財産等は、総合企画部研究開発課が管理している。しかし、実際にはそれぞれ案件ごとに、担当する研究機関を中心に対処が行われてきた。そのため、知的財産の公開について、事前に定めるルールに従い、迅速に公開できるように当該事項を明文化することを研究開発課長に提言した(例：県内企業優先期間の設定)。平成 20 年 8 月、県内 12 箇所の研究機関における所長会議において、知的財産の技術移転についての説明が行われ、特許流通 AD の役割についても説明が行われた。
	(連携機関) (独)中小企業基盤整備機構	「地域中小企業知的財産戦略支援事業」 専門家登録、応募企業紹介を実施し、専門家との企業の組み合わせ指導を行った。その結果、実施許諾が実現し、製品化について取組んでおり、また、専門家と企業との組合せ等で、人材の活用が進展している。今後の展開として、特許流通活用中小企業の増加の可能性がある。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「組織的・継続的スキルアップ活動」 平成 19 年 12 月から平成 20 年 8 月まで全 13 回を実施し、特に特許を中心に説明を行い、技術者が自己の職務の分野の検索について、IPC、FI、又は F タームによる検索ができるレベルに到達することができた。

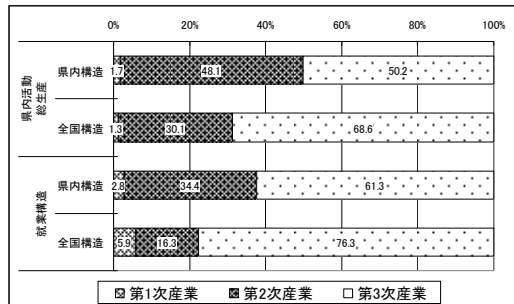
三重県

三重県では①先端的な産業が自立的に集積し、活発に事業を展開する「自立的な産業集積の推進」、②企業が地域経済を支える主体として、活発に活動を行う「活力ある地域産業の振興」、③産学官などの多様な主体が活発に連携する「科学技術交流の推進」を主要な産業振興施策として展開している。

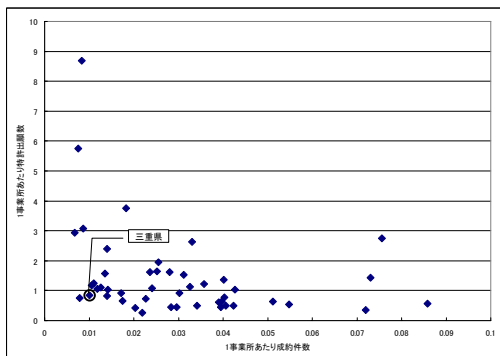
〈基礎データ〉

人口	1,866,963人
事業所数	5,117事業所

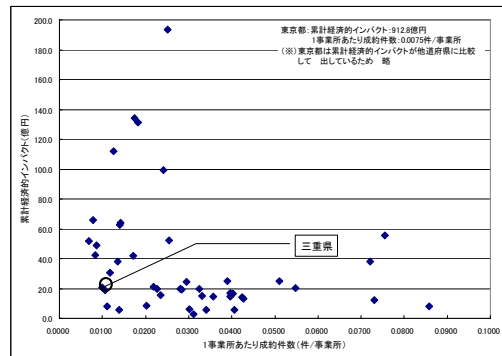
[産業構造]



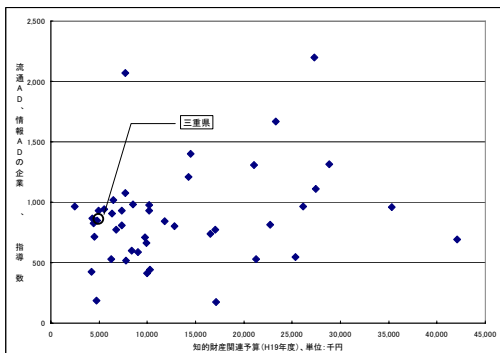
[知的財産マインドポジション]



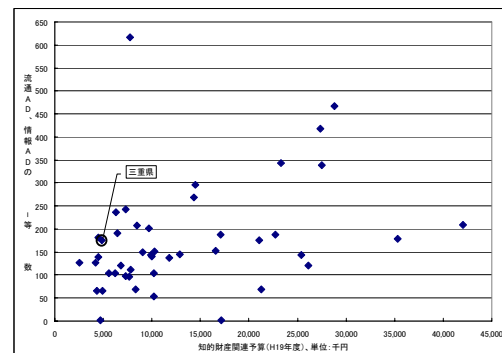
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「県民しあわせプラン」、「三重県知的財産戦略ビジョン」における特許流通事業の位置付け

県の総合計画「県民しあわせプラン(平成 19～22 年度)」の施策として、「知的財産に取り組む環境づくり」の基本事業を実施している。知的財産の環境づくり・創造・保護・活用を推進するために、三重県知的所有権センターの活動を中心に位置付けている(図 II-23-1 参照)。

県民しあわせプラン	
基本事業 知的財産に取り組む環境づくり	
構成する事務事業	事業目的
高等教育機関との連携強化	県と県内高等教育機関が情報を通じて相の連携のあり方を共有しているとともに、県民のさんへの学びの場の提供など体系的な取組が行われ、高等教育機関がさまざまな知的財産が活かされている。
知的財産戦略ビジョン推進事業	三重県では知的財産を生かした県内産業の知約化、地域づくり、県民の豊かな生活の実現に資するため、「三重県知的財産戦略ビジョン」を2006年3月に策定しました。知的財産に関する取組について、様々な場で県民、企業、高等教育機関等に知的財産の重要性を明し、その環境づくりを進めるなど、「知的財産戦略ビジョン」の推進を図っていきます。
中小企業等知的財産活用支援事業	県内の中小企業等が、特許等の知的財産を活用し、新規事業の創出や技術の高度化を積極的に推進するため、独自の技術開発成果の権利化や、企業及び研究機関等の保有する知的財産とのマッチングの支援を行うことにより、中小企業の知約化を促進し、地域産業の振興を図ります。
地域産学連携研究推進事業	地域において産業・人的資源を活用した独自の研究開発を進め、技術革新により新しい製品や産業を創造していく必要があります。このため、大学等高等教育機関、企業、公的研究機関等の研究者、技術者が、研究会等の取組により、産学が連携した研究・技術開発が活発に推進され、企業、高等教育機関、公設試験研究機関が共同研究等を活発に行い、研究者間の交流が進んでいる状態を形成することを目指します。
知的研究プロジェクト推進事業	地域の産業・人的資源を活用した独自の研究・技術開発の活性化を図りその成果を実用化するためには、企業等の事業者・生産者と、大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関の密接な連携による研究プロジェクトの実施が効果的です。その具体化に向けて、産学が連携した国等の研究プロジェクトの申請・獲得を目指した取組や獲得のスムーズな事業運営の支援を行います。
特許等取得推進事業	特に県内中小企業が、県有特許を活用して、技術革新を進展させる状態になることを目的とします。

図 II-23-1 「県民しあわせプラン」と特許流通に係る施策との関連性

一方、県の産業や社会の活性化を図る上で重要な役割と位置付けている知的財産について、産・学・民・官がそれぞれの立場から進めていくべき取組を提案するために「三重県知的財産戦略ビジョン」を平成 18 年 3 月に策定している。同ビジョンにおいて、特許流通の取組の重要性を位置付けている。

「三重県知的財産戦略ビジョン」で県が取り組む事業は、平成 18 年度 91 事業、平成 19 年度 70 事業、平成 20 年度 70 事業を位置付けている。

2. 三重県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

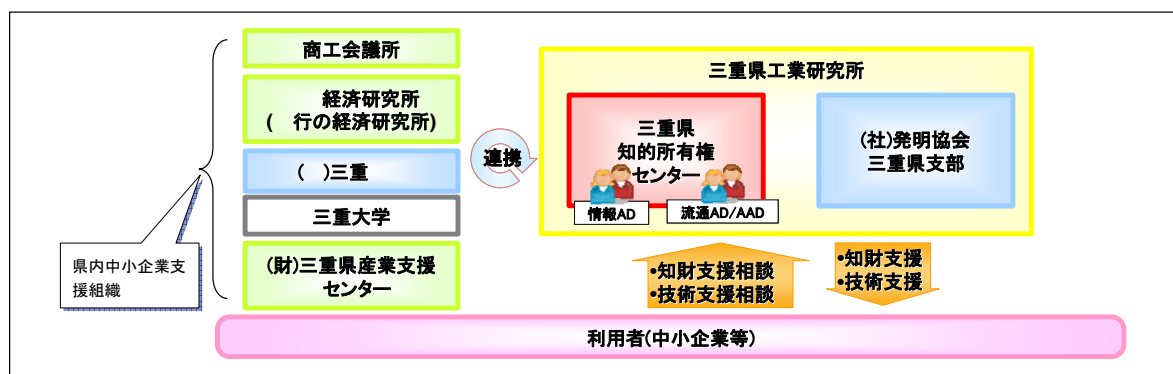
三重県工業研究所内に三重県知的所有権センター、(社)発明協会三重県支部を配置し、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、三重県知的所有権センター(三重県工業研究所)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は三重県工業研究所、経営支援に係る相談は(財)三重県産業支援センターで実施されている。三重県工業研究所内に三重県知的所有権センター及び(社)発明協会三重県支部が配置され、各支援機関が連携し、知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。同研究所では、保有するシーズに係る相談を特許流通 AD に展開する等の連携が行われている。

(財)三重県産業支援センターには、知的財産担当のコーディネーター(県予算)を配置しており、企業への知的財産活用による事業展開支援を行っている。同コーディネーターが特許流通 AD と情報交換し、特許流通に係る相談等で連携を図っている。加えて、国補事業である「地域中小企業知的財産戦略支援事業」を支援し、連携を図っている。

また、県の知的財産担当である農水商工部科学技術・地域資源室が県有特許の管理や知的財産に係る政策を担当していることから、三重県工業研究所以外の県内公設試(保健環境、農業、畜産、林業、水産の 5 研究所)のシーズ活用相談等についても、県担当者が特許流通 AD と情報交換等で協力している。



組織	所在地	配置人員
三重県知的所有権センター	津市 三重県工業研究所	・特許流通AD(専)
三重県工業研究所		・特許流通AAD(、 2日)
(社)発明協会三重県支部		・特許情報AD(専)
		・科学技術・地域資 (特許流通AADを 、 3日)
		・科学技術・地域資 査(専 、 2.5日)

図 II-23-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

三重県では、平成 20 年度において「知的戦略セミナー」(1 回)や「知的財産活用講習会」(3 回)を県産業支援センターや発明協会三重県支部と連携しながら実施している。また、IPDL 検索講習や三重大学と連携した知財講座なども開催している。

表 II-23-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
特許市場	大阪産業創造館	1 回	特許流通 AD
知的財産戦略・活用セミナー	三重県、県産業支援センター	1 回	特許流通 AD 特許情報 AD
知的財産活用講座	三重県、県産業支援センター	1 回	特許流通 AD 特許情報 AD
ライセンス契約の実務	県内中小企業	1 回	特許流通 AD
IPDL 情報検索講習	三重県	51 回	特許情報 AD

表 II-23-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
知財駆け込み寺連携事業セミナー	1 回	
「SUZUKA産学官交流会」事業	5 回	特許情報 AD

2.2. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表 II-23-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報 (HP)		特許 32 件
特許流通データベース	INPIT	35 件

2.3. 特許庁・INPIT 施策との連携

表 II-23-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.4. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・ 中小企業知的財産戦略支援事業審査委員会 委員
特許情報 AD	・ 中小企業知的財産戦略支援事業審査委員会 委員 ・ 「SUZUKA 産学交流会」 アドバイザー

2.5. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、県の技術支援機関において、技術及び知的財産の経験を多少有している人材を採用している。配置場所は、三重県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、特許流通 AD が日頃の活動を通じた OJT 等により人材育成を行うとともに、特許流通 AD の持つノウハウの継承を行い、特許流通 AAD を中心として地域に根ざした特許流通促進活動が継続して実施されることを目指す。

育成期間終了後は、県内中小企業が、特許等を活用し、新規事業創出や技術高度化を推進するため、独自の技術開発成果の権利化や、企業及び研究機関等の保有する知財とのマッチング支援を行う。また、特許流通 AAD の経験を活かし、県有特許等を有効に活用するための活動、県の知的財産の評価、目利き等を行う。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 鈴鹿高専 県内企業	「抗菌技術に係る特許流通支援」 鈴鹿産学官交流会で、特許流通 AD と鈴鹿高専の教授との交流機会があった。当該技術を使用した鈴鹿高専の制服の供給からスタートし、発展させていく(鈴鹿高専にて、2 年目の制服供給完了)。研究・開発過程において、ウール地への抗菌剤の含浸方法の確立や抗菌効果の確認という課題があり、特許流通 AD が三重県産業支援センターと連携し、具体的解決策のアドバイスを行った。当該案件は同センターの新連携事業に認定され、補助金を受けている。
	(支援先) 県内企業	「酒類製造に係る特許流通支援」 ライセンサーは四日市の老舗の造り酒屋でライセンサーとは従来から交流があった。ライセンサーの販売力だけでは、全国販売が効果的に実施できないという課題があり、特許流通 AD がライセンサーに相談を行った。また、ライセンサーには中小企業基盤整備機構(中部支部)の支援事業を活用するようアドバイスした。中小企業基盤整備機構から大手旅行会社の紹介があり、当該案件の製品が旅行会社に採用された。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「要介護者移動補助装置に係る特許出願等の支援」 新規アイデアに対する先行技術調査の必要性、IPDL 情報検索の支援、アドバイス、類似文献との対比、特許出願項目の明確化についての支援を行った。また、出願様式、願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書等の説明や出願明細書の記載、先行技術無料調査支援制度、早期審査支援制度について説明を行った。 特許出願手続きは完了し、先行技術無料調査の結果を踏まえて、早期審査手続き検討している。また、試作品をモニターとして、病院等数箇所へ依頼し、実践確認を行っている。 今後は、審査請求を行い、商品の販売計画作成を支援していく。

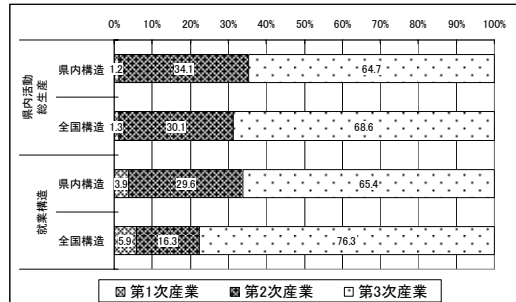
福井県

福井県では、地域を支え、世界に広がる福井の産業を育成するため、世界レベルの次世代技術産業の育成、繊維・眼鏡など地場産業のさらなる活性化を図ることとしており、国や県外の教育・研究機関との連携を強化し、事業化目標を明確にした福井型産学官連携を進めている。また、高度な技術・部品を求める自動車、家電の県外大手企業に対し、県内企業の優れた技術・製品を直接売り込む展示商談会を開催(平成20年度は3回、延127企業・機関参加)し、県内企業のビジネスチャンスの創出を図っている。また、中小眼鏡事業者の自社ブランドめがねを、福井のめがねであることを明示して直接販売するとともに、産地の情報発信拠点となるショップ(東京南青山)の開設支援や本県繊維産地自らの強みを活かした高付加価値商品の開発・販売体制の確立、世界各地の有望市場に対する販路開拓など地場産業振興についての支援を実施している。

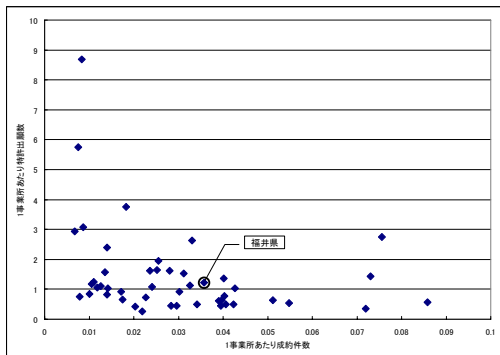
＜基礎データ＞

人口	821,592人
事業所数	3,140事業所

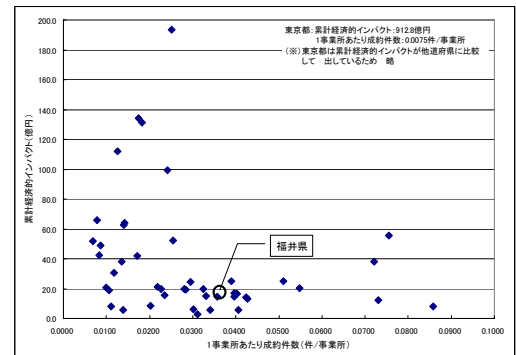
〔産業構造〕



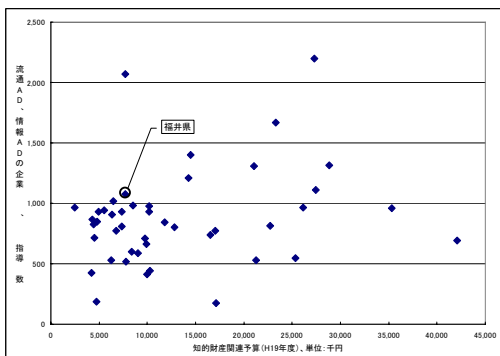
〔知的財産マインドポジション〕



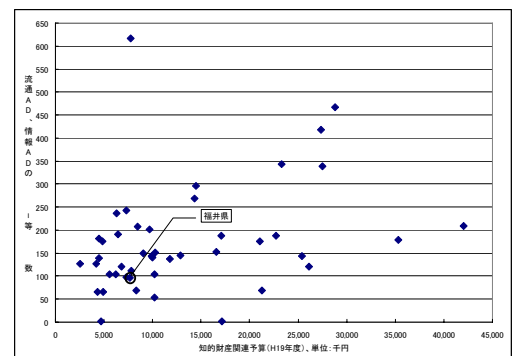
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「福井新元気宣言」、「福井県知的財産活用プログラム(平成 16 年度)」における特許流通事業の位置付け

県知事マニフェスト「福井新元気宣言(平成 19 年)」において、平成 20 年度の施策を挙げている。産業労働部との合意のもと、知的財産に係る施策「次世代技術産業の育成」により、保有特許の実施許諾件数(平成 20 年度: 20 件)を設定している(図 II-24-1 参照)。

県知事マニフェスト「福井新元気宣言」推進に関する政策合意(産業労働部)	
平成20年度の施策	<ul style="list-style-type: none"> 次世代技術産業の育成 地域の雇用とコミュニティを支える地場産業(地域貢献産業) 雇用の向上 商売の活性化 ランドコン型の観光産業
	<ul style="list-style-type: none"> 工業技術センターにおける企業からの技術相談・試験への対応や共同研究による事業化促進・技術 工業技術センターの研究成果の活用 開発した先端技術を、国内外の学会を通して積極的に発信
	保有特許の実施許諾件数: 22件(平成19年度: 20件) 工業技術センターと企業との新規共同研究実施: 10件(平成19年度: 13件)

図 II-24-1 総合計画と特許流通に係る施策との関連性

一方、県内の知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、広く県内企業の競争力を強化し、ものづくり技術等をさらに確固たるものとするため、平成 17 年 3 月に「福井県知的財産活用プログラム」を策定している。同プログラムにおいて、特許流通の取組及び中長期目標を設定している(図 II-24-2 参照)。

福井県知的財産活用プログラム		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産に対する 育成	企業への普及啓発	企業経営者や知的財産専門家等によるセミナーの開催 業者の発明に対する報奨金制度の導入等に関する情報提供	
	知的財産実務人材の育成	特許等の戦略的活用に関するセミナーの開催 知的財産に係る各機関の実施する各種研修会への企業の参加促進	2.福井県の特許流通事業の取組 2.福井県の特許流通事業の取組
	青年の知財マインドの育成	県内小中学校への知的財産に係るイベントの開催促進	
県研究機関における知的財産基盤の強化	知的財産の創造推進	大型産学共同プロジェクトや地域特性を活かした研究等の推進 研究のプロセスにおける外部評価手法の評価基準等の見直し 県職務発明(県職務育成品種規定等を含む)における報奨金等の見直し 県立大学や研究機関における共同研究規定等の整備	
	知的財産の保護強化	県研究機関の研究者に対する知的財産研修の実施及び職員の育成 弁理士、総合商社等の外部専門家の活用 県立大学や研究機関の研究成果の権利化・保護に関する取組の整備	
	知的財産の活用推進	各県研究機関の保有特許等の体系的な情報提供や県保有の知的財産権を活用した県内企業への技術移転の促進及び知的所有権センター機能の拡充 県保有の知的財産と企業とのマッチング拡大	2.福井県の特許流通事業の取組
知的財産に関する企業支援の拡充	知的財産の創造促進	県内企業が担う産学共同研究プロジェクトの推進 産学共同研究拡大のための企業への知的財産コーディネーターの派遣 知的財産創造に係る各種制度の活用促進	
	知的財産の保護強化	知的所有権センターにおいて特許情報活用ADによる相談・指導・セミナーの実施 国・県特許取得費用に係る助成制度の創設 セミナー・セミナー等による知的所有権センターのPR 権利保護に関する相談窓口である各機関の利用促進	2.福井県の特許流通事業の取組
	知的財産の活用促進	県内大学・企業・公的研究機関・産業支援機関等で知的財産に係る研修の推進及び信託制度等の活用促進 知的所有権センターによる技術移転等の相談機能強化や知的財産権に係る契約・ライセンスに関する相談機能強化 所有権センターにおける特許流通ADの活用 知的財産活用による事業化促進のための人材等の各種支援金の活用促進	2.福井県の特許流通事業の取組 2.福井県の特許流通事業の取組 2.福井県の特許流通事業の取組

図 II-24-2 「福井県知的財産活用プログラム」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 福井県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

福井県工業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会福井県支部、(財)ふくい産業支援センターを配置し、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、福井県知的所有権センター((社)発明協会福井県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は福井県工業技術センター、経営支援に係る相談は(財)ふくい産業支援センターの技術開発部及びデザイン振興部で実施されている。上述の支援機関が福井県工業技術センターに配置されており、各支援機関が連携し、企業活動における様々な課題に対応できる体制が構築されている。

福井県知的所有権センターでは、福井県工業技術センター企画支援室技術相談グループ職員がセンター職員を兼務しており、両センターにおける人材を介した情報交流及び人的ネットワーク形成を図っている。

県内の支援機関や専門人材の連携を図るために、(財)ふくい産業支援センターが「サイテック交流会」を運営しており、県内の産学官コーディネーターや特許流通 AD 等が参加し、県内企業、大学、公設試との情報交換等を行っている。また、県の「知的財産活用プログラム」の具体策として、平成 17 年度から知財活用ワーキンググループ⁶の設置等に取り組んでいる。同グループ員会議についても特許流通 AD が参加し、各機関との連携・協力を進めている。

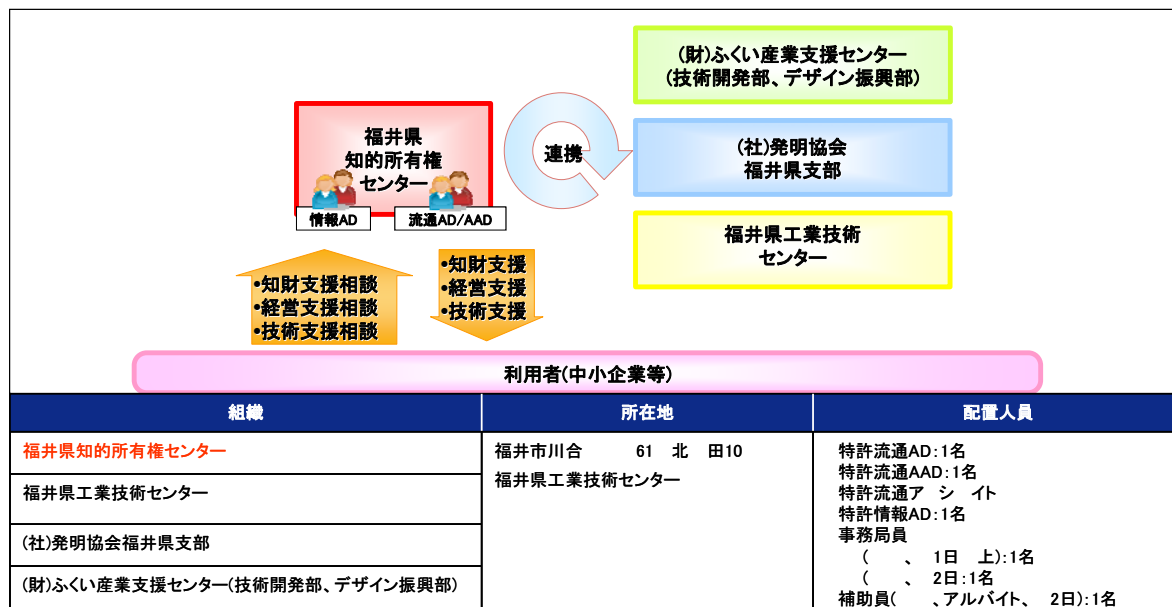


図 II-24-3 特許流通事業に係る取組体制

⁶ 県の研究機関の知的財産担当者で構成し、各機関の保有技術の一元的な情報提供や県内企業への技術移転促進を行う組織

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

福井県は、県や県外郭団体および(社)発明協会福井支部などとの連携により、知財セミナーの開催や知的財産に関する講演会を実施している。

表Ⅱ-24-1 知的財産に関するセミナー・講演(20FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
財産の基礎と活用	福井県知的所有権センター	3回	特許流通AD
特許流通セミナー	大阪市産業創造館	1回	特許流通AD
知財関連セミナー	特許庁、(社)発明協会福井支部、福井県知的所有権センター 他	7回	特許流通AD 特許情報AD
知財ゼミナール	(社)発明協会福井支部	5コース 各6回	特許流通AD 特許情報AD
情報検索ゼミナール	福井県知的所有権センター	12回	特許情報AD

表Ⅱ-24-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容

事業名	回数	ADの講師参加
知財駆け込み寺連携事業、産業財産相談会	19回	

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-24-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供(平成21年1月時点)

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集(大学や研究機関のシーズを含む)	知的所有センター	240件
県有特許開放情報(HP) http://www.fklab.fukui.fukui.jp/kougi/		特許64件 (出願中30件) 実用新案1件
特許流通データベース	INPIT	152件

2.4. 特許庁・INPIT施策との連携

表Ⅱ-24-4 特許庁・INPIT施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY実施
地域中小企業外国出願支援	20FY実施
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none">・ 福井市ものづくり支援補助金交付審査委員会 委員・ 国際特許出願経費補助金審査委員会 委員・ 知財ワーキンググループへの出席
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none">・ 小浜市地域ブランド認定委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における豊富な技術経験を有し、かつ、知的財産の経験も有している人材を採用している。配置場所は、福井県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、県内における特許流通の促進と特許流通に関するノウハウの県内企業への普及を図るために、特許流通 AD とともに企業訪問等の OJT を行い育成する。

特許流通 AAD の育成期間終了後の活用方針については、県や外郭団体にてアドバイザーとして雇用するか、県や外郭団体主催の講習会や相談会等の講師として活用している。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 福井市	<p>「福井市ものづくり支援補助金交付審査委員会」</p> <p>これまでのものづくりに対する支援金については、支援金受給者が自身の発想で製造・販売するだけであった。また、特許等権利化の意識も低かった。平成 19 年度から、募集案件について、公開情報の活用や特許等取得を目指す案件となるよう特許流通 AD がアドバイスを実施した。「ものづくり」の観点に加えて、知的財産という付加価値が必要であるという認識が企業間で拡大し、支援金募集の経費科目に「知的財産取得のための金額」が記入されていた。また、既に出願済みの案件もあった。</p> <p>今後の展開として、募集案件はほとんど採択になる見込みなので、支援金受給企業を特許流通 AD が訪問し、公開情報の提供や権利化へのアドバイスをを行い、特許流通促進に繋げていく。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「床暖房構造の発明に係る特許出願支援」</p> <p>建築設計・施工管理業者の経営者が発明した床暖房構造と、当該発明に使用する部品に関する先行技術調査と特許出願の支援を行った。</p> <p>今後は、床暖房用部品の試作を進める上で、材質変更、形状変更が必要になり、先の出願内容に含まれない部分が明確となったため、試作品の評価が進んだ段階で国内優先出願を指導していく。</p>

大阪府

大阪府は、今後の大阪の将来像と、その実現のための取組方向を示す「将来ビジョン・大阪」を策定し、平成20年12月に公表した。

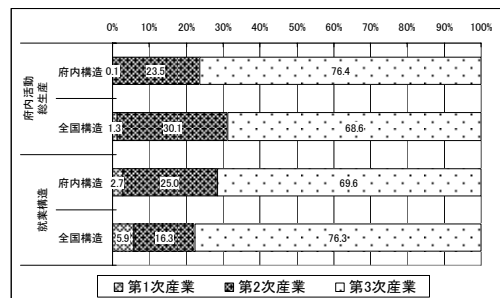
このビジョンには5つの柱からなる大阪の将来像が示され、その柱の1つに「世界をリードする大阪産業」が据えられている。この中で、「頑張る大阪の中小企業応援戦略」の具体化の一つとして、ものづくり企業の技術革新や環境・新エネルギー、ロボット関連産業など次世代を牽引する産業への投資促進などが取り上げられている。

大阪には、チャレンジ精神にあふれた風土が根付いており、ものづくりの基礎技術分野での集積も厚く、わが国のものづくりを支えリードしてきた企業群の「技」の集積と大学・研究機関などの「知」の集積は大阪の強みとなっている。これらは、新たな製品やサービスを生み出す大きな源泉であり産業競争力の基礎になるもので、大阪府では、こうした強みやポテンシャルを背景に、大阪の地域特性を活かした特許流通事業や特許情報活用支援事業を推進している。

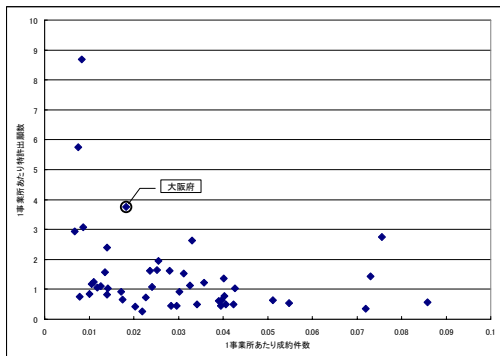
＜基礎データ＞

人口	8,817,166人
事業所数	30,667事業所

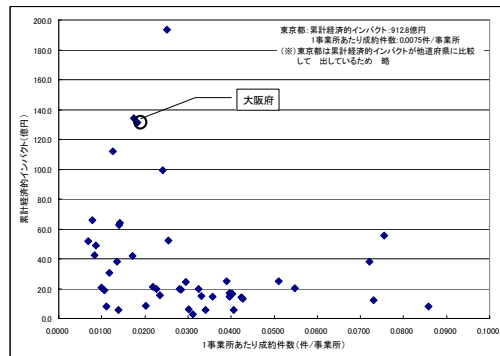
【産業構造】



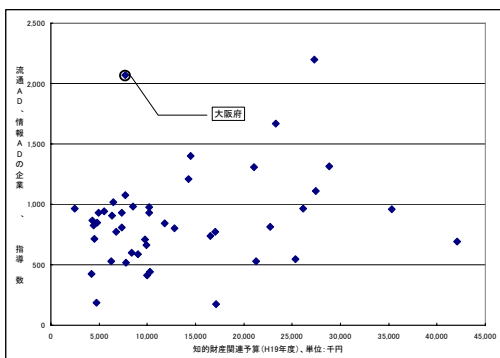
【知的財産マインドポジション】



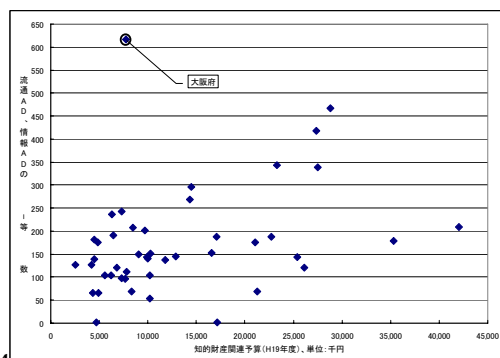
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「大阪府産業科学技術振興指針」、「大阪産業再生プログラム」、「大阪府知的財産戦略指針(平成 15 年度)」における特許流通事業の位置付け

これまで大阪府では、平成 10 年に産業科学技術の振興を見据えた「大阪府産業科学技術振興指針」が、平成 12 年には大阪産業の再生に向けた行動計画である「大阪産業再生プログラム」が策定された。

産業科学技術振興指針では、「ものづくりの原点に立った支援」や「中小企業を中心とする自立できる研究開発型企業の育成支援」、「研究成果を事業化につなげる仕掛けの構築」などが基本目標として取り上げられ、産業再生プログラムでは、「中小企業の活力再生－総合支援体制の構築－」や「新たな産業分野の創出－需要サイドからのアプローチ」などがプログラムの柱として示されている。

そして、平成 16 年 2 月には「大阪府知的財産戦略指針」が策定された。この戦略指針では、これまでの指針やプログラムの理念と目標を継承しながら、そこに定められている知的財産関連施策を更に拡充し、知的財産の創造・保護・活用促進や知的財産に関連する人材育成なども打出し、これまで部分的に盛り込まれていた知的財産関連施策にスポットをあてながら全庁的かつ体系的な取組みを促進することが示されている。特許流通事業や特許情報活用支援事業もこの体系の中に位置づけて実施しているところである(図Ⅱ-25-1 参照)。

さらに平成 19 年 2 月には、底力を持った多数の企業群の存在、ものづくり基盤技術や科学技術の集積、バイオや情報家電・ロボットなど成長有望分野の活発な活動などに裏付けられた大阪のポテンシャルを活かし、再生から成長に向けて大阪産業の新たな方向性を示す「大阪産業・成長新戦略」が策定された。この新戦略では、「ものづくり基盤技術産業における高度化と連携促進」が基本戦略の取組みの一つに据えられ、知的財産の活用を促進するため「知的財産の流通促進と戦略的活用の支援」が取り挙げられているところである。

大阪府では、こうしたプロセスの中で議論されてきた理念や目標を踏まえながら、知財戦略の推進の一環として、大阪府立特許情報センターにおける日本・外国の特許情報等の収集・提供、特許流通事業や特許情報活用支援事業の実施、大阪 TLO を核とした産学官連携の促進、関西特許情報センターの構築と産業財産権の総合相談の実施、職員勤務発明の奨励と特許情報センターでの一元管理など知的財産に係る種々の施策を実施しているところである。

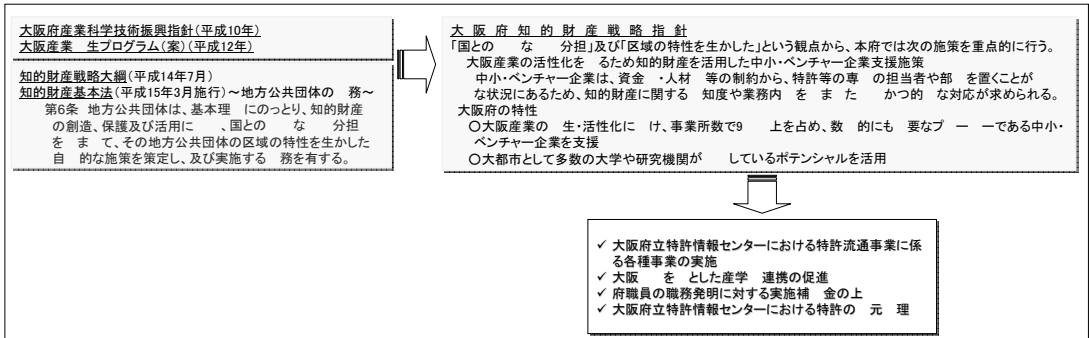


図 II-25-1 大阪府産業科学振興指針及び大阪産業プログラムと大阪府知的財産戦略指針の位置付け

大阪府知的財産戦略指針		H19-20 特許流通AD 推進事業取組実績		
中小ベンチャー企業等に対する知的財産戦略	知的財産の創造に関する戦略	知的財産に関する情報提供、相談機能の充実	関 特許情報センターにおけるワンストップサービスの展開 産業財産権情報の提供 特許イン ベンチャー事業の展開	2大阪府の特許流通事業の取組 2大阪府の特許流通事業の取組
		知的財産を創出する研究開発に対する支援	大阪府立大学等と産業界との共同研究を通じた知的財産創造活動の推進 大阪府立産業技術総合研究所における技術高度化、新産業創出・育成の支援 知的財産の創造を推進するための資金支援	2大阪府の特許流通事業の取組 2大阪府の特許流通事業の取組
		知的財産の保護に関する戦略	関 特許情報センターによる知的財産の保護 権利取得支援による知的財産の保護 新分野における知的財産の保護	権利化に係る相談対応 特許出願等援助制度による出願支援 出願の推進 地方 接審査の推進 専門機関における 対応 知的財産保護の推進 特許権等の取得を推進するための資金支援 海外知的財産権制度等の情報提供の促進 地域における専門 相談の実施 バイ ビジネスコン 事業と連携したバイ 技術の特許化支援 大阪府立 とみ の総合技術センターによる 物品種の保護と育成
	知的財産の活用に関する戦略	開放特許の流通促進、情報提供	特許流通アドバイザーによる開放特許の流通促進 イベント・インターネットによる開放特許等の情報提供	2大阪府の特許流通事業の取組 2大阪府の特許流通事業の取組
		産学 連携体制の充実による知的財産の活用	大阪 事業の推進 大阪 等技術移転機関と府内各地域とのネットワークの構築 大阪府立大学と産業界との連携及び 流の促進 大阪府立大学知的財産本部(知的財産 リッジセンター)の設置とさらなる体制の充実 府立試 研究機関による知的財産の移転促進	2大阪府の特許流通事業の取組 2大阪府の特許流通事業の取組 2大阪府の特許流通事業の取組
		知的財産の活用機会の提供等	大阪府の発明・アイデアを提案・する場の提供 優れた技術・事業計画をもつ企業のPR P との連携を通じた知的財産の活用等の促進 事業展開を推進する資金支援	2大阪府の特許流通事業の取組 2大阪府の特許流通事業の取組
		知的財産を活用した事業に対する支援	知的財産を活用した 的な事業化支援 産業振興のためのデザイン活用支援 新たなコンテンツ創出のための 点づくり	2大阪府の特許流通事業の取組
		コンテンツビジネス振興に向けた取組み	多様なコンテンツの創出 コンテンツ流通の促進 総合的なコンテンツ関連産業振興体制の整備	
	人材の育成と府民上に関する戦略	知的財産権制度の普及啓発	関 特許情報センターによる知的財産関連セミナーの開催等 知的財産権制度・支援制度等の普及啓発 権を尊重する 育の推進	2大阪府の特許流通事業の取組 2大阪府の特許流通事業の取組
		知的財産の創造、活用を行う人材の育成	大阪府立大学における「知的創造者」を生み出す 育 大阪府立工業高等専門学校 における実 践的技術者の育成 創造性を育む科学技術・理科 育の推進 大阪都 部への大学 サテライト の立地促進	
	大阪府及び関連各機関の知的財産戦略	府庁全体に関する取組み	知的財産の 元 理 職員 務発明規 の改 等 弁理士、弁理士活用の検討	2大阪府の特許流通事業の取組
		府立試 研究機関等に関する取組み	府立試 研究機関における知的財産権研修等による職員 育 大阪府立産業技術総合研究所における特許等知的財産の活用に向けた取組み	
大阪府立大学に関する取組み		知的財産の創造を重 した大学研究者評価制度の 立 知的財産ポリシーの 立等による知的財産の保護		

図 II-25-2 「大阪府知的財産戦略指針」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 大阪府の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

関西特許情報センター内に大阪府立特許情報センター、近畿経済産業局特許室、INPIT 大阪閲覧室、(社)発明協会大阪支部、日本弁理士会近畿支部、関西特許情報センター振興会を配置し、企業への知的財産に係る総合的な支援体制を構築

関西特許情報センターには、企業等への知的財産に係る支援機関として、大阪府立特許情報センター、近畿経済産業局特許室、INPIT 大阪閲覧室、(社)発明協会大阪支部、日本弁理士会近畿支部、関西特許情報センター振興会の6機関・団体が集合し、相互に連携して産業財産権に関する総合的支援をワンストップで実施している。

そして、府立特許情報センターでは、職員が知的財産に係る外部からの相談の窓口機能を担い、受けた相談の内容を各機関・団体に繋ぎ、専門人材による具体的、専門的な相談を実施している。

また、大阪府知的所有権センター(大阪府立特許情報センター)には3名の特許流通ADと3名の特許情報ADが派遣されており、中小企業への訪問活動をベースに、特許流通ADは、開放特許を活用した技術移転や事業化支援を、特許情報ADは、IPDLを利用した先行技術調査や企業の知財戦略の指導を行い、こうした活動を通じて関西特許情報センターの総合相談機能の一翼を担っているところである。そして、府立特許情報センターでは、特許流通AD及び特許情報ADとセンター職員による定例会議がそれぞれ月一回開催され、効果的な事業の実施に向けた意見や情報交換を行い、事業推進環境の整備に努めている。

なお、大阪府には中小企業のものづくり支援機関として(財)大阪産業振興機構やクリエイション・コア東大阪、大阪府立産業総合研究所などがあり、府内中小企業等への経営支援やものづくりに係る相談は(財)大阪産業振興機構やクリエイション・コア東大阪が、技術支援にかかる相談は大阪府立産業総合研究所が実施しているが、特許流通ADや特許情報ADは、これらの機関の専門人材と連携をしながら、知的財産を活用した中小企業のものづくり支援を行っているところである。

さらに、特許流通ADや特許情報ADは、大阪TLOとの連携やクリエイション・コア東大阪の産学連携オフィスに入居している関西の主要14大学との連携も図り、研究機関で生み出された研究成果の知的創造サイクルの支援にも関わっているところである。

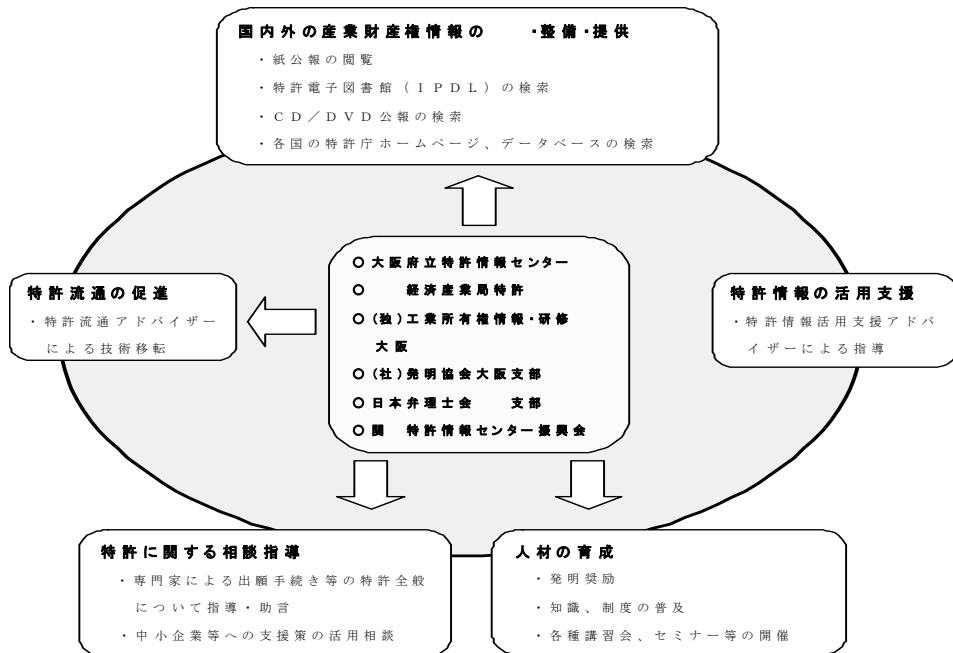


図 II-25-3 特許流通事業に係る取組体制

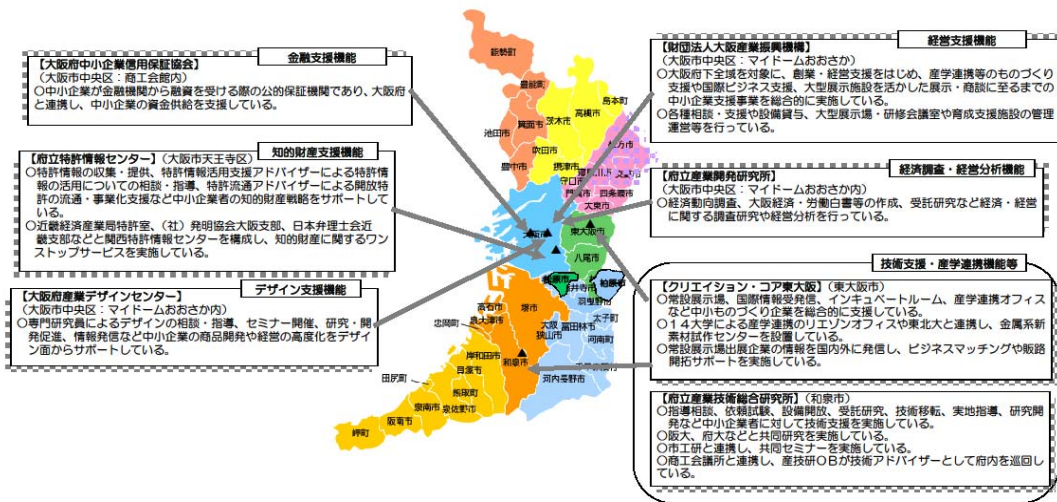


図 II-25-5 特許流通事業に係る機関所在地

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

大阪府は、府内の大学や産業団体、研究会などと連携し知的財産に関する基礎的な知識の普及活動や特許情報活用に係る講習、実習セミナーなどの開催している。

表Ⅱ-25-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許流通による事業化例紹介(特許流通講座(基礎編))		1回	特許流通 AD
ライセンス契約の基礎(特許流通基礎講座 in 広島、なにわのアイデア活用市)		2回	特許流通 AD
知的財産権を護る特許の知識と活用	大阪産業大学	2回	特許流通 AD
特許活用で事業活性化を(テクノフェア in KYOTO)	近畿経済産業局	1回	特許流通 AD
特許流通促進事業と特許流通成功事例紹介	ひらかた地域産業クラスター研究会	1回	特許流通 AD
特許市場	大阪産業創造館	1回	特許流通 AD
特許情報活用講座	大阪府立特許情報センター	108回	特許情報 AD
実習・特許情報活用セミナー	KIP-NET セミナー	1回	特許情報 AD

表Ⅱ-25-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
知的財産活用セミナー	4回	特許情報 AD
経営指導員研修会	1回	特許情報 AD 特許流通 AD

2.3. 府有特許・府内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-25-3 府有特許・府内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集(開放特許情報として HP で公開)	大阪府立特許情報センター	468件 (平成21年1月末現在)
県有特許開放情報(HP)		特許4件 (出願中2件)
特許流通データベース	INPIT	146件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-25-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	19FY 実施、20FY 実施 (特許市場)

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近畿知財戦略本部WG 委員 ・ 同志社大学発明評価委員会 委員 ・ 特許審査会 委員 ・ 知財を活用したアライアンス戦略モデル指導検討会 委員 ・ 大阪府立特許情報センター特許審査会 委員 ・ 「なにわのアイデア活用市」審査会 委員
特許情報 AD	ひらかた地域産業クラスター研究会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 府職員・公的機関職員の人材育成

特許情報 AD が公設試の研究者への特許制度及び特許情報活用に関する個別指導及び大阪府行政職員への商標制度等の個別指導を行い、府内の人材育成充実を図っている。また、特許流通 AAD に対しても、特許情報 AD による OJT を実施している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、3 名採用しており、府及び外郭団体出身の知的財産及び技術に関する経験を有する人材である。所属は、大阪府立情報センターに 2 名、大阪府立産業技術総合研究所に 1 名である。

特許流通 AAD は、特許流通 AD のノウハウを継承し、地域に根ざした特許流通事業を展開できるように育成する。

育成期間終了後は、府及び外郭団体または他の支援機関において特許流通業務にて活用する。特許流通業務実施に際しては、特許流通 AD と協力し、府の特許流通事業の中核人材としての役割を担っていく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 個人	「ビデオ撮影用補助具及びエプロン付補助具に係る特許流通支援」 「なにわのアイディア活用市」が、ライセンサーとライセンシーが 出会う機会となった。事業化プランとして、市場規模を算出し、販 売卸価格までの資産を行った。事業化のために、大阪デザインセン ターにデザイン面で相談するようアドバイスを行った。
	(支援先) 個人(山形 県)	「植物の色の復元、保持の方法に係る特許流通支援」 本特許技術を活用し製造したパンを、学校給食用として供給するた めに、(財)大阪府スポーツ・教育振興財団(大阪府教育委員会の担当 機関)をライセンシーに紹介し、学校給食採用を目指している。府内 の学校給食用食材として採用されるためには、同財団が主催する展 示会に出品して各教育委員会の了承を得る等の手続きが必要で、展 示会出品のための戦略立案及び作業について支援している。
事業化連携事例 (平成 18 年 度)	(支援先) (財)ひろし ま産業振興 機構、県外企 業	「肌年齢の測定方法及びその装置」 当該技術を人の肌に応用した人の肌年齢計測装置を事業化する。当 該案件は、製品企画・デザインが商品性に重要であるため、ライセ ンシーから製品デザイン向上の相談を受けたため、大阪府産業デザ インセンターを紹介した。同センターの支援により、理想的な製品 設計が実現し、現在マーケティングを行っている。また、当該案件 の実施許諾契約において、科学技術の確認検討が必要となり、科学 技術振興機構(JST)のシーズ育成試験の補助金申請及び検討を行い、 契約締結できた。補助金申請において、広島 TLO の特許流通 AD と共 同で、研究者及び企業共同研究者の申請書作成に協力した。
地域連携事 例 (平成 20 年 度)	(連携機関) 大阪府	「府の開放特許情報サイトと情報提供システムの構築」 府の HP は、特許流通の制度説明だけで、府の開放特許情報を取り 纏めて、検索・照会できるシステムがなかった。 府の HP 上に開放特許情報を取り纏めたサイトを構築するよう府に 働きかけ、且つ HP の構成も提案し、プログラマーに指示する等行い、 提案内容通りの HP が作成された。新着情報を HP に掲載する際、全 国の特許流通 AD へもメール送信し、メール上の URL のクリックで案 件紹介シートを見ることができるシステムとなった。府の開放特許 情報は、毎月最新情報が追加更新され、過去分も分野別、番号別で 常時閲覧可能である。これらの開放特許情報は、知財マッチングフ ェア等で CD-ROM 化し、府のブースでユーザーに配布している。

<p>(連携機関) 大阪産業創造館 INPIT 大阪市</p>	<p>「地域版特許ビジネス市の魁「特許市場」の開催」</p> <p>特許ビジネス市は大阪産業創造館(大阪市)で年1回開催されていたが、テーマの趣向、集客力不足、開催場所等が原因で、盛り上がりには欠けていた。大阪産業創造館で大阪市の外郭団体が主催し、当方が契約面でサポートしていた「アイディア事業化マーケット」は、主に個人が発明した生活用品に特化したマッチングの場であり、参加企業が限定されていた。そのため、大阪産業創造館に、特許流通AD保有特許発表の場の設置を働きかけ、企画内容、テーマ等打合せを行った。その後、近畿ブロックの特許流通ADに応募を働きかけた(第1回:H17/11)。</p> <p>特許流通ADの派遣では、大阪産業創造館とINPITのパイプ役を務めた。</p> <p>第2回はINPITと共催した。企画内容を打合せし、テーマにつき案を提示し、その後全国の特許流通ADに応募を働きかけた(第2回:H19/9)。</p> <p>結果として、地域版特許ビジネス市の魁となった。大阪府の企業構造にあったテーマを選定し、市中心部の大阪産業創造館で開催した結果、多くの参加者(毎回80~100名)が来場している。</p>
<p>(連携機関) 近畿経済産業局特許室 近畿知財戦略本部</p>	<p>「近畿知財戦略本部ワーキンググループ(WG)活動」</p> <p>知的財産に係る事業は関連各機関が各々行っており、利用者からの利便性が十分ではなかった。近畿経済産業局特許室を中心に近畿経済産業主催事業や知財情報の一元化などについてWGが中心となって提言(年2回)を行った。結果として、近畿知財戦略本部のポータルサイトの構成内容やメールマガジンが充実した。また、特許流通ADとして、調査報告書作成にあたり、受託者のみずほ情報総研の担当者の資料作成に協力した。上記活動から、近畿経済産業局特許室から平成20年度委託を受けたみずほ情報総研から、「平成20年度近畿地域知財戦略事例調査(ベンチャー企業における知財を活用したアライアンス戦略に関する調査)」の委員に要請され受諾した(他の委員は、大阪工業大学教授、弁護士、弁理士等)。今後もWG活動を通じさらに特許流通支援事業を普及していく。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「特許を活用した新商品(定量中栓)の開発、特許を活用した新商品(定量中栓)の具体的設計、特許権の早期取得と特許権の活用」</p> <p>製品設計から金型製作・製品製造まで、プラスチック製品の一貫メーカーによる定量中栓の案件</p> <p>特許情報を活用して新製品の具体的構造を決定した。特許出願書類(願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約)を自社で作成して出願した。無料先行技術調査の結果に基づく早期審査請求を行った。拒絶理由通知書への対応(意見書、補正書)を自社で行った。今後、商品化、権利化に向けて支援していく。</p>
	<p>「企業戦略サポート計画(事業化・商品化支援)」</p> <p>介護ベッド、車椅子、トイレが連動できる新システムの開発により、東大阪もの作りの町の企業間連携を図っている。また、福祉用具の必要性、超高齢化社会への準備の必要性から当該システムの発展が望まれる。主な支援として、介護ベッド・システムのアイデアの企画書作成、特許出願可能性の検討及び東大阪の4社で研究開発プロジェクト立上げを行った。</p> <p>今後は特許出願と早期審査請求により早期権利化、福祉用具研究開発助成金の申請を支援し試作機の開発を支援していく。</p>
	<p>「企業の戦略的知財経営実現に係る支援」</p> <p>特許流通 AD から支援先企業を紹介された。別企業の特許取得により営業活動に支障が生じたため、知的財産専門部署を設けて、戦略的知財経営を行いたいとの企業経営者の要望があった。そのため、IPDL 及び esp@cenet での特許検索による先行技術調査、無効理由調査指導を行った。また、拒絶理由通知書への対応等の中間処理の指導や中小企業の知財戦略事例の紹介、弁理士の無料相談会、早期審査、無料先行技術調査の活用等において支援を行った。</p>

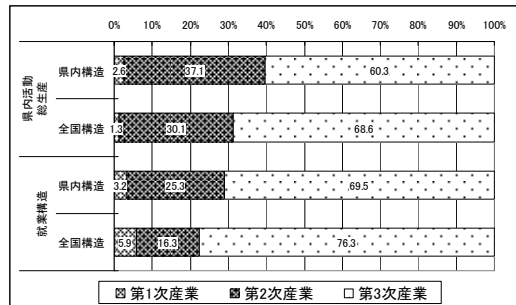
和歌山県

和歌山県では、地域中核企業の育成を目的として、専門家で構成するサポーターチームの派遣による成長企業候補への集中的な支援を展開している。また、県内中小企業の成長を促すことを目的として、人的資源の充実等の課題解決に向け、企業の中核となる人材導入支援を実施している。加えて、中小企業等が行う「地域資源」（農林水産物、産地の技術、観光資源）を活用した新商品・サービスの開発や素材・加工食品等の重点分野における研究成果の実用化等の支援を展開している。

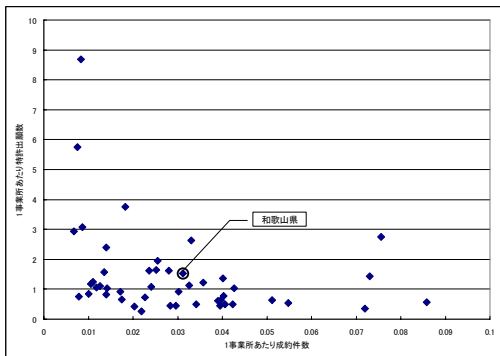
＜基礎データ＞

人口	1,035,969人
事業所数	2,315事業所

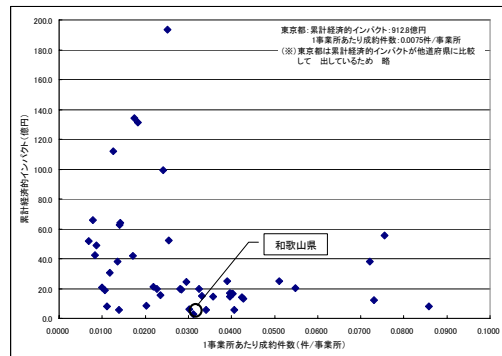
〔産業構造〕



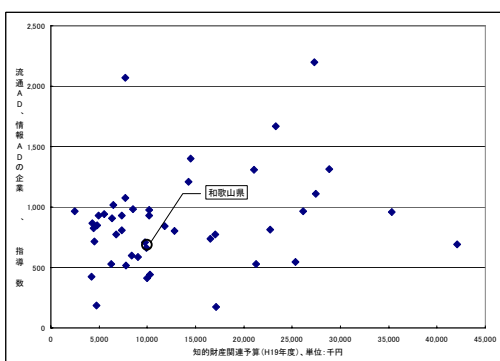
〔知的財産マインドポジション〕



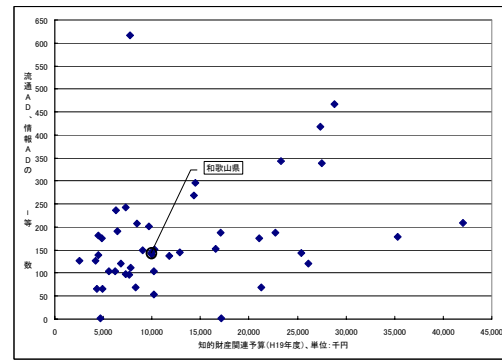
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「和歌山県長期総合計画」、「和歌山県知的財産戦略(平成 20 年度)」における特許流通事業の位置付け

県の総合計画「和歌山県長期総合計画(平成 20 年)」において、施策として「産業支援機能の充実」に取り組むこととしている。この施策は、中小企業のニーズに応えるため、大学・高専や企業の研究シーズ発掘等、産学官連携による研究開発や科学技術の振興を図るとともに、「和歌山県知的財産戦略(平成 20 年 9 月)」を策定し、知的財産の創出とその活用を支援することを目指している。

「和歌山県知的財産戦略」は、和歌山県の特性を活かした自主的な知的財産施行のための県及び関係機関の取り組むべき知的財産関連施策を中心に、その体系及び戦略的展開を示している。この戦略においては、農工商連携により製造業から農林水産業に至る範囲で知的創造サイクルの確立を実現することを基本指針としている。特許流通事業については、製造業の特許戦略における知的創造サイクルの確立を主な目的として施策が策定されている(図Ⅱ-26-1 参照)。また、産業競争力強化のための「わかやま企業成長戦略事業」の関連施策と連携しながら知的財産関連施策を実施していくことで、知的財産支援と経営支援の相互効果を創出することを目指している。



図Ⅱ-26-1 和歌山県知的財産戦略における特許流通及び特許情報活用に係る施策体系

2. 和歌山県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

わかやま地域産業総合支援機構(らいぼ)内に和歌山県知的所有権センター、(社)発明協会和歌山県支部、(財)わかやま産業振興財団、和歌山県工業技術センター等の各種支援機関を配置し、(財)わかやま産業振興財団を総合相談窓口とする、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、和歌山県知的所有権センター((社)発明協会和歌山県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県の特許流通事業の取組体制は、各種支援機関で構成されたわかやま地域産業総合支援機構(らいぼ)⁷が中心となり、企業の様々な課題に対して、人材・技術・資金・情報等の相談をワンストップで提供している。同機構の総合相談窓口として(財)わかやま産業振興財団が利用者(中小企業等)の相談に応じて必要となる支援機関を紹介している。県内中小企業等への経営支援に係る相談は(財)わかやま産業振興財団、技術支援に係る相談は和歌山県工業技術センターが実施している。また、特許流通 AD・AAD 及び特許情報 AD は、月 1 回の県及び(財)わかやま産業振興財団の関係者との間で企業情報やシーズ・ニーズ等の情報交換等を行い、連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
和歌山県知的所有権センター	和歌山市 発明会	特許流通AD:1名 (2日 度のサポート):2名 補助職員:1名
(社)発明協会和歌山県支部		
(財) わかやま産業振興財団	和歌山市 和歌山県経済センター	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AAD:1名 特許事業化コーディネーター:1名 :2名 プロジェクトマネージャー():1名 経営支援部():1名 補助職員():1名
和歌山県工業技術センター	和歌山市	和歌山県工業技術センター企画 (、 1日 度):1名

図 II-26-2 特許流通事業に係る取組体制

⁷ 県の「きのくにベンチャーランド構想」に基づき設立された。(財)わかやま産業振興財団を総合相談窓口と位置付け、主に①起業支援、②技術開発、③技術移転、④資金供給、⑤経営指導、⑥販路拡大、⑦情報供給、⑧人材育成等に最適な支援機関を紹介している。

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

知的財産に対する造詣が深い弁護士・弁理士などの専門家や企業実務家を講師として招聘し、中小企業等の経営者・従業員や一般県民向けの「知的財産経営戦略セミナー」を開催している。

表Ⅱ-26-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知的財産経営戦略セミナー	和歌山県 他	3回	無し
特許情報活用セミナー	和歌山県 他	13回	特許情報 AD
企業向け特許情報活用セミナー	和歌山県 他	12回	特許情報 AD

表Ⅱ-26-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-26-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集	知的所有権センター	50件
特許流通データベース	INPIT	11件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-26-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	20FY 実施
地域版ビジネス市	19FY 実施、20FY 実施

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・発明考案等審査会 委員
特許情報 AD	・スタートアップ・オフィス入居審査会 委員 ・中小企業知的財産戦略支援事業選考委員会 委員 ・ものづくり支援事業審査会 委員 ・中小企業外国出願支援事業選考委員会 委員 ・発明考案等審査会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

県職員や商工会議所・商工会の経営指導員の知的財産意識を高め、特許情報 AD との連携のもと、研究・事業推進に活かしていくための各種研修会を開催している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業の知的財産権センター勤務出身者を採用している。所属は、財団法人わかやま産業振興財団テクノ振興部である。

基本的な知財に係る業務の指導は行わず、特許流通 AD の OJT にてノウハウを習得させる。(財)わかやま産業振興財団特許流通 AD は、テクノ振興部に配置することで、同財団や和歌山県工業技術センターに関する技術・企業を中心にシーズ・ニーズ発掘し、知識・スキルを向上させる。

特許流通 AAD の勤務日以外の発明協会の業務・事業への参加により、双方の業務への相乗効果を図っている。また、育成期間終了後は、県の「特許事業化コーディネーター」として、育成期間中に作成した特許流通シーズ集掲載の案件を中心に、ニーズ発掘、県内特許・県有特許・外部特許の事業化促進、県試験研究機関への知財のノウハウ普及において活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容
他の支援機関との連携	県内の知的財産・技術・経営に係る支援機関が組織するわかやま地域産業総合支援機構の関係者との定期的な情報交換の場を通じて、県内の企業のニーズ・シーズを把握している。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「開発商品及びスキルアップに対する支援」</p> <p>支援先企業に、開発商品及びスキルアップに対する支援を実施している。開発商品においては、商品化に対する知財の活用、他社特許との関係、開発商品の特許出願において支援を行う。知財制度と特許調査は実施済みで、商品化に向けて試作機を製作しており、試作機の動作確認等を経て、特許出願に向けて支援していく。</p> <p>スキルアップにおいては、知的財産権制度と特許調査の基礎、明細書作成、特許拒絶応答の基礎、特許侵害の基礎を中心に支援を行う（IPDL を活用した明細書作成、拒絶応答、侵害事件等の勉強会）。</p>

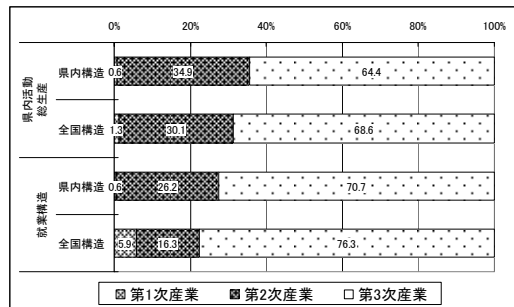
兵庫県

兵庫県では、21世紀の兵庫経済を支えるリーディング産業創出を目指す「ひょうご21世紀産業創造戦略」により、研究機関の成果の活用、中小企業の持つ技術の活用等、知的資源を有効に活用し、産学官連携・事業連携の本格的推進、技術開発型ベンチャーの輩出等の新たな課題に対応するため、研究の立ち上がり期から実用化開発、事業化開発、事業化に至るまでの各段階に応じた、補助、貸付、技術・経営支援を推進している。

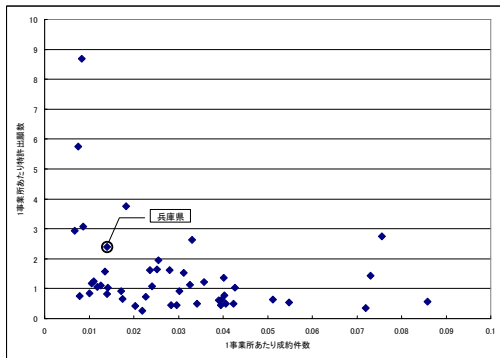
＜基礎データ＞

人口	5,590,601人
事業所数	12,442事業所

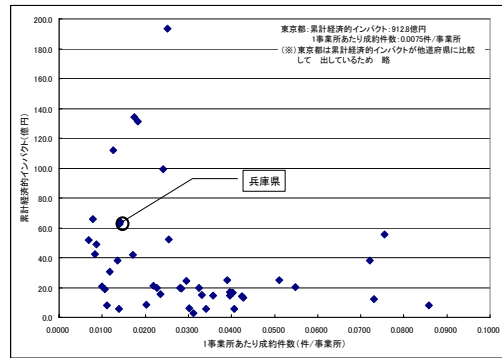
【産業構造】



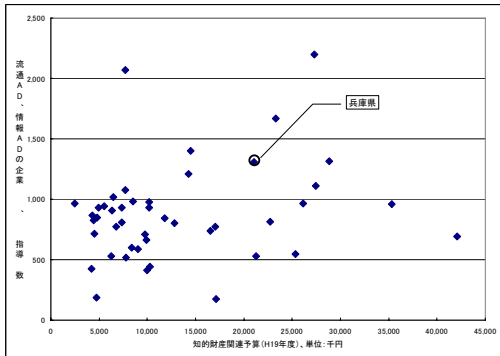
【知的財産マインドポジション】



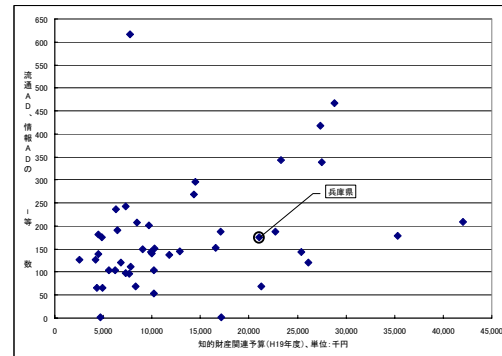
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 県政推進重点プログラム 50、「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」における特許流通事業の位置付け

平成 17～22 年度における兵庫県の重点施策・事業を明示し、その具体的な方向をとりまとめた「県政推進重点プログラム 50(平成 17 年 9 月策定)」において、「NO.20 大学や研究機関の充実による知の拠点づくりの推進」として、特許流通の目標設定とその達成のための取組が位置付けられている。(図 II-27-1 参照)。

県政推進重点プログラム50(部)					
20 大学や研究機関の充実による知の 点づくりの推進					
目標と取り組み	年度別計画				
	H17	H18	H19	H20	H21
○新産業創造研究機構を活用した知的財産戦略の推進(産業労働部)【No.25再掲】					
・特許流通を250件推進(H21まで)	46件	96件	150件	200件	250件
中小企業等技術移転事業の実施					
兵庫県産学官連携イノベーションシステム整備事業の実施					
知的財産活用促進事業の実施					

図 II-27-1 「県政推進重点プログラム 50」と特許流通に係る施策との関連性

県の知的推進計画は「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」において、産業振興計画の一部として位置付けられている。同プログラムにおいて、特許流通の取組を実施することとしている(図 II-27-2 参照)。

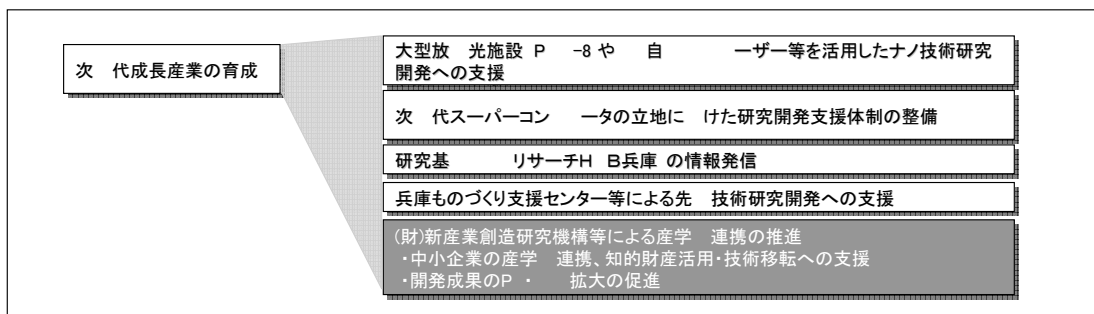


図 II-27-2 「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」の体系及び特許流通事業の位置付け

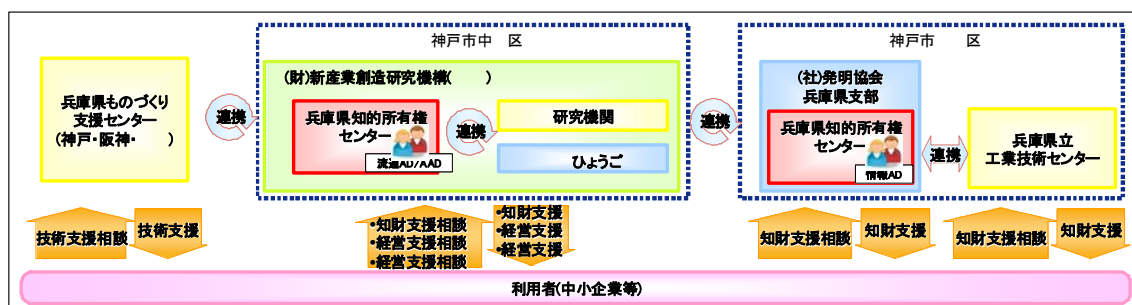
2. 兵庫県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

(財)新産業創造研究機構(NIRO)内に兵庫県知的所有権センター、技術移転センター、TLO ひょうご、研究所を設置し、企業への知的財産・技術・経営に係る支援体制を構築

兵庫県には(財)新産業創造研究機構(神戸市中央区)、(社)発明協会兵庫県支部(同須磨区)の2箇所に知的所有権センターが設置されている。

(財)新産業創造研究機構には、技術移転センター、TLO ひょうご、兵庫ものづくり支援センター(神戸・阪神・播磨)、研究所等が設置されており、県立工業技術センターや(財)ひょうご科学技術協会など、県内の他の支援機関とも連携して、企業への知的財産・技術・経営に係る支援を行っている。同機構には、特許流通ADが派遣されており、技術移転センターに登録されている技術移転AD(非常勤、経験が豊富な企業OB・各種専門家等で構成)との連携により、企業の様々な相談に対応可能な体制を構築し、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が行われている。なお、県立工業技術センター内分室にも特許流通ADが駐在しており、特許流通関連業務を担っている。



組織	所在地	配置人員
兵庫県知的所有権センター(神戸市中 区)	神戸市中 区 神戸 メックセンタービル6	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD: 2名(うち1名は工業技術センター内分在) 特許流通AAD: 2名(うち1名は工業技術センター内分在) 技術移転AD(登録制 職員): 100名 補助員(特許流通AD事務補助、140日): 1名
(財)新産業創造研究機構()		
兵庫県知的所有権センター(神戸市 区)	神戸市 区 兵庫県産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> 特許情報活用支援AD
(社)発明協会 兵庫県支部		
兵庫ものづくり支援センター	神戸市、 崎市、	
兵庫県立工業技術センター	神戸市 区	

図 II-27-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

(財)太平洋人材交流センターの要請により中米地域産業振興セミナーにおいて、特許流通 AD による知的財産に関する講演が行われている。

表 II-27-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
中米地域産業振興セミナー	(財)太平洋人材 交流センター	1 回	特許流通 AD

表 II-27-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表 II-27-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
特許案件紹介シート集	(財)新産業創造研究機構	30 件
TLO ひょうご公開ライセンス情報 (HP)	(財)新産業創造研究機構	110 件
県有特許開放情報 (HP)		特許 72 件 (出願中 24 件) 実用新案 1 件
特許流通データベース	INPIT	10 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表 II-27-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ TLO ひょうご定例会議 委員 ・ 成長期待企業発掘・育成委員会 委員 ・ 阪神ミナミリーディングテクノロジー発掘・創出支援目利き委員会 委員 ・ 新現役チャレンジ支援兵庫協議会 委員 ・ 神戸挑戦企業事業具体化支援補助金審査会 委員 ・ 知的財産戦略支援事業推進委員会 委員
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり支援戦略会議 委員 ・ 職務発明審査委員会 委員 ・ 神戸産学官交流会 委員 ・ アドック神戸 運営委員会 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域中小企業知的財産戦略支援事業に係るサポート事業者選考委員会 委員 ・ 知的財産戦略支援事業推進委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし(通常の担当業務を通じた知識・スキルの習得)。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、2 名採用している。1 名は、民間企業における知的財産経験が豊富な人材を採用しており、もう 1 名は技術経験が豊富でかつ技術移転 AD や特許流通アシスタントの経験を有する人材を採用している。配置場所は、(財)新産業創造研究機構である。

特許流通 AAD は、1 名については、特許流通 AD の OJT 教育により技術移転活動の基礎知識を習得させ、特許流通 AD と同等のスキルレベルへを目標とする。もう 1 名については、特許流通 AD の補佐業務を行ってきた経験をもとに、特許流通 AD と同等のスキルを有するレベルへの到達を目標とする。

育成期間終了後は、習得したスキルを活かし、(財)新産業創造研究機構における技術移転 AD 等として、引き続き特許流通案件の事業化促進や、中小製造業の新製品開発、技術の高度化を支援のために活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 19 年度、平成 20 年度)	(支援先) 県内企業	「二次電池の充電装置に係る特許流通支援」 特許流通 AD がライセンサーを(財)ひょうご産業活性化センターに成長期待企業として推薦し、支援ネット兵庫が参画する各支援機関の支援が享受できるよう支援した(成長期待企業推薦書の作成、審査委員会への出席及び推薦採用の説明等)。また、本案件は、平成 19 年度新産業創出支援事業の事業化認定において採択され、補助金を享受している。加えて、中小企業基盤整備機構近畿支部が所管する新連携支援プロジェクト制度を紹介し、制度活用を促した。ライセンサー企業を中核企業とする連携体制構築のための支援を行った(申請書作成指導等)。平成 20 年度の審査委員会にて採択され、補助金を享受している。
	(支援先) 県内企業	「情報配信システム、配信装置及びコンピュータープログラムに係る特許流通支援」 ボーリング場、スポーツセンター等施設に設置されているモニター画面に地域情報等を配信するシステムの構築及び保守・運用を行う。経緯として、特許流通 AD が姫路市商工会より事業化支援協力要請を受けたことから、同開発企業の探索、開発助成金制度の紹介、知財ビジネスマッチングフェア 2008 の紹介・出展における支援を行った。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 兵庫ものづくり支援センター 兵庫県中小企業団体中央会 神戸大学 兵庫県立大学 甲南大学 関西学院大学	「産学官連携コーディネーター等との連携」 兵庫ものづくり支援センター、兵庫県中小企業団体中央会、神戸大学、兵庫県立大学、甲南大学、関西学院大学等のコーディネーターと定期・不定期で交流の場を設定し、技術開発、技術移転に関する情報交換等を行っている。兵庫県、神戸市等の中小企業支援組織には多くのアドバイザー・コーディネーターが配置されている。また、県内の主な大学には産学官連携組織があり、コーディネーターが企業と教官の仲介を担っている。一方、産学官交流イベントとして、神戸産学官交流会、アドック神戸、はりま産学官交流会等が定期的で開催され、大学のシーズ紹介等が行われている。これらのコーディネーター等が個別に交流、相互協力する機会が設定されている。 連携により、情報の共有化による中小企業支援の質的向上が図れるが、連携による活動の分担が必ずしも明確ではないため、活動・業務が重複する可能性がある。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p data-bbox="603 369 1050 398">「メーカー企業の特許出願に係る支援」</p> <p data-bbox="603 421 1340 589">精密板金加工技術と薄物搬送技術の専門メーカー企業において開発した「対象物位置管理システム」に対する権利化を支援した。特許事務所が代理で行った手続が拒絶になった案件に対して、別の視点からの特許出願を支援した。</p> <p data-bbox="603 611 1337 685">支援先企業への3回の訪問により、特許情報の検索、資料の検討、発明のポイント把握、出願書類作成支援及び特許出願を行った。</p> <p data-bbox="603 707 1337 781">今後、先行技術調査支援事業の活用、早期審査手続、特許流通 AD や流通 DB の紹介、展示会案内、等を行っていく。</p>

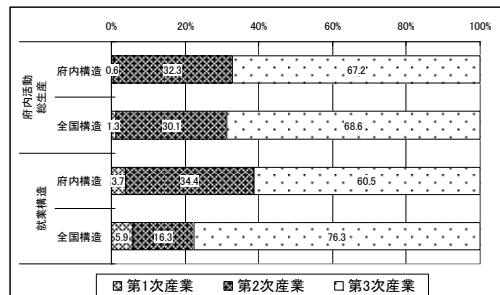
京都府

京都府は、「京都府中小企業応援条例」の中で「知的財産等の活用等」を重点のひとつに挙げ、特許流通や特許情報活用支援等を進めている。また、特許権などの知的財産権や、特許になっていない技術、ノウハウ、さらには人材、顧客基盤、ブランドなどの企業価値を生み出す無形の経営資源を見出し、活用する戦略策定を行う取組を「知恵の経営」と称し、それを報告書としてまとめたモデル的な企業に対して公的認証を行うことで奨励し、産業界全体の底上げを図っている。

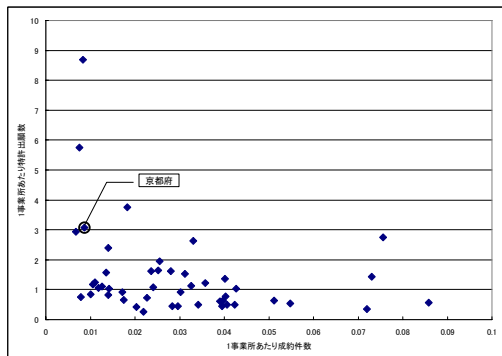
〈基礎データ〉

人口	2,647,660人
事業所数	7,291事業所

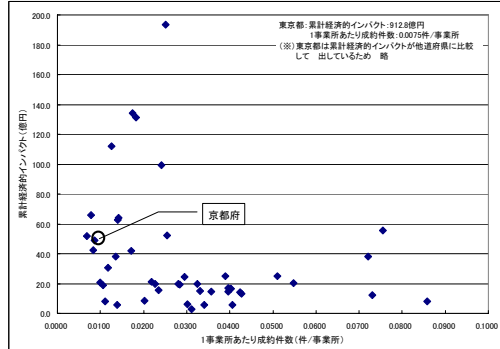
〔産業構造〕



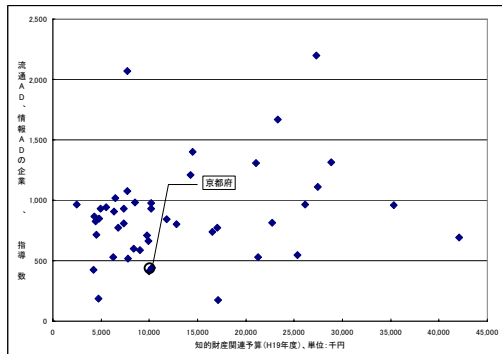
〔知的財産マインドポジション〕



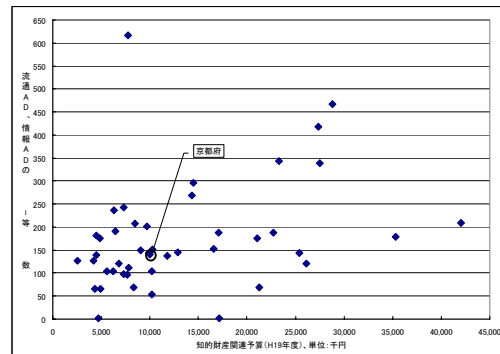
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕

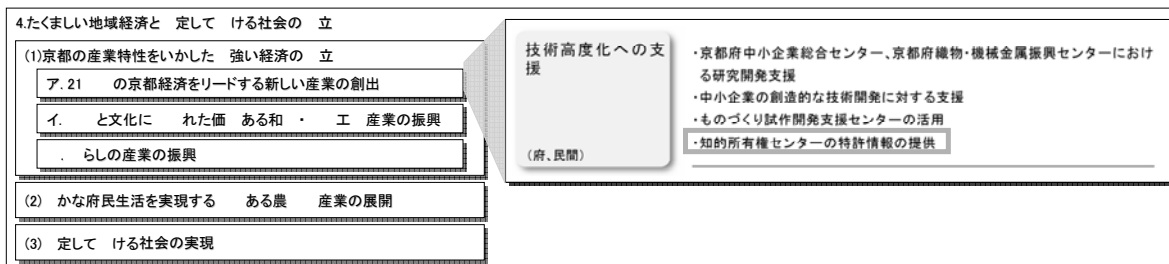


〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



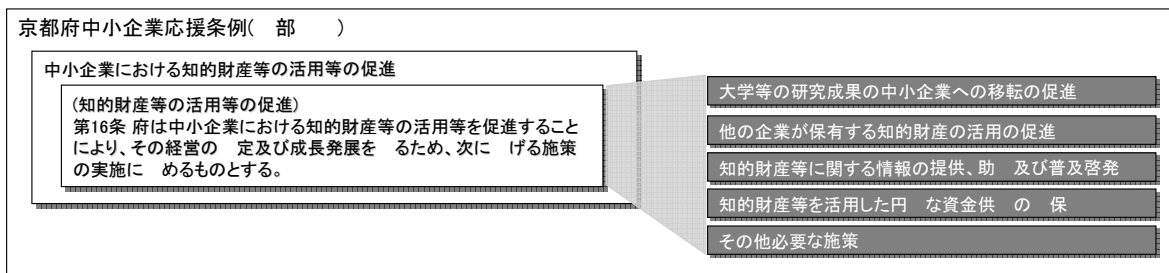
1. 京都府施策における特許流通事業の位置付け

府の総合計画「新京都府総合計画(平成 13～22 年)」の基本計画「4. たくましい地域経済と安定して働ける社会の確立」の項において、「活力ある中小企業の育成」への取組の一つとして「技術高度化への支援」を掲げ、「知的所有権センターの特許情報の提供」が位置付けられている。(図Ⅱ-28-1 参照)。



図Ⅱ-28-1 「新京都府総合計画」と特許流通に係る施策との関連性

府の知的財産推進計画は「京都府中小企業応援条例」において位置付けられている。同条例により、中小企業における知的財産の創造・保護及び活用の促進に関する施策に取組むこととしており、その中で、特許流通の取組を位置付けている(図Ⅱ-28-2 参照)。



図Ⅱ-28-2 「京都府中小企業応援条例」の体系及び特許流通事業の位置付け

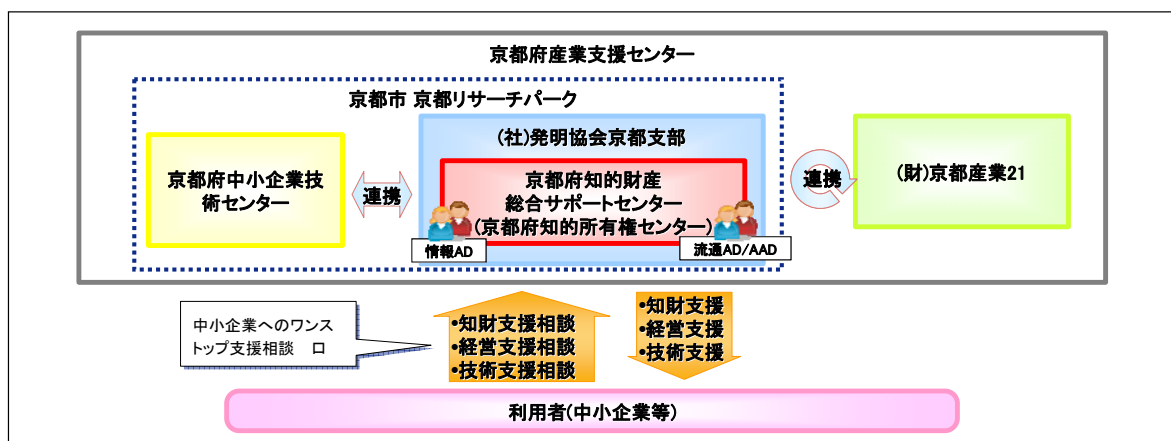
2. 京都府の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

知的所有権センターを機能強化し、京都府知的財産総合サポートセンターとしてリニューアル。また、京都府産業支援センター内の中小企業技術センター、京都産業21との連携強化により、知財・技術・経営支援のワンストップサービス体制を構築。

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、京都府知的所有権センターである京都府知的財産総合サポートセンター((社)発明協会京都支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

府内中小企業等への技術支援に係る相談は京都府中小企業技術センター、経営支援に係る相談は(財)京都産業 21 にて実施されており、両機関が京都府産業支援センターとして一体的に運営されている。上述の支援機関が連携し、京都府産業支援センターにおける知的財産・技術・経営に係る支援体制が構築されている。京都府産業支援センターにおける各支援機関の連携を図るために、月 1 回の意見交換を行っている。



組織	所在地	配置人員
京都府知的財産総合サポートセンター (京都府知的所有権センター)	京都市 京都リサーチパーク内 京都産業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・特許流通AD(専):1名 ・特許流通AAD(専):1名 ・特許情報活用支援AD(専):1名 ・(社)発明協会京都支部職員(、 3日):2名 ・相談員(専 、 、 1):3名
(社)発明協会京都支部		
京都府中小企業技術センター		
(財)京都産業21	京都市	

図 II-28-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

京都府は、(社)発明協会京都支部と連携し、特許流通 AD や特許情報 AD を講師として知的財産に関するセミナー等を開催することで、府内企業に対して知的財産に関する普及啓発を図っている。

表Ⅱ-28-1 知的財産に関する主なセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
京都府知的財産総合サポートセンター開所記念セミナー	京都府、(社)発明協会京都支部	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
知財勉強会	(社)発明協会京都支部	1回	特許情報 AD
特許情報活用セミナー	(社)発明協会京都支部	10回	特許情報 AD

表Ⅱ-28-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-28-3 主な県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
府有特許開放情報(HP)	京都府中小企業技術センター	特許 12 件 (出願中 1 件)
特許流通データベース	INPIT	8 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-28-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・ 19 年度知的財産戦略支援事業選考委員会 委員
特許情報 AD	・ 20 年度知的財産戦略支援事業選考委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

京都府中小企業技術センターなどの公設試験研究機関の研究職員を対象にし、特許流通 AD や特許情報 AD が講師を担当する知的財産勉強会を随時開催している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における知的財産経験を多少有している人材を採用している。配置場所は、京都府知的財産総合サポートセンターである。

特許流通 AAD は、特許流通 AD が育成スケジュールに基づいて特許流通 AAD を指導することにより、特許流通 AAD の育成状況を把握・チェックしながら、適時にかつ適正な OJT を行い、特許流通 AAD に対して早期に実務能力を習得させる

育成期間終了後、(財)京都産業 21 において、知的財産分野の専門人材として登録し、地域の特許流通促進等において活用する。また、府の施策との連携による活動を展開することとする。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容
定期的な情報交換	(社)発明協会京都支部、京都府中小企業技術センター、(財)京都産業 21、京都府産業支援室等と定期的に意見交換を行い、企業のニーズ・シーズ等を把握している。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「市内企業への商品化・事業化支援」 京都市内の企業に対して、商品化・事業化支援を実施している。これまでに来訪 2 回、訪問指導 3 回を実施し、産業財産権制度の説明、特許出願に関するアドバイス、商品化に関して材料選定のアドバイス等を行なった。特許出願及び商標出願を完了しており、試作品は完成している。現在製品化に向けて活動している。平成 20 年 8 月にローカルテレビ局にて「アイデア商品」として紹介されている。 今後の展開として、「特許先行技術調査支援制度」の利用を案内している。

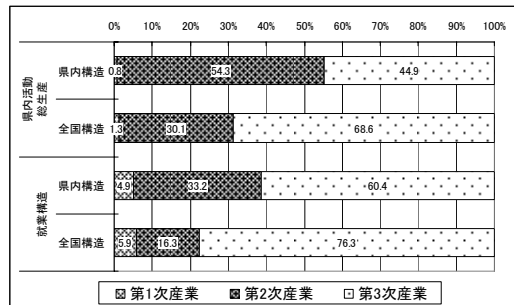
滋賀県

滋賀県では、活力ある“滋賀”の未来を拓く産業の創出を基本目標に、県の産業振興計画として「滋賀県産業振興新指針(改定版)(平成20年7月改定)」を策定した。事業の一例として「しが新事業応援ファンド」があげられる。これは(独)中小企業基盤整備機構の資金を活用した「しが新事業応援ファンド」運用益によって、地域資源を活用して新事業に取り組む中小企業等への継続的な支援を行うことで、地域経済の活性化を図っている。この際の支援例としては、「伝統産業の技術をもとにした、消費者ニーズに応える新商品展開に向けた取組」、「自然・歴史資源を活かした体験型観光プログラム開発により、地域活性化をめざす取組」、「農林水産品を活用し、地域で共同して食品を提供しようとする取組」等への支援が進められている。

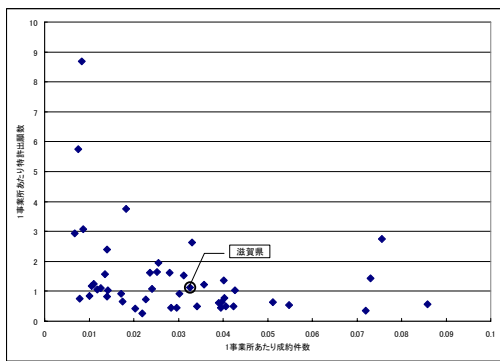
〈基礎データ〉

人口	1,380,361人
事業所数	3,598事業所

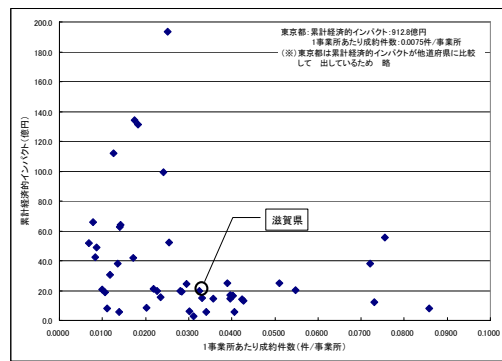
[産業構造]



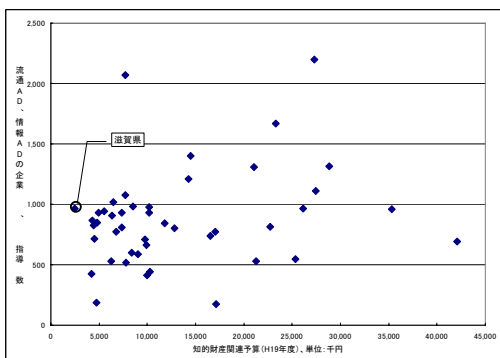
[知的財産マインドポジション]



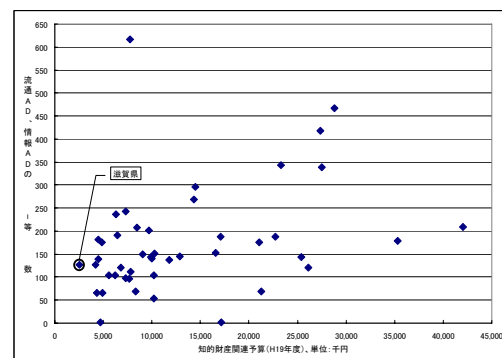
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「滋賀県産業振興新指針」、「滋賀県知的財産戦略プラン(平成 17 年度)」における特許流通事業の位置付け

県の産業振興計画「滋賀県産業振興新指針(改定版)」の第 4 章産業振興の方向性と展開において「技術移転・知的財産の活用促進」として、「中小企業の知的財産権に係る総合的な支援強化」として、知的財産の取組について中小企業を対象とする戦略の一つに位置付けている(図 II-29-1 参照)。

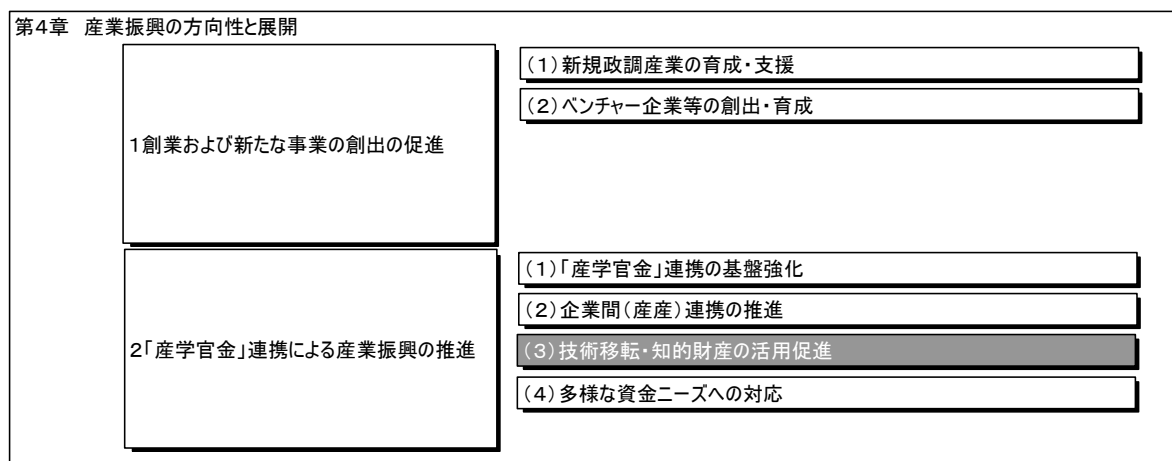


図 II-29-1 「滋賀県産業振興新指針」と特許流通に係る施策との関連性

「滋賀県産業振興新指針(改定版)」の提示する「産学官金」連携による産業振興の推進を目的に、知的財産創造サイクル面から支援する戦略プランとして、「滋賀県知的財産戦略プラン(平成 18 年 3 月)」が策定されている。同プランにおいて、特許流通の取組を位置付けている(図 II-29-2 参照)。

滋賀県知的財産戦略プラン			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
県民誰もが尊重する知的 財産文化の醸成	知的財産に関する普及啓発・情報 発信	知的財産セミナーの開催	2.滋賀県の特許流通事業の取組
		県内特許のPR	2.滋賀県の特許流通事業の取組
		県内産業支援機関・大学等のPR	
		成功事例の発信	
	知的財産を創造・保護・活用する人 材の育成	知的財産に関する研修会の開催	2.滋賀県の特許流通事業の取組
		アドバイザーの派遣拡充	2.滋賀県の特許流通事業の取組
工場見学会の開催 県内大学と連携した知的財産マネジメント人材の育成			
知的財産の創造・保護・活 用による創造型・自律型 産業構造の構築	知的財産の取得支援	特許情報の活用支援	
		先行技術調査の支援	
		特許・商標登録出願手続きのアドバイス	
		海外特許出願の負担軽減	
		経営指導との連携	
		観光に関する情報コンテンツ産業の振興	
	知的財産の保護支援	知財駆け込み寺との連携	
		知的財産関連の契約締結支援	
		各種相談	2.滋賀県の特許流通事業の取組
	知的財産の流通促進	開放特許の活用促進	2.滋賀県の特許流通事業の取組
		知的財産権の担保化の普及	
		知的財産権の信託による資金調達方法の啓発	
	知的財産を活用した事業化支援	産学連携の推進	
		企業連携による新技術・新製品の創出促進	
		県出願と県有特許の技術移転の促進	
		大学発ベンチャーの創出支援	
		知的財産事業化マッチングの開催	
		技術評価会社ならびに県内外企業OB の活用による特許の目 利き・事業化支援	
		公共調達における知的財産尊重の徹底	
		優先調達のための制度充実	
重点分野における関連企業の立地促進			
具体的事案をテーマとしたセミナーの開催			
県内企業に対するヒアリングの展開			
産業支援機関間の連携強 化	関係機関による連携体制の検討・ 整備	関係機関による関連サービス等の連携可能性に関する検討	
		連携体制の整備と公的支援の活用促進	

図 II-29-2 「滋賀県知的財産戦略プラン」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 滋賀県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

滋賀県工業技術総合センター内の滋賀県知的所有権センター、(社)発明協会滋賀県支部を配置し、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、滋賀県知的所有権センター((社)発明協会滋賀県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は滋賀県工業技術総合センター、経営支援に係る相談は(財)滋賀県産業支援プラザが実施している。滋賀県工業技術総合センター敷地内に滋賀県知的所有権センター、(社)発明協会滋賀県支部が配置されており、各支援機関が連携し、企業への知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

県内の各支援機関の連携体制において、コーディネートの役割を知的所有権センター職員、技術相談・指導の役割を滋賀県工業技術総合センター及び滋賀県東北部工業技術センターの技術職員、技術移転の役割を特許流通 AD が担っており、各役割間の情報共有や事業協力等を行い、特許流通を促進している。

また、上述の特許流通プロジェクトの連携体制と(財)滋賀県産業支援プラザが実施している「滋賀県地域中小企業知的財産戦略支援事業(平成 20 年度、3 社に支援実施)」を通じて連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
滋賀県知的所有権センター	栗東市(滋賀県工業技術総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD 特許流通AAD 特許情報活用支援AD 特許出願AD 滋賀県工業技術センター技術職員 知的所有権センター職員
(社)発明協会 滋賀県支部		
滋賀県工業技術総合センター	栗東市	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県工業技術センター職員
(財)滋賀県産業支援プラザ	大津市 コラボしが21	
滋賀県東北部工業技術センター	長浜市	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県東北部工業技術センター職員

図 II-29-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

滋賀県は、県内商工会・商工会議所等と連携し、特許流通支援事業の紹介や特許と地域産業振興に関するセミナーを開催することで県内企業に対して知的財産に関する普及啓発を図っている。

表Ⅱ-29-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許を通じた地域産業振興について(セミナー「知的財産を活用する環境ビジネス」)	(社)発明協会滋賀県支部	1回	特許流通AD
滋賀医科大学において、「研究開発と知的財産の創造及びその活用」をテーマにセミナー実施	(社)発明協会滋賀県支部	1回	特許流通AD

表Ⅱ-29-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
特許流通支援事業の紹介(長浜商工会議所)	1回	特許流通AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-29-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集(大学・研究機関のシーズ情報含む)	知的所有権センター	72件
県有特許開放情報(HP)	滋賀県工業技術総合センター	特許8件
県有特許開放情報(技術シーズ集)	滋賀県工業技術総合センター	特許10件
特許流通データベース	INPIT	7件

2.4. 特許庁・INPIT施策との連携

表Ⅱ-29-4 特許庁・INPIT施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY実施、20FY実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県地域中小企業知的財産戦略支援事業選考委員会 委員 ・ 滋賀医科大学知的財産本部構成員
特許情報AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県地域中小企業知的財産戦略支援事業選考委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験が豊富で知的財産経験も有している人材を採用している。配置場所は、滋賀県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、県内企業との交流の中で県産業の知見を深め、次世代を担う特許流通のスペシャリスト養成を目指す。関係機関との情報交換を緊密に行い、総合的な知財支援体制を推進する人材を育成する。企業訪問を通して、技術移転に必要な実務を実践的に習得させる。

育成期間終了後、特許流通 AD として、県における特許流通支援の要として活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容	
マッチング後支援	<p>マッチング後に、製品開発・事業支援や技術指導において、特許流通 AD が滋賀県工業技術総合センター技術職員や商工業・労働福祉の振興拠点である「コロボしが 21」の商工業関連団体と連携し、特許を活用した製品開発から販路開拓に至るまでの総合支援を行っている。</p>	
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 個人	<p>「クリップナットに係る特許流通支援」</p> <p>当該案件が製品としての要求を満たす品質を保持しているかを確認するため試験機関として、特許流通 AD が滋賀県工業技術総合センターを紹介した。他の技術との比較(性能、品質、製造難度等)を踏まえて試作品を作成した。試作品作成過程による課題解決において共同研究開発を開始し、製造企業 1 社を加えた 3 者で共同開発し、特許出願した。</p> <p>特許流通 AD の支援として、試作品の品質を確認可能な公設試の紹介と公設試の技術者への支援、他の技術展開への仲介と公設試への試験成績を含む評価協力・部分譲渡契約・共同開発契約(2 社)・新たな共同開発契約(3 社)・出願取扱い契約・実施許諾契約・技術開発委託契約を通じた事業化支援を行った。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 近畿経済産業局	<p>「特許流通を通じた産業振興」</p> <p>県では、KIP-NET セミナー⁸を積極的に活用する事を提言し、特許流通 AD は、その企画を担当し、実施している。</p> <p>主な取組としては、セミナー企画を担当している。セミナーは、2 部制とし、1 部では、企業経営者の参考に寄与するために、特許を有効活用している企業経営者に体験を発表し、2 部では、特許流通促進を図るために、県内の開放特許シーズを発明者自身が発表する。また、開放特許シーズの把握と県内企業を中心とした特許流通を通じた企業への活性化を図る。</p> <p>今後は、近畿経済局、県の協力を得ながら継続していく。さらに、技術導入による事業化実績を有する企業の参画を目指し、それらの企業による商品展示即売会及び今後技術を導入して事業を目指す企業経営者等との交流を企画していく。</p>

⁸近畿経済産業局において、平成 17 年に「近畿知財戦略本部」を設置し、近畿地域の中小・ベンチャー企業が知的財産を戦略的に活用できる環境を整備する事業の 1 つとして企画した中小・ベンチャー企業向け知的財産セミナー

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「企業における知的財産戦略策定支援」</p> <p>支援先企業から地域知財戦略支援事業に係る知財専門家等の派遣要請があり、(財)滋賀県産業支援プラザと知的所有権センターとの連携により支援を開始した。支援開始当初、企業より提示された支援希望内容に先立って、同社が創業 30 年にあたることから従来の事業戦略の概念に「知財戦略」を付加するため、知財専門家を中心に「知財戦略案」の策定を行った。</p> <p>今後は、「知財戦略案」に従い、同社の当面の課題整理と方向付けを行っていく。</p>

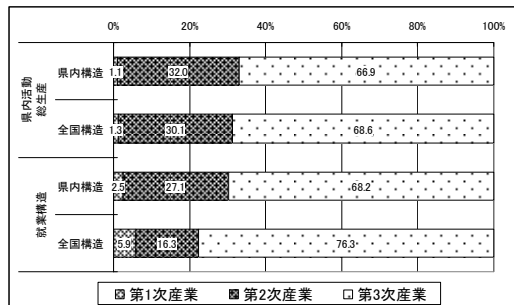
奈良県

奈良県では、地域産業の活性化を図るため、フォーラム等の開催を通して企業のグループ形成を支援するとともに成長分野産業等の企業への支援を実施している。また、「産」・「学」・「官」の連携を推進するコーディネーターを中心とした県内企業の支援体制を構築し、企業に対するカウンセリングから国の施策活用支援までを行っている。加えて、県内の農林水産業と商業・工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮することで地域の活性化につなげるため、県庁内の推進体制や県内関係団体との協力体制の整備を進めている。

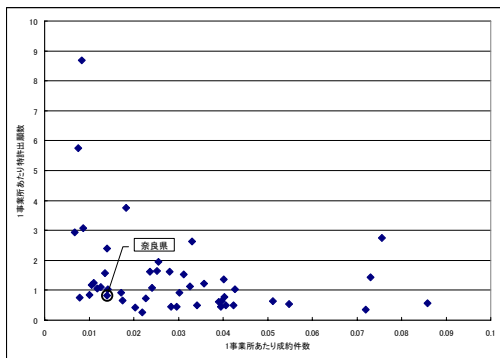
＜基礎データ＞

人口	1,421,310人
事業所数	2,972事業所

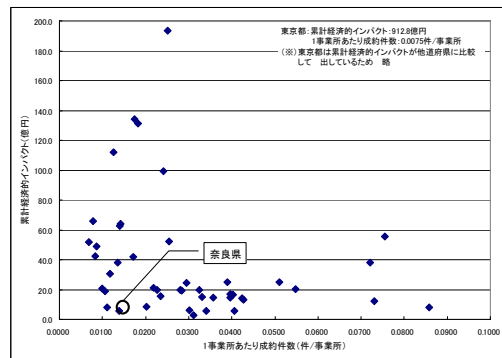
〔産業構造〕



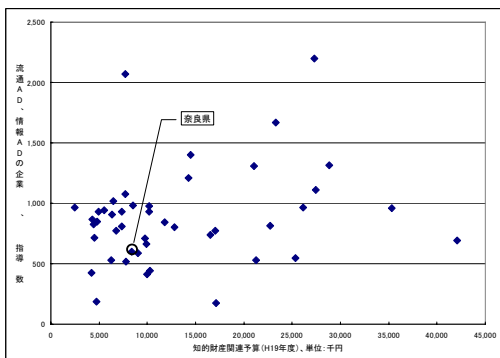
〔知的財産マインドポジション〕



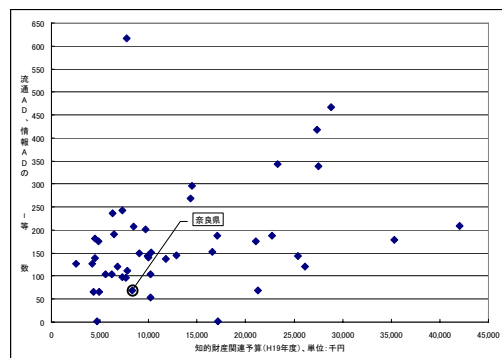
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「奈良県科学技術振興指針」、「奈良県経済発展戦略」、「奈良県知的財産活用推進プラン(平成20年度)」における特許流通事業の位置付け

県の「奈良県科学技術振興指針」を平成20年3月に改定することにより技術支援の充実を図っている。一方、知的財産に係る問題点が顕在化している。

また、「奈良県経済発展戦略(平成20年4月)」の策定においても、知的財産に係る支援の必要性が挙げられている(図Ⅱ-30-1参照)。

奈良県科学技術振興指針(部)		奈良県経済発展戦略(案)(部)	
3. 知的財産の創造・保護・活用の促進		第1章 新しい都、栄える都造りに挑む	
① 知的財産戦略の策定	本県産業の活性化を図るため、知的財産を有効に活用することが求められています。県内外の大学、高専、県立試験研究機関及び中小企業における新しい技術や本県の豊かな自然資源、地域ブランドや観光資源といったコンテンツを活用することが重要です。本県の特徴を生かした知的財産の創造、保護及び活用に関する政策目標を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めるための基本計画として、県知的財産戦略を策定します。	第2章 生産力・販売力を強化する取組	
② 県有特許の活用推進	県立試験研究機関における研究開発成果を積極的に知的財産権化し、産業界への普及が円滑に行われるよう戦略的取り組みを行います。また、職員のスキル向上を図り、県工業支援課ホームページにおいて、県立試験研究機関等の県有特許等の一元的な閲覧や相談指導などを充実します。	2. 中小企業・地場産業の活性化に関する施策 独自ブランド立に取り組む中小企業を支援するため、知的財産対策を強化することとし、20年度中に、特許情報の元的な利用を可能とする奈良特許情報センターを開設する。	
③ 知的財産に関するワンストップサービス	奈良特許情報センターを設置し、(社)発明協会奈良県支部や奈良県知的所有権センターをはじめとする関係機関の連携を強化し、特許情報など知的財産に関するワンストップサービスが提供できるよう機能の充実を図ります。 ・近畿知財戦略本部との連携及び特許庁事業等の導入促進 ・先行技術調査(特許情報活用支援AD(アドバイザー)) ・未利用特許の事業化(特許流通AD、特許流通アシスタントAD) ・出願相談(知的所有権AD(弁理士)) ・電子出願指導(出願AD) ・中小企業の知財戦略策定支援	第3章 県庁力の強化に関する取組	
④ 中小企業への特許等の技術移転の推進(知的財産を活用した事業化推進)	奈良県知的所有権センターに特許流通ADを配置し、県独自の特許流通促進体制の構築に努め、県内産業にとって有用な、大学等や企業が有する未利用特許等を活用した技術移転を推進します。 また、特許流通ADの活動を支援するとともに、(財)奈良県中小企業支援センターに配置したコーディネーター、県立試験研究機関の研究員等が連携して技術移転の取り組みを推進します。	第4章 将来の発展の土台づくりに関する取組	
		第5章 取組の進め方	

図Ⅱ-30-1 「奈良県科学技術振興指針」・「奈良県経済発展戦略」と特許流通に係る施策との関連性

前述の科学技術振興指針と経済発展戦略を背景に、知的財産の活用による技術開発推進、地域の伝統的素材等による地域ブランド化、県内中小企業等に対する県及び関係機関の知的財産に係る支援の方向性を示すために「奈良県知的財産活用推進プラン(平成21年1月)」を策定している。同プランにおいて、特許流通の取組を実施することとしている(図Ⅱ-30-2参照)。

奈良県知的財産活用推進プラン			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
知的財産に対する 人材育成	知的財産に関する普及啓発の推進	知的財産に関するセミナーの開催	2.奈良県の特許流通事業の取組
		知的財産活用事例の	
	人材育成	中小企業への知的財産を担う人材の育成	
		次 代の知的財産を担う人材の育成	
県職員の知的財産に対する の 上			
知的財産を活用した高付 価 型産業の育成	知的財産の創造活動の活性化	中小企業の研究開発の推進	
		産学 連携による知的財産創造の促進	
		工業技術センター等県立試 験機関における研究開発の推進	
		中小企業と大学・県立試 験機関のコーデ ネット機能の強化	
	知的財産の権利化・保護に関する 支援	知的財産の権利化への支援	
		県立研究機関における知的財産対応機能の強化	
		国等の支援制度活用促進	
	知的財産の活用支援	品等知的財産 対策への支援	
		特許流通活動の促進	2.奈良県の特許流通事業の取組
		県庁 活用リ ンによる技術移転の促進	
県立試 験機関の研究開発成果の活用促進		2.奈良県の特許流通事業の取組	
奈良 ランドの構築・デザイン 支援の推進	奈良 ランドの構築		
	地域 ランドの育成	ランド化に けた取組の推進	
		ランドの保護・活用	
デザイン支援			
県が中 となり、関係機関と連 携した支援の実施	知的創造サイクルを支 える体制の 整備	知的創造サイクルを すネットワークの構築	

図 II-30-2 「奈良県知的財産活用推進プラン」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 奈良県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

産業活性化プラザ内に、奈良県知的所有権センター、(社)発明協会奈良県支部、奈良県工業技術センター、(財)奈良県中小企業支援センターを配置し、企業への知的財産・技術・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、奈良県知的所有権センター((社)発明協会奈良県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への技術支援に係る相談は奈良県工業技術センター、経営支援に係る相談は(財)奈良県中小企業支援センターにて実施されている。上述の支援機関はなら産業活性化プラザ(奈良市)に配置されており、各支援機関が連携し、企業への知的財産・技術・経営に係る支援体制が構築されている。

県が中心となり(財)奈良県中小企業支援センター、奈良県工業技術センター及び公設試(保健環境・薬事・農業・森林・畜産)と連携し、企業の課題や製品開発ニーズの発掘、大学や研究機関とのマッチング、研究者と企業による新産業創出研究会の開催、共同研究プロジェクトの企画等を行い、産学官のコーディネート機能強化を図っている。そのため、(財)奈良県中小企業支援センターには、産学官連携コーディネーター(大学や研究機関に対する窓口)、技術移転コーディネーター(ニーズ収集支援)、産業コーディネーター(企業の経営企画全般支援)の各専門人材を配置している。

また、特許流通 AD・AAD が奈良先端科学技術大学院大学や奈良工業高等専門学校や県内公設試と情報交換等を行い、連携を図っている。特許流通 AD が企業訪問等で収集した企業情報についても、各公設試担当チームと情報交換している。

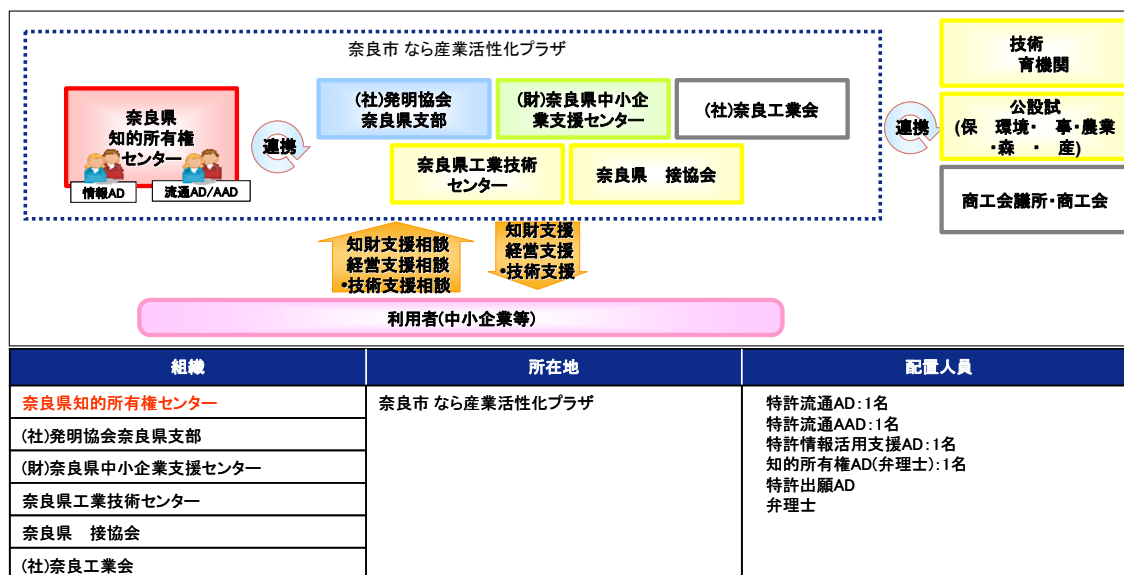


図 II-30-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

奈良県では、奈良県工業技術センター、県立図書情報館において、特許情報講習会(特許商標の基礎知識と IPDL 等使用方法説明講習)が行われている。

表Ⅱ-30-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許情報講習会(特許・意匠初級、特許中級、商標、外国データベースの4コース)	知的所有権センター	15回	特許情報AD
特許情報講習会(特許・商標の単一コースで特許商標の基礎知識とIPDL使用方法説明講習)	県立図書情報館と知的所有権センターの共催	2回	特許情報AD

表Ⅱ-30-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-30-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	知的所有権センター	
県有特許開放情報(HP)	森林技術センター	特許 7件
特許流通データベース	INPIT	7件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-30-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	19FY 実施、20FY 実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域中小企業知財戦略支援事業選考委員会 委員 ・ 林産物の知的財産に関する協議会 委員
特許情報AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域中小企業知財戦略支援事業選考委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

奈良県では、県内公設試の職員を対象とした知的財産に関するセミナーを開催し、スキルアップを図っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験が豊富でかつ知的財産の経験を有している人材を採用している。配置場所は、奈良県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、特許流通 AD 指導の下、特許流通 AAD 単独で企業訪問のアポイント取り、企業訪問、案件紹介、マッチング、契約交渉を行えるようになる。マッチング方法の習得、成約に向けた企画・提案・調整能力を習得し、実際に契約を成立させることを目指す。

育成期間終了後、県独自の特許流通コーディネーターに位置付け、特許流通コーディネーターの全国ネットワークを活用し、特許流通活動を展開する。引き続き、特許流通推進のため、提供可能な特許の把握・導入ニーズの把握・ライセンス契約の締結などの中核的業務を担う。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業	「アルコール飲料への添加に適した生花又は生葉の処理方法に係る特許流通案件」 本案件の事業化において、特許流通 AD がライセンサーと奈良県工業技術センター研究員との調整役を担った。また、技術面において、奈良県庁保健・環境研究センターを訪問し、法的確認を行う等の支援を行った。また、奈良県工業技術センターにおいても、ライセンサーが開発を意図した桜花入りリキュールについての課題を解消する技術開発を支援を促した。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 森林技術センター	「県の『林産物等の知的財産に関する協議会』委員への就任による林産物関連県有特許の特許流通活性化」 林産物関連の県有特許使用許諾契約については、森林技術センターの契約担当課長、総括研究員が実務を推進し、特許流通 AD が関与することがなかった。そのため、無孢子エリンジ特許に関して、森林技術センター責任者に特許権による事業展開の重要性を訴求し、早期審査手続きを支援した。また、共同出願者である、(財)日本きのこセンターとの技術供与に関する利害調整及び覚書を提案した。上述の取組を通じて知財協議会委員に就任することとなり、森林技術センターの保有特許に関して、状況の把握が可能になった。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「企業の研究開発部に対する知的財産スキル向上のための講習」 支援先企業の研究開発部長からの依頼で、研究開発部のメンバー(6名)に対して、組織的・継続的スキルアップの支援を行っている。 第1回目は、自作のテキストを基に特許の基礎知識と特許の検索方法について講習を行った。第2回目は、研究開発部の各メンバーの担当テーマについて、前回の講習で習得した検索方法を用いて、関係する特許を各人が調査して発表する検討会を実施した。そして、各人の発表について、好ましい検索方法やまとめ方についてアドバイスを行った。第3回目として、各人が現在の研究から題材を選定し、特許明細書を作成する実習を予定している。

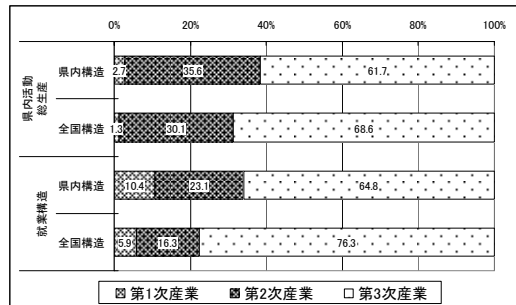
鳥取県

鳥取県では、県内産業の振興、雇用の確保に向けて、企業等が積極的に県外や国外に進出する取組に対して支援を実施、また、県内産業の高付加価値化の取組の積極的な展開、県産材の需要拡大等を図ることを主要な施策課題としている。このため、具体的な事業として、企業支援機関連携ネットワーク構築支援、サービス産業構造転換推進、産業デザイン力強化、バイオ関連産業集積促進、液晶等実践的技術者育成・確保などを実施している。

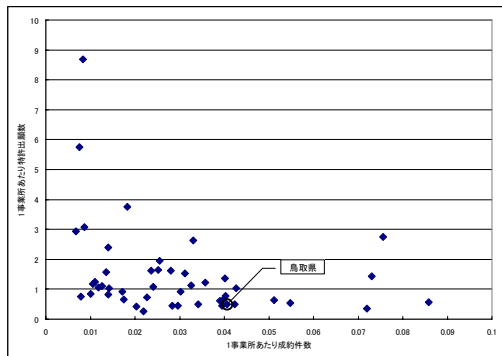
＜基礎データ＞

人口	607,012人
事業所数	1,233事業所

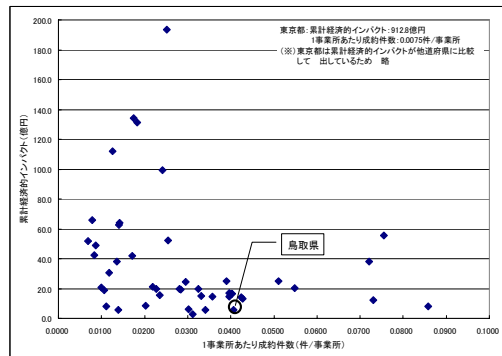
【産業構造】



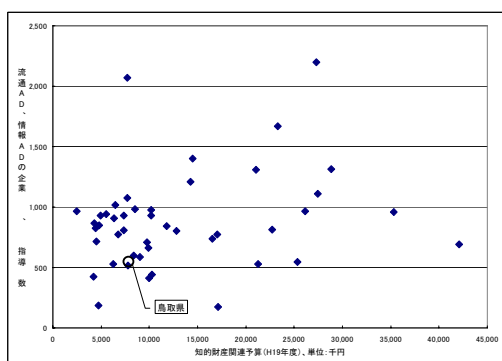
【知的財産マインドポジション】



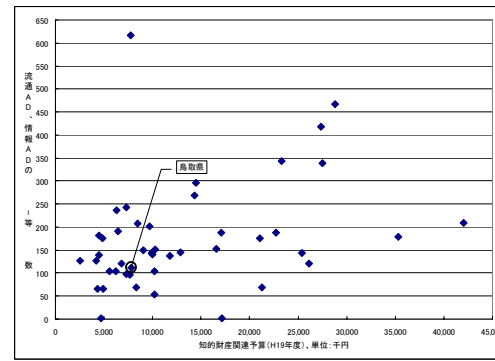
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例」、「とっとり知的財産活用プラン(平成 17 年度)」における特許流通事業の位置付け

県では「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例(平成 18 年 4 月)」を制定し、知的財産への取組強化に向けた目標を示している。同条例をもとに県における知的財産への取組強化に向けたビジョンとして、「とっとり知的財産活用プラン(平成 18 年 3 月)」を策定している(図Ⅱ-31-1 参照)。

鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
<p>政策の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 知的財産の創造等に関する県民及び事業者の創 ある を尊重して、その活動を助長することにより、知的財産を した活動を行うことのできる 形成を ること。 ✓ 知的財産の創造等に けた支援の実施により、本県の産業活動の高付 価 化及びその自立を促進し、もって、本県産業の成長発展及び活 ある地域社会の実現を ること。 			
とっとり知的財産活用プラン			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
知的財産を知る、そしてそれを した活動を行うことのできる へ	知的財産を (知る)できるための必要な支援	知財マインド()を高める 果的な情報提供	2.鳥取県の特許流通事業の取組 2.鳥取県の特許流通事業の取組
	知的財産を活用(う)するための必要な支援	きめ やかな人材育成 県民発明制度の創設	
	知的財産を活用して付 価 を創出(かになる)するための必要な支援	コンサルテ ング機能強化	
知財を「活用できる」企業への	共通(「知財 活应用型」「知財導型」「知財創造型」)	人材育成支援 セ リテ(知財保護)体制 立支援 ベンチャー支援 ランド化支援	
	技術導 (「知財 活应用型」「知財導型」)	知財導 支援	
	技術開発(「知財 活应用型」「知財創造型」)	独自技術開発支援 資金調達支援 権利化支援	
	生成 (技術開発)	期技術 立対策 県産品高付 価 化支援 地域 ランド創出支援(工品) 「とっとり発」 品産業創出支援	
「地域 ランド形成による新たな付 価 の創出」	形成 (商品化)	事業化可能性調査 期普及対策支援 拡大支援 地域 ランドPR	
	立 (権利化)	相談機能強化	
	その他(人材育成)	知財人材育成支援	

図Ⅱ-31-1 「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例」、
「とっとり知的財産活用プラン」と特許流通に係る施策との関連性

2. 鳥取県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

(社)発明協会鳥取県支部及び(財)鳥取県産業振興機により構成される鳥取県知的所有権センターを配置し、企業への知的財産・経営に係る支援体制を構築

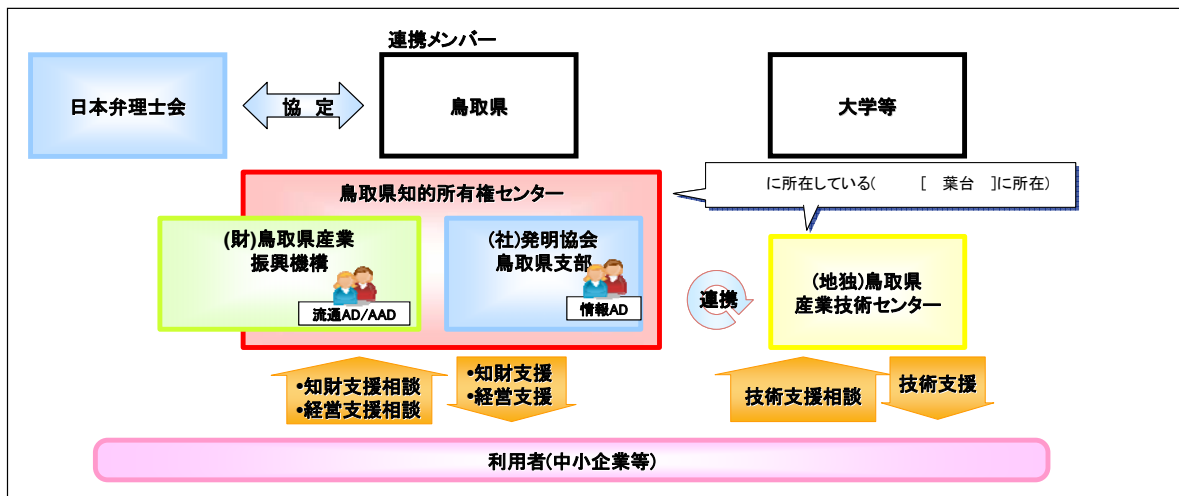
特許流通 AD 及び特許情報 AD は、(社)発明協会鳥取県支部及び(財)鳥取県産業振興機構の一部で構成される鳥取県知的所有権センターに派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

知的所有権センターは県内中小企業等の経営支援を行う(財)鳥取県産業振興機構内に設置されており、技術支援に係る相談を受け付ける(地独)鳥取県産業技術センターが隣接していること、さらに県及び大学等とも日常的に連携を図っていることにより、効果的な知的財産・経営に係る支援基盤の整備がなされている。

また、県においては日本弁理士会との事業連携協定により、各種知的財産関連事業の効果的な実施を図っているところであり、知的所有権センターもその一翼を担うべく様々な知的財産の活用促進に向けた取組を推進している。

県との連携において、県有知的財産権の利活用をはじめとする県知的財産施策の検討を行う「鳥取県知的財産マネジメント委員会」に流通 AD が委員として協力しているほか、情報 AD が「産業デザイン力活用促進検討会議」の委員として、県内企業が市場価値・評価の高い製品を産み出せる環境整備の検討に協力している。

また、大学及び研究機関との連携において、両 AD が「鳥取大学知的財産活用連携会議」に委員として参加し、鳥取大学の知的財産権の利活用等を検討し、技術移転の成果を継続的に挙げていく方策検討に協力している。



組織	所在地	配置人員
鳥取県知的所有権センター	鳥取市 (財)鳥取県産業振興機構	特許流通AD(専):1名 特許流通AAD:1名 特許情報AD:1名 アシスト:3人 アシスタント(、月2~4日)
(財)鳥取県産業振興機構		
(社)発明協会鳥取県支部		
(地独)鳥取県産業技術センター	鳥取市	

図 II-31-2 特許流通事業に係る取組体制

な事務分	職名
製品・新技術のマーケティングに関すること。 地域資源を活用した製品の企画・広に関すること。	広 担当マネージャー等

な事務分	職名
商談会に関すること。 共 体制の推進に関すること。 機関連企業の新製品・新技術開発の支援に関すること。 ビジネスパートナー発 支援事業に関すること。 発 企業情報 提供事業に関すること。 取・あつ ん・発 開 及び 開 に関すること。 企業 活動に関すること。	企業取 コーデ ネータ 機 機 担当マネージャー 発 開 コーデ ネータ(東京、名古屋、大阪) 企業 専門員 等

な事務分	職名
農工商等連携事業に関すること。 産業クラスター事業に関すること。 機 機関連企業の製品開発、 拡大に関すること。 産業クラスター事業に関すること。 戦略的基 技術高度化支援事業に関すること。 国の 資金に関すること。 特許流通促進支援事業に関すること。	クラスターマネージャー 特許流通アドバイザー 特許流通アシスタントアドバイザー 等

な事務分	職名
都市 リア産学 連携促進事業に関すること。 人材育成支援事業に関すること。 地域産業活性化事業計画関連事業に関すること。 産学 の 流事業に関すること。 人材育成プログラムに関すること。	プログラムマネージャー プログラムサ コーデ ネータ 人材育成コーデ ネータ インターシッPCODE ネータ 等

図 II-31-4 (財)鳥取県産業振興機構内組織の専門人材の活動概要

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

鳥取県では、日本弁理士会と連携した知的財産に関するセミナーや、大学等と連携した知財コースの講座開講や高等専門学校を対象とした知的財産に関する講演会を開催している。

表 II-31-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
地域産業の活性化と知的財産の活用	米子高専	6回	特許流通 AD:1回 特許情報 AD:5回

文科省産学官コーディネーター中四国地域会議での講演	文部科学省	1回	特許流通 AD
鳥取大学知財コース	鳥取大学	2回	特許情報 AD
行政職員研修	鳥取県	7回	
知的財産初級セミナー	鳥取県	2回	
身の周りの著作権	鳥取県	2回	
知的財産まつり(シンポジウム)	鳥取県	1回	
企業向け初級セミナー	鳥取県	2回	
実務者セミナー	鳥取県	5回	特許情報 AD : 1回
実務者セミナー(ブランド戦略)	鳥取県	1回	
めざせ!未来の発明王	鳥取県	3回	
著作権セミナー	文部科学省	1回	
特許情報活用セミナー	知的所有権センター	8回	特許情報 AD
企業研修	県内企業	1回	特許情報 AD
私たちの暮らしと発明	鳥取工業高校	1回	特許情報 AD

表Ⅱ-31-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
駆け込み寺予備知識(講演)	1回	特許情報 AD
商工会セミナー	1回	特許情報 AD
身近な知的財産、知財のにおい(講演)	1回	特許情報 AD
知財駆け込み寺連携相談会	21回	
知財駆け込み寺連携セミナー	2回	

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-31-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集「使ってみたい鳥取県版特許集」	知的所有権センター	民間企業：26件 大学：42件 公設試：11件
鳥取県知的財産ポータルサイト 「とっとりの知的財産」 http://www.tottorichizai.com/		同上
特許流通データベース	INPIT	72件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-31-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産マネジメント委員会 委員 ・ 鳥取大学知的財産活用連携会議 委員 ・ 鳥取県知的財産活用促進実務者会議 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業デザイン力活用促進検討会議 委員 ・ 鳥取大学知的財産活用連携会議 委員 ・ 鳥取県知的財産活用促進実務者会議 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

市町村を含めた行政職員の知的財産への意識を高め、職務上必要な知的財産に関する理解を深めるためのセミナーを実施している(平成 19 年度：7 回)。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験及び知的財産経験が豊富な人材を採用している。配置場所は、(財)鳥取県産業振興機構である。

特許流通 AAD は、特許流通 AD との OJT によって、企業訪問等による県内企業ニーズ・技術シーズ及びその他関連情報の収集、特許流通 AD による特許流通マッチング活動、普及・啓発の補助を行う。

育成期間終了後、県予算で鳥取県知的所有権センターにて、特許流通業務に係るコーディネーターとして活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 18 年度)	(支援先) 企業	「水田雑草の生育抑制方法に係る特許流通支援」 特許流通 AD の企業訪問によりライセンシーのニーズを収集した。特許流通 DB により当該シーズ探索し、以後成約に到った。県内の有機水稻栽培農家は非常に少なく、今後の市場予測が困難であるため、設備投資は実施せず、OEM 供給契約を締結し事業を開始した。県内に有機水稻栽培を更に普及させるには、ライセンシー1社の企業努力ではハードルが高く、事業化シナリオが必要である。 そのため、水稻栽培に係る事業者の連携が必要となるため、県担当課及び農業試験場と連携支援を行った。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 鳥取県 県内公設試 県内企業 県内大学	『『使ってみたい鳥取県版特許集 2008』の発行』 従来、特許流通 AD 自身が集めたシーズを「鳥取県版特許集」として発行しており、県内全体を代表する特許集ではなかった。また、県・大学等の東京・大阪等の出先機関の駐在者が、各地域で企業訪問する際に適切な営業ツールとしても使える特許集の要望があった。そのため、県主催の産学官連携企画推進会議で、「民間企業、県内関連機関が保有する特許を一元的に掲載する鳥取県版特許集」の発行を提案した。以後、県版特許集として認知されるようになった。特許集は、県(公設試)、鳥取大学等及び県内民間企業が出願し、かつ、流通を希望する特許を一元的に編集し、年1回小冊子を発行し、同一の内容を県内の関連機関のHPに掲載している。 この特許集は、見る人の立場(ニーズ指向)で記述し、また統一様式を決め、発明者に原稿を作成して貰うことにより大幅に発行コストを抑えることが出来ている。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類		取組内容
企業戦略サポート (平成 20 年度)		「簡易風呂の発明に係る商品化支援」 特許出願 AD との連携により、自作明細書作成のための発明のポイントの絞り出しアドバイスを行った。さらに発明の完成度の向上に向けた取組、発明工夫展の出展、販売促進・営業活動についての産業振興機構等の紹介を行った。

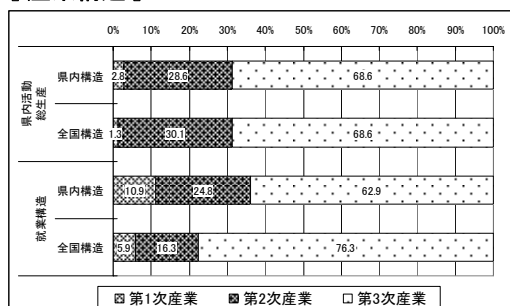
島根県

島根県では産業振興を図るために、生産・製造技術の課題解決のための技術アドバイザーの派遣や首都圏での販路開拓の取組を強化するなど、ものづくり企業の支援、自ら市場を開拓し高い成長性と高収益体質を実現できるIT企業群育成のための技術者養成講座の開催など、高い技術を有するIT人材の育成・集積の支援などを進めている。また、産業界と教育現場が連携して教育プログラム構築や県内就業支援を行えるよう人材育成コーディネーターの配置を行い地域産業人材育成・確保施策を展開している。

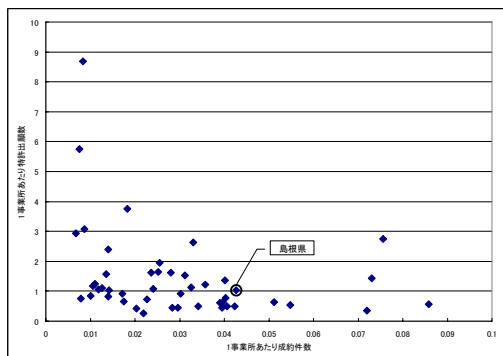
〈基礎データ〉

人口	742,223人
事業所数	1,688事業所

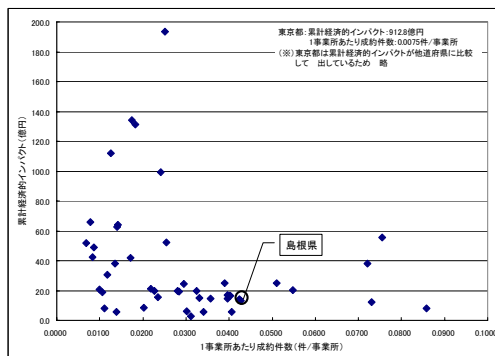
〔産業構造〕



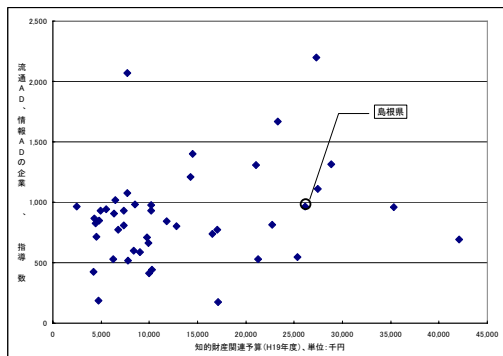
〔知的財産マインドポジション〕



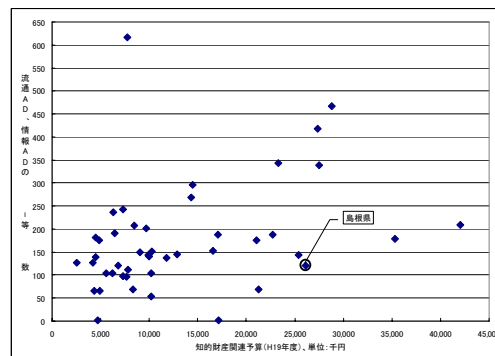
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕

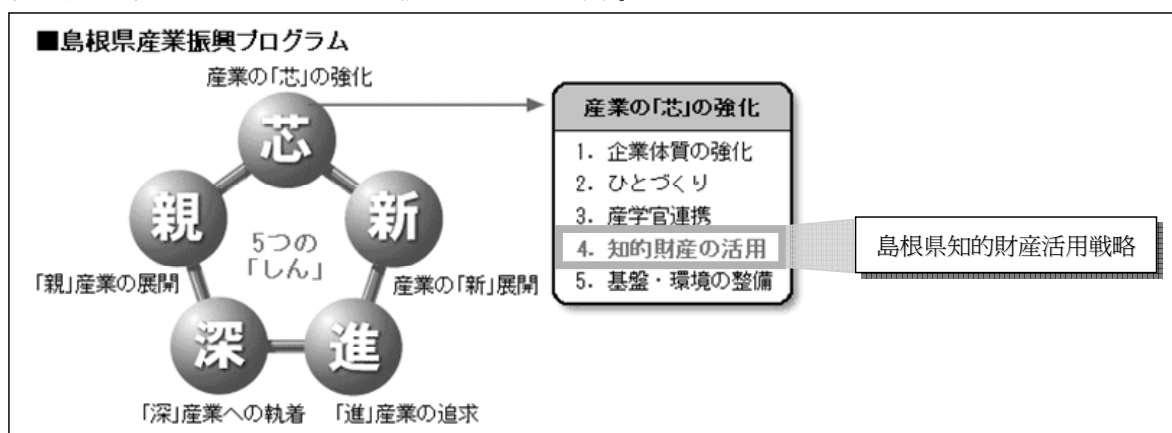


〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「島根県産業振興プログラム」、「島根県知的財産活用戦略(平成 14 年度)」における特許流通事業の位置付け

県内産業の活性化と新産業創出促進のための基礎となる「島根県産業振興プログラム(平成 14 年 9 月)」を策定し、本県産業が目指すべき方向を 5 つの「しん」で取りまとめている。5 つの「しん」の中心となる「芯」の強化(企業体質の強化と支援環境の整備)の中で、知的財産の活用促進を位置付けている。「島根県産業振興プログラム」における知的財産の活用促進のアクションプログラムとして「島根県知的財産活用戦略(平成 15 年 3 月)」を策定し、産学官が取り組むべき課題、知的財産を活用した新産業振興モデルを提示している(図Ⅱ-32-1 参照)。同戦略において、特許流通の取組を実施することとしている(図Ⅱ-32-2 参照)。



図Ⅱ-32-1 「島根県産業振興プログラム」と特許流通に係る施策との関連性

島根県産業振興プログラム		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
産業（企業）の取組み	知的財産マインドの構築	権利化の の理	2.島根県の特許流通事業の取組
		知的所有権制度の知 得	2.島根県の特許流通事業の取組
	知的財産活用体制の整備	技術情報、知的財産情報 能 の強化	2.島根県の特許流通事業の取組
		職務発明規 の整備	
		法務担当社員の 成	
	知的財産活用の戦略化	研究開発能 の強化	
		法務知 の強化	
		自社保有特許の開放	
		公有特許の 的導	
		知的財産を活用した取 関係の改	
	戦略の立案と への 点	な特許戦略の	
		特許出願の見 め	
長期的な 点			
大学・公設試 等の取組み	知的財産尊重の文化づくり	権利化の と民間移転 の徹底	
		及び職員の 改	
		知的財産 育の充実	
		外部セミナーの 的活用	
	民間への技術移転に けた体制整備	リ ン機能の強化	
		知的財産コントロール機能の強化	
		イン ーション機能の強化	
		研究成果の 的公	
の設立			
県(財団等)の取組み	知的財産活用ネットワークの形成		
	県 または ()の創立		
	特許流通支援体制の強化	特許流通アドバイザーの 員	
		知的財産取 業者の育成	
	知的財産を活用した技術開発への支援		
	相談体制の充実	日本弁理士会との協	
		特許相談会の充実	
		海外出願への支援	
	知的所有権に関する普及と啓発	セミナーの開催	2.島根県の特許流通事業の取組
		的な情報提供	
制度			
県有特許 理基 の策定			

図Ⅱ-32-2 「島根県産業振興プログラム」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 島根県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

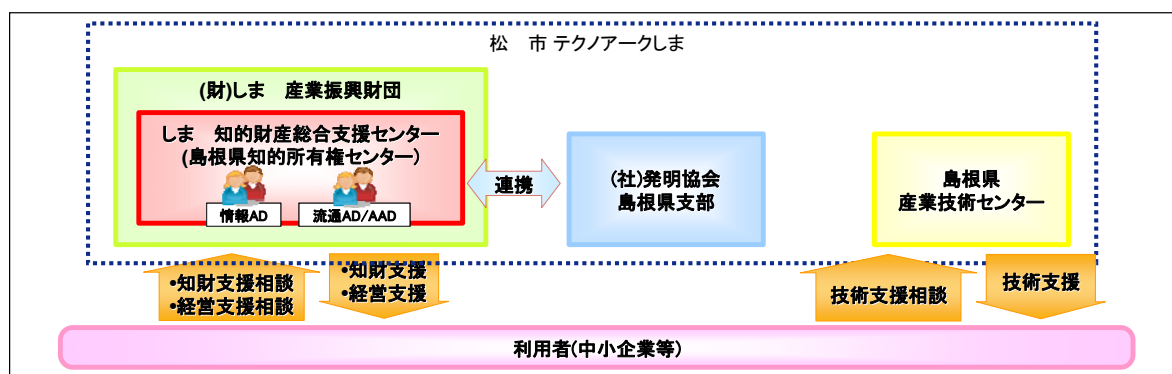
「テクノアークしまね」内に(社)発明協会島根県支部と(財)しまね産業振興財団(島根県知的財産総合支援センター)が連携し、一体となって運営するしまね知的財産総合支援センターを設置。同じく島根県産業技術センターと(財)しまね産業振興財団も入居し、企業への知的財産・技術・経営・販路に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、島根県知的所有権センターである((財)しまね産業振興財団)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への経営・技術・販路支援に係る相談は(財)しまね産業振興財団、研究開発や技術指導等に係る相談は島根県産業技術センターが実施している。上述の支援機関は、テクノアークしまね(松江市)に配置され、知的財産・技術・経営に係る支援体制が構築されている。

(財)しまね産業振興財団の技術支援課に特許流通 AD 及び特許情報 AD は配属されており、同課に配属されている常勤 1 名及び非常勤 4 名(平成 20 年度)の技術コーディネーターと課内打合せ(週 1 回)において、企業の支援情報の共有化や意見交換を行っている。

平成 20 年度より(財)しまね産業振興財団が地域力連携拠点として指定され、中小企業を支援する応援コーディネーターに特許流通 AD も参画している。



組織	所在地	配置人員
(財)しま 産業振興財団	松 市 テクノアークしま	特許流通AD(専) : 1名
しま 知的財産総合支援センター (島根県知的所有権センター)		特許情報活用支援AD(専) : 1名 担当者(専) : 1名、() : 2名 補助職員(専) : 1名
(社)発明協会島根県支部		特許出願AD : 1名
島根県産業技術センター		

図 II-32-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

島根県は、県内商工会・商工会議所や特定の産業団体、企業と連携し特許セミナー等を開催している。

表Ⅱ-32-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許活用セミナー	企業	1回	特許流通 AD
産業財産権セミナー 特許流通編	松江高専	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
特許セミナー	民間協議会	1回	特許流通 AD
特許セミナー 特許活用施策と特許流通事例紹介	県農業技術センター	1回	特許流通 AD
特許活用セミナー	企業	1回	特許流通 AD
知的財産に関する説明会	企業	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
特許研修会	企業	1回	特許情報 AD
知的財産に関する説明会	企業	1回	特許情報 AD
勉強会「特許情報取得について」	企業	1回	特許情報 AD
知的財産戦略セミナー(基礎・普及・専門分野)	中国経済産業局	6回	特許情報 AD(1回)
知的財産戦略セミナー<研究者・経営者>	中国経済産業局	6回	特許情報 AD(1回)

表Ⅱ-32-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
MCP-21 総会時に講演(益田商工会議所)	1回	特許流通 AD
やっちらら会定例会(斐川町商工会)	1回	特許流通 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-32-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供(平成19年度末)

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP)島根県産業技術センター分	島根県産業技術センター	登録国内特許 16 件 出願中国国内特許 33 件 出願中国国際特許 14 件 登録国内商標 4 件 登録国内意匠 14 件 出願中国国内意匠 3 件 登録国際意匠 26 件
特許流通データベース	INPIT	7 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-32-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜田市ものづくりスタートアップ事業審査会 委員 ・ 地域力連携拠点事業応援コーディネーター調整会議 委員 ・ 島根県農林水産試験研究機関外部評価検討会議 委員 ・ 県技術支援課連絡会議 委員 ・ 米粉推進協議会幹事会 幹事
特許情報 AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

知的財産権に関する専門性を高めるため、県及び経済産業局が主催する「知的財産戦略セミナー」や(社)発明協会が実施する専門セミナー等へ積極的に参加している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験が豊富でかつ知的財産

の経験も多少有している人材を採用している。配置場所は、(財)しまね産業振興財団である。

特許流通 AAD は、①特許流通 AD の知見等を有効活用し、企業との信頼関係を構築できる人材、県や(財)しまね産業振興財団の支援施策を活用し、研究開発から特許流通まで支援ができる人材、特許流通に加え、知的財産を経営戦略や技術戦略と関連付けてアドバイスできる人材として育成する。

育成期間終了後、育成期間に習得した知識・技術を活用するために、引続き研究開発支援を含めた特許流通業務にて活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 18 年度)	(支援先) 個人	<p>「漆喰塗料を塗布した木質建材に係る特許流通支援」</p> <p>当該特許に係る弁理士から紹介を受け、県農林課担当者と連携してライセンサーに当該案件を紹介した。県産の間伐杉材を活用し、これに本特許の漆喰塗料を塗布して機能性を向上した木質建材に仕上げ製造・販売する。生産設備導入支援、生産品質向上支援、改良製品シーズの特許化支援、販路開拓支援、経営支援を主に行った。</p> <p>生産設備の設置を完了し、製品サンプルを PR している。商工会と連携して平成 20 年度「しまね地域資源産業活性化基金助成金交付事業」に採択され、製造・販売事業の円滑化を推進している。</p> <p>当該案件は、県・(財)しまね産業振興財団・邑南町商工会との事業化の協力連携推進である。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 県内の地域力連携拠点	<p>「地域力連携拠点事業の応援」</p> <p>県、財団、商工会議所、商工会など各機関との連携について、特許流通面の連携構築が十分でないと考えられる。特に、特許流通への理解を更に浸透する必要がある。</p> <p>地域力連携拠点事業(事業主体：中小企業基盤整備機構)の地域力連携拠点にしまね産業振興財団が採択されたため、事業応援として、特許流通 AD が知的財産関係に参画している。県内の各商工会議所、商工会の経営指導員と地域力連携拠点事業を通じて情報交換などを推進できるため、有効活用することで特許流通推進の意識アップに繋げていく。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート支援	「自営業者からの新分野進出に関する支援事例」 不要となる材料を使った新商品開発に当たって、特許情報を活用して権利化の検討を行い、実用新案登録、商品化へつながった。

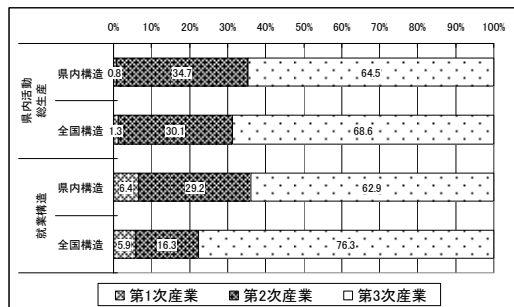
広島県

広島県では、基幹産業の持続的発展を図るために、「知的財産の活用促進」、「中小企業の経営革新への支援」、「中小企業に対する円滑な資金供給への支援」、「海外企業による広島への投資の促進」、「県内企業の海外ビジネスへの支援」などの事業が展開されている。この中で、「知的財産の活用促進」に向けた施策としては、「ひろしま技術移転センター運営支援」、「特許流通の促進支援」、「特許情報の活用支援」が展開されている。

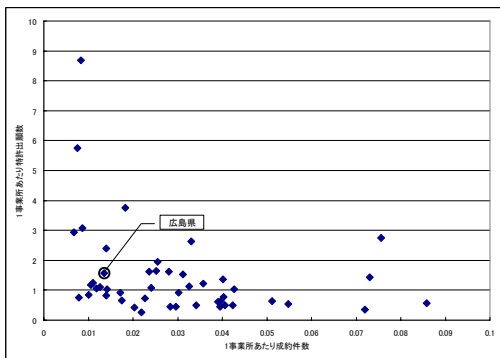
〈基礎データ〉

人口	2,876,642人
事業所数	7,263事業所

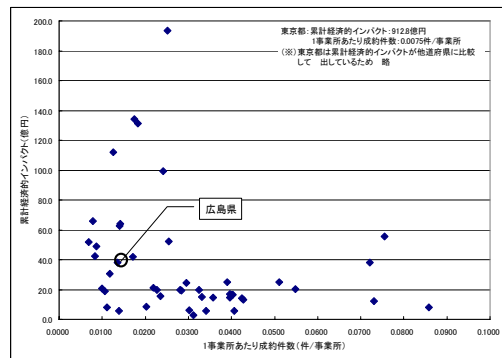
〔産業構造〕



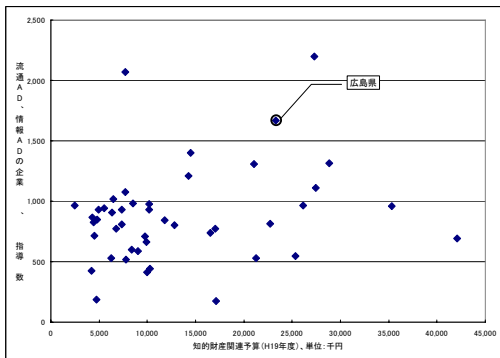
〔知的財産マインドポジション〕



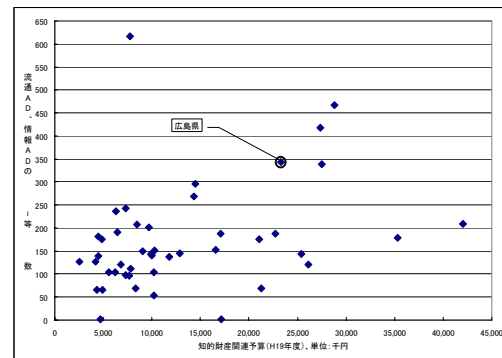
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕

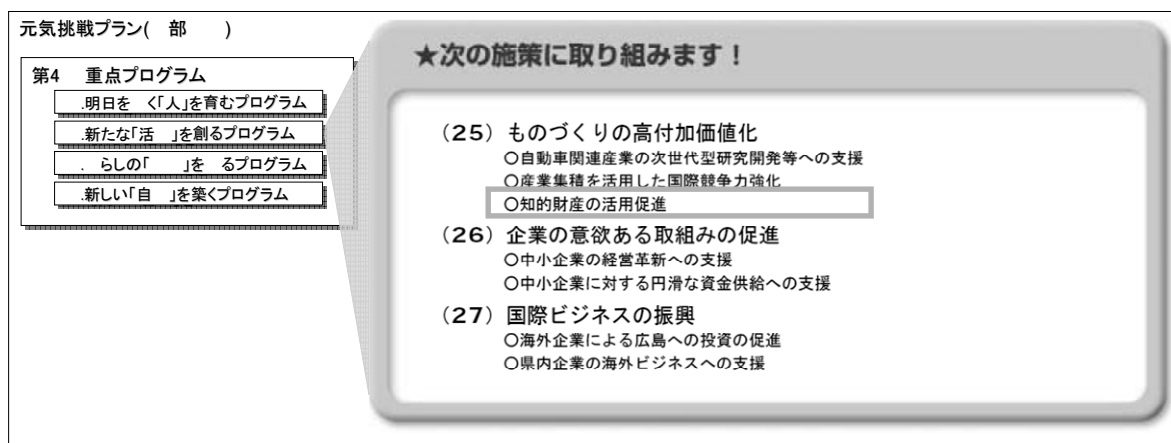


〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「元気挑戦プラン」における特許流通事業の位置付け

広島県総合計画「元気挑戦プラン(平成 18～22 年度)」の重点プログラム「新たな『活力』を創るプログラム」において、「基幹産業の持続的発展」のための施策の一つとして「知的財産の活用促進」による「ものづくりの高付加価値化」が位置付けられている。この施策により、県内の大学、公設試、企業における知的財産の創出とその活用を促進することとしている(図Ⅱ-33-1 参照)。



図Ⅱ-33-1 「元気挑戦プラン」と特許流通に係る施策との関連性

2. 広島県の特許流通事業の取組

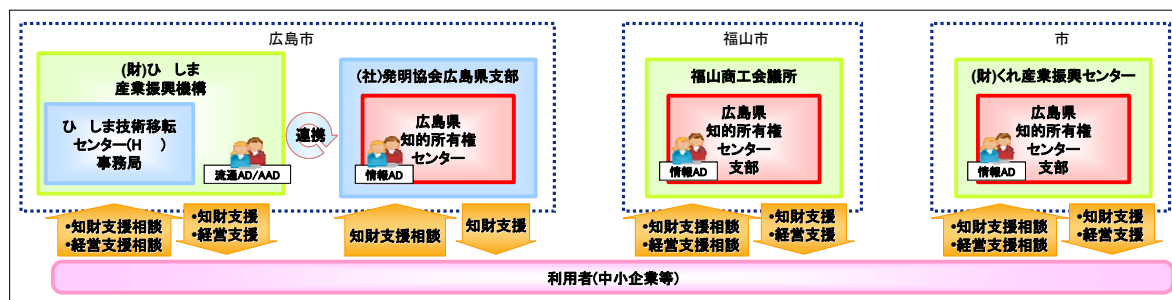
2.1. 取組体制

広島市・福山市(備後地域)・呉市の知的所有権センター及び(財)ひろしま産業振興機構 において、知的財産・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD は(財)ひろしま産業振興機構、特許情報 AD は 3 箇所の広島県知的所有権センター((社)発明協会広島県支部、(社)発明協会広島県支部備後支会、(財)くれ産業振興センター)に各 1 人派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への経営支援に係る相談は(財)ひろしま産業振興機構、技術支援に係る相談は(財)ひろしま産業振興機構及び広島県立総合技術研究所が中心となり実施されている。上述の支援機関等が連携し、広島市・福山市・呉市を拠点として県内全域における知的財産・経営に係る支援体制が構築されている。

(財)ひろしま産業振興機構には、事業化支援部署との連携等、企業支援と連携し知的財産に係る様々な支援を行う体制が構築されている。また、県内の各知的所有権センターには、特許情報 AD が配置されており、特許流通 AD と情報交換や同行しての企業訪問等の連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
広島県知的所有権センター(本部、広島市)	広島市 (社)発明協会広島県支部	特許情報活用支援AD
(社)発明協会広島県支部		
(財)ひろしま産業振興機構	広島市 (財)ひろしま産業振興機構	特許流通AD 特許流通AAD()、年間100日 (財)ひろしま産業振興機構担当者() 補助職員(専、100日 度):1人 補助職員():1人 ※ はいれも 1~2日 度
ひろしま技術移転センター(H)事務局		
広島県知的所有権センター(支部、福山市)	福山市 福山商工会議所	特許情報活用支援AD
福山商工会議所		
広島県知的所有権センター(支部、市)	市 (財)くれ産業振興センター	特許情報活用支援AD
(財)くれ産業振興センター		

図 II-33-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

広島県では、県内の地域ごとの知財に関する研究会などからの要請により知的財産に関する講演会を実施している。また、中国地域を対象としたより広域での知財活動に対して特許情報 AD などが協力を行っている。

表 II-33-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
備後知財管理研究会での講演	備後知財管理研究会	1回	特許流通 AD
知的財産権概要及び特許検索	中国地域産学官連携コンソーシアム		特許情報 AD
特許情報活用講座	広島県知的所有権センター	7回	特許情報 AD
特許情報活用セミナー	広島県知的所有権センター	6回	特許情報 AD
特許シーズ活用セミナー	広島県知的所有権センター他	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
知的所有権論～特許情報検索～	呉工業高等専門学校	1回	特許情報 AD
ネットワーク産業論(知的財産権概論)	呉大学	1回	特許情報 AD
特許実務者養成セミナー	広島大学	4回	特許情報 AD
数理分子生命理学セミナー(特許検索)	広島大学	1回	特許情報 AD

表 II-33-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
実施なし。 (ただし、知財駆け込み寺事業の一環として、商工会議所・商工会へ相談に来た企業について、経営指導員から紹介を受け、経営指導員とともに訪問指導を実施)		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-33-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集	(財)ひろしま産業振興機構	108 件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	同上	49 件(上記シーズ集を含む) 大学関係は HTC にて別途提供
県有特許開放情報 (HP)	広島県	特許 19 件 (出願中 0 件) 実用新案 0 件
特許流通データベース	INPIT	19 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-33-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし 参考<もうけの花道>に参画
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし 参考<特許ビジネス市 in 広島>に参画

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> 技術委員会((財)ひろしま産業振興機構) 委員 出願検討会議(広島県/総合技術研究所)メンバー
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> くれ産業振興センターのインキュベーション施設入居希望企業の事業化可能性評価委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特許庁や中国経済産業局が開催する知的財産に関するセミナー等に参加することにより、県職員及び公設試職員の知的財産に係る知識の向上を図るとともに、地域における知的財産活用の促進を目指す。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における知的財産経験及び技術経験が豊

富な人材を採用している。所属は、(財)ひろしま産業振興機構である。

特許流通 AD は、特許流通 AD の日頃の活動を通じた OJT 等による人材育成を行うことにより、特許流通 AD の持つノウハウを継承して、地域に根ざした特許流通活動を促進することを目指す。

育成期間終了後、地域の特許流通専門人材として、継続して(財)ひろしま産業振興機構に所属しながら特許流通業務にて活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 広島県	「調味料の製造方法に係る特許流通支援」 「活かそう開放特許ひろしま」に本技術を掲載し、ライセンシーに対してシーズ集を提供し紹介した。さらに、特許流通 AD を通じて県との技術移転の仲介を行った。まず、実施許諾可能を確認した時点から製法特許を実現する装置を自社開発し、試作機の製造を開始した。そして、実施許諾契約後、ひろしま産業創生補助金を受け、量産機の開発・完成し、販売活動を開始した。ライセンシーの子会社(研究開発企業)において、ユーザー企業からの受託研究および試験機レンタル事業を開始した。量産機のシリーズ機(小型・中型・大型)を開発し各種展示会へ出展し営業活動を行っている。さらに新連携事業に採択をうけ大型機の製造、販売企業との連携支援を受け事業拡大を図っている。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 広島県立総合技術研究所	「広島県立総合技術研究所における特許出願シーズ検討会議の設立および会議への参画」 平成 20 年度より、各研究センターを広島県立総合技術研究所企画部が統括管理する体制となった。これに伴い、各研究センターから提案に対する特許出願の可否は特許性の調査が殆どなされない状態で企画部の判断に依存する傾向が強かった。 広島県立総合技術研究所企画部に、審査会への特許情報 AD、特許流通 AD の参画を提言し、これに応え特許情報 AD による特許性評価や、特許流通 AD が市場性評価について審議する体制となった。 特許出願シーズ検討会議は、重複研究の回避にも繋がり、検討会議において、特許情報 AD と特許流通 AD との連携により、特許査定率の向上と特許流通促進を図っていく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「コンクリート型枠締付金具に係る事業化支援」</p> <p>支援先企業が特許出願したコンクリート型枠締付金具についての事業化支援を行った。当該案件に係る技術は、作業工程が簡単(時間の短縮)になり、締付構造にネジを使わないのでコストも削減できるというものである。主な支援としては、国内優先権を主張した出願に対する拒絶理由通知の対応支援、改良技術に対する IPDL を用いた公知例調査の指導を挙げられる。また、ビジネスプランを整理し、県の補助金申請の支援を行った。</p> <p>事業化が進み製品販売の段階になれば、特許流通 AD と連携し販路開拓を支援していく。また、他の中小企業支援機関を紹介していくことも検討している。</p>
	<p>「ポンプ車の圧送機構に係る特許出願等の支援」</p> <p>コンクリートポンプ車の修理企業において、従来のポンプ車の圧送機構に起因する問題解決方法のための新規圧送機構について、自身で明細書を作成し特許出願した。特許出願直前に相談を受けたため、願書作成支援を行った。</p> <p>当該発明については、試作品の作成に着手して機能を確認している。早期に権利化して現行の圧送機構を本発明で置き換えたいという意向があるため、今後は明細書の完成に向けた指導を行い、各種の優遇制度を活用した権利取得と発明の事業化に向けた指導を継続して、支援していく。</p>

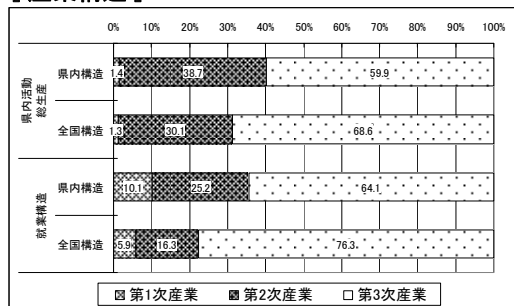
岡山県

岡山県では、「産業クラスターの育成を図り、新産業の創出を促す施策」、「中小企業の競争力を強化し、グローバル化を進めるための施策」を重点に産業振興施策の展開が行われている。特に、産業クラスターの形成に向けては、「超精密生産技術」「医療・福祉・健康」「バイオ」「環境」をものづくり重点4分野とし、それぞれ産学官連携組織を設け活発に活動するなど、知的財産の創造に向けた戦略的な展開を行うとともに、大学発ベンチャーを中心とする起業支援に精力的に取り組むなど、知的財産を活用した事業化も強力に推進している。

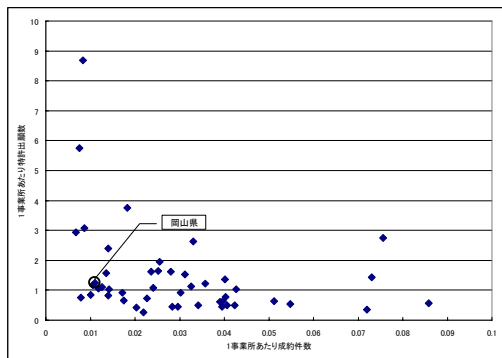
＜基礎データ＞

人口	1,957,264人
事業所数	4,753事業所

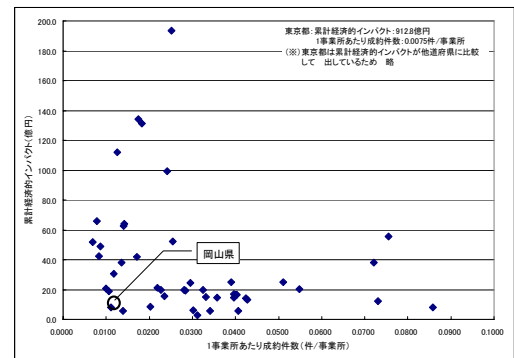
[産業構造]



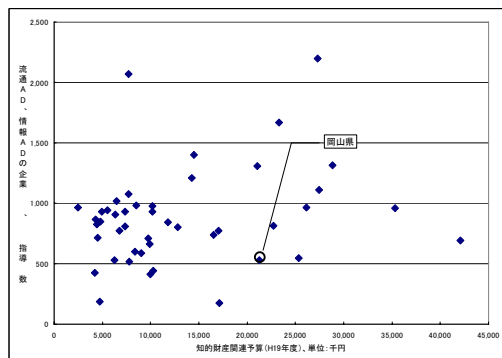
[知的財産マインドポジション]



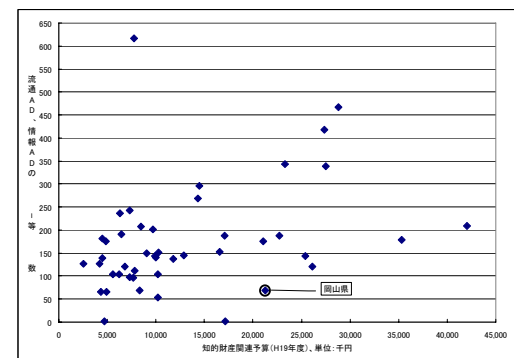
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]

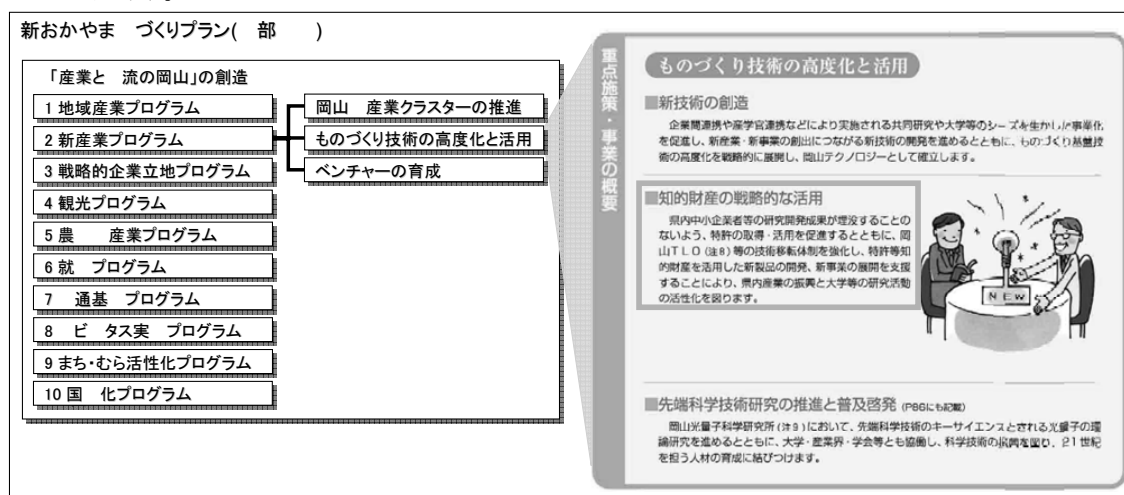


[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「新おかやま夢づくりプラン」、における特許流通事業の位置付け

県の指針「新おかやま夢づくりプラン(平成 19 年 3 月)」の「産業と交流の岡山の創造」において、「新産業プログラム」の一つとして、「ものづくり技術の高度化と活用」として知的財産に係る取組が位置付けられている。ものづくり重点 4 分野での知的財産の創造に加えて、「知的財産の戦略的な活用」による特許取得・活用の促進、岡山 TLO 等の技術移転体制強化、特許等知的財産を活用した新製品開発及び事業展開の支援を行うことで、県内産業の振興と大学等の研究活動の活性化を図ることとしている（図Ⅱ-34-1 参照）。



図Ⅱ-34-1 「新おかやま夢づくりプラン」と特許流通に係る施策との関連性

2. 岡山県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

岡山県工業技術センターに併設されているテクノサポート岡市内に岡山県知的所有権センター、(社)発明協会岡山県支部、(財)岡山県産業振興財団を配置し、企業への知的財産・技術・経営に係るトータルな支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、岡山県知的所有権センター((社)発明協会岡山県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への経営支援に係る相談は(財)岡山県産業振興財団、技術支援に係る相談は岡山県工業技術センターにて実施されている。上述の支援機関は一体的な施設として整備されている岡山県工業技術センターとテクノサポート岡山(岡山市)に配置され、知的財産・技術・経営に係る支援体制が構築されている。岡山県知的所有権センターや(財)岡山県産業振興財団は、各支援機関で支援活動を行っているが、コーディネーター会議等を通じて、必要に応じて連携を図っている。

県の今後成長が期待される産業分野として「超精密生産技術分野」、「医療・福祉・健康関連分野」、「環境関連分野」及び「バイオ関連分野」をものづくり重点4分野として選定し、産学官の連携と協働による岡山版産業クラスターの形成に向けた取組を展開している。県の産学官連携組織であるハートフルビジネスおかやま、マイクロものづくり岡山推進協議会、メディカルテクノおかやまなどが、岡山 TL0 等と連携し、特許流通を推進している。

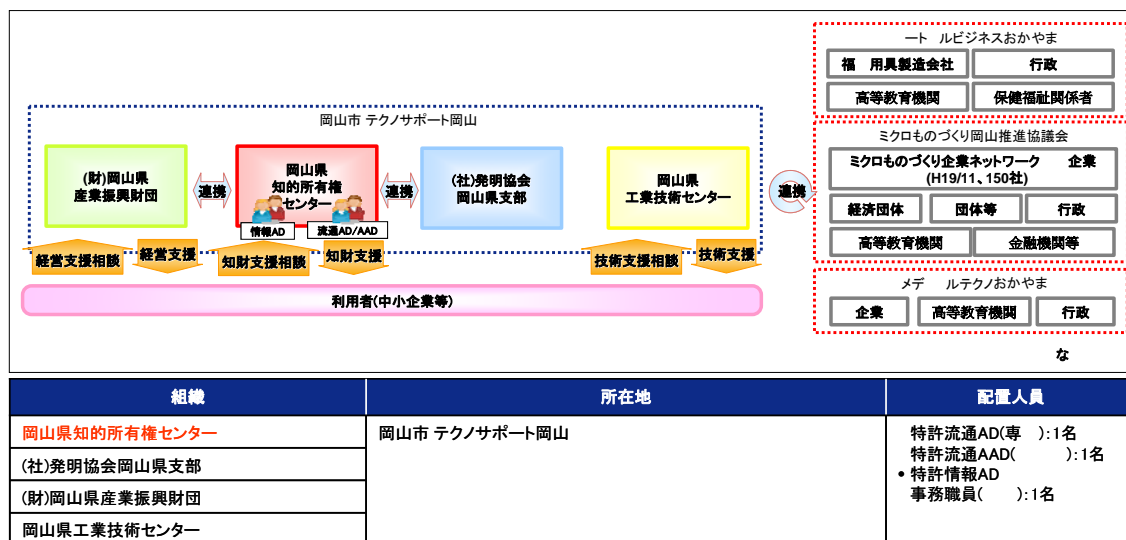


図 II-34-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

岡山県は、県内大学と連携し、知的財産に係る人材養成を目的としたセミナーが開催されている。

表Ⅱ-34-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知財人材養成のためのセミナー 講師	岡山大学産学官 連携プロデューサー		特許情報AD

表Ⅱ-34-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-34-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許活用ガイドブック2008 (他府県開放特許も含む)	知的所有権センター	61件
岡山 TLO 技術シーズ集(2007/11)	(財)岡山県産業振興財団	35件
特許流通データベースへの登録 (平成19年度新規登録分)	岡山 TLO 特許流通AD及び 知的所有権センター特許 流通AD	62件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-34-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	<ul style="list-style-type: none"> 県オンリーワン企業育成支援事業選定審査委員会 委員 きらめき岡山創成支援ファンド事業選定審査委員会 委員
特許情報AD	<ul style="list-style-type: none"> 県オンリーワン企業育成支援事業選定審査委員会 委員 きらめき岡山創成ファンド支援企業選定委員会 委員 中国地域連携コンソーシアム(文部科学省) 特別会員(予定)

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験及び知的財産経験が豊富な人材を採用している。所属は、(社)発明協会岡山県支部である。

特許流通 AAD には、特許流通 AD の OJT により、基本的に午前はセンター内作業、午後は企業訪問の方式で、特許流通 AD が所有するノウハウの継承を行う。また、県産業の発展の一役を担える人材を育成する。

育成期間終了後、育成期間で得られたノウハウ等を産業の発展のために特許流通関連業務で活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 企業	<p>「産業廃棄物廃液の蒸留処理に係る特許流通支援」</p> <p>最初、岡山大学の特許をライセンサーに紹介したが、ライセンサーのエンジニアリング能力の状況から事業化まで至らなかった。そこで、岡山大学の特許を使用せず、同様の技術を保有し事業化までを実現できる企業を探しライセンサーを紹介した。現在テストプラントを起動しており、平成 21 年 1 月には納入が予定されている。</p> <p>当該案件を推進するにあたり、(財)岡山県産業振興財団の「オンリーワン企業育成支援事業」に採択されたことにより、ライセンサーが得意とする熱交換機の製作のための資金が獲得することができた。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「『介食チェア』商品化・事業化支援」</p> <p>支援先企業の「介食チェア」は食事の際に前傾姿勢となって、高齢者等が食べ物をのどに詰まらせる事象を予防する椅子の商品化・事業化に向けた支援を行っている。当該案件について、実用新案登録出願及び新商品ショー(岡山市内)に出展を支援した。</p> <p>今後、事業化の推進、商品の改良、商標権取得について検討していく。</p>

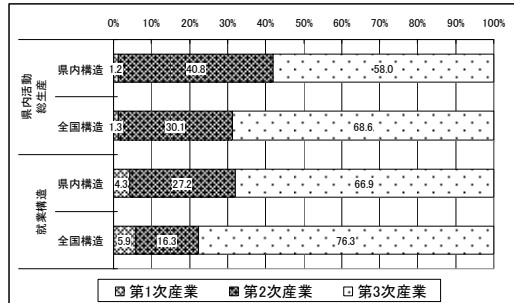
山口県

山口県では、新たな技術シーズを活用した産業創出、県内企業の競争力のあるブランド技術の育成、地域資源を活かした新事業展開の支援等により県内産業基盤の強化と企業誘致等による産業集積の促進を目指している。このため、産学公の連携によるブランド技術の研究開発に取組、県内企業の「ものづくり基盤技術力」の育成・強化と、高度技術分野への参入を促している。また、「知的クラスター創生事業」、「都市エリア産学官連携促進事業」における研究成果を、県内中小企業による事業化へとつなげ、加工組立型産業の振興と、基礎素材型産業の競争力強化を図ることを目標として施策を展開している。

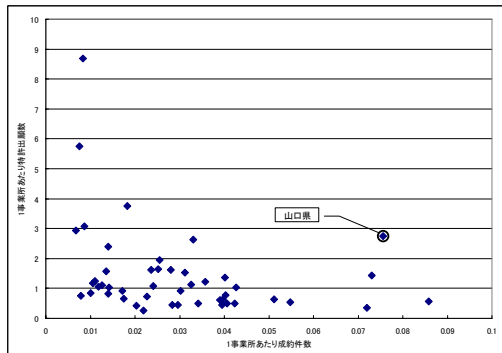
＜基礎データ＞

人口	1,492,606人
事業所数	2,748事業所

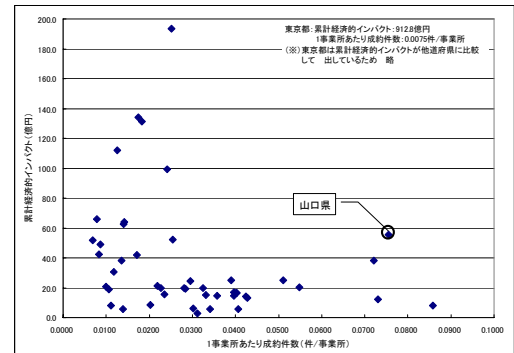
【産業構造】



【知的財産マインドポジション】

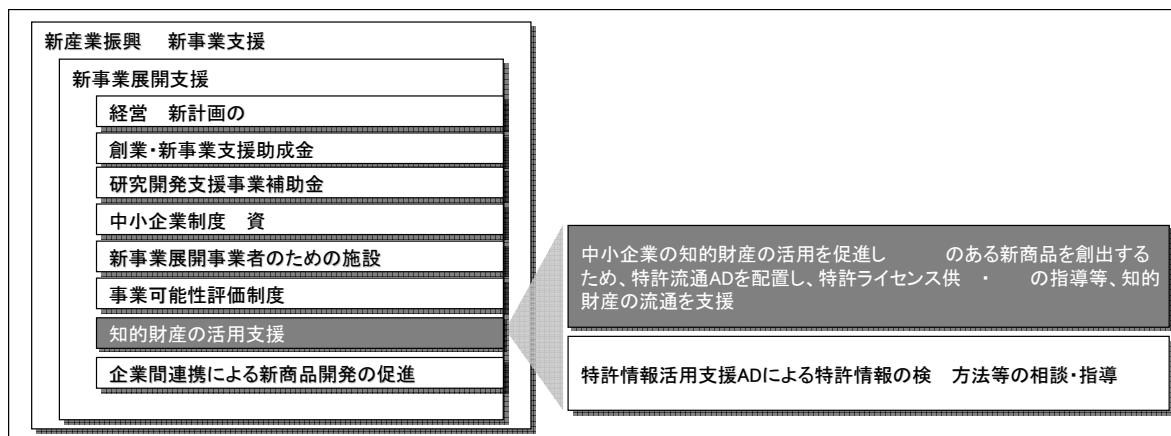


【流通成果ポジション】



1. 山口県の新事業展開支援における特許流通事業の位置付け

県の新産業振興課 次世代産業班において、知的財産の活用支援を推進している。特許流通 AD による特許ライセンス供与・受諾の指導等により、中小企業の知的財産の活用を促進し、競争力のある新商品創出している(図Ⅱ-35-1 参照)。



図Ⅱ-35-1 山口県の特許流通に係る取組と特許流通との関連性

2. 山口県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

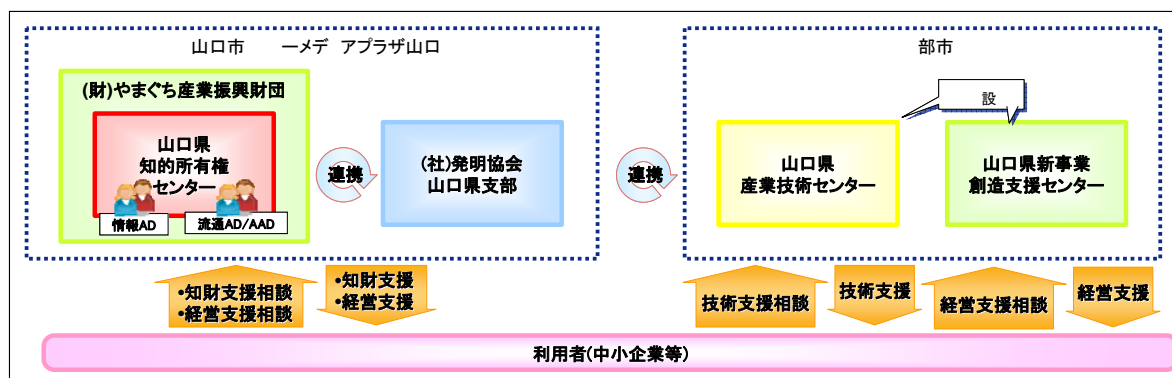
山口県知的所有権センター、(社)発明協会山口県支部、(財)やまぐち産業振興財団を同一建物内に配置し、中小企業への知的財産に係るワンストップ支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、山口県知的所有権センター((財)やまぐち産業振興財団)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通成約案件の事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内中小企業等への経営支援に係る相談は主に(財)やまぐち産業振興財団が担当し、技術支援に係る相談は、公設試である山口県産業技術センターが担当している。(財)やまぐち産業振興財団は、同一建物の山口県知的所有権センター及び(社)発明協会山口県支部と連携し、中小企業への知的財産に係るワンストップ支援体制を構築している。同財団では、事業活動支援部と総合経営支援部とが協力し、特許流通の成約案件の新製品開発・新規事業化を支援する体制を構築している。

山口県産業技術センターは、隣接する山口県新事業創造支援センターとの連携に加えて、(財)やまぐち産業振興財団等の各支援機関とも連携を図り総合的技術支援を実施している。なお、平成 18 年度から同センターの入居企業に対する支援チームに特許流通 AD が参画し、入居企業の特許移転支援等を行っている。

県内の知的財産に係る各支援機関及び専門人材の連携を図るために、県、産業支援機関、大学・高専等の産学公連携機関のコーディネーター等で組織する「事業化支援・連携コーディネート会議」に特許流通 AD や県担当者も参画し、地域資源やシーズを活用した事業化等の支援を推進している。



組織	所在地	配置人員
山口県知的所有権センター	山口市 一メデ アブラザ山口	特許流通AD 特許流通AAD 特許情報AD 補助職員(専):1名 技術支援 企画員:2名
(財)やまぐち産業振興財団		
(社)発明協会山口県支部		
山口県産業技術センター	部市	
山口県新事業創造支援センター		

図 II-35-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

山口県では、下記のように知的財産に関するセミナー、講演、研修会の実施や特許情報の提供などにより、知的財産に関する普及啓発が行われている。

表Ⅱ-35-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許情報活用講座	(財)やまぐち産業振興財団	4回	特許情報AD
特許・商標セミナーin図書館	山口県立山口図書館	1回	特許情報AD
知的財産の基礎及びIPDL検索演習	山口県立柳井商工高等学校	1回	特許情報AD
知的財産の基礎及びIPDL検索演習	大島商船高等専門学校	2回	特許情報AD
知的財産セミナー	山口県立大学	1回	特許情報AD

表Ⅱ-35-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
玖珂ブロック商工会経営指導員研修会	1回	特許情報AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-35-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集「使ってみたい特許の本2008」	(財)やまぐち産業振興財団	97件
県有特許開放情報(「使ってみたい特許の本2008」に収録)	(財)やまぐち産業振興財団	6件
特許流通データベース	INPIT	97件

2.4. 特許庁・INPIT施策との連携

表Ⅱ-35-4 特許庁・INPIT施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	・ 知的クラスター研究成果事業化促進選定会議 委員
特許情報AD	・ 県知的財産基本戦略検討委員会 委員 ・ 山口知的財産審査委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

地域における特許流通専門人材の育成を目的として、(財)やまぐち産業振興財団において特許流通 AAD を 1 名採用し、育成を実施している。この者は技術系人材であり、育成は順調に進んでいる。

最終的な育成目標は、特許流通に関する一般的な相談への対応、単独の企業訪問によるシーズ・ニーズ情報の的確な収集が可能となり、単独で特許移転契約が締結できるレベルを目指す。

育成期間終了後、(財)やまぐち産業振興財団または県において、特許流通、技術移転に関する専門人材としての活用を予定している。

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 個人	「アンカーとその仮固定方法及びそれを用いた仮固定構造並びにアンカー取付け用治具に係る特許流通支援」 業界の大手企業であるライセンシーは、当該特許を譲渡契約締結により取得し、さらに別のライセンシーと実施許諾契約を締結した。当該案件において、特許流通 AD は山口県産業技術センター、西日本建材試験センター、(財)やまぐち産業振興財団と連携し、次の①～④の取組を実施した。 ① 合理的な設計のための強度計算 (FEM) の実施検討(山口県産業技術センター)及び実際の強度試験の実施機関(西日本建材試験センター)の紹介 ② 開発支援資金の紹介：(財)やまぐち産業振興財団の新事業、新製品開発支援 ③ 案件紹介：開放特許活用例集への掲載、平成 19 年度全国特許流通 AD 会議での案件紹介、特許ビジネス市 2007 大阪での紹介 ④ ライセンシーとの交渉方針の立案・交渉支援
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携先) 山口県	「山口県の知財施策推進計画の策定」 県では知的財産基本法第 6 条にいう地域における知財施策推進計画が策定されていない。そのため、地域特許流通促進事業を県の知的財産施策の中核に位置付け、知的財産創造サイクルの「知的財産の活用」において、特許流通 AD 等を中心とする地域特許流通促進事業

		が一層推進される諸施策を展開していくこととする。また、地域特許流通促進事業に携わる中で得られた企業のニーズ・シーズについて、可能な範囲で関係各課と共有し、地域中小企業の成長支援を図ることとする。そして、これらの取組が実現可能なルールを策定する。
--	--	--

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「企業の知的財産に係る講習会」</p> <p>印刷企業に対し、知的財産を事業展開の武器として活用できるように、知的財産のレベルアップを図り、具体的な営業戦略に落とし込んでいけるよう支援する。計4回の講習会を実施し、知的財産のレベルアップを図った。主な講習内容としては、商標制度及び検索、意匠制度及び検索、特許制度及び検索、企業における知財管理となる。</p> <p>今後は、具体的に知的財産を営業戦略に活用するモデルについて支援していく(例：商品について新しい商標を提案し、調査、出願をし、権利と共に印刷物を納品)。</p>

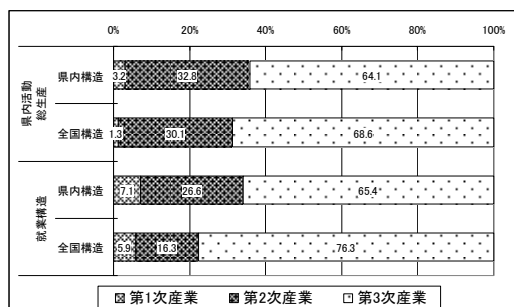
愛媛県

愛媛県では、(財)えひめ産業振興財団を中核的支援機関として(財)東予産業創造センター、(株)西条産業情報支援センター、(財)今治地域地場産業振興センターなどの各産業支援機関等(新事業支援機関)や愛媛県産業技術研究所が緊密に連携することにより、新事業活動促進に向けた支援ネットワーク(地域プラットフォーム)を構築し、創業・起業化、研究開発、商品化・事業化、販売促進にわたる企業活動の各段階に応じて県内企業等が求める各種支援事業やアドバイスを適時適切な提供が可能な施策展開を図っている。

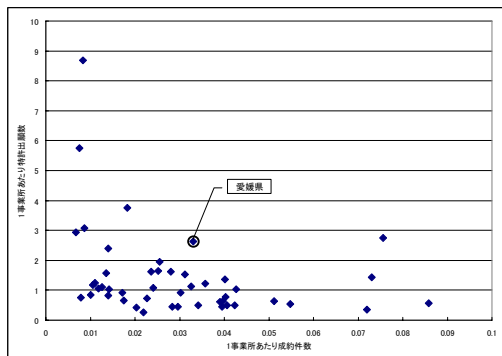
〈基礎データ〉

人口	1,467,815人
事業所数	3,352事業所

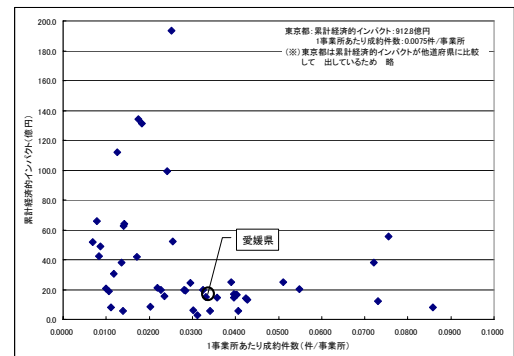
[産業構造]



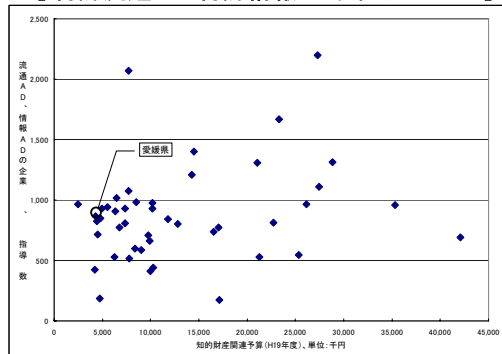
[知的財産マインドポジション]



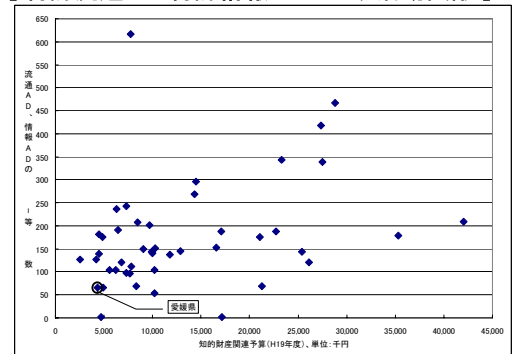
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「愛媛県産業振興指針」、「愛媛県知的財産戦略(平成 19 年度)」における特許流通事業の位置付け

県の多様な資源を活用し特色ある地域産業を形成するために、平成 12 年 3 月に策定し、平成 15 年 3 月に改定した「愛媛県産業振興指針」の基本政策「新しい製品・技術の研究開発機能の強化」において、特許流通に係る取組を位置づけている。これにより、四国 TL0 や知的所有権センターとの連携強化を図り、特許流通 AD や特許電子図書館の検索 AD 等の活動を通じて、県内企業の知的財産の保護、活用等を支援していくこととしている(図 II-36-1 参照)。

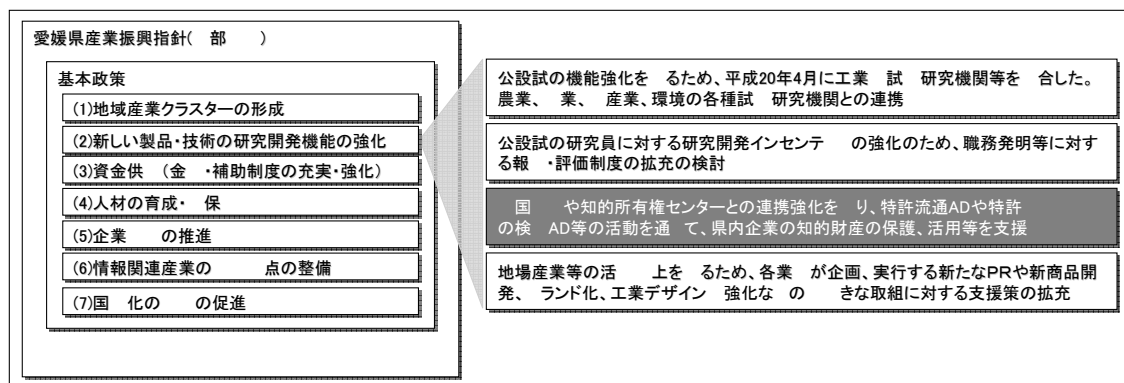


図 II-36-1 「愛媛県産業振興指針」と特許流通に係る施策との関連性

一方、県経済を支える製造業や農林水産業の高付加価値化や新たな産業分野の育成等による産業の活性化を図るため、特許権や育成者権、地域ブランド、コンテンツといった知的財産についての県全体としての統一的な取組方針を示す「愛媛県知的財産戦略(平成 19 年 5 月)」を策定している。同戦略において、特許流通の取組を実施することとしている(図 II-36-2 参照)。

愛媛県知的財産戦略の体		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
目標		取組	
産業財産権や育成者権の有 活用による県内企業や農 産業者のの 強化	創造 人材や技術の等により 知的財産の取得が	知的財産に関するの上	2愛媛県の特許流通事業の取組
		特許情報の的な活用	
		コア技術の創出	
		共 研究等の推進	
		経営資のしい中小企業に対する支援	
	保護 知的財産に関する組織の 整備やノの等が知 的財産の権利化を制	知的財産の理体制の整備	
		公的支援制度の活用	
		海外出願に対する支援	
		権利への対応	
		知的財産権情報の的な発信	
	活用 情報流通体制の整備が知 的財産の活用を	産学連携等のコーデ ネット機能強化によるマッチングの推進	
		県における戦略的な権利化と実施許	
		大学発ベンチャーの促進	
		知的財産活用企業に対する資	
		地域イメージの上	
県産品地域 ランドの創出 ・育成による権産品の振興	地域 ランドを活用する の分さと地域イメージの 立	地域 ランドの創出	
		地域団体商標制度の活用	
		地域 ランドのP	
		理の徹底による ランド価 の保護	
		地域性を活用したコンテンツの創造	
大都市と なる での コンテンツ産業の育成	大都市と なる が必要 なコンテンツ産業	コンテンツ産業を支 える環境の整備促進	
		ルム・コミッションによるロ ーション	
		権に関する知 の普及	
目標実現に けた基 整備		取組	
人材の育成・ 保と知的財 産を重 する づくり	中小企業・農 産業者の知 的財産に関する が 調 関係機関の連携による支援が 必要	知的財産に関する 啓発	2愛媛県の特許流通事業の取組
		専門的人材の育成・ 保	2愛媛県の特許流通事業の取組
		関係機関の連携強化による知的財産権に関する相談機能の強化	2愛媛県の特許流通事業の取組

図 II-36-2 「愛媛県知的財産戦略」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 愛媛県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

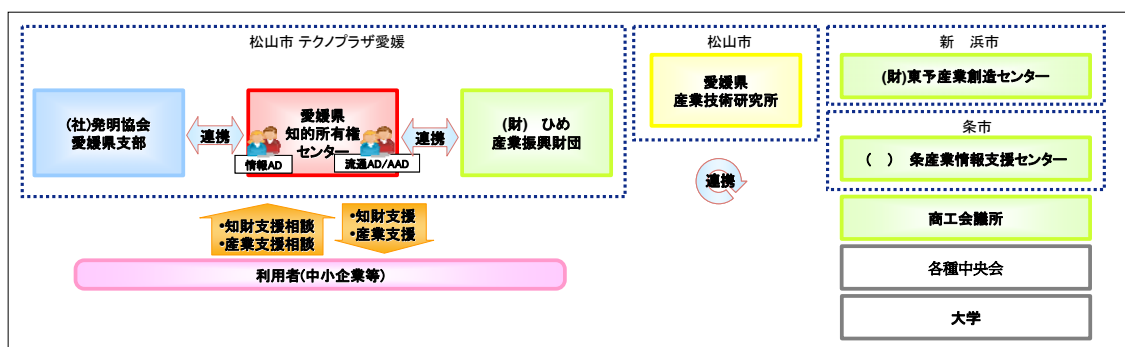
愛媛県知的所有権センター、(社)発明協会愛媛県支部及び(財)えひめ産業振興財団を配置し、企業への知的財産・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、愛媛県知的所有権センター((社)発明協会愛媛県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。県内中小企業の経営支援に係る相談は(財)えひめ産業振興財団で実施されており、愛媛県知的所有権センター、(社)発明協会愛媛県支部と同じテクノプラザ愛媛(松山市)内にある。テクノプラザ愛媛内の各支援機関が連携し、知的財産・経営に係る支援体制が構築されている。

県内には、技術支援に係る相談を実施する機関として愛媛県産業技術研究所(松山市)、経営支援に係る相談を実施する機関として、(財)東予産業創造センター(新居浜市)、(株)西条産業情報支援センター(西条市)等あり、知的所有権センターと連携を図っている。

愛媛県知的所有権センターは、企業の創業や新分野進出を支援する地域プラットフォーム体制の支援機関の一つと位置付けられている。特許流通 AD は、同体制の中核支援機関でもある(財)えひめ産業振興財団のビジネス・サポートオフィス⁹のコーディネーターや優れた技術開発プロジェクトの発掘や育成を支援する技術開発プロジェクトプロデューサーと日常的に情報交換を行い、連携体制の構築を図っている。また、県内大学、高専及び商工団体等が参加する「産学官連携連絡会議」や「えひめ5：30倶楽部」を通じて、各機関と連携を図っている。

⁹ 新事業創出や新商品開発を行う中小企業等を対象に、専門家による無料の相談窓口を設置している(創業支援、研究開発支援、市場調査及び販路開拓支援等)。



組織	所在地	配置人員
愛媛県知的所有権センター	松山市 テクノプラザ愛媛	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD 特許流通AAD(務、2日) 特許情報AD 特許流通シ ア シ イ ト 補助職員(2日)
(社)発明協会愛媛県支部		
(財) ひめ産業振興財団		
愛媛県産業技術研究所	松山市	
(財)東予産業創造センター	新 浜市	
() 条産業情報支援センター	条市	

図 II-36-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

愛媛県は、県内大学と連携し、大学で知財研修公開講座を設けることで、知的財産に関する普及啓発活動を展開している。

表 II-36-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
愛媛大学知財研修公開セミナー 講師	愛媛大学	2 回	特許情報 AD
中小・ベンチャー企業(実務者向け)知的財産権セミナー 講師	発明協会	4 回	特許情報 AD、特許流通 AD 各 2 回
IPDL 特許検索実習 講師	新居浜工業高等専門学校	1 回	特許情報 AD
IPDL 特許検索実習 講師	県立新居浜工業高校	1 回	特許情報 AD
IPDL 特許検索実習 講師	県立今治工業高校	1 回	特許情報 AD

表 II-36-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
県西条地方局連携田滝青果出荷組合の渋抜き柿のブランド化	2 回	特許情報 AD
上島町商工会連携特許・商標勉強会	1 回	特許情報 AD
伊予銀行連携中島町産蜜柑のブランド化	1 回	特許情報 AD
NPO 法人段畑を守ろう会ジャガイモ焼酎のブランド化	1 回	特許情報 AD
県八幡浜地方局連携あんぱん営農組合産蜜柑のブランド化	1 回	特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-36-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報 (HP)	愛媛県産業技術研究所	特許 23 件
特許流通データベース	INPIT	6 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-36-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	今治市新産業創出支援助成事業面接評価委員
特許情報 AD	愛媛県知的財産戦略戦略策定委員会副委員長 (平成 18 年度)

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

愛媛大学知的財産本部が実施する知財研修公開セミナー(1回2時間半で6回)や発明協会が実施する知的財産権セミナーなどに職員や研究員を参加させており、技術開発時に必要な知的財産権の知識の習得、特許マップ作成などのスキルアップを図っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験が豊富な人材を採用している。所属は、知的所有権センター(社)発明協会愛媛県支部である。

特許流通 AAD は、特許流通 AD が有する知識・ノウハウの継承により、県内中小企業等の特許流通促進や県内産業の振興に寄与する人材を育成する。勤務日以外は、産業技術研究所嘱託研究員として、研究員等に対する知的財産制度に関する指導・助言を実施する。

育成期間終了後は、公設試における県内中小企業等からの技術相談体制の強化や研究開発時の知的財産権調査の迅速化を図るために、産業技術研究所の嘱託研究員(週5日勤務)として配置し、公設試験場の研究員等に対して知的財産権制度に関する指導・助言等の業務で活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容
	紹介可能事例なし

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「電気製品開発に係る特許の国内外出願のための知的財産戦略支援」</p> <p>電気部品製造企業の事業戦略の立案段階から知的財産面で参画した。当該企業は、経営者を中心に知的財産面において自社で対応可能とする体制の構築を目指している。</p> <p>特許については国内外で出願しており、これらの出願の戦略を支援や契約の締結に係るアドバイスを行った。</p>

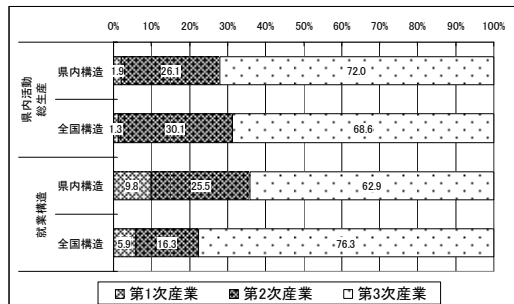
香川県

香川県では、新産業創出・集積の取組みとして、産業技術センターにおける調査・研究等をはじめ、糖質バイオやナノテク分野における事業化シーズを創出し事業化につなげるため、香川大学に糖質バイオに関する寄附研究部門を設置するとともに、産学官の共同研究を推進し、産学官の人的ネットワークを活用した新産業の創出支援や集積誘導を行っている。また、インキュベーター施設やEMC 総合試験施設の提供、産業支援機関による事業化等に対する支援等、ベンチャー・中小企業に対して総合的な支援を行っている。県産品の知名度向上や販路拡大に向けて、アジア等の市場開拓を支援するため、海外見本市に出展するなど県産品の知名度の向上と販路拡大に向けた事業を展開している。

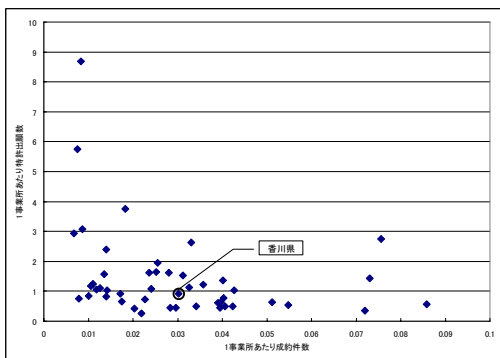
＜基礎データ＞

人口	1,012,400人
事業所数	2,715事業所

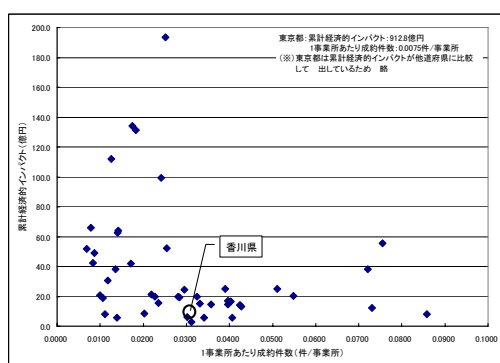
【産業構造】



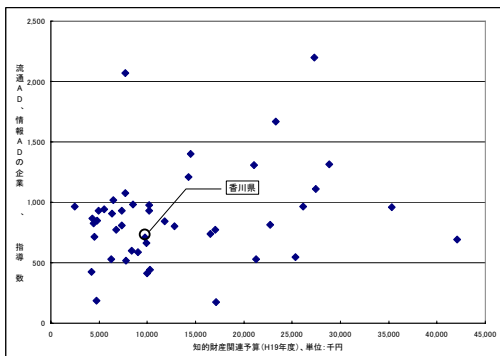
【知的財産マインドポジション】



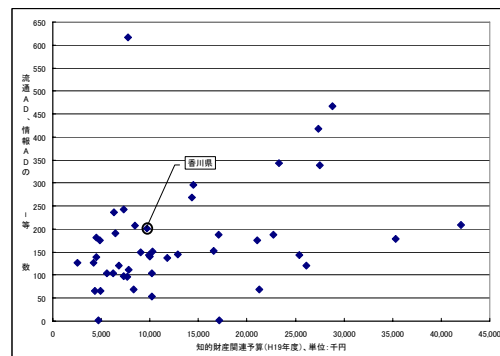
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



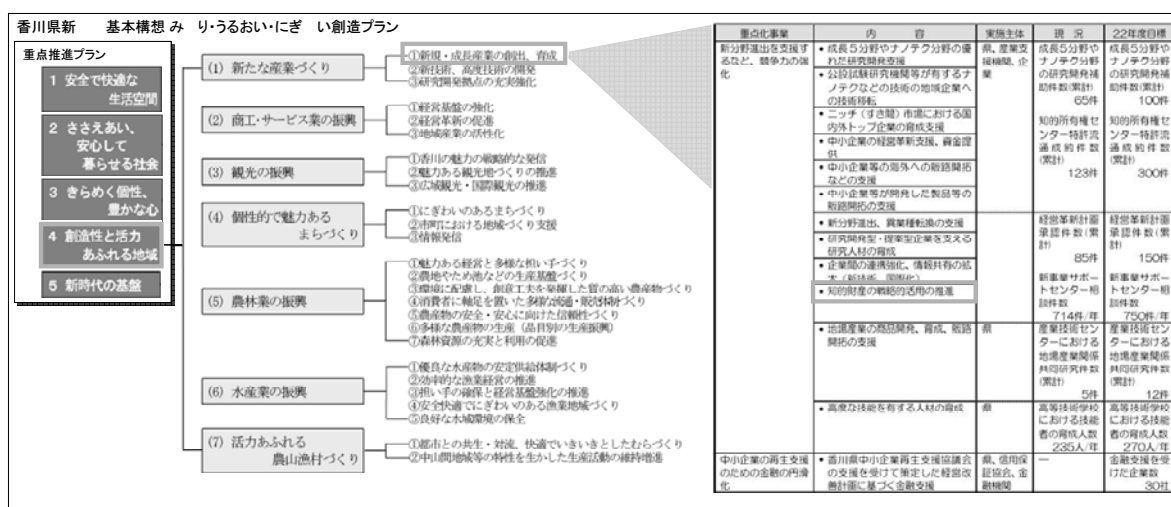
【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



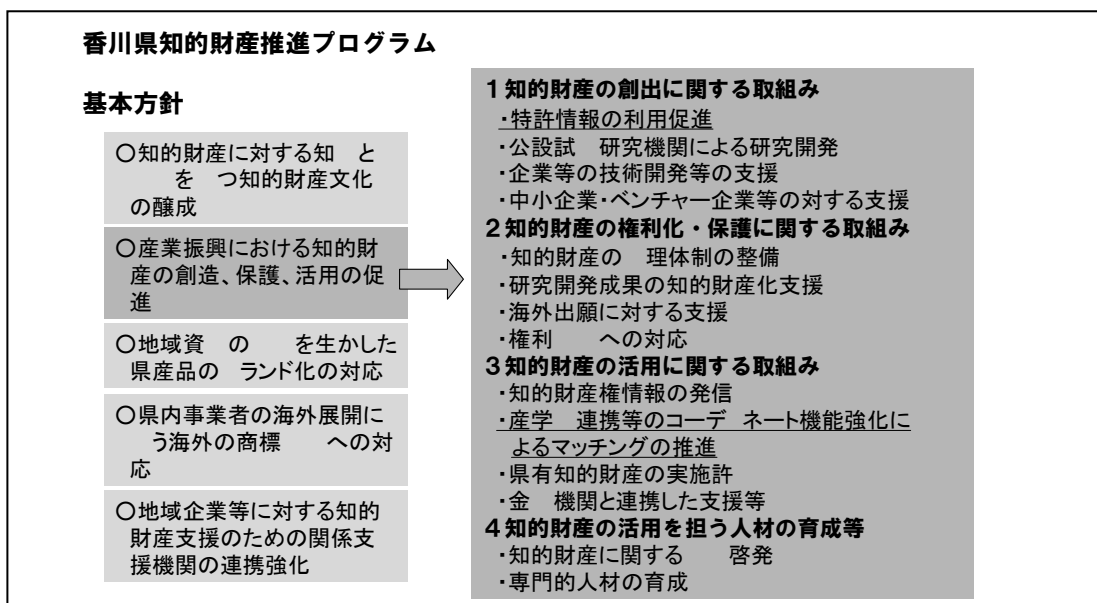
1. 「香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」、 「香川県知的財産推進プログラム」における特許流通事業の位置付け

県政運営の基本指針「香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン(平成13～22年度)」の後期事業計画における重点推進プランにおいて、「知的財産の戦略的活用の推進」を位置付けている(図Ⅱ-37-1参照)。

県の知的財産推進計画の「香川県知的財産推進プログラム」(平成20年度策定)の基本方針として『産業振興における知的財産の創造、保護、活用の促進』を掲げ、特許流通AD等や特許情報ADの指導・相談活動により県内企業等を支援していくこととしている。



図Ⅱ-37-1 「香川県新世紀基本構想 みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」と特許流通に係る施策との関連性



図Ⅱ-37-2 「香川県知的財産推進プログラム」と特許流通に係る施策との関連性

2. 香川県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

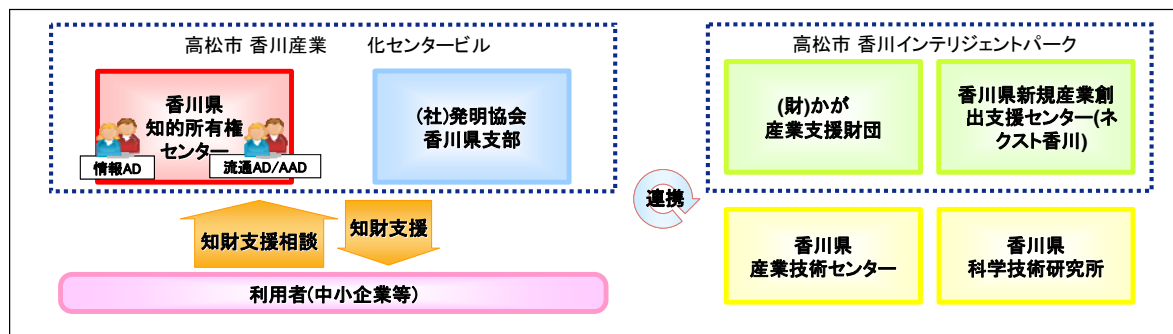
香川産業頭脳化センタービル内に香川県知的所有権センター及び(社)発明協会香川県支部を配置し、知的財産に係る総合的な支援体制の構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、香川県知的所有権センター((社)発明協会香川県支部内)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

香川産業頭脳化センタービル(高松市)内に香川県知的所有権センター及び(社)発明協会香川県支部が配置されており、特許流通 AD が(社)発明協会香川県支部の特許出願 AD と日常的に情報交換を行い、県内の中小企業等に対して知的財産に係る総合的な支援体制構築を図っている。なお、同市は、技術・情報・文化の複合拠点である香川インテリジェントパークが設置されており、産業支援機関や民間研究所等が集積している。

香川県知的所有権センターの特許流通 AD 及び特許情報 AD は、同パーク内の県内中小企業支援における中核的機関である(財)かがわ産業支援財団の知的財産に係るコーディネーター等と連携を図りながら、中小企業支援等の業務を推進している。

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、文部科学省から香川大学に派遣されている産学官連携コーディネーターと月1回の定例会を開催しており、大学に県内中小企業のニーズ提供やシーズ提供依頼等を行っている。



組織	所在地	配置人員
香川県知的所有権センター	高松市 香川産業 化センタービル	<ul style="list-style-type: none"> ・特許流通AD: 1名 ・特許流通AAD: 1名 ・特許情報AD: 1名 ・補助職員(、 2.5日): 1名
(社)発明協会香川県支部		
(財)かが 産業支援財団	高松市 香川インテリジェントパーク	
香川県新規産業創出支援センター		
香川県産業技術センター	高松市	
香川県科学技術研究所	高松市	

図Ⅱ-37-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

香川県知的所有権センターでは、県内大学等と連携し、大学での講演を開催している。

表Ⅱ-37-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
香川大学での講演	香川大学	2回	特許情報AD

表Ⅱ-37-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
多度津商工会議所	1回	特許情報AD
三木町商工会	1回	特許情報AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-37-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		検討中
県内企業及び個人所有特許ののシーズを取り纏めたシーズ集(「香川の開放特許」)	知的所有県センター	86件(平成13年度発行)
県有特許開放情報(HP)	産業技術センター	特許3件(出願中4件)
特許流通データベース	INPIT	1件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-37-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通AD・特許情報ADの委員依頼等

特許流通AD	<ul style="list-style-type: none"> ・都市エリア産学官連携促進事業(発展型)知的財産推進会議委員((財)かがわ産業支援財団) ・知的財産推進有識者会議オブザーバー(香川県)
特許情報AD	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産推進有識者会議オブザーバー(香川県)

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

県や知的財産関係機関等の実施するセミナー等を活用し、県職員等の知的財産に関する意識の向上と専門的知識を有する人材の育成を行っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD は、民間企業経験者で知的財産の実務経験を有している人材を採用している。所属は、香川県知的所有権センターである。

特許流通 AAD には、初任者研修、特許流通 AD の OJT による実務研修、企業訪問等の実地研修等により 2 年間かけて特許流通 AD のノウハウの伝達を図っている。

育成期間終了後、引き続き香川県知的所有権センターにおいて、特許流通事業及び海外商標を含む知的財産全般の相談事業に携わる「知的財産コーディネーター(仮称)」として活用する予定である。

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業 県外企業 (京都)	「装飾表示体及び遊技機に係る特許流通支援」 当該特許はライセンサーと他 2 社との共有特許であったため、約 2 年間、契約形態、条件面等で契約ができなかった。しかし、平成 20 年に共有特許権者 2 社がライセンサーに持分譲渡を行うことで合意したため、実施許諾の契約に至り、かがわ産業支援財団から契約までの支援の要請を受けた。また、ライセンサーから提示された契約案に対して、ライセンサーの特許活用の有意性を契約交渉の場で説明することで、ライセンサーに契約案を譲歩してもらうようにアドバイスを行った。結果として、ライセンサー製品を製造することとなった。今後、当該発明の技術を用いた製品の販売を開始していく。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 香川県	「都市エリア産学官連携促進事業(発展型)第 1 回知財推進会議及び知的財産に関するアンケート調査」 県には知的財産基本方針がないため、知財基本方針の策定、香川県の開放特許集の発行を商工労働部産業政策課に提案した。 県における知的財産推進計画である「香川県知的財産推進プログラム」の策定にあたり、県と共同で特許流通を含む知的財産に関するアンケート調査を実施した。なお、プログラムについて有識者から意見聴取を行う知的財産推進有識者会議にオブザーバーとして参加し協力を行っている。また、都市エリア産学官連携促進事業の知財推進会議に委員として参画した。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「和装下着の新しい地襟構造の発明に係る特許出願等の支援」</p> <p>新しいアイデアに関する和装下着の特許情報の提供を行った。また、和装下着の地襟構造に関する特許・実用新案の調査方法を指導し、和装下着の地襟構造についての特許出願の支援を行った。自己出願のため、出願明細書の書き方についても指導を行った。</p> <p>今後は、特許取得後の技術移転支援について、特許流通 AD と連携し、ライセンス契約に係る支援を行っていく。また、意匠出願についても支援を行っていく。</p>

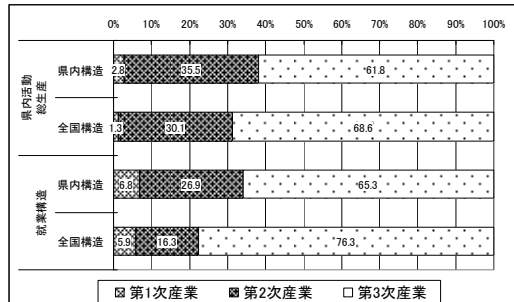
徳島県

徳島県では、県政推進の指針となる「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」において基本目標の一つとして「『経済飛躍とくしま』の実現」を掲げ、本県産業の原動力である「ものづくり企業」の販路拡大による飛躍を目指し、ビジネスマッチング や新商品新技術の情報発信などの各種施策を展開している。

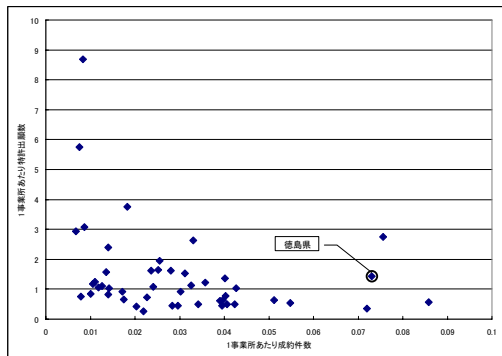
〈基礎データ〉

人口	809,950人
事業所数	1,803事業所

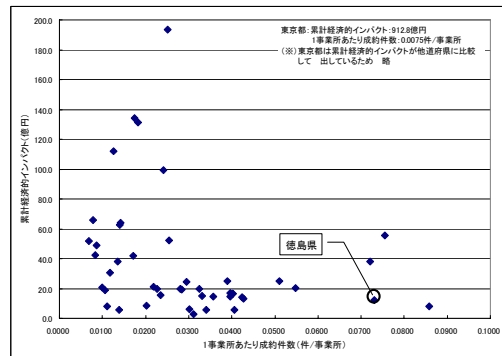
〔産業構造〕



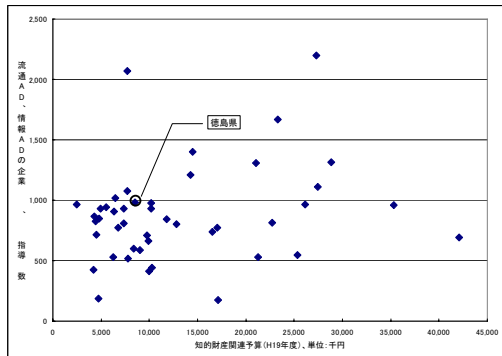
〔知的財産マインドポジション〕



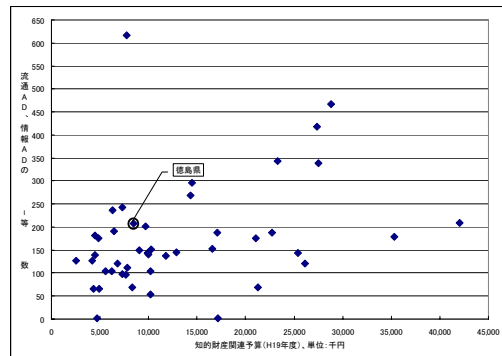
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」、「徳島県知的財産推進指針」における特許流通事業の位置付け

平成19年に策定された「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」の基本目標として掲げられている「『経済飛躍とくしま』の実現」のために、「知的創造サイクルの醸成」等に取り組むこととしている。

この取組は、「徳島県知的財産推進指針」に基づく知的財産の創造、保護及び活用の取組を地域に循環させる施策を推進するものである(図Ⅱ-38-1参照)。



図Ⅱ-38-1 「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」、「徳島県知的財産推進指針」における特許流通事業の位置付け

2. 徳島県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

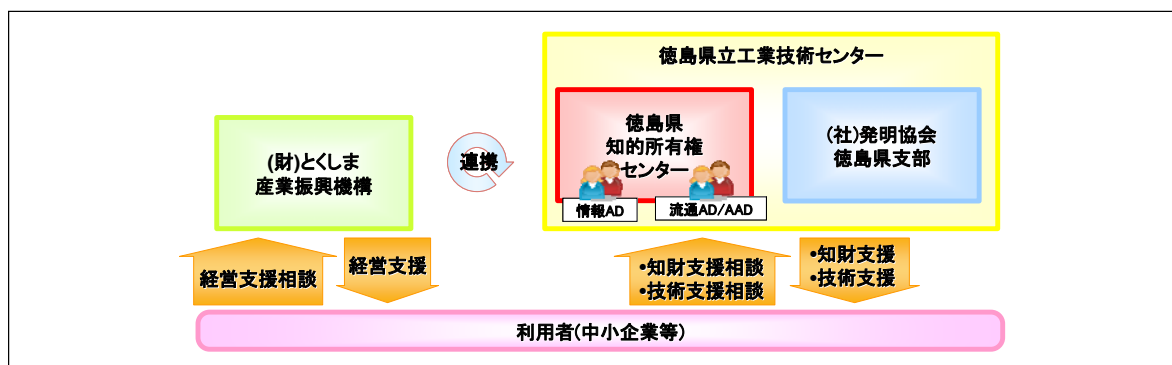
徳島県立工業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会徳島県支部を配置し、中小企業への知的財産に関する支援体制を構築

特許流通AD及び特許情報ADは、徳島県知的所有権センター((社)発明協会徳島県支部、徳島県立工業技術センター)に派遣され、特許流通や特許情報活用に関する支援を行っている。

県内中小企業等からの経営支援に係る相談には、(財)とくしま産業振興機構が、技術支援に係る相談には徳島県立工業技術センターが対応している。

徳島県立工業技術センターには、徳島県知的所有権センター及び(社)発明協会徳島県支部が配置され、連携して知的財産に関する支援を行う体制が構築されている。

また、特許流通 AD は、徳島大学の協力による静岡県内企業への技術移転、徳島工業短期大学の協力による香川県内企業との共同研究、阿南工業高等専門学校との協力による愛知県内企業との共同研究、文部科学省産学官連携コーディネーターとの協力による和歌山県の地域特許ビジネス市での案件紹介等を行っている。



組織	所在地	配置人員
徳島県知的所有権センター	徳島市 徳島県立工業技術センター	特許流通AD 特許流通AAD 特許情報AD (社)発明協会徳島県支部職員 ※その他、徳島県立工業技術センター職員等が 支援
徳島県立工業技術センター		
(社)発明協会徳島県支部		
(財)とくしま産業振興機構	徳島市 経済センター	

図 II-38-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

特許情報 AD は、県内の商工団体主催の地域団体商標講習会や、県内高等専門学校生に対する知的財産に関する説明会など普及啓発活動を展開している。

表Ⅱ-38-1 知的財産に関するセミナー・講演(20FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
地域団体商標講習会	徳島県漁業協同組合連合会	1回	特許情報 AD
企業技術者等活用支援プログラム	阿南高専	7回	特許情報 AD
教育機関向け知的財産教育支援事業	四国経済産業局、 (社)発明協会徳島県支部	3回	特許情報 AD
中小・ベンチャー企業知的財産権セミナー	四国経済産業局、 (社)発明協会徳島県支部	2回	特許情報 AD(1回)、特許流通 AD(1回)
知的財産セミナー	徳島県知的所有権センター	50回	特許情報 AD

表Ⅱ-38-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(20FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
知財駆け込み寺連携事業	5回	特許出願 AD：講師

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-38-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP)	徳島県立工業技術センター	特許 16 件(出願中 9 件)
特許流通データベース	INPIT	4 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-38-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	実施なし
特許情報 AD	・ 目指せスペシャリスト(スーパー専門高校)運営指導委員会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

知的財産権に関する各種講習会に参加させることにより、人材育成を図っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

第1期特許流通 AAD 者の所属は、(社)発明協会徳島県支部である。育成期間終了後は、特許流通業務に関するノウハウと企業訪問、案件紹介、関係機関との連携で構築した人的ネットワークを活かして、特許流通支援人材として活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業 県外企業(宮崎県)	「家屋等の壁面用のブロックに係る特許流通支援」 特許流通 AD が事業化に向けた課題解決の支援・アドバイスを実施していく中で、県の農商工連携事業(平成 20 年度開始)への指定を受けた。NPO 法人ふるさと力と連携し、特許ライセンス(技術導入・技術供与)による事業化構想の中で企業が全国への市場開拓に向けて、国土交通省の個別認定を受ける準備を開始する。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「特許出願後の製品開発に係る支援」 主な支援として、特許権の基礎知識(保護対象、効力、手続き、条件、料金等)の習得、特許電子図書館による先行技術調査(キーワード検索のみ)、出願書類の作成方法及びオンライン出願(特許出願 AD と連携)、無料先行技術調査制度の説明、申請書類作成について、支援を行った。 今後は、共同開発企業、実施許諾希望企業の選定、出願内容に基づく試作品の製造、徳島大学教授に相談、特許電子図書館による先行技術調査(特許分類による)、国内優先権主張による最終発明の出願についての支援を行っていく。

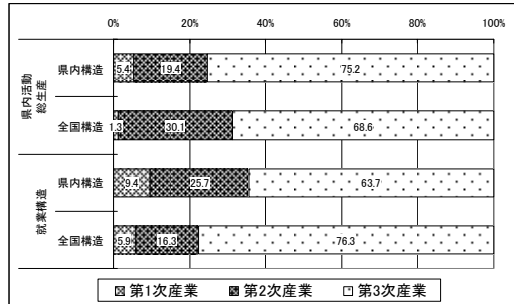
高知県

高知県では、高知県産業振興センターを核に中小企業支援が進められているとともに、県内に付加価値の高い新産業を創出することを目的として、産学官が連携して実施してきた研究成果等を活用した先導的な共同研究を推進している。

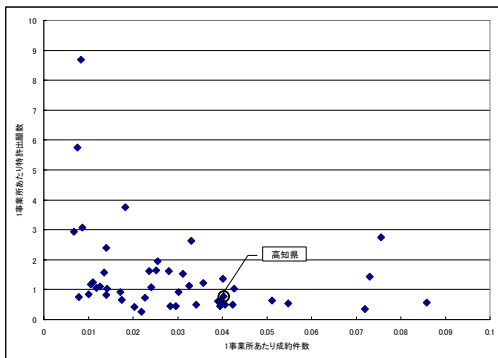
<基礎データ>

人口	796,292人
事業所数	1,425事業所

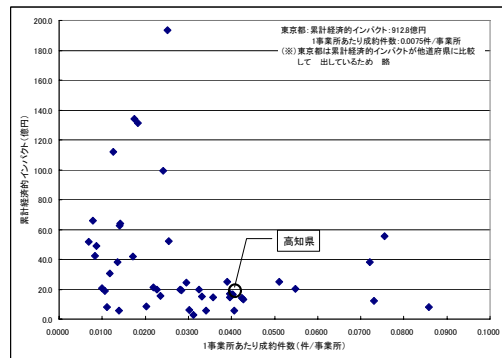
[産業構造]



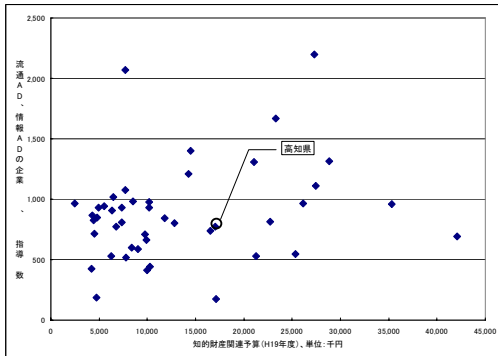
[知的財産マインドポジション]



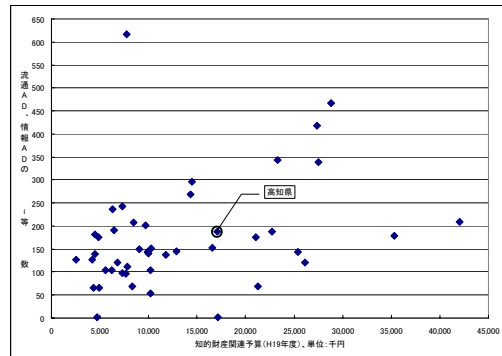
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「産業振興計画」、「こうち知的財産戦略指針(平成 19 年度)」における特許流通事業の位置付け

県の「産業振興計画(平成 20 年 12 月時点は中間取り纏め)」の「商工業分野の産業成長戦略」において、「ものづくり企業の強化」が挙げられている。「新たな産業の創出」のためのこれまでの取組として、大学等との産学官連携による研究開発や県内の研究機関・企業の技術シーズを活かした研究開発支援を行っている。これからの対応として、これまでの研究成果や地域資源を活用して、新たな事業展開を図る企業が行う研究開発、設備投資、販路開拓等の一貫した支援体制を構築し新産業の推進を支援することとしている。(図 II-39-1 参照)。

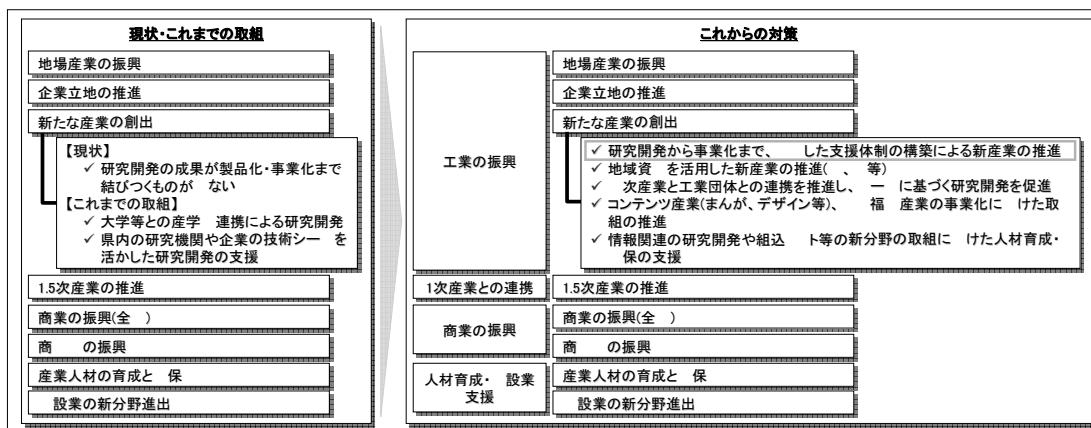


図 II-39-1 商工業の振興に向けた成長戦略概念図(一部抜粋)

また、知的財産の戦略的な活用等を通じて、県の産業・文化の振興を図るための基本的な取組方向を示すことを目的に、平成 20 年 3 月「こうち知的財産戦略指針」を策定している。同指針において、特許流通の取組を実施することとしている(図 II-39-2 参照)。

こうち知的財産戦略指針		H19-20 特許流通AD 派生事業取組実績
地場技術・地域資源の 評価と 高付 価 化の促進	地場技術・技能の高付 価 化の 促進	地場技術の新展開に けた研究開発等の支援 農 産分野での知的財産の戦略的な活用 当たり 技術の し評価の促進 現場の知 に基づく提案、評価 の強化
	地域資源 を活かした信 の高知 ランドづくり	地域資 の発 ・ 評価と 新運動の促進 地域団体商標な を活用した品 保 等の 組みづくり おもてなしの ランド化
	コンテンツを活かした文化・産業の 展開	コンテンツ文化の 地 としての情報発信 コンテンツを利用した新たな商いの し支援
知的財産に対する の 上	普及啓発活動の 果的な推進	経営トップの の醸成 農 産関係者の の 上 情報 流のネットワークづくり
	次 代を担う人材の育成	創 ・工 の しに れる機会の拡大 高等 育機関での知的財産 育の促進
権利化・事業化の支援基 づくり	知的財産に関する相談機能の充実	知的所有権センターの機能充実 相談 口の拡充促進
	地域の中 的団体等の対応 上	市 等の対応 上 県職員のス ルアアップ 県立 の情報提供機能の強化
	知的財産の流通等の促進	研究シー と現場 一 をつなぐ機能強化 特許等の流通環境の整備
		2.高知県の特許流通事業の取組 2.高知県の特許流通事業の取組 2.高知県の特許流通事業の取組 2.高知県の特許流通事業の取組 2.高知県の特許流通事業の取組

図 II-39-2 「こうち知的財産戦略指針」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 高知県の特許流通事業の取組

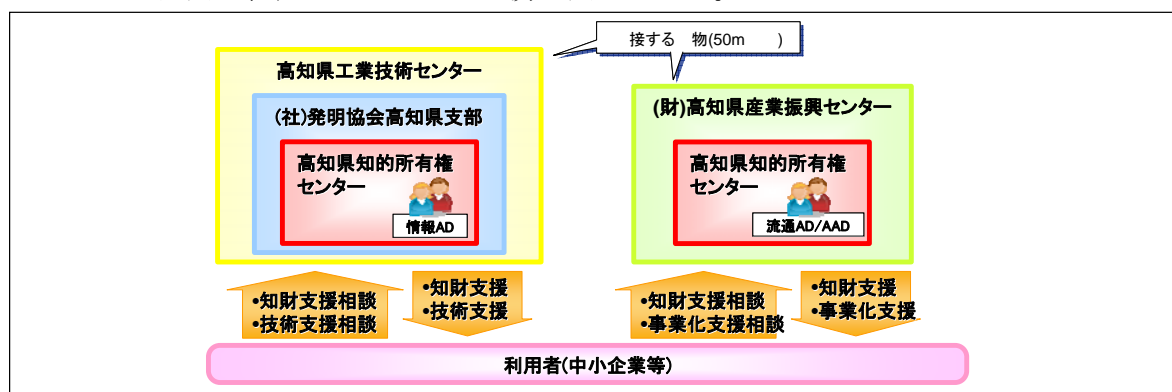
2.1. 取組体制

(財)高知県産業振興センター内に知的所有権センターを配置、また、高知県工業技術センターに知的所有権センター及び(社)発明協会高知県支部を配置し、企業への知的財産・技術・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD は(財)高知県産業振興センターの運営する高知県知的所有権センター、特許情報 AD は、(社)発明協会高知県支部の運営する高知県知的所有権センターに派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内の経営支援に係る相談は産業振興センターにて実施されており、同センターには県内企業の総合相談窓口が設置されている。同センター内の知的所有権センターに派遣されている特許流通 AD が、総合相談窓口の訪問企業の特許流通に係る相談に対応する等の連携体制の構築を図っている。また、同センターの企業コーディネーター、産学連携コーディネーターとも、日常的な情報交換等を通じて、連携を図っている。

県では、民間企業、団体及び大学等の知財担当者をメンバーに情報交換や交流の場の提供を目的とする知財サロンが設置されており(平成 20 年度)、特許流通 AD が幹事メンバーとして参画し、他のメンバーと連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
高知県知的所有権センター((社)発明協会高知県支部)	高知市 高知県工業技術センター	・特許情報AD: 1名
(社)発明協会高知県支部		
高知県工業技術センター		
高知県知的所有権センター((財)高知産業振興センター)	高知市 高知県中小企業会	・特許流通AD: 1名 ・特許流通AAD(務): 1名
(財)高知県産業振興センター		

図 II-39-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

高知県は、日本弁理士会との連携により、日本弁理士会が実施する全国一斉無料相談会開催日に知的財産に関する講演を行っている。

表Ⅱ-39-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
全国一斉無料相談会での講師	日本弁理士会	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
特許流通セミナー2008	(財)高知県産業振興センター	1回	特許流通 AD

表Ⅱ-39-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
知財駆け込み寺		特許流通 AD 特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-39-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
特許関連記事及び特許流通成功事例	(財)高知県産業振興センター	12件 (累計100件)
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP)		実施なし
特許流通データベース	INPIT	5件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-39-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財タスクフォースチーム委員会 委員 ・ 経営応援隊全体会議 委員 ・ 企業コーディネーター連絡会議 コーディネーター ・ 知財サロン幹事
特許情報 AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、(財)高知県産業振興センター勤務者で技術や知的財産の経験をほとんど有していない人材を採用している。所属は、同センターである。

特許流通 AAD は特許流通 AD と OJT で、特許流通に関するノウハウや知識を継承し、県内企業の支援や地域産業の振興に寄与する人材を育成する。

育成期間終了後、(財)高知県産業振興センターにおいて、地域特許流通促進事業で得られた知識・ノウハウ・ネットワークを活かし、企業への総合支援、ビジネスマッチング、専門家派遣等において、知財という異なる視点を持つ人材として活用する。

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類	取組内容
県内支援機関との連携	(財)高知県産業振興センターの企業支援事業「頑張る企業総合支援事業」、「経営革新事業」、「高知 COE 推進本部」と連携し、特許流通を推進している。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「無動力雨水貯留飲用水造水装置の商品化・事業化等に係る支援」</p> <p>主な支援として、産業財産権制度習得支援、先行技術調査(技術比較・検討)支援、産業財産権取得(出願、改良出願)支援、商品化促進(特許流通DBへの登録、試作品の作製、改良、広告)支援等を行った。</p> <p>今後は、改良出願、商品化促進(産官学での共同研究の推進、試作品の性能評価・改良)等において、支援を行っていく。</p>

福岡県

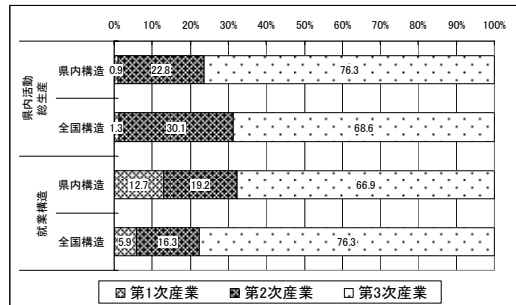
福岡県では県経済の経済基盤を強固にするため、ベンチャー企業の創出・育成支援、新技術・新製品の開発支援、経営革新や金融支援など、資金、人材、技術等あらゆる面から、創造的地域中小企業の育成・支援に取り組んでいる。

また、将来にわたって高い所得と大きな雇用を生み出す先端成長産業の育成・拠点化を図るため、自動車、システムLSI、水素エネルギー、バイオ等の産業クラスター政策を推進している。

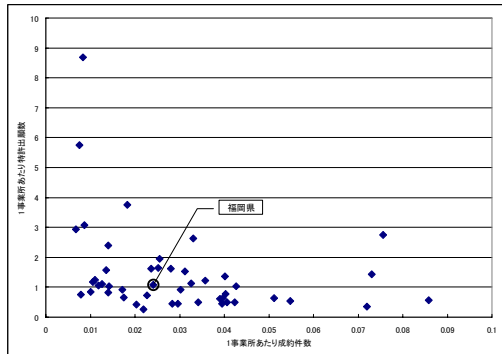
＜基礎データ＞

人口	5,049,908人
事業所数	8,615事業所

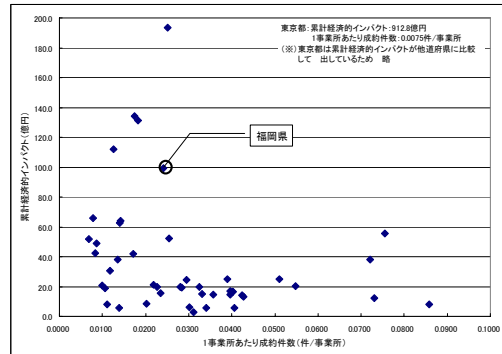
【産業構造】



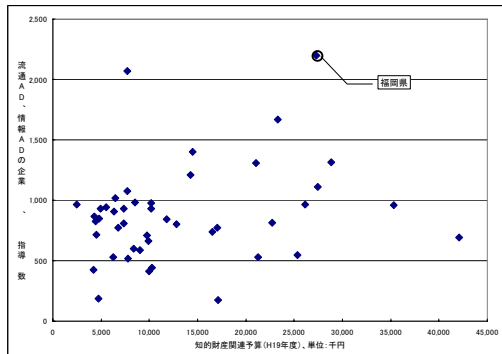
【知的財産マインドポジション】



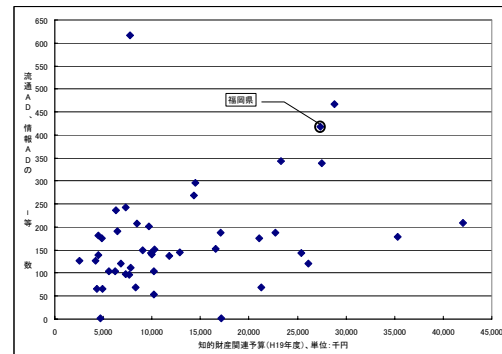
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】

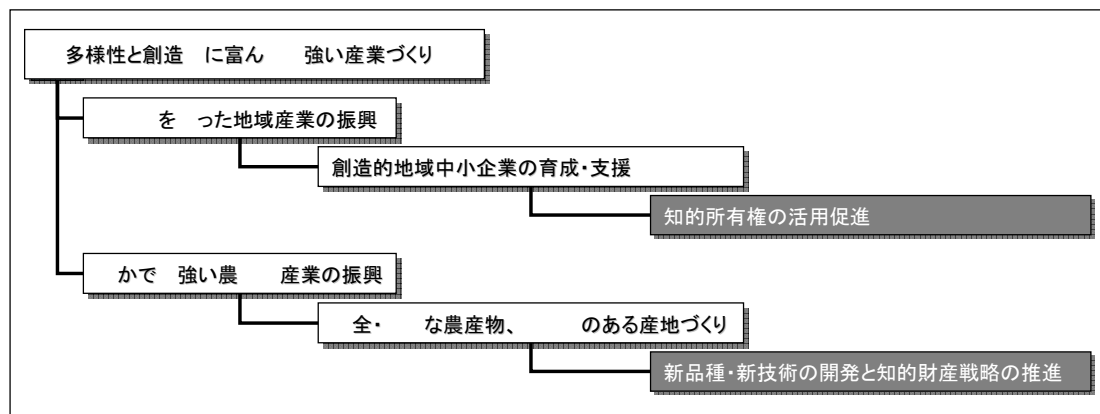


【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」、「福岡県農産物知的財産戦略」における特許流通事業の位置付け

県の基本計画「ふくおか新世紀計画第三次実施計画(2006年6月)」の産業振興施策において、知的財産活用の推進を施策として策定している。特に中小企業振興及び農林水産業振興のために、知的財産活用を推進することとしている(図Ⅱ-40-1参照)。



図Ⅱ-40-1 「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」(抜粋)と 知的財産に係る施策との関連

県の知的財産推進計画「福岡県農産物知的財産戦略」は農産物に対する知的財産戦略を策定している。福岡県は、青果物をはじめブランド化した農産物を擁しており、その知的財産の取得・活用・保護を中心に行動計画を取り纏めている(図Ⅱ-40-2参照)。

福岡県農産物知的財産戦略	
新品種、新技術の開発促進	新品種、新技術の開発促進
	研究者へのインセンテ の付
	かつ的 な知的財産権の取得
	県育成品種の許 方針の 定
	育成者権(種 法) 外による保護・活用強化
	海外での品種登録等の取得
農 等の知的財産権取得支援	新品種、新技術の ・技術支援
	品種、特許の出願支援
	登録品種の専用利用権、特許の専用実施権の設定
	優 な品種開発者への知事
新品種・新技術の流出	新品種、新技術の保護の重要性の啓発
	「権利 の マ アル」の 成
新品種・新技術の流出	法 農産物の 果的な情報 ・調査の実施
	法 農産物の な 方法の 立
	対策 置のマ アル 成

図Ⅱ-40-2 「福岡県農産物知的財産戦略」の特許流通事業に係る取組体系

2. 福岡県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

地域中小企業支援する(財)福岡県中小企業振興センター(福岡市)、(財)北九州産業学術推進機構(北九州市)、(株)久留米ビジネスプラザ(久留米市)に福岡県知的所有権センターを設置し、経営から知的財産の支援まで企業ニーズに応じたワンストップサービス体制を構築

福岡県では、福岡県知的所有権センターを地域中小企業の支援機関である(財)福岡県中小企業振興センター(福岡県知的所有権センター(本部))、(財)北九州産業学術推進機構(福岡県知的所有権センター(北九州支部))、(株)久留米ビジネスプラザ(福岡県知的所有権センター(久留米支部))に設置し、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援を実施している。

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、(財)福岡県中小企業振興センター、(財)北九州産業学術推進機構に各一名ずつ派遣され、地域における知的財産支援の中核を担っている。なお久留米知的所有権センター((株)久留米ビジネスプラザ)については、福岡県知的所有権センターの特許流通 AD、AAD および特許情報 AD が出張して企業等の支援を行っている。

さらに、支援機関内の他の専門家等との情報交換や相互支援を図ることにより、経営から知的財産の支援まで企業ニーズに応じたワンストップの支援体制を構築している。



組織	所在地	配置人員
福岡県知的所有権センター (財)福岡県中小企業振興センター	福岡市 福岡県中小企業振興センタービル	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD() 特許流通AAD() 特許情報AD 特許流通アシスト() 補助職員(、専)
福岡県知的所有権センター(北九州支部) (財)北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター	北九州市 北九州テクノセンター	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD() 特許流通AAD() 特許情報AD 特許流通アシスト() 補助職員(、専 、 2~3日 度) 事務職員(専)
福岡県知的所有権センター(久留米支部) (株)久留米ビジネスプラザ	市 ビジネスプラザビル	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD(北九州知的所有権センターの特許流通ADと)

図 II-40-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

福岡県は、(財)福岡県中小企業振興センター、日本弁理士会などと連携し知的財産の実務者を育成するための連続セミナーを開催している。

また、福岡県知的所有権センターでは、県内の商工団体や大学等に情報 AD を講師として派遣し、知的財産に関するセミナーを随時開催している。

表 II-40-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	講師
知的財産実務者育成セミナー	福岡県、(財)福岡県中小企業振興センター、日本弁理士会	7回	弁理士 特許流通 AD 特許情報 AD
知的財産紛争解決セミナー	福岡県、日本知的財産仲裁センター九州支所、日本知的財産仲裁センター	1回	弁護士・弁理士
知的財産フォーラム in 久留米	福岡県、久留米市	1回	弁理士 中小企業経営者
大牟田知的財産連続セミナー	(財)大牟田市地域活性化センター	3回	特許流通 AD 特許情報 AD
知的所有権セミナー	(財)飯塚研究開発機構	1回	特許情報 AD
知財セミナー	福岡県中小企業家同友会	3回	特許情報 AD
特許情報活用セミナー	(株)久留米ビジネスプラザ	7回	特許情報 AD
特許情報を活用しての研究開発と出願について	久留米高等専門学校	12回	特許情報 AD
特許情報の活用と研究開発	九州大学	13回	特許情報 AD
インターネットを活用した特許・商標についての入門	福岡県立図書館	2回	特許情報 AD
商標入門	宇美商業高等学校	1回	特許情報 AD
知財入門	筑豊高等学校	1回	特許情報 AD
知財入門	糸島農業高校	1回	特許情報 AD

知的財産権セミナー	九州経済産業局、 北九州市、(財) 北九州産業学術 推進機構、	3回	弁理士 特許情報 AD
特許流通セミナー	九州経済産業局、 北九州市、(財) 北九州産業学術 推進機構	2回	知財専門家 企業経営者 特許流通 AD
特許情報活用講座	北九州市立大	2回	特許情報 AD
特許情報活用講座	九州工業大学	5回	特許情報 AD
商標入門	若松商業高等学 校	1回	特許情報 AD
知的財産制度、特許情報の調査方法、出願方法 について解説	県内農協	1回	特許情報 AD
知財とコンプライアンスについての講演	九州大学石炭化 石人材育成推進 委員会	1回	特許情報 AD

表Ⅱ-40-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	講師
知的財産セミナー(大川商工会議所)	1回	弁理士
知財セミナー(福岡商工会議所)	2回	特許情報 AD
北九州商工会議所の所報への記事掲載(毎月)	12回	特許流通 AD 特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-40-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集	知的所有権センター	341件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	知的所有権センター	114件
開放特許ガイドブック	知的所有センター	54件
県有特許開放情報(HP)	福岡県工業技術センター	特許 40件 (出願中 98件) 実用新案 0件
特許流通データベース	INPIT	25件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-40-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	北九州産業学術推進機構にて実施
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	19FY 実施、20FY 実施

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久留米市知的財産普及活用推進連絡会 委員 ・ 久留米大学の産学官連携戦略本部知的財産活用委員会(オブザーバー) ・ 九州における一元的模倣品対策体制構築調査に伴う調査検討委員会 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久留米市知的財産普及活用推進連絡会 委員 ・ 石炭等化石資源高度利用中核人材育成事業の講義・教材開発委員会(九州大学) 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

平成 15 年度以来、福岡県工業技術センターを中心にして、特許情報の検索・活用、論文発表と出願、企業との共有特許に関する注意点などをセミナー形式で啓蒙してきた。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

福岡県知的所有権センター(本部)と福岡県知的所有権センター(北九州支部)でそれぞれ 1 名の特許流通 AAD を育成している。本部では、県内の技術支援、経営支援組織において技術指導、技術移転の経験を有する人材を、北九州支部では、民間企業で技術開発の経験が豊富な人材を採用しており、特許流通や特許情報活用を適切に指導・助言できる人材の育成を図っている。

特許流通 AAD の育成終了後、そのノウハウを地域の産業振興に役立てるよう活用を図る。

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年	(支援先) 福岡工業大 学	「三次元計測装置等に係る特許流通案件」 福岡県知的所有権センター発行の「開放特許ガイドブック 2007」を山形県の特許流通 AD がライセンスに紹介したのが契機とな

度)		った。当該案件において、当初はライセンサーが自己資金を充当し研究開発を進めていたが、継続する上で資金の獲得が必要となったため、各種開発助成事業の支援を受けることをアドバイスした。当該案件に適した(独)科学技術振興機構(JST)の開発助成事業に応募し、JST コーディネーターと協議し、申請を行った。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 福岡県知的 所有権セン ター	<p>「開放特許ガイドブックの発行およびHP掲載」</p> <p>福岡県知的所有権センターでは、県内の企業・大学・公設試・個人が保有する特許及び実用新案権を冊子に取り纏め、全国の知的所有権センター等に送り案件紹介を行っており、特許流通・技術移転に結びつけている。しかし、過去に発行したガイドブックの案件が拒絶査定確定等により権利が消滅しても、それを修正する場が無く情報の信憑性に支障が生じていた。</p> <p>そのため、平成 17 年 6 月に特許流通 AD がセンター補助員に指示して、既発行分の紹介案件約 400 件について、全て電子ファイル化を行った(約 4 ヶ月)。そして紙ベースの冊子と CD-ROM による案件紹介を開始した。同 CD-ROM には平成 12 年以降の案件全て(約 340 件)を収録している。さらに平成 18 年度のセンターHP リニューアルに際して、案件紹介のコーナーを設け、電子ファイル化済の案件紹介シートを掲載した。また、その際に検索機能について検討し、キーワード検索、年度別の検索等を HP において可能にした。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「特殊白ゴマの精油と部分的抽出製品における用途開発支援」</p> <p>主な支援として、支援先企業の関係特許の調査及び用途の調査に係る支援を行った。調査の結果、ゴマ精油における特殊抽出による成分により、皮膚の再生効果を示し、用途開発を行うこととなった。用途開発においては、皮膚用塗布液、化粧クリーム、皮膚用石鹸、食品添加物等の調査については特許情報 AD が関係機関に依頼した。</p> <p>現在、皮膚用塗布液、化粧クリーム、皮膚用石鹸の製品は開発、特許出願(1 件)と実用新案(2 件)出願済で、支援先企業とさらなる応用を検討している。また、関係企業に製品、原料を紹介し、販売代理店として販売を依頼している。</p> <p>今後は、特殊白ゴマからの油の抽出後の成分の有効利用展開、権利化の確保と技術連携への支援を行っていく。</p>

	<p>「氷、雪落とし用具の発明に係る権利化支援」</p> <p>支援先企業に対して、IPDL 検索方法を指導し先行調査を行った。結果、類似技術は発見されなかったため、弁理士に明細書作成を依頼し、請求範囲などを特許情報 AD が解説し、企業ニーズを考慮した上で出願を行った。早期審査にて拒絶理由を受け、現在意見書を提出している。また、商標については企業で先行調査・出願を行った。</p> <p>今後は、特許の権利化を目指すとともに、用具の試作品の作成及び試供等 PR 活動を行っていく。</p>
--	--

佐賀県

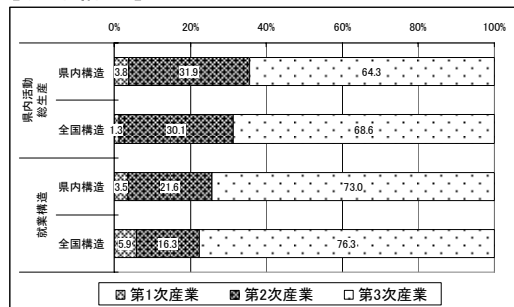
佐賀県では、「佐賀県総合計画 2007」において、「活力あふれる 佐賀県」「地球環境時代のトップランナー 佐賀県」などの政策の柱のもと、「新エネルギーの研究支援と導入促進」「企業誘致や県内企業の育成・強化」「産業を支える知的基盤の整備」などの「充」点項目などを掲げ、具体的施策が展開されている。

また、県の将来にわたっての発展のためには、研究や開発、教育と言った知的活動を活発化させ、それらによって生み出される知的資源の集積を図ることが重要であると捉えている。

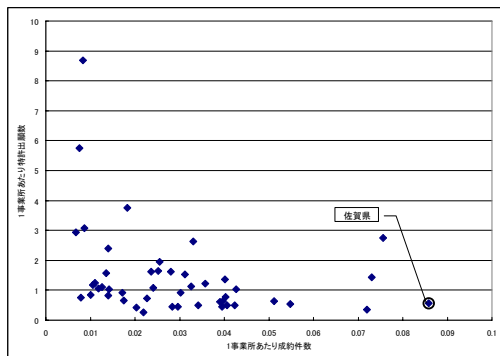
＜基礎データ＞

人口	866,369人
事業所数	1,819事業所

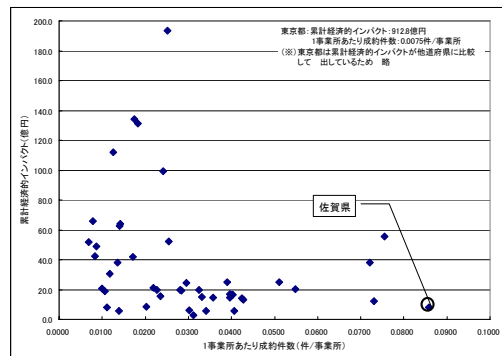
〔産業構造〕



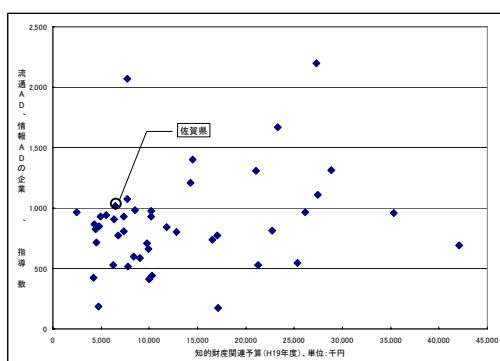
〔知的財産マインドポジション〕



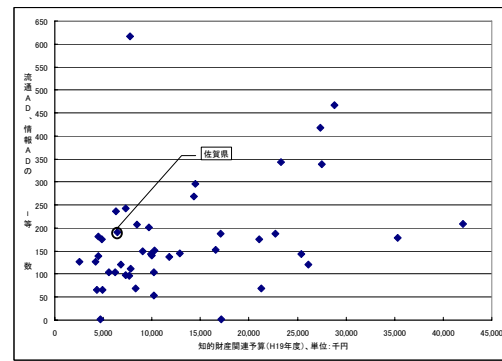
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「佐賀県総合計画」における特許流通事業の位置付け

知的財産に係る取組は、佐賀県の長期計画である「佐賀県総合計画 2007」における商工業の施策分野のなかで、「新産業の創出」や「県内企業の育成・強化」を図るための具体的施策のひとつとして位置付けられている。そうした取組のなかでも、特許流通ADによるマッチング支援などの特許流通事業をはじめとする知的所有権センターの活動が大きなウェイトを占めている。

なお、県の知的財産推進計画は、現在、策定に向けての取組段階である(平成21年1月現在)。

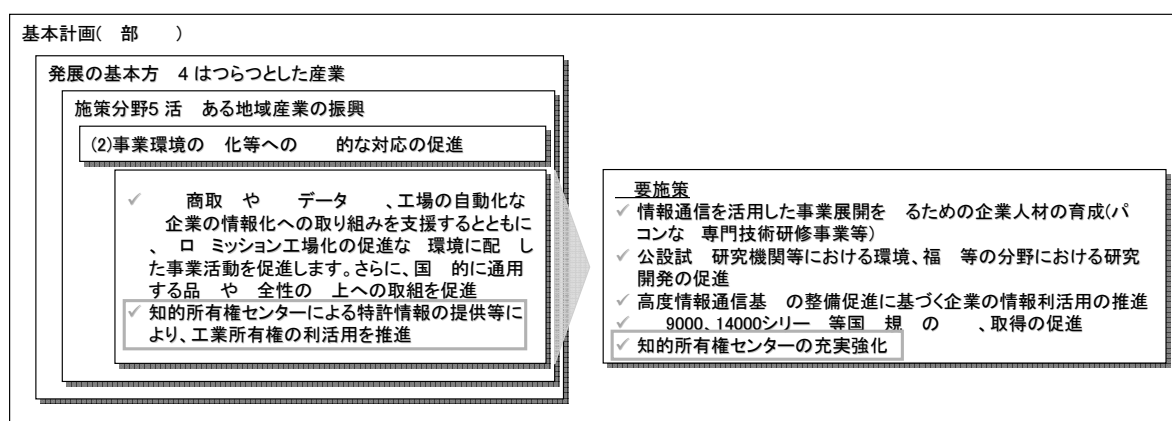


図 II-41-1 「佐賀県総合計画」と特許流通に係る施策との関連性

2. 佐賀県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

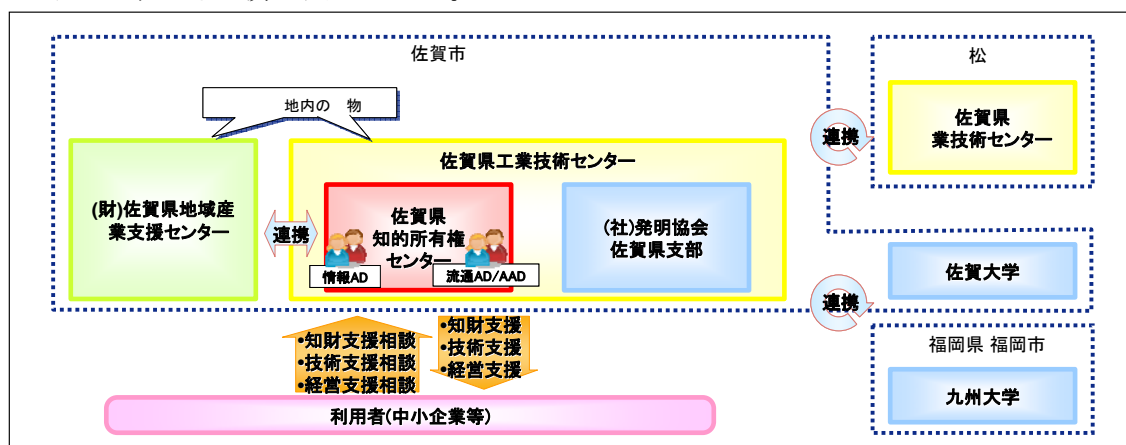
佐賀工業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会佐賀県支部を配置し、かつ、同一敷地内に(財)佐賀県地域産業支援センターを配置することで、企業への知的財産・技術・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、佐賀県知的所有権センター(佐賀県工業技術センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内の技術支援に係る相談は佐賀県工業技術センター、経営に係る相談は(財)佐賀県地域産業支援センターで実施されている。両機関が同一敷地内に配置されているため、佐賀県工業技術センター内の佐賀県知的所有権センター、(社)発明協会佐賀県支部と連携し、企業への総合的な支援体制の構築を目指している。

技術支援において、佐賀県の地場産業である窯業に関する相談については、西松浦郡に所在する佐賀県窯業技術センターが実施しており、佐賀県工業技術センターとも連携を図っている。

また、佐賀大学産学官連携推進機構(佐賀市)や九州大学知的財産本部(福岡市)など県内外の大学とも連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
佐賀県知的所有権センター	佐賀市 佐賀県工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD:1名 特許流通AAD():1名 特許情報AD(専):1名 特許流通アシスト:2名(登録:5名) 知的所有権AD(特許流通AADと) 佐賀県工業技術センター職員():1名 補助職員
佐賀県工業技術センター		
(社)発明協会佐賀県支部		
(財)佐賀県地域産業支援センター		
佐賀県 業技術センター	松	
佐賀大学(産学 連携推進機構)	佐賀市	
九州大学(知的財産本部)	福岡県 福岡市	

図 II-41-2 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

佐賀県は、(社)発明協会佐賀県支部などと連携し特許流通の普及・PRのための説明会等を開催している。また、商工団体や個別企業、学校などの要請にもとづき知的財産に関する研修を実施している。

表Ⅱ-41-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
特許流通の普及・PRのための説明会		3回	特許流通 AD
佐賀県ベンチャー交流ネットワークでの特許流通事業の紹介	(財)佐賀県地域産業支援センター	1回	特許流通 AD
九州知的財産戦略協議会によるセミナーにおける知的所有権センター事業の紹介	九州知的財産戦略協議会 他	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
特許情報及び特許電子図書館の普及・PRのための講演、研修、PR		16回	特許情報 AD
特許情報検索のための説明会		3回	特許情報 AD
九州北部三県知的財産連絡会議による特許ビジネス市・セミナー	九州北部三県知的財産連絡会議	2回	

表Ⅱ-41-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
特許流通の普及・PRのための説明会	2回	特許流通 AD
特許情報及び特許電子図書館の普及・PRのための講演、研修、PR	4回	特許情報 AD
特許情報検索のための説明会	3回	特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-41-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
県内企業特許流通シーズ	知的所有権センター	57件
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(知的所有権センターHP)	知的所有権センター	特許 28件(出願中 48件) 商標 15件(出願中 2件)
特許流通データベース	INPIT	県有特許 6件 流通 AD によるシーズ登録 9件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-41-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 際立つ佐賀・たくましい佐賀企業づくり支援事業補助金審査会 委員 ・ 廃棄物抑制等技術研究開発推進事業費補助金審査会 委員 ・ 地域力連携拠点佐賀県中小企業団体中央会 専門家
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域力連携拠点基山町商工会知的資産検討委員会 委員 ・ 県農林水産商工本部発明等審査会 委員 ・ 際立つ佐賀・たくましい佐賀企業づくり支援事業補助金審査会 委員 ・ 廃棄物抑制等技術研究開発推進事業費補助金審査会 委員 ・ 県先導的研究開発支援事業審査会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

現在、県職員及び公的機関職員の人材育成は実施していないが、今後、育成期間終了後の特許流通 AAD を知財活用支援 AD(自治体特許流通 CD)として引き続き活用するなかで、県の組織運営における知財経営マインドを高めるべく人材育成を図っていく予定である。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、公設試等において技術指導の経験と知的財産の知識とを有している人材を採用している。所属は、佐賀県工業技術センターである。

県内人材に特許流通のノウハウを取り込むことにより、将来的には特許流通技術を有する研究者等の育成につなげる。また、特許流通 AAD に対する研修実施や公設試研究者との連携により、特許流通技術の県への移転を図る。

育成期間終了後、知財活用支援 AD(自治体特許流通 CD)として、特許流通や企業への指導・相談業務において活用する。県に設置予定の知的財産組織への参画を予定している。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 18 年度)	(支援先) (地独)岩手県工業技術センター→ 県内企業のマッチング	「象嵌装飾体の製造方法に係る特許流通支援」 象嵌加工上の問題点として、木材の材質の選定、金型を安く、木材・紙表面を硬くする課題があり、佐賀県工業技術センターに特許流通 AD の関与のもと技術指導を依頼した。課題解決に向けて佐賀県工業技術センターに技術指導を受け、協力連携して推進を行った。また、国・県の補助金申請のために申請書類作成に係る支援を行った。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 佐賀県工業技術センター	「シーズ提供方法の拡大」 県内外のシーズを入手した案件について、部分的に紹介し、県全体的には紹介していなかった。そのため、入手したシーズに追加開発の必要性、技術指導の必要性、ビジネスモデル等の情報を追加して佐賀県工業技術センターの HP 等に公開することとした。今後は、HP 掲載用の様式を作成し、掲載数の増加を図っていく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「ボイラー缶体の放熱装置に係る製品開発支援」 製品の製造販売や特許出願を念頭に企業戦略支援を行った。 まず、特許制度の説明、先行技術調査、開発に関する情報の収集、開発に関する資金的・時間的なスケジュールの作成を行った。そして、県の補助金利用のための申請に関する書類等の作成支援を行い、製品の完成度向上のために実験結果の解析及びフィールドテストを県内公設試に依頼するようアドバイスを行った。また、意匠出願指導と意匠出願、商標出願指導と商標出願、特許出願指導と特許出願についての支援を行った。加えて、量産に関しての製造依頼や販売時の流通に関しての契約に関する指導を行った。 今後は、特許流通 AD と連携し、「知的財産に関する契約」の指導を行っていく。

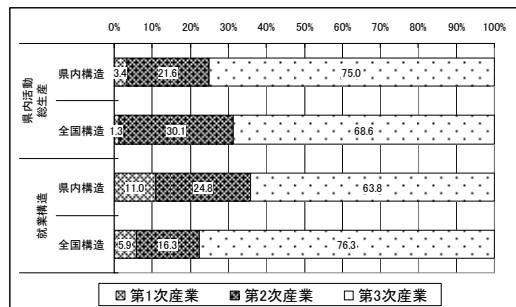
長崎県

長崎県では、地場企業に対する支援体制を整備し、県内経済の活性化と雇用の拡大を図ることを目的として、①(財)長崎県産業振興財団を中核として、他の産業支援機関とも連携し、研究開発から設備投資まで総合的な支援をワンストップで行える体制の整備、②(財)長崎県産業振興財団において、実務経験者のインストラクター派遣などによる企業への技術指導の支援体制の整備が進められている。

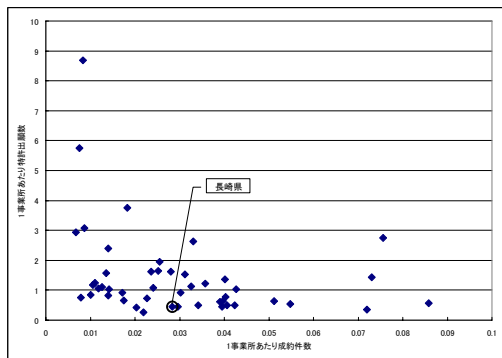
＜基礎データ＞

人口	1,478,632人
事業所数	2,362事業所

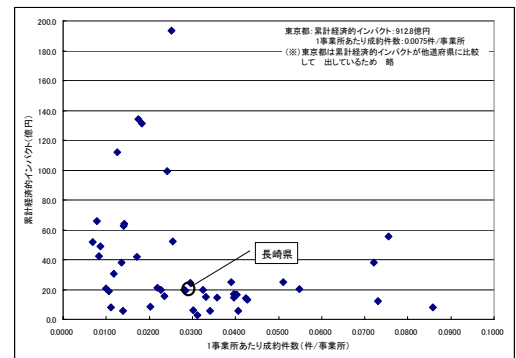
[産業構造]



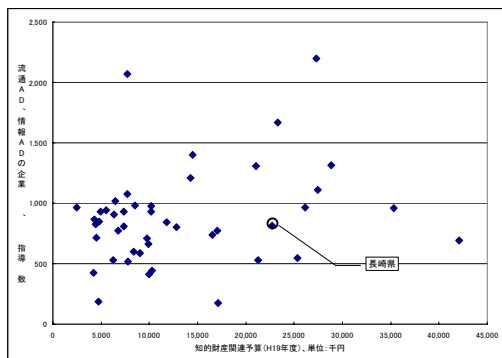
[知的財産マインドポジション]



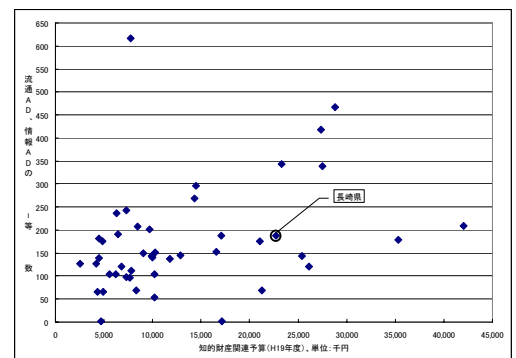
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]

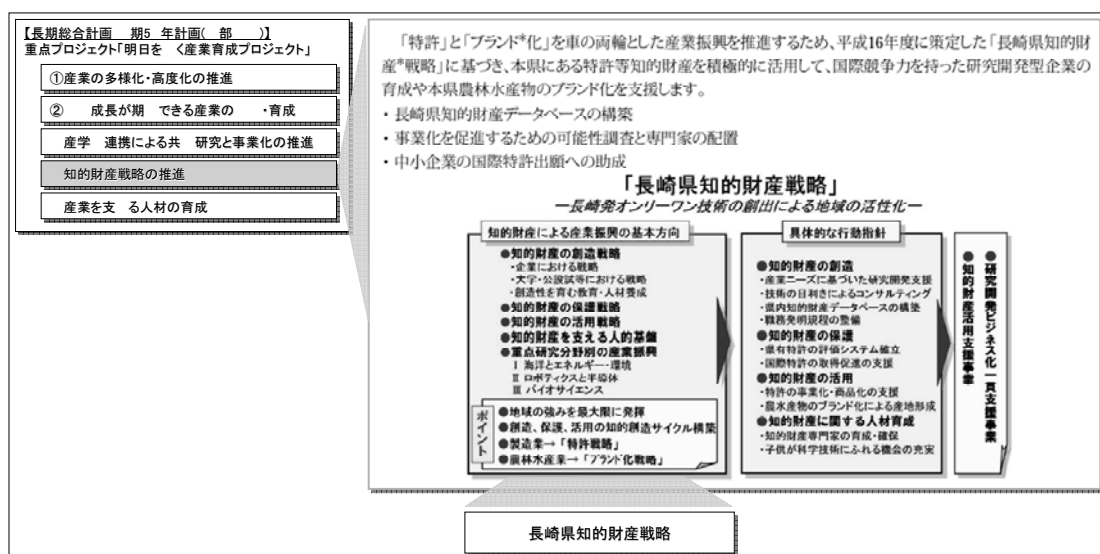


[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]



1. 「長期総合計画」、「長崎県知的財産戦略(平成 16 年度)」における特許流通事業の位置付け

県の総合計画「長期総合計画 後期 5 ヶ年計画(平成 18～22 年度)」の重点プロジェクト「明日を拓く産業育成プロジェクト」において、「知的財産戦略の推進」を位置付けている。この知的財産戦略は、知的財産の有効活用により既存産業の高度化や新規産業の創出を図るとともに、豊かで安全・安心な地域社会を達成するために、平成 17 年 3 月に「長崎県知的財産戦略」として策定している。同戦略において、特許流通の取組を実施することとしている(図Ⅱ-42-1 参照)。



図Ⅱ-42-1 「長期総合計画」及び「長崎県知的財産戦略」と特許流通に係る施策との関連性

長崎県知的財産戦略			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績
知的財産の創造戦略	民間企業における知的財産創造	社会的、産業に根拠した研究の推進	
		中小企業への研究開発支援	
		農産業者への研究開発支援	
		コンテンツ分野の発展支援	
知的財産の創造戦略	大学・公的研究機関等における知的財産創造	産学連携による知的財産の創出促進	
	創造性を育む育・人材育成	職務発明制度の立または検討	
知的財産の保護戦略		県有特許等、権利化すべき研究成果の定基の立	
		知的所有権センター等支援組織の充実	2.長崎県の特許流通事業の取組
		国内的知的財産の保護	
知的財産の活用戦略		県内特許、登録品種の活用促進(県内特許の評価及び活用促進、県内特許のPR、登録品種の活用促進のための方策の立)	
		農産物・製品のランド化による産地・企業の活性化	
		開放特許の活用の推進	2.長崎県の特許流通事業の取組
		への支援	
		大学等発ベンチャーへの支援	
知的財産戦略を支える人的基		知的財産を専門とする人材の育成	2.長崎県の特許流通事業の取組
		企業経営者への知的財産に関する啓発	
		大学等での「育」(資料用)	
		知的財産制度の知をるための研修会等の開催	2.長崎県の特許流通事業の取組
		供が科学技術にしむ環境づくり	
分野別の産業振興の方向性	海とネルー環境分野	造技術の新たな活用	
		新しい特産種・技術な富な産業資の活用	
		場の生	
		の環な生にやさしい環境技術の創出	
		機材産業の活用	
		新ネルーを活用した新しい産業の創出	
	ロボテクスと導体分野	ピタス導体技術の活用	
		ロボット技術の活用	
	サイエンス分野	の全に貢献する技術の創出	
		長崎大学の学術研究ポテンシャルを活用した産業の創出	
		技術等による新産業の創出	
		新品種等の開発、活用による新産地の育成	

図 II-42-2 「長崎県知的財産戦略」と特許流通に係る施策との関連性

2. 長崎県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

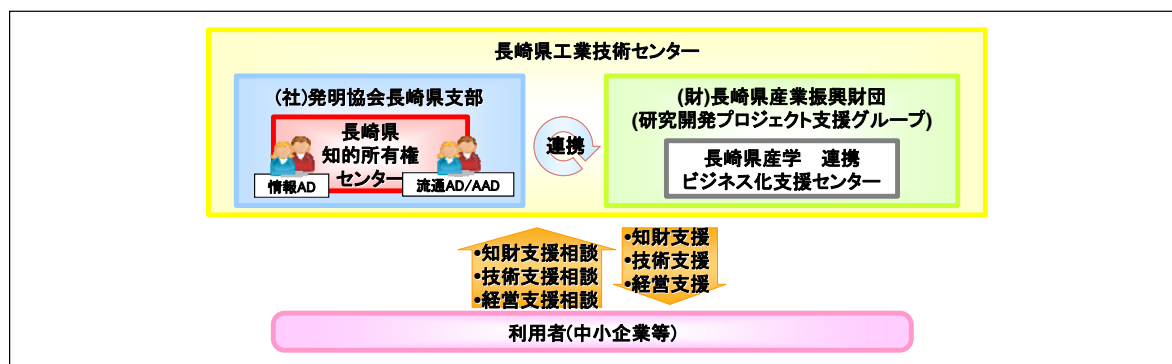
長崎県工業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会長崎県支部、(財)長崎県産業振興財団及び長崎県産学官連携ビジネス化支援センターを配置し、企業への総合的な支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、長崎県知的所有権センター((社)発明協会長崎県支部に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業支援が実施されている。

県内の技術支援に係る相談は長崎県工業技術センター、経営支援に係る相談は(財)長崎県産業振興財団にて実施されている。上述の支援機関が長崎県工業技術センター(大村市)内に配置され、知的財産・技術・経営に係る支援体制が構築されている。

(財)長崎県産業振興財団は長崎本部(長崎市)、大村本部(大村市)、佐世保事業所(佐世保市)、企業誘致センター(東京都、大阪府)で構成され、大村本部には、研究開発プロジェクト支援グループを配置している。また、同財団は、県と共同で長崎県産学官連携ビジネス化支援センターを設置し、産学官連携及び各分野技術の融合による新産業・新事業創出を支援しており、情報共有等で連携を図っている。

(社)発明協会長崎県支部には、県が知的財産活用推進員(パテントプロモーター、特許流通 AAD が兼任)を配置しており、特許流通 AD と協力して県有特許の流通を推進している。



組織	所在地	配置人員
長崎県知的所有権センター	大 市 長崎県工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> • 特許流通AD(専) • 特許流通AAD() • 特許情報AD • 知的財産活用推進員(パテントプロモーター)(特許流通AADと) • (専 、事務局の事務を担当) • 託職員(専 、ADの事務補助)
長崎県工業技術センター		
(社)発明協会長崎県支部		
(財)長崎県産業振興財団 (研究開発プロジェクト支援グループ)		

図 II-42-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

長崎県は、(独)中小企業基盤整備機構と連携し、知財講習会を開催している。加えて県教育庁や県内工業高等専門学校、産業団体などの要請に応じ知的財産に関する講演や特許流通に係る事例紹介などを実施している。

表Ⅱ-42-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知財講習会 講師	(独)中小企業基盤整備機構	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
知財講習会 講師	県内民間企業	4回	特許情報 AD
特許流通事業と開放特許の例	長崎蒲鉾水産加工協同組合	1回	特許流通 AD
特許流通講座(基礎編)福岡	INPIT、(社)発明協会	1回	特許流通 AD
特許の活用とその事例	県教育庁	1回	特許流通 AD
生徒向け知的財産教育 講師	佐世保工業高等学校	2回	特許情報 AD
	島原工業高等学校	4回	
	鹿町工業高等学校	1回	
	大村工業高等学校	3回	

表Ⅱ-42-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
知財セミナー(五島商工会主催)	1回	特許流通 AD 特許情報 AD
知財セミナー(対馬市商工会主催)	1回	特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-42-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP)		実施なし
特許流通データベース	INPIT	1件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-42-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし

地域版ビジネス市	19FY 実施
----------	---------

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業特許説明会選考委員会 委員 ・ 県有特許審査会 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有特許審査会 委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験及び知的財産経験を有する人材を採用している。所属は、(社)発明協会長崎県支部である。

県が採用している知的財産活用推進員の業務内容に特許流通 AAD 業務が含まれている。特許流通 AAD の業務としては、OJT による特許流通に係る専門的知識・ノウハウ・手法を習得させる。

育成期間終了後、知的所有権センターに配置し、県内産業の特許流通事業において、活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 長崎県	「イオン注入法及びその装置に係る特許流通支援」 発明者である長崎県工業技術センター研究員からの技術指導について、特許実施許諾契約の一環として支援を行った。福岡県の企業が、当該技術を基に事業化を図り、長崎県内にベンチャー企業を立ち上げた。これに対し長崎県及び大村市が資金支援を行った。特許流通 AD は、ライセンサーとライセンシーとに対して、特許実施許諾や技術指導に関わる契約の支援を行いながら、事業化の進展を支援した。現在は、量産化に向けた製造装置の認定申請を実施中であり、今後は、受注促進と生産の信頼性を向上し、事業家への取組を進めていく。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 長崎県	「県内大企業の開放特許説明会と事業化支援」 平成 13 年、16 年に(財)長崎県産業振興財団の主催で、県内に事業所を有する大企業の開放特許説明会を実施したが、それ以来開催が行われていなかった。 そのため、特許流通 AD が当該説明会の開催を長崎県に提案するとおに、長崎県に事業所を置く大企業へ開放特許提供の打診を行った。結果、平成 20 年度秋に当該説明会を開催することになり、大企業から提供の開放特許候補を選定している。 今後は、当該説明会の開催の推進と、マッチング後の事業化に向けた支援(共同研究、補助金申請など)を、(財)長崎県産業振興財団、長崎県工業技術センターなどの関連機関と連携して行っていく。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「特許出願に係る支援」 主な支援として、開発技術に係る先行事例の検索指導(支援先企業も事前に先行技術調査済)、出願書類作成を支援し、特許出願を行った。また、新技術・新製品に係る新規事業支援の情報提供と、新規事業支援説明会に同行した。製品の開発状況聴取と、出願未公開の発明につき、先行技術調査依頼手続を指導している。加えて、先行技術結果報告書についての解釈について、指導を行った。 今後は、試作具の実証試験で得られる開発成果の国内優先権主張出願の対応に係る支援を行っていく。

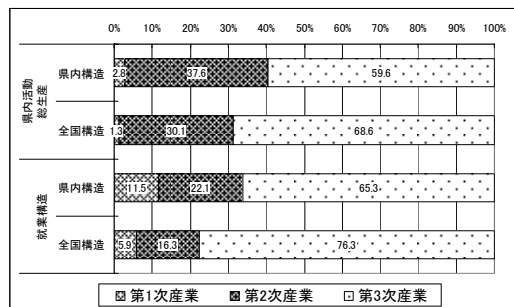
大分県

大分県では、地域資源活用の地場企業支援のための基金の創設が進められており、また、自動車関連産業新規参入・取引拡大を目指す地場企業の支援が行われている。地域資源活用地場企業支援を目的とした基金では、中小企業が地域資源を活用して行う商品開発やマーケティングなどの支援を促進している。また、自動車関連産業新規参入・取引拡大を目指す地場起業支援では、自動車メーカーの現役技術者をスタッフとしたプロジェクトチームを新設し、現場改善の助言や発注側企業とのマッチングなどの支援を実施している。

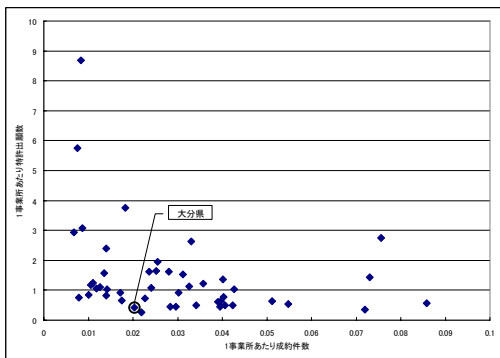
〈基礎データ〉

人口	1,209,571人
事業所数	2,182事業所

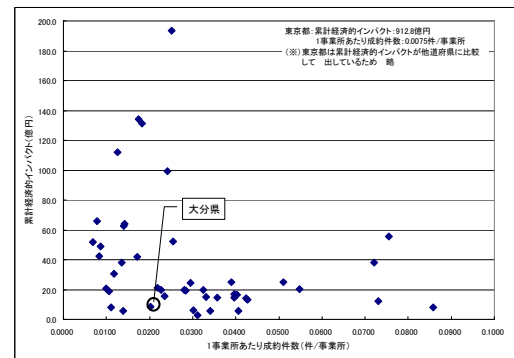
[産業構造]



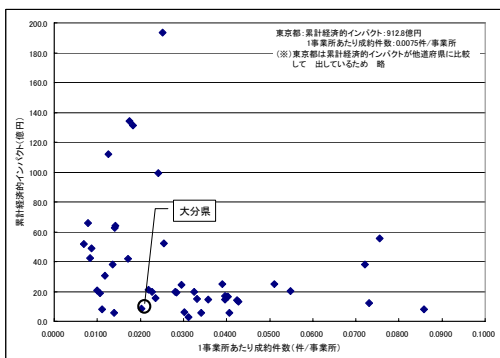
[知的財産マインドポジション]



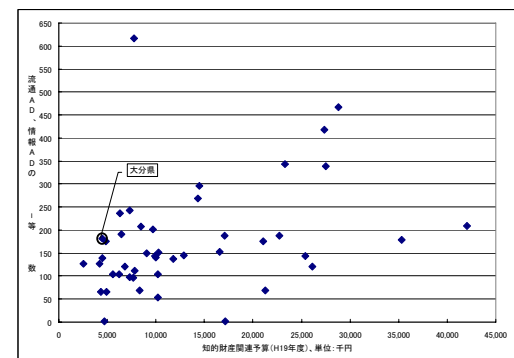
[流通成果ポジション]



[特許流通AD・特許情報AD取組ポジション]



[特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献]

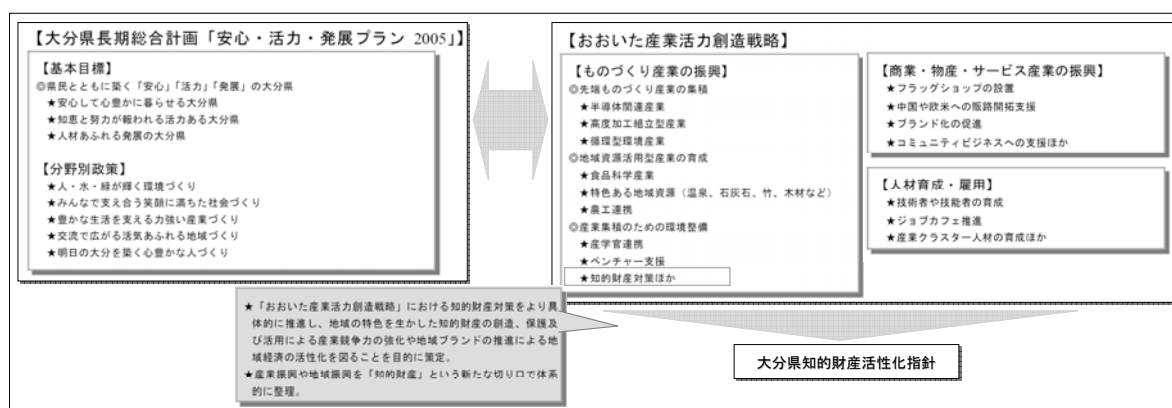


1. 「安心・活力・発展プラン 2005」、「大分県知的財産活性化指針」における特許流通事業の位置付け

平成 17 年 10 月に大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005」を策定し、「豊かな生活を支える力強い産業づくり」を分野別政策課題の一つとして位置付け、産業振興を推進している。

基本戦略の一つ「おおいた産業活力創造戦略」では、ものづくり産業の振興政策、商業・物産・サービス産業の振興政策、人材育成・雇用政策を大きな柱としており、知的財産対策についても、普及啓発の強化や相談体制の充実等のために取組を始めている。

さらに、県として知的財産対策のより具体的に推進するために「大分県知的財産活性化指針」を策定している。同指針をもって、特許流通の取組についても実施することとしている(図Ⅱ-43-1 参照)。



図Ⅱ-43-1 「大分県長期総合計画」、「おおいた産業活力創造戦略」、「大分県知的財産活性化指針」と特許流通に係る施策との関連性

大分県知的財産活性化指針		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産の創造、保護及び活用による産業の強化	全 国に係る 方策	相談 口の充実と知的財産専門人材の	
		中小企業における知的財産担当の設置及び職務発明規 定の制定の	
		知的財産に係る各種契約の重要性の啓発推進	
	創造に係る 方策	特許情報な の活用による先行技術調査支援	
		大学や公設試 研究機関な の人材及び試 研究設備な の活用推進	
		産学 や分野、業種を た連携による研究開発の推進	
		知的財産の創造と活用を重 した研究開発や事業化の支援	
		中小企業者な における知的財産の創出の	
	保護に係る 方策	品・海 対策の推進	
		知的財産の出願に係る指導相談の推進	
		知的財産の出願に係る経費支援	
	活用に係る 方策	知的財産を担保とした資金調達支援	
		開放特許な の活用促進	2.大分県の特許流通事業の取組
大学や公設試 研究機関な における知的財産の技術移転と実用化支援の 促進		2.大分県の特許流通事業の取組	
事業化に けた 一 や市場な の調査と 開 の支援			
地域 ランドの推進による地域経済の活性化	関係法制度の普及啓発の推進		
	農 産物やその 工品の品 ・ 全 理技術の上と 定供 の推進		
	農 産物やその 工品の品 ・ 全 理な に係る 制度の創設		
	デザインや商標を活用した農 産物やその 工品の ランド化支援		
	的工 品のデザインや商品開発 な の 上促進と ランド化支援		
	ランドづくりのための市場開 や 拡大の推進		
知的財産マインドの醸成と人材育成	地域資 を活用した ある地域づくりの推進		
	中小企業者や生産者な に対する普及啓発の推進		
	地方自 体や関係団体な の職員に対する普及啓発の推進		
	青 年に対する科学技術の振興と知的財産 育の推進		
	大学や企業な における知的財産専門人材の育成支援		
県有知的財産の創造、保護及び活用の推進と 環境整備	「発明の日」の		
	県有知的財産の出願、登録、 理及び活用に係るポリシーの策定		
	県有知的財産の出願経費な の 保		
	研究者へのインセンテ の付		
	知的財産担当部門の強化と関係機関における知的財産担当の設置		

図Ⅱ-43-2 「大分県知的財産活性化指針」と特許流通に係る施策との関連性

2. 大分県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

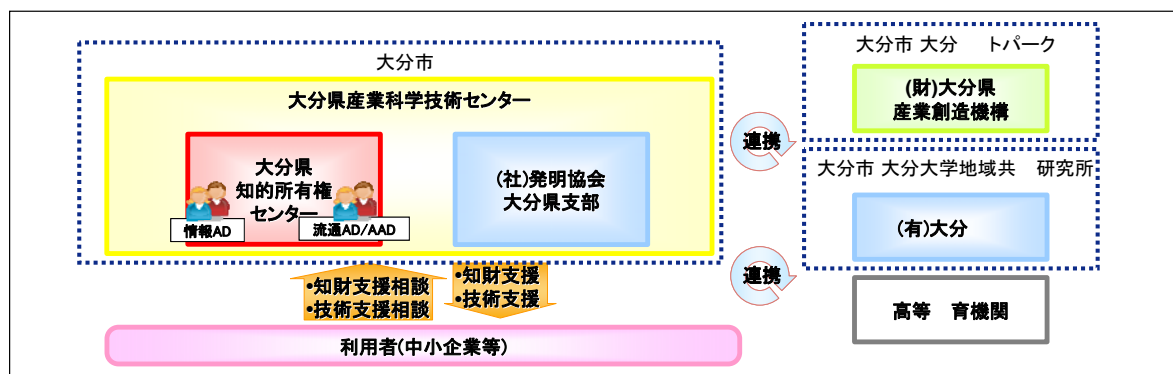
大分県産業科学技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会大分県支部を配置し、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、大分県知的所有権センター(大分県産業科学技術センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内の技術支援に係る相談は大分県産業科学技術センター、経営支援に係る相談は(財)大分県産業創造機構において実施されている。大分県産業科学技術センターには、大分県知的所有権センター及び(社)発明協会大分県支部が配置され、知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

県内の大学や支援機関等の連携を図るために、県が「コーディネーター会議」を組織しており、特許流通 AD、県内の大学や支援機関等のコーディネーターが参画し、情報交換等の連携を図っている。

また、県内大学の技術移転支援機関の窓口である大分 TLO に特許流通 AD が派遣されているため、大分県知的所有権センターの特許流通 AD と随時情報交換等の連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
大分県知的所有権センター	大分市 大分県産業科学技術センター	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD(専) : 1名 特許流通AAD(専) : 1名 特許情報AD(専) : 1名 事務局補助員(、 5日) : 3名
大分県産業科学技術センター		
(社)発明協会大分県支部		
(財)大分県産業創造機構	大分市 大分 トパーク	
(有)大分	大分市 大分大学地域共 研究センター	

図 II-43-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

大分県では、知的財産に関するセミナー、講演などの具体的な活動についての報告はないが、県内の商工会議所と連携し、商標調査のサポート活動等が展開されている。

表Ⅱ-43-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
開放特許活用セミナー	臼杵商工会議所	1回	特許流通 AD
特許情報セミナー	大分県	8回	特許情報 AD
大分県食品開発研究会研修会	大分県	1回	特許情報 AD 特許流通 AAD
特許明細書作成講座	大分高専	2回	特許情報 AD

表Ⅱ-43-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
津久見市鮪を主体とした町興し商標調査のサポート(津久見市商工会議所)	1回	特許情報 AD
特許流通促進事業及び支援内容について説明周知(県内商工会議所、商工会)経営指導員に対して	33回	特許流通 AD
地域ブランド化の商標調査・活用サポート(西田東商工会)	1回	特許情報 AD
産業財産権講習会(知財駆け込み寺関連)	1回	特許情報 AD
商工会連合会専門研修(法務コース)	1回	特許情報 AD
平成19年度創業人材育成事業「創業塾」	1回	特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-43-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	大分大学	133件
県有特許開放情報(HP)		実施なし
特許流通データベース	INPIT	42件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-43-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・ 大分県コーディネーター会議 参加
特許情報 AD	・ 津久見市商工会議所館を主体とした町興し募集イラスト審査委員

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における知的財産経験が豊富な人材を採用している。所属は、大分県産業科学技術センターである。

特許流通 AAD には、特許流通事業の普及啓発、利用促進のみならず、知的財産権制度全体の普及啓発の役割を求めている。育成段階においても、特許流通事業に必要な知識に加え、知的財産権制度全般についての知識を蓄積できるよう育成する。

育成期間終了後、県内中小企業支援機関等の支援メニューの一つとして活用する。

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 17 年度)	(支援先) 県内企業 県外企業(宮城県)	「局部照明装置に係る特許流通支援」 ライセンスで導入した LED 光源を用いた街路灯の設計開発・製造・販売を支援した。 特許流通 AD として、九州経済産業局支援事業のスタートアップ事業への提案の中で、協力企業としての従来の電球式の街路灯で実績のある企業を紹介する等の支援を行った。また、販路開拓のために(財)大分県産業創造機構の支援事業との連携について、アドバイスをを行った。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 大分県 産業科学技術センター 特許情報 AD	「特許関係機関連絡会議の定期開催」 県の知的財産関係部門の活動を連絡・報告をする会議がなかったため、知的財産に係る活動が共有もされていなかった。そのため、連絡会議の開催について計画を行い、平成 19 年度から、知的財産関係機関の連絡会議を定期的に行っている(3 ヶ月に 2 回程度)。参加機関は、県商工労働部産業技術開発室知財担当、県産業科学技術センター技術支援担当(発明協会大分支部兼務)、特許流通 AD、特許流通 AAD、特許情報 AD である。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	<p>「店舗の商品化における意匠及び商標出願に係る支援」</p> <p>商品、店舗などのデザイン企画設計を企業において、卵形移動店舗の商品化における意匠及び商標の調査及び活用のテクニック等技術の習得及び出願手続が自社内で可能な体制とし、今後のオリジナル商品開発の基礎技術の一つとする目的で支援を行った。</p> <p>主な支援として、産業財産権制度及び著作権制度の説明、意匠権の活用、調査方法、出願手続等の技術習得に係る支援を行い、意匠出願を行った。商標については、他者の権利状況を調査の上、ネーミングに関する考え方と権利状況調査法を習得しながら検討を支援している。</p> <p>今後は、ネーミングの商標出願まで支援を行う。また、当該案件の実績を基に、今後自社内で企画設計に活用できるよう作業手順のパターン化を図る。</p>

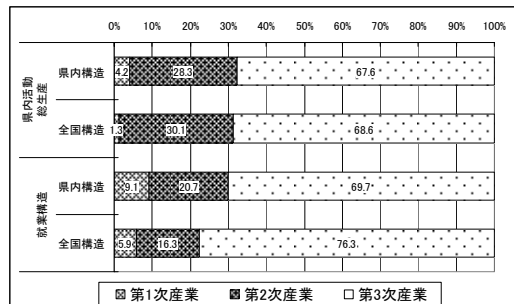
熊本県

熊本県では、知的財産の創造・保護・活用により県内中小企業を支援する「中小企業のための熊本県知的財産活用戦略(仮称)」を平成21年度に策定するべく準備を進めている。従来の特許流通AD育成等事業や熊本TLO事業に加え、各種フォーラムや産学行政との連携強化の施策も実施予定。また、産業支援の機能強化を目的として、知的所有権センターの所在地でもある県産業技術センターの整備も進めている。

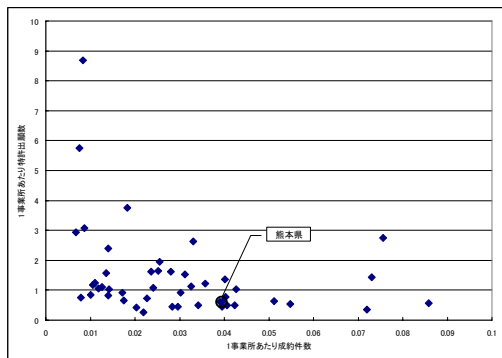
＜基礎データ＞

人口	1,842,233人
事業所数	2,851事業所

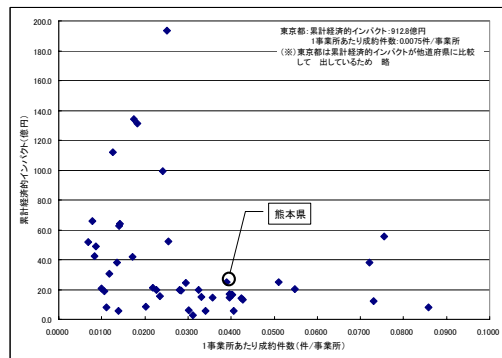
【産業構造】



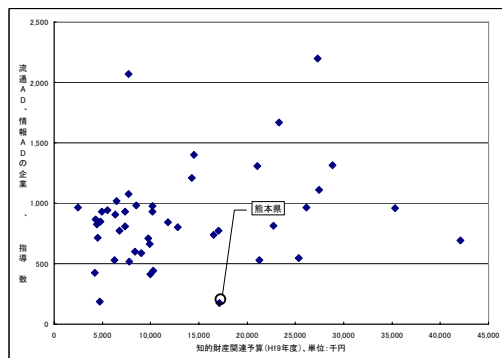
【知的財産マインドポジション】



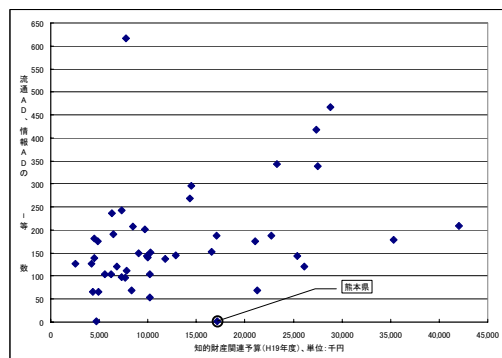
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】

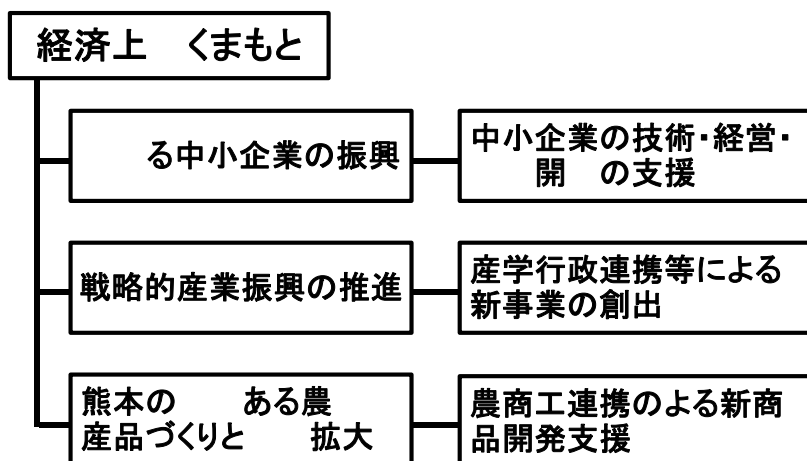


【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「くまもとの夢4カ年戦略」における特許流通事業の位置付け

県の総合計画「あらゆる産業の元気づくり」に基づき、これまでの特許流通に関する県内外企業のニーズ・シーズの発掘、マッチング、訪問相談・指導を行っている。(図II-44-1参照)。県の知的財産推進計画の策定については、未定である。



図II-44-1 「くまもとの夢4カ年計画」の知的財産に係る施策

2. 熊本県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

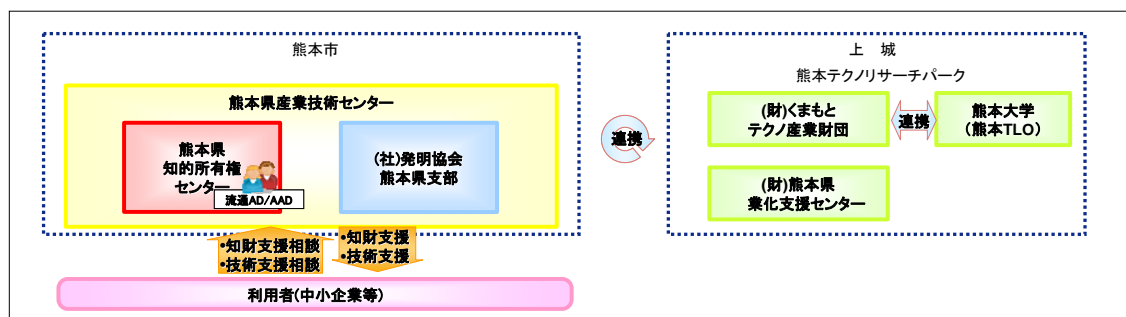
熊本県産業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会熊本県支部を配置し、また、(財)くまもとテクノ産業財団等の産業支援機関との連携を図ることで、企業への知的財産・技術・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、熊本県知的所有権センター((社)発明協会熊本県支部、熊本県産業技術センター)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内の技術支援に係る相談は熊本県産業技術センター、経営に係る相談は(財)くまもとテクノ産業財団及び(財)熊本県企業化支援センターによって実施されている。

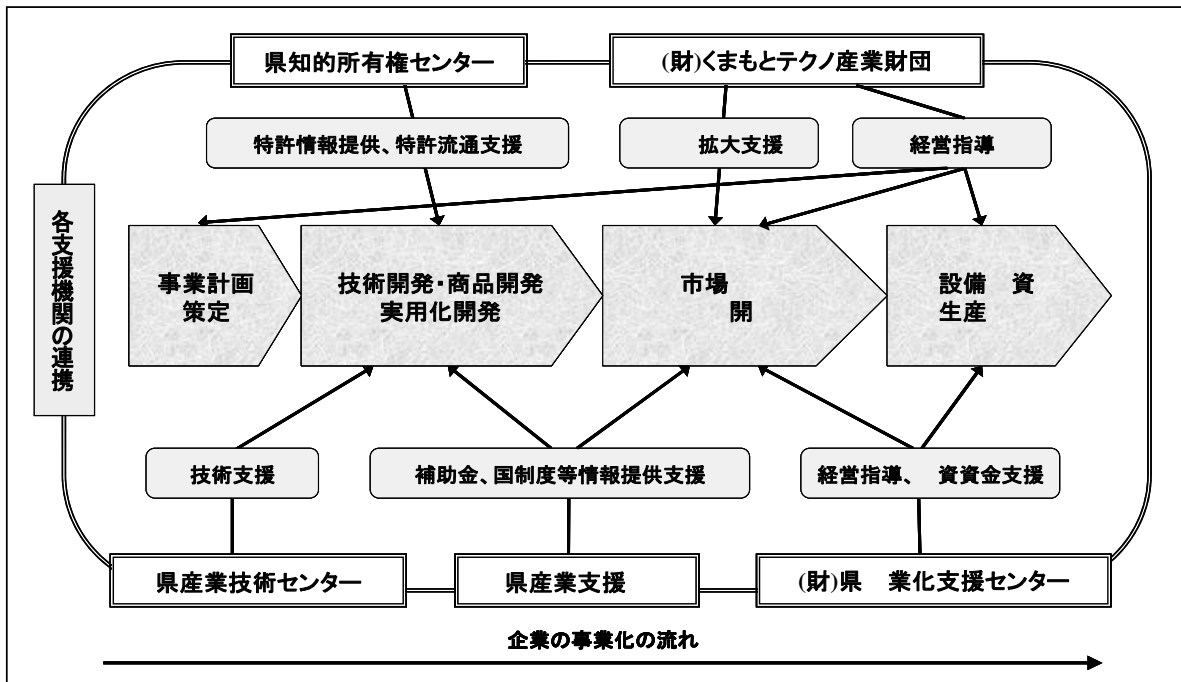
熊本県産業技術センター(熊本市)内に熊本県知的所有権センター及び(社)発明協会熊本県支部を配置しており、知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

また、熊本テクノリサーチパーク(上益城郡)内に、経営支援に係る機関を配置しており、熊本県産業技術センターの専門人材と(財)くまもとテクノ産業財団のプロジェクトマネージャー等が、企業の事業化プロセス(研究・開発、事業化、製品化等)に応じて、連携を図っている。(財)くまもとテクノ産業財団内に配置されている熊本 TLO の特許流通 AD とも連携し、県内外の大学における研究等の情報交換等を通じて連携を図っている。(財)熊本県企業化支援センターにおいては、特許流通 AD と連携し、特許流通案件の事業化に係る資金面での支援や財務・経営等総合的なコンサルテーションを行っている。



組織	所在地	配置人員
熊本県知的所有権センター	熊本市 熊本県産業技術センター	・特許流通AD(専) :1名
熊本県産業技術センター		・特許流通AAD() :1名
(社)発明協会熊本県支部		・(社)発明協会熊本県支部 託職員(、):2名 ・熊本県産業技術センター職員(、 1 度):1名 ・県職員():1名
(財)くまもとテクノ産業財団	上 城 熊本テクノリサーチパーク	・プロジェクトマネージャー(、):1名
(財)熊本県 業化支援センター		・特許流通AD(、):1名 ・(財)熊本県 業化支援センター職員(、):1名

図 II-44-2 特許流通事業に係る取組体制



(出典)熊本県 特許流通 AD 派遣事業における 19 年度の事業評価及び
20 年度の実施計画について

図 II-44-3 各支援機関の連携イメージ

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

熊本県では、県と連携し、特許流通セミナーが開催されている。

表 II-44-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
特許流通セミナー	熊本県		特許流通 AD

表 II-44-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
実施なし		

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表 II-44-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
TLO の保有特許等を取り纏めた開放特許シーズ集	熊本 TLO	120 件
県有特許開放情報 (HP)		実施なし
特許流通データベース	INPIT	140 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-44-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・ 「平成 20 年度事業可能性評価委員会」における評価委員として参加
特許情報 AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

中小企業向け補助金内定事業者説明会に併せ、県職員も対象に加えて知的所有権や地域特許流通促進事業についてのセミナーを開催した。また、国が実施する特許説明会は関係部局に周知を図っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験が豊富な人材を採用している。所属は、(財)くまもとテクノ産業財団で概ね週 2 日程度を熊本県知的所有権センターに派遣している。

特許流通 AAD は、中小企業における特許流通支援を通じて、新事業創出促進、県内産業振興を図り、シーズ・ニーズのマッチング等技術移転の専門知識を有する人材として育成する。また、特許流通 AAD 勤務以外で産学連携コーディネーターとして活動し、育成の相乗効果を図る。

育成期間終了後、特許流通 AD 兼コーディネーターとして事業化のための特許流通業務や産学連携研究等の支援を行う。さらに、県の産業技術センターと(財)くまもとテクノ産業財団等の産業支援機関との連携、調整役として活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例	(支援先) 県内企業 県外企業 (京都府) 個人	<p>「アルミニウムまたはアルミニウム合金の表面に陽極酸化皮膜を形成する方法に係る特許流通支援」</p> <p>当該案件の契機は、(財)くまもとテクノ産業財団中小企業支援センター設備支援室からの当該技術の紹介であった。その後、ライセンサーの所有する特許及びノウハウをライセンサーの実施許諾契約に至るまで、両社を支援する特許流通 AD が支援した。ライセンサーとの打合わせにおいて、要望をライセンサー側の特許流通 AD へ伝え、成約に向けて協力を依頼した。</p> <p>特許流通 AD は、熊本県商工観光労働部産業支援課、熊本県産業技術センター、企業との連携を仲介や各種補助事業の紹介及び製品開発に伴う技術上の問題解決のための研究機関の紹介等を支援した。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 熊本県	<p>「熊本県における知的財産部門の組織化への取組」</p> <p>県には知的財産の活用に関して組織的な活動がなく、知的財産に関する戦略的な施策が必要である。そのため、県の知的財産に係る実態把握のため、各種会合に参加した(「コラボ産学官熊本支部」通常総会、第 28 回くまもとベンチャーマーケット二火会、平成 20 年度第 1 回熊本県産業支援機関連携支援会出席、平成 20 年度中小企業向け補助金説明会、特許の基礎及び特許流通支援に係わる AD の講演会)。中小企業のビジネスプラン策定、資金調達、販路開拓、産学連携、施策活用等において補助事業を通して支援が行われているため、今後の取組に活用していく。</p> <p>今後の展開として、県庁内、地域振興局、くまもとテクノ産業財団が連携していくことが重要であるため、連携を図るための取組を行っていく。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
—	特徴的な取組はなし。

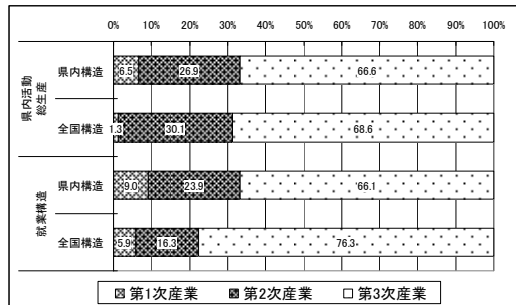
宮崎県

宮崎県では、地域企業の新商品開発、ベンチャー創出及び新規企業立地等を促進するため、バイオメディカル産業の創造を推進しており、医農連携による新産業創造を目指す「地域結集型共同研究事業」の研究成果の事業化を図っている。また、IT 関連産業の振興を図るため、IT 及びコールセンター人材の育成確保、首都圏等からの受注の拡大及び新規分野への進出を促進するための施策が展開されている。

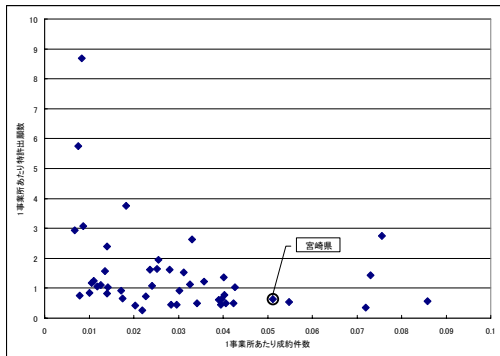
＜基礎データ＞

人口	1,153,042人
事業所数	1,975事業所

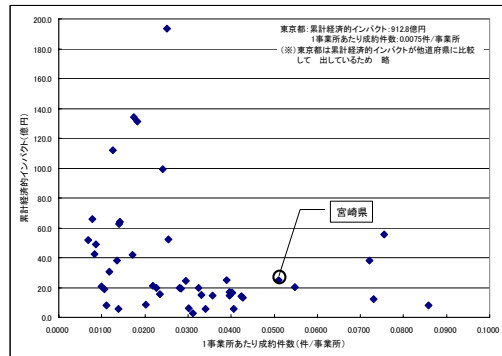
【産業構造】



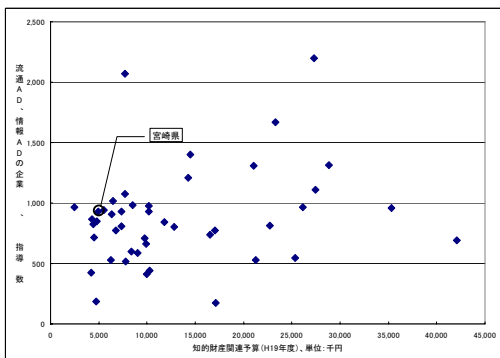
【知的財産マインドポジション】



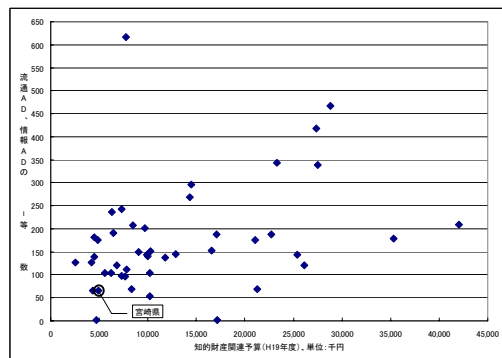
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】



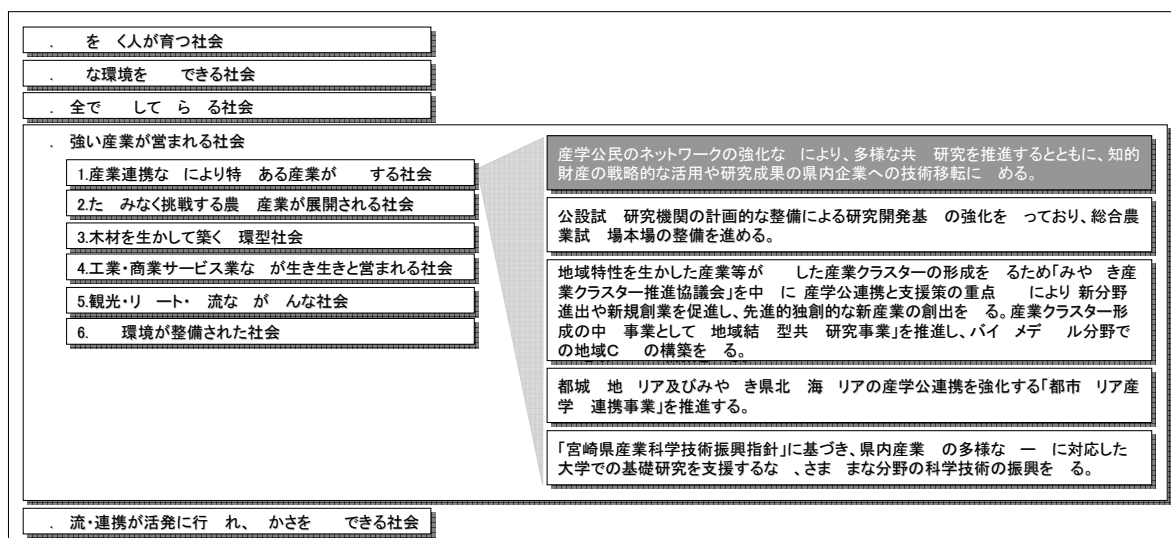
【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「元氣みやざき創造計画」、「宮崎県農水産物知的財産戦略」における特許流通事業の位置付け

県の総合長期計画「元氣みやざき創造計画(平成 17～26 年度)」の分野毎の取組「力強い産業が含まれる社会」の政策「産業連携などにより特徴ある産業が集積する社会」において、知的財産創造・保護・活用促進事業を位置付けている(図Ⅱ-45-1 参照)。

県の知的財産推進計画については未策定(平成 20 年 12 月時点)である。県の知的財産に係る戦略としては「宮崎県農水産物知的財産戦略(平成 19 年 11 月)」があり、農水産物における知的財産の創造・保護・活用の基本的な考え方について取り纏めている。



図Ⅱ-45-1 「元氣みやざき創造計画」における知的財産に係る取組

2. 宮崎県の特許流通事業の取組

2.1. 取組体制

宮崎テクノロジーパーク内に知的所有権センター、宮崎県工業技術センター、(社)発明協会宮崎県支部、(財)宮崎県産業支援財団を配置し、企業への知的財産・技術・経営に係る支援体制を構築

特許流通 AD は(財)宮崎県産業支援財団、特許情報 AD は宮崎県知的所有権センター((社)発明協会宮崎県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内の技術支援に係る相談は宮崎県工業技術センターにおいて実施されており、経営支援に係る相談は(財)宮崎県産業支援財団にて実施されている。上述の支援機関は宮崎テクノロジーパーク(宮崎市)内に配置されており、同一敷地内の各支援機関が連携することで、知的財産・技術・経営に係る支援体制が構築されている。

県の地域結集型共同研究事業¹⁰における研究成果の技術移転を担う人材として採用している知財活用エージェントが特許流通 AAD を兼任していることで、県の事業と特許流通 AD・AAD とで人材を介した連携体制が構築されている。

また、特許流通 AD は、(株)みやざき TLO との連携や県内支援機関の各種コーディネーターの連絡懇話会等への参加及び宮崎県工業技術センター主催「新産業創出研究会」への参加等を行い、県内支援機関及び専門人材との連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
宮崎県知的所有権センター	宮崎市 宮崎県工業技術センター	・特許流通AD(専):1名
宮崎県工業技術センター		・特許流通AAD():1名
(社)発明協会宮崎県支部		・特許情報AD(、 1):1名
(財)宮崎県産業支援財団		・知財活用 エージェント(1名は特許流通AADを):2名
		・(財)宮崎県産業支援財団 創業支援 (、 2日):5名
		・(財)宮崎県産業支援財団 創業支援 (、 1日):4名
		・(財)宮崎県産業支援財団 創業支援 (、 2日):6名
		・宮崎県工業技術センター、宮崎県 品開発センター 企画デザイン部(、 1日):2名
		・県職員(、 2日):4人
		・事務員(、 2日)

図 II-45-2 特許流通事業に係る取組体制

¹⁰ (独)科学技術振興機構からの委託を受け、「食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出」をテーマに取組中(平成 15 年から 5 年間)

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

宮崎県は、県畜産試験場に対する知的財産権活用に関する講演会を実施するとともに、宮崎大学において講座を開講し知的財産に関する人材育成を展開している。

表Ⅱ-45-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	ADの講師参加
知的財産権と活用について	畜産試験場	1回	特許流通AD
特許を流通させるための方策(宮崎大学講義)	宮崎大学	1回	特許流通AD
宮崎大学非常勤講師	宮崎大学	2回	特許情報AD
技術・研究発表交流会	宮崎大学	1回	特許情報AD
特許情報活用研修会(産業財産権とIPDL)	知的所有権センター	4回	特許情報AD

表Ⅱ-45-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	ADの講師参加状況
商工会経営指導員応用研修会「知的財産とその活用」	1回	特許流通AD
日南商工会議所・漁業共同組合合同研修会「知的財産とその活用」	1回	特許流通AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-45-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
宮崎県開放特許シーズ集	宮崎県産業支援財団	45件 (内公設試験関係:21件)
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報(HP)	宮崎県産業支援財団	特許21件(登録6件)
特許流通データベース		実施なし

2.4. 特許庁・INPIT施策との連携

表Ⅱ-45-4 特許庁・INPIT施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県賃貸工場の入居者審査 委員 ・ 宮崎県全体コーディネーター会議 参加 ・ 地域結集型共同研究事業の技術移転ミーティング 参加 ・ 宮崎県新事業創出総合支援審査会 委員 ・ 日南市特産品・開発ブランド化事業実行委員会 委員 ・ 工業技術センター等運営会議 委員
特許情報 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

知的財産権制度の普及業務を担当する県職員及び公設試職員については、INPIT が実施する知的財産権研修を受講している。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術経験を有し、かつ知的財産の経験を多少有する人材を採用している。所属は、(財)宮崎県産業支援財団である。特許流通 AAD の就任前から「地域結集型共同研究事業」の知財活用エージェントとして知財に係る業務に従事している。

特許流通 AAD は、「地域結集型共同研究事業」関連分野を対象に OJT を実施し、知財活用エージェントの技術移転人材としてのスキルを向上させる。

特許流通 AD のノウハウ継承を通じ、食品・バイオ関連企業のニーズ及び技術シーズ把握のスキルを習得し、同事業の相乗効果を高める。

特許流通 AAD は知財活用エージェントとして県内外企業への技術移転を推進していく役割を担っている。育成期間終了後は特許流通 AD の OJT を通じて技術移転人材としてのスキルを向上させ、食品・バイオ分野の研究成果等を技術移転させるための専門人材として活用する。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 宮崎県畜産試験場	「牛胚移植器の輸送容器及び保護カバーに係る特許流通支援」 ライセンサーが別の共同研究をきっかけに興味をもち、実用化に向けた検討が開始された。実用化を進めるにあたり、現状での課題を抽出し整理した。保温ケースの耐久性を考慮しての材質改良、材質の提案、企業紹介、保温効果をアップする為の保温材の探索という課題を解決する為、共同研究が必要となり、その開発資金につき宮崎県産業支援財団「平成 19 年度 R&D(共同研究事業)」を紹介した。県の補助金申請のための申請書作成において、開発実行計画等、技術課題について支援を行った。
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 県内公設試	「公設試験場の特許等の活用・管理等への取組」 県内の研究成果の権利化、特許の活用、特許等の管理について、積極的に推進されていなかった。 そのため、研究者への知的財産の普及・啓発のため、研究員に対する知財勉強会「研究開発と知財について」、「特許情報」の講演を実施した。また、特許の活用については、最近の出願特許について、ライセンス紹介等の活動を行っている。知財の管理については、特許制度についての講演、他公設試の運用紹介を行った。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「物干吊下げ具の実用新案権出願支援」 テラス支柱に取付ける物干吊下げ具について実用新案権出願の支援を行った。主な支援として、商品のアイデアの相談を受けた後、実用新案(2件)の出願を完了し、技術評価書を請求している。また、商品の製作先2件の企業を紹介し、試作販売を開始していく。 今後は、商品の改良とコスト削減及び経営革新の申請を行っていく。

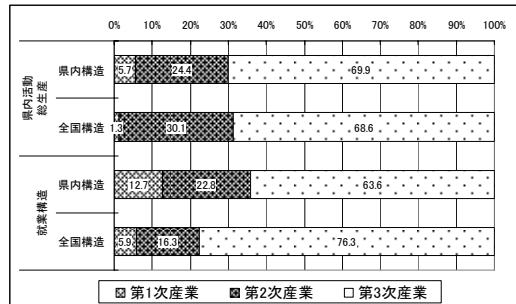
鹿児島県

鹿児島県では、自動車、電子、食品関連を重点業種3業種とし、これら業種の企業が
 行う研究開発、人材育成、販路拡大等の取組支援を展開している。また、重点3業種
 の中核的企業の創出や地域資源を活かした産業振興を図るため、県内中小企業等の新事業
 創出を支援する基金を、(財)かごしま産業支援センターに設置し新産業創造に向けた支
 援が行われている。

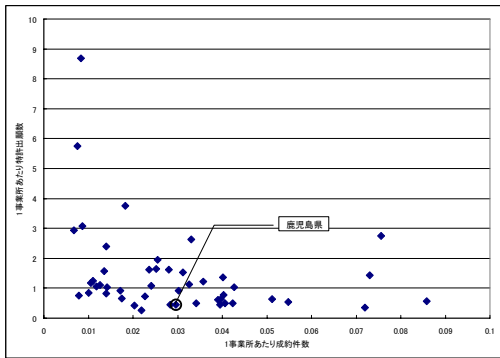
＜基礎データ＞

人口	1,753,179人
事業所数	3,028事業所

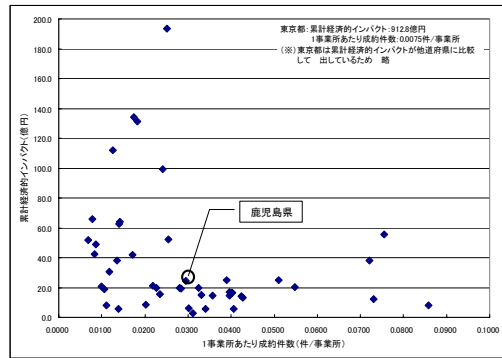
【産業構造】



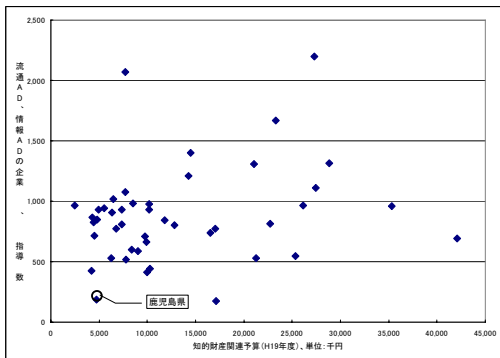
【知的財産マインドポジション】



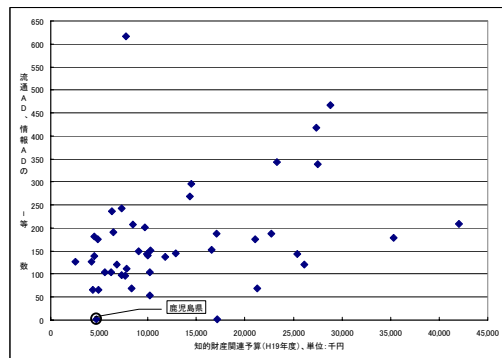
【流通成果ポジション】



【特許流通AD・特許情報AD取組ポジション】

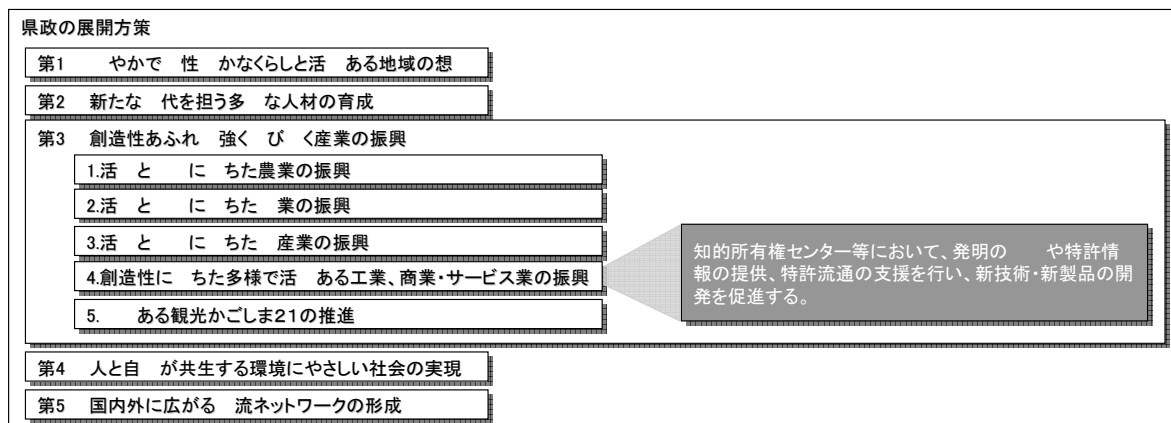


【特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献】



1. 「21 世紀新かごしま総合計画」、「鹿児島県知的財産推進戦略」における特許流通事業の位置付け

県の長期計画「21 世紀新かごしま総合計画(平成 13～22 年度)」における県政の展開方策「創造性あふれ力強く伸びゆく産業の振興」において、「創造性に満ちた多様で活力ある工業、商業・サービス業の振興」の技術の高度化と交流・連携を促進するために、知的所有権センター等において発明の奨励や特許情報の提供及び特許流通支援を行い、新技術・新製品の開発を促進することとしている(図Ⅱ-46-1 参照)。



図Ⅱ-46-1 「21 世紀新かごしま総合計画」と特許流通に係る施策との関連性

一方、県における知的財産を創造・保護・活用する知的創造サイクルを確立し、県の産業競争力の強化及び地域経済の活性化を図るために、「鹿児島県知的財産推進戦略」を策定し、基本的な目標や方針等を示している。同戦略において、特許流通の取組を実施することとしている(図Ⅱ-46-2 参照)。

鹿児島県知的財産推進戦略			H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産を大に つくり	知的財産に関する普及 啓発の推進	県民に対する普及啓発の推進	2.鹿児島県の特許流通事業の取組	
		中小企業等に対する普及啓発の推進	2.鹿児島県の特許流通事業の取組	
	人材の育成	中小企業等における人材の育成支援		
		県試 研究機関における人材育成の推進		
		大学における知的財産法 育等の促進		
	もが創・工 に しむ環境づくりの推進			
知的財産の創造 保護 活用のサイクルの立 による産業 の強 化	知的財産の創造	中小企業等における研究開発 の促進	先行技術調査等の実施の支援	
			技術・研究開発の支援	
		共 研究等の推進	大学等における共 研究等の促進	2.鹿児島県の特許流通事業の取組
			県試 研究機関における研究等の推進	
		職務発明制度の整備・充実	中小企業における職務発明規 の整備・充実の促進	
		県の職務発明規 の充実		
		コンテンツ産業の振興		
	知的財産の保護	知的財産の権利化の支援	料発明相談の 的な利用促進	
			特許取得等に係る支援制度の 的活用の促進	
		知的財産に関する相談 口の 整備・充実等	知的財産に関するワンストップ相談 口の開設	
			「知財駆け込み寺」との連携推進	
		知的財産の 対策の推進	D Aを活用した品種 別技術の開発	
			品種保護対策 との連携	
		「農産物保護ネットワーク」の活用・連携		
		の 資 の保護		
		海外の 品・海 に関する情報提供等 対策		
	知的財産の活用	中小企業等における知的財産 活用の促進	知的財産を活用した創業や事業展開等に対する支援	
特許等の活用推進				
		県試 研究機関の研究成果の活用推進		
	地域 ランド化の推進			

図 II-46-2 「鹿児島県知的財産推進戦略」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 鹿児島県の特許流通事業の取組

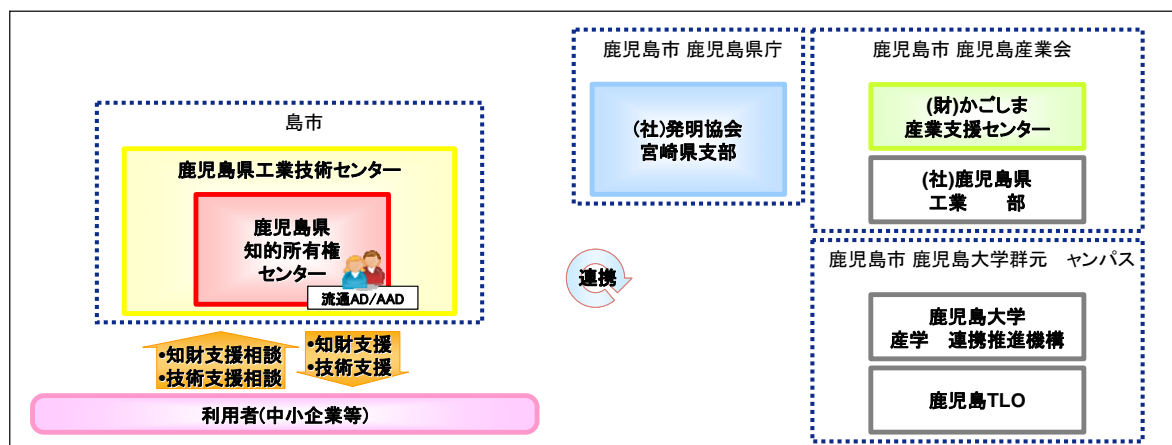
2.1. 取組体制

鹿児島県工業技術センター内に知的所有権センター、(社)発明協会鹿児島県支部を配置し、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

特許流通 AD は、鹿児島県知的所有権センター(鹿児島県工業技術センター、(社)発明協会鹿児島県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内の技術支援に係る相談は鹿児島県工業技術センター、経営支援に係る相談は(財)かごしま産業支援センターにおいて実施している。鹿児島県工業技術センター(霧島市)内に鹿児島県知的所有権センターが配置されており、同一建物に配置された支援機関が連携することで、知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

鹿児島市内に特許流通に係る支援機関が配置されているため、特許流通 AD と県が採用している知的財産活用推進員(特許流通 AAD が兼任)、鹿児島 TLO の特許流通 AD、産学官連携コーディネーター等との情報交換等による人材を介した連携体制構築が図られている。また、大学及び研究機関とは、鹿児島大学産学官連携推進機構との情報交換や鹿児島県工業技術センターの自主研究会「鹿児島県システムエンジニアリング研究会」への参加を通して、連携が図られている。



組織	所在地	配置人員
鹿児島県知的所有権センター	島市 鹿児島県工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通AD(専) : 1名 特許流通AAD() : 1名 知的財産活用推進員(特許流通AADが) : 1名 補助職員(専 、 2日) : 1名
鹿児島県工業技術センター		
(社)発明協会鹿児島県支部	鹿児島市 鹿児島県庁 商工 部産業立地 内	
(財)かごしま産業支援センター	鹿児島市 鹿児島産業会	
(社)鹿児島県工業 部		
鹿児島大学産学 連携推進機構	鹿児島市 鹿児島大学 群元 ヤンパス	
鹿児島		

図 II-46-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

鹿児島県は、県内離島に対して県事業として特許流通 AD を派遣し、知財出前セミナーを開催している。

表Ⅱ-46-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
知財出前セミナー in 種子島	鹿児島県	1 回	特許流通 AD
知財出前セミナー in 霧島	鹿児島県	1 回	特許流通 AD

表Ⅱ-46-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
農業高校における知的財産権について	1 回	特許流通 AAD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表Ⅱ-46-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集		実施なし
県有特許開放情報 (HP)		特許 44 件 (出願中 19 件)
特許流通データベース	INPIT	9 件

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表Ⅱ-46-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県知財戦略推進ネットワーク会議 委員 ・ 中小企業ものづくり人材育成事業カリキュラム開発検討委員会 委員
特許情報 AD	実施なし

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

特徴的な取組はなし。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業における技術及び知的財産の経験が豊富な人材を採用している。所属は、鹿児島県所有権センターである。

特許流通 AAD の育成において、特許流通 AD の企業訪問同行、県内企業との人的ネットワーク形成を図る。また、特許流通 AD の OJT により、知的財産に関する知識・ノウハウを習得する。勤務日以外は知的財産活用推進員として、知財の相談、普及・啓発、情報発信、特許流通に係る業務に従事している。

特許流通 AAD は県知的財産活用推進員を兼務しており、育成期間終了後も、県知的財産推進戦略の普及等を行う人材として活用していく。

3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 19 年度)	(支援先) 個人	<p>「集魚用固化材料及びその製造方法に係る特許流通支援」</p> <p>特許流通 AD が特許流通シニアアソシエイトとライセンスー及びライセンサーを訪問した。</p> <p>これまでの研究により、コンクリートに焼酎架粕などの有機物を混入することで、藻場造成、集魚効果、浄化作用を向上させることが可能であることを確認しており、今後、水産コンクリート製品、河川コンクリート製品を製造販売していく。中小企業基盤整備機構の新連携事業に提案し、採択されたため、事業化の具体化に向けた活動を実施している。</p>
地域連携事例 (平成 20 年度)	(連携機関) 鹿児島県工業技術センター	<p>「鹿児島県工業技術センターの契約書の改善」</p> <p>工業技術センターの共同研究契約書、共同出願契約書、共同研究契約書、特許実施契約書の雛形が昭和 62 年 12 月発足当時に作成されたものであり、表現や実施条件等が現状にマッチしない部分が多く含まれている。これらの問題点を解決し応用範囲が広く、関係機関の間での契約がスムーズに達成されるよう改善が必要となっている。そのため、取組として、案件発生前に工業技術センターとの情報交流、研究部より持ち込まれる様々な契約に対する支援、契約案件案に係る議論の支援、特許流通シニアアソシエイトとの連携によるセンター・企業双方の支援の実施を行った。</p> <p>その結果、各種相談(特許共同出願契約、共同研究契約、公募型共同研究提案書、委託契約、実施契約等)が増加している。今後は、様々な契約への相談を通して、契約書様式の見直しを行っていく。</p>

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
—	特徴的な取組はなし。

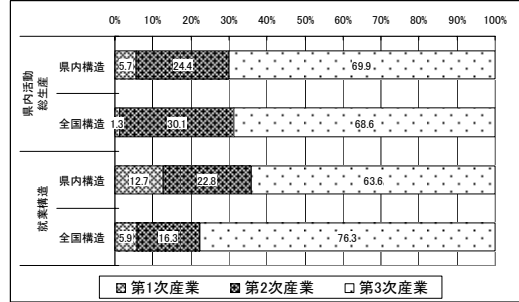
沖縄県

沖縄県では、観光産業の振興に加えて、新産業創出のひとつとして、「マリンバイオ産業」の創出が目指されており、このため海洋生物資源の機能性の利活用を図り、その事業化を進めるための産学官共同研究開発に対して支援が行われている。また、情報通信企業誘致と基盤整備は引き続き進められている。

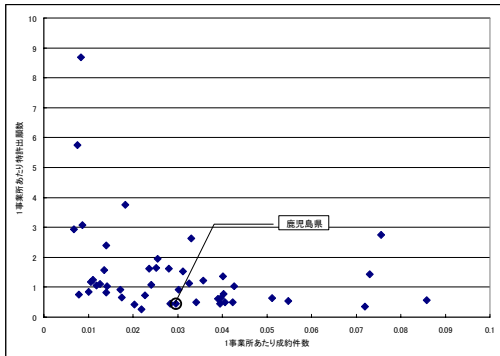
〈基礎データ〉

人口	1,361,594人
事業所数	1,703事業所

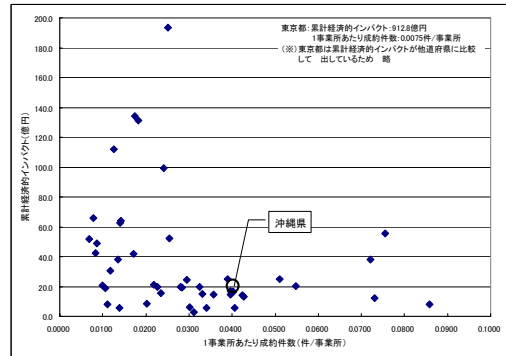
〔産業構造〕



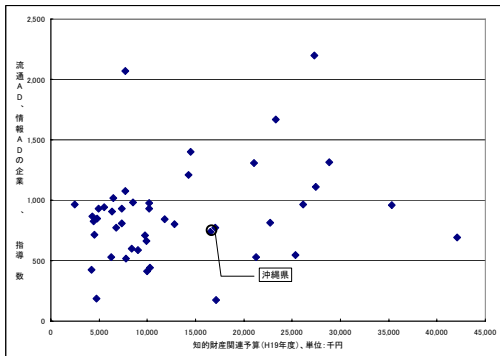
〔知的財産マインドポジション〕



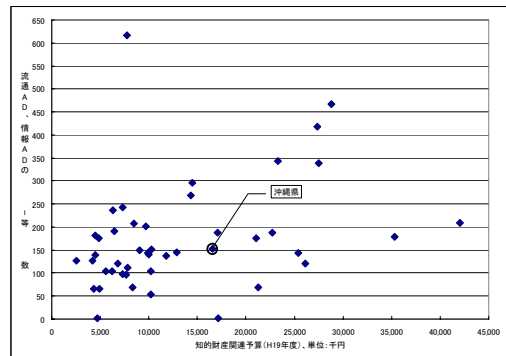
〔流通成果ポジション〕



〔特許流通AD・特許情報AD取組ポジション〕



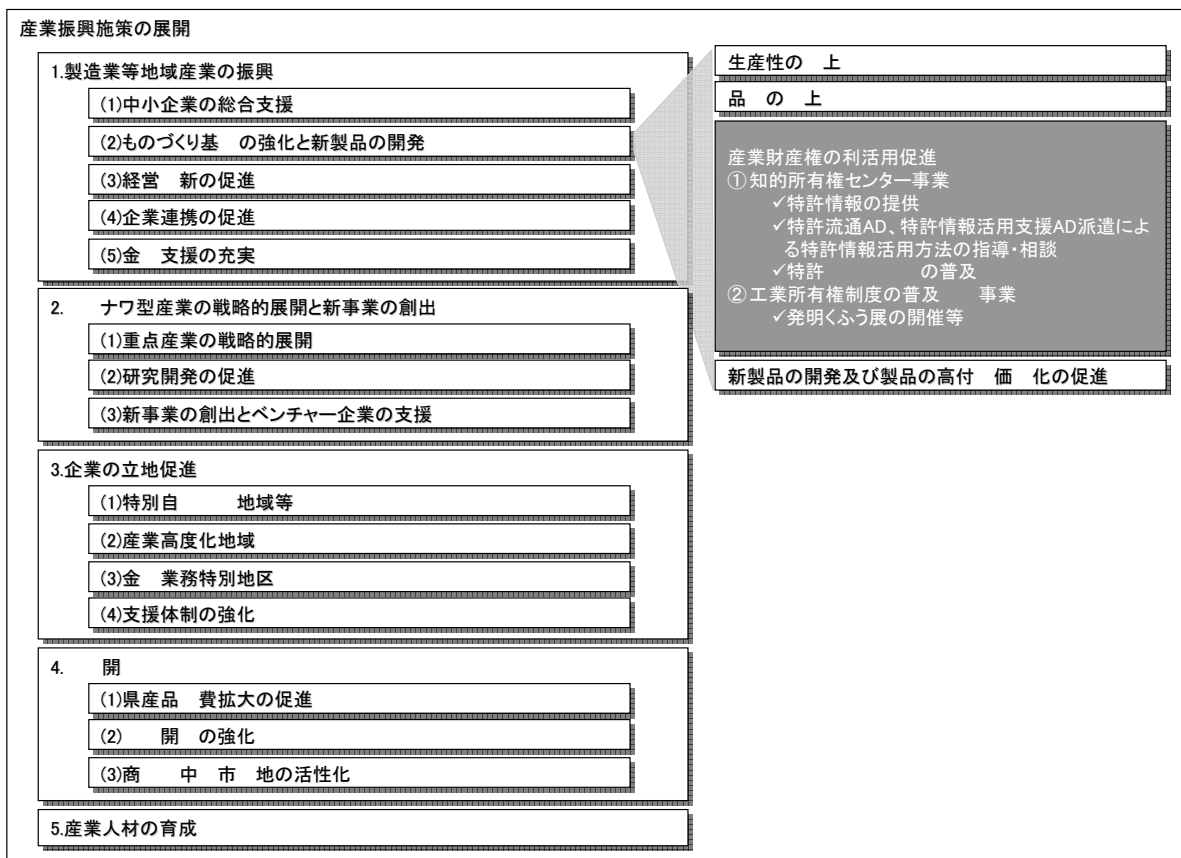
〔特許流通AD・特許情報ADの地域活動貢献〕



1. 「第3次沖縄県産業振興計画」、「沖縄地域知的財産推進計画(平成17年度)」における特許流通事業の位置付け

県の産業振興計画「第3次沖縄県産業振興計画(平成20～23年度)」における施策の展開として「ものづくり基盤の強化と新製品の開発」において、知的所有権センター事業及び工業所有権制度の普及奨励事業に取り組むことによる「知的財産権の利用促進」を位置づけている。

産業技術の高度化や産業財産権に関する相談窓口・機能の連携を促進するために、知的所有権センター等において発明の奨励や特許情報の提供及び特許流通支援を行い、新技術・新製品の開発を促進することとしている(図Ⅱ-47-1参照)。



図Ⅱ-47-1 「第2次沖縄県産業振興計画」と知的財産に係る施策との関連性

一方、県において知的財産を活用して地域経済の伸長を実現するための戦略を構築すべく、平成17年8月に、県内の主要な産学官主体の参加を得て「沖縄地域知的財産戦略本部」が設置され、平成18年3月に「沖縄地域知的財産推進計画」が策定された。同計画において、特許流通の取組を実施することとしている(図Ⅱ-47-2参照)。

沖縄地域知的財産推進計画		H19-20 特許流通AD 派遣事業取組実績	
知的財産推進に けた 啓 発の強化	中小企業の知的財産への取り 組みを促進する 啓発	知的財産への取り組みを推進するための徹底した 啓発とPR(シンポジ ム・セミナー・企業 の実施)	2.沖縄県の特許流通事業の取組
		企業経営者に けた成功事例・ 事例の マスメデ アと連携した普及啓発の推進	
	知的財産活用成功企業の創出		
知的財産基 の充実	存支援事業の 知・見直し	国の支援事業の 知徹底	
		沖縄の実情を ま た支援策の創出に けた検討	
	知的財産相談 口の充実	経済産業部特許 、県知的所有権センター、県産業振興公社、発 明協会な の支援・相談 口の の明 化と連携強化	
		弁護士・弁理士、アドバイザー等専門 の相談機会の拡大	
		商工会・商会議所等を活用した 口機能の整備促進	
		商標、デザインな の専門支援機能の充実	
	産学 連携の体制強化による 知的財産の創造と活用の促進	沖縄 の活用	2.沖縄県の特許流通事業の取組
		AWA型産業推進プロジェクトの推進、連携	
		企業 ー と研究シー の 、マッチング機能の充実	
	金 機関等を活用した知的 財産の活用促進	共 研究・開発の円 な連携、成果の権利化を促進	
知的財産信託や知的財産 ンドの創設に けた検討			
知的財産支援人材の育成・ 保	中小企業の取り組みを支援す る人材の 保	企業 人材等の組織化による知的財産支援人材の派遣	
		知的財産への取り組みを支援する人材の育成、 保	
		企業や 島における出 セミナーな の充実	
	次 代知的財産人材の育成	大学、専門学 における知的財産 育の リ ラム化	
		小学 、中学 、高 の児 ・生 およびその 員等を対象にした 知的財産 育の推進	
知的財産活用による地域振興 な	地域 ランド創造への取り 組みの促進	地域団体商標(地域 ランド)の制度 要の普及啓発	
		地域 ランド製品の開発・権利化と事業化に けた支援	
	品対策の強化	国内・県内における 品 の実	
		流通 における 品 の 制	
		海外 品 の実	
海外 品 に対する支援制度の 知			

図 II-47-2 「沖縄地域知的財産推進計画」の体系及び特許流通事業の位置付け

2. 沖縄県の特許流通事業の取組

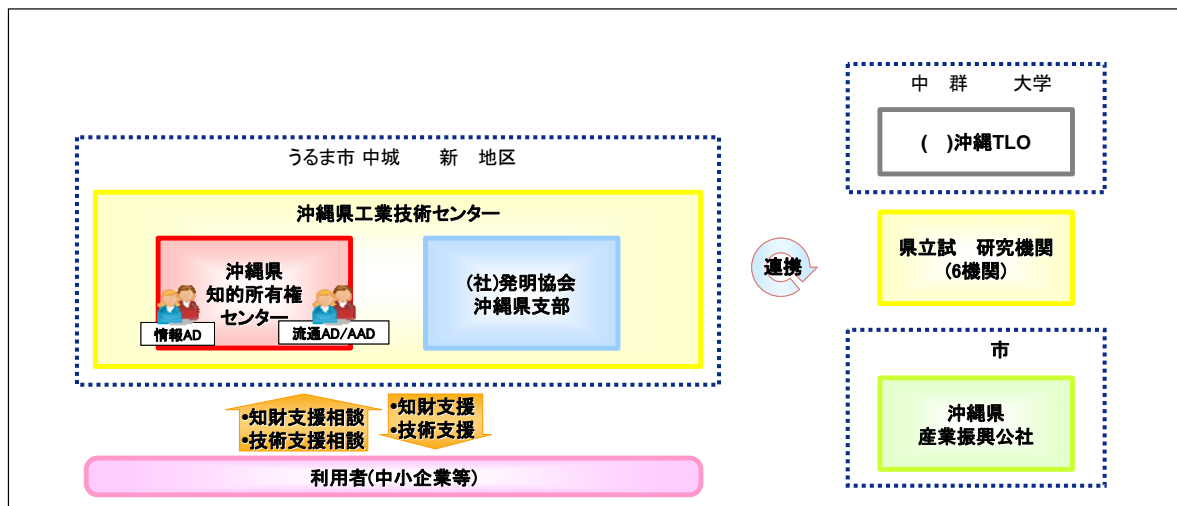
2.1. 取組体制

中城湾港新港地区内に沖縄県知的所有権センター、沖縄県工業技術センター、(社)発明協会沖縄県支部を配置し、企業への知的財産・技術に係る支援体制を構築

特許流通 AD 及び特許情報 AD は、沖縄県知的所有権センター((社)発明協会沖縄県支部)に派遣され、特許流通・特許情報活用の支援、特許流通に基づく事業化支援・特許情報活用による企業戦略支援が実施されている。

県内の技術支援に係る相談は沖縄県工業技術センター、経営支援に係る相談は(財)沖縄県産業振興公社において実施している。沖縄県工業技術センター(うるま市)内に沖縄県知的所有権センター及び(社)発明協会沖縄県支部が配置され、知的財産・技術に係る支援体制が構築されている。

県内の支援機関との連携において、(株)沖縄 TLO、沖縄県立試験研究機関(6 機関)、(財)沖縄県産業振興公社等との情報交換等による連携を図っている。



組織	所在地	配置人員
沖縄県知的所有権センター	うるま市 中城 新 地区 沖縄県工業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> • 特許流通AD:1名 • 特許流通AAD:1名 • 特許情報AD:1名 • 特許出願AD:1名 • (社)発明協会沖縄県支部():2名 • 補助職員:1名
沖縄県工業技術センター		
(社)発明協会沖縄県支部		
(財)沖縄県産業振興公社	市 沖縄産業支援センター	
(株)沖縄	中 大学 産学 連携推進機構	

図 II -47-3 特許流通事業に係る取組体制

2.2. 知的財産に関する普及・啓発

沖縄県は、特許流通セミナーに特許流通 AD を講師として派遣している。

表 II-47-1 知的財産に関するセミナー・講演(19FY)

セミナー・講演名	実施主体	回数	AD の講師参加
特許流通セミナー(知的所有権センター利用説明会)	知的所有権センター	2回	特許流通 AD 特許情報 AD 特許出願 AD
特許情報活用セミナー	知的所有権センター	19回	特許情報 AD

表 II-47-2 知的財産に関する商工会議所・商工会等との連携内容(19FY)

事業名	回数	AD の講師参加状況
商標セミナー	3回	特許情報 AD

2.3. 県有特許・県内企業保有特許の特許流通に向けた取組

表 II-47-3 県有特許・県内企業開放特許の情報提供

事業名	実施主体	掲載特許数
開放特許シーズ集		実施なし
大学や研究機関のシーズを取り纏めたシーズ集	知的所有権センター	9件(18FY)
県有特許開放情報(HP)		0件(工事中)
特許流通データベース	INPIT	89件 ※流通 AD が関与した登録者数を計上

2.4. 特許庁・INPIT 施策との連携

表 II-47-4 特許庁・INPIT 施策との連携

事業名	実績
知的財産戦略策定支援	実施なし
地域中小企業外国出願支援	実施なし
地域版ビジネス市	実施なし

2.5. 特許流通 AD・特許情報 AD の委員依頼等

特許流通 AD	・ 知的財産流通実証検討チーム(沖縄班)((社)農林水産技術情報協会) 委員
特許情報 AD	・ 沖縄職業能力開発大学校、国立沖縄工業高等専門学校、ほか講師

2.6. 知的財産人材育成

(1) 県職員・公的機関職員の人材育成

市町村経営指導員への指導を行っている。

(2) 特許流通の地域専門人材育成

特許流通 AAD の採用については、民間企業経験者で技術及び知的財産の経験を特に有していない人材を採用している。所属は、沖縄県知的所有権センターである。

特許流通 AAD は、県内企業との良好なネットワークを構築するとともに、特許流通及び技術移転に必要な知識とスキルを習得し、相談企業のニーズに対し的確に対応できる人材に育成する。

育成期間終了後、沖縄県知的所有権センターに配置し、(株)沖縄 TLO とも連携し地域に根ざした特許流通の促進を図る。

3. 3. 特許流通 AD、特許情報 AD の活動事例

3.1. 特許流通 AD の活動事例

取組分類		取組内容
事業化連携事例 (平成 20 年度)	(支援先) 県内企業	「ヒゲ付き円環部材に係る特許流通支援」 当該特許による金具の製造・販売において、試作品を現場で使用した状況をライセンサーが見たことから実施許諾に結びついた。現在、県内を中心に販売を行っている。 特許流通 AD が県、(社)発明協会沖縄県支部を紹介し、県庁記者会見室でのマスコミ発表や権利補強のための意匠登録手続きの支援を行った。

3.2. 特許情報 AD の活動事例

取組分類	取組内容
企業戦略サポート	「高音質弦楽器に係る特許出願、商品化支援」 主な支援として、他社権利状況調査、先行技術調査の方法を指導した。特許出願明細書を作成するにあたり、従来技術を説明するのに適した特許を選出し、特許出願を支援した。特許出願を行い、沖縄産業まつりへの出展を行い、技術説明の支援を行った。